

令和2年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査
調査結果報告書

令和3年3月

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

令和2年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査
調査結果報告書
《目次》

令和2年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査 結果の概要	1
------------------------------	---

訪問系サービスの支援の実態調査（結果概要）	3
施設入所における摂食・嚥下機能支援の実態調査（結果概要）	6
共同生活援助事業における夜間支援の実態調査（結果概要）	8
障害児通所支援事業所等における医療的ケア児等の受け入れ実態調査（結果概要）	10
居宅訪問型児童発達支援の対象者像の実態調査（結果概要）	12
障害児入所施設の支援の実態調査（結果概要）	14

令和2年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査 集計結果報告書	17
--------------------------------	----

1 調査の概要	19
2 訪問系サービスの支援の実態調査	21
(1) 事業所の基本情報	21
(2) 人員配置と加算の算定状況	25
(3) 居宅介護のサービス提供状況等	27
(4) 重度訪問介護に従事する職員の夜勤に関する状況等	28
(5) 重度訪問介護に従事する新人職員のOJTに要する期間	31
(6) 職員の担当交代時の引継ぎに要する時間	32
(7) 職員の状況	34
(8) 利用者の状況（居宅介護の通院等支援利用者）	47
3 施設入所における摂食・嚥下機能支援の実態調査	54
(1) 施設の基本情報	54
(2) 入所者の経口摂取の維持に関する取組	63
(3) 入所者の経口移行に関する取組	69
(4) その他の栄養改善等の取組	72
4 共同生活援助事業における夜間支援の実態調査	79
(1) 事業所の基本情報	79
(2) 夜間支援に従事する職員の状況	82
(3) 共同生活住居の入居者等の状況（全体）	87
(4) 共同生活住居の入居者等の状況（加算Ⅰ算定住居の詳細）	91
(5) 事業所における夜間支援体制の確保の状況等について	96
(6) その他参考資料	102

4	障害児通所支援事業所等における医療的ケア児等の受け入れ実態調査	103
(1)	事業所の基本情報.....	103
(2)	職員の状況	108
(3)	加算算定の状況.....	117
(4)	医療的ケア児・者受け入れの状況.....	120
(5)	医療的ケア児・者を受け入れている事業所の状況	125
(6)	医療的ケア児・者の状況	153
5	居宅訪問型児童発達支援の対象者像の実態に関する調査.....	165
(1)	事業所の基本情報.....	165
(2)	障害児通所支援サービス等における今後の意向等	167
(3)	居宅訪問型児童発達支援の状況	170
(4)	居宅訪問型児童発達支援の利用者の状況	174
(5)	居宅訪問型児童発達支援の支給決定等に関する調査.....	190
6	障害児入所施設の支援に関する調査	195
(1)	障害児入所施設の基本情報	195
(2)	小規模グループケアについて	197
(3)	重度障害児等の受入れについて	199
(4)	強度行動障害のある入所児童への対応について	202
(5)	入院・外泊について	209
(6)	その他の加算の取得状況等について.....	214
(7)	職員の配置・充足状況等について.....	215

令和2年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査
結果の概要

○ 調査の目的

次期報酬改定に向け、障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて検討がなされた事項や、平成30年度報酬改定の効果検証に必要な事項等について調査を行い、実態を把握することを目的とする。

○ 調査の概要

調査名	調査項目
1. 訪問系サービスの支援の実態調査	事業所の基本情報（開設年月、経営主体等）、職員数、資格等に該当する職員数、居宅介護のサービス提供状況、重度訪問介護に従事する職員の夜勤に関する状況、夜勤の休憩取得等に関する状況、職員の属性（職種、就業形態等）、職員の勤務時間および業務内容の状況、利用者の移動支援・通院等介助に関する事項 等
2. 施設入所における摂食・嚥下機能支援の実態調査	施設の基本情報（開設年月、経営主体等）、定員数・実利用者数、入所者の食事に関する事項、入所者の経口摂取の維持に関する取組の状況、経口維持加算の算定状況、経口維持加算の算定経緯・算定していない理由、入所者の経口摂取への移行に関する取組の状況、経口移行加算の算定状況、経口移行加算の算定経緯・算定していない理由 等
3. 共同生活援助事業における夜間支援の実態調査	事業所の基本情報（開設年月、経営主体、類型等）、職員数、夜間支援に従事する職員の状況（就業形態、職種、夜間支援に係る賃金等）、夜勤の休憩取得等に関する状況、事業所の夜間支援体制の状況、共同生活援助の各住居の状況（加算算定の状況、入居者数、夜間支援の状況等） 等
4. 障害児通所支援事業所等における医療的ケア児等の受け入れ実態調査	事業所の基本情報（開設年月、経営主体、類型等）、職種別の職員配置状況、医療的ケア児・者受け入れの状況、医療的ケア児・者受け入れ事業所の対応状況に関する事項、医療的ケア児・者の個別状況（利用者の属性、日常的に必要とする医療的ケア、重心認定、強度行動障害に関する事項等） 等
5. 居宅訪問型児童発達支援の対象者像の実態調査	事業所の基本情報（開設年月、経営主体、類型等）、職種別の職員配置状況、居宅訪問型児童発達支援の今後の実施意向、居宅訪問型児童発達支援のサービス提供状況、居宅訪問型児童発達支援の利用者の個別状況（利用者の属性、日常的に必要とする医療的ケア、重心認定、強度行動障害に関する事項、併給・併用サービス等）、自治体の支給決定状況 等
6. 障害児入所施設の支援の実態調査	施設の主たる対象者、定員数・実利用者数、小規模グループケアの状況、重度障害児等の受け入れの状況、強度行動障害のある入所者への対応状況、身体拘束に関する事項、入所者の入院・外泊の状況、医療型障害児入所施設の加算等に関する事項 等

○ 調査の方法等

調査実施時期：令和2年8月～9月

抽出方法：

調査の対象となる事業所・施設について、無作為抽出または調査目的に応じた加算算定状況等による層化抽出を行い、調査対象を選定した。なお、対象数の少ないサービスについては全数調査としている。

1. 訪問系サービスの支援の実態調査（結果概要）

1. 調査目的

○平成30年度調査において、訪問系サービスの基本的なデータを把握したが、継続して訪問系サービスの支援の実態を把握する。また、従業者等の業務の状況等を把握し、今後の報酬改定に向けた基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査対象等

○訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）を実施する事業所2,000（無作為抽出）

送付数	未達・休廃止等	客体数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
2,000	68	1,932	1,011	52.3%	968	50.1%

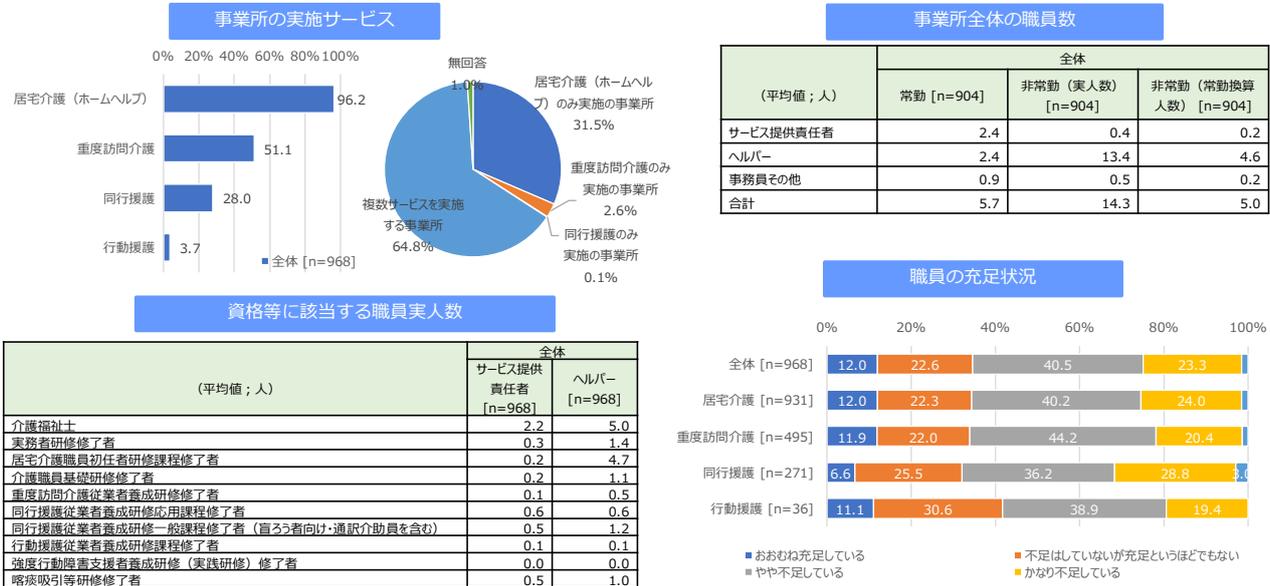
3. 調査結果のポイント

- 事業所で実施しているサービスは、「居宅介護（ホームヘルプ）」が96.2%とほとんどの事業所で実施している。「重度訪問介護」は51.1%の事業所が実施している。なお、複数サービスを実施する事業所は64.8%、「居宅介護（ホームヘルプ）」のみを実施している事業所（重度訪問介護等は実施していない）は31.5%である。事業所全体の職員数は、常勤換算の職員合計で1事業所あたり10.7人である。
- 資格等に該当する職員実人数は、1事業所あたり、サービス提供責任者で介護福祉士が平均2.2人、同行援護従業者養成研修応用課程修了者が0.6人等となっている。ヘルパーでは介護福祉士が平均5.0人、居宅介護職員初任者研修課程修了者が4.7人等となっている。
- 職員の本務とする職種は、「ヘルパー（居宅介護）」が54.4%、「サービス提供責任者」が21.4%等となっている。勤務形態については、「常勤」が49.6%、「非常勤」が48.7%となっている。
- 職員1人あたりの業務別の平均勤務時間は、休憩時間も含む業務時間の合計は237.6分（4.0時間）、構成比は、居宅介護に従事する時間が37.5%、重度訪問介護に従事する時間が18.0%、訪問系サービス以外の業務に従事する時間が31.2%となっている。
- 夜勤職員の休憩時間の取得について課題があると回答した事業所（夜勤実施事業所の61.1%）における課題の内容は、「休憩時間中であっても利用者の状況等により何らかの対応が必要となる場合がある」が83.5%と最も多くなっている。
- 重度訪問介護の業務内容について、職員1人あたりの業務別平均時間の構成比を見ると、日中・夜間時間帯は「居宅等における入浴、排せつ及び食事等の介護」が38.9%となっており、深夜・早朝時間帯（夜勤）は「日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援」が45.3%となっている。
- 事業所に、訪問系サービスに連続して自動車による利用者の移送等を行っているかどうかを聞いたところ、「いいえ」が88.5%と多くなっている。また、職員に、令和2年7月中に利用者に乗せて利用者の自家用車や事業所又は自分の自動車を運転することがあったかどうかを聞いたところ、「ない」が71.7%と多くなっている。

(1) 事業所の概要

3

- 事業所で実施しているサービスは、「居宅介護（ホームヘルプ）」が96.2%とほとんどの事業所で実施している。「重度訪問介護」は51.1%の事業所が実施している。サービスの実施状況で事業所を区分すると、複数サービスを実施する事業所は64.8%、「居宅介護（ホームヘルプ）」のみを実施している事業所（重度訪問介護等は実施していない）は31.5%となっている。
- 事業所全体の職員数は、常勤換算の職員合計で1事業所あたり10.7人（常勤5.7人、非常勤（常勤換算）5.0人）である。
- 資格等に該当する職員実人数は、1事業所あたり、サービス提供責任者で介護福祉士が平均2.2人、同行援護従業者養成研修応用課程修了者が0.6人等となっている。ヘルパーでは介護福祉士が平均5.0人、居宅介護職員初任者研修課程修了者が4.7人等となっている。
- 事業所における職員の充足状況は、「やや不足している」が40.5%、「かなり不足している」が23.3%となっており、不足している事業所が多くなっている。

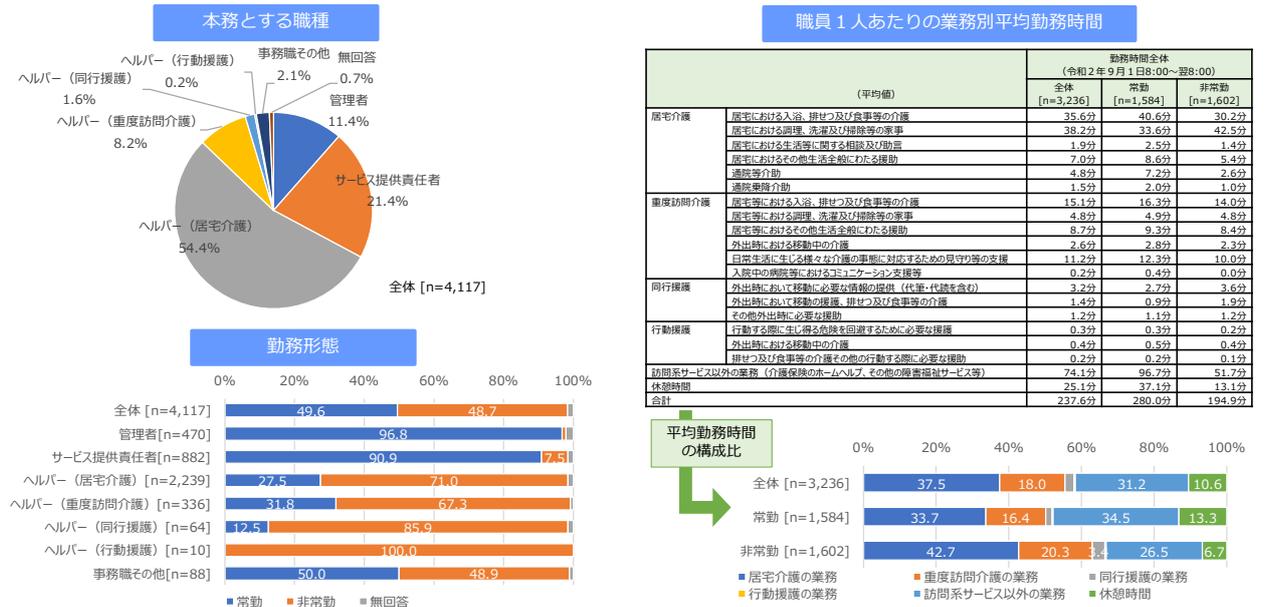


訪問系サービスの支援の実態調査（結果概要）

(2) 職員の状況

4

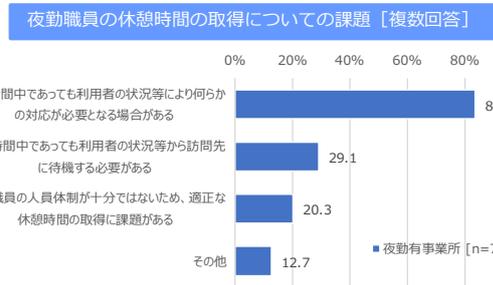
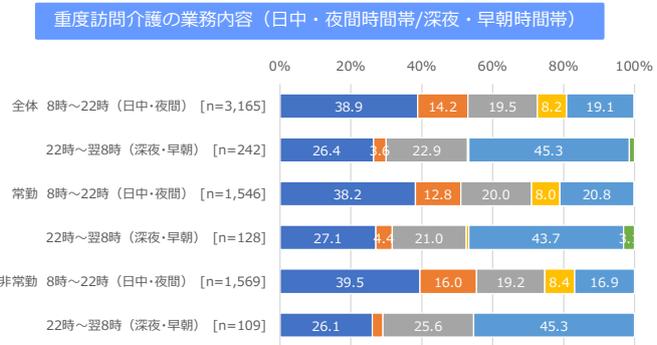
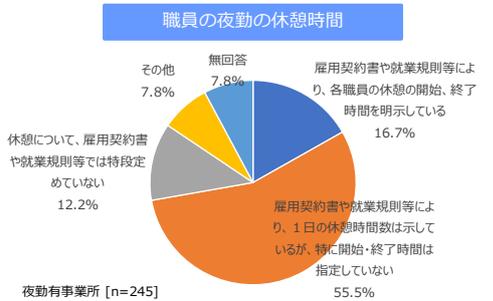
- 職員の本務とする職種は、「ヘルパー（居宅介護）」が54.4%と半数を占め、次いで、「サービス提供責任者」が21.4%、「管理者」が11.4%、「ヘルパー（重度訪問介護）」が8.2%等となっている。
- 勤務形態については、「常勤」が49.6%、「非常勤」が48.7%となっている。職種別では、管理者、サービス提供責任者は「常勤」が多く、ヘルパーは「非常勤」が多い。
- 職員1人あたりの業務別の平均勤務時間は、休憩時間も含む業務時間の合計は237.6分（4.0時間）となっている。内訳は、居宅介護の「居宅における調理、洗濯及び掃除等の家事」が38.2分、「居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護」が35.6分等となっている。また、「訪問系サービス以外の業務（介護保険のホームヘルプ、その他の障害福祉サービス等）」は74.1分となっている。平均勤務時間の構成比は、居宅介護に従事する時間が37.5%、重度訪問介護に従事する時間が18.0%、訪問系サービス以外の業務に従事する時間が31.2%となっている。



訪問系サービスの支援の実態調査（結果概要）

(3) 重度訪問介護に従事する職員の夜勤に関する状況

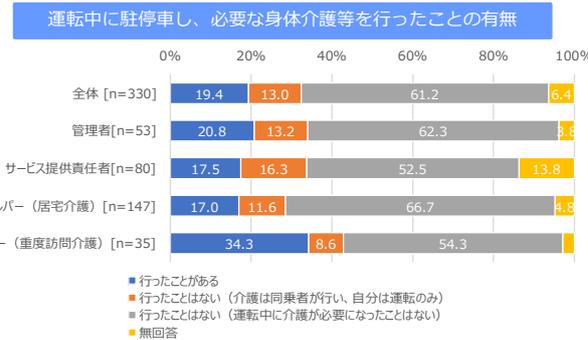
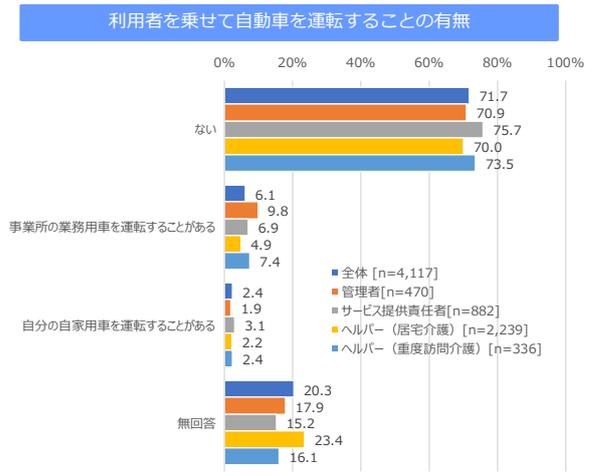
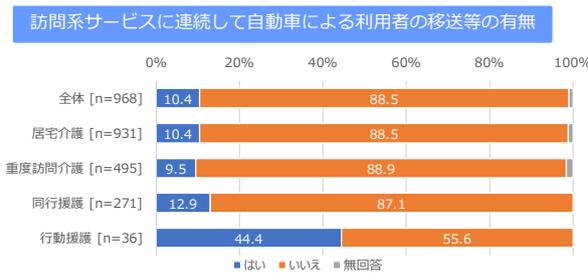
- 職員の夜勤の休憩時間をどのように定めているかを聞いたところ、「雇用契約書や就業規則等により、1日の休憩時間数は示しているが、特に開始・終了時間は指定していない」が55.5%となっている。
- 夜勤職員の休憩時間の取得について課題があると回答した事業所（夜勤実施事業所の61.1%）における課題の内容は、「休憩時間中であっても利用者の状況等により何らかの対応が必要となる場合がある」が83.5%と最も多くなっている。
- 重度訪問介護の業務内容について、職員1人あたりの業務別平均時間の構成比を見ると、日中・夜間時間帯については、「居宅等における入浴、排せつ及び食事等の介護」が38.9%と業務時間の約4割を占めている。一方、深夜・早朝時間帯（夜勤）については、「日常生活に生じる様々な介護の事象に対応するための見守り等の支援」が45.3%と業務時間のほぼ半分を占めている。常勤職員、非常勤職員とも、ほぼ同様な傾向となっている。



- 居宅等における入浴、排せつ及び食事等の介護
- 居宅等における調理、洗濯及び掃除等の家事
- 居宅等におけるその他生活全般にわたる援助
- 外出時における移動中の介護
- 日常生活に生じる様々な介護の事象に対応するための見守り等の支援
- 入院中の病院等におけるコミュニケーション支援等

(4) 利用者の移送支援に関する状況

- 事業所に、訪問系サービスに連続して自動車による利用者の移送等を行っているかどうかを聞いたところ、「いいえ」が88.5%と多くなっている。
- 職員に、令和2年7月中に利用者を乗せて利用者の自家用車や事業所又は自分の自動車を運転することがあったかどうかを聞いたところ、「ない」が71.7%と多くなっている。運転することのある場合としては、「事業所の業務用車を運転することがある」が6.1%、「自分の自家用車を運転することがある」が2.4%等となっている。
- 利用者を乗せて利用者の自家用車や事業所又は自分の自動車を運転することがあったと回答した職員に、利用者を乗せて運転中に駐車し、必要な身体介護等を行ったことがあるかどうかを聞いたところ、「行ったことはない（運転中に介護が必要になったことはない）」が61.2%と多くなっている。「行ったことがある」は19.4%となっている。



- 行ったことがある
- 行ったことはない（介護は同乗者が行い、自分は運転のみ）
- 行ったことはない（運転中に介護が必要になったことはない）
- 無回答

2. 施設入所における摂食・嚥下機能支援の実態調査（結果概要）

7

1. 調査目的

○入所施設における経口移行加算及び経口維持加算の阻害要因を把握の上、摂食嚥下機能に関する加算のあり方を検証し、今後の報酬改定に向けた基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査対象等

○経口維持加算・経口移行加算いずれかを算定している障害者支援施設98（全数）、算定していない障害者支援施設902（無作為抽出）

送付数	未達・休廃止等	客位数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
1,000	7	993	767	77.2%	765	77.0%

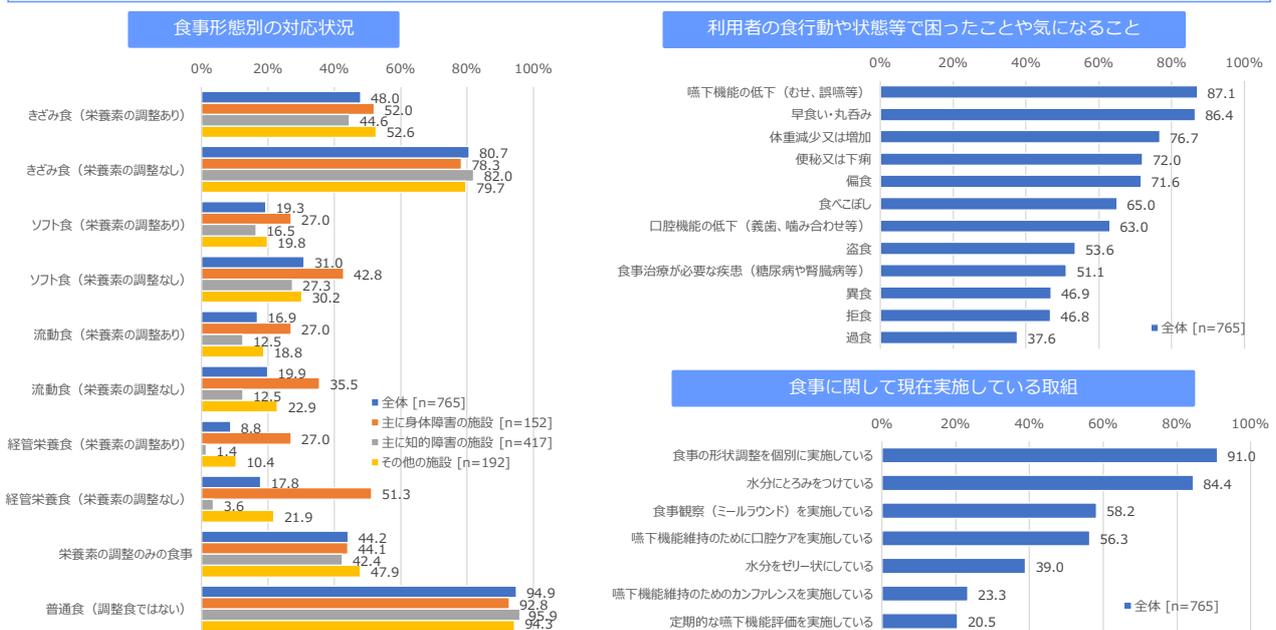
3. 調査結果のポイント

- 施設における「経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者」の有無は、「現在、該当する者がいる」が41.8%、「現在、該当する者はいない」が39.7%、「該当者がいるかどうかわからない（嚥下機能の評価等が難しく、判定できない等）」が18.2%となっている。また、該当者がいる施設の経口維持加算の算定状況は、「経口維持加算は算定していない」が81.6%、「経口維持加算Ⅰを算定」が5.9%、「経口維持加算Ⅱを算定」が14.7%となっている。
- 経口維持加算を算定している施設の加算算定の経緯は、「従来から入所者の経口摂取の維持に関し、加算の算定要件を満たす取組を行っていた」が68.4%と多くなっている。該当者がいるが経口維持加算を算定していない施設の、加算を算定していない理由は、「関係職種を加算算定要件の取組に従事させることが難しい（他業務が忙しい等）」が44.1%と最も多く、次いで「嚥下造影撮影または内視鏡検査の実施が困難（実施にあたっての連携先がない場合も含む）」が41.4%となっている。
- 施設における、胃ろう等、経管で食事を摂取する者で経口摂取への移行をめざしている入所者の有無は、「経管栄養の入所者がいない」が72.0%、「経管栄養の入所者はいるが、経口摂取への移行をめざしている者はいない」は20.1%、「経管栄養で、経口摂取への移行をめざしている入所者がいる」は6.4%となっている。また、該当者がいる施設の経口移行加算の算定状況は、「経口移行加算は算定していない」が81.6%、「経口移行加算を算定」が18.4%となっている。
- 経口移行加算を算定している施設の加算算定の経緯は、「従来から入所者の経口移行に関し、加算の算定要件を満たす取組を行っていた」が66.7%と多くなっている。対象者がいるが経口移行加算を算定していない施設の、加算を算定していない理由は、「関係職種を加算算定要件の取組に従事させることが難しい（他業務が忙しい等）」が45.0%と最も多く、次いで「加算算定要件のコストに比して単位数が低い」が30.0%となっている。

（1） 施設における食事等の状況

8

- 施設における食事形態の対応状況は、普通食以外では、「きざみ食（栄養素の調整なし）」が80.7%、「きざみ食（栄養素の調整あり）」が48.0%、「栄養素の調整のみの食事」が44.2%等となっている。一方、流動食や経管栄養食については、施設の1～2割程度となっている。
- 利用者の食行動や状態等で困ったことや気になることについて聞いたところ、「嚥下機能の低下（むせ、誤嚥等）」が87.1%と最も多く、次いで「早食い・丸呑み」が86.4%、「体重減少又は増加」が76.7%、「便秘又は下痢」が72.0%、「偏食」が71.6%等となっている。
- 食事に関し、現在実施している取組について聞いたところ、「食事の形状調整を個別に実施している」が91.0%と最も多く、次いで「水分にとろみをつけている」が84.4%、「食事観察（ミールラウンド）を実施している」が58.2%、「嚥下機能維持のために口腔ケアを実施している」が56.3%となっている。

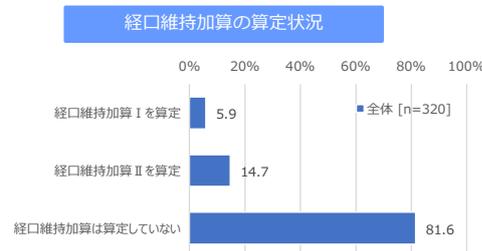
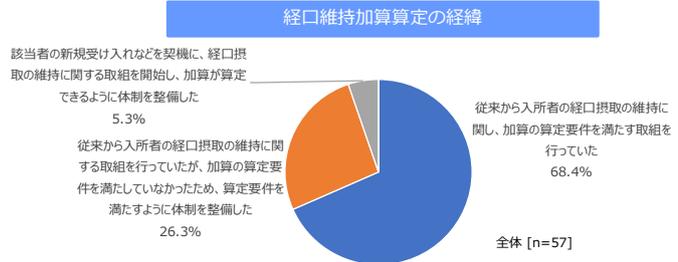
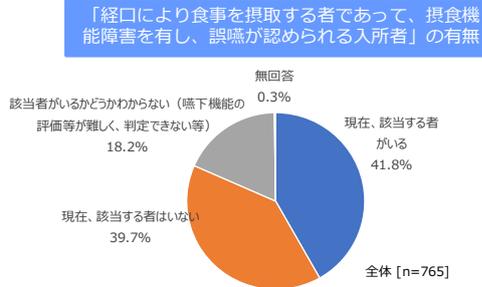


施設入所における摂食・嚥下機能支援の実態調査（結果概要）

(2) 入所者の経口摂取の維持に関する取組の状況

9

- 施設における「経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者」の有無は、「**現在、該当する者がいる**」が**41.8%**、「**現在、該当する者はいない**」が**39.7%**、「**該当者がいるかどうか分からない（嚥下機能の評価等が難しく、判定できない等）**」が**18.2%**となっている。また、該当者がいる施設の**経口維持加算の算定状況**は、「**経口維持加算は算定していない**」が**81.6%**、「**経口維持加算Ⅰを算定**」が**5.9%**、「**経口維持加算Ⅱを算定**」が**14.7%**となっている。
- 経口維持加算を算定している施設の加算算定の経緯は、「**従来から入所者の経口摂取の維持に関し、加算の算定要件を満たす取組を行っていた**」が**68.4%**と多くなっている。該当者がいるが経口維持加算を算定していない施設の、加算を算定していない理由は、「**関係職種を加算算定要件の取組に従事させることが難しい（他業務が忙しい等）**」が**44.1%**と最も多く、次いで「**嚥下造影撮影または内視鏡検査の実施が困難（実施にあたっての連携先がない場合も含む）**」が**41.4%**となっている。

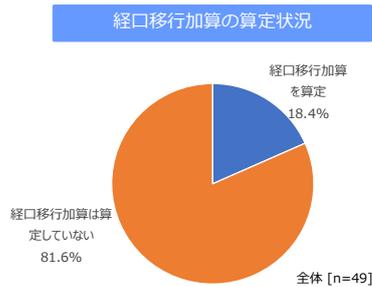
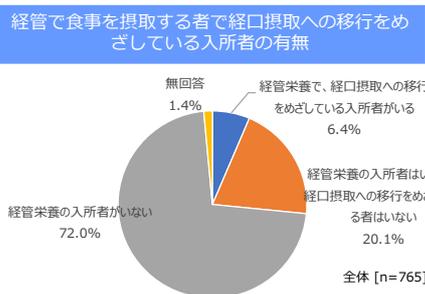


施設入所における摂食・嚥下機能支援の実態調査（結果概要）

(3) 入所者の経口移行に関する取組の状況

10

- 施設における、胃ろう等、経管で食事を摂取する者で経口摂取への移行をめざしている入所者の有無は、「**経管栄養の入所者がいない**」が**72.0%**、「**経管栄養の入所者はいるが、経口摂取への移行をめざしている者はいない**」は**20.1%**、「**経管栄養で、経口摂取への移行をめざしている入所者がいる**」は**6.4%**となっている。また、該当者がいる施設の**経口移行加算の算定状況**は、「**経口移行加算は算定していない**」が**81.6%**、「**経口移行加算を算定**」が**18.4%**となっている。
- 経口移行加算を算定している施設の加算算定の経緯は、「**従来から入所者の経口移行に関し、加算の算定要件を満たす取組を行っていた**」が**66.7%**と多くなっている。対象者がいるが経口移行加算を算定していない施設の、加算を算定していない理由は、「**関係職種を加算算定要件の取組に従事させることが難しい（他業務が忙しい等）**」が**45.0%**と最も多く、次いで「**加算算定要件のコストに比して単位数が低い**」が**30.0%**となっている。



施設入所における摂食・嚥下機能支援の実態調査（結果概要）

1. 調査目的

○共同生活援助（グループホーム）では、利用者に対して夜間に必要な支援を提供できる体制を確保している場合、夜間支援等体制加算の算定を可能としているが、共同生活援助事業所における夜間支援業務及び休憩時間の実態を把握した上で、夜間支援等体制加算のあり方を検証し、今後の報酬改定検討に向けた基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査対象等

○夜間支援等体制加算を算定している介護サービス包括型共同生活援助事業所1,643（無作為抽出）、外部サービス利用型共同生活援助事業所261（無作為抽出）、日中サービス支援型共同生活援助事業所96（全数）

送付数	未達・休廃止等	客体数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
2,000	51	1,949	1,052	54.0%	992	50.9%

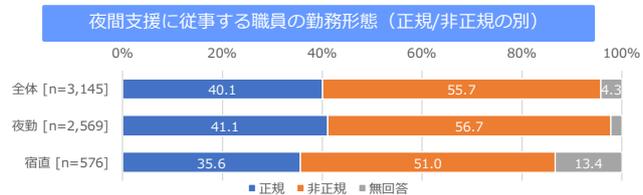
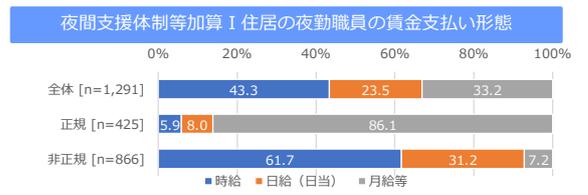
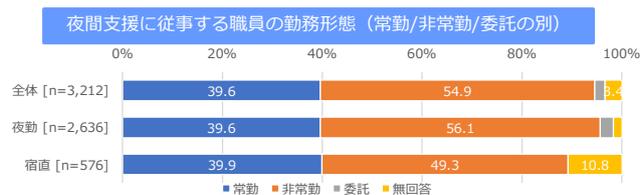
3. 調査結果のポイント

- 夜間支援に従事する職員の勤務形態は、常勤/非常勤/委託の別では、「非常勤」が54.9%、「常勤」が39.6%となっている。正規/非正規の別（委託職員は除く）では、「非正規」が55.7%、「正規」が40.1%となっている。また、夜間支援に従事する職員の職種は、「世話人」が43.2%、「生活支援員」が34.8%等となっている。
- 夜間支援に従事する職員のうち、夜間支援体制等加算Ⅰの住居で夜勤を行う職員の賃金は、支払い形態は「時給」が43.3%、「月給等」が33.2%、「日給（日当）」が23.5%となっており、「夜間及び深夜の時間帯」に係る夜勤1回分の賃金の平均額は9,626円となっている。
- 加算Ⅰ算定住居における利用者の障害支援区分別の構成比は「区分4」が25.1%、「区分3」が20.0%、「区分5」が19.7%、「区分6」が16.6%等となっている。また、加算Ⅰ算定住居について平均障害支援区分ごとの住居別で見ると、「排泄介助」、「体位交換」、「水分補給」、「喀痰吸引の医療的ケア」、「緊急対応等」については、平均障害支援区分が高い住居ほど支援対象者の割合が高く、「コミュニケーション」、「居室への巡回による見守り」、「その他の支援」については、平均障害支援区分の状況にかかわらず対象者の割合は同程度となっている。
- 事業所における夜間支援体制の状況は、「十分である」が49.8%、「どちらとも言えない」が29.7%、「不十分である」が16.6%となっている。夜間支援従事者の確保は、「なんとか確保している」が56.2%、「確保が難しい」が26.4%となっている。「確保が難しい」「なんとか確保している」事業所の、確保が難しい理由は、「募集しても人材が集まらない」が88.2%となっている。
- 夜勤職員の休憩時間の取得について、課題があるかどうかを聞いたところ、「課題がある」が50.6%となっており、課題があると回答した事業所の、課題の内容は、「休憩時間中であっても入居者の状況等により何らかの対応が必要となる場合がある」が87.0%と多く、次いで、「休憩時間中であっても入居者の状況等からグループホームに待機する必要がある」が65.4%となっている。

(1) 夜間支援に従事する職員の状況

○夜間支援に従事する職員の勤務形態は、常勤/非常勤/委託の別では、「非常勤」が54.9%、「常勤」が39.6%となっている。正規/非正規の別（委託職員は除く）では、「非正規」が55.7%、「正規」が40.1%となっている。また、夜間支援に従事する職員の職種は、「世話人」が43.2%、「生活支援員」が34.8%等となっている。

○夜間支援に従事する職員のうち、夜間支援体制等加算Ⅰの住居で夜勤を行う職員の賃金について見ると、賃金の支払い形態は、「時給」が43.3%、「月給等」が33.2%、「日給（日当）」が23.5%となっている。「夜間及び深夜の時間帯」に係る夜勤1回分の賃金の平均額は9,626円となっている。正規/非正規の別では、正規職員は11,755円、非正規職員は8,581円となっている。また、職員が夜勤を行った共同生活住居の、入居者の障害支援区分平均の分布別に見た場合は、障害支援区分平均5.0以上の住居で夜勤を行った職員の平均賃金が比較的高くなっている。



夜間支援体制等加算Ⅰ住居の夜勤職員の平均賃金（「夜間及び深夜の時間帯」に係る夜勤1回分）

平均値（円）	全体 [n=1,291]	入居者の障害支援区分平均の分布				
		2.0未満 [n=43]	2.0以上 3.0未満 [n=165]	3.0以上 4.0未満 [n=315]	4.0以上 5.0未満 [n=345]	5.0以上 [n=423]
夜勤1回分の賃金	9,626	8,920	8,886	9,454	8,969	10,651
平均値（円）	正規職員 [n=425]	入居者の障害支援区分平均の分布				
		2.0未満 [n=10]	2.0以上 3.0未満 [n=43]	3.0以上 4.0未満 [n=93]	4.0以上 5.0未満 [n=102]	5.0以上 [n=177]
夜勤1回分の賃金	11,755	10,921	11,840	11,832	10,386	12,529
平均値（円）	非正規職員 [n=866]	入居者の障害支援区分平均の分布				
		2.0未満 [n=33]	2.0以上 3.0未満 [n=122]	3.0以上 4.0未満 [n=222]	4.0以上 5.0未満 [n=243]	5.0以上 [n=246]
夜勤1回分の賃金	8,581	8,314	7,845	8,457	8,374	9,299

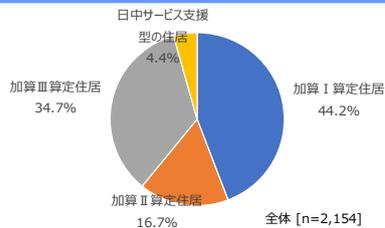
※夜勤職員の勤務時間のうち事業所で設定している「夜間及び深夜の時間帯」に係る夜勤1回分の賃金額について、夜勤職員の時給額、日給額、月給における基本給の額、夜勤に係る手当等の金額および夜勤の勤務時間等から算定。
 ※各住居の障害支援区分平均は、「(0×区分なしの人数) + (1×区分1の人数) + (2×区分2の人数) ÷ 入居人数」により算定している。

(2) 共同生活住居の入居者等の状況

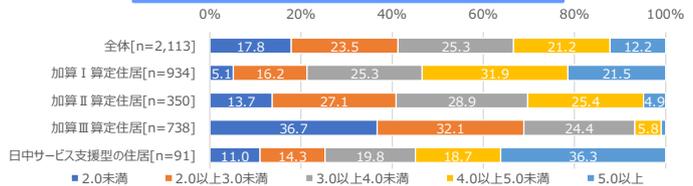
13

- 夜間支援体制を確保する共同生活住居の加算算定状況等による住居種別は、「加算Ⅰ算定住居」が44.2%、「加算Ⅲ算定住居」が34.7%、「加算Ⅱ算定住居」が16.7%、「日中サービス支援型の住居」が4.4%となっている。障害支援区分別の入居者数から、各住居の入居者の障害支援区分平均を算定し、その分布を見ると、「3.0以上4.0未満」が25.3%、「2.0以上3.0未満」が23.5%、「4.0以上5.0未満」が21.2%等となっている。
- 加算Ⅰ算定住居における利用者の障害支援区分別の構成比は「区分4」が25.1%、「区分3」が20.0%、「区分5」が19.7%、「区分6」が16.6%等となっている。
- 令和2年9月1日(火)～9月3日(木)における加算Ⅰ算定住居の夜間支援対象者の状況について調査したところ、平均障害支援区分ごとの住居別で見ると、「排泄介助」、「体位交換」、「水分補給」、「喀痰吸引の医療的ケア」、「緊急対応等」については、平均障害支援区分が高い住居ほど支援対象者の割合が高く、「コミュニケーション」、「居室への巡回による見守り」、「その他の支援」については、平均障害支援区分の状況にかかわらず対象者の割合は同程度となっている。

共同生活住居の加算算定状況等による住居種別



共同生活住居入居者の障害支援区分平均の分布



加算Ⅰ算定住居の夜間支援対象者の状況

加算Ⅰ算定住居の平均障害支援区分ごとの住居の入居者数

区分	入居者数(人)	入居者の構成比(%)	平均障害支援区分ごとの住居				
			区分2.0未満[n=48]	区分3.0以上3.0未満[n=151]	区分4.0以上4.0未満[n=236]	区分5.0以上5.0未満[n=298]	区分5.0以上[n=201]
区分1	76	1.4%	12	44	16	4	0
区分2	730	13.4%	40	427	225	37	1
区分3	1,086	20.0%	26	317	491	235	16
区分4	1,368	25.1%	6	111	495	650	106
区分5	1,070	19.7%	3	13	156	559	339
区分6	903	16.6%	0	1	38	229	635
区分なし・申請中	208	3.8%	148	40	15	5	0

支援項目	対象者数(人)	対象者数に占める割合(%)	平均障害支援区分ごとの住居				
			区分2.0未満[n=48]	区分3.0以上3.0未満[n=151]	区分4.0以上4.0未満[n=236]	区分5.0以上5.0未満[n=298]	区分5.0以上[n=201]
入居者総数(人)	5,441		235	953	1,436	1,720	1,097
排泄介助	1,266	23.3%	19	40	136	475	596
体位交換	156	2.9%	1	7	3	50	100
水分補給	1,188	21.8%	13	68	215	442	450
喀痰吸引等の医療的ケア	60	1.1%	0	0	15	12	33
コミュニケーション	4,278	78.6%	80	211	283	496	368
居室への巡回による見守り	4,802	88.3%	182	796	1,323	1,594	947
その他の支援	4,634	85.0%	88	375	581	403	403
緊急対応等	68	1.2%	0	8	7	29	23

共同生活援助事業における夜間支援の実態調査(結果概要)

(3) 事業所における夜間支援体制の確保の状況等

14

- 事業所における夜間支援体制の確保の状況は、「十分である」が49.8%、「どちらとも言えない」が29.7%、「不十分である」が16.6%となっている。夜間支援従事者の確保の状況については、「なんとか確保している」が56.2%、「確保が難しい」が26.4%、「確保に苦労はない」が12.8%となっている。
- 「確保が難しい」「なんとか確保している」と回答した事業所の、確保が難しい理由は、「募集しても人材が集まらない」が88.2%と多くなっている。
- 夜勤職員の休憩時間の取得について、課題があるかどうかを聞いたところ、「課題がある」が50.6%、「特段の課題はない」が35.0%となっている。課題があると回答した事業所の、課題の内容は、「休憩時間中であっても入居者の状況等により何らかの対応が必要となる場合がある」が87.0%と多く、次いで、「休憩時間中であっても入居者の状況等からグループホームに待機する必要がある」が65.4%となっている。

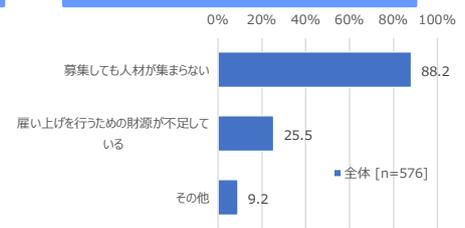
事業所における夜間支援体制の確保の状況



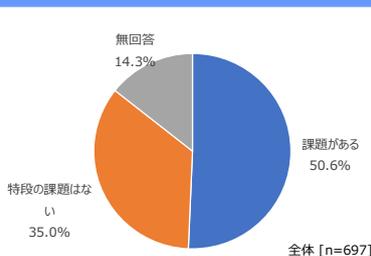
夜間支援従事者の確保の状況



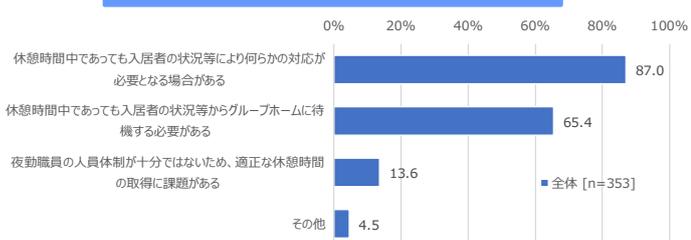
夜間支援従事者の確保が難しい理由



夜勤職員の休憩時間の取得についての課題



夜勤職員の休憩時間の取得についての課題の内容



共同生活援助事業における夜間支援の実態調査(結果概要)

1. 調査目的

○障害児通所支援事業所等における医療的ケア児等の受け入れ実態を把握することで、看護職員加配加算等の評価をはじめ、今後の報酬改定に向けた基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査対象等

○児童発達支援、放課後等デイサービス各1,000（無作為抽出）、常勤看護職員配置加算を算定している生活介護事業所、看護職員配置加算を算定している共同生活援助事業所各250（無作為抽出）

送付数	未達・休廃止等	客体数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
2,500	51	2,449	1,584	64.7%	1,355	55.3%

3. 調査結果のポイント

- 調査対象サービスの全体について、1事業所あたりの平均で受け入れている医療的ケア児・者数は1.0人となっている。医療的ケア児・者の人数区分で見ると、全体で、「0人」の事業所が74.8%と多くなっている。
- 調査対象サービスにおける医療的ケア児・者の受け入れ状況は、「現在受け入れておらず、今後の受け入れ（医療的ケアへの対応）の検討もしていない」が61.2%と最も多く、次いで「受け入れている（医療的ケアに対応している）」が21.6%、「現在受け入れていない（医療的ケアに対応していない）」が、今後受け入れたい（具体的な計画はない）」が13.4%となっている。
- 医療的ケア児・者を受け入れていない事業所における、受け入れていない理由は、「医療的ケアに対応するための看護職員や技能を有する人材（喀痰吸引等）の確保が難しい」が63.8%と最も多く、次いで「医療的ケアのための設備等が用意できない」が59.8%、「対象者からの希望がない」が54.1%となっている。
- 医療的ケア児・者を受け入れている事業所における、現在対応している医療的ケアとしては、「経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう、食道ろう）」が76.3%と最も多く、次いで「たんの吸引」が71.3%、「痙攣時の管理」が65.0%となっている。一方、対応可能な医療的ケアとしては、「経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう、食道ろう）」が85.7%と最も多く、次いで「たんの吸引」が84.3%、「痙攣時の管理」が76.3%等となっている。
- 事業所で受け入れている医療的ケア児・者の日常的に必要なとする医療的ケアは、「経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう、食道ろう）」が64.6%と最も多く、次いで「痙攣時の管理」が33.1%、「吸引（6回/日以上）」が28.9%等となっている。
- 事業所で受け入れている医療的ケア児・者の、行動介護スコアに該当する行動関連項目の状況は、該当が「ない」割合の高い項目が多くなっている。

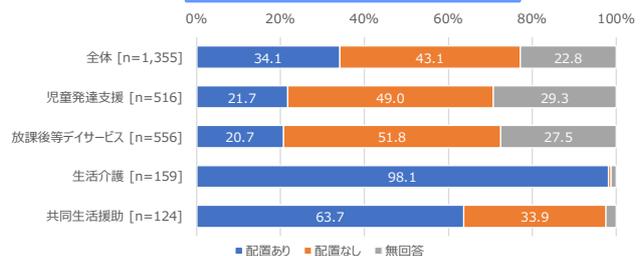
(1) 事業所の概要

- 調査対象サービスの全体について、1事業所あたりの平均で定員数は15.6人、実利用者数は14.5人、うち医療的ケア児・者数は1.0人となっている。医療的ケア児・者の人数区分で見ると、全体で、「0人」の事業所が74.8%と多くなっている。
- 調査対象サービスにおける看護職員の配置状況については、全体で、「配置なし」が43.1%、「配置あり」が34.1%となっている。なお、「配置あり」の事業所における看護職員の配置実人数は、平均で2.2人となっている。
- 児童発達支援、放課後等デイサービスにおける看護職員加配加算の算定状況は、「いずれも算定していない」が81.1%となっている。算定は、「看護職員加配加算（Ⅰ）」が6.8%等となっている。

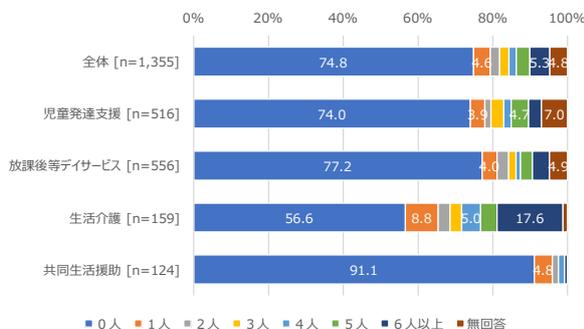
1事業所あたりの平均定員数等

平均値（人）	全体 [n=1,290]	児童発達支援 [n=480]	放課後等デイサービス [n=529]	生活介護 [n=157]	共同生活援助 [n=124]
定員数	15.6	12.0	10.6	39.1	21.0
実利用者数	14.5	10.2	10.5	37.5	19.1
うち医療的ケア児・者	1.0	0.8	0.8	3.1	0.2

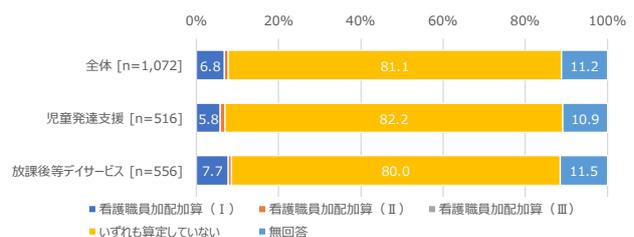
看護職員の配置状況



事業所を利用する医療的ケア児・者の人数区分



看護職員加配加算の算定状況 (児童発達支援、放課後等デイサービス)

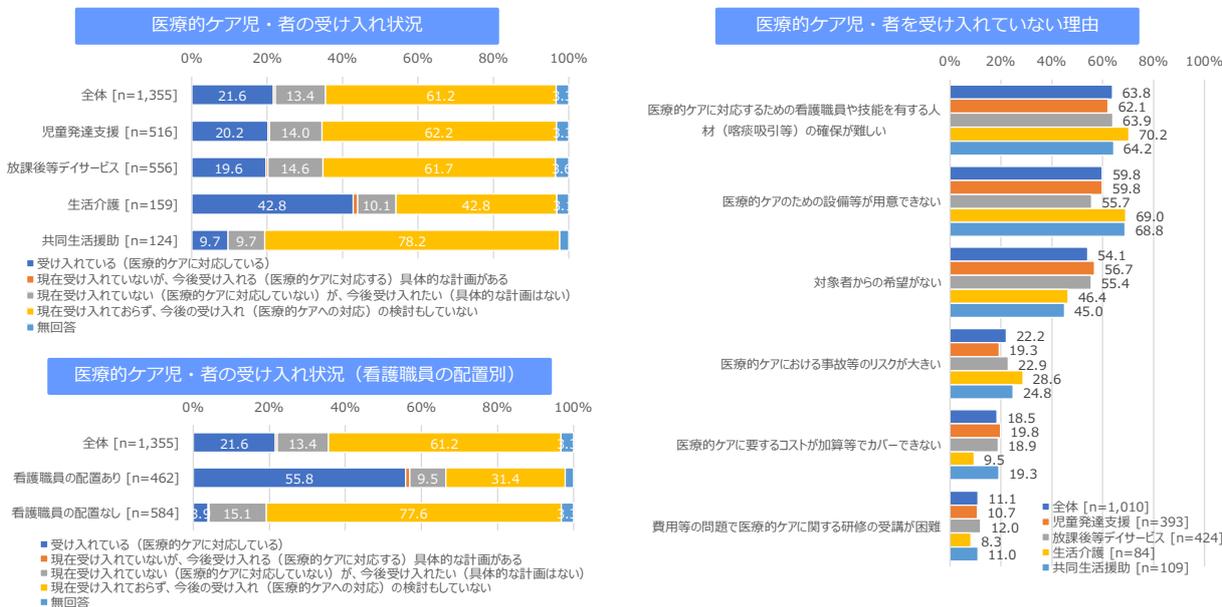


(2) 医療的ケア児・者受け入れの状況

17

○調査対象サービスにおける医療的ケア児・者の受け入れ状況は、「**現在受け入れておらず、今後の受け入れ（医療的ケアへの対応）の検討もしていない**」が**61.2%**と最も多く、次いで「**受け入れている（医療的ケアに対応している）**」が**21.6%**、「**現在受け入れていない（医療的ケアに対応していない）が、今後受け入れたい（具体的な計画はない）**」が**13.4%**となっている。看護職員の配置状況で見ると、**看護職員の配置のある事業所で、「受け入れている（医療的ケアに対応している）」が多くなっている。**

○医療的ケア児・者を受け入れていない事業所における、受け入れていない理由は、「**医療的ケアに対応するための看護職員や技能を有する人材（喀痰吸引等）の確保が難しい**」が**63.8%**と最も多く、次いで「**医療的ケアのための設備等が用意できない**」が**59.8%**、「**対象者からの希望がない**」が**54.1%**となっている。



障害児通所支援事業所等における医療的ケア児等の受け入れ実態調査（結果概要）

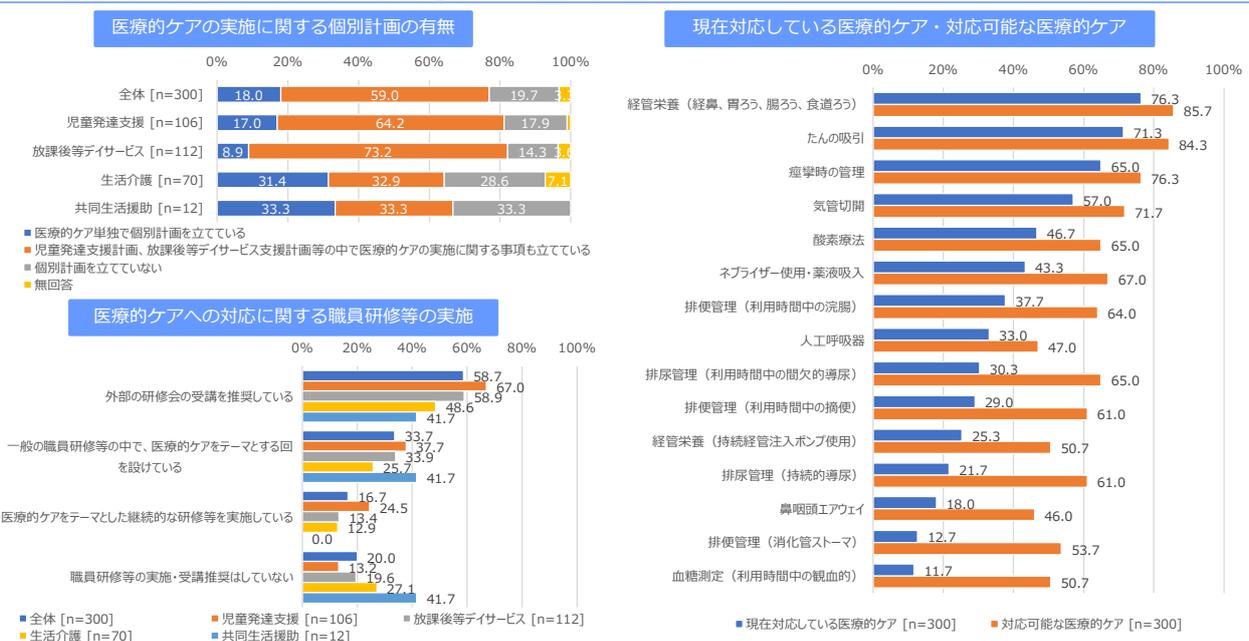
(3) 医療的ケア児・者を受け入れている事業所の状況

18

○医療的ケア児・者を受け入れている事業所における、医療的ケアの実施に関する個別計画の有無は、「**児童発達支援計画、放課後等デイサービス支援計画等の中で医療的ケアの実施に関する事項も立てている**」が**59.0%**と多くなっている。

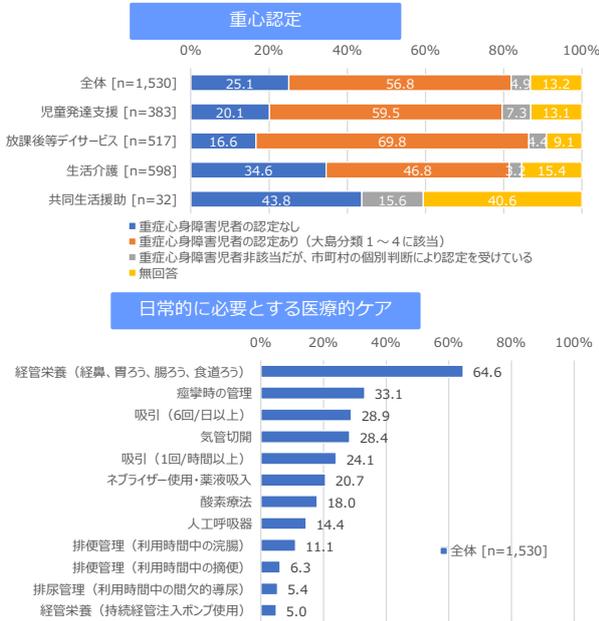
○現在対応している医療的ケアとしては、「**経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう、食道ろう）**」が**76.3%**と最も多く、次いで「**たんの吸引**」が**71.3%**、「**痙攣時の管理**」が**65.0%**となっている。一方、対応可能な医療的ケアとしては、「**経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう、食道ろう）**」が**85.7%**と最も多く、次いで「**たんの吸引**」が**84.3%**、「**痙攣時の管理**」が**76.3%**となっている。

○医療的ケアへの対応に関する職員研修等の実施については、「**外部の研修会の受講を推奨している**」が**58.7%**と最も多く、次いで「**一般の職員研修等の中で、医療的ケアをテーマとする回を設けている**」が**33.7%**となっている。



障害児通所支援事業所等における医療的ケア児等の受け入れ実態調査（結果概要）

○事業所で受け入れている医療的ケア児・者の重心認定は、「重症心身障害児者の認定あり（大島分類1～4に該当）」が56.8%と多く、「重症心身障害児者の認定なし」が25.1%となっている。
 ○事業所で受け入れている医療的ケア児・者の日常的に必要とする医療的ケアは、「経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう、食道ろう）」が64.6%と最も多く、次いで「痙攣時の管理」が33.1%、「吸引（6回/日以上）」が28.9%等となっている。
 ○事業所で受け入れている医療的ケア児・者の、行動援護スコアに該当する行動関連項目の状況は、該当が「ない」割合の高い項目が多くなっている。「本人独自の表現方法を用いた意志表示」「言葉以外の手段を用いた説明理解」については、それぞれ、「意思表示できない」が30.1%、「説明を理解できない」が46.8%と比較的高い割合となっている。



行動援護スコアに該当する行動関連項目の状況

項目	全体 [n=1,530] (%)					
	本人独自の表現方法を用いた意志表示	時々独自の方法	常に独自の方法	意思表示できない	無回答	
本人独自の表現方法を用いた意志表示	22.2	16.9	24.9	30.1	5.9	
言葉以外の手段を用いた説明理解	説明を理解できる	時々言葉以外の方法	常に言葉以外の方法	説明を理解できない	無回答	
	20.4	17.8	8.8	46.8	6.3	
食べられないものを口に入れる	ない	時々ある	ある（週1回以上）	毎日	無回答	
	82.2	6.8	1.6	3.4	5.9	
多動又は行動の停止	ない	稀にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	無回答
	82.1	3.9	0.7	1.4	5.4	
パニックや不安な行動	ない	稀にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	無回答
	75.4	10.8	0.8	3.4	3.1	
自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為	ない	稀にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	無回答
	82.3	5.5	0.5	2.0	3.6	
叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為	ない	稀にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	無回答
	85.0	4.6	0.6	1.8	1.8	
他人に抱きついたり掴み取るものをもってくる	ない	稀にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	無回答
	86.3	3.7	0.3	1.0	2.3	
環境の変化により突然的に通常と違う声をたず	ない	稀にある	月に1回以上	週に1回以上	日に頻発	無回答
	79.1	7.9	0.9	2.5	2.9	
突然走っていきなくなるような突発的行動	ない	稀にある	月に1回以上	週に1回以上	日に頻発	無回答
	89.1	2.2	0.3	1.0	1.3	
過食、反すう等の食事に関する行動	ない	稀にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	無回答
	91.5	0.5	0.2	0.4	0.9	
てんかん発作	ない（年1回以上-発症せず）	月に1回以上	週に1回以上		無回答	
	59.7	12.5	21.0		6.8	

障害児通所支援事業所等における医療的ケア児等の受け入れ実態調査（結果概要）

5. 居宅訪問型児童発達支援の対象者像の実態調査（結果概要）

1. 調査目的

○居宅訪問型児童発達支援の利用実態を把握し、事業実施における事業者の課題と拡充のための方策についての検討材料を得ることを目的とする。

2. 調査対象等

○居宅訪問型児童発達支援事業所113（全数）、児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援事業所各250（無作為抽出）、市区町村1,741（全数）

	送付数	未達・休廃止等	客体数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
事業所調査	863	16	847	576	68.0%	463	54.7%
自治体調査	1,741	0	1,741	1,321	75.9%	1,321	75.9%

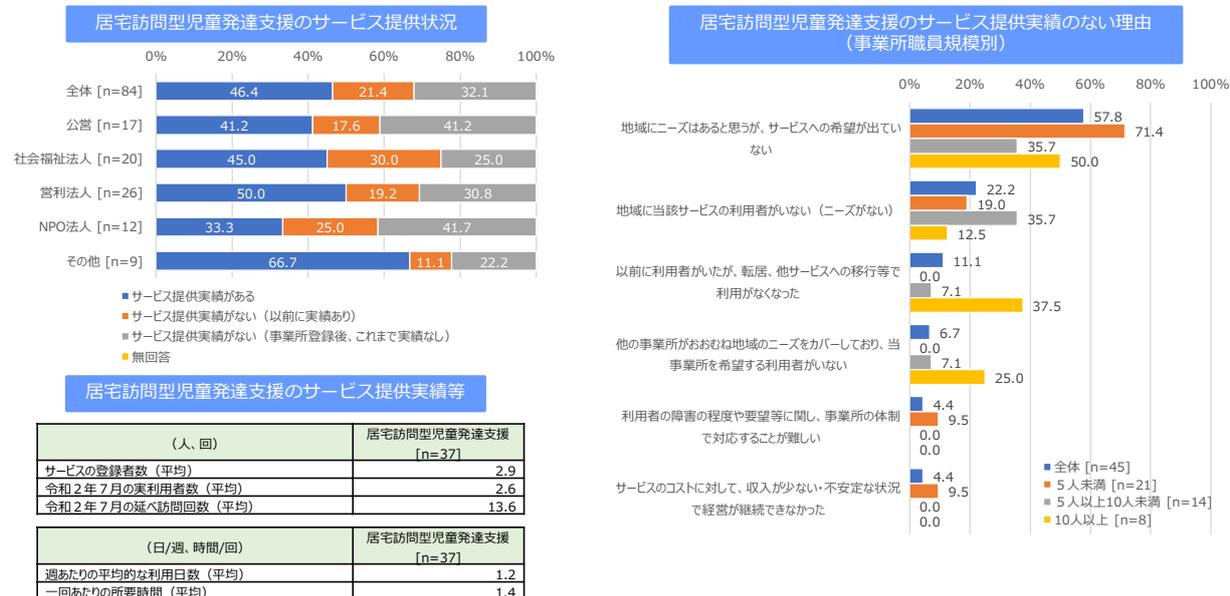
3. 調査結果のポイント

○居宅訪問型児童発達支援の登録事業所における、サービス提供状況は、「サービス提供実績がある」が46.4%、「サービス提供実績がない（事業所登録後、これまで実績なし）」が32.1%、「サービス提供実績がない（以前に実績あり）」が21.4%となっている。
 ○居宅訪問型児童発達支援のサービス提供実績がない事業所における、実績のない理由は、「地域にニーズはあると思うが、サービスへの希望が出ていない」が57.8%と多くなっている。
 ○居宅訪問型児童発達支援のサービス提供実績がある事業所における、サービスの登録者数等は、1事業所あたりの平均で、登録者数2.9人、令和7月の実利用者数2.6人、令和2年7月の延べ訪問回数13.6回/月となっている。
 ○サービス利用者の支給特性については、「集団での療育（児童発達支援等）に移行するための支援として支給」が26.7%、「移行支援としての支給ではない」が70.0%となっている。また、日常的に必要とする医療的ケアの有無は、医療的ケアが必要な利用者が95.0%と多くを占めている。
 ○居宅訪問型児童発達支援を利用する以前に利用していたサービス、現在の併給・併用サービスについては、いずれも、「サービス利用なし」が多くなっている。
 ○児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の事業所に、居宅訪問型児童発達支援についての今後の意向等を聞いたところ、「法人で具体的な実施の検討はされていないが、サービスに関心はある」が41.4%、「サービス実施への意向・関心は特になし」が40.6%となっている。実施の課題としては、「職員体制等の確保が困難」が73.4%と最も多くなっている。
 ○居宅訪問型児童発達支援の支給決定者数が0人の市町村に、その理由を聞いたところ、「当該サービスの開始以降、支給申請が0件である」が83.6%と最も多くなっている。次いで、「地域に当該サービスの基盤がないため、支給をしていない」が34.3%となっている。

(1) 居宅訪問型児童発達支援の状況

21

- 居宅訪問型児童発達支援の登録事業所における、サービス提供状況は、「サービス提供実績がある」が46.4%、「サービス提供実績がない（事業所登録後、これまで実績なし）」が32.1%、「サービス提供実績がない（以前に実績あり）」が21.4%となっている。
- 居宅訪問型児童発達支援のサービス提供実績がない事業所における、実績のない理由は、「地域にニーズはあると思うが、サービスへの希望が出ていない」が57.8%と多くとなっている。
- 居宅訪問型児童発達支援のサービス提供実績がある事業所における、サービスの登録者数等は、1事業所あたりの平均で、登録者数2.9人、令和7月の実利用者数2.6人、令和2年7月の延べ訪問回数13.6回/月となっている。また、利用者1人あたりの平均的な利用状況について、週あたりの利用日数は平均で1.2日/週、一回あたりの所要時間は平均で1.4時間/回となっている。

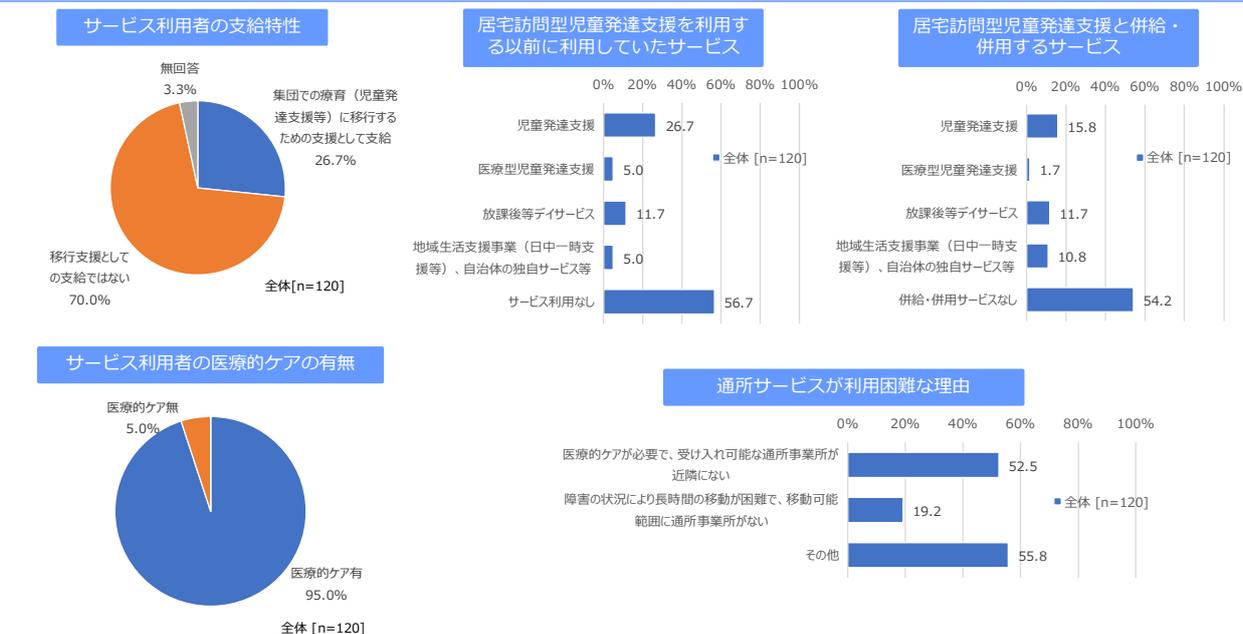


居宅訪問型児童発達支援の対象者像の実態調査（結果概要）

(2) 居宅訪問型児童発達支援の利用者の状況

22

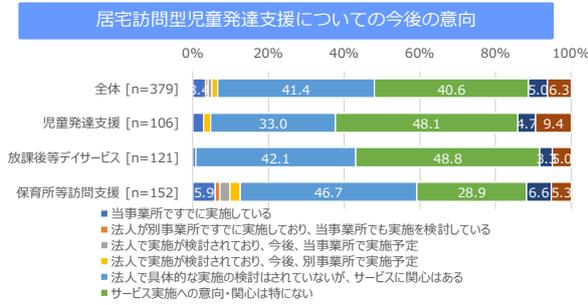
- サービス利用者の支給特性については、「集団での療育（児童発達支援等）に移行するための支援として支給」が26.7%、「移行支援としての支給ではない」が70.0%となっている。また、日常的に必要なとする医療的ケアの有無は、医療的ケアが必要な利用者が95.0%と多くを占めている。
- 居宅訪問型児童発達支援を利用する以前に利用していたサービスは、「サービス利用なし」が56.7%と多く、利用サービスは「児童発達支援」が26.7%等となっている。現在の併給・併用サービスは、「併給・併用サービスなし」が54.2%と多く、利用サービスは「児童発達支援」が15.8%等となっている。
- 居宅訪問型児童発達支援の利用者が、通所サービスが利用困難な理由としては、「医療的ケアが必要で、受け入れ可能な通所事業所が近隣にない」が52.5%と多くとなっている。なお、「その他」には、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるためという回答等が含まれる。



居宅訪問型児童発達支援の対象者像の実態調査（結果概要）

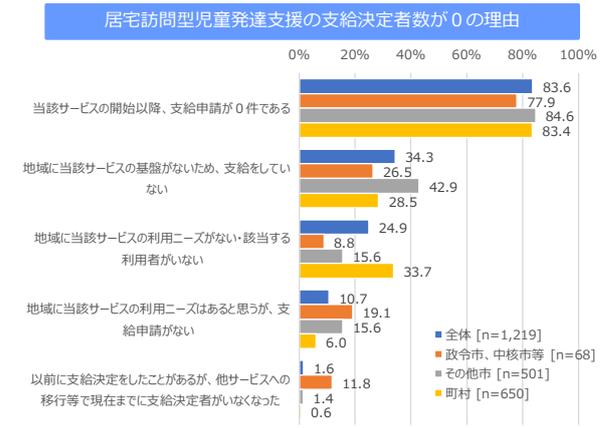
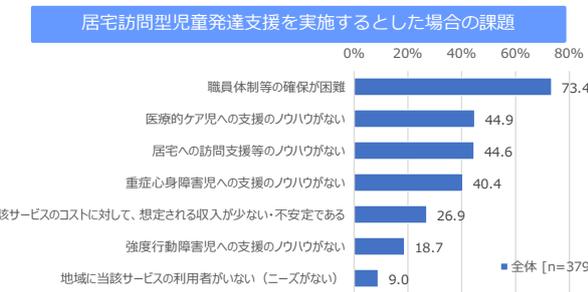
○児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の事業所に、居宅訪問型児童発達支援についての法人及び事業所の今後の意向等を聞いたところ、全体では、「**法人で具体的な実施の検討はされていないが、サービスに関心はある**」が**41.4%**、「**サービス実施への意向・関心は特にな**」が**40.6%**となっている。事業所で居宅訪問型児童発達支援を実施するとした場合に、どのような課題があるかを聞いたところ、全体では、「**職員体制等の確保が困難**」が**73.4%**と最も多くなっている。

○市町村における居宅訪問型児童発達支援の支給決定者数(令和2年7月)は、1自治体平均で0.2人となっている。居宅訪問型児童発達支援の支給決定者数が0人の市町村における、現在の支給決定者数が0の理由は、「**当該サービスの開始以降、支給申請が0件である**」が**83.6%**と最も多くなっている。次いで、「**地域に当該サービスの基盤がないため、支給をしていない**」が34.3%、「**地域に当該サービスの利用ニーズがない・該当する利用者がいない**」が24.9%等となっている。



居宅訪問型児童発達支援等の支給決定者数(令和2年7月)

平均値(人)	全体 [n=1,321]	政令市、中核市等 [n=111]	その他市 [n=550]	町村 [n=660]
児童発達支援	74.7	469.0	72.3	10.5
医療型児童発達支援	1.3	11.1	0.7	0.1
放課後等デイサービス	169.0	1,039.7	165.1	25.9
保育所等訪問支援	19.0	98.0	20.8	4.3
居宅訪問型児童発達支援	0.2	1.1	0.1	0.0



居宅訪問型児童発達支援の対象者像の実態調査(結果概要)

6. 障害児入所施設の支援の実態調査(結果概要)

1. 調査目的

○令和元年度地方分権改革推進提案や障害児入所施設の在り方に関する検討会における指摘等を踏まえ、福祉型・医療型障害児入所施設における加算体系の見直し等の検討材料を得ることを目的とする。

2. 調査対象等

○福祉型障害児入所施設185(全数)、医療型障害児入所施設181(全数)

送付数	未達・休廃止等	客体数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
366	0	366	267	73.0%	267	73.0%

3. 調査結果のポイント

○施設における小規模グループケア加算の算定状況は、全体では「算定あり」が15.0%となっている。また、小規模グループケアの実施状況は、全体では「実施あり」が15.0%となっている。小規模グループケアを実施していない施設の今後の実施意向は、全体では「実施しない」が72.4%、「実施したいが難しい」が20.7%となっている。今後の意向で、実施しない・実施したいが難しいと回答した施設の理由は、「施設の中に、小規模グループケアの居室や共有スペース等の設備を整備することが難しい」が68.3%と最も多く、次いで、「小規模グループケア専任の職員を確保することが難しい」が52.4%となっている。

○施設における重度障害児支援加算等の算定状況は、福祉型では「重度障害児支援加算(Ⅰ)」が69.6%、「重度障害児支援加算(Ⅱ)」が36.5%等となっている。医療型では「重度障害児支援加算(Ⅲ)」が21.8%、「重度重複障害児加算」が16.8%等となっている。重度障害児入所棟のない施設の今後の整備意向は、全体では「整備しない」が73.2%、「整備したいが難しい」が18.4%となっている。今後の整備意向で、整備しない・整備したいが難しいと回答した施設の理由は、「施設の構造上、重度障害児入所棟を設置することが難しい」が62.1%と多くなっている。

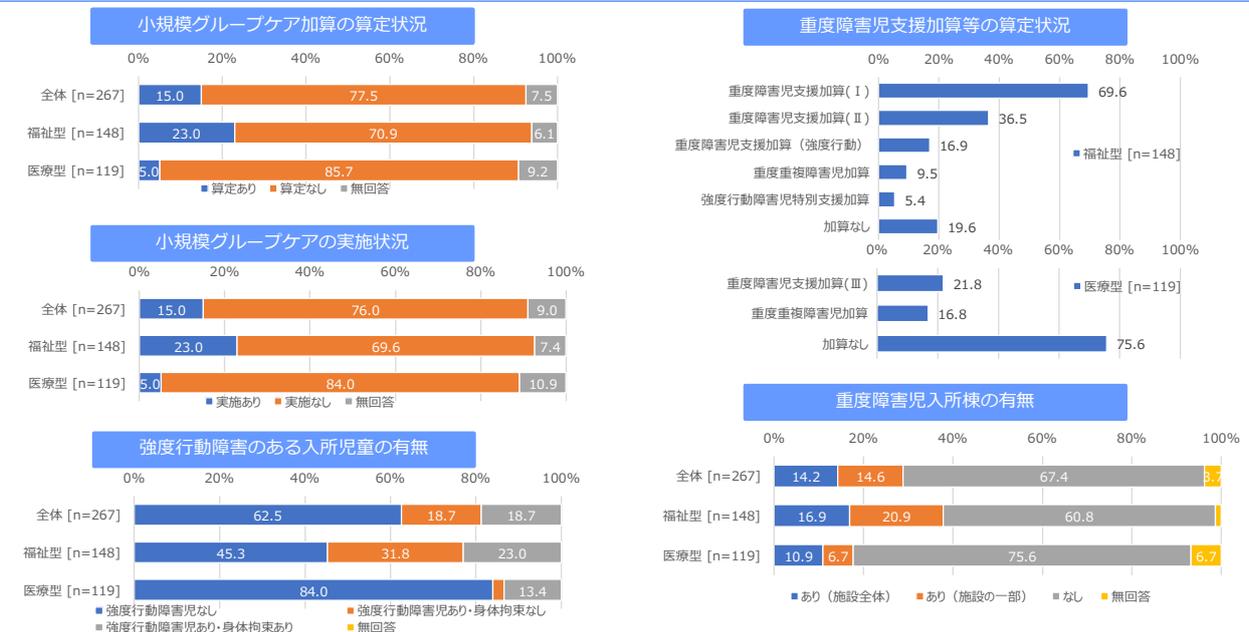
○強度行動障害児の受入れにあたり、身体拘束の廃止・適正化に向けた取組として施設で実施していることとしては、「利用者のアセスメントを十分にを行い、身体拘束をしないための支援の質を高める工夫を行っている。」が60.3%と最も多くなっている。

○福祉型障害児入所施設の「強度行動障害児特別支援加算」等の強度行動障害児に関する加算について、医療型障害児入所施設にも同種の加算を認めることについての考えを医療型障害児入所施設に聞いたところ、「福祉型障害児入所施設と同種の加算があった方がよい」が28.6%、「診療報酬の強度行動障害入院医療管理加算等で評価されているので、特に必要ない」が21.0%、「加算があった方がよいが、福祉型障害児入所施設と同種でなくてもよい」が15.1%となっている。

(1) 施設の概要 (小規模グループケア、重度障害児)

25

- 施設における小規模グループケア加算の算定状況は、全体では、「算定あり」が15.0%、「算定なし」が77.5%となっている。また、施設での小規模グループケアの実施状況は、全体では「実施なし」が76.0%、「実施あり」が15.0%となっている。
- 施設における重度障害児支援加算等の算定状況は、福祉型では「重度障害児支援加算(Ⅰ)」が69.6%、「重度障害児支援加算(Ⅱ)」が36.5%等となっている。医療型では「重度障害児支援加算(Ⅲ)」が21.8%、「重度重複障害児加算」が16.8%等となっている。また、施設における重度障害児入所棟の有無は、全体では、「なし」が67.4%、「あり(施設の一部)」が14.6%、「あり(施設全体)」が14.2%となっている。
- 強度行動障害のある入所児童の有無は、全体で、強度行動障害児のいない施設は62.5%、強度行動障害児が1人以上おり、身体拘束を実施したことがある施設、実施していない施設はいずれも18.7%となっている。施設区分では、医療型で強度行動障害児のいない施設が多くなっている。

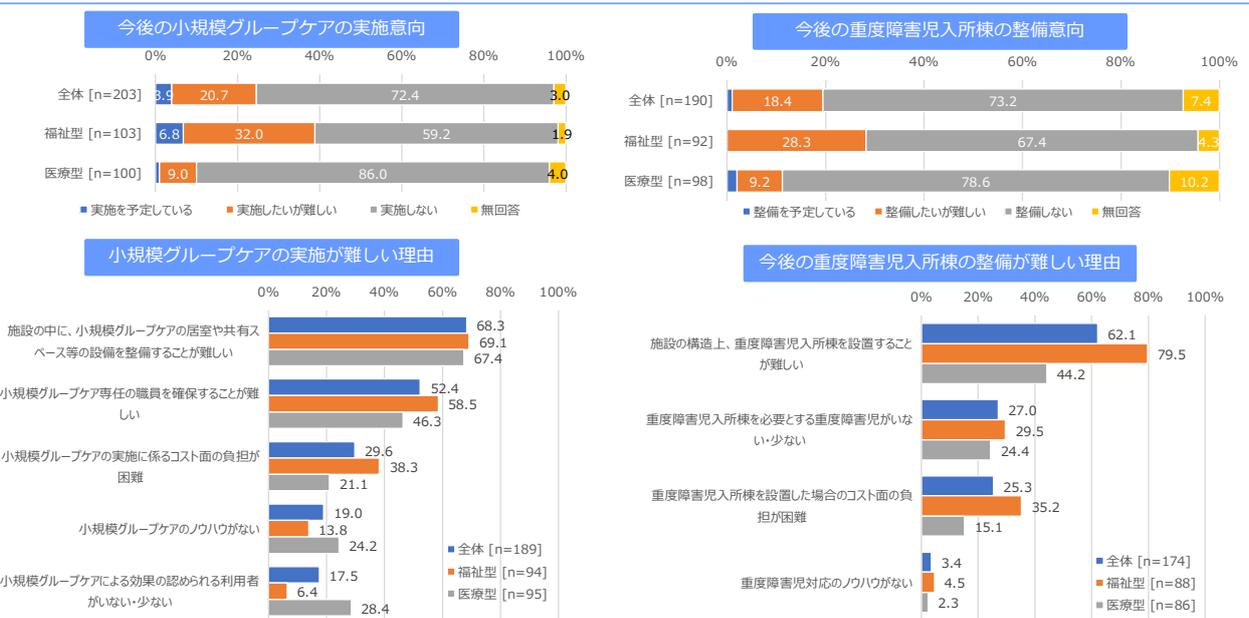


障害児入所施設の支援の実態調査 (結果概要)

(2) 小規模グループケア・重度障害児入所棟の整備意向

26

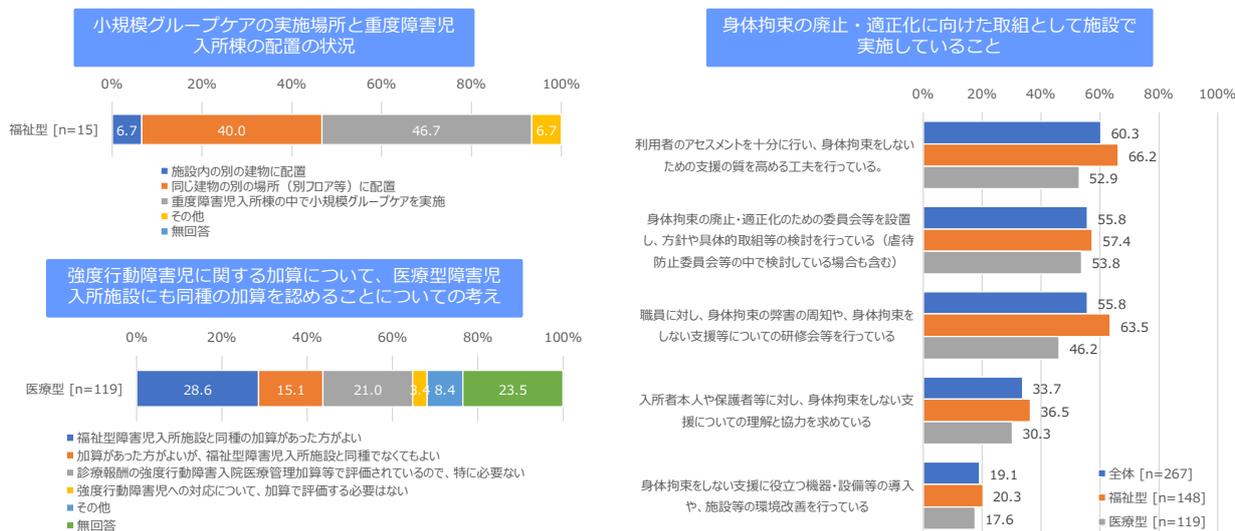
- 小規模グループケアを実施していない施設における、今後の小規模グループケアの実施意向は、全体では「実施しない」が72.4%、「実施したいが難しい」が20.7%となっている。今後の意向で、実施しない・実施したいが難しいと回答した施設の理由は、「施設の中に、小規模グループケアの居室や共有スペース等の設備を整備することが難しい」が68.3%と最も多く、次いで、「小規模グループケア専任の職員を確保することが難しい」が52.4%となっている。
- 重度障害児入所棟のない施設における、今後の重度障害児入所棟の整備意向は、全体では「整備しない」が73.2%、「整備したいが難しい」が18.4%となっている。今後の整備意向で、整備しない・整備したいが難しいと回答した施設の理由は、「施設の構造上、重度障害児入所棟を設置することが難しい」が62.1%と多くなっている。



障害児入所施設の支援の実態調査 (結果概要)

(3) 重度障害児等の受入れ、強度行動障害への対応等

- 小規模グループケアを実施しており、かつ、重度障害児入所棟がある施設に、小規模グループケアの実施場所と重度障害児入所棟の配置の状況を聞いたところ、「**重度障害児入所棟の中で小規模グループケアを実施**」が**46.7%**、「**同じ建物の別の場所（別フロア等）に配置**」が**40.0%**となっている。
- 強度行動障害児の受入れにあたり、身体拘束の廃止・適正化に向けた取組として施設で実施していることとしては、「**利用者のアセスメントを十分にを行い、身体拘束をしないための支援の質を高める工夫を行っている**。」が**60.3%**と最も多く、次いで、「**身体拘束の廃止・適正化のための委員会等を設置し、方針や具体的取組等の検討を行っている（虐待防止委員会等の中で検討している場合も含む）**」「**職員に対し、身体拘束の弊害の周知や、身体拘束をしない支援等についての研修会等を行っている**」がいずれも**55.8%**となっている。
- 福祉型障害児入所施設の「強度行動障害児特別支援加算」等の強度行動障害児に関する加算について、医療型障害児入所施設にも同種の加算を認めることについての考えを聞いたところ、「**福祉型障害児入所施設と同種の加算があった方がよい**」が**28.6%**、「**診療報酬の強度行動障害入院医療管理加算等で評価されているので、特に必要ない**」が**21.0%**、「**加算があった方がよいが、福祉型障害児入所施設と同種でなくてもよい**」が**15.1%**となっている。



障害児入所施設の支援の実態調査（結果概要）

令和2年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査
集計結果報告書

1 調査の概要

(1) 調査の目的

本事業は、次期報酬改定に向け、障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて検討がなされた事項や、平成30年度報酬改定の効果検証に必要な事項等について調査を行い、実態を把握することを目的として実施した。

(2) 調査内容

本事業では、以下の6種類の調査を実施した。

調査名		調査対象	主な調査項目
調査 1	訪問系サービスの支援の実態調査	訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）事業所	事業所の基本情報（開設年月、経営主体等）、職員数、資格等に該当する職員数、居宅介護のサービス提供状況、重度訪問介護に従事する職員の夜勤に関する状況、夜勤の休憩取得等に関する状況、職員の属性（職種、就業形態等）、職員の勤務時間および業務内容の状況、利用者の移動支援・通院等介助に関する事項 等
調査 2	施設入所における摂食・嚥下機能支援の実態調査	施設入所支援事業所（障害者支援施設）	施設の基本情報（開設年月、経営主体等）、定員数・実利用者数、入所者の食事に関する事項、入所者の経口摂取の維持に関する取組の状況、経口維持加算の算定状況、経口維持加算の算定経緯・算定していない理由、入所者の経口摂取への移行に関する取組の状況、経口移行加算の算定状況、経口移行加算の算定経緯・算定していない理由 等
調査 3	共同生活援助事業における夜間支援の実態調査	共同生活援助事業所	事業所の基本情報（開設年月、経営主体、類型等）、職員数、夜間支援に従事する職員の状況（就業形態、職種、夜間支援に係る賃金等）、夜勤の休憩取得等に関する状況、事業所の夜間支援体制の状況、共同生活援助の各住居の状況（加算算定の状況、入居者数、夜間支援の状況等） 等
調査 4	障害児通所支援事業所等における医療的ケア児等の受け入れ実態調査	児童発達支援・放課後等デイサービス・生活介護・共同生活援助事業所	事業所の基本情報（開設年月、経営主体、類型等）、職種別の職員配置状況、医療的ケア児・者受け入れの状況、医療的ケア児・者受け入れ事業所の対応状況に関する事項、医療的ケア児・者の個別状況（利用者の属性、日常的に必要とする医療的ケア、重心認定、強度行動障害に関する事項等） 等
調査 5	居宅訪問型児童発達支援の対象者像の実態調査	居宅訪問型児童発達支援・児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援事業所	事業所の基本情報（開設年月、経営主体、類型等）、職種別の職員配置状況、居宅訪問型児童発達支援の今後の実施意向、居宅訪問型児童発達支援のサービス提供状況、居宅訪問型児童発達支援の利用者の個別状況（利用者の属性、日常的に必要とする医療的ケア、重心認定、強度行動障害に関する事項、併給・併用サービス等）、自治体の支給決定状況 等
	(自治体調査)	市区町村	
調査 6	障害児入所施設の支援の実態調査	福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設	施設の主たる対象者、定員数・実利用者数、小規模グループケアの状況、重度障害児等の受け入れの状況、強度行動障害のある入所者への対応状況、身体拘束に関する事項、入所者の入院・外泊の状況、医療型障害児入所施設の加算等に関する事項 等

(3) 調査方法および調査時期

調査方法：調査対象となる事業所に、郵送により調査票を送付、郵送またはオンラインで回収

調査時期：令和2年8月～9月

(4) 回収状況

調査名	送付数	休廃止等	客体数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
調査 1 訪問系サービスの支援 の実態調査	2,000	68	1,932	1,011	52.3%	968	50.1%
調査 2 施設入所における摂 食・嚥下機能支援の実 態調査	1,000	7	993	767	77.2%	765	77.0%
調査 3 共同生活援助事業に おける夜間支援の実態 調査	2,000	51	1,949	1,052	54.0%	992	50.9%
調査 4 障害児通所支援事業 所等における医療的ケ ア児等の受け入れ実態 調査	2,500	51	2,449	1,584	64.7%	1,355	55.3%
調査 5 居宅訪問型児童発達 支援の対象者像の実 態調査	863	16	847	576	68.0%	463	54.7%
	(自治体調査) 1,741	0	1,741	1,321	75.9%	1,321	75.9%
調査 6 障害児入所施設の支 援の実態調査	366	0	366	267	73.0%	267	73.0%

(5) 報告書の見方

- ・図表中の数値については、割合を表す数値はすべて%であり、単位の表示は省略している。合計、平均等の数量を表す数値は、図表中に適宜単位がわかるように記載しており、数値に直接単位表示はしていない。
- ・割合を表す数値については、四捨五入により小数点以下第1位までの表示としており、見かけの合計値が100%にならない場合がある。
- ・集計に用いた標本数は図表中に「n=」と表示している。
- ・集計にあたっては、選択肢の回答については、無回答分は「無回答」カテゴリーに区分して集計を行っている。したがって、集計に用いた標本数は全標本数である。数値の回答については、無回答分は除いて平均値等の算出を行っている。したがって、集計に用いた標本数が全標本数に一致しない場合がある。
- ・図表中、帯グラフについては、煩雑になることを避けるために、基本的に3%未満の数値の表示を省略している。(項目の趣旨により表示が必要な場合については、3%未満の数値も表示している場合がある。)
- ・集計結果に関するコメントについては、クロス集計結果等に言及する場合はその旨を記載している。特に言及なくコメントをしているものは、全体の集計結果に関するコメントである。

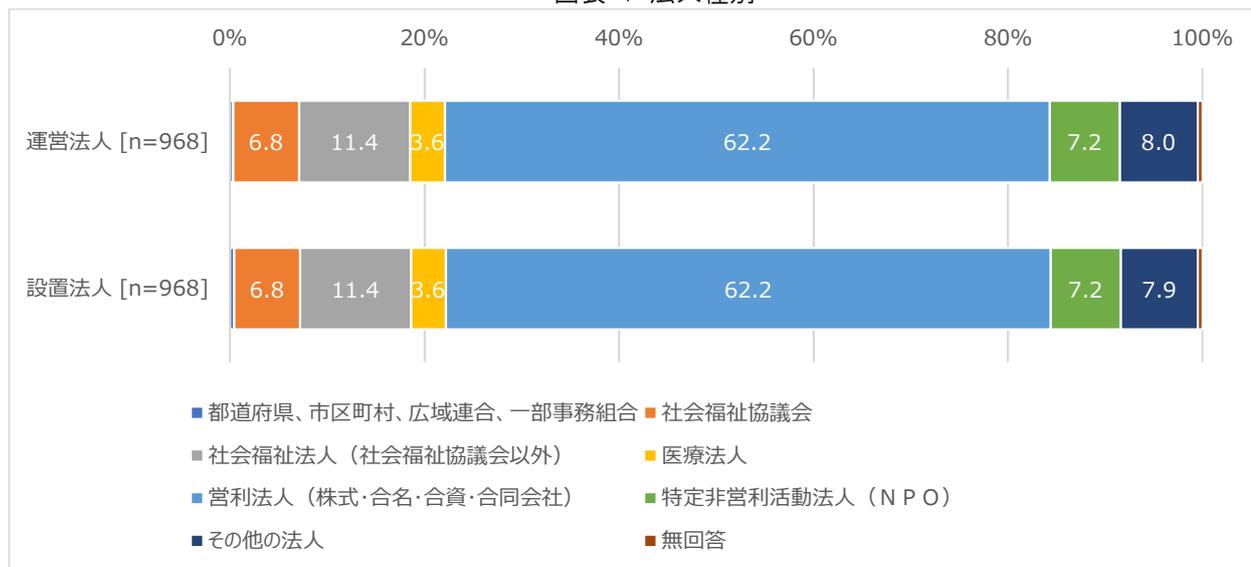
2 訪問系サービスの支援の実態調査

(1) 事業所の基本情報

①法人種別

法人種別は、運営法人、設置法人とも、「営利法人（株式・合名・合資・合同会社）」が62.2%と多くなっている。

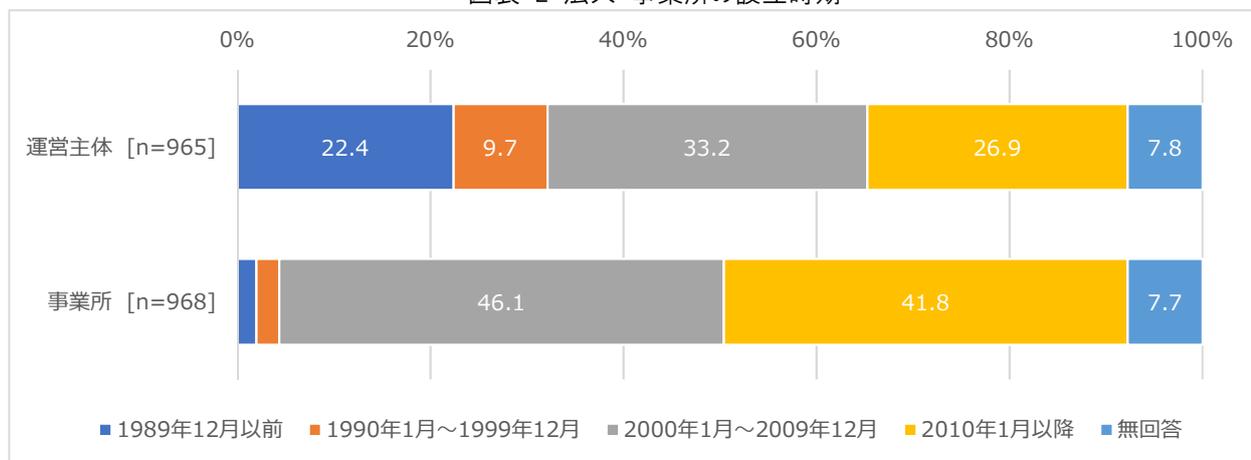
図表 1 法人種別



②法人・事業所の設立時期

運営主体の法人設立時期は、「2000年1月～2009年12月」が33.2%、「2010年1月以降」が26.9%、「1989年12月以前」が22.4%となっている。また、調査対象事業所の設立時期は、「2000年1月～2009年12月」が46.1%、「2010年1月以降」が41.8%となっている。

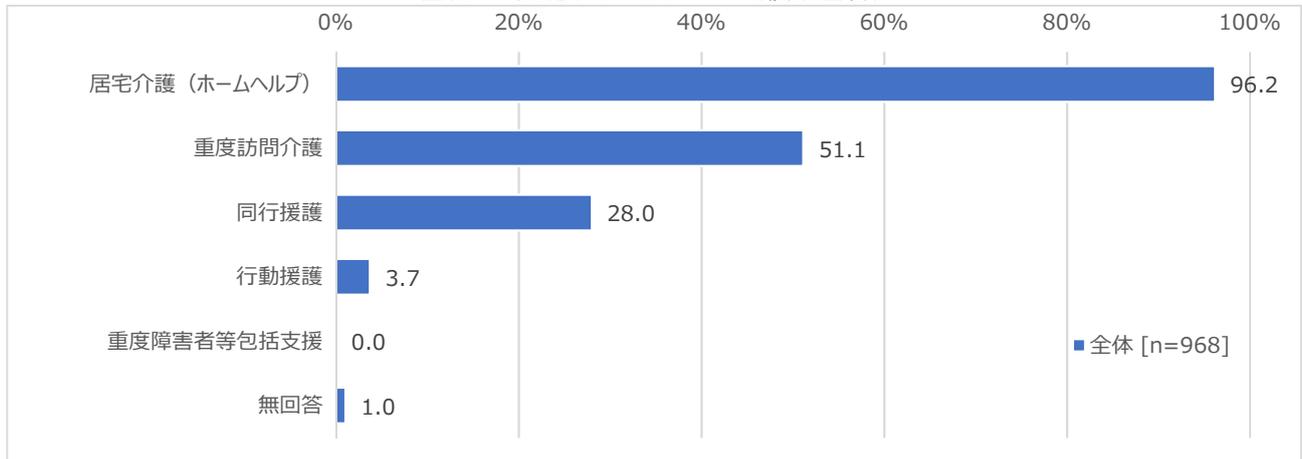
図表 2 法人・事業所の設立時期



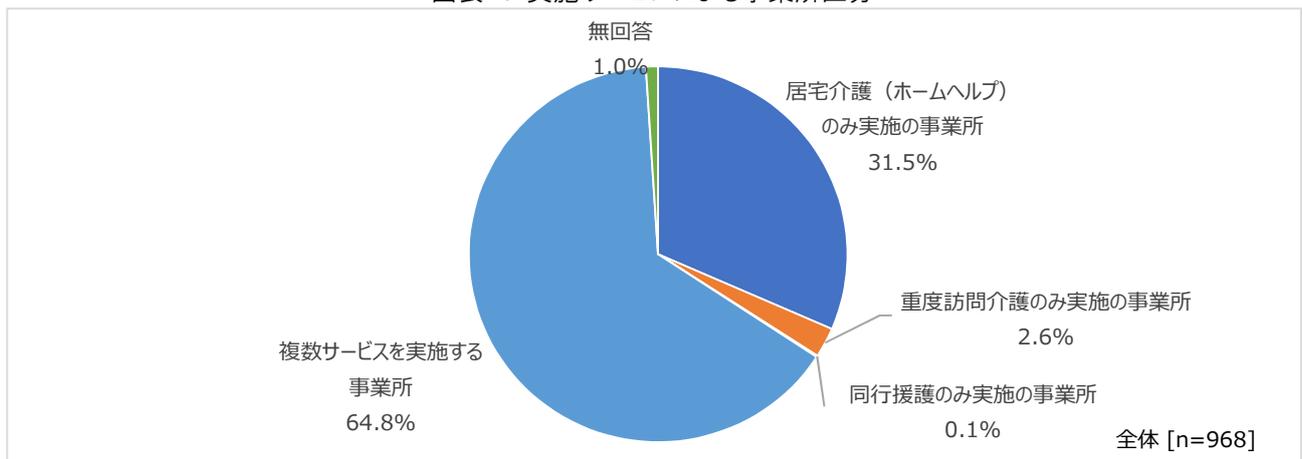
③実施しているサービス

事業所で実施しているサービスは、「居宅介護（ホームヘルプ）」が96.2%とほとんどの事業所で実施している。「重度訪問介護」は51.1%、「同行援護」は28.0%、「行動援護」は3.7%の事業所が実施している。なお、サービスの実施状況で事業所を区分すると、複数サービスを実施する事業所は64.8%、「居宅介護（ホームヘルプ）」のみを実施している事業所（重度訪問介護等は実施していない）は31.5%となっている。

図表 3 実施しているサービス〔複数回答〕



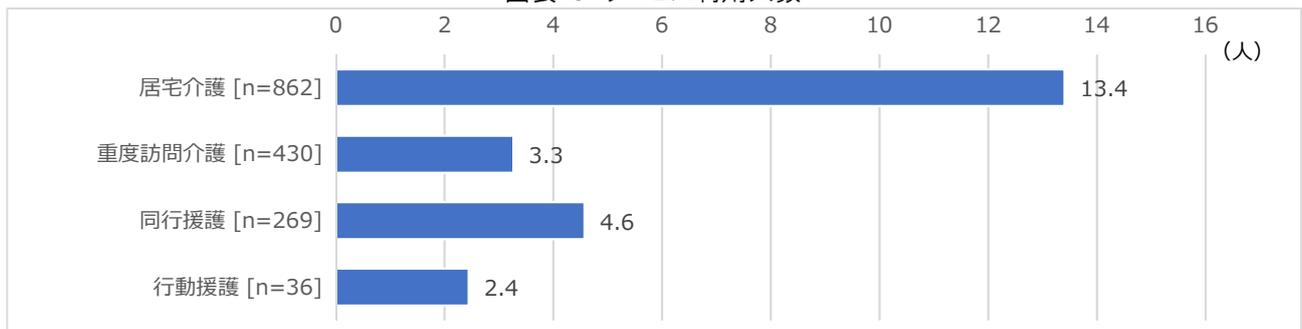
図表 4 実施サービスによる事業所区分



④サービス利用人数

事業所で実施している各サービスについて、サービス利用人数（実人数）を聞いたところ、居宅介護は1事業所あたりの平均で13.4人、重度訪問介護は3.3人、同行援護は4.6人、行動援護は2.4人となっている。

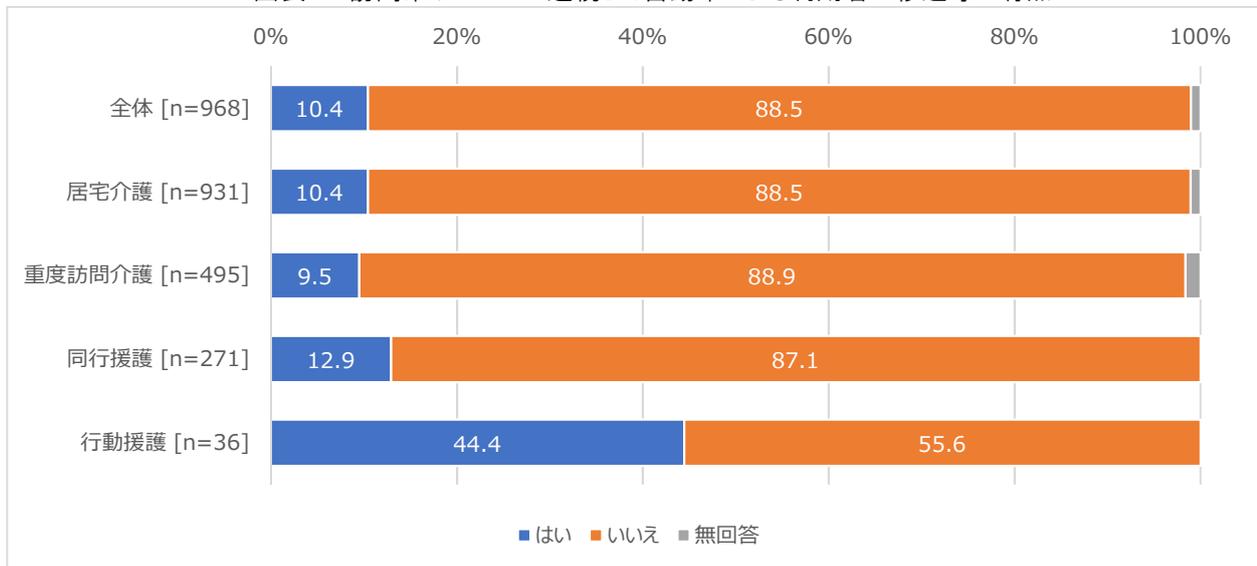
図表 5 サービス利用人数



⑤訪問系サービスに連続して自動車による利用者の移送等の有無

事業所に、訪問系サービスに連続して自動車による利用者の移送等を行っているかどうかを聞いたところ、「いいえ」が88.5%と多く、「はい」は10.4%となっている。

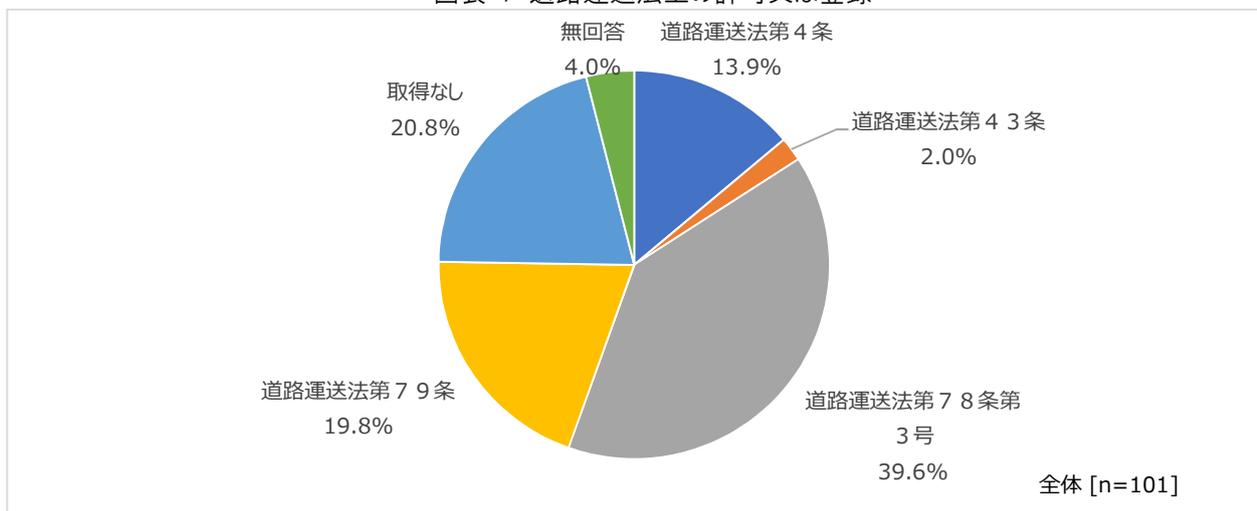
図表 6 訪問系サービスに連続して自動車による利用者の移送等の有無



⑥道路運送法上の許可又は登録

訪問系サービスに連続して自動車による利用者の移送等を行っていると回答した事業所に、道路運送法上の許可又は登録について聞いたところ、「道路運送法第78条第3号」が39.6%、「道路運送法第79条」が19.8%、「道路運送法第4条」が13.9%、「道路運送法第43条」が2.0%となっている。「取得なし」は20.8%となっている。

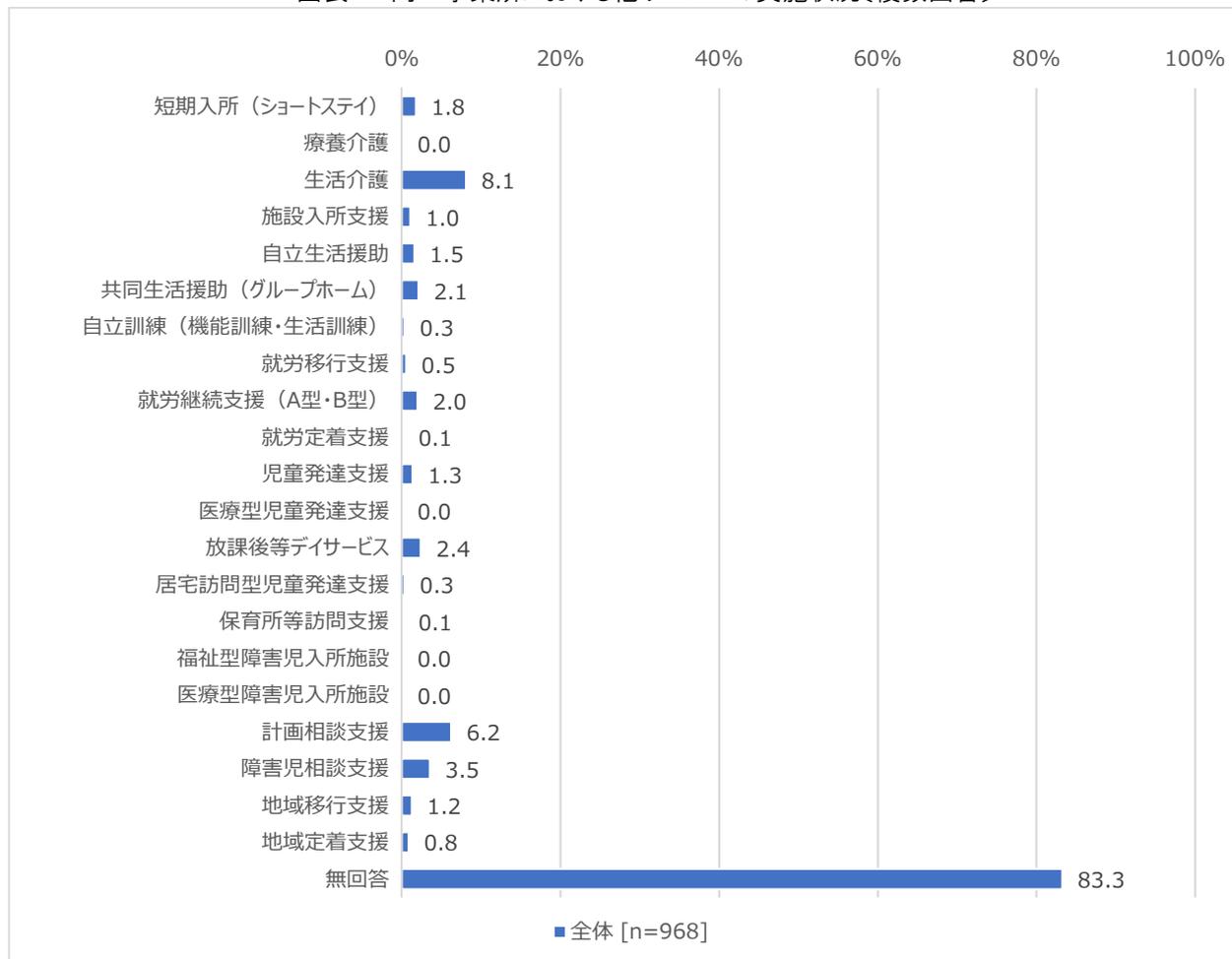
図表 7 道路運送法上の許可又は登録



⑦同一事業所における他サービスの実施状況

同一事業所における訪問系以外のサービスの実施状況について聞いたところ、実施をしていない事業所（無回答）が83.3%と多くなっている。実施しているサービスとしては、「生活介護」が8.1%、「計画相談支援」が6.2%等となっている。

図表 8 同一事業所における他サービスの実施状況〔複数回答〕



(2) 人員配置と加算の算定状況

①事業所全体の職員数

事業所全体の職員数について聞いたところ、平均で常勤のサービス提供責任者2.4人、ヘルパー2.4人、事務員その他0.9人、非常勤（常勤換算）のサービス提供責任者0.2人、ヘルパー4.6人、事務員その他0.2人となっている。職員合計で1事業所あたり10.7人（常勤5.7人、非常勤（常勤換算）5.0人）である。

図表 9 事業所全体の職員数

(平均値 ; 人)	全体		
	常勤 [n=904]	非常勤 (実人数) [n=904]	非常勤 (常勤換算人数) [n=904]
サービス提供責任者	2.4	0.4	0.2
ヘルパー	2.4	13.4	4.6
事務員その他	0.9	0.5	0.2
合計	5.7	14.3	5.0

②事業所全体の職員の平均勤続年数

事業所全体の職員の平均勤続年数を聞いたところ、平均で常勤7.3年、非常勤6.3年となっている。

図表 10 事業所全体の職員の平均勤続年数

(年)	全体	
	常勤 [n=828]	非常勤 [n=828]
平均値	7.3	6.3

③事業所全体の職員の離職率

事業所全体の職員の離職率を聞いたところ、平均で常勤7.1%、非常勤11.2%となっている。

図表 11 事業所全体の職員の離職率

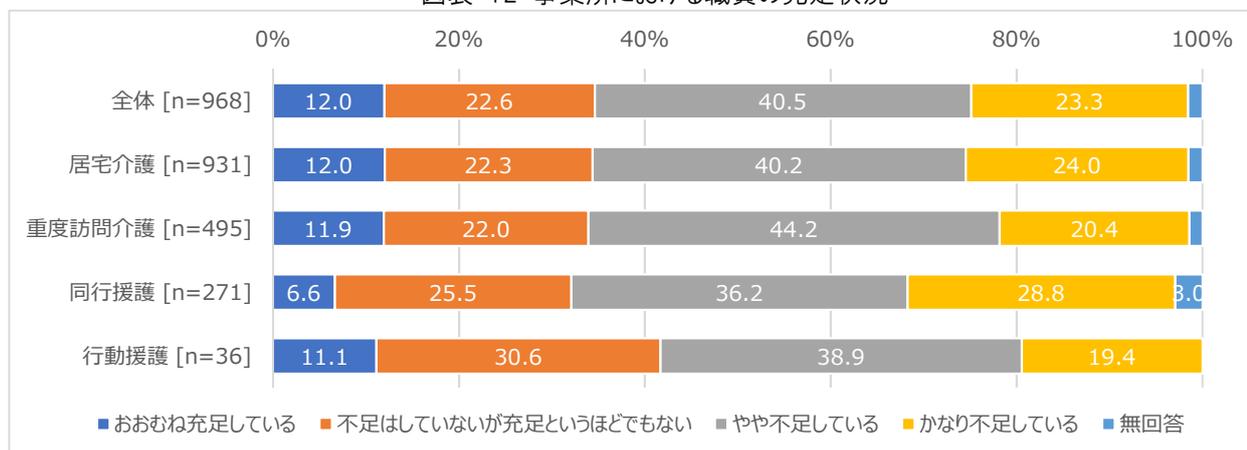
(%)	全体	
	常勤 [n=848]	非常勤 [n=848]
平均値	7.1	11.2

※離職率の算定式：過去1年間に退職した人数÷過去1年間に在籍していた実人数×100

④事業所における職員の充足状況

事業所における職員の充足状況は、「やや不足している」が40.5%、「かなり不足している」が23.3%となっており、不足している事業所が多くなっている。

図表 12 事業所における職員の充足状況



⑤資格等に該当する職員数

事業所で資格等に該当する職員の実人数を聞いたところ、サービス提供責任者で介護福祉士が平均2.2人、同行援護従業者養成研修応用課程修了者が0.6人等となっている。ヘルパーでは介護福祉士が平均5.0人、居宅介護職員初任者研修課程修了者が4.7人等となっている。

事業所の職員数（実人数）と比較すると、介護福祉士については、サービス提供責任者（実人数平均2.8人）で約8割、ヘルパー（実人数平均15.8人）で約3割の保有率となる。

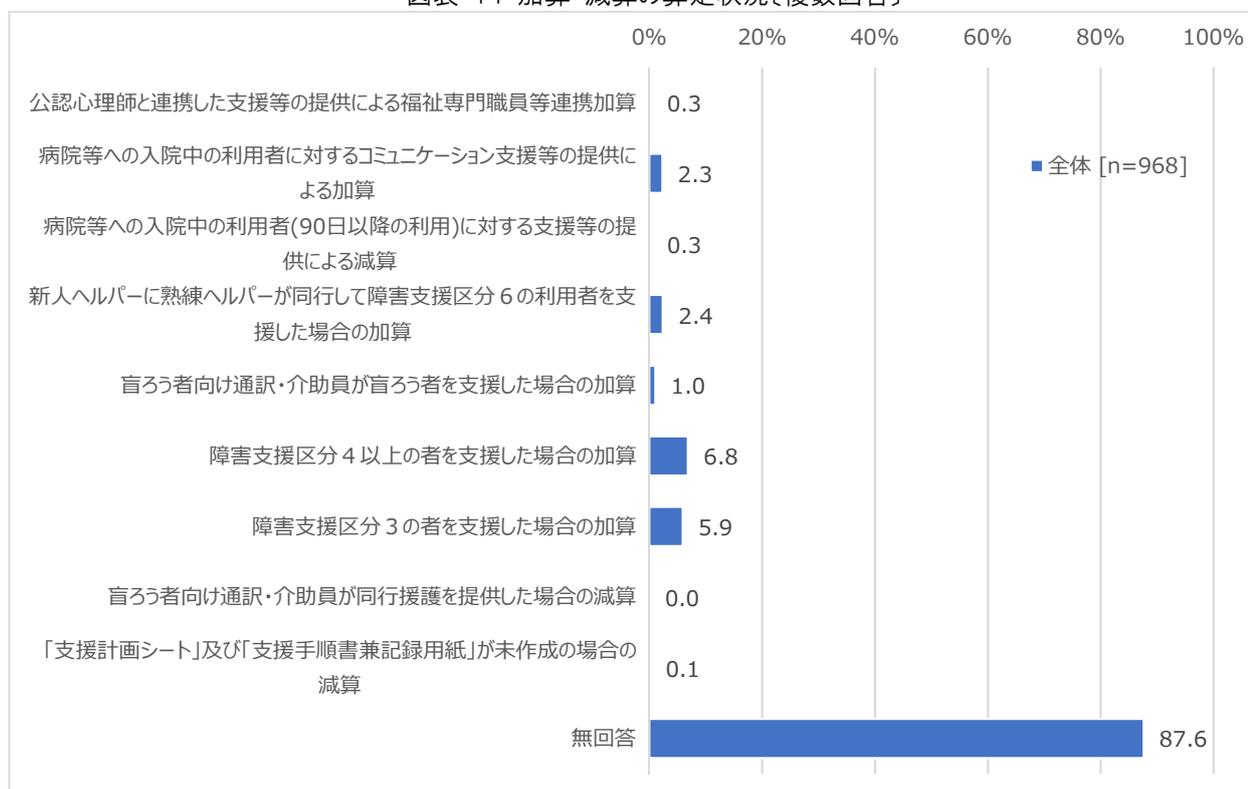
図表 13 資格等に該当する実人数

(平均値 ; 人)	全体	
	サービス提供責任者 [n=968]	ヘルパー [n=968]
介護福祉士	2.2	5.0
実務者研修修了者	0.3	1.4
居宅介護職員初任者研修課程修了者	0.2	4.7
介護職員基礎研修修了者	0.2	1.1
重度訪問介護従業者養成研修修了者	0.1	0.5
同行援護従業者養成研修応用課程修了者	0.6	0.6
同行援護従業者養成研修一般課程修了者（盲ろう者向け・通訳介助員を含む）	0.5	1.2
行動援護従業者養成研修課程修了者	0.1	0.1
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者	0.0	0.0
喀痰吸引等研修修了者	0.5	1.0

⑥加算・減算の算定状況

各種加算・減算の算定状況について聞いたところ、算定のない事業所（無回答）が87.6%となっている。算定のある加算については、「障害支援区分4以上の者を支援した場合の加算」が6.8%、「障害支援区分3の者を支援した場合の加算」が5.9%（いずれも同行援護の加算）等となっている。

図表 14 加算・減算の算定状況〔複数回答〕



(3) 居宅介護のサービス提供状況等

以下は居宅介護を実施している事業所に、居宅介護のサービス提供状況等を聞いたものである。

①居宅介護サービスの実利用者数

居宅介護サービスの実利用者数（令和2年4月～7月の利用者）は、1事業所の平均で17.1人となっている。うち、同一建物に居住する者は平均で0.8人となっている。

図表 15 居宅介護サービスの実利用者数

(平均値 ; 人)	全体 [n=873]
居宅介護サービスの実利用者数 (合計)	17.1
うち、同一建物に居住する者	0.8
うち、条件 (イ) に該当する者	0.5
うち、条件 (ロ) に該当する者	0.2
うち、条件 (ハ) に該当する者	0.0

条件 (イ) : 居宅介護事業者と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者
条件 (ロ) : 「居宅介護事業者と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物」以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)
条件 (ハ) : 居宅介護事業者と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 (当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合)

②居宅介護計画の作成件数

居宅介護計画の作成件数（令和2年7月分）は、1事業所の平均で7.3件となっている。うち、サービス提供責任者であり、かつ、居宅介護職員初任者研修課程修了者であって、3年以上の介護等の業務に従事した者による作成件数は5.4件となっている。

図表 16 居宅介護計画の作成件数

(平均値 ; 件)	全体 [n=873]
居宅介護計画の作成件数 (全体)	7.3
うち、条件 (二) に該当する者が作成したもの (合計)	5.4
うち、居宅における身体介護に関するもの	2.8
うち、通院等介助 (身体介護あり) に関するもの	0.6
うち、家事援助に関するもの	2.7
うち、通院等介助 (身体介護なし) に関するもの	0.2
うち、通院等乗降介助に関するもの	0.1

条件 (二) : サービス提供責任者であり、かつ、居宅介護職員初任者研修課程修了者 (介護職員初任者研修課程修了者や旧2級ヘルパーを含む) であって、3年以上の介護等の業務に従事した者

③初任者研修課程修了者作成減算が適用されている利用者数 (実人数)

初任者研修課程修了者作成減算 (初任者研修課程修了者が作成した居宅介護計画に基づきサービス提供した場合に、10%報酬が減算されるもの) に関し、減算が適用されている利用者数 (令和2年7月分の実人数) を聞いたところ、全体で利用者数の回答は14人、1事業所あたりの平均では0.02人となっている。(なお、減算適用利用者数の回答のあった事業所は3/873事業所 (0.3%) である。)

図表 17 初任者研修課程修了者作成減算が適用されている利用者数(実人数)

(人)	全体 [n=873]
平均値	0.02

(4) 重度訪問介護に従事する職員の夜勤に関する状況等

以下は重度訪問介護を実施している事業所に、職員の夜勤の状況等を聞いたものである。

① 重度訪問介護に従事する職員数、サービス提供時間

重度訪問介護を実施する事業所に、令和2年9月1日（火）8時から翌8時までの1日における利用者数、従事する職員数、サービス提供時間について聞いたところ、1事業所あたりの平均で、8時～18時の時間帯では実利用者数1.2人、延べ職員数1.5人、延べ時間数283.9分（4.7時間）となっている。18時～22時（夜間）では、実利用者数0.8人、延べ職員数0.9人、延べ時間数111.5分（1.9時間）、22時～翌8時（深夜・早朝）では、実利用者数0.6人、延べ職員数0.6人、延べ時間数188.8分（3.1時間）となっている。

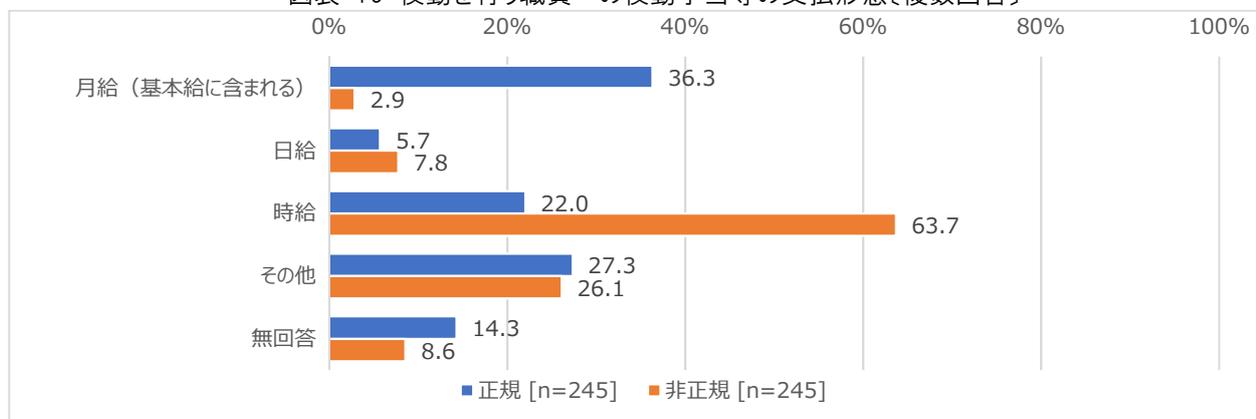
図表 18 重度訪問介護に従事する職員数、サービス提供時間

(平均値)	全体		
	利用実人数 (人) [n=465]	延べ従事職員数 (人) [n=465]	延べ時間数 (分) [n=465]
8時～18時	1.2	1.5	283.9
18時～22時（夜間）	0.8	0.9	111.5
22時～翌8時（深夜・早朝）	0.6	0.6	188.8

② 夜勤を行う職員への夜勤手当等の支払形態

夜勤を行う職員への夜勤手当等の支払形態について聞いたところ、正規職員では、「月給（基本給に含まれる）」が36.3%と多くなっている。非正規職員では、「時給」が63.7%と多い。

図表 19 夜勤を行う職員への夜勤手当等の支払形態〔複数回答〕



※重度訪問介護の夜勤を実施している事業所に限定して集計している（以下同様）

③ 夜勤を行う職員への夜勤手当等の額

夜勤を行う職員への夜勤手当等の額について、「月給（基本給に含まれる）」以外の場合の1人1回あたりの金額を聞いたところ、正規職員、非正規職員のそれぞれの平均で、日給およびその他では5～6千円程度、時給では2,200～2,500円程度となっている。

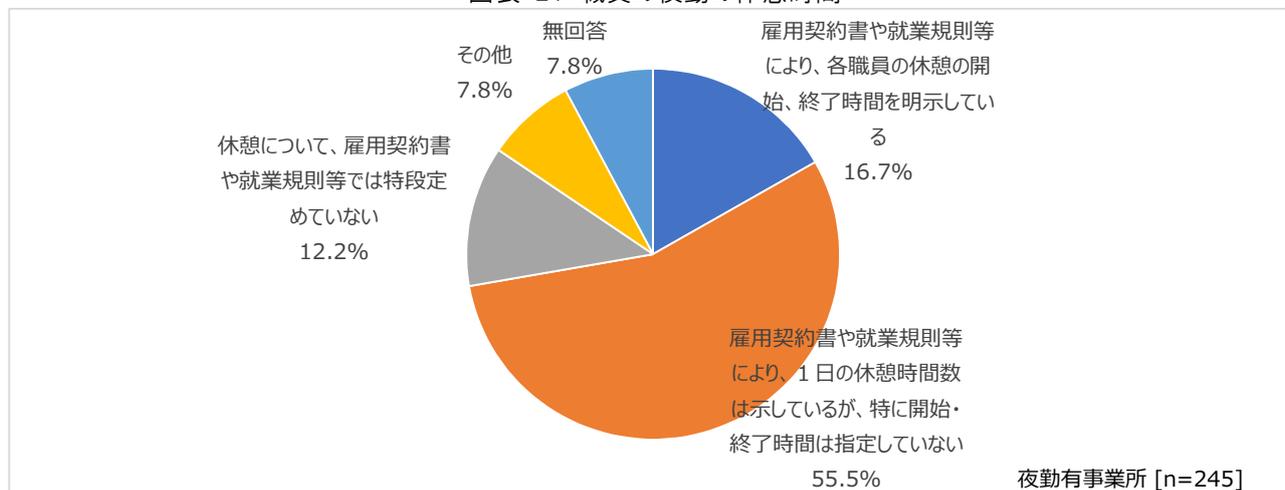
図表 20 夜勤を行う職員への夜勤手当等の額

(円)	日給 [n=14]	時給 [n=23]	その他 [n=44]
正規 手当額 (平均)	5,235.7	2,500.2	5,691.2
(円)	日給 [n=14]	時給 [n=89]	その他 [n=42]
非正規 手当額 (平均)	6,935.7	2,262.8	5,466.2

④職員 の夜勤 の休憩時間

職員 の夜勤 の休憩時間 をどのように定めているかを聞いたところ、「雇用契約書や就業規則等により、1日の休憩時間数は示しているが、特に開始・終了時間は指定していない」が55.5%、「雇用契約書や就業規則等により、各職員の休憩の開始、終了時間を明示している」が16.7%、「休憩について、雇用契約書や就業規則等では特段定めていない」が12.2%となっている。

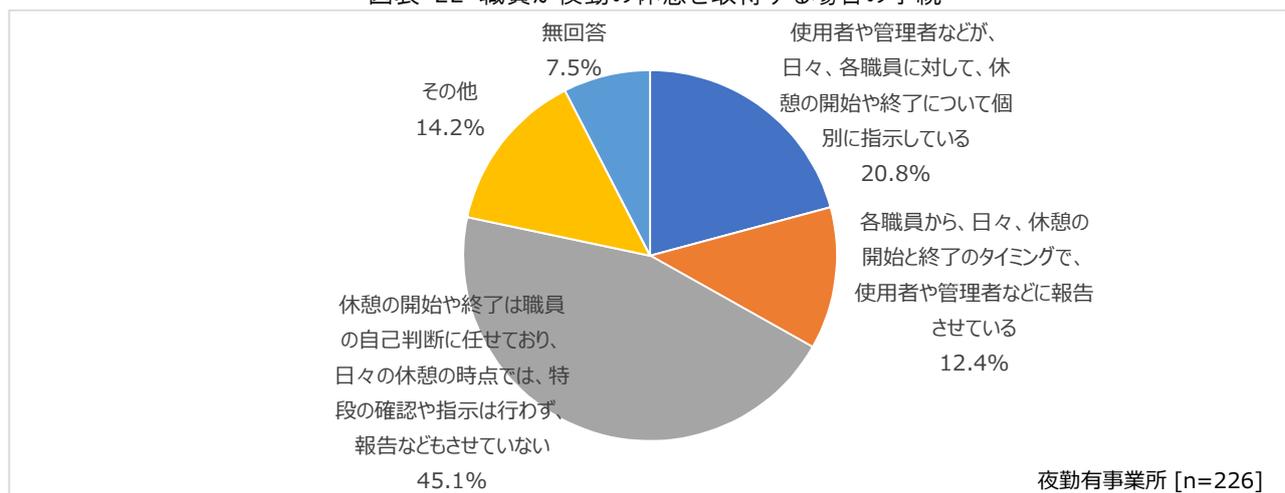
図表 21 職員 の夜勤 の休憩時間



⑤職員 が夜勤 の休憩 を取得 する場合 の手続

職員 が夜勤 の休憩 を取得 する場合 の手続 は、「休憩の開始や終了は職員の自己判断に任せており、日々の休憩の時点では、特段の確認や指示は行わず、報告などもさせていない」が45.1%、「使用者や管理者などが、日々、各職員に対して、休憩の開始や終了について個別に指示している」が20.8%、「各職員から、日々、休憩の開始と終了のタイミングで、使用者や管理者などに報告させている」が12.4%となっている。なお、「その他」の割合が比較的高くなっているが、休憩が必要な長時間の夜勤がない等の回答が含まれる。

図表 22 職員 が夜勤 の休憩 を取得 する場合 の手続

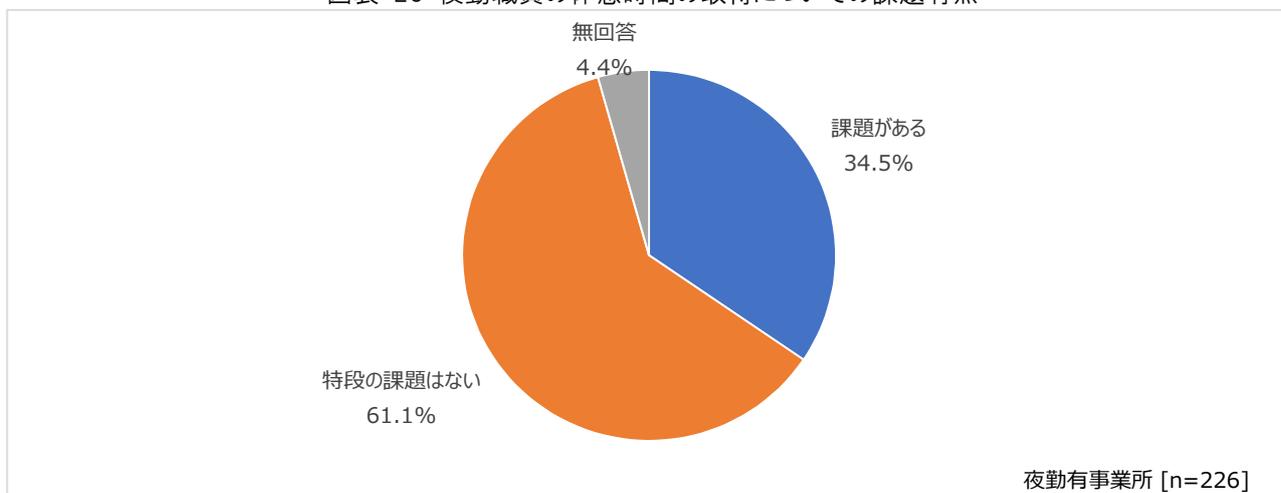


※「職員 の夜勤 の休憩時間」の設問で無回答の事業所を除いて集計している

⑥夜勤職員の休憩時間の取得についての課題有無

夜勤職員の休憩時間の取得について、課題があるかどうかを聞いたところ、「特段の課題はない」が61.1%、「課題がある」が34.5%となっている。

図表 23 夜勤職員の休憩時間の取得についての課題有無

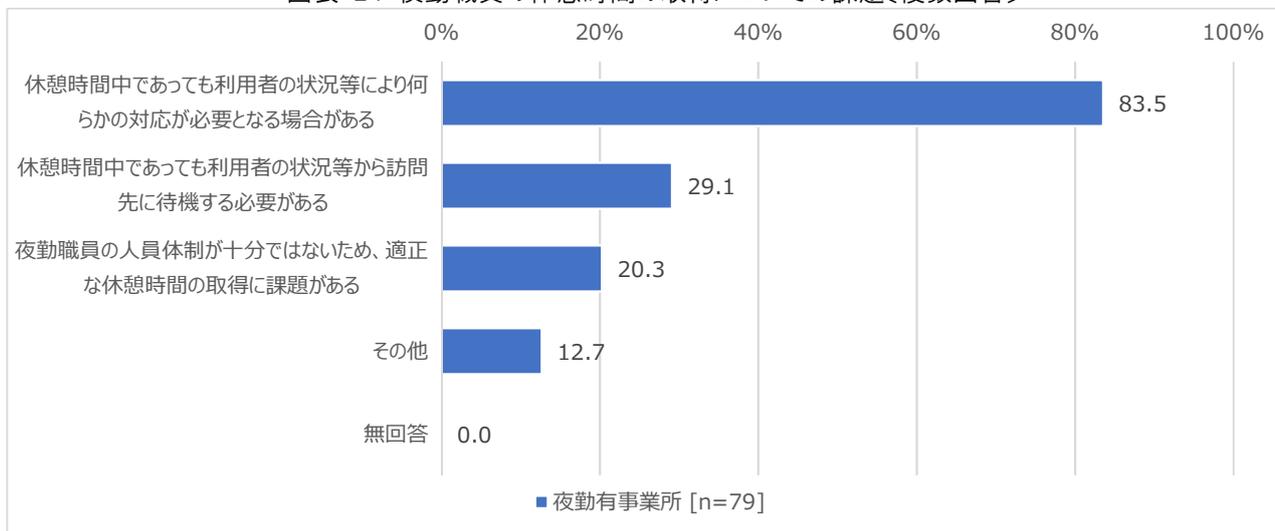


※「職員の夜勤の休憩時間」の設問で無回答の事業所を除いて集計している

⑦夜勤職員の休憩時間の取得についての課題

夜勤職員の休憩時間の取得について課題があると回答した事業所に、課題の内容を聞いたところ、「休憩時間中であっても利用者の状況等により何らかの対応が必要となる場合がある」が83.5%と最も多くなっている。次いで、「休憩時間中であっても利用者の状況等から訪問先に待機する必要がある」が29.1%、「夜勤職員の人員体制が十分ではないため、適正な休憩時間の取得に課題がある」が20.3%となっている。

図表 24 夜勤職員の休憩時間の取得についての課題〔複数回答〕



(5) 重度訪問介護に従事する新人職員のOJTに要する期間

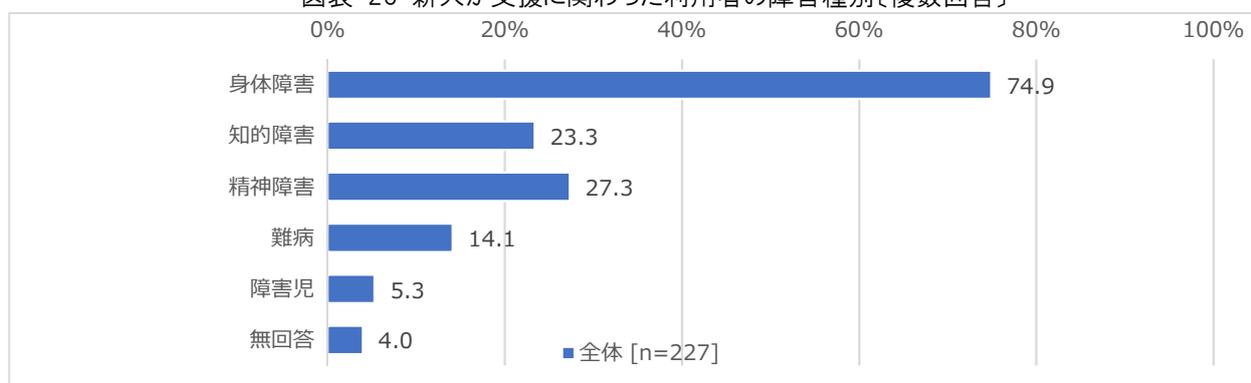
・以下は重度訪問介護を実施している事業所に、新人職員のOJTに要する期間等について聞いたものである。なお、本調査では、重度訪問介護事業所に新規に採用された従業者（ただし、利用者への支援が1年未満となることが見込まれる者及び採用から6か月を経過した従業者は除く。）を「新人」と定義している。

①新人が支援に関わった利用者の障害種別

事業所でOJTを行った新人として、全体で227人分の回答があった。

新人が支援に関わった利用者の障害種別としては、「身体障害」が74.9%、「精神障害」が27.3%、「知的障害」が23.3%等となっている。

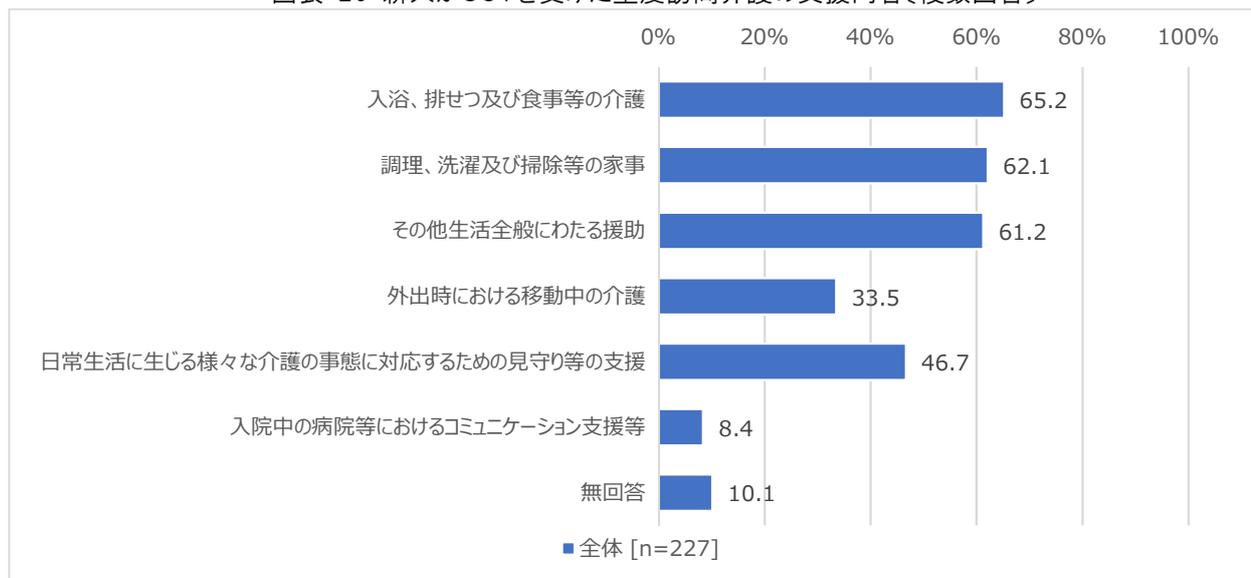
図表 25 新人が支援に関わった利用者の障害種別〔複数回答〕



②新人がOJTを受けた重度訪問介護の支援内容

新人がOJTを受けた重度訪問介護の支援内容は、「入浴、排せつ及び食事等の介護」が65.2%、「調理、洗濯及び掃除等の家事」が62.1%、「その他生活全般にわたる援助」が61.2%等となっている。

図表 26 新人がOJTを受けた重度訪問介護の支援内容〔複数回答〕



③当該新人のOJTに要した全期間

当該新人のOJTに要した全期間は、平均で1.5か月となっている。

図表 27 当該新人のOJTに要した全期間

(箇月)	全体 [n=208]
平均値	1.5

④利用者に対して熟練ヘルパーが同行して支援を行った時間

当該新人のOJTに関し、利用者に対して、熟練ヘルパーが同行して支援を行った時間は、平均で26.0時間となっている。また、そのうち、障害支援区分6の利用者に対して支援を行った時間は、平均で16.6時間（全体の支援時間平均26.0時間の約6割）となっている。

図表 28 利用者に対して熟練ヘルパーが同行して支援を行った時間

(平均値；時間)	全体 [n=208]
熟練ヘルパーが同行して支援を行った時間	26.0
うち、障害支援区分6の利用者に対して支援を行った時間	16.6

(6) 職員の担当交代時の引継ぎに要する時間

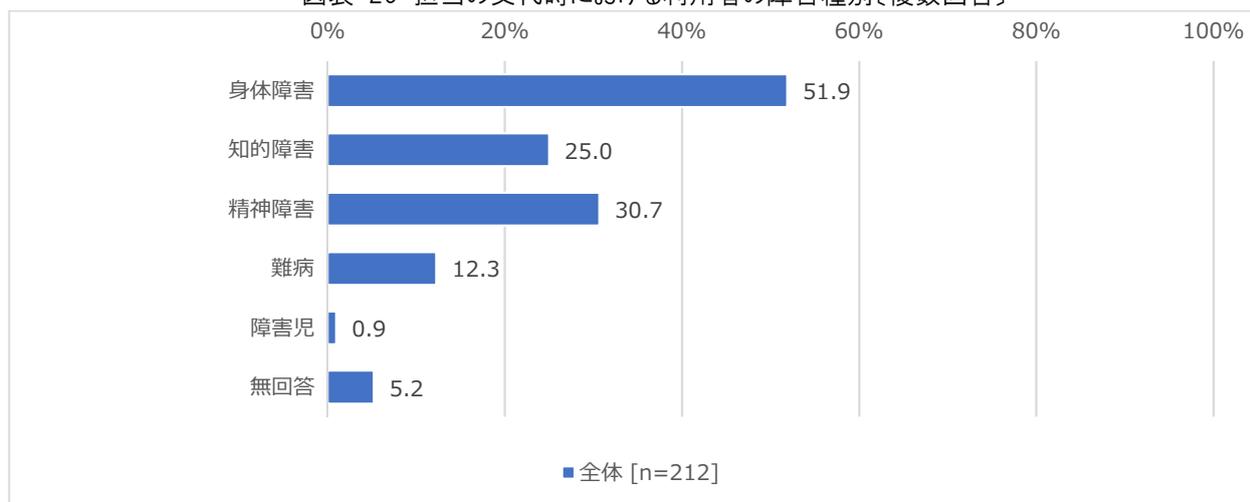
・以下は重度訪問介護を実施している事業所に、担当の交代時に引継ぎに要する時間等について聞いたものである。

①担当の交代時における利用者の障害種別

事業所で担当の交代引継ぎを行った利用者として、全体で212人分の回答があった。

担当の交代時における利用者の障害の種別は、「身体障害」が51.9%、「精神障害」が30.7%、「知的障害」が25.0%等となっている。

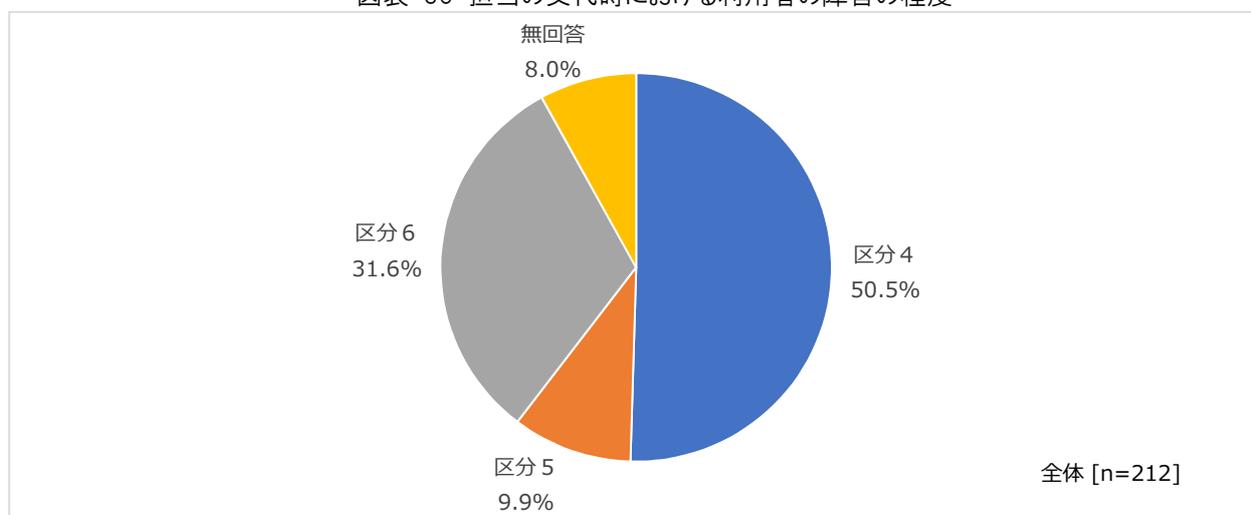
図表 29 担当の交代時における利用者の障害種別〔複数回答〕



②担当の交代時における利用者の障害の程度

担当の交代時における利用者の障害の程度は、「区分4」が50.5%と半数を占め、次いで、「区分6」が31.6%、「区分5」が9.9%となっている。

図表 30 担当の交代時における利用者の障害の程度



③担当の交代時の引継ぎに関わった前任と後任の職員数

担当の交代時の引継ぎに関わった前任と後任の職員数について聞いたところ、1利用者あたりの平均で2.8人となっている。

図表 31 担当の交代時の引継ぎに関わった前任と後任の職員数

(人)	全体 [n=212]
平均値	2.8

④担当の交代時の引継ぎに要した時間

担当の交代時の引継ぎに要した時間を聞いたところ、1利用者あたりの平均で7.2時間となっている。うち、後任が前任に同行して利用者に対して支援を行った時間の平均は4.5時間、入院中の病院等におけるコミュニケーション支援を行った時間の平均は0.1時間となっている。

図表 32 担当の交代時の引継ぎに要した時間

(平均値 ; 時間)	全体 [n=212]
担当の交代時の引継ぎに要した合計時間	7.2
うち、後任が前任に同行して利用者に対して支援を行った時間	4.5
うち、入院中の病院等におけるコミュニケーション支援を行った時間	0.1

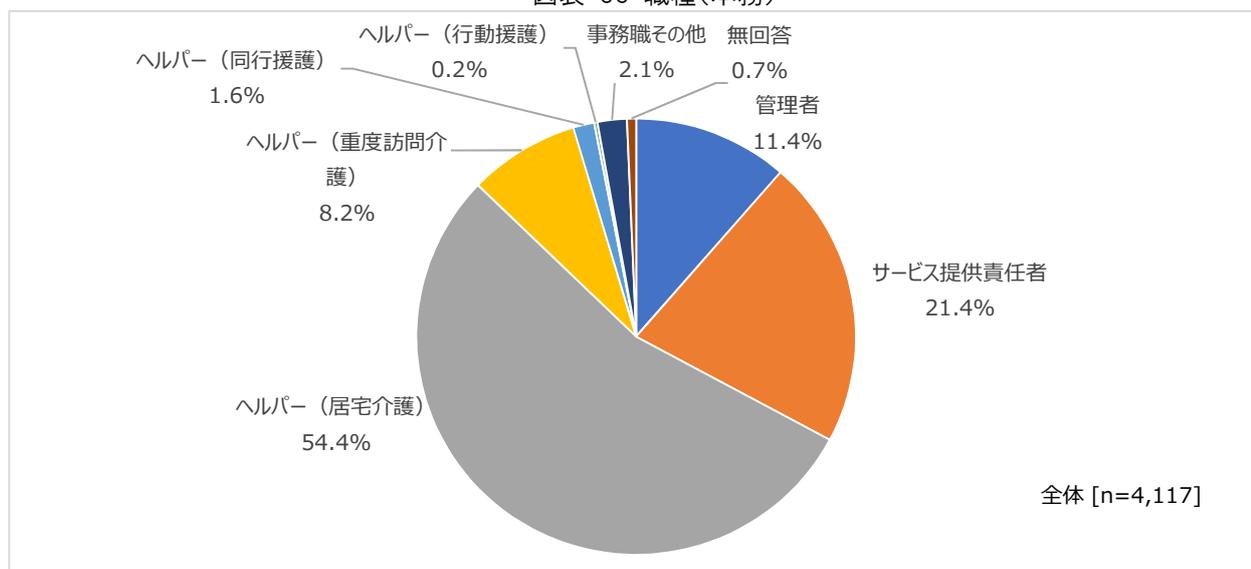
(7) 職員の状況

・事業所の訪問系サービスの業務に1日以上従事した職員を対象として、職員の業務の状況等に関する調査を行った。（1事業所で該当する職員最大10名まで回答）

①職種（本務）

本務とする職種について聞いたところ、「ヘルパー（居宅介護）」が54.4%と半数を占め、次いで、「サービス提供責任者」が21.4%、「管理者」が11.4%、「ヘルパー（重度訪問介護）」が8.2%等となっている。

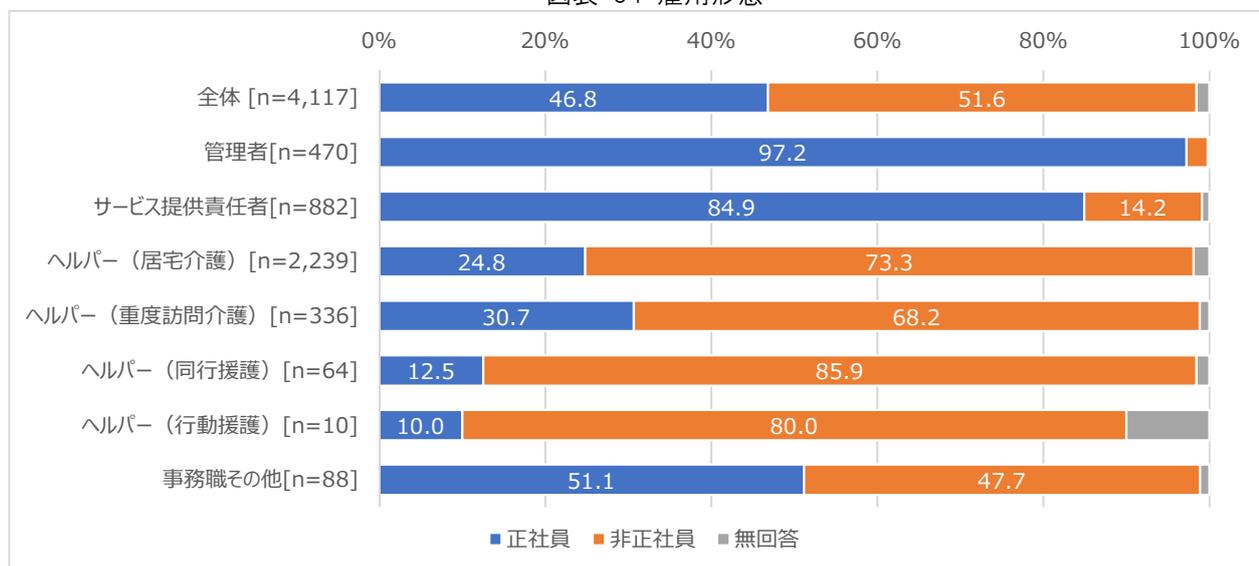
図表 33 職種(本務)



②雇用形態

職員の雇用形態は、「非正社員」が51.6%、「正社員」が46.8%となっている。職種別では、管理者、サービス提供責任者は「正社員」が多く、ヘルパーは「非正社員」が多い。

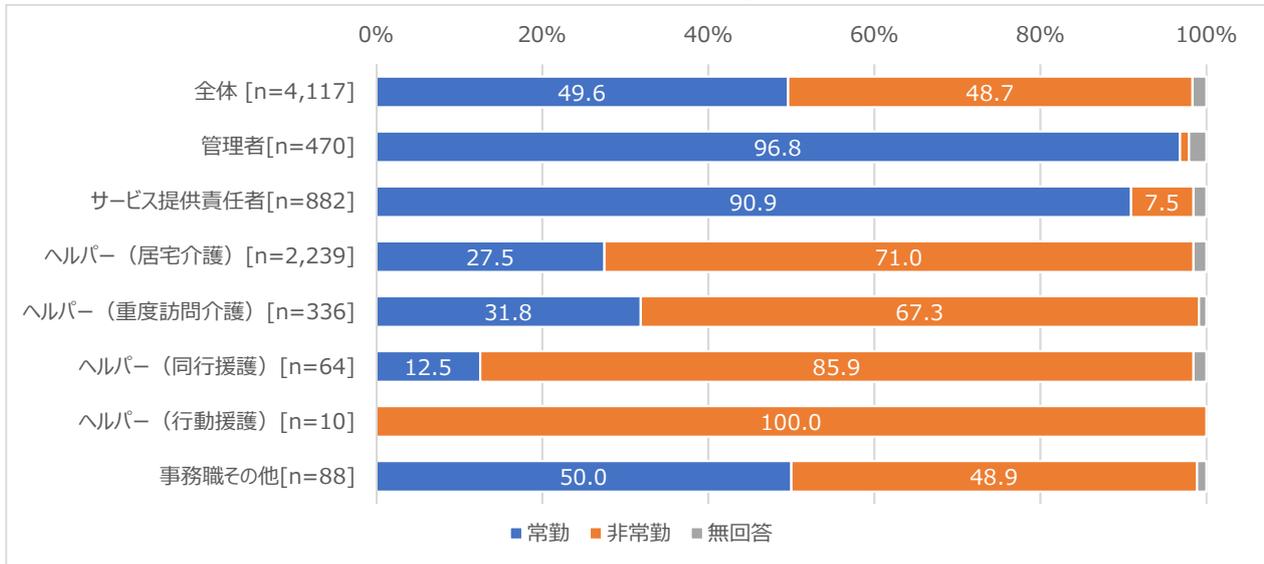
図表 34 雇用形態



③勤務形態

勤務形態については、「常勤」が49.6%、「非常勤」が48.7%となっている。職種別では、管理者、サービス提供責任者は「常勤」が多く、ヘルパーは「非常勤」が多い。

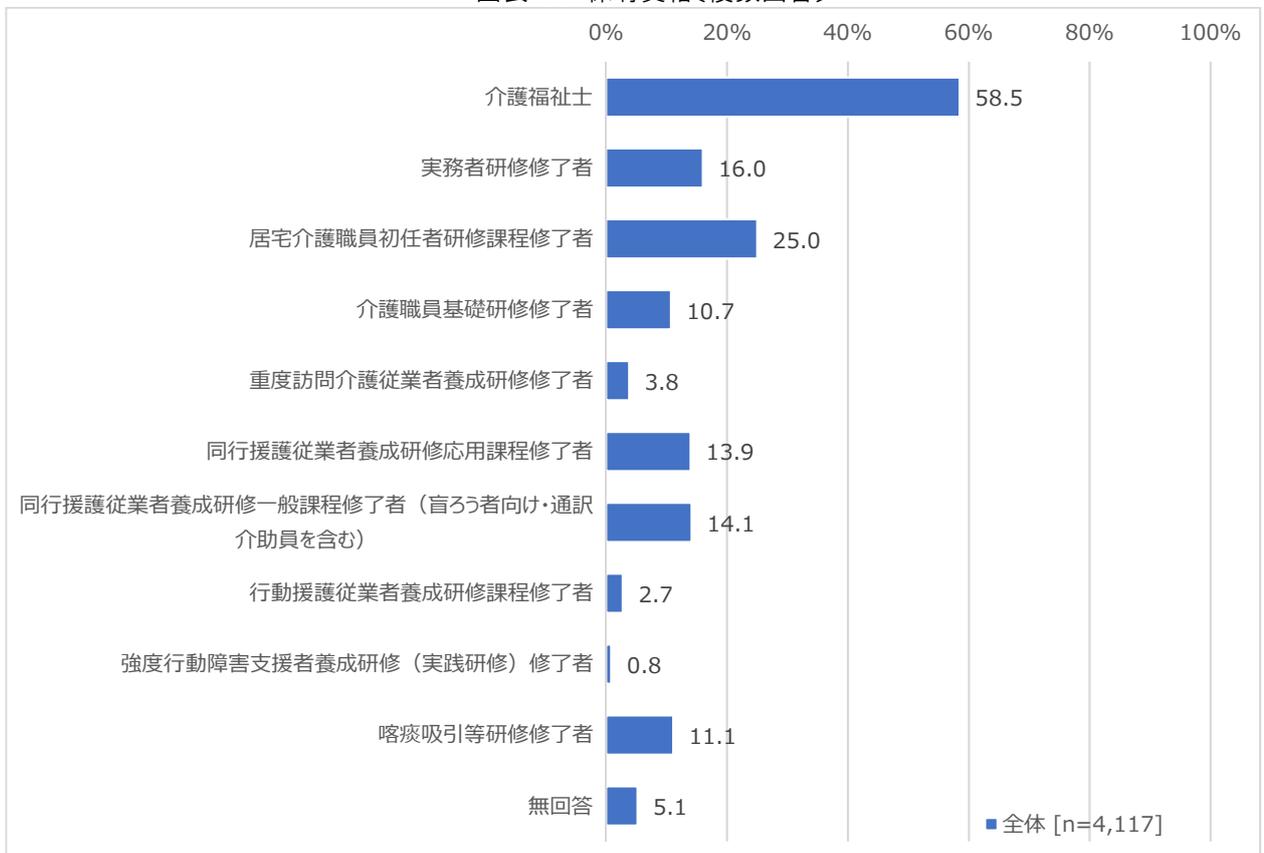
図表 35 勤務形態



④保有資格

保有資格について聞いたところ、「介護福祉士」が58.5%と多くっており、次いで、「居宅介護職員初任者研修課程修了者」が25.0%等となっている。

図表 36 保有資格〔複数回答〕



本務職種別で見ると、保有資格について聞いたところ、「介護福祉士」は管理者、サービス提供責任者の保有割合が高くなっている。

図表 37 保有資格(本務職種別)[複数回答]

%	全体 [n=4,117]	本務職種別		
		管理者[n=470]	サービス提供責任者[n=882]	ヘルパー（居宅介護）[n=2,239]
介護福祉士	58.5	79.8	90.4	46.3
実務者研修修了者	16.0	18.7	16.8	15.9
居宅介護職員初任者研修課程修了者	25.0	13.0	10.1	32.7
介護職員基礎研修修了者	10.7	8.5	7.9	12.4
重度訪問介護従業者養成研修修了者	3.8	5.3	3.5	2.1
同行援護従業者養成研修応用課程修了者	13.9	29.8	25.9	6.8
同行援護従業者養成研修一般課程修了者（盲ろう者向け・通訳介助員を含む）	14.1	22.8	20.7	10.0
行動援護従業者養成研修課程修了者	2.7	6.0	4.0	1.8
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者	0.8	2.1	1.5	0.5
喀痰吸引等研修修了者	11.1	16.4	18.4	6.7
無回答	5.1	5.1	0.7	5.4

%	本務職種別			
	ヘルパー（重度訪問介護）[n=336]	ヘルパー（同行援護）[n=64]	ヘルパー（行動援護）[n=10]	事務職その他[n=88]
介護福祉士	40.2	37.5	20.0	27.3
実務者研修修了者	14.0	9.4	20.0	8.0
居宅介護職員初任者研修課程修了者	30.4	25.0	30.0	22.7
介護職員基礎研修修了者	9.5	17.2	10.0	6.8
重度訪問介護従業者養成研修修了者	13.1	9.4	0.0	1.1
同行援護従業者養成研修応用課程修了者	4.5	42.2	20.0	5.7
同行援護従業者養成研修一般課程修了者（盲ろう者向け・通訳介助員を含む）	6.3	56.3	0.0	9.1
行動援護従業者養成研修課程修了者	1.5	3.1	0.0	1.1
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者	0.0	0.0	0.0	0.0
喀痰吸引等研修修了者	17.3	3.1	0.0	5.7
無回答	4.5	0.0	10.0	40.9

⑤職種兼務の場合の兼務割合

職種を兼務している場合に、各職種（管理者、サービス提供責任者、ヘルパー、事務職その他）の兼務割合がどのようになるかを聞いたところ、平均の兼務割合として、管理者では、管理者4.1割、サービス提供責任者2.4割、ヘルパー2.5割、事務職その他1.0割となっている。サービス提供責任者では、管理者0.1割、サービス提供責任者4.8割、ヘルパー4.4割、事務職その他0.7割となっている。ヘルパーの場合は、ヘルパーの割合が9割を超えており、他職種の兼務割合は低い。

図表 38 職種兼務の場合の兼務割合

(平均値；割)	全体 [n=4,089]	本務職種別		
		管理者[n=470]	サービス提供責任者 [n=882]	ヘルパー（居宅介護） [n=2,239]
1 管理者	0.5	4.1	0.1	0.0
2 サービス提供責任者	1.4	2.4	4.8	0.0
3 ヘルパー	7.4	2.5	4.4	9.5
4 事務職その他	0.7	1.0	0.7	0.4

(平均値；割)	本務職種別			
	ヘルパー（重度訪問介護） [n=336]	ヘルパー（同行援護） [n=64]	ヘルパー（行動援護） [n=10]	事務職その他 [n=88]
1 管理者	0.0	0.0	0.0	0.1
2 サービス提供責任者	0.1	0.1	0.1	0.0
3 ヘルパー	9.6	9.6	9.7	0.7
4 事務職その他	0.3	0.3	0.2	9.1

⑥勤続年数

事業所での勤続年数を聞いたところ、平均で8.0年となっている。本務職種別では、ヘルパー（重度訪問介護）で他と比べて短い傾向が見られる。

図表 39 勤続年数

(年)	全体 [n=4,031]	本務職種別		
		管理者[n=460]	サービス提供責任者[n=866]	ヘルパー（居宅介護） [n=2,191]
平均値	8.0	10.7	8.7	7.4

(年)	本務職種別			
	ヘルパー（重度訪問介護） [n=332]	ヘルパー（同行援護） [n=63]	ヘルパー（行動援護） [n=10]	事務職その他 [n=88]
平均値	5.9	8.7	7.0	7.3

⑦ 1か月の平均労働日数

1か月の平均労働日数を聞いたところ、平均で18.8日となっている。本務職種別では、管理者、サービス提供責任者は比較的日数が長く、ヘルパーは日数の短い傾向が見られる。

図表 40 1か月の平均労働日数

(日)	全体 [n=3,955]	本務職種別		
		管理者 [n=440]	サービス提供責任者 [n=860]	ヘルパー（居宅介護） [n=2,150]
平均値	18.8	21.8	21.5	17.6

(日)	本務職種別			
	ヘルパー（重度訪問介護） [n=325]	ヘルパー（同行援護） [n=64]	ヘルパー（行動援護） [n=10]	事務職その他 [n=85]
平均値	16.6	13.1	13.7	19.0

⑧ 令和2年7月分の時間外手当

令和2年7月分の時間外手当について聞いたところ、平均で6,972.3円となっている。本務職種別では、サービス提供責任者、ヘルパー（重度訪問介護）で手当額の高い傾向が見られる。

図表 41 令和2年7月分の時間外手当

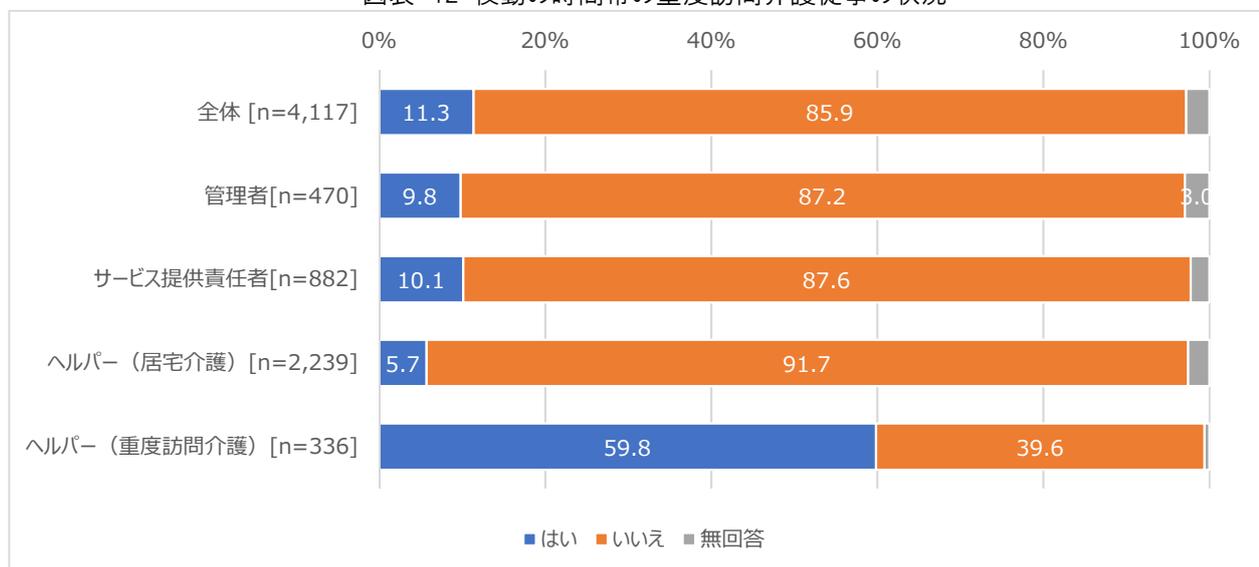
(円)	全体 [n=3,258]	本務職種別		
		管理者 [n=390]	サービス提供責任者 [n=735]	ヘルパー（居宅介護） [n=1,714]
平均値	6,972.3	8,159.0	11,056.3	4,570.1

(円)	本務職種別			
	ヘルパー（重度訪問介護） [n=275]	ヘルパー（同行援護） [n=48]	ヘルパー（行動援護） [n=8]	事務職その他 [n=71]
平均値	10,572.0	3,707.6	625.0	4,106.1

⑨夜勤の時間帯の重度訪問介護従事の状況

令和2年7月の1か月で、夜勤の時間帯（18:00～翌8:00の時間内の勤務）に、重度訪問介護に従事したことがあるかどうかを聞いたところ、「いいえ」が85.9%、「はい」が11.3%となっている。本務職種別では、ヘルパー（重度訪問介護）で「はい」が59.8%となっており、約6割の職員が夜勤に従事している。

図表 42 夜勤の時間帯の重度訪問介護従事の状況



夜勤の時間帯の重度訪問介護に従事している職員に、勤務日数を聞いたところ、平均で8.4日/月となっている。

図表 43 夜勤の時間帯の重度訪問介護従事の勤務日数

(日/月)	全体 [n=411]	本務職種別			
		管理者 [n=40]	サービス提供責任者 [n=75]	ヘルパー（居宅介護） [n=117]	ヘルパー（重度訪問介護） [n=175]
平均値	8.4	6.9	7.7	7.0	9.9

⑩ヘルパーとしてサービスを提供した利用者数（実人数）

ヘルパーとしてサービスを提供した利用者数を聞いたところ、職員1人あたりの実人数で、居宅介護が平均3.6人、重度訪問介護が0.5人等となっている。

図表 44 ヘルパーとしてサービスを提供した利用者数(実人数)

(平均値；人)	全体 [n=3,795]	本務職種別			
		管理者 [n=337]	サービス提供責任者 [n=773]	ヘルパー（居宅介護） [n=2,239]	ヘルパー（重度訪問介護） [n=336]
居宅介護	3.6	3.8	4.6	3.9	0.5
重度訪問介護	0.5	0.4	0.7	0.3	2.1
同行援護	0.2	0.3	0.2	0.1	0.1
行動援護	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

⑪業務別勤務時間の状況

令和2年9月1日8:00～翌8:00の24時間に関し、業務別の勤務時間を聞いた。職員1人あたりの平均時間を見ると、休憩時間も含む業務時間の合計は237.6分（4.0時間）となっている。内訳は、居宅介護の「居宅における調理、洗濯及び掃除等の家事」が38.2分、「居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護」が35.6分等となっている。また、「訪問系サービス以外の業務（介護保険のホームヘルプ、その他の障害福祉サービス等）」は74.1分となっている。職員の常勤・非常勤の別で見ると、常勤職員の業務時間は280.0分（4.7時間）、非常勤職員の業務時間は194.9分（3.2時間）となっている。

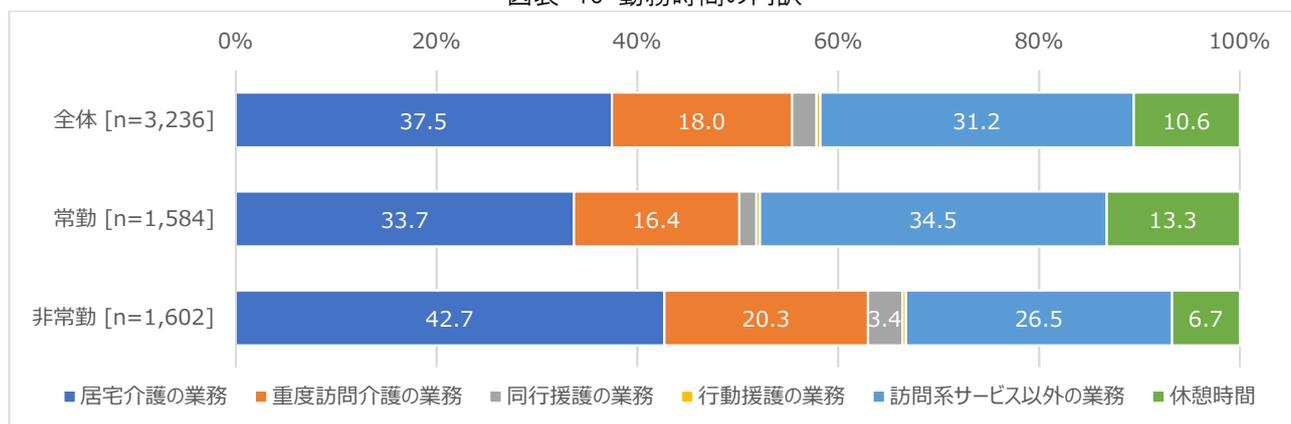
図表 45 業務別勤務時間の状況(平均業務時間)

(平均値 ; 分)		勤務時間全体 (令和2年9月1日8:00～翌8:00)		
		全体 [n=3,236]	常勤 [n=1,584]	非常勤 [n=1,602]
居宅介護	居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護	35.6	40.6	30.2
	居宅における調理、洗濯及び掃除等の家事	38.2	33.6	42.5
	居宅における生活等に関する相談及び助言	1.9	2.5	1.4
	居宅におけるその他生活全般にわたる援助	7.0	8.6	5.4
	通院等介助	4.8	7.2	2.6
	通院乗降介助	1.5	2.0	1.0
重度訪問介護	居宅等における入浴、排せつ及び食事等の介護	15.1	16.3	14.0
	居宅等における調理、洗濯及び掃除等の家事	4.8	4.9	4.8
	居宅等におけるその他生活全般にわたる援助	8.7	9.3	8.4
	外出時における移動中の介護	2.6	2.8	2.3
	日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援	11.2	12.3	10.0
	入院中の病院等におけるコミュニケーション支援等	0.2	0.4	0.0
同行援護	外出時において移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）	3.2	2.7	3.6
	外出時において移動の援護、排せつ及び食事等の介護	1.4	0.9	1.9
	その他外出時に必要な援助	1.2	1.1	1.2
行動援護	行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護	0.3	0.3	0.2
	外出時における移動中の介護	0.4	0.5	0.4
	排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助	0.2	0.2	0.1
訪問系サービス以外の業務（介護保険のホームヘルプ、その他の障害福祉サービス等）		74.1	96.7	51.7
休憩時間		25.1	37.1	13.1
合計		237.6	280.0	194.9

※業務を行っていない職員も含めて平均時間を計算している

平均勤務時間の構成比を見ると、職員1人あたりの平均で、勤務時間のうち、居宅介護に従事する時間が37.5%、重度訪問介護に従事する時間が18.0%、訪問系サービス以外の業務に従事する時間が31.2%となっている。

図表 46 勤務時間の内訳



(日中・夜間時間帯の状況)

令和2年9月1日8:00～翌8:00の24時間のうち、日中・夜間に相当する時間帯(8時～22時)の状況を見る。日中・夜間時間帯の勤務の回答は3,165名で、全体3,236名の97.8%となっており、ほとんどの職員が日中・夜間時間帯に勤務している。以下は日中・夜間時間帯の勤務者3,165名の平均である。

職員1人あたりの平均時間を見ると、休憩時間も含む業務時間の合計は225.0分(3.7時間)となっている。内訳は、居宅介護の「居宅における調理、洗濯及び掃除等の家事」が39.0分、「居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護」が33.8分等となっている。また、「訪問系サービス以外の業務(介護保険のホームヘルプ、その他の障害福祉サービス等)」は74.4分となっている。職員の常勤・非常勤の別で見ると、常勤職員の業務時間は267.6分(4.5時間)、非常勤職員の業務時間は182.1分(3.0時間)となっている。

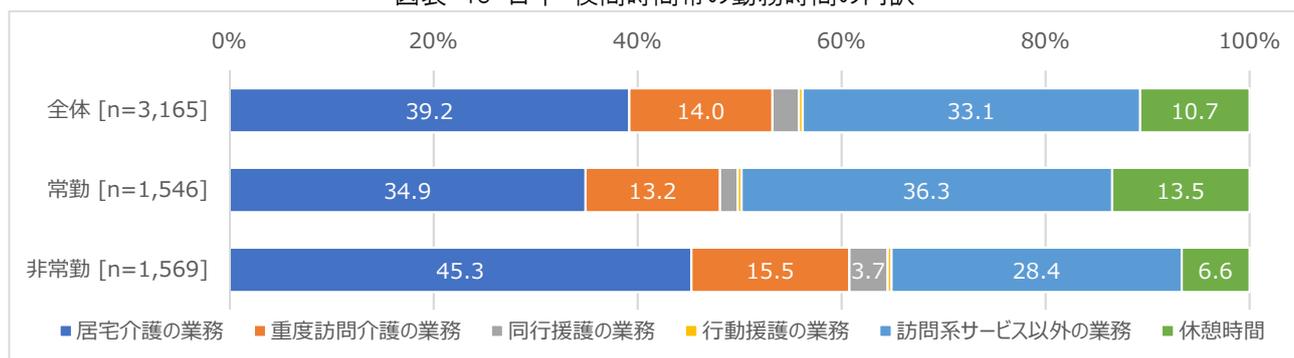
図表 47 日中・夜間時間帯の業務別勤務時間の状況(平均業務時間)

(平均値 ; 分)		8時～22時(日中・夜間)		
		全体 [n=3,165]	常勤 [n=1,546]	非常勤 [n=1,569]
居宅介護	居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護	33.8	38.6	28.6
	居宅における調理、洗濯及び掃除等の家事	39.0	34.3	43.2
	居宅における生活等に関する相談及び助言	2.0	2.5	1.4
	居宅におけるその他生活全般にわたる援助	7.0	8.6	5.5
	通院等介助	4.9	7.3	2.7
	通院乗降介助	1.5	2.0	1.1
重度訪問介護	居宅等における入浴、排せつ及び食事等の介護	12.3	13.5	11.2
	居宅等における調理、洗濯及び掃除等の家事	4.5	4.5	4.5
	居宅等におけるその他生活全般にわたる援助	6.2	7.0	5.4
	外出時における移動中の介護	2.6	2.8	2.4
	日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援	6.0	7.3	4.8
	入院中の病院等におけるコミュニケーション支援等	0.0	0.1	0.0
同行援護	外出時において移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)	3.1	2.5	3.7
	外出時において移動の援護、排せつ及び食事等の介護	1.5	0.9	1.9
	その他外出時に必要な援助	1.2	1.2	1.2
行動援護	行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護	0.3	0.3	0.2
	外出時における移動中の介護	0.4	0.5	0.4
	排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助	0.2	0.3	0.1
訪問系サービス以外の業務(介護保険のホームヘルプ、その他の障害福祉サービス等)		74.4	97.3	51.8
休憩時間		24.1	36.1	12.1
合計		225.0	267.6	182.1

※業務を行っていない職員も含めて平均時間を計算している

平均勤務時間の構成比を見ると、職員1人あたりの平均で、勤務時間のうち、居宅介護に従事する時間が39.2%、重度訪問介護に従事する時間が14.0%、訪問系サービス以外の業務に従事する時間が33.1%となっている。

図表 48 日中・夜間時間帯の勤務時間の内訳



(深夜・早朝時間帯の状況)

令和2年9月1日8:00～翌8:00の24時間のうち、深夜・早朝に相当する時間帯(22時～翌8時)の状況を見る。深夜・早朝時間帯の勤務の回答は242名で、全体3,236名の7.5%となっている。以下は深夜・早朝時間帯の勤務者242名の平均である。

職員1人あたりの平均時間を見ると、休憩時間も含む業務時間の合計は235.6分(3.9時間)となっている。内訳は、重度訪問介護の「日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援」が71.4分、「居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護」が41.7分等となっている。職員の常勤・非常勤の別で見ると、常勤職員の業務時間は232.6分(3.9時間)、非常勤職員の業務時間は242.7分(4.0時間)となっており、それほど差がない。

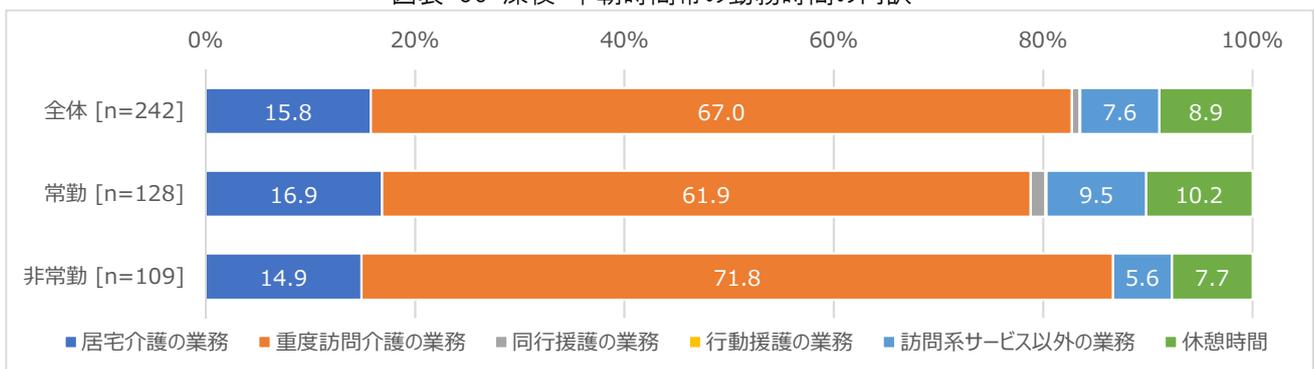
図表 49 深夜・早朝時間帯の業務別勤務時間の状況(平均業務時間)

(平均値 ; 分)		22時～翌8時 (深夜・早朝)		
		全体 [n=242]	常勤 [n=128]	非常勤 [n=109]
居宅介護	居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護	33.8	35.7	32.8
	居宅における調理、洗濯及び掃除等の家事	1.5	1.2	1.9
	居宅における生活等に関する相談及び助言	0.2	0.0	0.6
	居宅におけるその他生活全般にわたる援助	1.6	2.3	0.8
	通院等介助	0.0	0.0	0.0
	通院乗降介助	0.0	0.0	0.0
重度訪問介護	居宅等における入浴、排せつ及び食事等の介護	41.7	39.1	45.5
	居宅等における調理、洗濯及び掃除等の家事	5.7	6.4	5.1
	居宅等におけるその他生活全般にわたる援助	36.1	30.3	44.6
	外出時における移動中の介護	0.5	0.9	0.0
	日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援	71.4	62.9	79.0
	入院中の病院等におけるコミュニケーション支援等	2.4	4.5	0.0
同行援護	外出時において移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)	1.7	3.3	0.0
	外出時において移動の援護、排せつ及び食事等の介護	0.0	0.0	0.0
	その他外出時に必要な援助	0.0	0.0	0.0
行動援護	行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護	0.1	0.2	0.0
	外出時における移動中の介護	0.0	0.0	0.0
	排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助	0.0	0.0	0.0
訪問系サービス以外の業務(介護保険のホームヘルプ、その他の障害福祉サービス等)		17.8	22.1	13.6
休憩時間		21.0	23.7	18.7
合計		235.6	232.6	242.7

※業務を行っていない職員も含めて平均時間を計算している

平均勤務時間の構成比を見ると、職員1人あたりの平均で、勤務時間のうち、重度訪問介護に従事する時間が67.0%と多くを占める。

図表 50 深夜・早朝時間帯の勤務時間の内訳



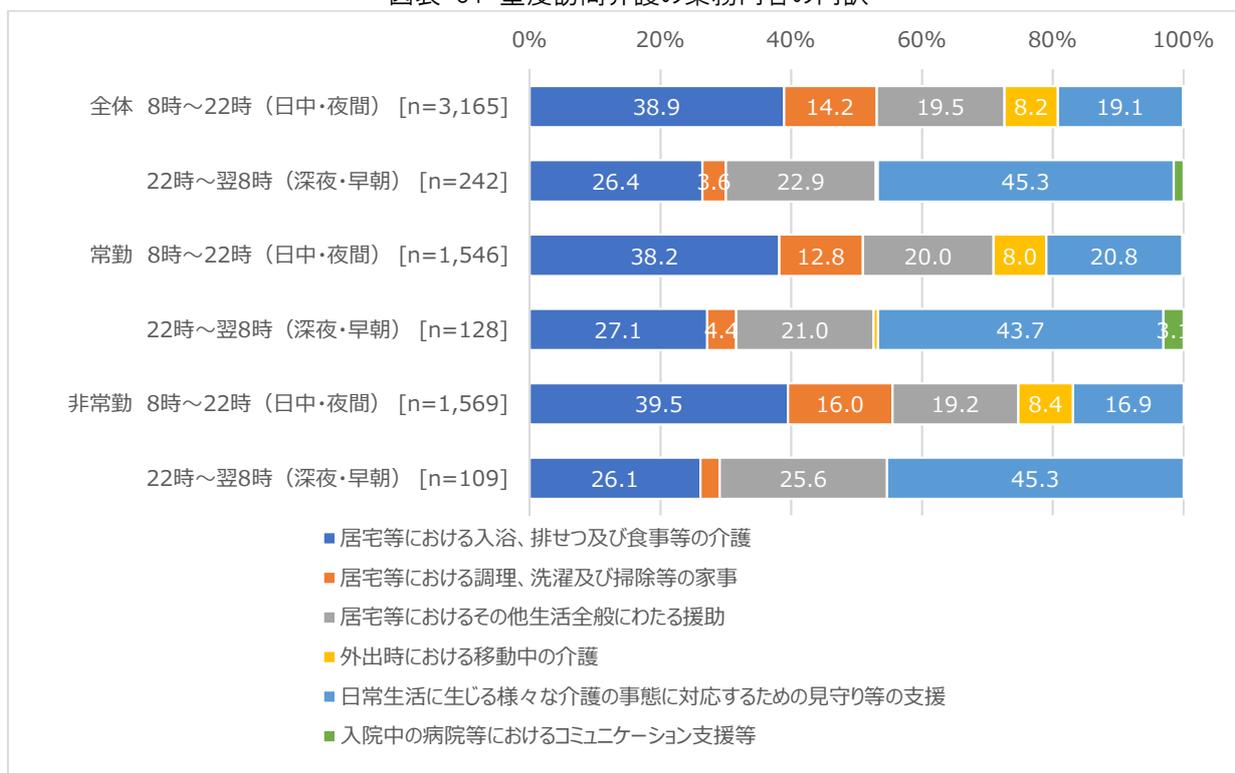
重度訪問介護の業務内容について、日中・夜間時間帯の業務内容と深夜・早朝時間帯の業務内容を比較する。

業務別平均時間の構成比を見ると、日中・夜間時間帯については、「居宅等における入浴、排せつ及び食事等の介護」が38.9%と業務時間の約4割を占め、次いで、「居宅等におけるその他生活全般にわたる援助」が19.5%、「日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援」が19.1%、「居宅等における調理、洗濯及び掃除等の家事」が14.2%となっている。

深夜・早朝時間帯については、「日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援」が45.3%と業務時間のほぼ半分を占め、次いで、「居宅等における入浴、排せつ及び食事等の介護」が26.4%、「居宅等におけるその他生活全般にわたる援助」が22.9%となっている。

常勤職員、非常勤職員とも、業務内容の構成比はほぼ同様な傾向となっている。

図表 51 重度訪問介護の業務内容の内訳

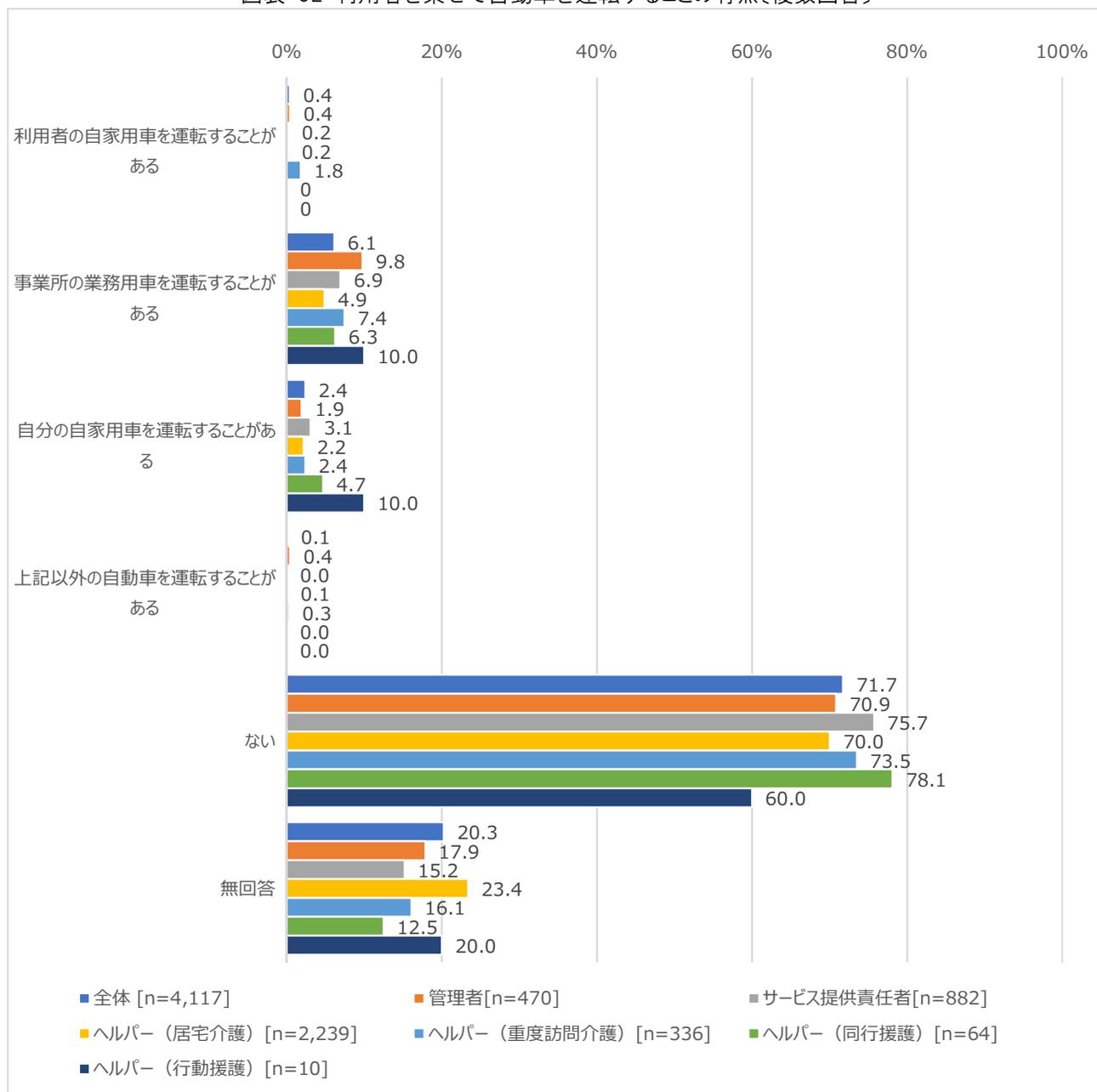


・以下では、職員の業務中の自動車の運転について調査を行った。ここで「自動車の運転」とは、職員が訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）の従事中に、業務として利用者を乗せて自動車を運転することを指す（報酬算定外で運転時間の収入はないが、業務としているものも含む）。

⑫利用者を乗せて自動車を運転することの有無

令和2年7月中に、利用者を乗せて利用者の自家用車や事業所又は自分の自動車を運転することがあったかどうかを聞いたところ、「ない」が71.7%と多くなっている。運転することのある場合としては、「事業所の業務用車を運転することがある」が6.1%、「自分の自家用車を運転することがある」が2.4%等となっている。

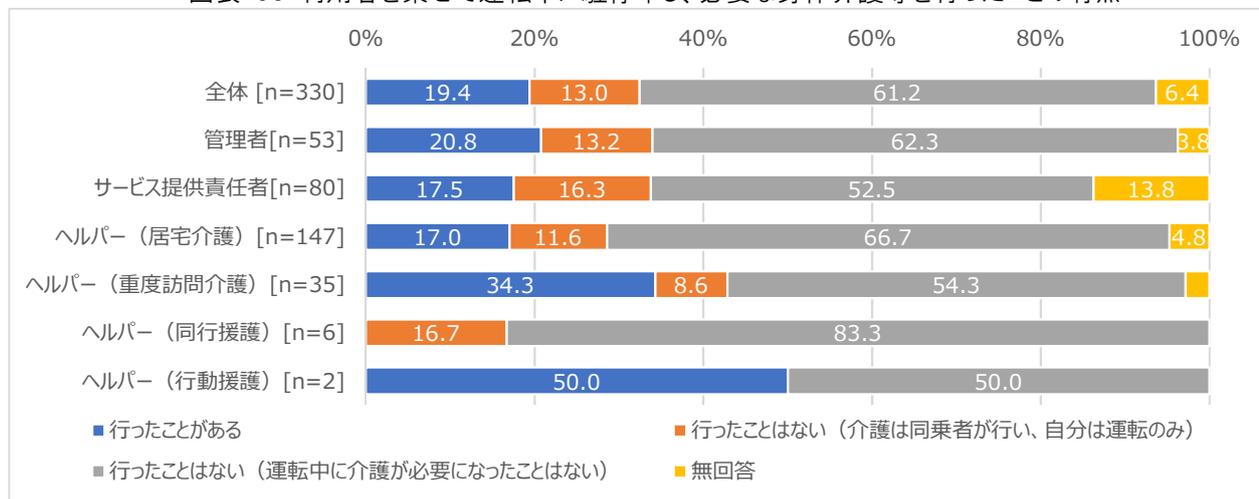
図表 52 利用者を乗せて自動車を運転することの有無〔複数回答〕



⑬利用者に乗せて自動車を運転することのある職員の状況

利用者に乗せて利用者の自家用車や事業所又は自分の自動車を運転することがあったと回答した職員に、利用者に乗せて運転中に駐停車し、必要な身体介護等を行ったことがあるかどうかを聞いたところ、「行ったことはない（運転中に介護が必要になったことはない）」が61.2%と多くなっている。「行ったことがある」は19.4%となっている。

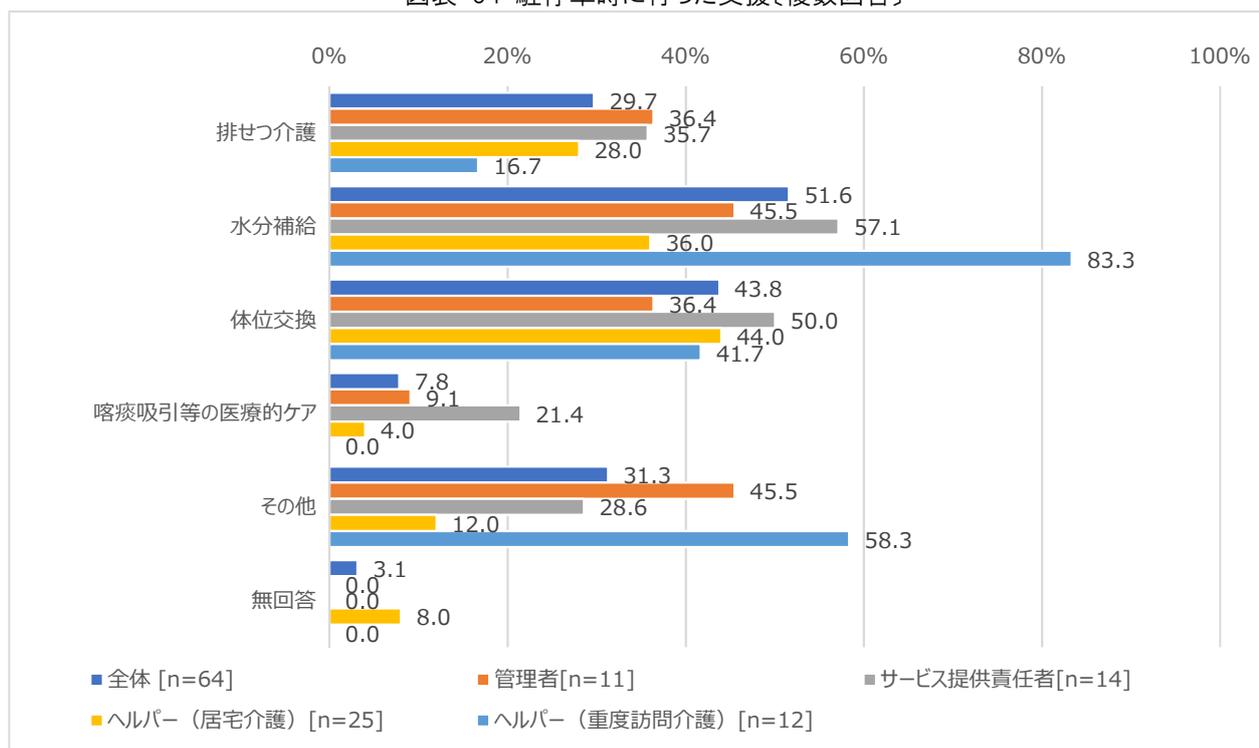
図表 53 利用者に乗せて運転中に駐停車し、必要な身体介護等を行ったことの有無



※「ヘルパー (同行援護)」と「ヘルパー (行動援護)」で「行ったことがある」の標本数はわずかであるため、以降の本務職種別集計からは除いている。

駐停車中に身体介護等を行ったことがある職員に、駐停車時に行った支援の内容を聞いたところ、「水分補給」が51.6%と最も多く、次いで、「体位交換」が43.8%、「排せつ介護」が29.7%等となっている。なお、「その他」については、携帯電話操作の支援、体位交換ほどではない体位の調整等を行っている回答があった。

図表 54 駐停車時に行った支援〔複数回答〕



利用者に乗せた運転時間（令和2年7月中の合計）を聞いたところ、平均で職員1人あたり102.4分となっている。内訳は、居宅介護の利用者59.6分、重度訪問介護の利用者25.3分、同行援護の利用者13.6分、行動援護の利用者3.9分となっている。

図表 55 利用者に乗せた運転時間(令和2年7月中の合計)

(平均値 ; 分)	全体 [n=315]	本務職種別			
		管理者[n=52]	サービス提供者[n=78]	ヘルパー（居宅介護） [n=139]	ヘルパー（重度訪問介護） [n=34]
居宅介護	59.6	49.4	48.2	80.9	25.3
重度訪問介護	25.3	5.0	21.6	7.8	138.1
同行援護	13.6	8.0	15.0	5.7	0.0
行動援護	3.9	2.3	14.2	0.0	0.0
合計	102.4	64.8	99.0	94.4	163.4

駐停車中に身体介護等を行ったことがある職員に、介護に要した時間（駐停車して介護を行った時間）を聞いたところ、平均で職員1人あたり16.8分となっている。内訳は、居宅介護の利用者5.5分、重度訪問介護の利用者3.8分、同行援護の利用者2.5分、行動援護の利用者4.9分となっている。

また、運転時間に必要な身体介護等を行った利用者数（実人数）は、平均で職員1人あたり0.7人、運転時間に必要な身体介護等を行った回数（利用者1人あたり）は、平均で職員1人あたり0.8回となっている。

図表 56 駐停車して介護を行った時間等

		全体 [n=59]	本務職種別			
			管理者 [n=11]	サービス提供者 [n=12]	ヘルパー（居宅介護） [n=24]	ヘルパー（重度訪問介護） [n=11]
介護に要した時間 (平均値 ; 分)	居宅介護	5.5	2.3	0.8	12.0	0.5
	重度訪問介護	3.8	2.7	10.8	0.4	5.0
	同行援護	2.5	13.6	0.0	0.0	0.0
	行動援護	4.9	0.0	24.2	0.0	0.0
	合計	16.8	18.6	35.8	12.4	5.5
運転時間に必要な身体介護等を行った利用者数（実人数） (平均値 ; 人)	居宅介護	0.3	0.3	0.2	0.4	0.1
	重度訪問介護	0.4	0.4	0.6	0.0	0.8
	同行援護	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
	行動援護	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0
	合計	0.7	0.7	0.9	0.4	0.9
運転時間に必要な身体介護等を行った回数（利用者1人あたり） (平均値 ; 回)	居宅介護	0.3	0.4	0.2	0.4	0.1
	重度訪問介護	0.5	0.6	0.8	0.0	1.1
	同行援護	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
	行動援護	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0
	合計	0.8	1.1	1.1	0.4	1.2

(8) 利用者の状況（居宅介護の通院等支援利用者）

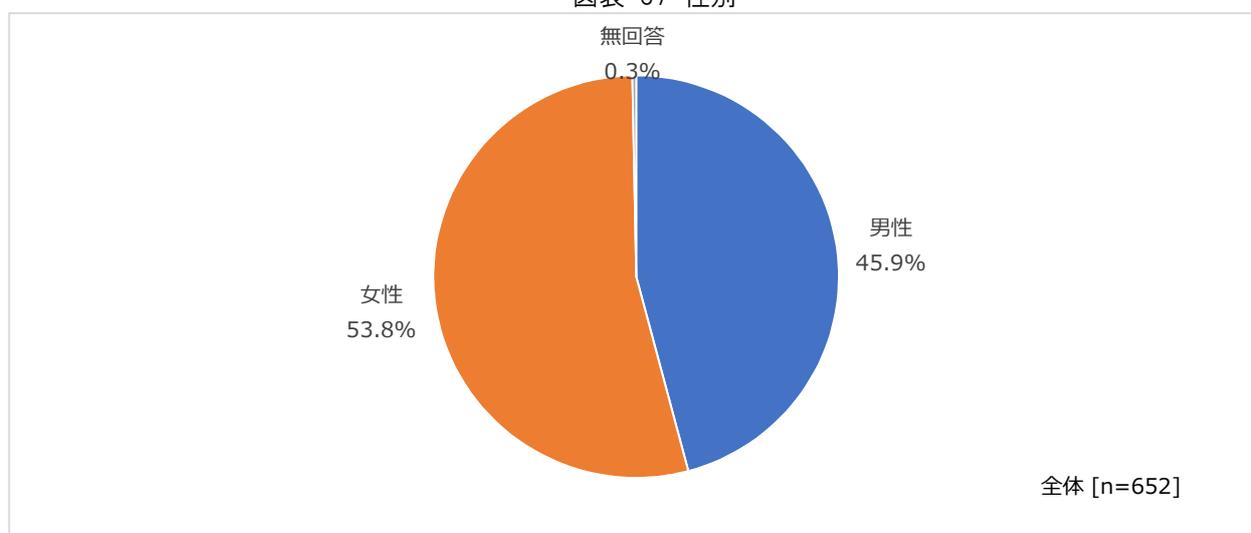
・調査対象事業所のサービスで、居宅介護の「通院等介助」を利用している18歳以上の利用者について、利用者の状況、通院等介護のニーズ等について調査を行った。（1事業所で該当する利用者最大10名まで回答）

①性別・年齢

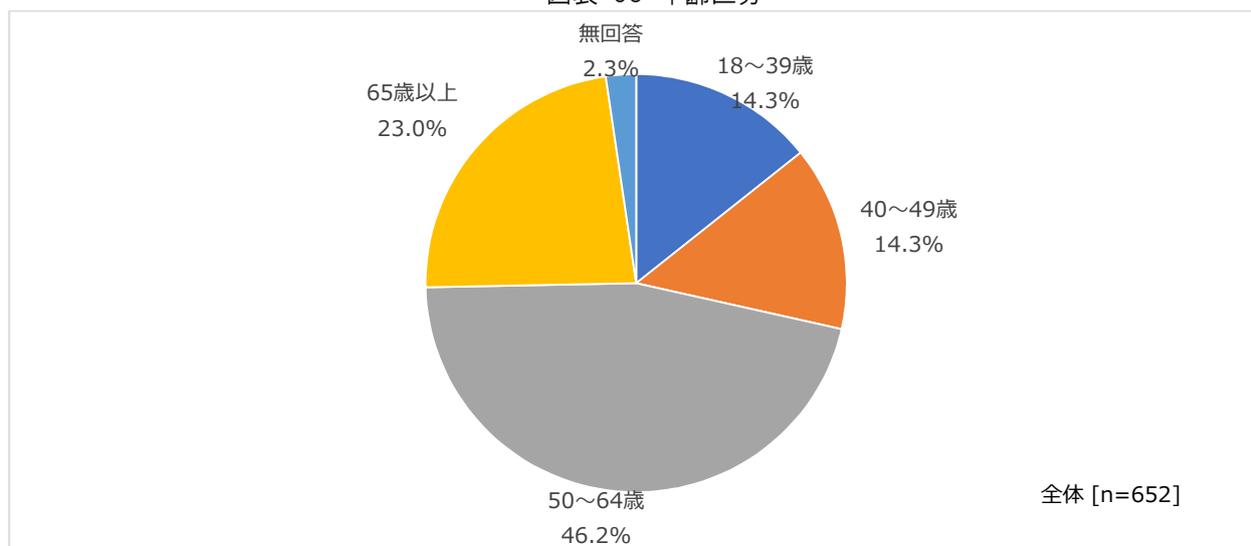
性別は、「女性」が53.8%、「男性」が45.9%となっている。

年齢は、平均年齢が55.2歳、年齢区分で見ると、「50～64歳」が46.2%と多く、「65歳以上」が23.0%、「18～39歳」が14.3%、「40～49歳」が14.3%となっている。

図表 57 性別



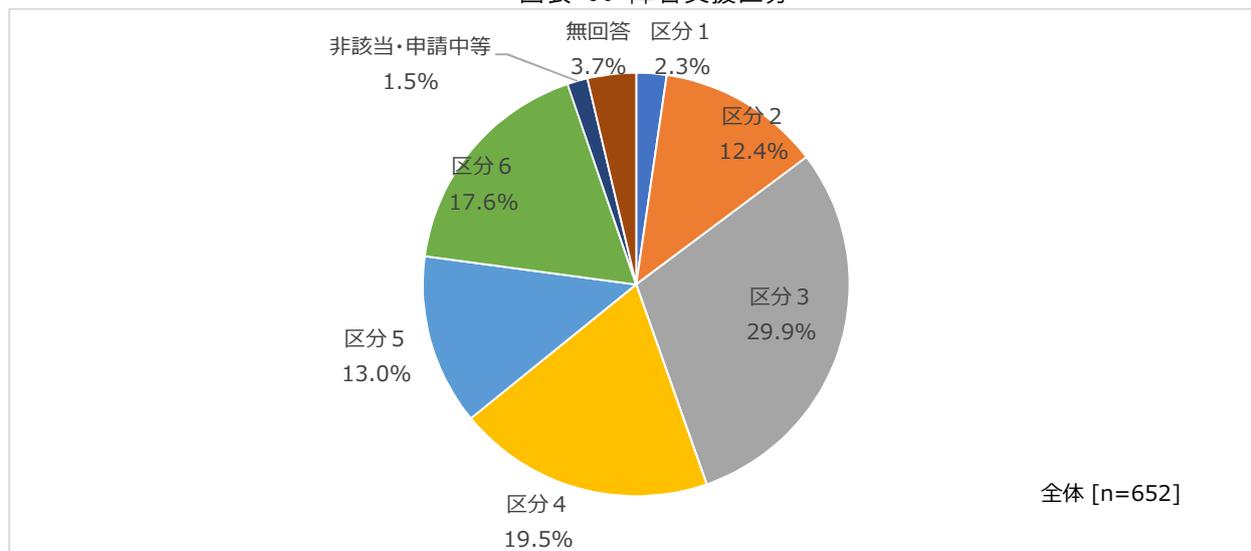
図表 58 年齢区分



②障害支援区分

障害支援区分は、「区分3」が29.9%、「区分4」が19.5%、「区分6」が17.6%等となっている。

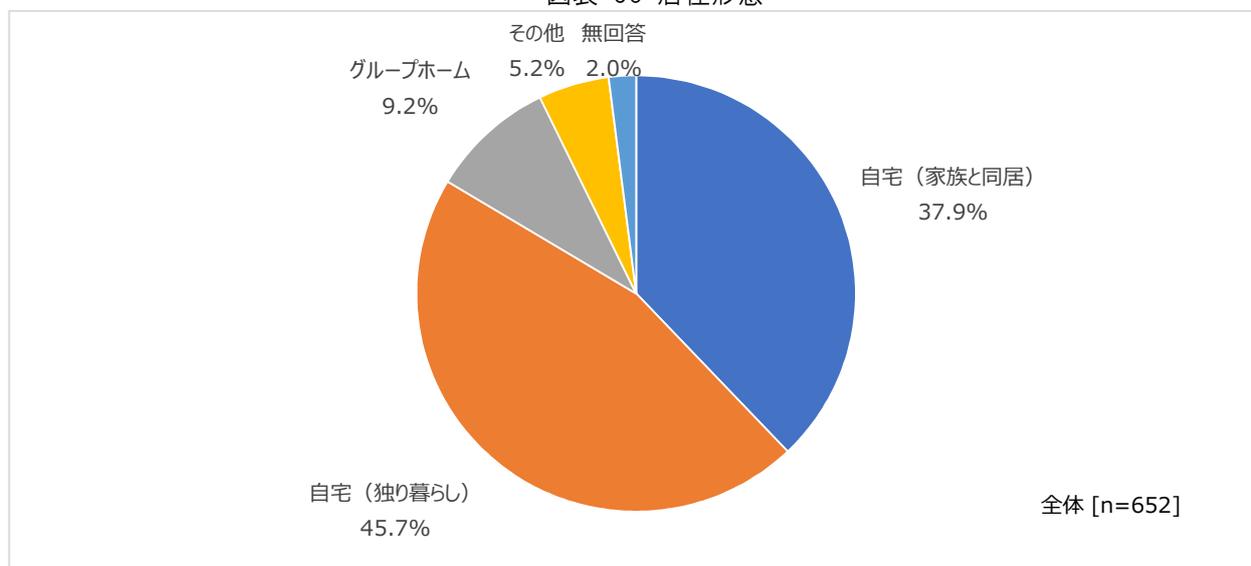
図表 59 障害支援区分



③居住形態

居住形態は、「自宅（独り暮らし）」が45.7%、「自宅（家族と同居）」が37.9%、「グループホーム」が9.2%となっている。

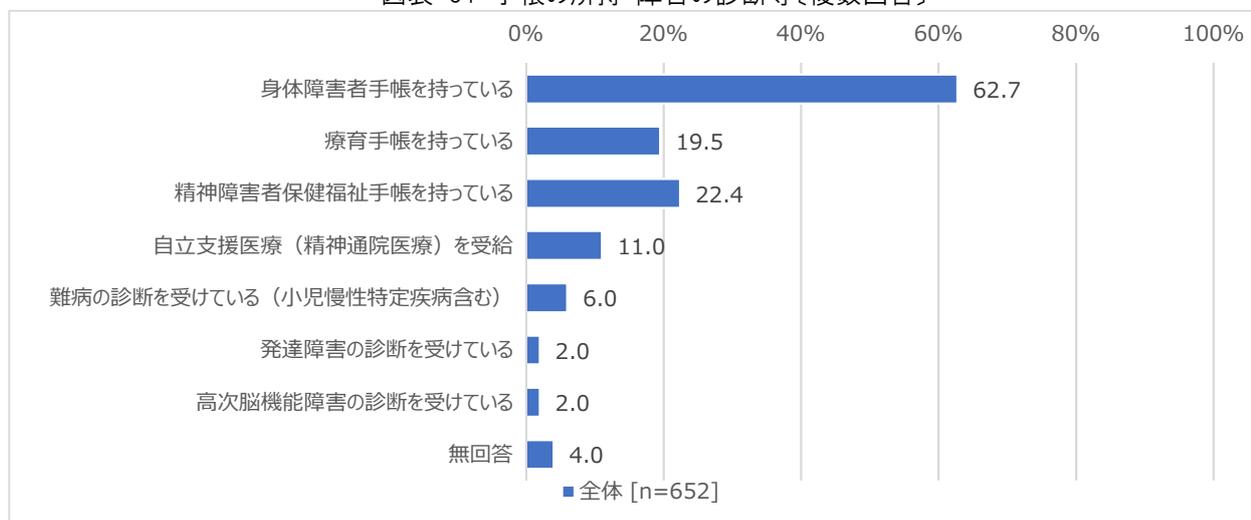
図表 60 居住形態



④手帳の所持・障害の診断等

手帳の所持・障害の診断等について聞いたところ、「身体障害者手帳を持っている」が62.7%、「精神障害者保健福祉手帳を持っている」が22.4%、「療育手帳を持っている」が19.5%、「自立支援医療（精神通院医療）を受給」が11.0%、「難病の診断を受けている（小児慢性特定疾病含む）」が6.0%等となっている。

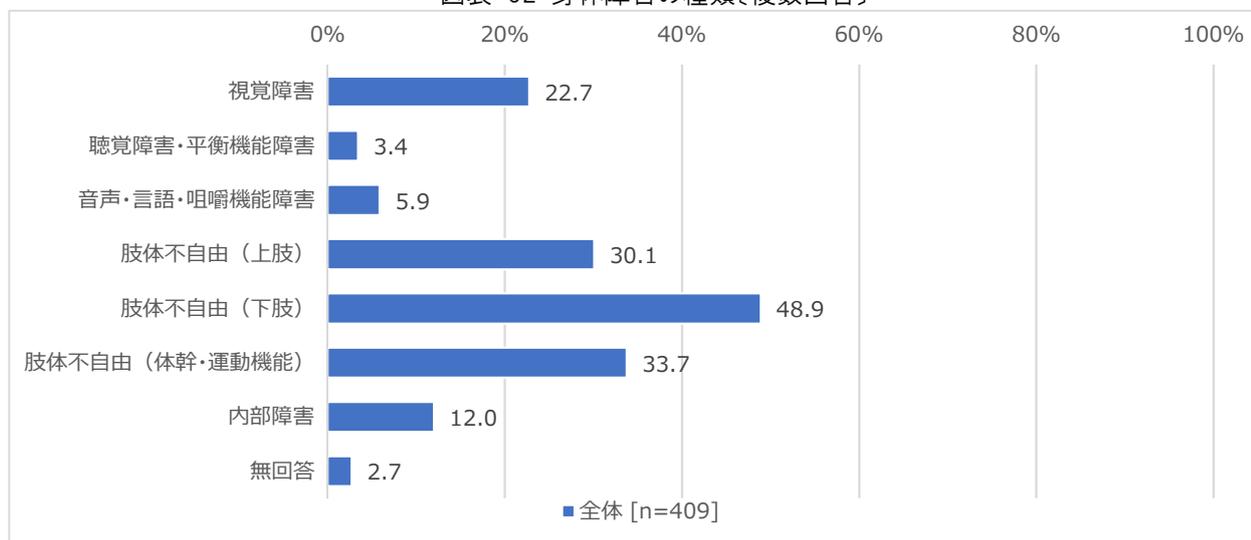
図表 61 手帳の所持・障害の診断等〔複数回答〕



⑤身体障害の種類

「身体障害者手帳を持っている」利用者に、身体障害の種類を聞いたところ、「肢体不自由（下肢）」が48.9%とほぼ半数を占め、次いで、「肢体不自由（体幹・運動機能）」が33.7%、「肢体不自由（上肢）」が30.1%、「視覚障害」が22.7%等となっている。

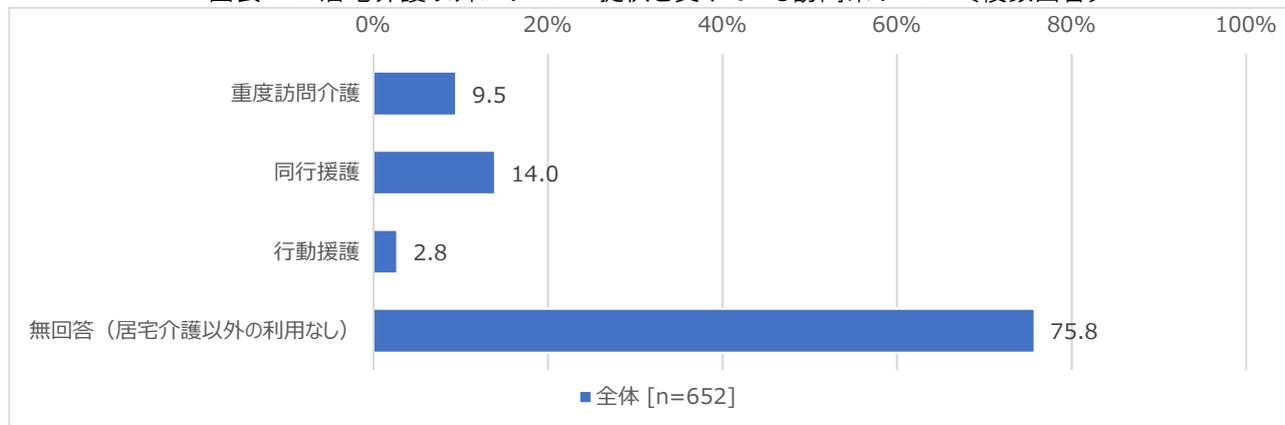
図表 62 身体障害の種類〔複数回答〕



⑥居宅介護以外にサービス提供を受けている訪問系サービス

居宅介護以外にサービス提供を受けている訪問系サービスとしては、「同行援護」が14.0%、「重度訪問介護」が9.5%、「行動援護」が2.8%となっている。居宅介護以外を利用していない人（無回答）が75.8%と多くなっている。

図表 63 居宅介護以外にサービス提供を受けている訪問系サービス〔複数回答〕



⑦「通院等介助」の利用回数

「通院等介助」の利用回数を聞いたところ、利用者1人あたりの平均で、病院等への通院（身体介護あり）が1.9回/月、病院等への通院（身体介護なし）が0.6回/月となっている。

図表 64 「通院等介助」の利用回数

(平均値 ; 回/月)	全体 [n=652]
病院等への通院（身体介護あり）	1.9
官公署等（身体介護あり）	0.1
病院等への通院（身体介護なし）	0.6
官公署等（身体介護なし）	0.0

⑧病院等への通院回数

利用者1人あたりの病院等への通院回数は、平均で2.8回/月となっている。

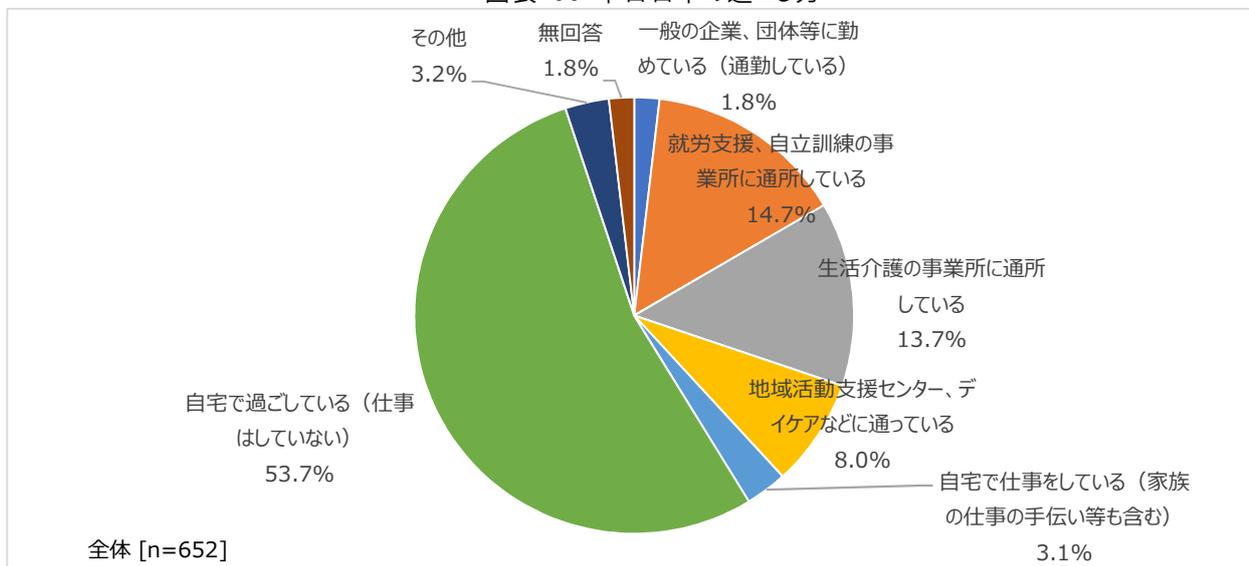
図表 65 病院等への通院回数

(回/月)	全体 [n=652]
平均値	2.8

⑨平日日中の過ごし方

平日日中の過ごし方について聞いたところ、「自宅で過ごしている（仕事はしていない）」が53.7%と半数を占めている。次いで、「就労支援、自立訓練の事業所に通所している」が14.7%、「生活介護の事業所に通所している」が13.7%等となっている。「一般の企業、団体等に勤めている（通勤している）」は1.8%と少なくなっている。

図表 66 平日日中の過ごし方



⑩通勤者の状況

「一般の企業、団体等に勤めている（通勤している）」と回答した利用者（n=12）に、通勤方法を聞いたところ、「一人で通っている」が12人中10人（83.3%）、「友人・知人、ボランティアの付き添い」が1人（8.3%）、無回答が1人（8.3%）だった。

また、職場と病院等の直接の行き来があるかどうかを聞いたところ、「たまにある」が12人中5人（41.7%）、「ほとんどない」が4人（33.3%）、「よくある」が3人（25.0%）だった。

職場と病院等の直接の行き来が「よくある」「たまにある」と回答した利用者（n=8）に、その頻度を聞いたところ、「職場から病院等に通院する」が平均で16.0回/年、「職場から官公署等に行く」が平均で2.4回/年となっている。

図表 67 職場と病院等の直接の行き来の頻度（通勤者で職場と病院等の直接の行き来がある人）

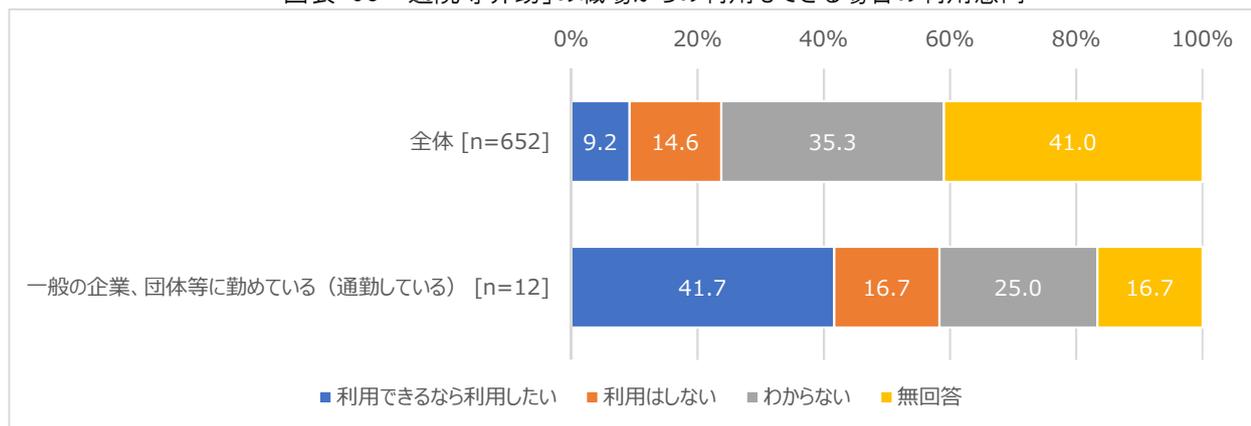
(平均値；回/年)	全体 [n=8]
職場から病院等に通院する	16.0
職場から官公署等に行く	2.4
病院等から職場に行く	0.0
官公署等から職場に行く	0.0

⑪ 「通院等介助」の職場からの利用もできる場合の利用意向

「通院等介助」については、制度上、自宅からの利用しかできないが、これが職場からの利用もできる場合に、利用したいかどうかを聞いた。「利用できるなら利用したい」が9.2%、「利用はしない」が14.6%となっている。「わからない」と無回答が多くなっているが、これは、通勤者以外も含む全員に聞いたことによるものと考えられる。「一般の企業、団体等に勤めている（通勤している）」利用者（n=12）に限定した場合は、「利用できるなら利用したい」が41.7%となっている。

「利用できるなら利用したい」と回答した利用者に、希望する頻度を聞いたところ、「職場から病院等に通院する」が平均で17.1回/年、「病院等から職場に行く」が平均で6.4回/年となっている。

図表 68 「通院等介助」の職場からの利用もできる場合の利用意向



図表 69 「通院等介助」の職場からの利用もできる場合の希望頻度

(平均値 ; 回/年)	全体 [n=60]
職場から病院等に通院する	17.1
職場から官公署等に行く	1.2
病院等から職場に行く	6.4
官公署等から職場に行く	0.8

⑫ 通院等で困っていること、工夫していること

通院等で困っていること、工夫していることについて、自由記入で聞いたところ、以下のような意見があった。通院等介助の利用のほか、病院の送迎や、通所事業所の協力等により通院を工夫している意見などが寄せられている。また、困っていることとしては、急な通院が必要なときにサービスが使いにくいことや、サービスの回数増の希望などについて意見が寄せられている。

<主な意見>

- ・一人では通院はできない、今は通院介助（身体介護あり）を利用し、ヘルパーと一緒に通院ができていますのでとても助かっている。病院の予約もできているので、このままでもお願いしたい。
- ・職場で体調不良になった時の病院受診に通院の支援を利用出来ると、本人の体調悪化を防ぐことが可能と考えます。病院によっては片道1時間以上かかる。待ち時間と診察、検査時間等を含めると、1回あたり3時間までの制限は、利用しづらいです。
- ・通院の日は生活介護の事業所に協力してもらって、利用者送迎の前に病院受付に診察券を出してもらっている（少しでも病院にいる時間を減らすため）。割安な移送サービスを含めてサービス提供してくれる事業所が限られ、週3回の通院を全てヘルパーで賄うことができず、週1回は生活介護の事業所に協力してもらっている。

- ・1人だと通院すること自体が億劫になってしまうが、ヘルパーに訪問してもらい一緒に行くことにより通院が定期的に出来ている。
- ・グループホームで生活していても通院介助が利用できる時間、回数を増やして欲しい。
- ・通院介助は使わず自分で運転して行く。家族が同行するが、通院介助は、二人は乗せられないようなので、しかたなく運転して行く。
- ・以前はタクシーで病院へ行っていたが、現在は病院の送迎があり助かっている。
- ・移動支援事業を利用して通院やその他の用事のために外出しますが、前もって予約したときはいいのですが、何かのことで急に必要になったときなどは利用できないことがあるので、そういう時は福祉タクシーなどを利用して対応しています。車いすのまま乗り降りできる福祉車両、介助などをしてくれる事業所や職員の方がもっと増えるといいと思っています。
- ・一人では外出できないので、この制度があり、とても助かっています。
- ・介護移送サービス業者の利用が主であるが、予約が取れず困っている。また遠方への送迎は不可能であり、介護タクシー等の利用で多額の金額がかかる。業者の数やサービスの質を高めて欲しい。
- ・交通費（福祉タクシー）の料金が高額で大変です。施設からの通院時も通院等介助を利用できればうれしい。
- ・通院については通所の生活介護にほぼ任せている。
- ・通院時の院内の移動に大変苦労しています。
- ・通院等介助では、家族への負担を減らすことができ助かっています、ヘルパーさんに希望することを口頭で伝えることができ、不安が軽減できて安心して利用させてもらっています。
- ・定期受診については移乗や診察時の介助、ほぼ対応していただいています。急に体調が悪くなり、当日今から…となるとヘルパーの事業所の方も対応が難しい時もあるので、日頃から複数の事業所のお世話になり助けていただいています。急な通院などの時、ヘルパーさんの事業所に有償車両があり対応していただければ、今以上に安心できます。
- ・突発的な通院や、利用時間外や時間超過の通院でのヘルパーさんのサービス提供をもっと利用しやすくしてほしい。
- ・病院に行く日は仕事を休んでいる。
- ・病院の送迎バスを利用して通院している。バス時間に合わせてヘルパー訪問を決めている。

3 施設入所における摂食・嚥下機能支援の実態調査

(1) 施設の基本情報

①法人種別

施設を運営している法人の種別は、「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」が97.0%となっている。施設の設置法人の種別は、「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」が92.8%、「都道府県、市区町村、広域連合、一部事務組合」が5.6%となっている。

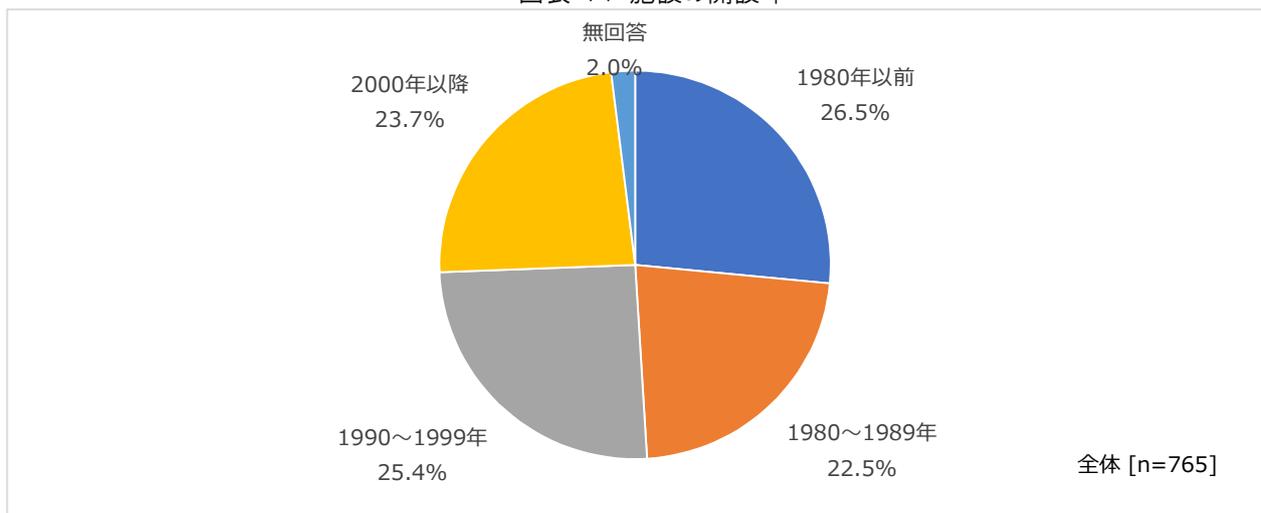
図表 70 法人種別



②施設の開設年

施設の開設年は、「1980年以前」が26.5%、「1980～1989年」が22.5%、「1990～1999年」が25.4%、「2000年以降」が23.7%となっている。

図表 71 施設の開設年

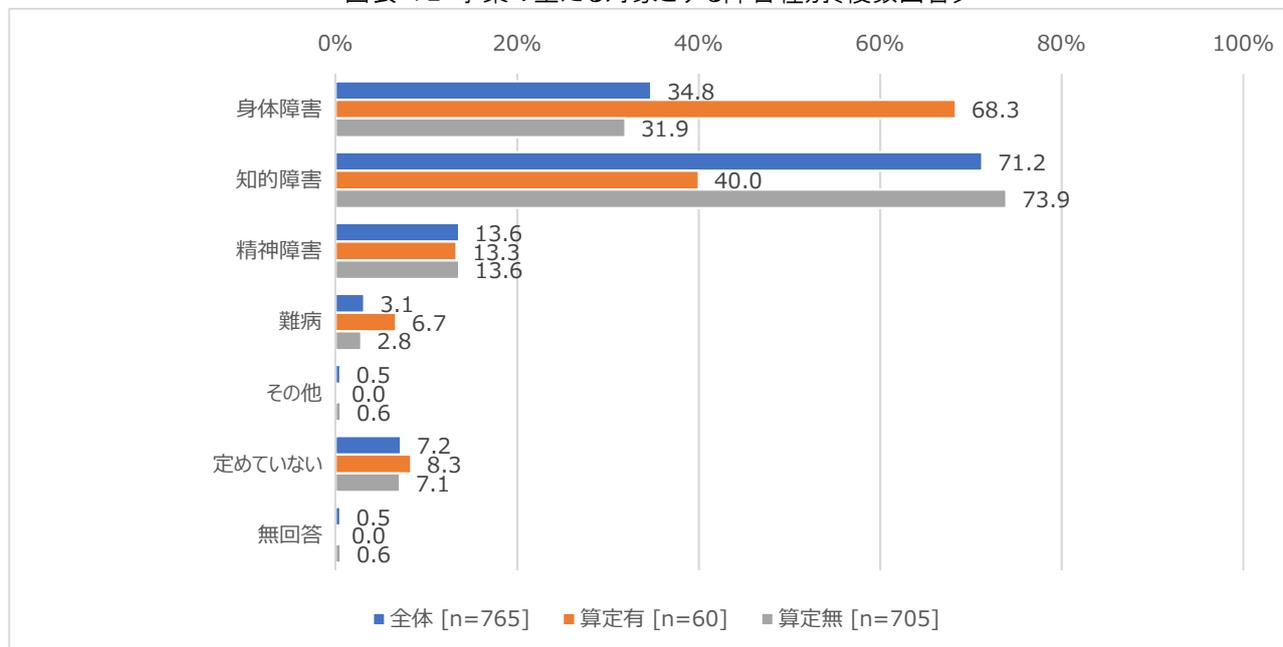


③事業の主たる対象とする障害種別

施設入所支援の運営規程に定める、事業の主たる対象とする障害種別については、「知的障害」が71.2%と最も多く、次いで「身体障害」が34.8%、「精神障害」が13.6%となっている。

経口維持加算・経口移行加算の算定有無で見ると、加算を算定している施設では「身体障害」の割合が高くなっている。

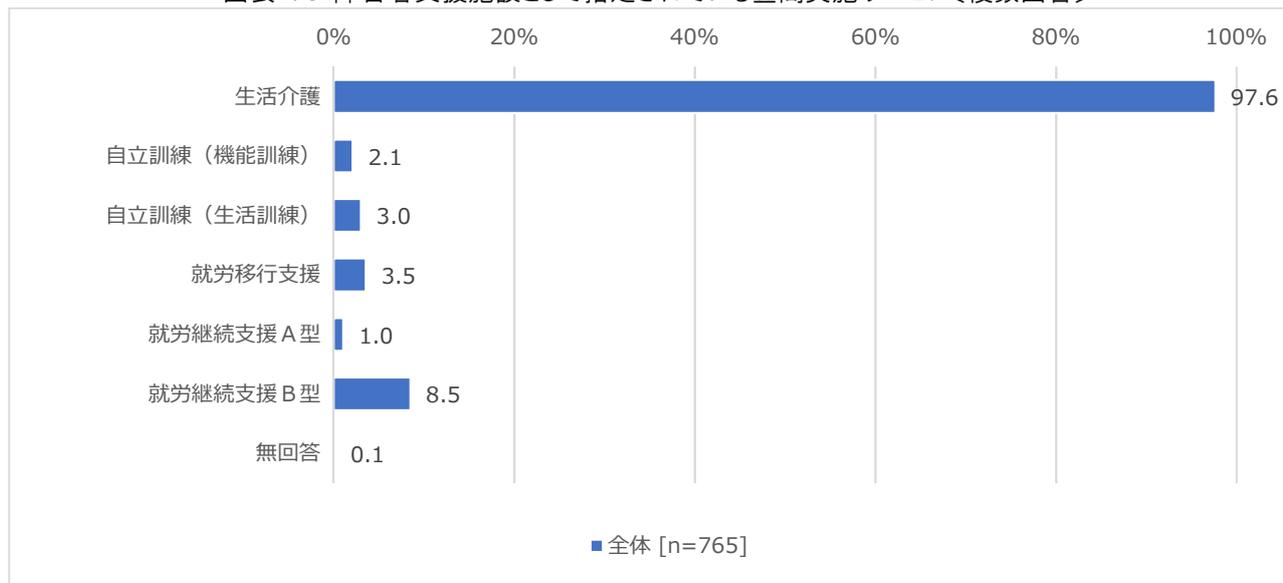
図表 72 事業の主たる対象とする障害種別〔複数回答〕



④障害者支援施設として指定されている昼間実施サービス

障害者支援施設として指定されている昼間実施サービスは、「生活介護」が97.6%と最も多く、その他では「就労継続支援B型」が8.5%等となっている。

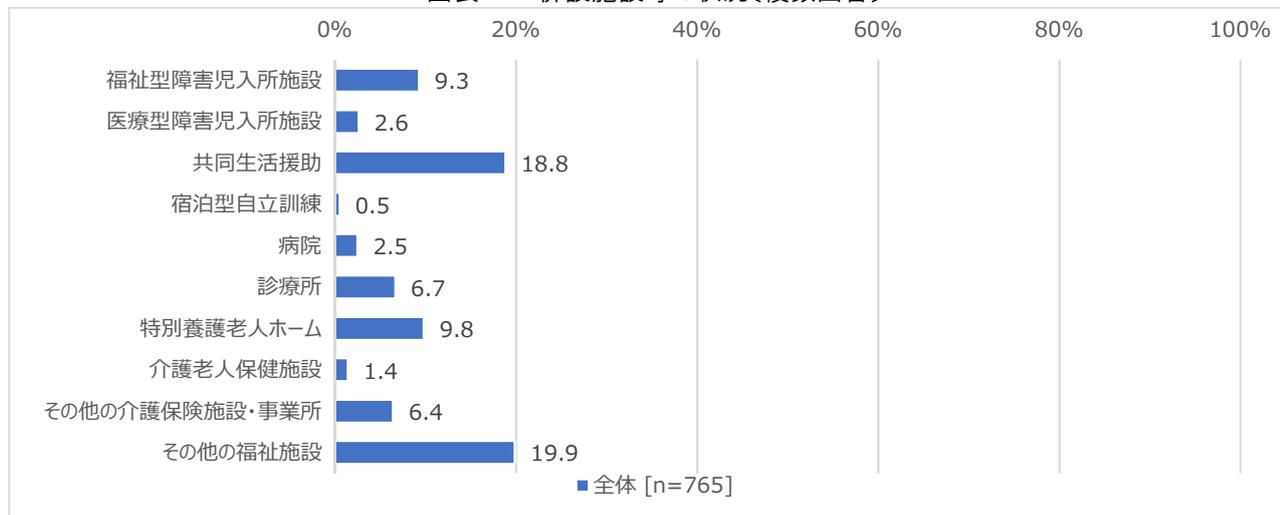
図表 73 障害者支援施設として指定されている昼間実施サービス〔複数回答〕



⑤併設施設等の状況

調査対象施設に併設している施設等（障害者支援施設を除く）について聞いたところ、「共同生活援助」が18.8%、「特別養護老人ホーム」が9.8%、「福祉型障害児入所施設」が9.3%等となっている。なお、「その他の福祉施設」が19.9%となっている。

図表 74 併設施設等の状況〔複数回答〕

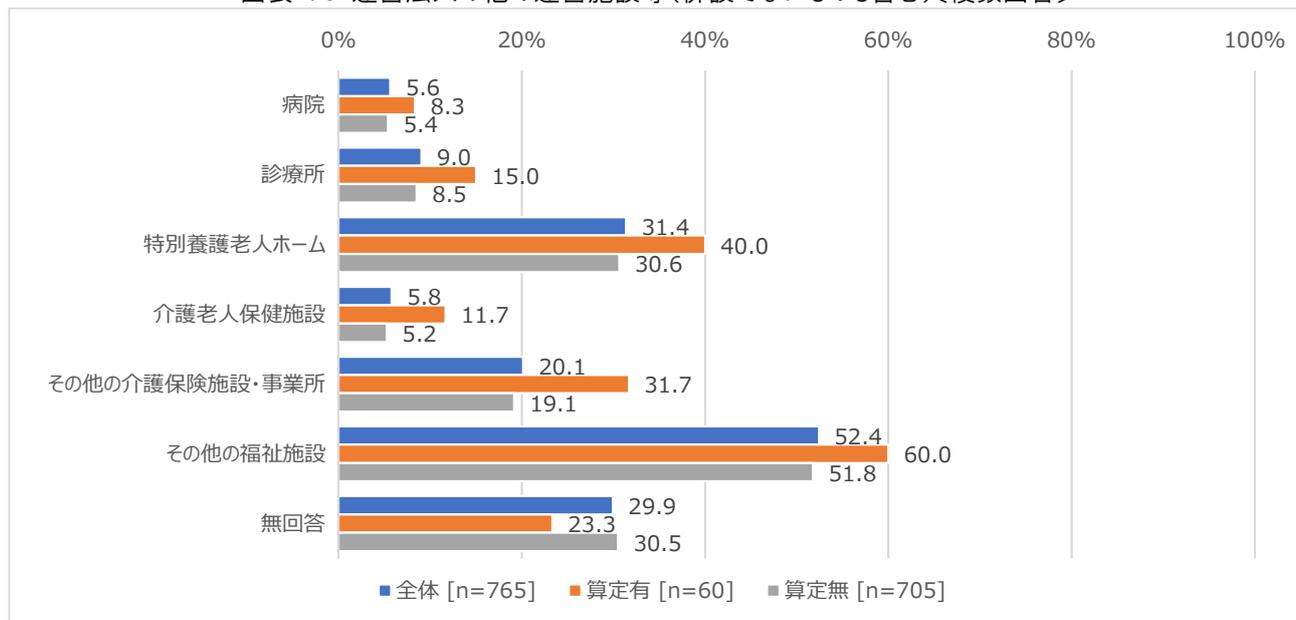


⑥運営法人の他の運営施設等（併設でないものも含む）

調査対象施設の運営法人が運営している施設等（併設でないものも含む）について聞いたところ、「特別養護老人ホーム」が31.4%、「その他の介護保険施設・事業所」が20.1%等となっている。なお、「その他の福祉施設」が52.4%となっている。

経口維持加算・経口移行加算の算定有無で見ると、加算を算定している施設の運営法人では、介護保険施設等も運営している割合が比較的高くなっている。

図表 75 運営法人の他の運営施設等（併設でないものも含む）〔複数回答〕



⑦施設入所支援の定員数と1ヶ月間実利用者数

施設入所支援の定員数は、1施設あたりの平均で53.7人となっている。

また、施設入所支援の実利用者数は、1施設あたりの平均で51.2人となっている。年齢別では、50歳以上65歳未満の利用者が多くなっている。

図表 76 施設入所支援の定員数

平均値 (人)	全体 [n=765]
定員数	53.7

図表 77 施設入所支援の実利用者数

平均値 (人)	全体 [n=749]	うち、強度行動障害を有する者 [n=749]	うち、重症心身障害者 [n=749]	うち、医療的ケアを要する者（重心以外） [n=749]
合計	51.2	11.3	4.0	3.5
18歳未満	0.3	0.0	0.0	0.0
18歳以上40歳未満	8.8	3.2	0.7	0.3
40歳以上50歳未満	11.7	3.8	0.9	0.5
50歳以上65歳未満	17.8	3.1	1.4	1.4
65歳以上	12.6	1.1	1.0	1.3

⑧利用者に提供している食事形態別の人数

提供している食事形態別で利用者数（実人数）を聞いたところ、1施設あたりの平均で、「普通食（調整食ではない）」が27.2人と最も多く、次いで「きざみ食（栄養素の調整なし）」が10.9人、「きざみ食（栄養素の調整あり）」が4.0人となっている。

施設種別で見ると、主に身体障害の施設で、経管栄養食の平均人数等が多くなっている。

図表 78 食事形態別人数

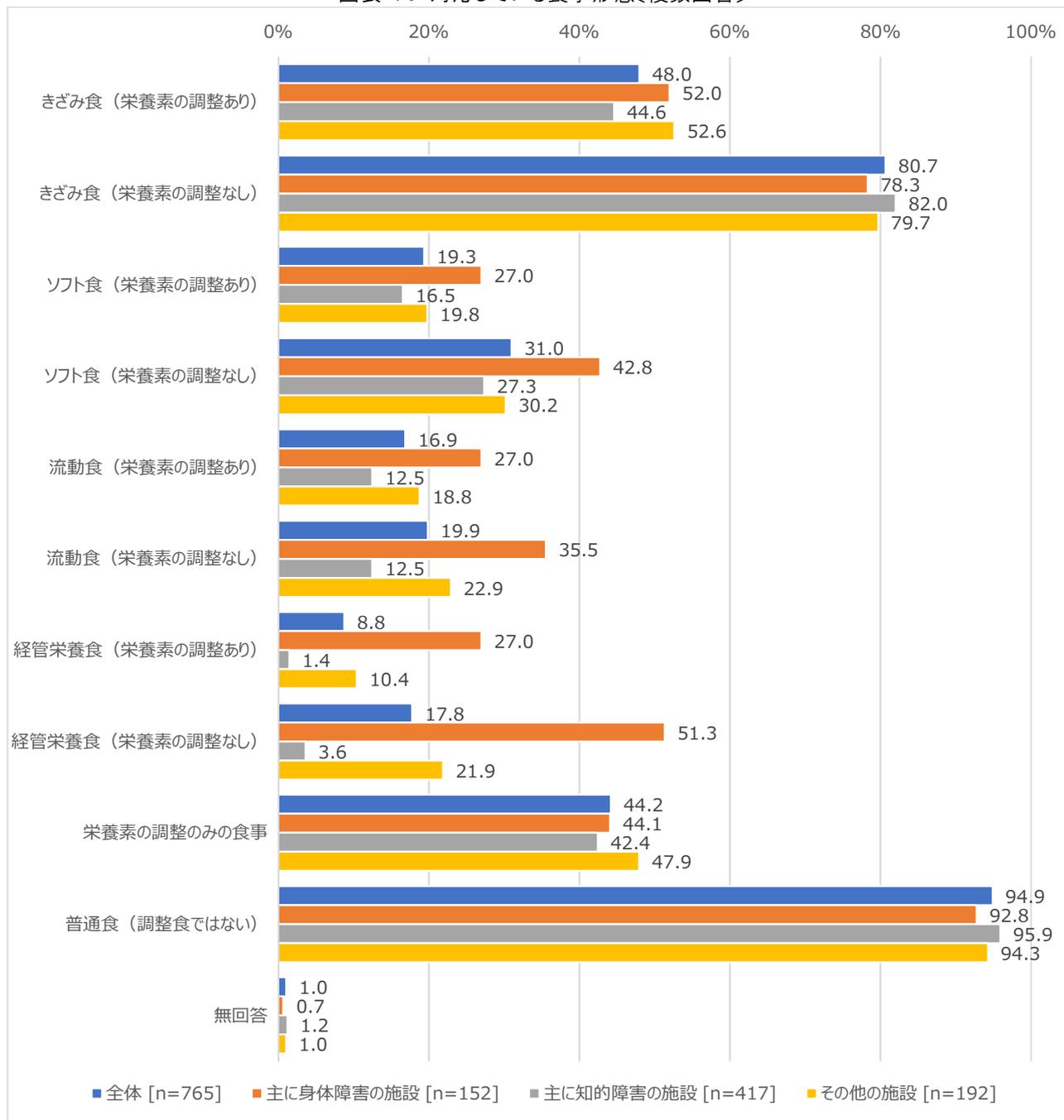
平均値 (人)	全体 [n=757]	主に身体障害の施設 [n=151]	主に知的障害の施設 [n=412]	その他の施設 [n=190]
合計	50.9	49.2	52.1	49.6
1 きざみ食（栄養素の調整あり）	4.0	3.9	3.7	4.8
2 きざみ食（栄養素の調整なし）	10.9	10.5	11.1	10.5
3 ソフト食（栄養素の調整あり）	0.9	1.5	0.6	0.8
4 ソフト食（栄養素の調整なし）	1.6	2.8	1.3	1.4
5 流動食（栄養素の調整あり）	0.5	0.9	0.3	0.6
6 流動食（栄養素の調整なし）	0.8	1.7	0.4	1.1
7 経管栄養食（栄養素の調整あり）	0.3	1.1	0.0	0.5
8 経管栄養食（栄養素の調整なし）	1.1	3.2	0.2	1.3
9 栄養素の調整のみの食事	3.7	4.4	3.5	3.6
10 普通食（調整食ではない）	27.2	19.4	31.0	24.9

※事業の主たる対象とする障害種別で、身体障害のみを回答した施設を「主に身体障害の施設」、知的障害のみを回答した施設を「主に知的障害の施設」、その他、複数障害を回答した施設を「その他の施設」としている。

食事形態別の利用者数から、各施設での食事形態の対応状況を見ると（各形態で1人以上の利用者がいる場合、対応しているとした）、普通食以外では、「きざみ食（栄養素の調整なし）」が80.7%、「きざみ食（栄養素の調整あり）」が48.0%、「栄養素の調整のみの食事」が44.2%等となっている。一方、流動食や経管栄養食については、施設の1～2割程度となっている。

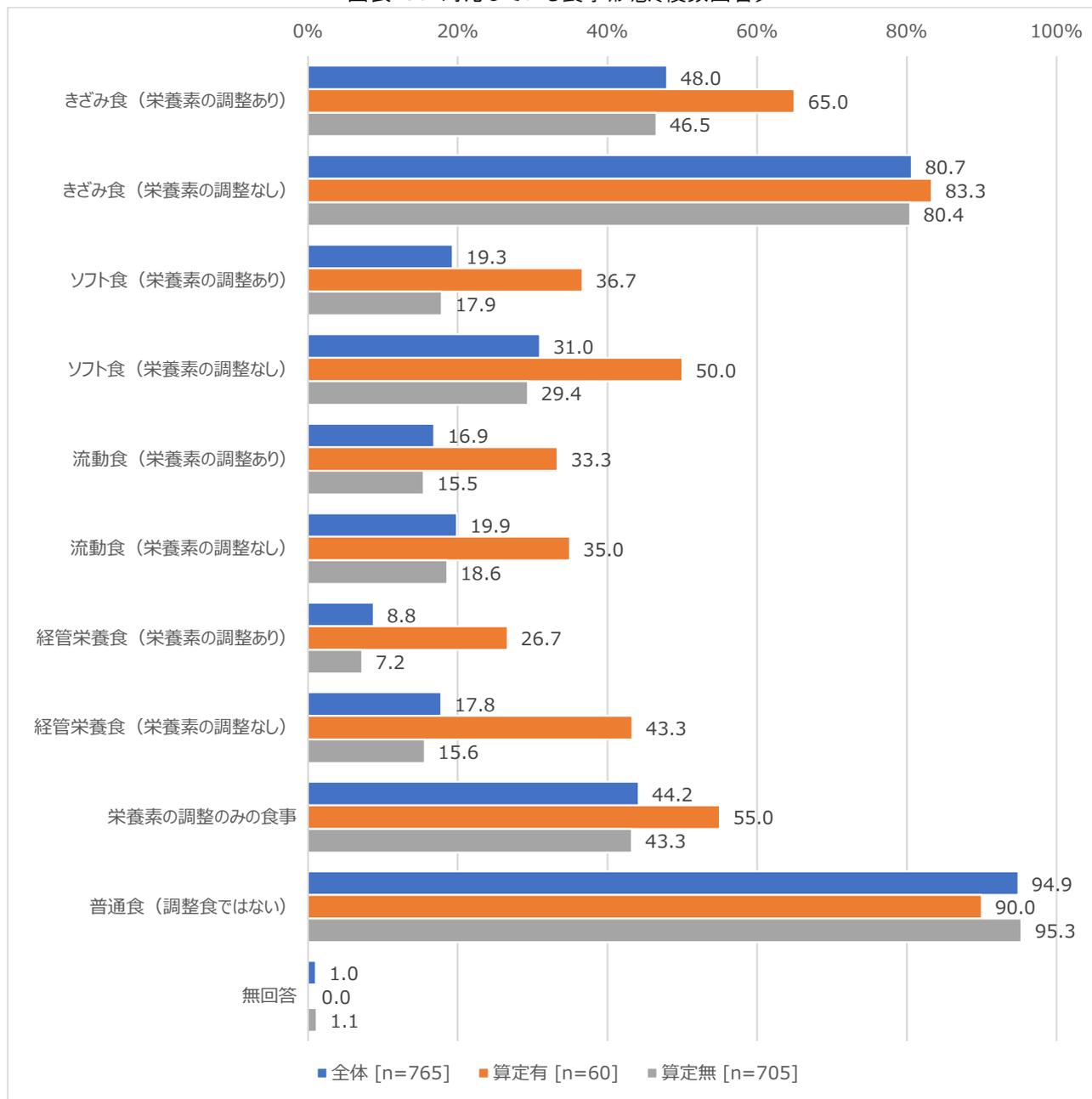
施設種別で見ると、主に身体障害の施設で、経管栄養食等の対応施設が多くなっている。

図表 79 対応している食事形態〔複数回答〕



経口維持加算・経口移行加算の算定有無別で見ると、加算を算定している施設で、経管栄養食等の対応施設が多くなっている。

図表 80 対応している食事形態〔複数回答〕

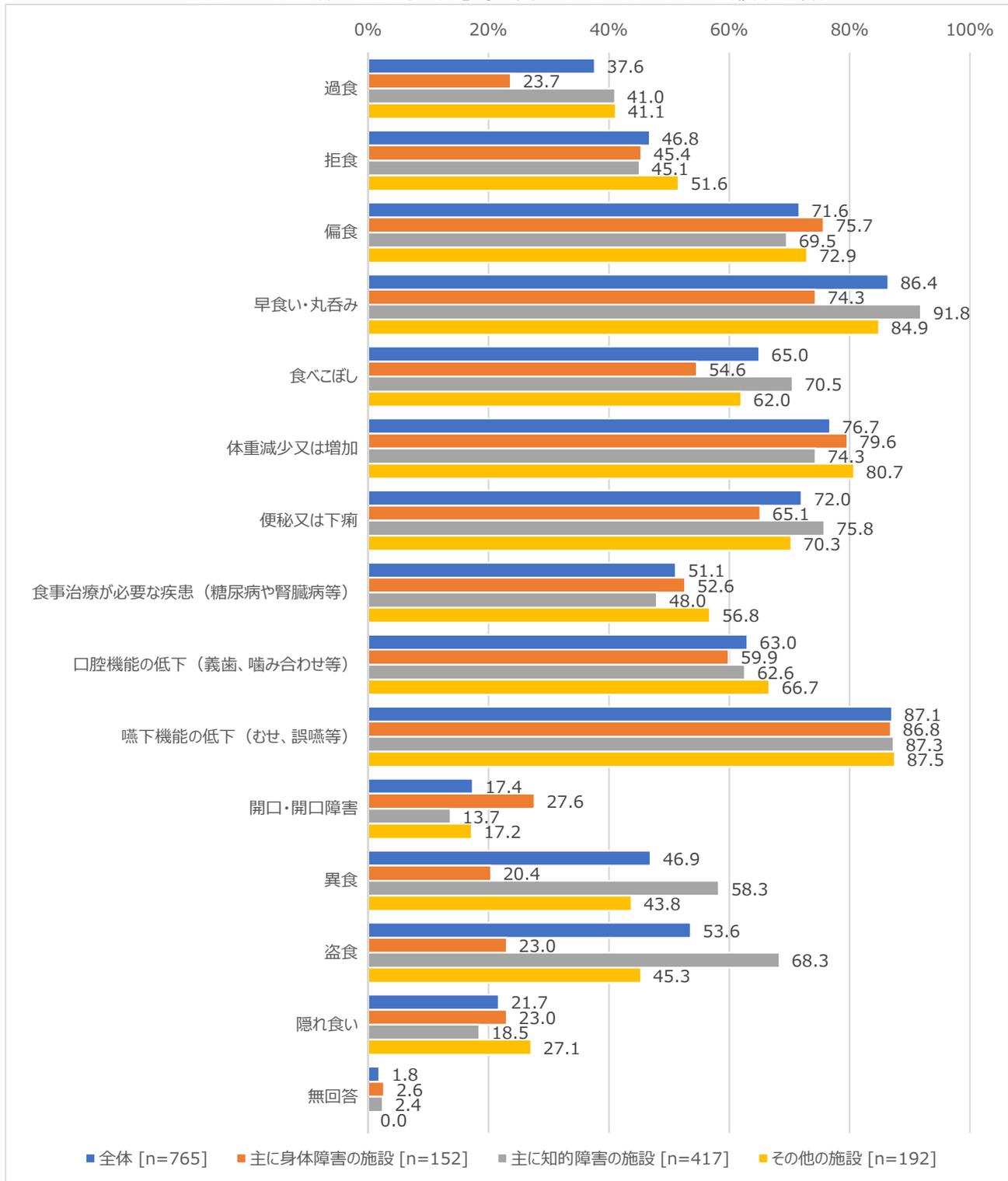


⑨利用者の食行動や状態等で困ったことや気になること

利用者の食行動や状態等で困ったことや気になることについて聞いたところ、「嚥下機能の低下（むせ、誤嚥等）」が87.1%と最も多く、次いで「早食い・丸呑み」が86.4%、「体重減少又は増加」が76.7%、「便秘又は下痢」が72.0%、「偏食」が71.6%等となっている。

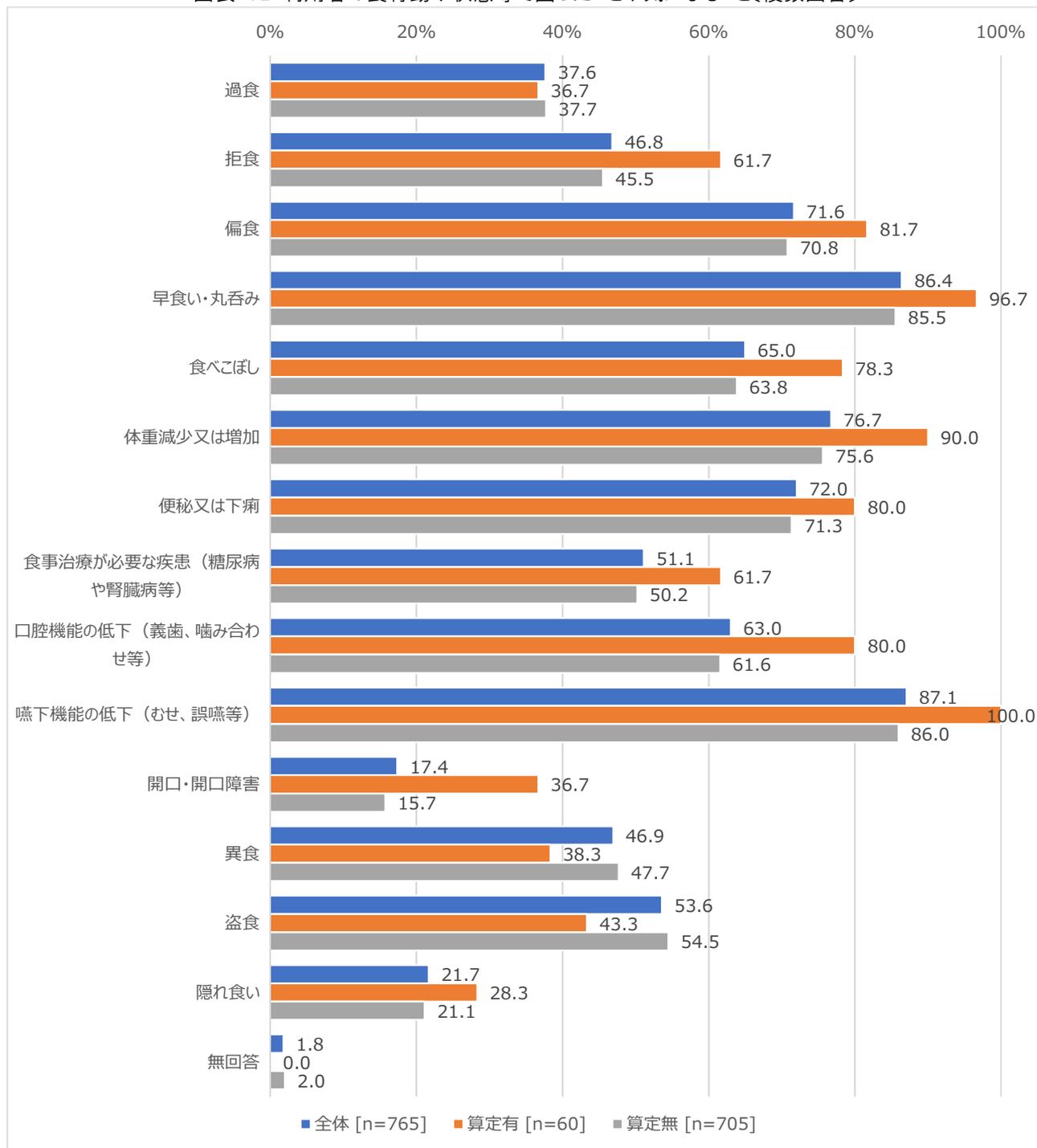
施設種別で見ると、主に知的障害の施設で、「早食い・丸呑み」「食べこぼし」「盗食」「異食」等が他と比べて多くなっている。

図表 81 利用者の食行動や状態等で困ったことや気になること〔複数回答〕



経口維持加算・経口移行加算の算定有無別で見ると、算定している施設で全般的に割合が高くなっているが、「盗食」「異食」については算定をしていない施設の割合が高い。

図表 82 利用者の食行動や状態等で困ったことや気になること〔複数回答〕



⑩施設全体の職員数

施設全体の職員数（実人数）の平均は、常勤が36.0人、非常勤が9.2人、嘱託等が1.5人となっている。

図表 83 施設全体の職員数

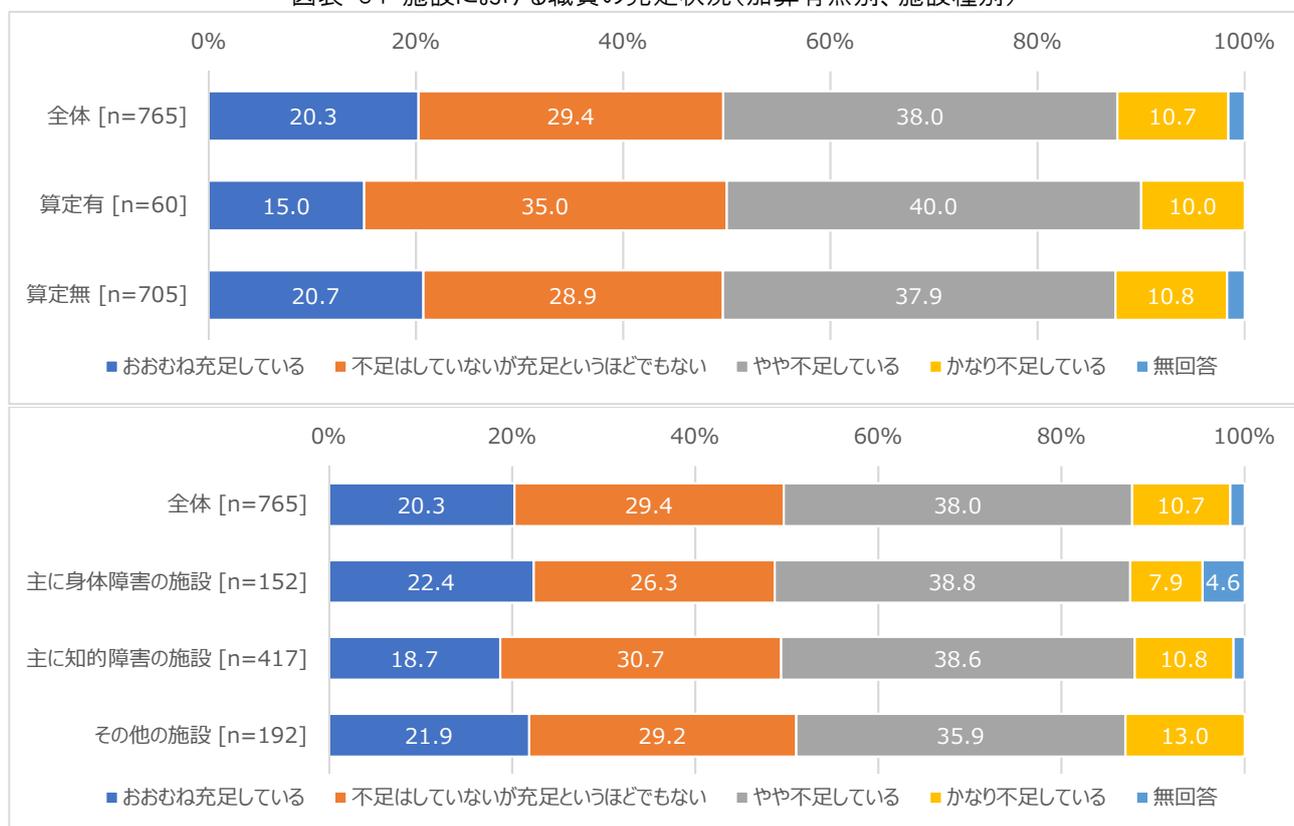
(人)	常勤（実人数） [n=758]		非常勤（実人数） [n=758]		嘱託等（実人数） [n=758]	
	回答数合計	1施設平均	回答数合計	1施設平均	回答数合計	1施設平均
1 施設長（管理者）	746	1.0	17	0.0	5	0.0
2 サービス管理責任者	1,248	1.6	10	0.0	6	0.0
3 生活支援員	19,407	25.6	4,608	6.1	155	0.2
4 理学療法士	178	0.2	95	0.1	40	0.1
5 作業療法士	105	0.1	35	0.0	14	0.0
6 言語聴覚士	21	0.0	22	0.0	15	0.0
7 医師	37	0.0	138	0.2	629	0.8
8 歯科医師	52	0.1	10	0.0	63	0.1
9 看護職員	1,564	2.1	468	0.6	23	0.0
10 管理栄養士	499	0.7	17	0.0	3	0.0
11 栄養士	321	0.4	29	0.0	8	0.0
12 歯科衛生士	7	0.0	12	0.0	18	0.0
13 その他の職員	3,112	4.1	1,480	2.0	133	0.2
合計	27,297	36.0	6,941	9.2	1,112	1.5

※回答数合計の少ない職種については、平均値が見かけ上0になっている。

⑪施設における職員の充足状況

施設における職員の充足状況を聞いたところ、「やや不足している」が38.0%と最も多く、次いで「不足はしていないが充足というほどでもない」が29.4%、「おおむね充足している」が20.3%、「かなり不足している」が10.7%となっている。

図表 84 施設における職員の充足状況（加算有無別、施設種別）

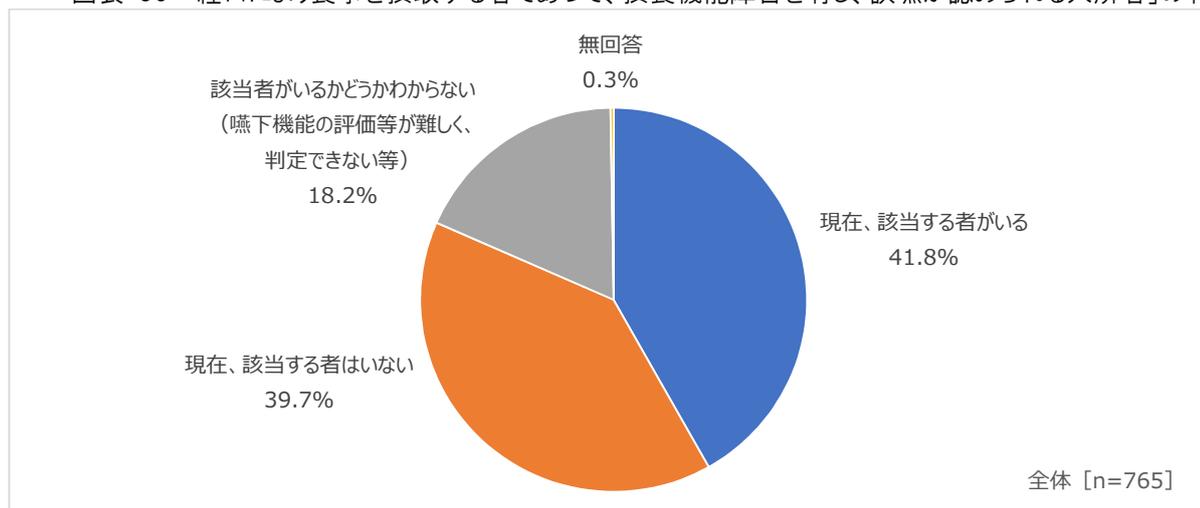


(2) 入所者の経口摂取の維持に関する取組

①「経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者」の有無

「経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者」の有無を聞いたところ、「現在、該当する者がいる」が41.8%、「現在、該当する者はいない」が39.7%、「該当者がいるかどうか分からない（嚥下機能の評価等が難しく、判定できない等）」が18.2%となっている。

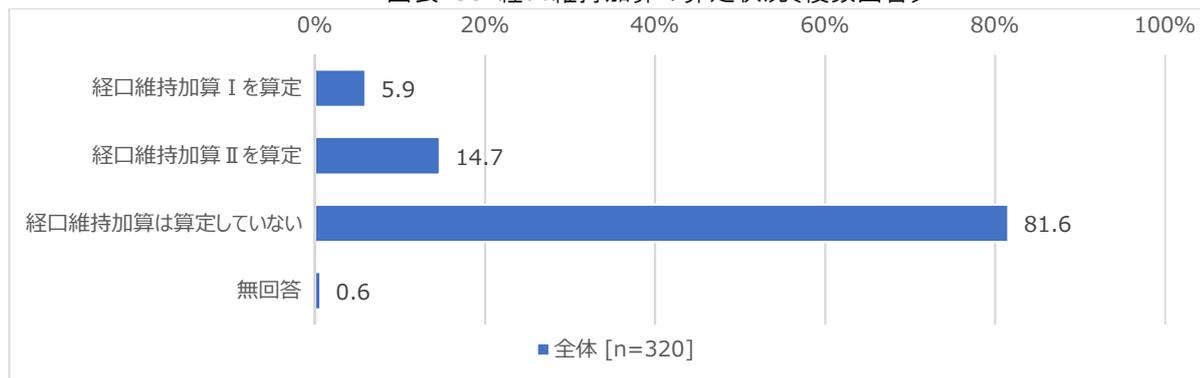
図表 85 「経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者」の有無



②経口維持加算の算定状況

前問で「現在、該当する者がいる」と回答した施設に、経口維持加算の算定状況を聞いたところ、「経口維持加算は算定していない」が81.6%、「経口維持加算Ⅰを算定」が5.9%、「経口維持加算Ⅱを算定」が14.7%となっている。

図表 86 経口維持加算の算定状況〔複数回答〕



③経口維持加算の加算対象者数（実人数）と延べ算定件数

経口維持加算Ⅰを算定している施設に、加算対象者数・延べ算定件数を聞いたところ、加算対象者数（実人数）は平均で6.0人、延べ算定件数は平均で179.2日となっている。

また、経口維持加算Ⅱを算定している施設に、加算対象者数・延べ算定件数を聞いたところ、加算対象者数（実人数）は平均で14.0人、延べ算定件数は平均で427.6日となっている。

図表 87 経口維持加算Ⅰの加算対象者数(実人数)および延べ算定件数

平均値	全体 [n=19]
加算対象実人数（人）	6.0
延べ算定件数（日）	179.2

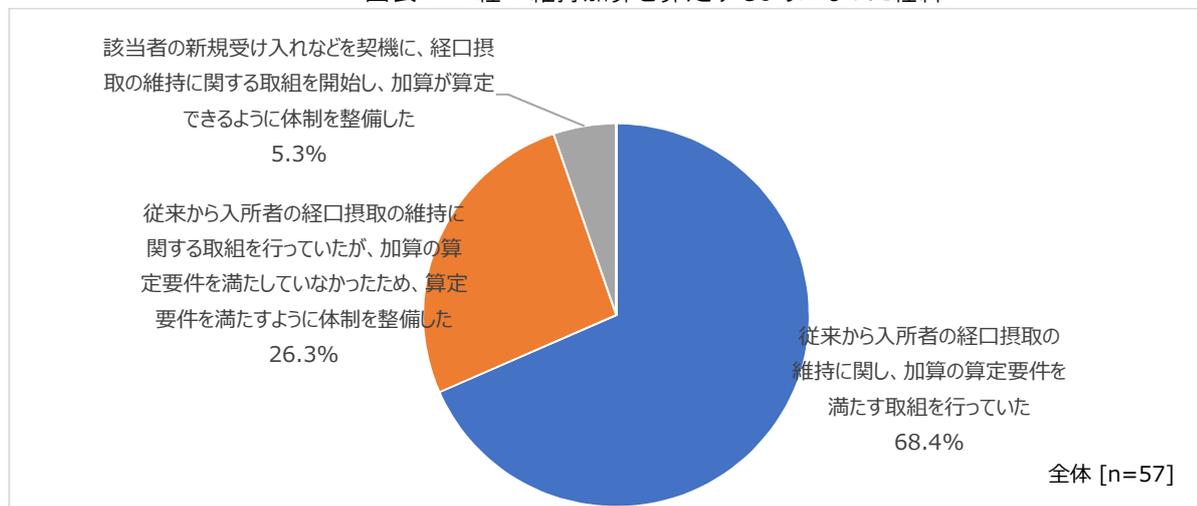
図表 88 経口維持加算Ⅱの加算対象者数(実人数)

平均値	全体 [n=47]
加算対象実人数（人）	14.0
延べ算定件数（日）	427.6

④経口維持加算を算定するようになった経緯

経口維持加算を算定している施設に、加算を算定するようになった経緯を聞いたところ、「従来から入所者の経口摂取の維持に関し、加算の算定要件を満たす取組を行っていた」が68.4%、「従来から入所者の経口摂取の維持に関する取組を行っていたが、加算の算定要件を満たしていなかったため、算定要件を満たすように体制を整備した」が26.3%、「該当者の新規受け入れなどを契機に、経口摂取の維持に関する取組を開始し、加算が算定できるように体制を整備した」が5.3%となっている。

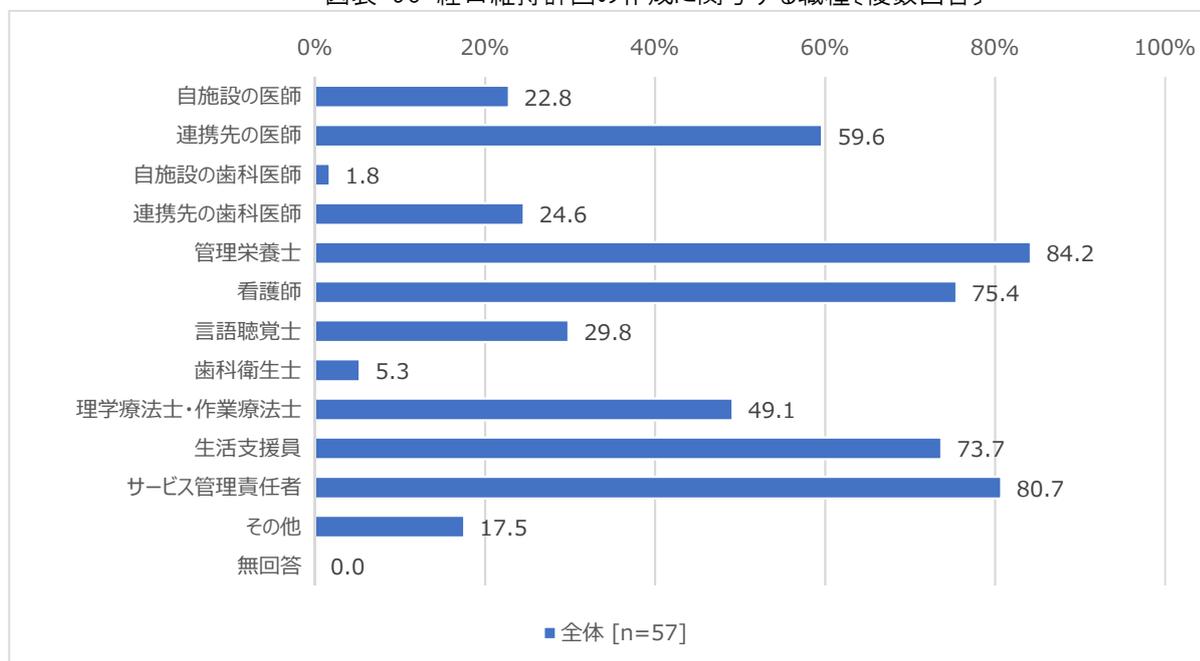
図表 89 経口維持加算を算定するようになった経緯



⑤経口維持計画の作成に関与する職種

経口維持加算Ⅰもしくは経口維持加算Ⅱを算定していると回答した施設に、経口維持計画の作成に関与する職種を聞いたところ、「管理栄養士」が84.2%と最も多く、次いで「サービス管理責任者」が80.7%、「看護師」が75.4%、「生活支援員」が73.7%となっている。

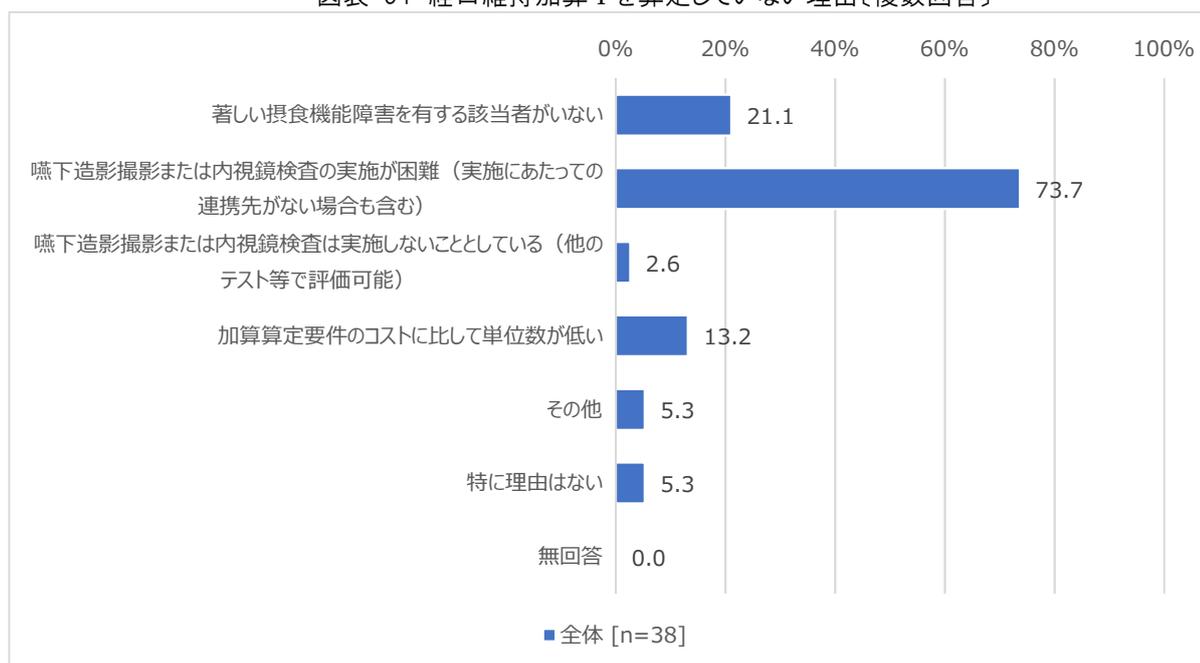
図表 90 経口維持計画の作成に関与する職種〔複数回答〕



⑥経口維持加算Ⅰを算定していない理由

経口維持加算Ⅰは算定せず経口維持加算Ⅱのみを算定していると回答した施設に、経口維持加算Ⅰを算定していない理由を聞いたところ、「嚥下造影撮影または内視鏡検査の実施が困難（実施にあたっての連携先がない場合も含む）」が73.7%と最も多く、次いで「著しい摂食機能障害を有する該当者がいない」が21.1%、「加算算定要件のコストに比して単位数が低い」が13.2%となっている。

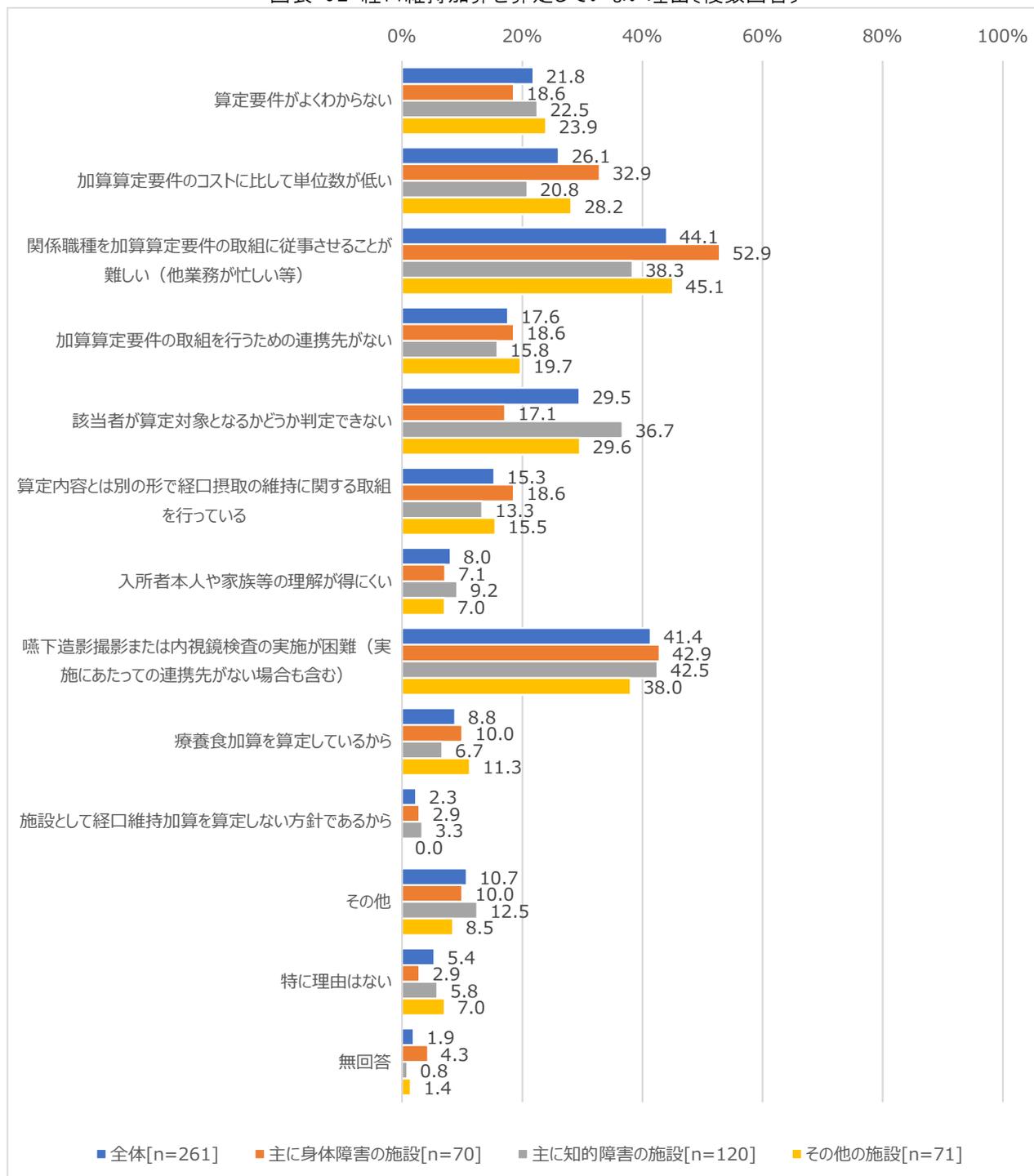
図表 91 経口維持加算Ⅰを算定していない理由〔複数回答〕



⑦経口維持加算を算定していない理由

摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者がいるが経口維持加算を算定していない施設に、経口維持加算を算定していない理由を聞いたところ、「関係職種を加算算定要件の取組に従事させることが難しい（他業務が忙しい等）」が44.1%と最も多く、次いで「嚥下造影撮影または内視鏡検査の実施が困難（実施にあたっての連携先がない場合も含む）」が41.4%、「該当者が算定対象となるかどうか判定できない」が29.5%となっている。

図表 92 経口維持加算を算定していない理由〔複数回答〕



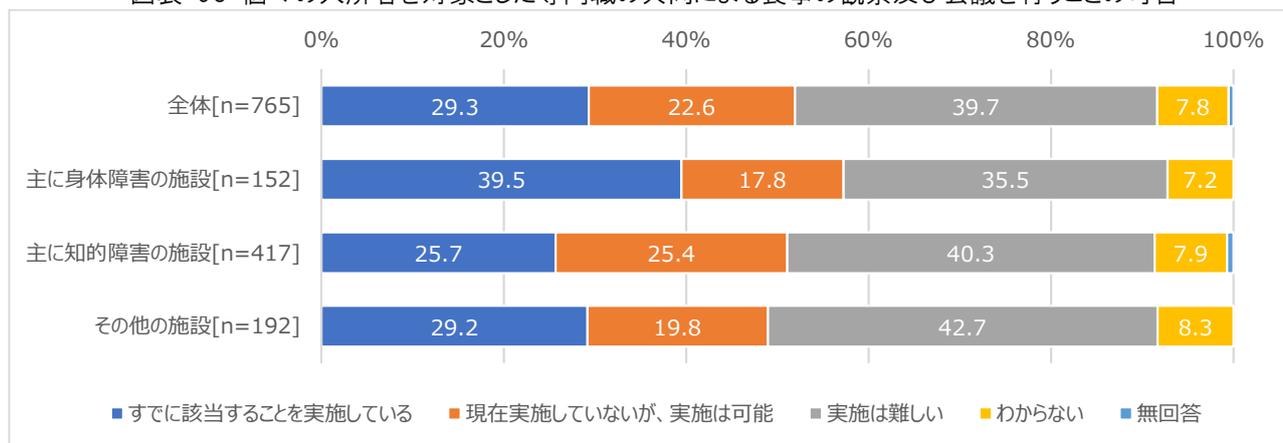
⑧経口摂取の維持に関する取組の可能性

経口摂取の維持に関する取組の各段階に関し、可否について聞いたところ、以下のような回答となっている。（加算算定の有無に関わらず、全施設に取組の可能性を聞いたものである。）

■個々の入所者を対象とした専門職の共同による食事の観察及び会議を行うことの可否

個々の入所者を対象とした、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、その他の職種の共同による食事の観察（ミールラウンド）および会議（カンファレンス）を行うことについては、「実施は難しい」が39.7%、「すでに該当することを実施している」が29.3%、「現在実施していないが、実施は可能」が22.6%となっている。施設種別では、主に身体障害の施設で「すでに該当することを実施している」が多くなっている。

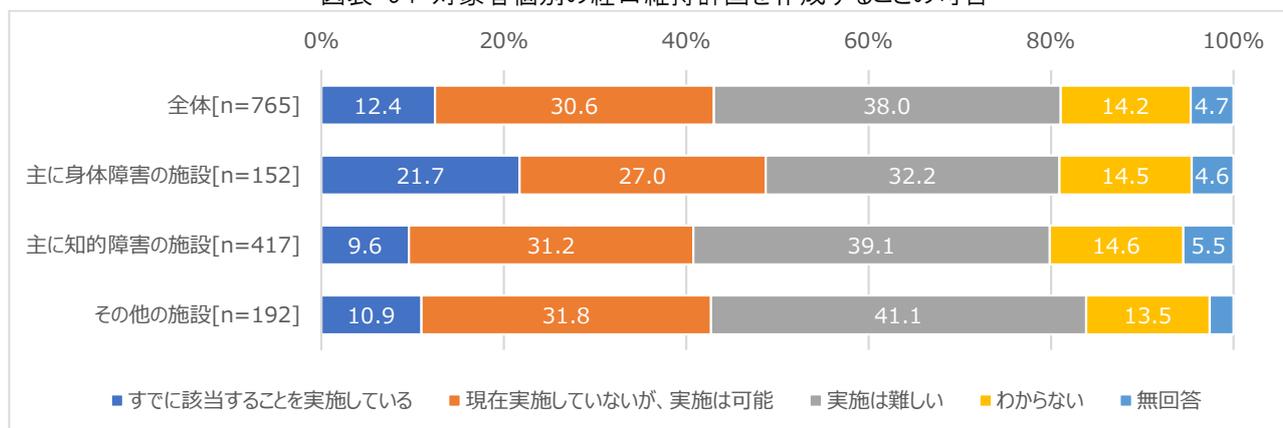
図表 93 個々の入所者を対象とした専門職の共同による食事の観察及び会議を行うことの可否



■対象者個別の経口維持計画を作成することの可否

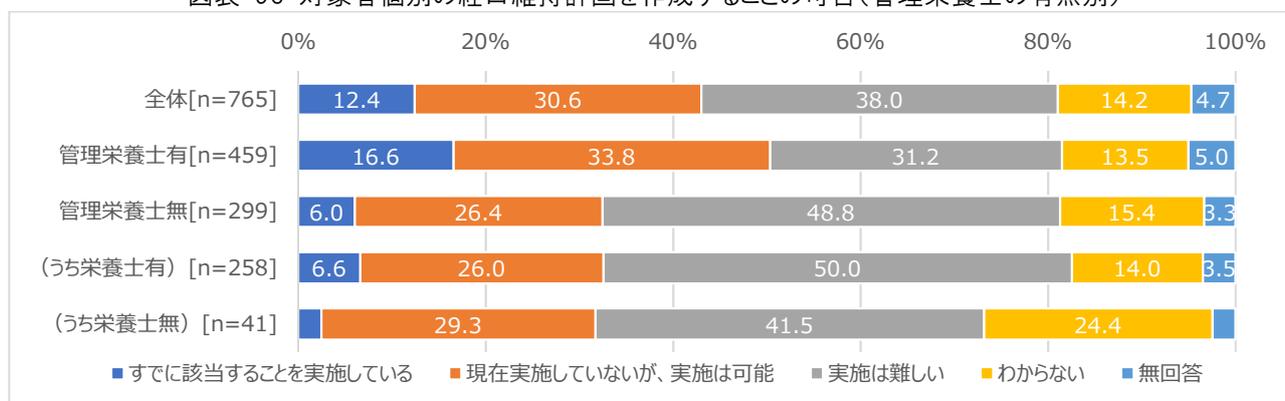
「専門職の共同による食事の観察の結果」をふまえて、対象者個別の経口維持計画を作成することについては、「実施は難しい」が38.0%、「現在実施していないが、実施は可能」が30.6%、「すでに該当することを実施している」が12.4%となっている。施設種別では、主に身体障害の施設で「すでに該当することを実施している」が多くなっている。

図表 94 対象者個別の経口維持計画を作成することの可否



施設の管理栄養士の配置有無で計画作成可否を見ると、管理栄養士の配置有の施設では、「すでに該当することを実施している」「現在実施していないが、実施は可能」が合わせて50.4%となっている。一方、管理栄養士の配置無の施設では、「実施は難しい」が48.8%となっている。

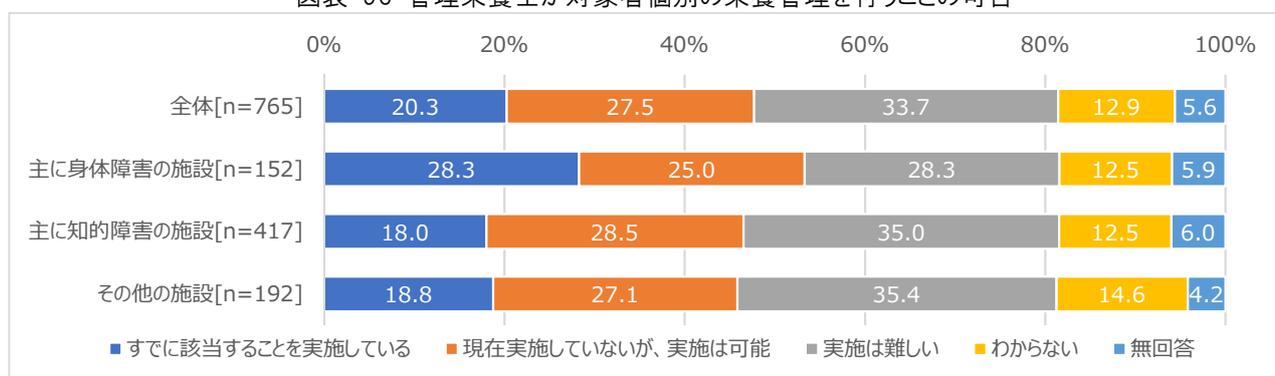
図表 95 対象者個別の経口維持計画を作成することの可否(管理栄養士の有無別)



■管理栄養士が対象者個別の栄養管理を行うことの可否

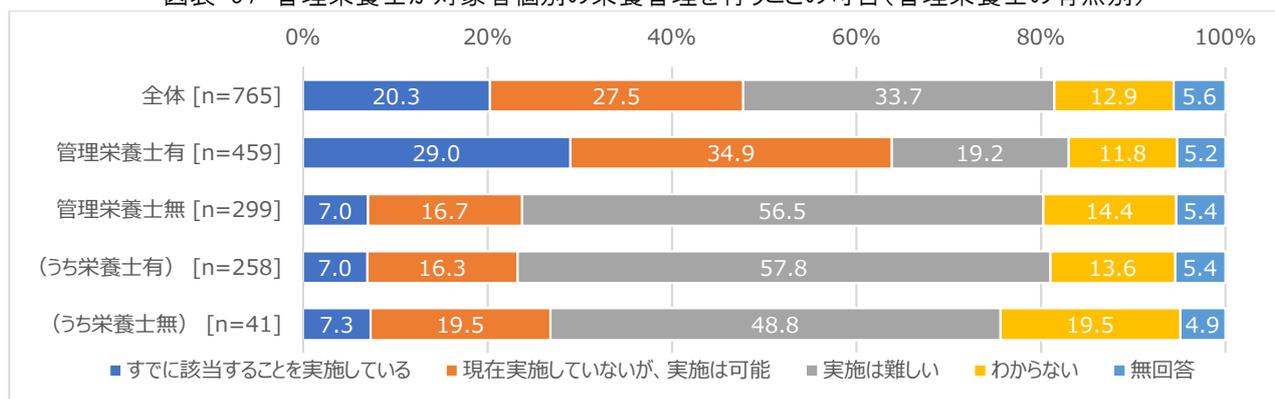
「対象者個別の経口維持計画」に基づき、管理栄養士が対象者個別の栄養管理を行うことについては、「実施は難しい」が33.7%、「現在実施していないが、実施は可能」が27.5%、「すでに該当することを実施している」が20.3%となっている。施設種別では、主に身体障害の施設で「すでに該当することを実施している」が多くなっている。

図表 96 管理栄養士が対象者個別の栄養管理を行うことの可否



施設の管理栄養士の配置有無で取組可否を見ると、管理栄養士の配置有の施設では、「すでに該当することを実施している」「現在実施していないが、実施は可能」が合わせて63.9%となっている。一方、管理栄養士の配置無の施設では、「実施は難しい」が56.5%となっている。

図表 97 管理栄養士が対象者個別の栄養管理を行うことの可否(管理栄養士の有無別)

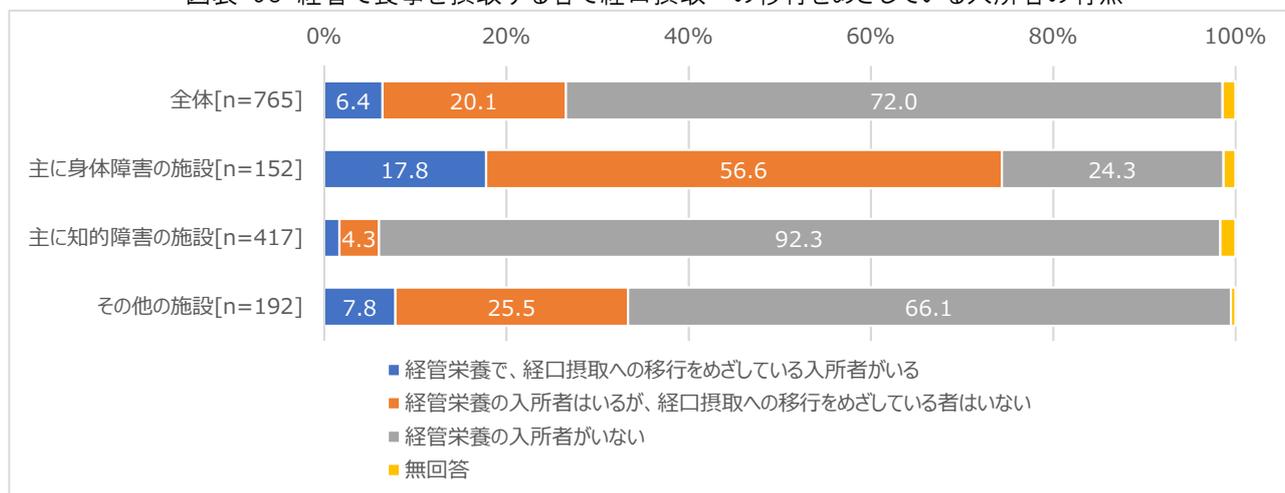


(3) 入所者の経口移行に関する取組

①経管で食事を摂取する者で経口摂取への移行をめざしている入所者の有無

胃ろう等、経管で食事を摂取する者で経口摂取への移行をめざしている入所者の有無を聞いたところ、「経管栄養の入所者がいない」が72.0%、「経管栄養の入所者はいるが、経口摂取への移行をめざしている者はいない」は20.1%、「経管栄養で、経口摂取への移行をめざしている入所者がいる」は6.4%となっている。

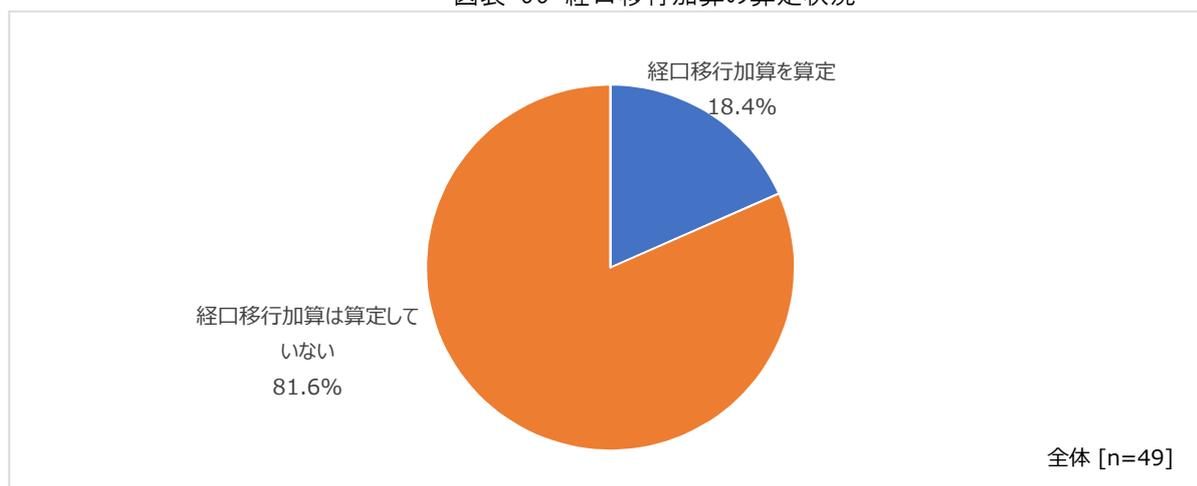
図表 98 経管で食事を摂取する者で経口摂取への移行をめざしている入所者の有無



②経口移行加算の算定状況と加算対象者数等

前問で「経管で食事を摂取する者で経口摂取への移行をめざしている入所者がいる」と回答した施設に、経口移行加算の算定状況を聞いたところ、「経口移行加算は算定していない」が81.6%、「経口移行加算を算定」が18.4%となっている。

図表 99 経口移行加算の算定状況



経口移行加算を算定している施設に、加算対象者数・延べ算定件数を聞いたところ、加算対象者数（実人数）は平均で1.4人、延べ算定件数は平均で43.8日となっている。

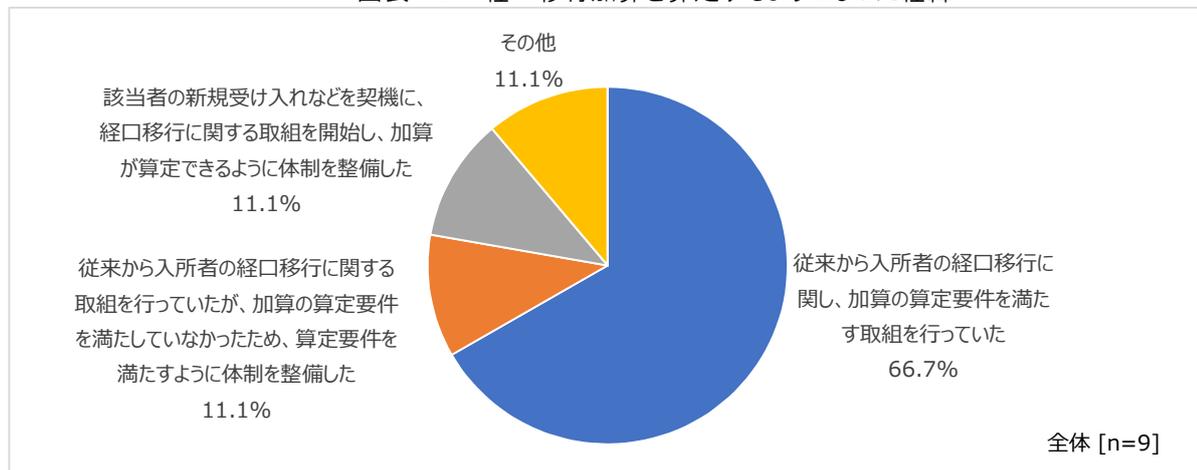
図表 100 経口移行加算の加算対象者数(実人数)および延べ算定件数

項目	平均値	全体 [n=9]
加算対象実人数 (人)	1.4	1.4
延べ算定件数 (日)	43.8	43.8

③経口移行加算を算定するようになった経緯

経口移行加算を算定している施設に、経口移行加算を算定するようになった経緯を聞いたところ、「従来から入所者の経口移行に関し、加算の算定要件を満たす取組を行っていた」が66.7%、「従来から入所者の経口移行に関する取組を行っていたが、加算の算定要件を満たしていなかったため、算定要件を満たすように体制を整備した」及び「該当者の新規受け入れなどを契機に、経口移行に関する取組を開始し、加算が算定できるように体制を整備した」がいずれも11.1%となっている。

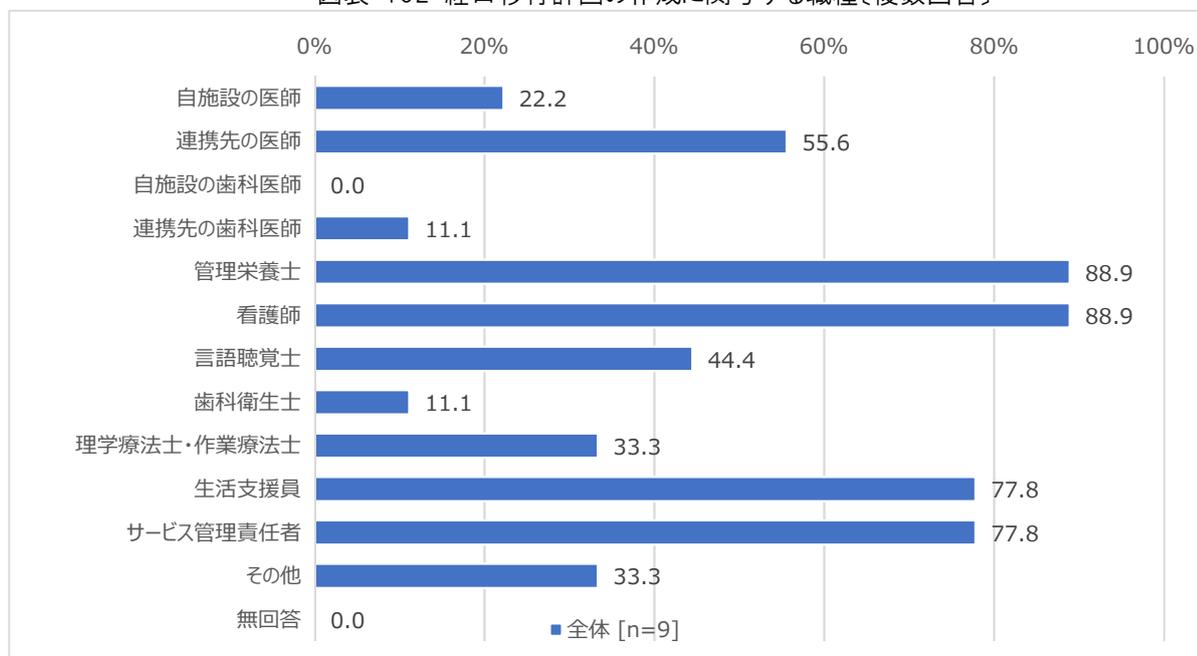
図表 101 経口移行加算を算定するようになった経緯



④経口移行計画の作成に関与する職種

経口移行加算を算定している施設に、経口移行計画の作成に関与する職種を聞いたところ、「管理栄養士」及び「看護師」が88.9%、「生活支援員」及び「サービス管理責任者」が77.8%となっている。

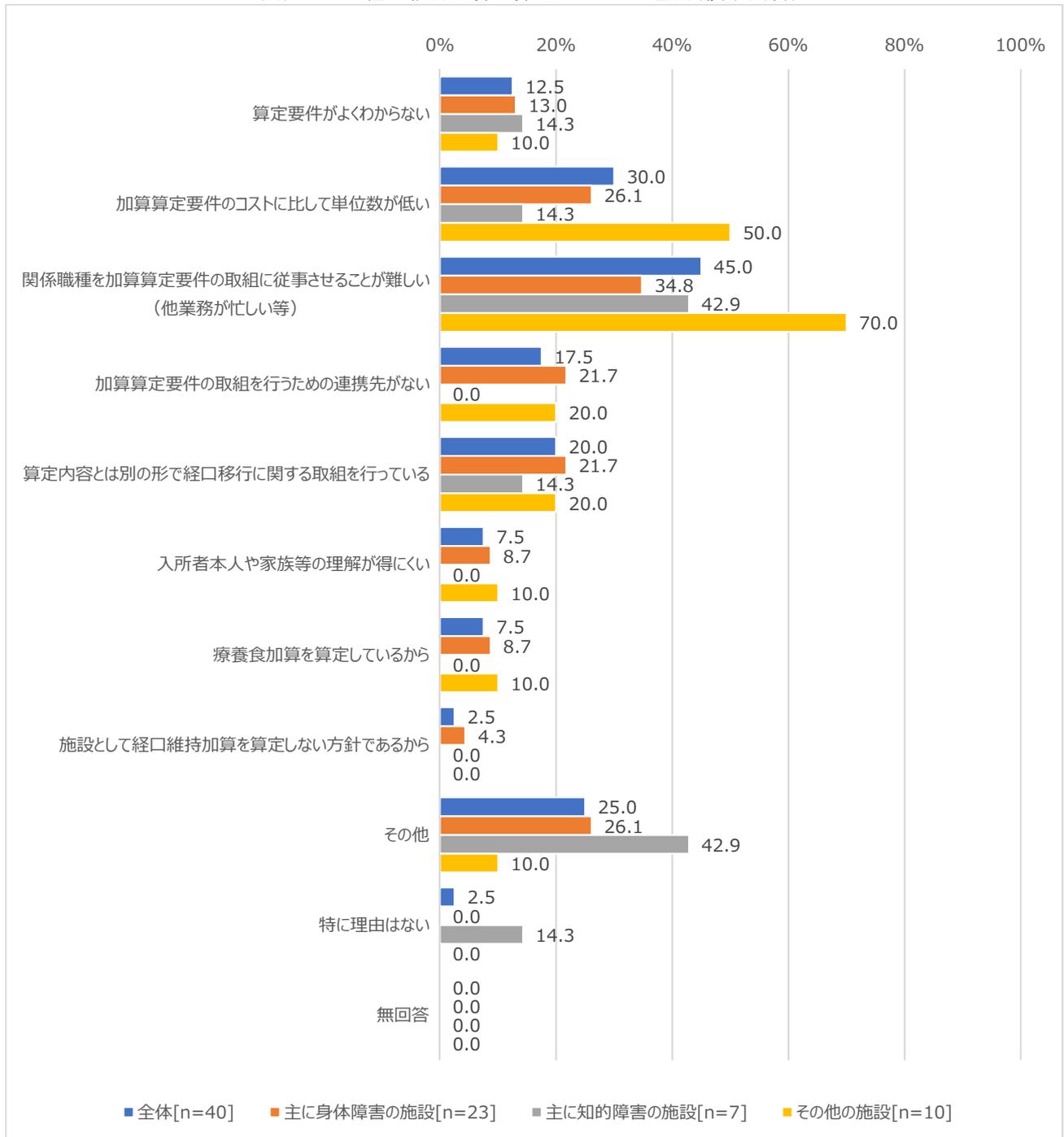
図表 102 経口移行計画の作成に関与する職種〔複数回答〕



⑤経口移行加算を算定していない理由

対象者がいるが経口移行加算を算定していない施設に、経口移行加算を算定していない理由を聞いたところ、「関係職種を加算算定要件の取組に従事させることが難しい（他業務が忙しい等）」が45.0%と最も多く、次いで「加算算定要件のコストに比して単位数が低い」が30.0%となっている。

図表 103 経口移行加算を算定していない理由〔複数回答〕

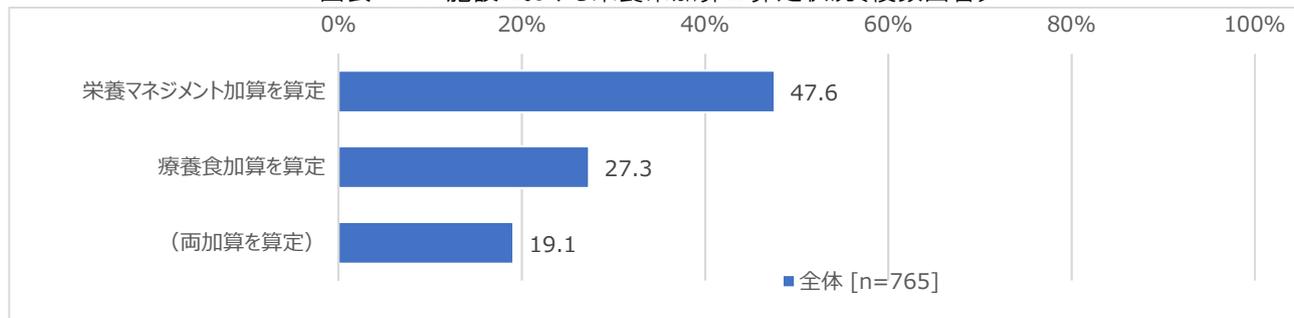


(4) その他の栄養改善等の取組

①施設における栄養系加算の算定状況

施設における栄養系加算の算定状況については、「栄養マネジメント加算を算定」が47.6%、「療養食加算を算定」が27.3%となっている。また、栄養マネジメント加算、療養食加算の両方を算定している施設は19.1%となっている。

図表 104 施設における栄養系加算の算定状況〔複数回答〕



加算を算定している施設に算定件数（令和2年7月分）を聞いたところ、栄養マネジメント加算は平均で1,715.4日となっている。また、療養食加算は平均で253.6日となっている。

図表 105 栄養系加算の算定件数

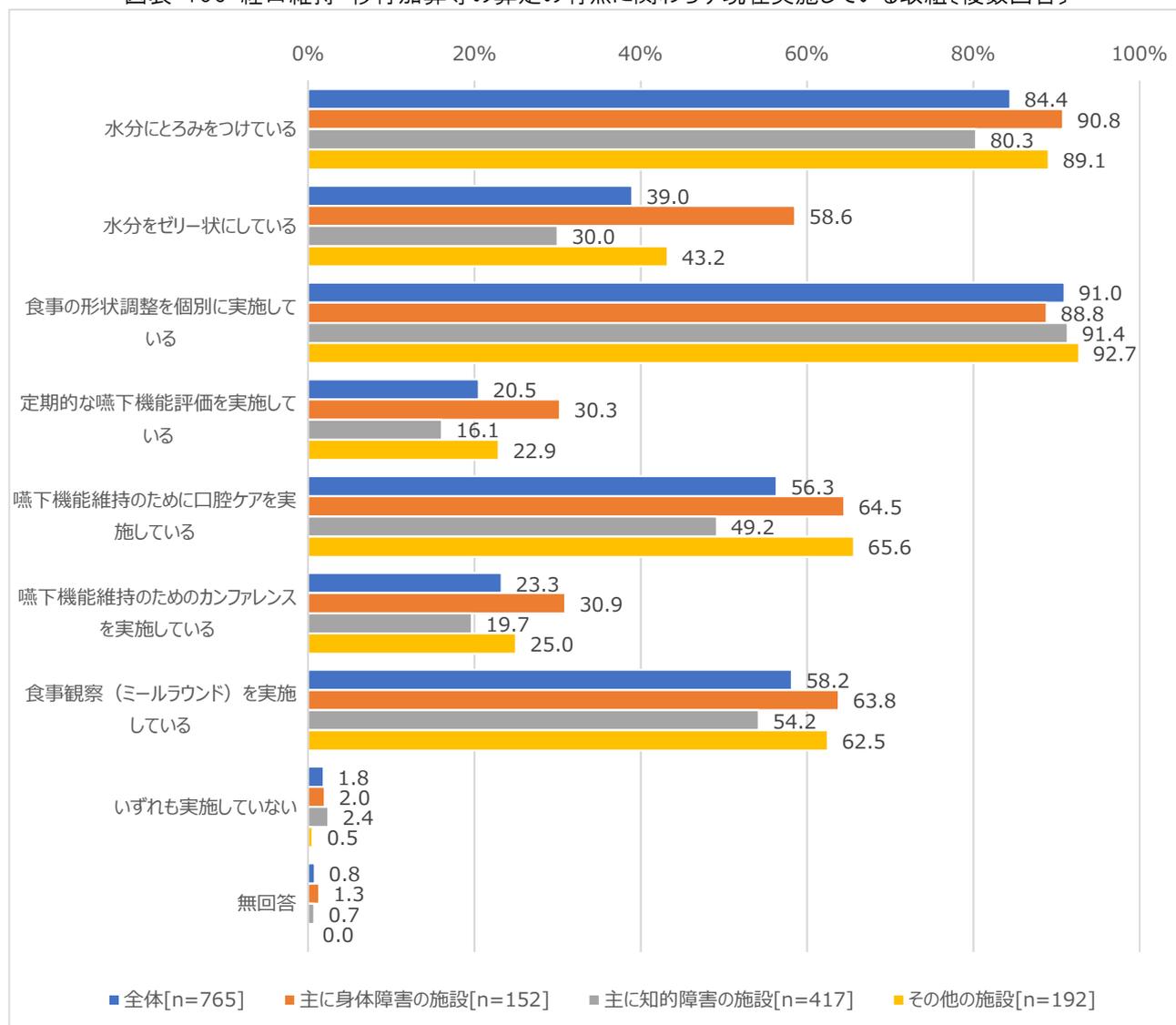
項目	算定件数
栄養マネジメント加算	1,715.4
療養食加算	253.6

②経口維持・移行加算等の算定の有無に関わらず現在実施している取組

経口維持・移行加算等の算定の有無に関わらず現在実施している取組について聞いたところ、「食事の形状調整を個別に実施している」が91.0%と最も多く、次いで「水分にとろみをつけている」が84.4%、「食事観察（ミールラウンド）を実施している」が58.2%、「嚥下機能維持のために口腔ケアを実施している」が56.3%となっている。

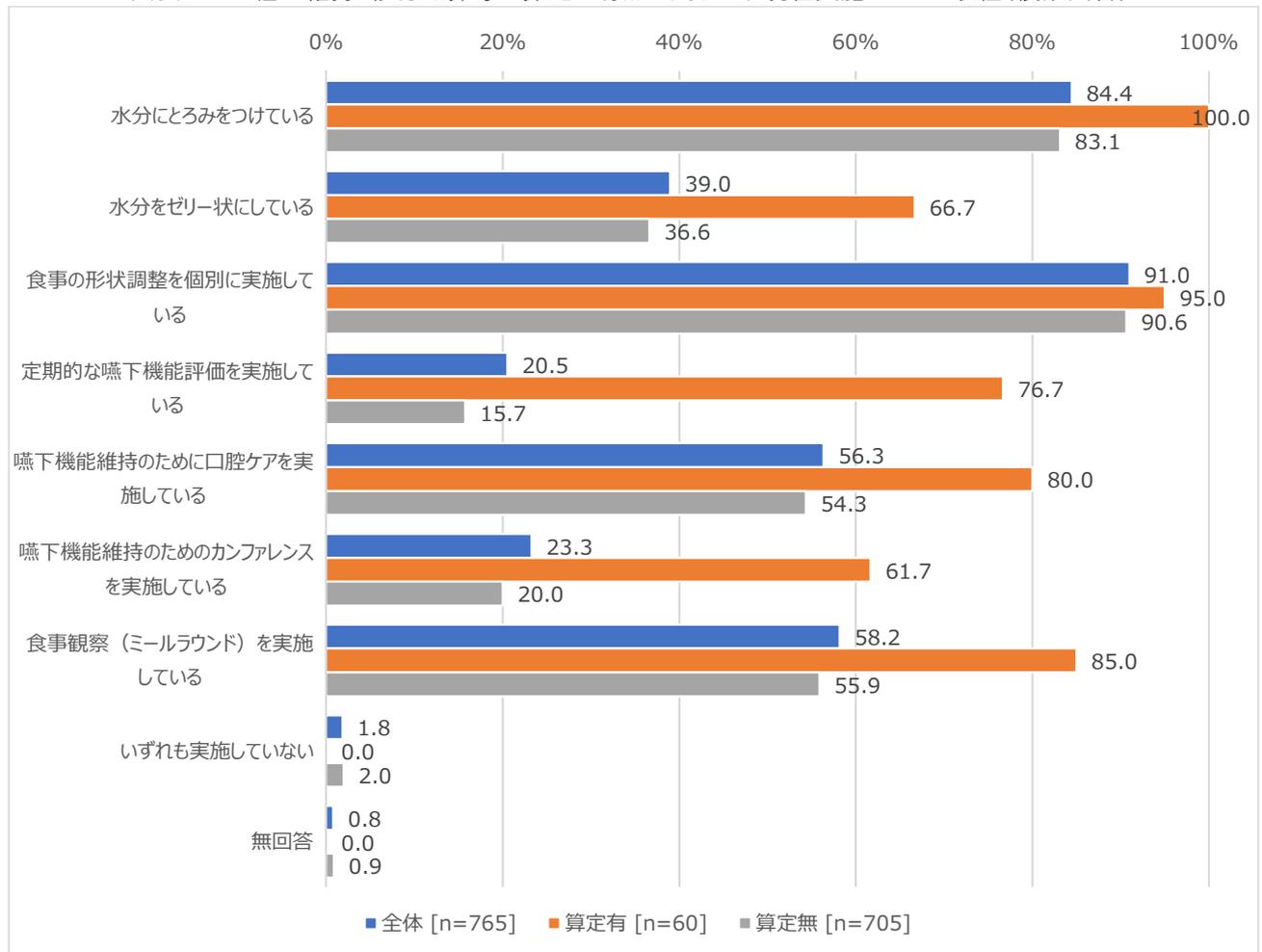
施設種別で見ると、「食事の形状調整を個別に実施している」については施設種別でそれほど差はないが、その他については、主に知的障害の施設で、やや少ない傾向が見られる。

図表 106 経口維持・移行加算等の算定の有無に関わらず現在実施している取組〔複数回答〕



経口維持加算・経口移行加算の算定有無別で見ると、算定している施設で一般的に実施割合が高くなっている。

図表 107 経口維持・移行加算等の算定の有無に関わらず現在実施している取組〔複数回答〕



③入所者の栄養マネジメント、経口摂取の維持、経口移行への取組、関連する加算等についての意見（自由記入）

入所者の栄養マネジメント、経口摂取の維持、経口移行への取組、関連する加算等について、自由記入で聞いたところ、以下のような意見等が寄せられた。

【施設として取り組んでいること、工夫していること、課題等】

<取組・工夫>

●食事形態の工夫

- ・各個人に合わせた食事提供。普通食、一口食、ソフト食、なめらか食（主食、副食のゲル化、お茶等の水はゼリー化して提供）
- ・ペースト食、水分、汁ものにとろみをつけて提供している。
- ・少しでも長く経口摂取が維持できるよう食形態を常食、一口大、一口少、キザミ、極キザミ、ミキサー、プリン食の7形態で対応している。
- ・誤嚥しにくいようムース食を提供している。

●利用者の嚥下機能低下防止のための工夫

- ・口腔ケアをしっかりと行う。
- ・経口維持対策が必要な利用者の個別支援計画の支援内容に、口腔訓練、唾液腺マッサージ、ストレッチ、発声練習等、経口摂取を維持するために必要な項目を入れ支援を実施している。
- ・食事前に、言語聴覚士による嚥下体操を実施している。

●多職種での連携

- ・毎月実施している委員会や定期開催の支援会議での多職種による情報交換や対応、食形態の検討。
- ・多職種(生活支援員、看護師、管理栄養士、PTなど)で、安全においしく食事がとれるように検討ができていく。
- ・3ヶ月に1回、再スクリーニングを実施し、計画書の見直しを行い、多職種で検討している。
- ・毎月、言語聴覚士を加えたチームで経口摂取に課題のある利用者のミールラウンドを行い、リハビリ方法や食事形態の検討を行っている。
- ・嘱託医、歯科医と相談し食形態検討後、その旨を保護者に報告、相談し移行検討と会議にかけて決定する。

●観察・評価の実施

- ・支援員や管理栄養士が食事摂取の様子を観察し、食物の咀嚼や飲み込みに問題がないか、ムセがないか等のチェックを行っている。
- ・外部医療機関より月1～2回程度STに来所していただき、自施設のPT|OTと共にミールラウンドを行い、摂食嚥下機能評価をしている。
- ・ムセが多い方に対しては、適宜評価を行い、食形態を検討する。
- ・必要に応じて、外部の病院にVE、VFの評価を依頼している。

●研修の実施

- ・摂食・嚥下に関する支援研修会を（年1回）開催。外部講師より評価および助言を頂いている。
- ・新人職員等を対象に摂食嚥下の基礎勉強会を開催している。

<課題>

●利用者の高齢化・障がいの重度化

- ・入居者の高齢化、重度化が年々進み、咀嚼、嚥下機能が衰え、食事形態の維持が難しくなっている。
- ・入所者の重度化・高齢化に伴い、食事制限や提供方法の工夫等、食事の個別化が求められてきており、課題である。

- ・高齢化のため今後嚥下に関する対応が増加する中で誤嚥性肺炎の重症化が心配。
 - ・障害者支援施設の重度高齢化は待たなしに進んでいる。地域の中で真に在宅生活を営むことが難しい障害者の方たちを一手に受け入れてきた障害者支援施設ではあるが、経口摂取が今後低下していく重度高齢障害者の人たちと強度行動障害を持った人たちの共存した生活施設は非常にリスクが高く職員の疲弊感も増してきている。
- 利用者の希望とのギャップ
 - ・食事形態の変更に抵抗のある入居者もいるので、納得していただき安全な食事を提供していくことが課題となっている。
 - ・入所後間もない方やご家族の思い(常食への拘り等)が強い場合に、食形態変更について同意が得られない事がある。
 - ・食事に対する利用者さん本人の気持ちを聞くことができない。
 - ・入所利用者の年齢層が幅広いため、献立内容等を高齢者に合わせると若年層の嗜好には合わないのではという課題もあり、個別での対応を工夫していく。
- 費用の負担感
 - ・ソフト食対象者が数名と少なくとも提供するにあたってはコスト（材料費、調理人件費）面で割高となってしまう。
- 観察・評価・検査の実施等が困難
 - ・専門職によるミールラウンドが実施できていない。
 - ・嚥下機能の評価が難しく、適切な食事形態を提供できているか不安に感じる。
 - ・施設にS Tがいないので、嚥下機能の評価が難しい。
 - ・僻地の施設になると、訪問してくれる歯科医がおらず、嚥下評価が十分にできない。また加算を算定するには、検査を定期的に行う必要があり、身体障害者の利用者の負担や指示通りの方法で本人が検査を行えるのか疑問であり、加算を算定するには難しく、実施に至っていない。
- 多職種での連携が難しい
 - ・加算を取得するには医師の参加や嚥下造影、内視鏡での診断が必要となるが、嘱託の医師や言語聴覚士が別々の病院から来ており、1つのチームとして動くことに課題がある。
 - ・言語聴覚士や歯科との食事に関する連携が難しい。
 - ・嘱託医は内科なので、医療との連携が非常に難しい。
 - ・他の業務との都合により常に看護師や栄養士がミールラウンドを行ったり経口維持計画書を作成することは難しく、また近隣に経口維持加算に協力していただける医療機関がない為、経口維持加算の算定は難しい。
 - ・S T、摂取嚥下認定看護師等の専門職員が不在で、協力病院との連携も不足している。
- 人員の不足・業務過多
 - ・食に関する（調理等）の人材不足。
 - ・栄養マネジメントと給食業務の両立は現状、業務量が多く難しいと感じている。
 - ・これまで取り組みがないものを新たに取り組むマンパワーと知識が不足している。
 - ・今回の新型コロナウイルスの感染対応のため、食堂内の密を避ける対応に取り組んでいるが、そのため食事支援にかなりの時間と人員が必要となり、その他の日課対応にも少なからず影響が出ていることは否めない。

【制度面に関する意見等】

●加算点数が低い

- ・経口維持加算の取得をしたいが、単価に比べてハードルが高すぎる。
- ・経口維持加算について、計画書、栄養管理等の作業量が多いが、それに対する報酬評価が低いように感じている。
- ・経口維持加算Ⅱは、以前行っていた時もあったが、加算算定要件を満たすに当たりコスト面や業務量に対して単位数が少ないこともあり、現在は行っていない。
- ・医療介護分野と比べ対象者の年齢が若く、介入期間が長くなる可能性があり、その際に月1回の作成では加算点数に比べ労力が必要となっている。
- ・栄養マネジメントにおいては再評価いただき加算単位数を増やしてほしい。
- ・多職種合同でのカンファレンスや、実行とその効果継続には実務負荷に対して加算が少ないように思う。

●他の加算との併用算定

- ・療養食加算を算定の場合は、経口移行加算又は経口維持加算を算定できないのはなぜか。療養食と経口移行や経口維持にかかわる支援は、異なる支援であり、両方の支援が必要な利用者は多くいる。併給を認めてほしい。
- ・一人に対して療養食加算と経口維持加算両方の算定が不可能となっているが、提供しているサービス内容や必要とされる書類が別であり、それぞれ合わせて算定してもよいのではないか。

●加算要件について

<経口維持加算・経口移行加算共通>

- ・算定の要件が複雑かつ煩雑で、施設として取り組んでいる摂食嚥下機能支援が収入につながらない。
- ・医療施設ではない障害者入居施設には経口移行や経口維持(Ⅰ)の嚥下造影、内視鏡検査を行わなければ算定できないため、加算は現実的に難しい(加算のために定期受診することも難しいし割に合わない)
- ・障害支援施設と地域の医療サービスとの連携が制度的に難しい部分がある。
- ・障害者の施設で、常勤(自施設)の医師、常勤(自施設)の歯科医師、歯科衛生士が在籍していることは稀であり、こと加算について、条件を満たすことは難しいのではないか。
- ・高齢者と違い短時間で身体状況等に変化する方は少ないので高齢者と同じモニタリングの期間でなくても良いと思う。
- ・要介助者が多い為、その人数に応じた加算等があると良い。
- ・経口維持、移行加算も他の栄養マネジメントの様式同様に共通様式の書類があってほしい。

<経口維持加算>

- ・経口維持加算について、介護保険と同様に加算の算定基準を緩和してほしい。
- ・経口維持加算について、経口維持計画を作成し、経口維持のケアを続けていても、期間180日限定の主旨が理解できない。
- ・経口維持加算について、訪問歯科医師より急に筋緊張が入る方や、意思疎通困難な方はリスクが大きいのでVEやVFはあまりやらない方がいいと言われている。そうすると、経口維持加算Ⅱになるのですが準備しなければいけない書類や会議はとて多いのに単位数が低いので、いまは算定していない。高齢の方はVEやVFではない別の検査でも100単位取得できると思う。障害の方も同じようにしていただきたい。
- ・経口維持加算を算定する場合、すでに行っている栄養マネジメント加算の算定が条件となっており、2つの計画書を作成する事になるが、一本化するなどの簡素化はできないものか？

<経口移行加算>

- ・経口移行の加算の算定を満たす日数を30日間くらいに変更が可能であればもう少し取組体制を整備出来るのではと考える。
- ・経口移行加算を一度取ったが日々の経過記録がとても大変であった。もっと簡単にできないかと思う。

<栄養マネジメント加算>

- ・栄養マネジメント加算の取得は管理栄養士だけでなく栄養士でも可能にしていきたい。
- ・通所者の栄養マネジメント加算があると良いと思う。

●新たな加算の導入

- ・高齢のように低栄養改善加算や再入所時栄養連携加算を障害の方でも取得できるようにしていきたい。
- ・口腔衛生管理体制加算、口腔衛生管理加算が算定できるようにしてほしい。

【その他】

●栄養マネジメントに関わる人材の確保・育成が必要

- ・栄養士あるいは管理栄養士の募集をかけているが、応募がない状態である。
- ・栄養士自体よくわかってない。制度もあって加算もあるのにその為のよりよくする研修等全くないので、法人内でも自己流だったりする。
- ・障害者施設における栄養マネジメントに関する資料やデータ、マニュアルが少なく古い情報が更新されていない為新しい情報を配信してほしい。
- ・経口食等による提供となった場合、専門職の配置や専門知識の共有が必要不可欠となる。ただ、看護師等の専門職の配置を手厚くするのはなかなか難しいため、生活支援員であっても対応できるよう各種研修の充実やマニュアルの配布等をお願いしたい。

●加算に関わる事務の説明会やマニュアル等が必要

- ・加算等についての全般的な説明会の開催をお願いしたい。
- ・経口維持・移行加算に関して、特に移行加算は手順がわかりにくいので詳しくマニュアル化して欲しい。
- ・栄養ケアマネジメントと経口移行・維持加算が開始され、ある程度経過しているが、他の施設等の取組を知る機会があると良い。また、事例集など様々な施設の取組内容がまとまったものがあれば参考にしたい。

●その他

- ・利用者様のご家族様において、多くは関心を持っていない。施設に任せっきりになってしまっている。
- ・障害分野の管理システムは、高齢や病院で使用されているシステムと違い、食事オーダーができないため、欠食等も伝言や伝票の回覧となっており、食事箋管理も煩雑である。検査データや処方内容の入力セクションもないため、情報収集やデータ管理業務が、障害者施設の栄養士の栄養管理業務における負担となっている（検査が少ない施設や療養食が少ない施設では、この限りではないかもしれない）
- ・食材や人件費が値上がりしているが、ご利用者の食費の値上げは指針の関係上できないのが現状である。

4 共同生活援助事業における夜間支援の実態調査

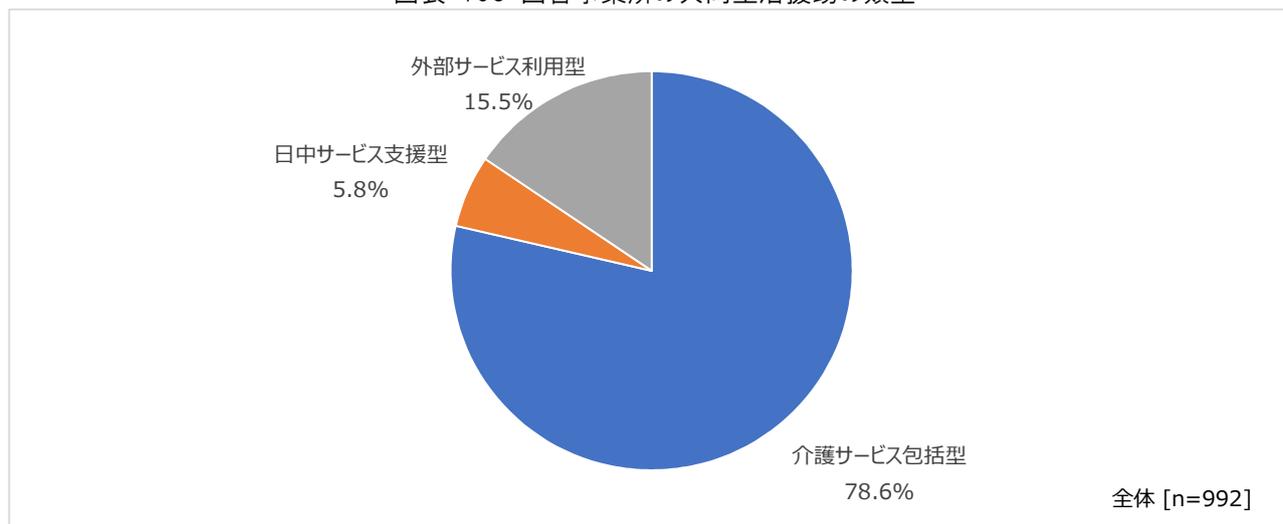
本調査は、共同生活援助における夜間支援体制の状況を把握することを主な調査内容とし、夜間支援等体制加算を算定している介護サービス包括型・外部サービス利用型の事業所（無作為抽出）及び日中サービス支援型の事業所（全数）を対象として調査を行った。調査対象数は2,000事業所、有効回答数は992事業所（有効回答率50.9%）である。

(1) 事業所の基本情報

①回答事業所の共同生活援助の類型

本調査は、夜間支援等体制加算を算定している介護サービス包括型・外部サービス利用型の共同生活援助事業所及び日中サービス支援型の共同生活援助事業所を対象とし、992事業所から回答が得られた。回答事業所の共同生活援助類型の構成は、「介護サービス包括型」が78.6%、「日中サービス支援型」が5.8%、「外部サービス利用型」が15.5%となっている。

図表 108 回答事業所の共同生活援助の類型



②回答事業所の法人種別、開設時期、定員数・入居者数等

回答事業所の法人種別、開設時期、定員数・入居者数等の概況は以下のとおりである。

図表 109 回答事業所の概況

		全体 [n=992]		介護サービス包括型 [n=780]		日中サービス支援型 [n=58]		外部サービス利用型 [n=154]	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
運営法人の種別	都道府県、市区町村、広域連合、一部事務組合	3	0.3%	3	0.4%	0	0.0%	0	0.0%
	社会福祉協議会	7	0.7%	5	0.6%	2	3.4%	0	0.0%
	社会福祉法人（社会福祉協議会以外）	602	60.7%	484	62.1%	38	65.5%	80	51.9%
	医療法人	46	4.6%	22	2.8%	0	0.0%	24	15.6%
	営利法人（株式・合名・合資・合同会社）	99	10.0%	76	9.7%	11	19.0%	12	7.8%
	特定非営利活動法人（NPO）	199	20.1%	161	20.6%	4	6.9%	34	22.1%
	その他の法人	34	3.4%	28	3.6%	2	3.4%	4	2.6%
	無回答	2	0.2%	1	0.1%	1	1.7%	0	0.0%
設置法人の種別	都道府県、市区町村、広域連合、一部事務組合	10	1.0%	8	1.0%	0	0.0%	2	1.3%
	社会福祉協議会	8	0.8%	6	0.8%	2	3.4%	0	0.0%
	社会福祉法人（社会福祉協議会以外）	594	59.9%	478	61.3%	38	65.5%	78	50.6%
	医療法人	46	4.6%	22	2.8%	0	0.0%	24	15.6%
	営利法人（株式・合名・合資・合同会社）	99	10.0%	76	9.7%	11	19.0%	12	7.8%
	特定非営利活動法人（NPO）	199	20.1%	161	20.6%	4	6.9%	34	22.1%
	その他の法人	34	3.4%	28	3.6%	2	3.4%	4	2.6%
	無回答	2	0.2%	1	0.1%	1	1.7%	0	0.0%
開設年	2009年以前	370	37.3%	295	37.8%	0	0.0%	75	48.7%
	2010～2014年	295	29.7%	247	31.7%	0	0.0%	48	31.2%
	2015～2017年	149	15.0%	131	16.8%	0	0.0%	18	11.7%
	2018年以降	160	16.1%	93	11.9%	58	100.0%	9	5.8%
	無回答	18	1.8%	14	1.8%	0	0.0%	4	2.6%

(人)	全体 [n=991]		介護サービス包括型 [n=779]		日中サービス支援型 [n=58]		外部サービス利用型 [n=154]	
	合計	平均	合計	平均	合計	平均	合計	平均
定員数	17,052	17.2	13,917	17.9	940	16.2	2,195	14.3
入居者数	15,804	15.9	12,955	16.6	883	15.2	1,966	12.8

(箇所)	全体 [n=966]		介護サービス包括型 [n=766]		日中サービス支援型 [n=51]		外部サービス利用型 [n=149]	
	合計	平均	合計	平均	合計	平均	合計	平均
共同生活住居数	3,220	3.3	2,604	3.4	126	2.5	490	3.3
うち、サテライトを有する住居	101	0.1	85	0.1	2	0.0	14	0.1

(千円)	全体 [n=840]		介護サービス包括型 [n=665]		日中サービス支援型 [n=49]		外部サービス利用型 [n=126]		
	合計	平均	合計	平均	合計	平均	合計	平均	
1か月の事業収入・支出（令和2年7月分）	事業収入	3,451,298	4,109	2,970,462	4,467	227,837	4,650	252,999	2,008
	事業支出	3,064,428	3,648	2,641,565	3,972	194,909	3,978	227,954	1,809
	うち、人件費	2,082,897	2,480	1,802,016	2,710	145,848	2,976	135,033	1,072

※定員数～1か月の事業収入・支出については、回答数992事業所から、それぞれ当該設問に無回答だった事業所を除いた数で集計をしている

③回答事業所の職員数

回答事業所の全体の職員数は以下のとおりである。

図表 110 回答事業所の職員数

(人)		全体 [n=988]		介護サービス包括型 [n=778]		日中サービス支援型 [n=57]		外部サービス利用型 [n=153]	
		合計	平均	合計	平均	合計	平均	合計	平均
実人数	管理者	982	1.0	780	1.0	55	1.0	147	1.0
	サービス管理責任者	1,196	1.2	965	1.2	64	1.1	167	1.1
	世話人	7,612	7.7	6,391	8.2	443	7.8	778	5.1
	生活支援員	5,123	5.2	4,684	6.0	403	7.1	36	0.2
	看護職員	203	0.2	175	0.2	23	0.4	5	0.0
	その他の職員	1,288	1.3	1,129	1.5	77	1.4	82	0.5
常勤換算人数	管理者	552	0.6	444	0.6	33	0.6	74	0.5
	サービス管理責任者	681	0.7	555	0.7	33	0.6	94	0.6
	世話人	3,677	3.7	3,020	3.9	223	3.9	435	2.8
	生活支援員	2,313	2.3	2,077	2.7	216	3.8	20	0.1
	看護職員	69	0.1	57	0.1	9	0.2	2	0.0
	その他の職員	461	0.5	403	0.5	28	0.5	29	0.2

※職員数については、回答数992事業所から当該設問に無回答だった事業所を除く988事業所で集計をしている

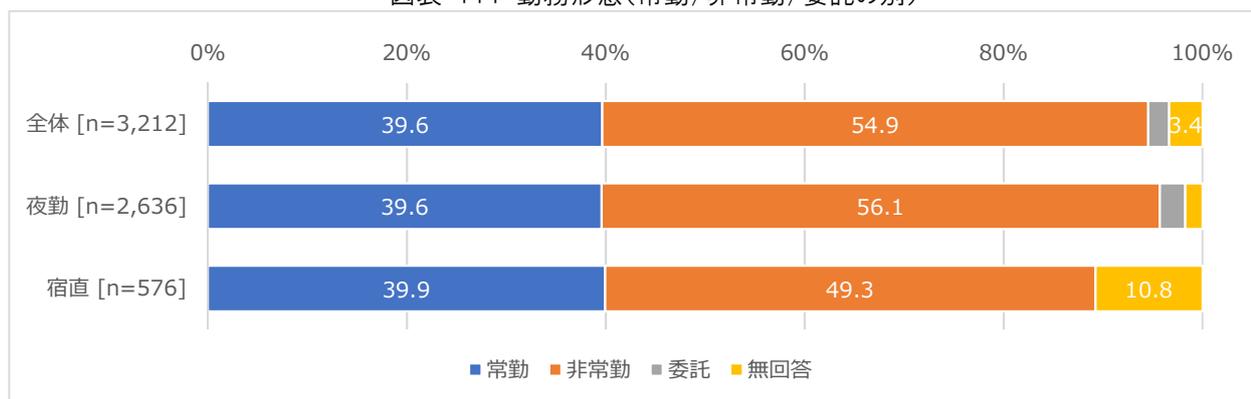
(2) 夜間支援に従事する職員の状況

以下は、回答事業所の共同生活援助に従事する職員のうち、令和2年9月1日（火）～9月3日（木）の3日間で、夜間支援に1日以上従事した職員の状況を聞いたものである。3,212人分の回答があった。なお、夜間支援には夜勤と宿直の2形態があり、それぞれ2,636人分、576人分の回答があった。

①勤務形態（常勤/非常勤/委託の別）

勤務形態について、常勤/非常勤/委託の別を聞いたところ、「非常勤」が54.9%、「常勤」が39.6%となっている。

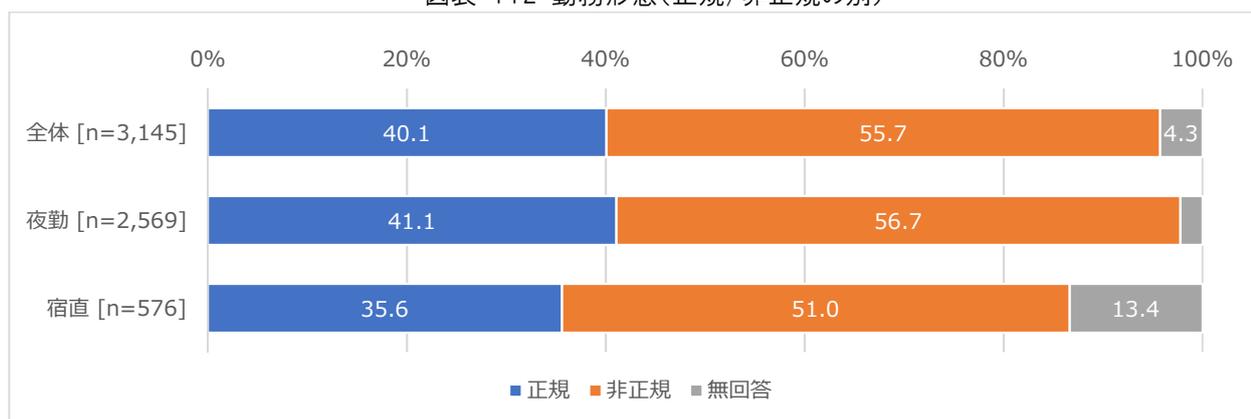
図表 111 勤務形態(常勤/非常勤/委託の別)



②勤務形態（正規/非正規の別）

勤務形態について、正規/非正規の別（委託職員は除く）を聞いたところ、「非正規」が55.7%、「正規」が40.1%となっている。

図表 112 勤務形態(正規/非正規の別)

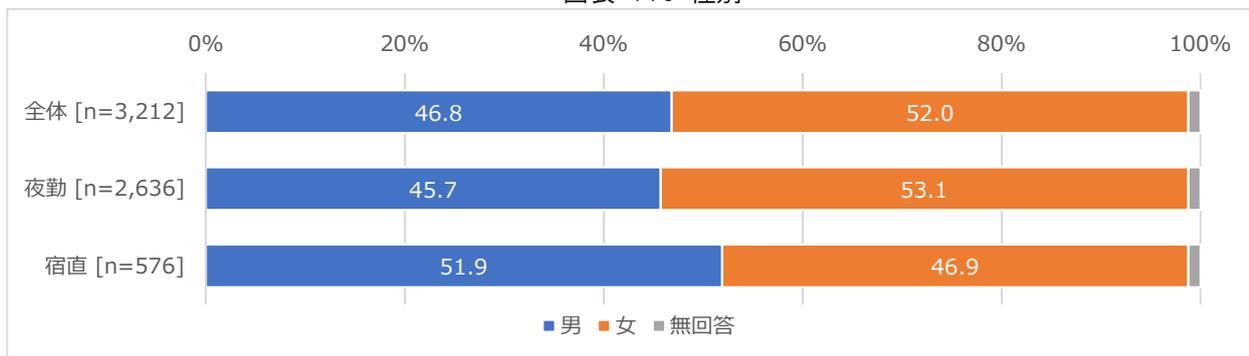


※回答職員数3,212人のうち、委託職員を除く3,145人で集計をしている

③性別

職員の性別については、「女」が52.0%、「男」が46.8%となっている。

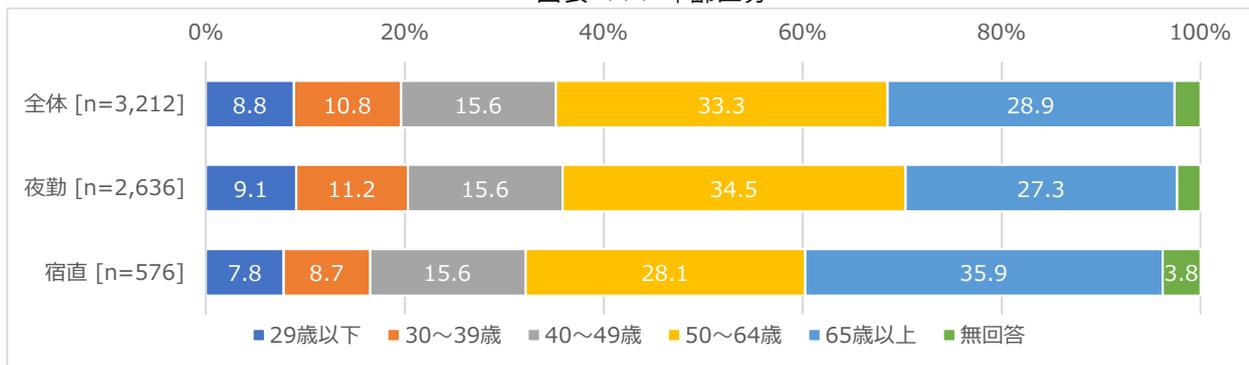
図表 113 性別



④年齢

年齢は、「50～64歳」が33.3%、「65歳以上」が28.9%、「40～49歳」が15.6%等となっており、50歳以上の割合が高い。夜勤/宿直の別では宿直で65歳以上が多い。なお、平均年齢は53.7歳となっている。

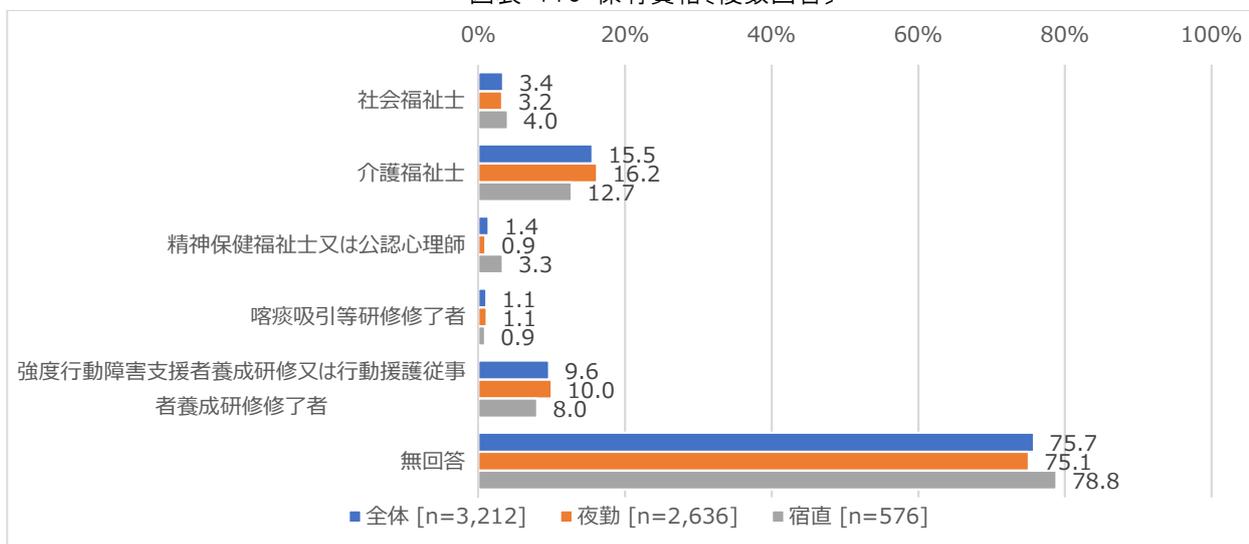
図表 114 年齢区分



⑤保有資格

保有資格を聞いたところ、「介護福祉士」が15.5%、「強度行動障害支援者養成研修又は行動援護従事者養成研修修了者」が9.6%等となっている。資格なし（無回答）が多い。

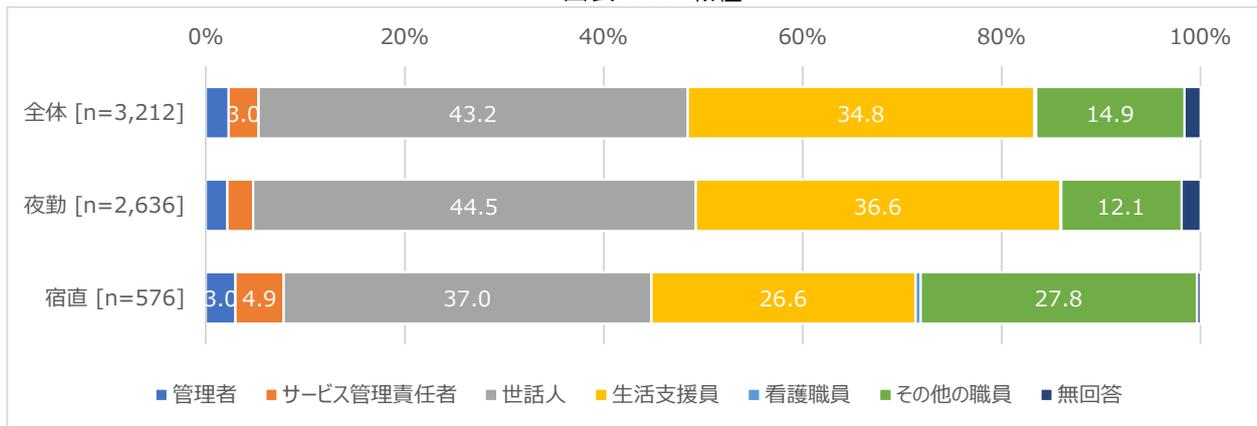
図表 115 保有資格〔複数回答〕



⑥職種

職種については、「世話人」が43.2%、「生活支援員」が34.8%等となっている。

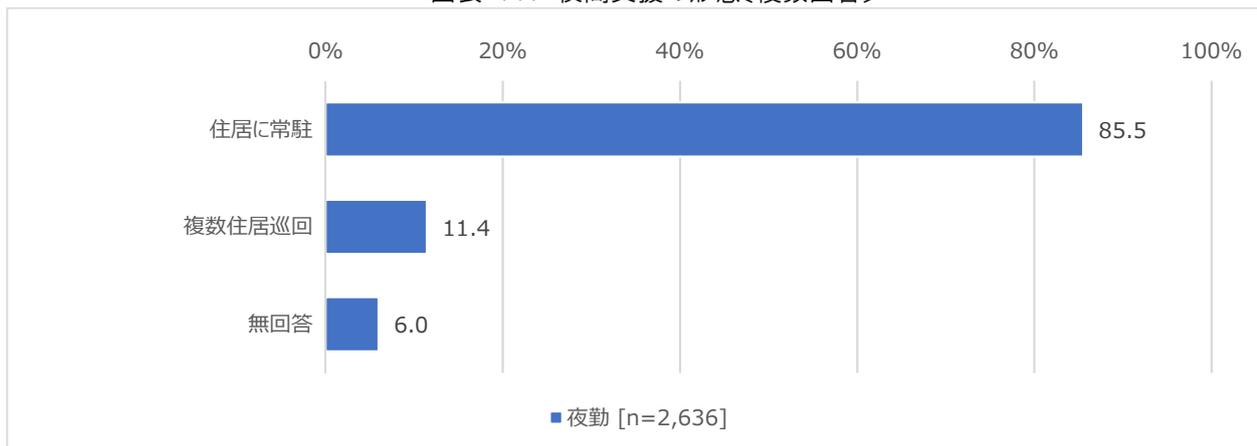
図表 116 職種



⑦夜間支援の形態

夜勤職員の夜間支援の形態については、「住居に常駐」が85.5%、「複数住居巡回」が11.4%となっている。

図表 117 夜間支援の形態〔複数回答〕

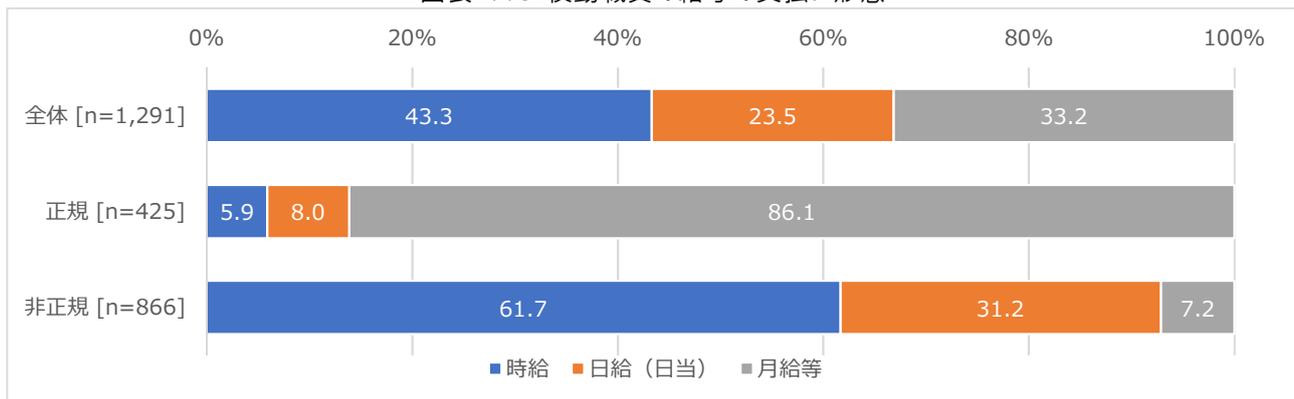


以下は、回答事業所の共同生活援助に従事する職員のうち、令和2年9月1日（火）～9月3日（木）の3日間で、夜間支援等体制加算Ⅰの算定住居で1以上の夜勤を行った職員の状況をまとめたものである（夜勤のみで宿直は含まない）。1,291人分の回答があった。

⑧夜勤職員（夜間支援等体制加算Ⅰ 算定住居）の賃金の支払い形態

夜勤職員の賃金の支払い形態は、「時給」が43.3%、「月給等」が33.2%、「日給（日当）」が23.5%となっている。正規/非正規の別で見ると、正規職員は「月給等」が大半を占め、非正規職員は「時給」が多くなっている。

図表 118 夜勤職員の給与の支払い形態



※「月給等」は、時給、日給以外のすべての給与形態を含む（月給の他、週給、年俸等）

⑨夜勤1回分の賃金（夜間支援等体制加算Ⅰ 算定住居）

夜勤職員の勤務時間のうち事業所で設定している「夜間及び深夜の時間帯」に係る夜勤1回分の賃金額について、夜勤職員の時給額、日給額、月給における基本給の額、夜勤に係る手当等の金額および夜勤の勤務時間等から算定した。それによれば、職員1人あたりの平均で、夜勤1回分の賃金額は9,626円となっている。

給与の支払い形態の別で見ると、時給の職員は8,533円、日給（日当）の職員は7,523円、月給等の職員は12,547円となっており、月給等の形態の職員の平均賃金が比較的高くなっている。

図表 119 夜勤1回分の賃金（給与支払い形態別）

平均値 (円)	全体 [n=1,291]	時給 [n=559]	日給 (日当) [n=304]	月給等 [n=428]
夜勤1回分の賃金	9,626	8,533	7,523	12,547

正規/非正規の別で見ると、正規職員は11,755円、非正規職員は8,581円となっている。また、職員が夜勤を行った共同生活住居の、入居者の障害支援区分平均の分布別で見た場合は、障害支援区分平均5.0以上の住居で夜勤を行った職員の平均賃金が比較的高くなっており、正規職員の障害支援区分平均5.0以上の住居での平均夜勤賃金は12,529円となっている。

図表 120 夜勤1回分の賃金(入居者の障害支援区分平均の分布別)

平均値 (円)	全体 [n=1,291]	入居者の障害支援区分平均の分布				
		2.0未満 [n=43]	2.0以上3.0未 満 [n=165]	3.0以上4.0未 満 [n=315]	4.0以上5.0未 満 [n=345]	5.0以上 [n=423]
夜勤1回分の賃金	9,626	8,920	8,886	9,454	8,969	10,651
平均値 (円)	正規職員 [n=425]	入居者の障害支援区分平均の分布				
		2.0未満 [n=10]	2.0以上3.0未 満 [n=43]	3.0以上4.0未 満 [n=93]	4.0以上5.0未 満 [n=102]	5.0以上 [n=177]
夜勤1回分の賃金	11,755	10,921	11,840	11,832	10,386	12,529
平均値 (円)	非正規職員 [n=866]	入居者の障害支援区分平均の分布				
		2.0未満 [n=33]	2.0以上3.0未 満 [n=122]	3.0以上4.0未 満 [n=222]	4.0以上5.0未 満 [n=243]	5.0以上 [n=246]
夜勤1回分の賃金	8,581	8,314	7,845	8,457	8,374	9,299

※各住居の障害支援区分平均は、「(0×区分なしの人数) + (1×区分1の人数) + (2×区分2の人数) + …」÷入居人数」により算定している。

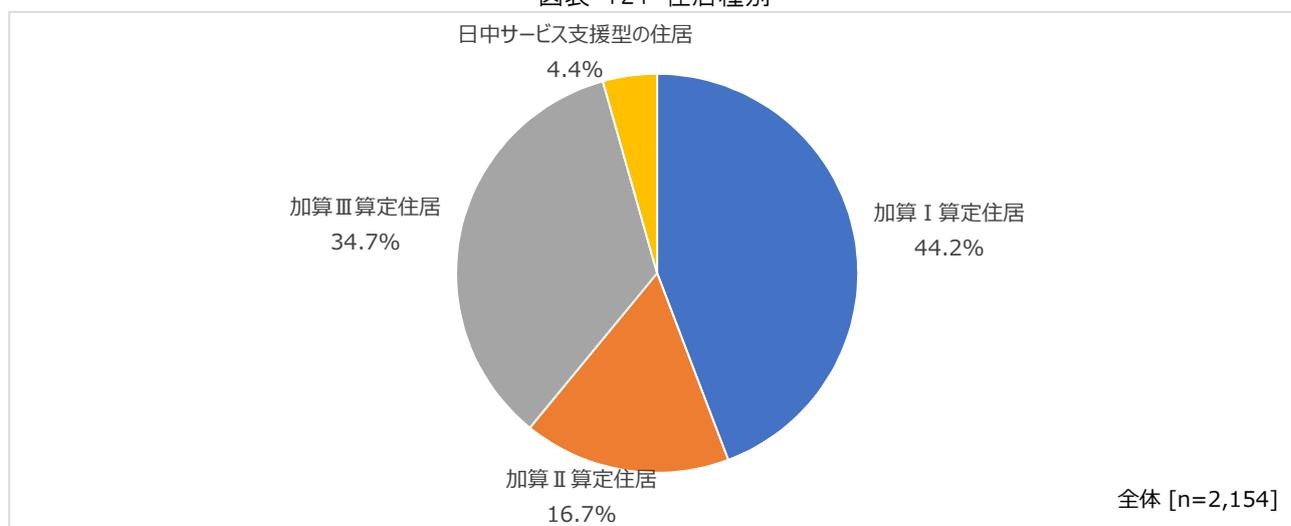
(3) 共同生活住居の入居者等の状況（全体）

以下は、回答事業所の共同生活住居のうち介護サービス包括型・外部サービス利用型の夜間支援等体制加算の算定住居及び日中サービス支援型の住居についてまとめたものである。2,154箇所共同生活住居の回答があった。

①住居の種類

夜間支援体制を確保する共同生活住居の加算算定状況等による住居種別は、「加算Ⅰ算定住居」が44.2%、「加算Ⅲ算定住居」が34.7%、「加算Ⅱ算定住居」が16.7%、「日中サービス支援型の住居」が4.4%となっている。

図表 121 住居種別



②定員数・入居者数等

定員数・入居者数については、1住居あたりの平均で定員数が6.5人、入居者数が6.0人となっている。住居の種別で見ると、日中サービス支援型の住居で定員数、入居者数が比較的多くなっている。

図表 122 定員数・入居者数等

(人)	全体 [n=2,149]		加算Ⅰ算定住居 [n=952]		加算Ⅱ算定住居 [n=355]		加算Ⅲ算定住居 [n=748]		日中サービス支援型の住居 [n=94]	
	合計	平均	合計	平均	合計	平均	合計	平均	合計	平均
定員数	13,966	6.5	5,987	6.3	2,709	7.6	4,427	5.9	843	9.0
入居者数	12,832	6.0	5,537	5.8	2,506	7.1	4,011	5.4	778	8.3
うち、個人単位ヘルパーの利用者数	403	0.2	300	0.3	42	0.1	61	0.1	0	0.0
サテライトの有無 (%)	全体 [n=2,154]		加算Ⅰ算定住居 [n=953]		加算Ⅱ算定住居 [n=359]		加算Ⅲ算定住居 [n=748]		日中サービス支援型の住居 [n=94]	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
有	78	3.6%	25	2.6%	17	4.7%	32	4.3%	4	4.3%
無	1,893	87.9%	855	89.7%	320	89.1%	641	85.7%	77	81.9%
無回答	183	8.5%	73	7.7%	22	6.1%	75	10.0%	13	13.8%

※定員数、入居者数、個人単位ヘルパーの利用者数については、回答住居数2,154箇所から当該設問に無回答だった住居を除く2,149箇所集計をしている

③入居者の内訳

属性別の入居者内訳人数を聞いた。性別では、男性が7,911人（62.7%）、女性が4,709人（37.3%）となっている。

図表 123 入居者数(性別)

	全体 [n=2,113]		加算Ⅰ算定住居 [n=934]	
	入居者数合計 (人)	入居者の構成 比 (%)	入居者数合計 (人)	入居者の構成 比 (%)
男	7,911	62.7%	3,362	61.8%
女	4,709	37.3%	2,079	38.2%
合計	12,620	100.0%	5,441	100.0%

	加算Ⅱ算定住居 [n=350]		加算Ⅲ算定住居 [n=738]		日中サービス支援型の住居 [n=91]	
	入居者数合計 (人)	入居者の構成 比 (%)	入居者数合計 (人)	入居者の構成 比 (%)	入居者数合計 (人)	入居者の構成 比 (%)
男	1,554	62.8%	2,575	65.2%	420	55.9%
女	922	37.2%	1,377	34.8%	331	44.1%
合計	2,476	100.0%	3,952	100.0%	751	100.0%

※入居者内訳人数は、回答住居数2,154箇所から当該設問に無回答だった住居を除く2,113箇所を集計をしている（以下同様）

年齢別では、18歳以上40歳未満が3,786人（30.0%）、40歳以上50歳未満が3,227人（25.6%）、50歳以上65歳未満が3,781人（30.0%）、65歳以上が1,778人（14.1%）となっている。

図表 124 入居者数(年齢別)

	全体 [n=2,113]		加算Ⅰ算定住居 [n=934]	
	入居者数合計 (人)	入居者の構成 比 (%)	入居者数合計 (人)	入居者の構成 比 (%)
18歳未満	48	0.4%	24	0.4%
18歳以上40歳未満	3,786	30.0%	1,677	30.8%
40歳以上50歳未満	3,227	25.6%	1,558	28.6%
50歳以上65歳未満	3,781	30.0%	1,534	28.2%
65歳以上	1,778	14.1%	648	11.9%
合計	12,620	100.0%	5,441	100.0%

	加算Ⅱ算定住居 [n=350]		加算Ⅲ算定住居 [n=738]		日中サービス支援型の住居 [n=91]	
	入居者数合計 (人)	入居者の構成 比 (%)	入居者数合計 (人)	入居者の構成 比 (%)	入居者数合計 (人)	入居者の構成 比 (%)
18歳未満	3	0.1%	16	0.4%	5	0.7%
18歳以上40歳未満	740	29.9%	1,117	28.3%	252	33.6%
40歳以上50歳未満	580	23.4%	905	22.9%	184	24.5%
50歳以上65歳未満	739	29.8%	1,291	32.7%	217	28.9%
65歳以上	414	16.7%	623	15.8%	93	12.4%
合計	2,476	100.0%	3,952	100.0%	751	100.0%

障害支援区分別では、区分1が249人（2.0%）、区分2が2,298人（18.2%）、区分3が2,718人（21.5%）、区分4が2,629人（20.8%）、区分5が1,777人（14.1%）、区分6が1,266人（10.0%）、区分なし・申請中などが1,683人（13.3%）となっている。

図表 125 入居者数(障害支援区分別)

	全体 [n=2,113]		加算Ⅰ算定住居 [n=934]	
	入居者数合計 (人)	入居者の構成 比 (%)	入居者数合計 (人)	入居者の構成 比 (%)
区分1	249	2.0%	76	1.4%
区分2	2,298	18.2%	730	13.4%
区分3	2,718	21.5%	1,086	20.0%
区分4	2,629	20.8%	1,368	25.1%
区分5	1,777	14.1%	1,070	19.7%
区分6	1,266	10.0%	903	16.6%
区分なし・申請中など	1,683	13.3%	208	3.8%
合計	12,620	100.0%	5,441	100.0%

	加算Ⅱ算定住居 [n=350]		加算Ⅲ算定住居 [n=738]		日中サービス支援型の住居 [n=91]	
	入居者数合計 (人)	入居者の構成比 (%)	入居者数合計 (人)	入居者の構成比 (%)	入居者数合計 (人)	入居者の構成比 (%)
区分1	49	2.0%	117	3.0%	7	0.9%
区分2	482	19.5%	1,006	25.5%	80	10.7%
区分3	582	23.5%	956	24.2%	94	12.5%
区分4	576	23.3%	536	13.6%	149	19.8%
区分5	385	15.5%	175	4.4%	147	19.6%
区分6	109	4.4%	43	1.1%	211	28.1%
区分なし・申請中など	293	11.8%	1,119	28.3%	63	8.4%
合計	2,476	100.0%	3,952	100.0%	751	100.0%

主たる障害種別では、身体障害が739人（5.9%）、知的障害が9,092人（72.0%）、精神障害が2,776人（22.0%）となっている。また、その中で発達障害に該当する入居者が434人（3.4%）、強度行動障害に該当する入居者が349人（2.8%）となっている。

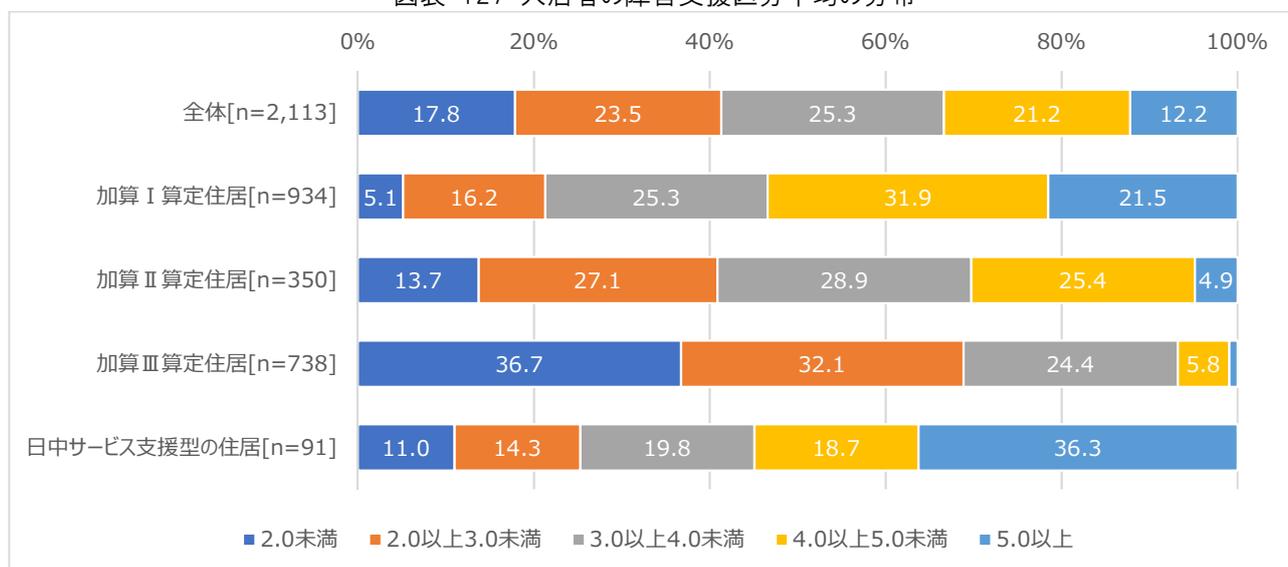
図表 126 入居者数(主たる障害種別)

	全体 [n=2,113]		加算Ⅰ算定住居 [n=934]	
	入居者数合計 (人)	入居者の構成 比 (%)	入居者数合計 (人)	入居者の構成 比 (%)
身体障害	739	5.9%	419	7.7%
知的障害	9,092	72.0%	4,306	79.1%
精神障害	2,776	22.0%	710	13.0%
難病等	13	0.1%	6	0.1%
(再掲) 発達障害	434	3.4%	259	4.8%
(再掲) 高次脳機能障害	88	0.7%	47	0.9%
(再掲) 強度行動障害	349	2.8%	271	5.0%
合計	12,620	100.0%	5,441	100.0%

	加算Ⅱ算定住居 [n=350]		加算Ⅲ算定住居 [n=738]		日中サービス支援型の住居 [n=91]	
	入居者数合計 (人)	入居者の構成比 (%)	入居者数合計 (人)	入居者の構成比 (%)	入居者数合計 (人)	入居者の構成比 (%)
身体障害	133	5.4%	130	3.3%	57	7.6%
知的障害	1,815	73.3%	2,466	62.4%	505	67.2%
精神障害	524	21.2%	1,354	34.3%	188	25.0%
難病等	4	0.2%	2	0.1%	1	0.1%
(再掲) 発達障害	71	2.9%	66	1.7%	38	5.1%
(再掲) 高次脳機能障害	14	0.6%	25	0.6%	2	0.3%
(再掲) 強度行動障害	11	0.4%	4	0.1%	63	8.4%
合計	2,476	100.0%	3,952	100.0%	751	100.0%

障害支援区分別の入居者数から、各住居の入居者の障害支援区分平均を算定し、その分布を見たところ、「3.0以上4.0未満」が25.3%、「2.0以上3.0未満」が23.5%、「4.0以上5.0未満」が21.2%、「2.0未満」が17.8%、「5.0以上」が12.2%となっている。

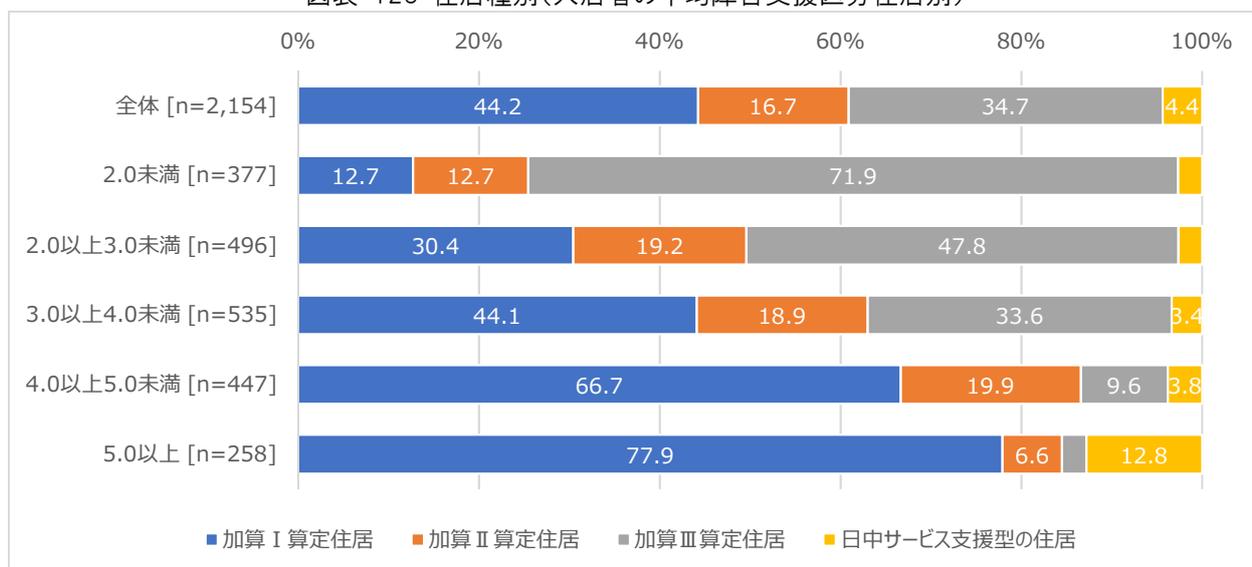
図表 127 入居者の障害支援区分平均の分布



※各住居の障害支援区分平均は、「(0×区分なしの人数) + (1×区分1の人数) + (2×区分2の人数) + …」÷入居人数」により算定している。

一方、入居者の平均障害支援区分の別で、住居の加算種別を見たところ、平均区分2.0未満の住居では「加算Ⅲ算定住居」が71.9%と多く、平均区分5.0以上の住居では「加算Ⅰ算定住居」が77.9%と多くなっている。入居者の平均障害支援区分が上昇すると、「加算Ⅲ算定住居」が減り、「加算Ⅰ算定住居」の増える傾向が見られる。

図表 128 住居種別(入居者の平均障害支援区分住居別)



(4) 共同生活住居の入居者等の状況（加算Ⅰ算定住居の詳細）

以下は、回答事業所の共同生活住居のうち、夜間支援等体制加算Ⅰの算定住居の詳細についてまとめたものである。953箇所の回答があった。

①入居者の内訳

夜間支援等体制加算Ⅰの算定住居における入居者の内訳を見る。入居者数の回答のあった住居数は934住居で、入居者数の合計は5,441人だった。

入居者の構成比は、性別では、「男」が61.8%、「女」が38.2%となっている。

図表 129 入居者数(性別)

加算Ⅰ算定住居 [n=934]	入居者数合計 (人)	入居者の構成 比 (%)	1住居あたりの 平均入居者数 (人)
男	3,362	61.8%	3.6
女	2,079	38.2%	2.2
合計	5,441	100.0%	5.8

※入居者内訳人数は、回答住居数953箇所から当該設問に無回答だった住居を除く934箇所で集計をしている（以下同様）

年齢別の構成比は、「18歳以上40歳未満」が30.8%、「40歳以上50歳未満」が28.6%、「50歳以上65歳未満」が28.2%等となっている。

図表 130 入居者数(年齢別)

加算Ⅰ算定住居 [n=934]	入居者数合計 (人)	入居者の構成 比 (%)	1住居あたりの 平均入居者数 (人)
18歳未満	24	0.4%	0.0
18歳以上40歳未満	1,677	30.8%	1.8
40歳以上50歳未満	1,558	28.6%	1.7
50歳以上65歳未満	1,534	28.2%	1.6
65歳以上	648	11.9%	0.7
合計	5,441	100.0%	5.8

主たる障害種別の構成比は、「知的障害」が79.1%、「精神障害」が13.0%、「身体障害」が7.7%等となっている。

図表 131 入居者数(主たる障害種別)

加算Ⅰ算定住居 [n=934]	入居者数合計 (人)	入居者の構成 比 (%)	1住居あたりの 平均入居者数 (人)
身体障害	419	7.7%	0.4
知的障害	4,306	79.1%	4.6
精神障害	710	13.0%	0.8
難病等	6	0.1%	0.0
(再掲) 発達障害	259	4.8%	0.3
(再掲) 高次脳機能障害	47	0.9%	0.1
(再掲) 強度行動障害	271	5.0%	0.3
合計	5,441	100.0%	5.8

障害支援区分別の構成比は「区分4」が25.1%、「区分3」が20.0%、「区分5」が19.7%等となっている。また、平均障害支援区分ごとの住居における入居者数は以下の通りとなっており、「区分4.0以上5.0未満」の住居が298住居と多く、入居者総数は1,720人となっている。

図表 132 入居者数(障害支援区分別)

加算I算定住居 [n=934]	入居者数合計 (人)	入居者の構成比 (%)	1住居あたりの平均入居者数 (人)
区分1	76	1.4%	0.1
区分2	730	13.4%	0.8
区分3	1,086	20.0%	1.2
区分4	1,368	25.1%	1.5
区分5	1,070	19.7%	1.1
区分6	903	16.6%	1.0
区分なし・申請中など	208	3.8%	0.2
合計	5,441	100.0%	5.8

	加算I算定住居 [n=934]	平均障害支援区分ごとの住居				
		区分2.0未満 [n=48]	区分2.0以上3.0未満 [n=151]	区分3.0以上4.0未満 [n=236]	区分4.0以上5.0未満 [n=298]	区分5.0以上 [n=201]
入居者総数 (人)	5,441	235	953	1,436	1,720	1,097
区分1						
入居者数 (人)	76	12	44	16	4	0
入居者の構成比 (%)	1.4%	5.1%	4.6%	1.1%	0.2%	0.0%
区分2						
入居者数 (人)	730	40	427	225	37	1
入居者の構成比 (%)	13.4%	17.0%	44.8%	15.7%	2.2%	0.1%
区分3						
入居者数 (人)	1,086	26	317	491	236	16
入居者の構成比 (%)	20.0%	11.1%	33.3%	34.2%	13.7%	1.5%
区分4						
入居者数 (人)	1,368	6	111	495	650	106
入居者の構成比 (%)	25.1%	2.6%	11.6%	34.5%	37.8%	9.7%
区分5						
入居者数 (人)	1,070	3	13	156	559	339
入居者の構成比 (%)	19.7%	1.3%	1.4%	10.9%	32.5%	30.9%
区分6						
入居者数 (人)	903	0	1	38	229	635
入居者の構成比 (%)	16.6%	0.0%	0.1%	2.6%	13.3%	57.9%
区分なし・申請中						
入居者数 (人)	208	148	40	15	5	0
入居者の構成比 (%)	3.8%	63.0%	4.2%	1.0%	0.3%	0.0%

②夜間支援対象者の状況

令和2年9月1日（火）～9月3日（木）における夜間支援対象者の状況について調査したところ、入居者総数のうち、「排泄介助」の対象者は23.3%だった。以下、「体位交換」2.9%、「水分補給」21.8%、「医療的ケア」1.1%、「コミュニケーション」25.3%、「居室への巡回による見守り」88.3%、「その他の支援」30.0%、「緊急対応等」1.2%となっている。

平均障害支援区分ごとの住居別で見ると、「排泄介助」、「体位交換」、「水分補給」、「喀痰吸引の医療的ケア」、「緊急対応等」については、平均障害支援区分が高い住居ほど支援対象者の割合が高く、「コミュニケーション」、「居室への巡回による見守り」、「その他の支援」については、平均障害支援区分の状況にかかわらず対象者の割合は同程度となっている。

図表 133 夜間支援対象者の状況

	加算 I 算定住居 [n=934]	平均障害支援区分ごとの住居					
		区分 2.0 未満 [n=48]	区分 2.0 以上 3.0 未満 [n=151]	区分 3.0 以上 4.0 未満 [n=236]	区分 4.0 以上 5.0 未満 [n=298]	区分 5.0 以上 [n=201]	
入居者総数 (人)	5,441	235	953	1,436	1,720	1,097	
排泄介助	対象者実人数 (人)	1,266	19	40	136	475	596
	入居者総数に占める割合 (%)	23.3%	8.1%	4.2%	9.5%	27.6%	54.3%
体位交換	対象者実人数 (人)	156	1	2	3	50	100
	入居者総数に占める割合 (%)	2.9%	0.4%	0.2%	0.2%	2.9%	9.1%
水分補給	対象者実人数 (人)	1,188	13	68	215	442	450
	入居者総数に占める割合 (%)	21.8%	5.5%	7.1%	15.0%	25.7%	41.0%
喀痰吸引等の医療的ケア	対象者実人数 (人)	60	0	0	15	12	33
	入居者総数に占める割合 (%)	1.1%	0.0%	0.0%	1.0%	0.7%	3.0%
コミュニケーション (不眠・昼夜逆転への対応等)	対象者実人数 (人)	1,378	80	211	263	456	368
	入居者総数に占める割合 (%)	25.3%	34.0%	22.1%	18.3%	26.5%	33.5%
居室への巡回による見守り	対象者実人数 (人)	4,802	182	796	1,323	1,554	947
	入居者総数に占める割合 (%)	88.3%	77.4%	83.5%	92.1%	90.3%	86.3%
その他の支援	対象者実人数 (人)	1,634	88	185	375	581	405
	入居者総数に占める割合 (%)	30.0%	37.4%	19.4%	26.1%	33.8%	36.9%
緊急対応等	対象者実人数 (人)	66	0	6	7	28	25
	入居者総数に占める割合 (%)	1.2%	0.0%	0.6%	0.5%	1.6%	2.3%

令和2年9月1日（火）～9月3日（木）での夜間支援において、緊急対応等が1回以上あった住居に、その内容を聞いたところ、66件の回答があった。緊急対応等に要した時間は合計で3,175分（1件あたりの平均48分）、内容は、夜間の事故、体調不良、てんかん発作、行動障害等への対応などが多くなっている。

【緊急対応等の主な内容】

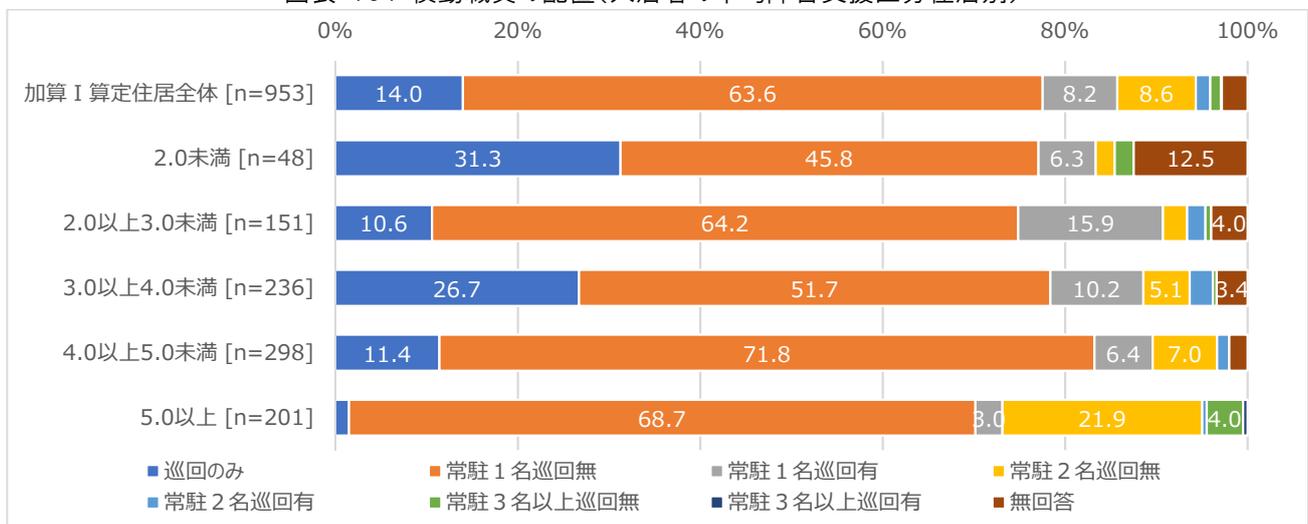
- ・9/1の深夜に地震があり、利用者の安全確認を行った。
- ・火災報知機の誤報によりベルが鳴り、消防・警察来所。点検業者へ連絡、業者より報告受け、消防、警察帰る。入居者の不安を取り除く対応をした。
- ・誤薬によるバイタルチェック。
- ・自傷行為等による見守り。
- ・てんかん発作への対応。
- ・トイレへ行こうとした利用者が、転倒し見回り時に発見。バックアップ施設の看護師に連絡し、急患外来を受診。
- ・過ごしている環境にイライラしたため、「出ていく」などと発言し、動き回り、落ち着きを促すも、止まらない。横になる事、薬の服用も行おうも、部屋で寝なくなり、食堂で、横に寝具をひいて、見守りをした。
- ・居室で利用者が急死された。
- ・強度行動障害のある入居者の突発的な大声により、他入居者が不安になり、それを落ち着かせる必要があった。
- ・利用者が不穏状態で廊下を徘徊していた。

- ・自閉症の方の突然の奇声、壁叩きや床蹴りがあり興奮状態となり、頓服薬の服薬対応を行う。
- ・失禁による着替え、シーツ交換等
- ・巡視時声かけをすると嘔吐をしてしまったとの訴えあり。本人がビニール袋の中に嘔吐をしたのでビニール袋を処理。その後、体調確認と検温を実施。検温は1時間後にも実施。
- ・深夜に冷蔵庫のお茶を大量に飲む利用者がいて、注意をして、部屋に戻るよう声かけした。
- ・精神症状の悪化、不安による相談。
- ・体調の変化が見られ、通常時以上の見守りと様子の観察をおこなった。
- ・微熱があり、通所先でも気になる様子が報告されたため、通常時以上の見守りと様子の観察。家族や関係機関との連絡対応。
- ・嘔吐があり、自分で服薬、水分補給できないため、支援した。
- ・転倒し、骨折、夜間救急対応（病院搬送）
- ・同法人内の病院スタッフ（夜勤者）より、「死にたい」と話す入居者がいますと連絡あり、連絡を受けたスタッフ2名で、本人に会い、暫く話を聴く。後、病院まで付き添い、主治医の診察を受ける。
- ・入所者の母親が突然来所し、息子を返してほしいと訴える。過去に虐待もあったので、すぐには応じられない旨伝えるも、なかなか納得せず居座り続けた。
- ・尿パレーンの詰まり発生、往診医に電話しパレーン交換。
- ・排泄に失敗し、ベットシートまで汚すことがあり、整容を行なった。
- ・便をクローゼットでして顔に塗り食べてしまう利用者に対し便の片づけ、消毒、顔を洗う支援をした。
- ・誤嚥した利用者に対し、吐き出させる支援。
- ・他害を行う利用者への対応。
- ・転倒（歩行に要介助の方）への対応。
- ・無断外出。所在不明にて関係機関への連絡捜索を実施。
- ・夜間にてんかんの発作があり、その対応をする。けいれんを支えて、呼吸を整えて、安全を見守る。
- ・夜間に大便失敗によりシーツを洗い、本人をシャワーへ。布団も布団乾燥機にて乾かす。
- ・夜間にトイレへ行く時に、トイレの手前で大量の失敗をしてしまう。本人をシャワーに入れ、着替え、トイレを掃除する。
- ・トイレへ行った後、足をすべらせて、転倒される。怪我はないか確認して、少しの時間本人の様子を確認する。
- ・夜間不眠時に起こる破壊行動への見守りや制止。他の入居者の部屋に入らないようにする。トイレにものを詰めるのを止める。
- ・利用者が多動、他者の部屋に入ろうとする、職員をつまむ、廊下を走る、掲示物をはずすなどをするため、危険がないよう見守り制止する。
- ・利用者が入眠してから、布団で大量の排泄をされてしまう。シャワーして、シーツを洗って着替えて洗濯する。
- ・利用者がトイレへ行く時によろけて、転倒してしまう。怪我がないか確認して、湿布を貼るなどの対応をする。

③夜勤職員の配置人数

夜勤職員の配置人数を、常駐、巡回の別に聞いたところ、「常駐1名巡回無」が63.6%と多くなっている。平均障害支援区分ごとの住居別で見ると、平均区分5.0以上の住居では、常駐2名以上の割合が比較的高くなっている。

図表 134 夜勤職員の配置(入居者の平均障害支援区分住居別)

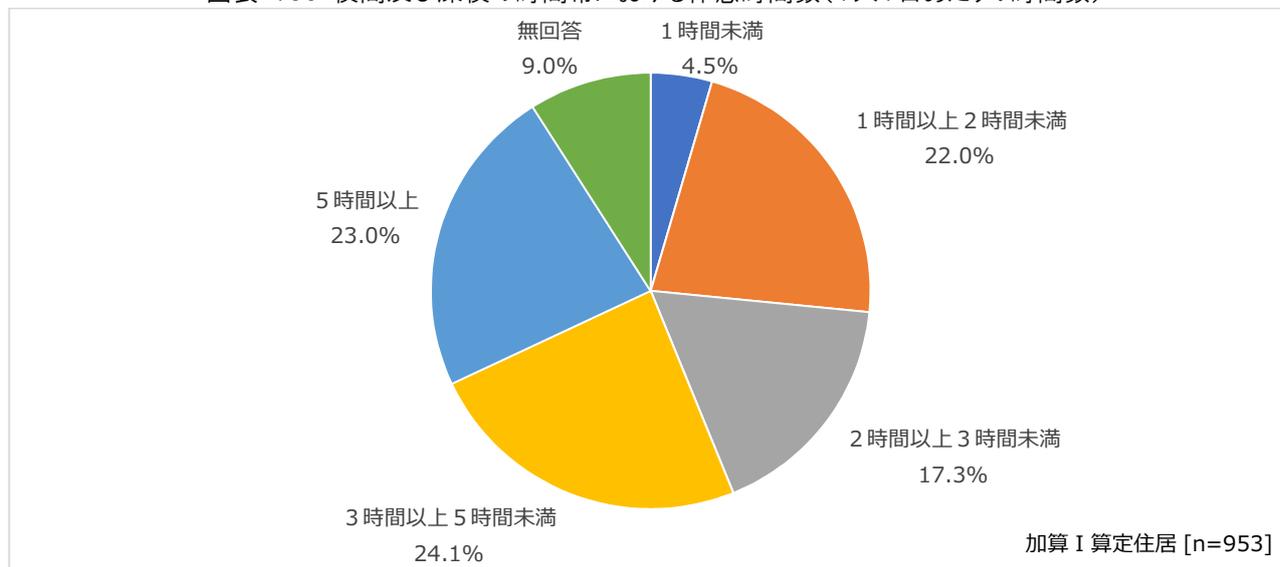


※夜勤職員の配置は加算I 算定住居のみの集計結果（夜勤を配置しない加算II・III算定住居は調査外、なお、入居者の平均障害支援区分別の住居種別分布は図表126参照）

④夜勤職員の夜間及び深夜の時間帯における休憩時間数（1人1日あたりの時間数）

夜間及び深夜の時間帯における休憩時間数（1人1日あたりの時間数）を聞いたところ、「3時間以上5時間未満」が24.1%、「5時間以上」が23.0%、「1時間以上2時間未満」が22.0%、「2時間以上3時間未満」が17.3%、「1時間未満」が4.5%となっている。

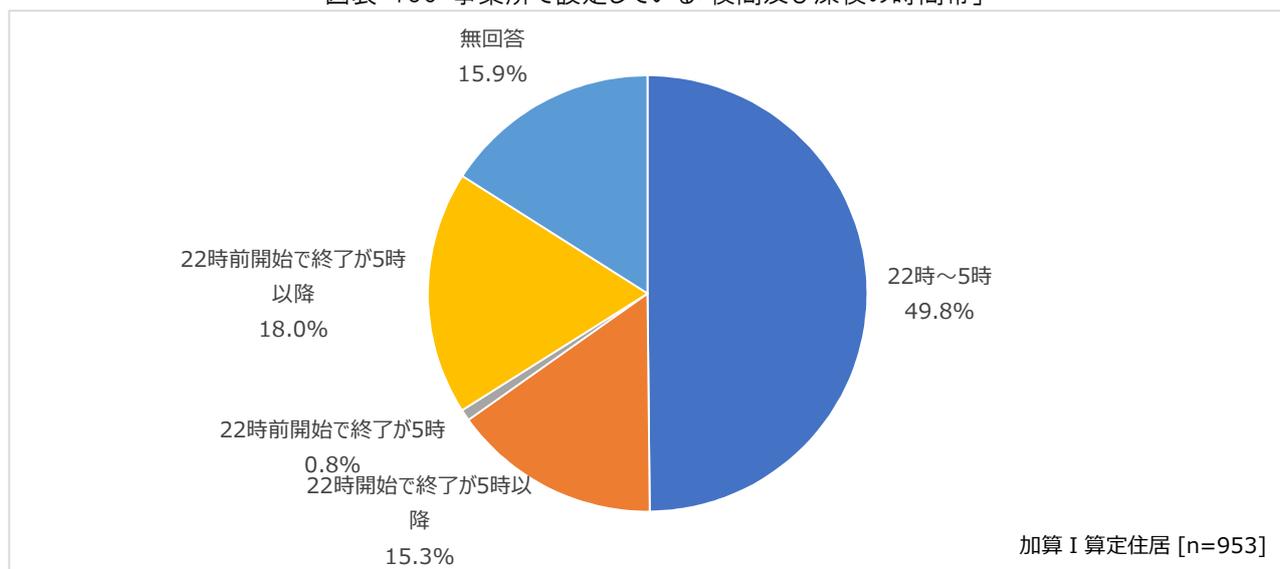
図表 135 夜間及び深夜の時間帯における休憩時間数(1人1日あたりの時間数)



⑤事業所で設定している「夜間及び深夜の時間帯」

事業所で設定している「夜間及び深夜の時間帯」について聞いたところ、「22時～5時」が49.8%と多く、ほぼ半数となっている。

図表 136 事業所で設定している「夜間及び深夜の時間帯」



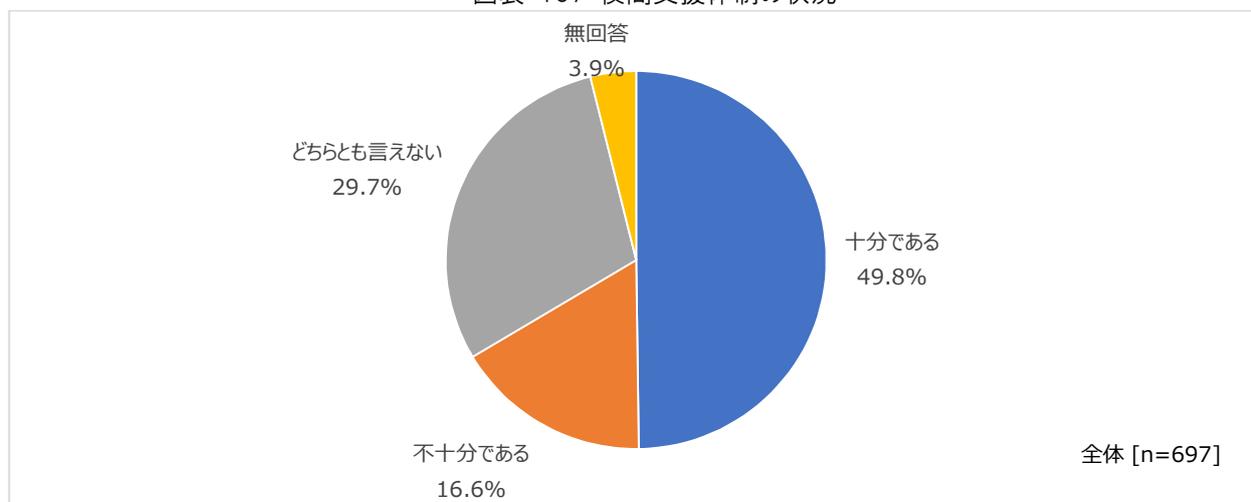
(5) 事業所における夜間支援体制の確保の状況等について

以下は、回答事業所のうち、夜勤を行っている事業所の状況を集計したものである。宿直のみなど、夜勤を行っていない事業所は含まれない。（回答事業所992のうち、夜勤を行っている事業所は697）
※調査は事業所単位で実施したものであり、調査結果は事業所の管理者等により、事業所全体の観点から回答されたものである（個別の住居、職員個人単位の回答ではない）。

①夜間支援体制の状況

事業所における夜間支援体制の状況について聞いたところ、「十分である」が49.8%、「どちらとも言えない」が29.7%、「不十分である」が16.6%となっている。

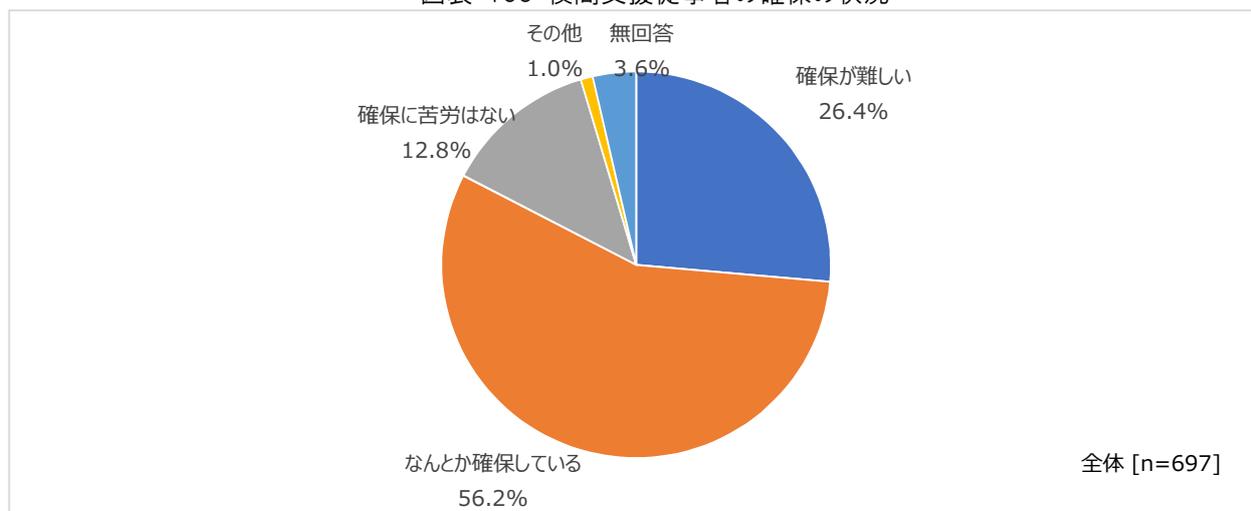
図表 137 夜間支援体制の状況



②夜間支援従事者の確保の状況

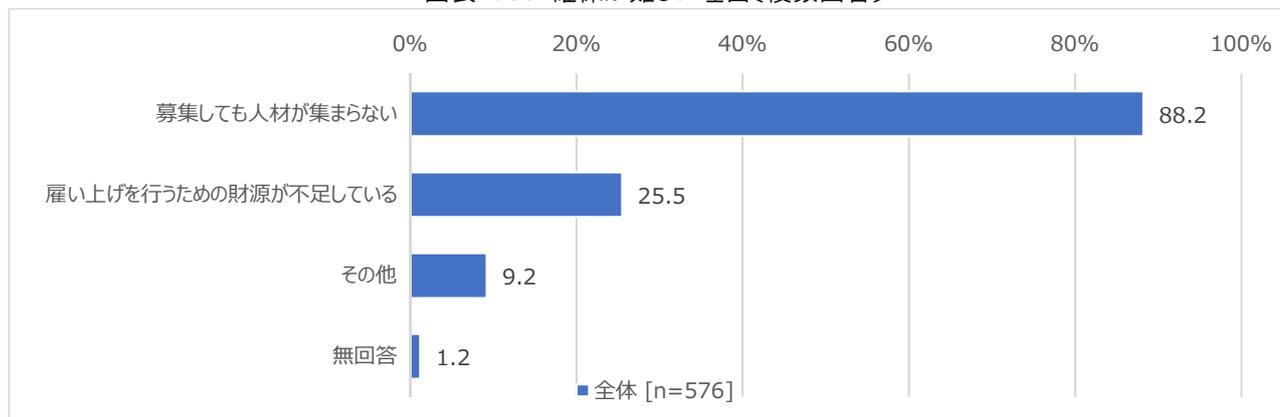
夜間支援従事者の確保の状況については、「なんとか確保している」が56.2%、「確保が難しい」が26.4%、「確保に苦労はない」が12.8%となっている。

図表 138 夜間支援従事者の確保の状況



「確保が難しい」「なんとか確保している」と回答した事業所に、確保が難しい理由を聞いたところ、「募集しても人材が集まらない」が88.2%と多くなっている。

図表 139 確保が難しい理由〔複数回答〕



夜間職員を確保するための工夫、夜間支援体制の確保等の課題などについて、自由記入で聞いたところ、以下のような意見等が寄せられた。夜間職員の確保にあたっては、手当等の拡充のほか、働きやすい環境の整備、法人内の別事業所の協力などをあげる事業所が多い。また、募集にあたっては口コミ等も含めてさまざまな方法が活用されている。

夜間支援体制の確保等の課題については、多くの事業所で人材確保が課題とされている。現在は何とか対応できているが、今後、利用者の重度化、高齢化等で対応が難しくなるという不安も多くみられる。また、夜勤職員が休憩時間を取りにくいこと、同性介助の職員確保が難しいことなど、さまざまな課題があげられている。

【夜間職員を確保するための工夫（主な意見）】

- ・ 同法人内、別事業所のスタッフ（非常勤等）に協力してもらっている。
- ・ 宿泊手当を支給して日中職員に夜間支援をお願いしている。
- ・ 法人内職員への協力要請。
- ・ バックアップ施設の職員で対応している。
- ・ 職員確保が難しい時には、法人内の別の事業所の職員に協力をお願いしている。
- ・ 同法人の職員から希望者を募り、夜間職員として対応してもらっている。
- ・ 法人として正職員として雇用し、ヘルパー事業所や生活介護事業所と兼務する形で、継続的に安定的な体制を構築している。また、ダブルワークと言う形での夜間専門の人材を募集しているが、相当な支援力や情報の共有が必要なホームの場合、その方式をとることは難しく、当該ホームの体制では取り入れていない。
- ・ 夜間職員も含めて包括的に法人で人材募集を行っている。法人内で人材確保のチームを置き、ホームページでの募集案内や職業安定所に募集案内を載せる、各種の就職フェアやその他類似事業への参加、近隣の大学等への募集案内などを行っているが、なかなか結果につながらない。人材確保のチームも日常的な支援業務の片手間で進むのを得ず、人材確保の専門的な知識も無いため手探りで進めている状態である。
- ・ スタッフの友人・知人・家族などの繋がりを活用する。口コミなども大切にする。
- ・ ホームページ、育成会会報での広報活動、求人情報誌等での掲載。
- ・ リクルートサイトやハローワークの活用。
- ・ 給与引き上げ、体調不良の時に交代できる体制、緊急時安心して対応してもらえるとという体制づくりができれば人が集まるのではないかと。
- ・ 現在働いている方より、知人などを紹介していただき、一定期間継続した場合に奨励金を支給している。
- ・ 常勤職員の定年退職後、非常勤として再雇用をお願いしている。
- ・ 就業時間、就業曜日の要望（従業者のニーズ）や条件（性別・年齢）を緩和し、募集している。

- ・常勤職員だけではなく、夜勤のみの非常勤職員を採用している。障がい者支援の経験がない方でも業務ができるような支援内容や支援方法を取り入れている。
- ・福祉系大学との連携、SNSなどを通じた求人。
- ・シルバー人材センターの活用。
- ・ダブルワークを可とし、できるだけ希望に添う形でシフト調整を行っている。
- ・ハローワークへの求人募集、求人募集の掲示、知人等への声掛け等を行なっている。
- ・継続して様々な媒体を通じて募集している。夜勤手当など増額し給与面でのアピールをしている。
- ・職員採用も含めて、夜間に働ける職員を確保することは難しいです。加えて夜間は職員が一人で対応することが多いため、支援力と経験のあるベテラン職員を配置する必要があります。そのため当事業所では、夜間だけ勤務するパート職員は置かず、ベテランの正規職員にて12：00～翌日12：00までの当番勤務を4名の職員で回していく三交替制勤務を導入する等、工夫してやりくりしています。
- ・地域とコミュニケーションを取り事業の啓発活動を行いつつ、活動に理解していただける地域の方々を募っている。
- ・非正規雇用でもフルタイムの場合は月給にし、住居手当や処遇改善手当等の諸手当を支給し雇用条件を改善する。
- ・募集しても集まらないので、採用した職員には長く勤めてもらえるよう配慮し、働きやすい環境作りを心掛けている。
- ・夜勤の手当の他、ゴールデンウィークや年末年始等にも特別な手当を支給するなど、給与面の工夫。
- ・夜勤手当や宿直手当の拡充を行う。
- ・夕・朝の業務とあわせて勤務する形にしており1回の勤務あたりの給与額が大きくなるようにしている。
- ・宿直手当（夜間支援のみの職員対象）の金額をアップすることで人員確保につなげた。

【夜間支援体制の確保等の課題、意見等（主な意見）】

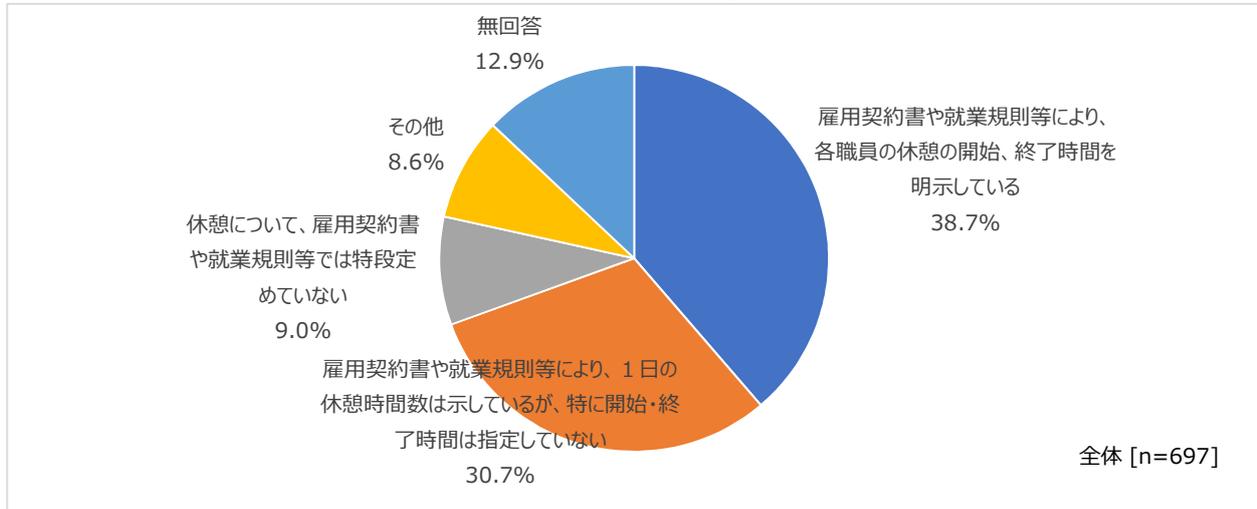
- ・もう少し夜勤の職員の給料を上げたいが、今の報酬では難しい。
- ・医療的ケアが必要な入居者や強度行動障害と診断された利用者への夜間支援が発生した場合に、人件費等の側面（職員の確保も含めて）から複数の人員を配置する事が困難であるため、その点に応じた加算額にしてもらいたい。
- ・今後の人材確保。夜間支援者の高齢化、健康不安。
- ・女性の応募者は多いが、男性は少ない。男子棟の場合、男性の夜間職員を配置しているので、女性の応募者を断っている。
- ・人員確保が一番の課題。採用時の年齢が、70才前後の方が多く、定年等があるので長く勤務が難しい。
- ・男性職員の不足（常勤、非常勤問わず収入不足で離職の傾向が強い）。入居者の高齢化や、障害の重度化などの支援上の変化にスキルが追いついていない。
- ・夜間に配置する職員は、トラブルの対応や少数の配置で目の届かない点を考えると、スキルが高く、かつ信頼のおける職員を配置することが好ましいと考えています、そうすると人件費は当然高くなるので、これに見合う報酬の設定が必要であると考えます。
- ・夜間勤務ができる職員が限られているので、急な休みとなった場合、管理者などが勤務に入らざるをえない。他部署の応援も可能だが、宿直した分、翌日は休みとなるので、他部署のシフトも調整しなければならない。同性介助を基本とする為、手が空いていても、勤務に入れられない場合が多い。
- ・入浴・排泄は基本、同性による介助をしているため、男女1名ずつの職員を配置している。そのため、人員の確保が難しい。老人系の施設と比べると、報酬(賃金)が低いため、従事者の確保が難しい。
- ・利用者の重度化、高齢化、多様化に伴い、夜間専門員での対応が厳しくなっている。支援員による夜間体制を検討する時期に来ているが、シフト勤務をする支援員を募集しても応募がなく人員不足である。支援員補助者を採用しているが、高齢者が多く、体調面、能力面で求められることが限られてくる。緊急時、災害時、利用者の命を守るための体制としては不安を抱えている。
- ・利用者的高齢化や病気による救急搬送等、外への付き添いが必要になる場合の対応に苦慮しています。
- ・グループホームを365日開所するにあたり、夜勤者の不足は大きな課題である。夜間の報酬単価が上がると、夜勤者を採用するための費用に回すことができるので期待したいところです。
- ・ただでさえ人手不足の業界で、主に夜勤の仕事となると人材を確保するのはかなり困難といえます。当グループホームでは今までの所退職者も少なく、人員も何とかなっていますが、夜勤というやはり子育てや家庭の事が一段落した方がほとんどとなりますので、みなさんがここ数年で定年を迎える事となります。この補充が本当にできるのかが大きな不安です。

- ・なかなか従事者が集まらず勤務を組むことが難しい。加算のさらなる単価増があれば、賃金等に反映できると感じる。
- ・医療的ケアの必要な方、介護度の高い方、精神的に不安定な方等、多様な利用者さんへの対応が困難になってきており、入所施設並みの夜間支援体制が必要となってきた。
- ・一人体制なので、パートの職員にはプレッシャーのある仕事なので、はじめてパートの人が入る時は、常勤職員も一緒に支援に入るなど丁寧な対応が求められる。日によって、夜間対応の回数が多い日、少ない日があり、疲労度の多い日少ない日の差があり、慣れるまで時間がかかる。一人の責任が重いので、誰でもできる仕事ではないので、信頼できる人でないと雇うのは難しい。
- ・休憩の位置付け、自由にその場所から離れてよい、と言われているが最重度で常に見守りが必要な方が多いので、今は、お願いをして、休憩だが何かあれば動いていただいている。
- ・休憩中も気が抜けるわけではないので休憩が自由に取れないことに対して、現状では夜間勤務に人を回すと日中が薄くなり、収支の問題もあり人を加配するなどの対応は難しくなっている。
- ・緊急時は、待機の事業所職員、近隣の法人運営施設からの支援体制となっているが、法人全体でも人員がぎりぎりであり苦慮している。
- ・現行の報酬単価では夜間支援体制のための人材を雇用することは難しい。介護の必要性での区分等になっているが、地域での生活であるための夜間帯の支援も必要であると考えています。
- ・現在4ホームある内、夜間支援体制をとっているのが1ホームだけとなっている。利用者の高齢化や重度化を考えると今後他のホームでも夜間支援体制の必要性が出てくると思われるが現状では人員の確保が難しい。
- ・現在支援員と夜間専門員でなんとか体制を維持している、夜間対応に人員を割くことで日中の支援状況が薄くなる傾向があり、体調管理等の通院体制の確保が出来ない状況も出ている。
- ・現状、バックアップ施設の職員が夜勤対応している。本来ならば共同生活援助事業で雇用し、運営していくのが理想であるが、給与金額に魅力がない為か募集しても人材は集まらず、給与を引き上げれば運営が成り立たない。また、バックアップ施設も夜勤に対応するため、職員を余分に確保しなければならず、苦しい状況である。
- ・重度の知的障害者及び強度行動障害を呈する利用者がほとんどであり、夜間でも見守りや介助等支援が欠かせない。そのため、共同生活住居の5カ所すべてに夜間支援従事者を配置している。夜間も支援者が共同生活住居内に待機しておく必要があり、休憩時間の自由な利用に課題がある。そのためには1名以上の夜間支援受持者を加配する必要があるが、募集をしても人材が集まらず最低限の体制を整えるのにも苦慮している。また、他事業も含めた報酬の面からも5カ所に一人ずつと加配で1人以上の夜間支援従事者を配置することは非常に厳しい状態である。
- ・重度の利用者への夜間支援は、誰でも出来るというものではなく相当の経験が必要です。そのため職員の採用はとても困難です。
- ・女性6名、男性1名の入居者に対し、同性介助の原則から男性1名、女性1名の夜間支援員を配置するようにしているが、女性入居者に係る生活介助（特に排泄介助）などの業務を女性職員が一手に引き受けることになる。
- ・生活のリズムが崩れ、昼夜逆転している利用者の方や眠りが浅く、深夜何回もトイレ通いが見受けられる場合、その都度介助を要するため世話人が睡眠不足となるホームがあります。また一方では、ほぼ介助の必要性がないホームもあります。障害区分や介護度の高いホームに関しては現行の夜間報酬とは別に何らかの加算対象とならないか検討して頂きたい。
- ・福祉の現場はどことも人手不足の状態であると思われるが、ホームへのヘルパー派遣（重度訪問介護も含め）など、他の事業所との連携が大事になっている。ヘルパー派遣ができないようなことになれば、今の状態では、ホームの運営ができなくなる。
- ・福祉業界全体が人材の確保に苦労している現状ですが、日中だけの通所部門に比べてグループホームも含めた、夜勤のある入所部門は特に厳しい面があります。報酬や賃金が上がれば解決する問題とも思えません。重度化や医療的ケアの対応はもちろん、障害特性に応じた対応ができる環境の整備、人材の確保・育成が課題と思われます。
- ・夜間の時間帯に救急搬送しなければならない事案が発生した場合に、複数の夜勤者を配置していても対応に苦慮する場合があります。その際、応援の職員を手配しているが、その職員に対する時間外手当に費用を投じることもある。そのような緊急的に呼び出し等があった場合、対応した職員への手当相当分が加算として算定できれば有難い。
- ・利用者の高齢化、重度化に伴い、夜間支援体制は夜勤が望ましいが、夜勤体制をとった場合、世話人の勤務時間に算入されないことから経営的にも人員確保の面からも夜勤職員を配置して利用者にとって手厚い支援体制を組むことが困難となっている。高齢化重度化の入所傾向が続く状況をふまえ、利用者のニーズに応え利用者の安心、安全を地域で確保するため、夜間支援が万全の体制で行えるよう制度改正を強く要望する。

③職員の夜勤の休憩時間の定め方

職員の夜勤の休憩時間の定め方について聞いたところ、「雇用契約書や就業規則等により、各職員の休憩の開始、終了時間を明示している」が38.7%と多くなっており、次いで、「雇用契約書や就業規則等により、1日の休憩時間数は示しているが、特に開始・終了時間は指定していない」が30.7%となっている。

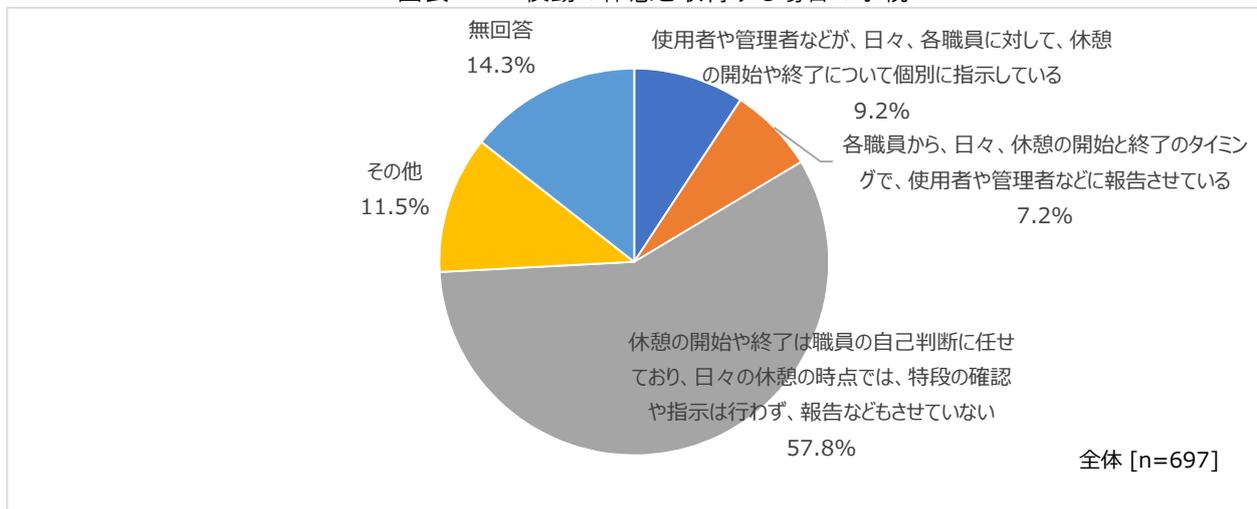
図表 140 職員の夜勤の休憩時間の定め方



④夜勤の休憩を取得する場合の手続

夜勤の休憩を取得する場合の手続については、「休憩の開始や終了は職員の自己判断に任せており、日々の休憩の時点では、特段の確認や指示は行わず、報告などもさせていない」が57.8%と半数以上になっている。

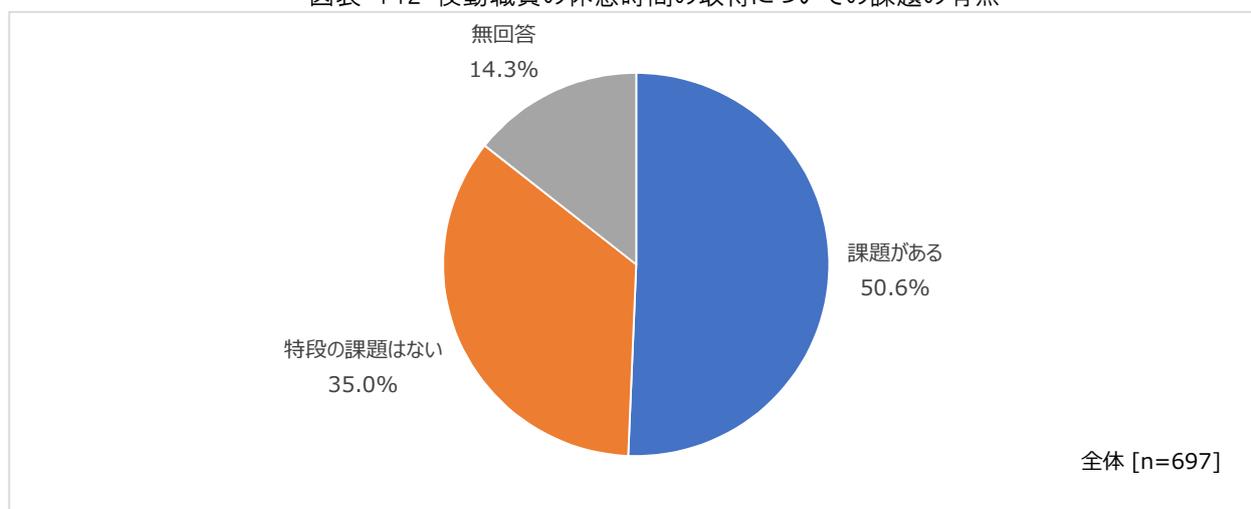
図表 141 夜勤の休憩を取得する場合の手続



⑤夜勤職員の休憩時間の取得についての課題

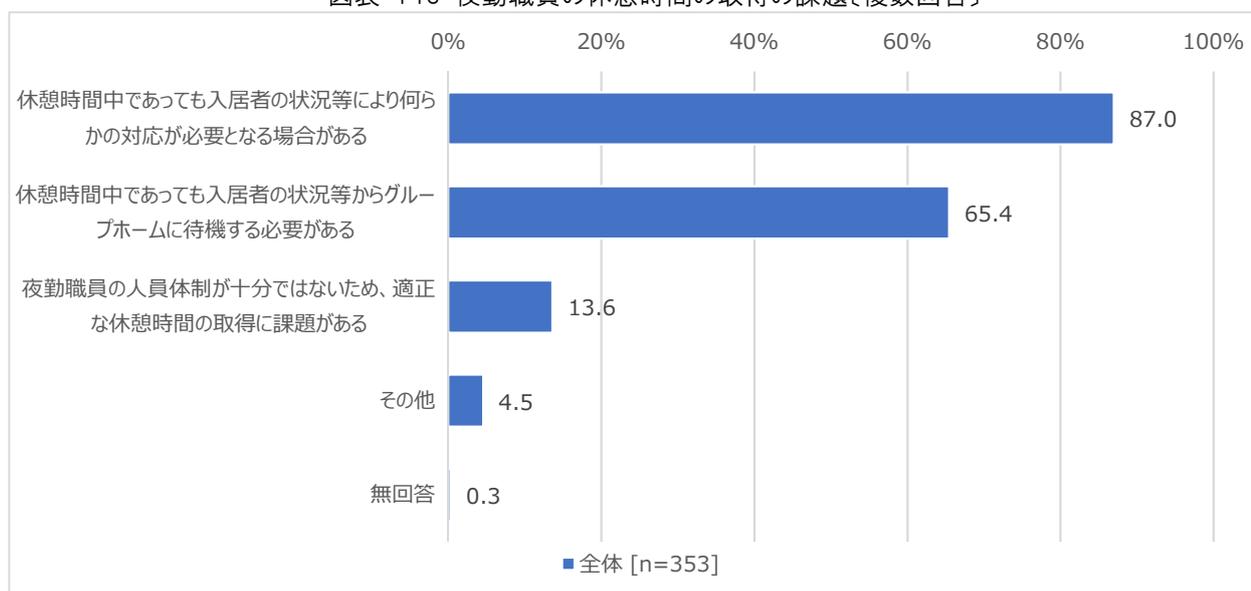
夜勤職員の休憩時間の取得について、課題があるかどうかを聞いたところ、「課題がある」が50.6%、「特段の課題はない」が35.0%となっている。

図表 142 夜勤職員の休憩時間の取得についての課題の有無



課題があると回答した事業所に、課題の内容を聞いたところ、「休憩時間中であっても入居者の状況等により何らかの対応が必要となる場合がある」が87.0%と多く、次いで、「休憩時間中であっても入居者の状況等からグループホームに待機する必要がある」が65.4%となっている。

図表 143 夜勤職員の休憩時間の取得の課題〔複数回答〕

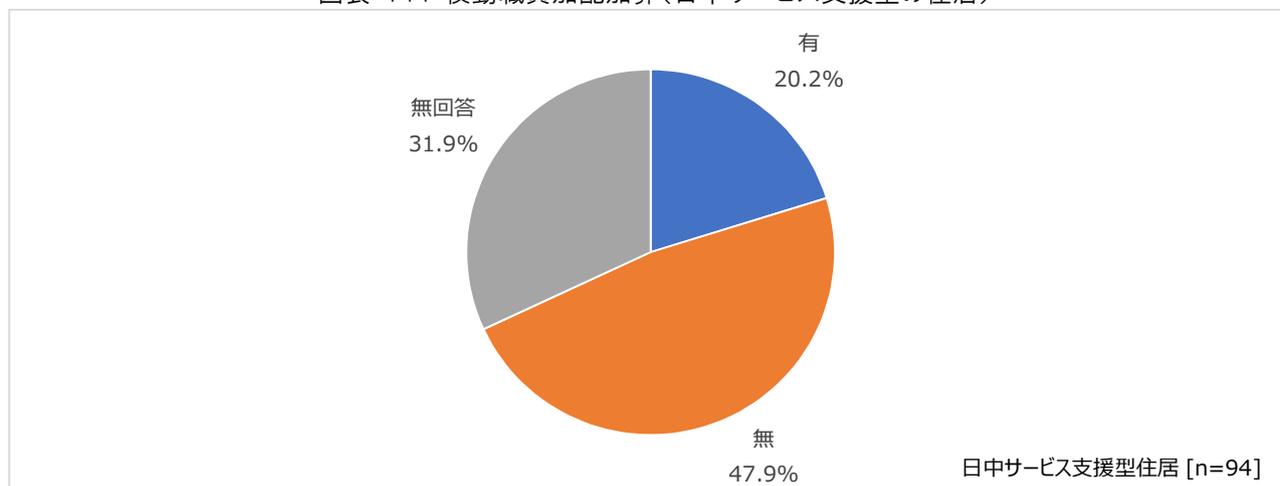


(6) その他参考資料

①日中サービス支援型住居の夜勤職員加配加算の状況

日中サービス支援型の共同生活住居について、夜勤職員加配加算の算定状況を聞いたところ、「無」が47.9%（45住居）、「有」が20.2%（19住居）となっている。

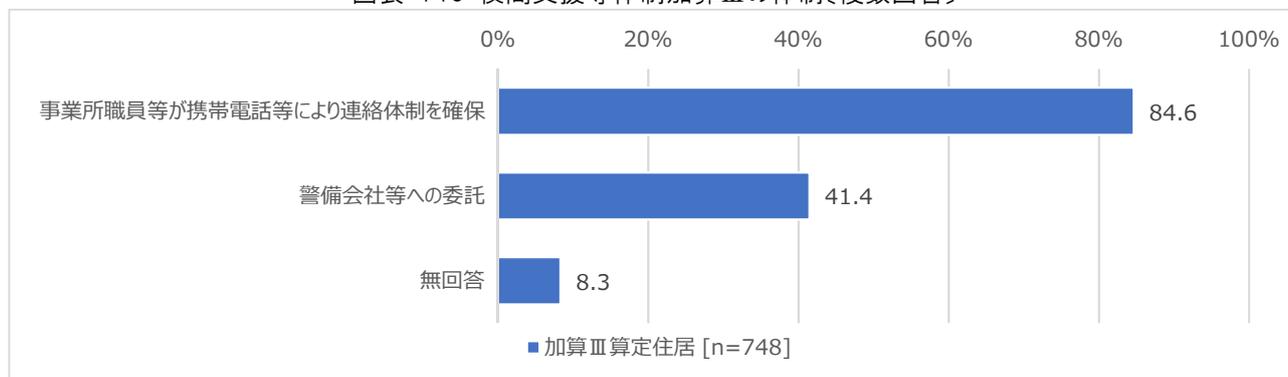
図表 144 夜勤職員加配加算(日中サービス支援型の住居)



②夜間支援等体制加算Ⅲ算定住居の夜間支援体制

夜間支援等体制加算Ⅲを算定している住居について、夜間支援の体制を聞いたところ、「事業所職員等が携帯電話等により連絡体制を確保」が84.6%（633住居）、「警備会社等への委託」が41.4%（310住居）となっている。

図表 145 夜間支援等体制加算Ⅲの体制〔複数回答〕



4 障害児通所支援事業所等における医療的ケア児等の受け入れ実態調査

本調査は、児童発達支援、放課後等デイサービス、生活介護、共同生活援助を対象とし、児童発達支援、放課後等デイサービスは無作為抽出、生活介護は常勤看護職員配置加算を算定している事業所、共同生活援助は看護職員配置加算を算定している事業所からそれぞれ無作為抽出を行っている。

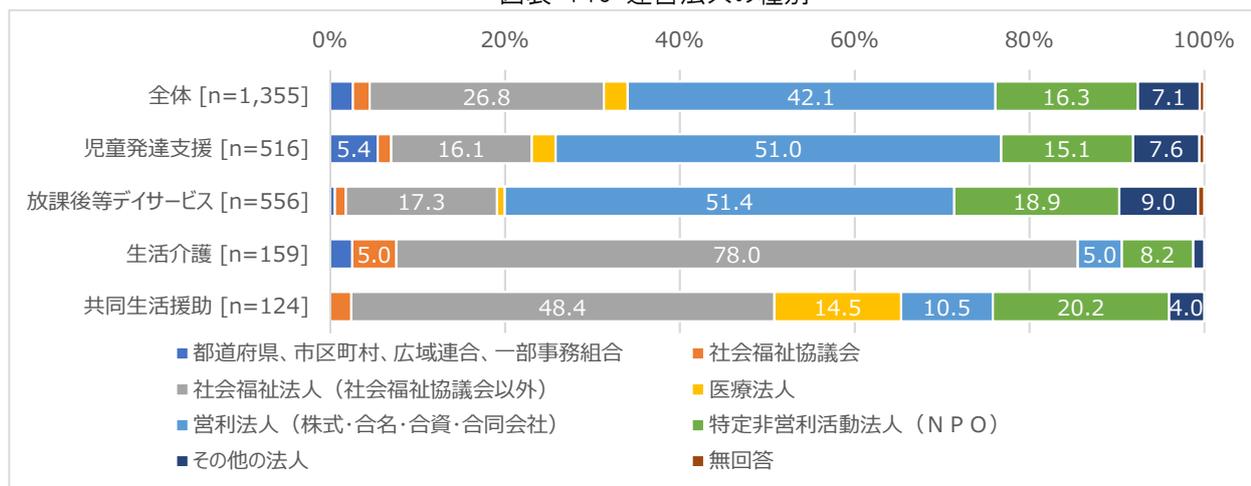
(1) 事業所の基本情報

① 運営法人の種別

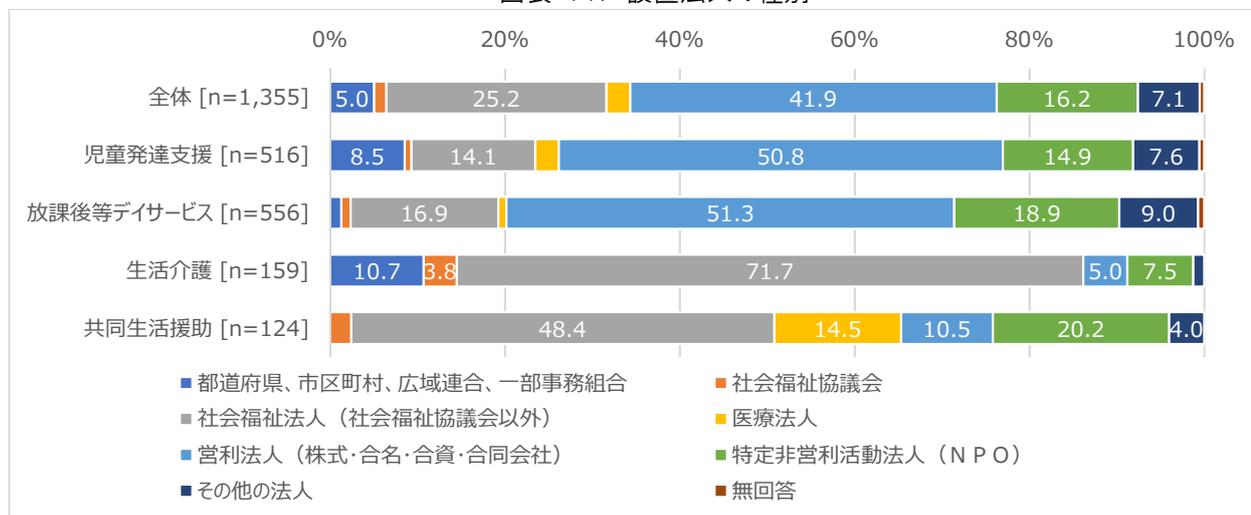
事業所を運営している法人の種別は、「営利法人（株式・合名・合資・合同会社）」が42.1%と最も多く、次いで「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」が26.8%、「特定非営利活動法人（NPO）」が16.3%となっている。

事業所の設置法人の種別は、「営利法人（株式・合名・合資・合同会社）」が41.9%と最も多く、次いで「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」が25.2%、「特定非営利活動法人（NPO）」が16.2%となっている。

図表 146 運営法人の種別



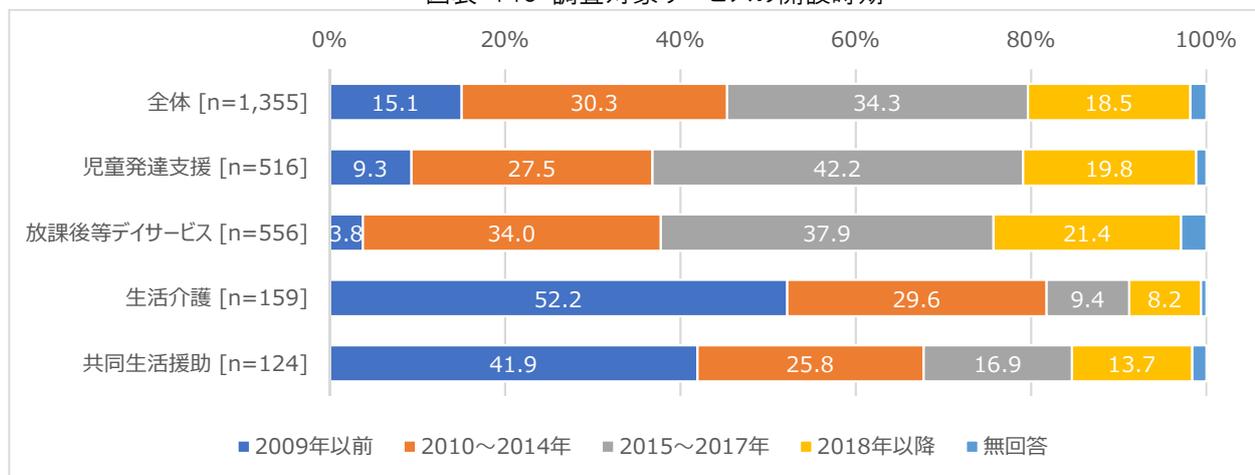
図表 147 設置法人の種別



②調査対象サービスの開設時期

調査対象サービスの開設時期は、「2009年以前」が15.1%、「2010～2014年」が30.3%、「2015～2017年」が34.3%、「2018年以降」が18.5%となっている。

図表 148 調査対象サービスの開設時期



③調査対象サービスの定員数、実利用者数

調査対象サービスの定員数は1事業所あたりの平均で15.6人、実利用者数は14.5人、うち医療的ケア児・者数は1.0人となっている。

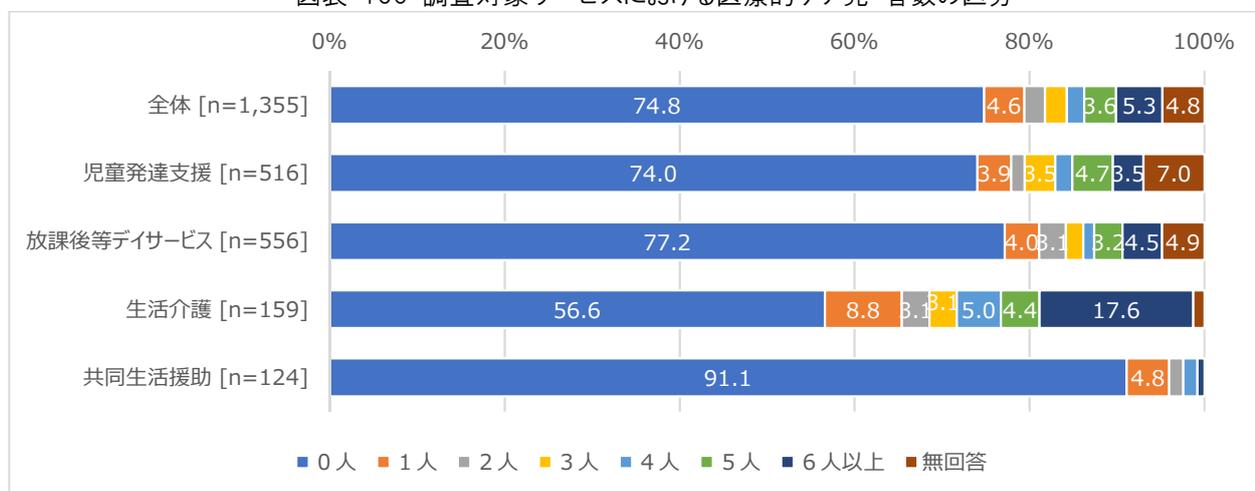
医療的ケア児・者数について、児童発達支援サービス、放課後等デイサービス、共同生活援助サービスでは1.0人未満であるのに対して、生活介護サービスでは3.1人と比較的多くなっている。

図表 149 調査対象サービスの定員数、実利用者数

平均値 (人)	全体 [n=1,290]	児童発達支援 [n=480]	放課後等デイサービス [n=529]	生活介護 [n=157]	共同生活援助 [n=124]
定員数	15.6	12.0	10.6	39.1	21.0
実利用者数	14.5	10.2	10.5	37.5	19.1
うち医療的ケア児・者	1.0	0.8	0.8	3.1	0.2

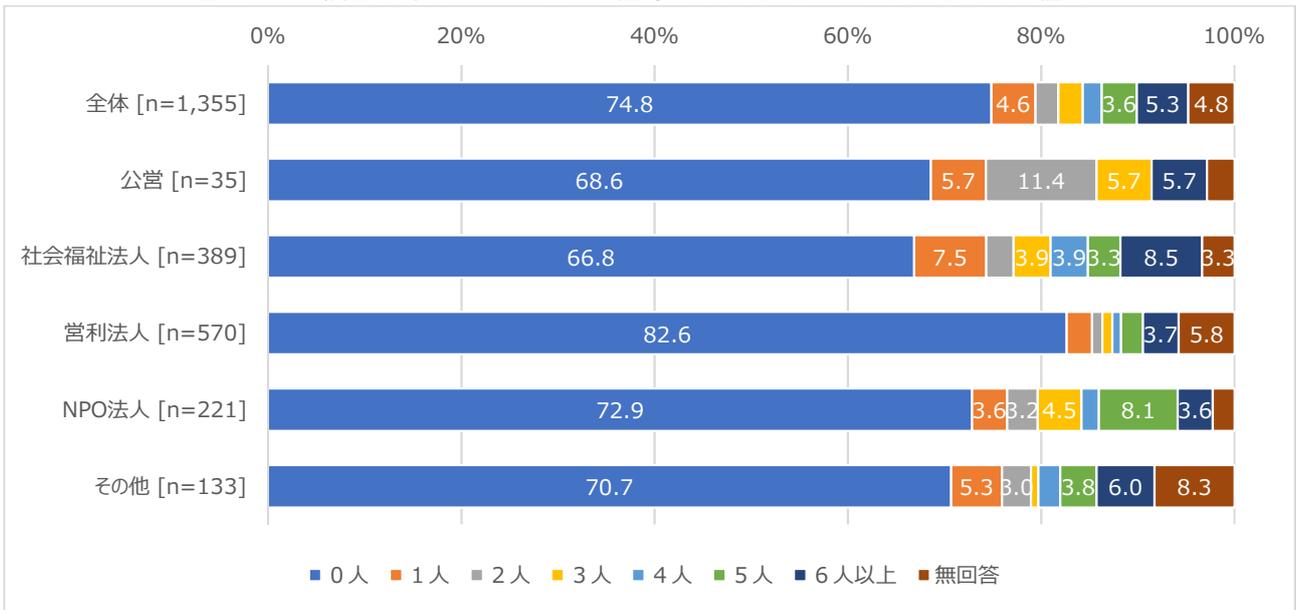
医療的ケア児・者について、調査対象サービスでの人数の区分で見た場合、「0人」が74.8%、「1人」が4.6%等となっている。

図表 150 調査対象サービスにおける医療的ケア児・者数の区分



医療的ケア児・者の人数について、運営法人種別で見ると、営利法人で「0人」の多い傾向が見られる。

図表 151 調査対象サービスにおける医療的ケア児・者数の区分(運営法人種別)



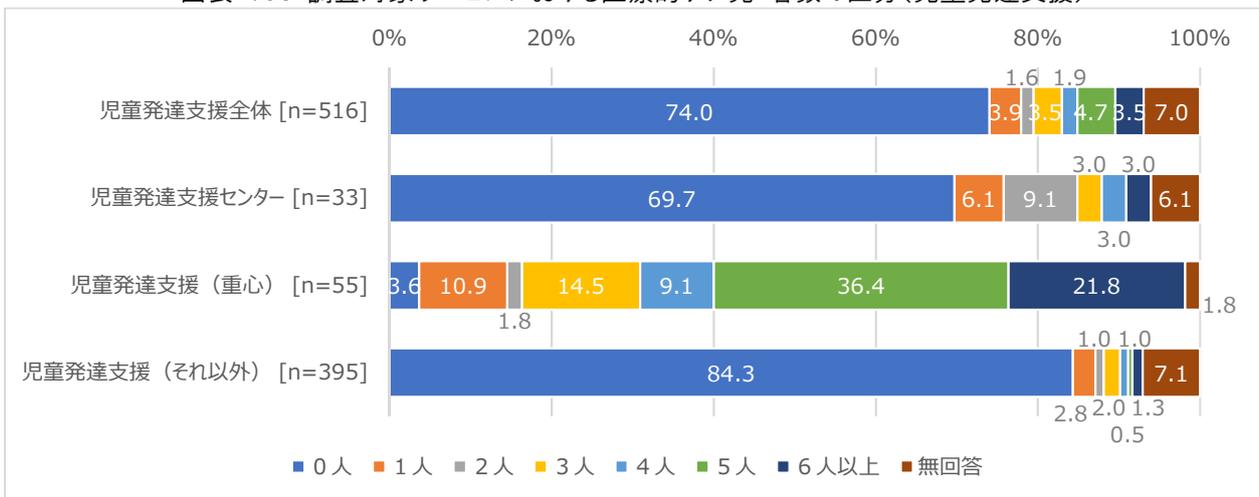
児童発達支援、放課後等デイサービスについて、類型別で見ると、医療的ケア児・者数はいずれも主として重症心身障害児を通わせる事業所で多くなっている。

図表 152 調査対象サービスの定員数、実利用者数(児童発達支援)

平均値(人)	児童発達支援全体 [n=480]	児童発達支援センター [n=31]	児童発達支援(重心) [n=54]	児童発達支援(それ以外) [n=367]
定員数	12.0	17.0	6.3	12.3
実利用者数	10.2	14.4	6.1	10.3
うち医療的ケア児・者	0.8	0.7	4.6	0.3

※(重心)は(主として重症心身障害児を通わせる)の略記(以下同様)

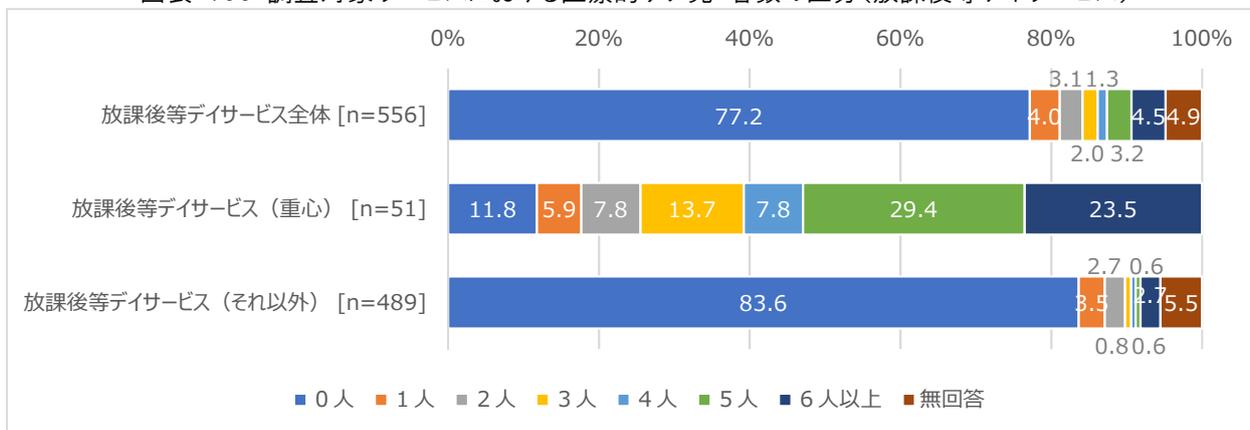
図表 153 調査対象サービスにおける医療的ケア児・者数の区分(児童発達支援)



図表 154 調査対象サービスの定員数、実利用者数(放課後等デイサービス)

平均値 (人)	放課後等デイサービス全体 [n=529]	放課後等デイサービス(重 心) [n=51]	放課後等デイサービス(それ 以外) [n=462]
定員数	10.6	7.4	10.9
実利用者数	10.5	8.1	10.8
うち医療的ケア児・者	0.8	4.7	0.4

図表 155 調査対象サービスにおける医療的ケア児・者数の区分(放課後等デイサービス)

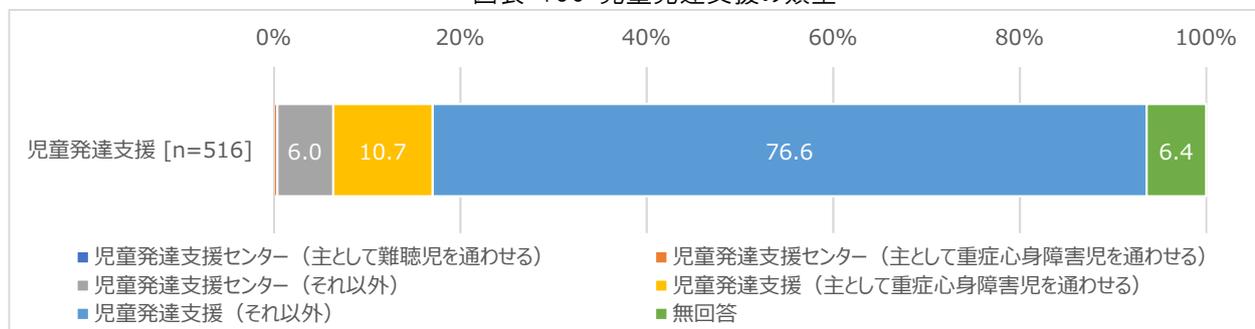


④調査対象サービスの類型等

■児童発達支援の類型

調査対象サービスのうち、児童発達支援の類型を聞いたところ、「児童発達支援（それ以外）」が76.6%と多くなっている。

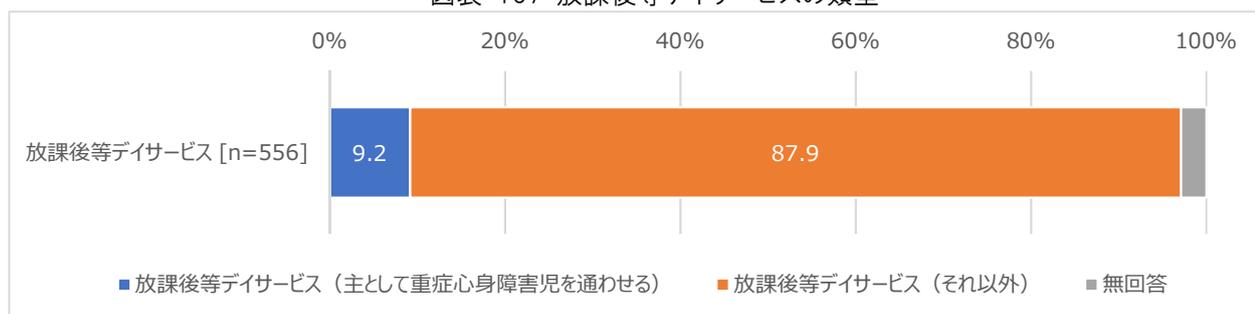
図表 156 児童発達支援の類型



■放課後等デイサービスの類型

調査対象サービスのうち、放課後等デイサービスの類型を聞いたところ、「放課後等デイサービス（それ以外）」が87.9%と多くなっている。

図表 157 放課後等デイサービスの類型



■共同生活援助の類型

調査対象サービスのうち、共同生活援助の類型を聞いたところ、「介護サービス包括型」が81.5%と多くなっている。

図表 158 共同生活援助の類型



(2) 職員の状況

①調査対象サービスの職員配置人数

調査対象サービスの職員配置人数（実人数）合計は、1事業所あたりの平均で11.7人となっている。内訳をみると、管理者が1.0人、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が1.1人、その他職員が9.6人となっている。

図表 159 調査対象サービスの職員配置人数

平均値（人）		全体 [n=1,293]	児童発達支援 [n=495]	放課後等デイサービス [n=529]	生活介護 [n=150]	共同生活援助 [n=119]
管理者	実人数	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	常勤換算数	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	実人数	1.1	1.1	1.1	1.3	1.3
	常勤換算数	1.0	1.0	0.9	1.1	0.8
その他職員	実人数	9.6	7.2	7.1	24.0	12.8
	常勤換算数	6.6	4.8	4.2	20.2	7.3

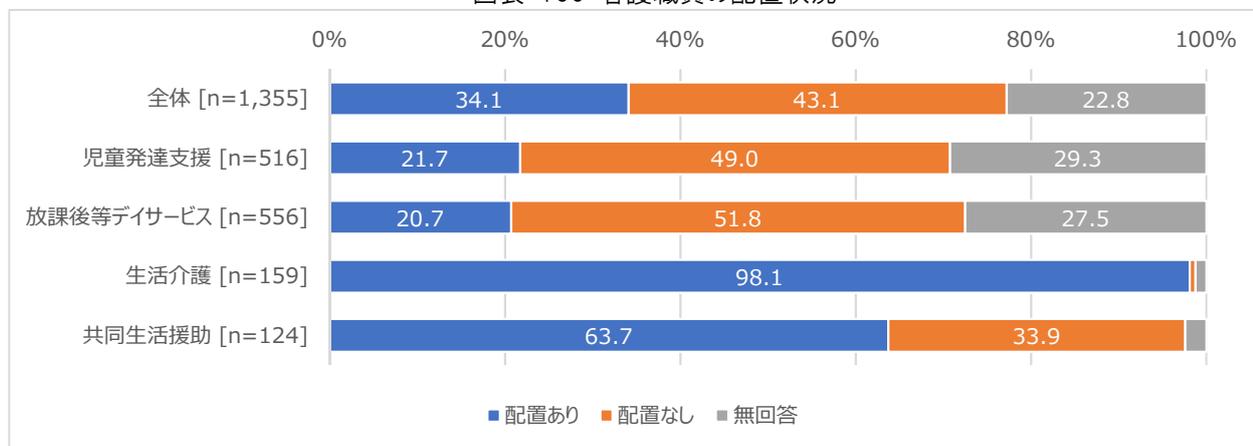
②調査対象サービスにおける職種等の配置状況

■看護職員

調査対象サービスにおける看護職員の配置状況は、「配置なし」が43.1%、「配置あり」が34.1%となっている。「配置あり」の割合は、生活介護で98.1%、共同生活援助で63.7%と高くなっている。

「配置あり」の事業所における看護職員の配置実人数は、平均で2.2人となっている。

図表 160 看護職員の配置状況

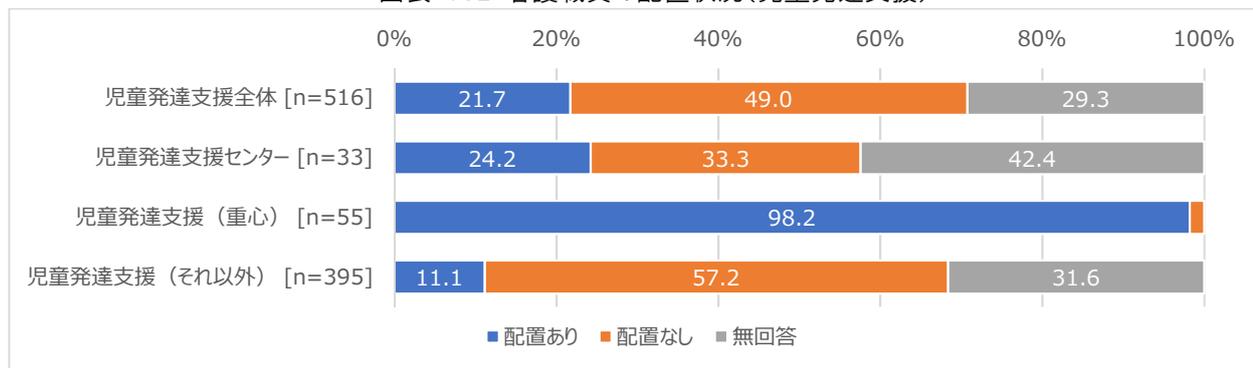


図表 161 看護職員の配置実人数

人	全体 [n=448]	児童発達支援 [n=107]	放課後等デイサービス [n=113]	生活介護 [n=151]	共同生活援助 [n=77]
平均値	2.2	2.6	2.0	2.2	1.6

児童発達支援、放課後等デイサービスについて、類型別で見ると、いずれも主として重症心身障害児を通わせる事業所で配置が多くなっている。

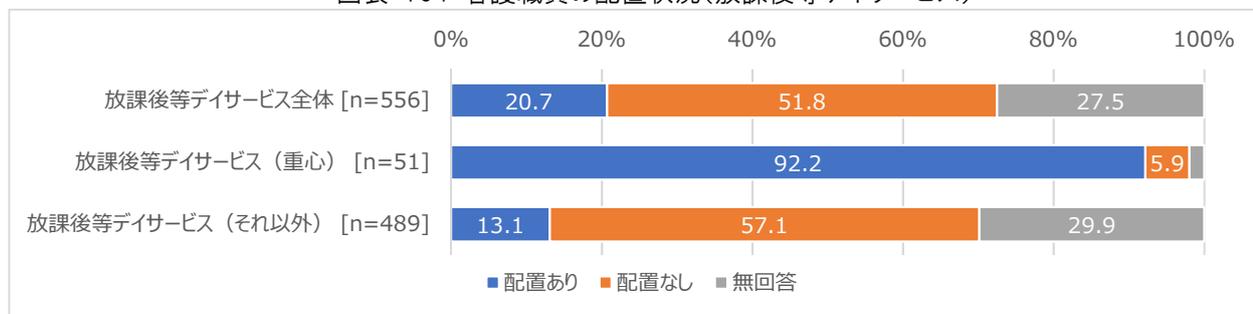
図表 162 看護職員の配置状況(児童発達支援)



図表 163 看護職員の配置実人数(児童発達支援)

人	児童発達支援全体 [n=107]	児童発達支援センター [n=6]	児童発達支援(重心) [n=52]	児童発達支援(それ以外) [n=43]
平均値	2.6	3.7	3.3	1.5

図表 164 看護職員の配置状況(放課後等デイサービス)

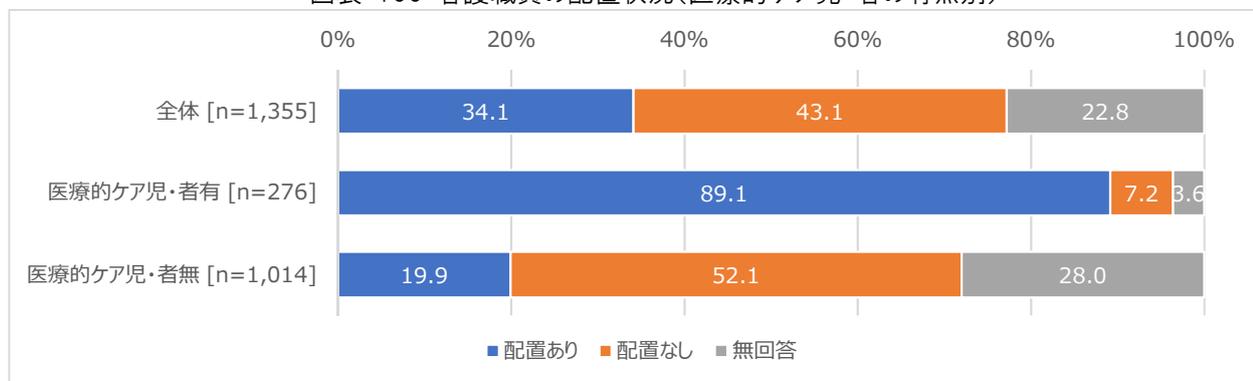


図表 165 看護職員の配置実人数(放課後等デイサービス)

人	放課後等デイサービス全体 [n=113]	放課後等デイサービス(重心) [n=45]	放課後等デイサービス(それ以外) [n=64]
平均値	2.0	2.5	1.7

調査対象サービスにおける医療的ケア児・者の有無で看護職員の配置状況を見ると、医療的ケア児・者が有の場合に「配置あり」が多くなっている。

図表 166 看護職員の配置状況(医療的ケア児・者の有無別)



図表 167 看護職員の配置実人数(医療的ケア児・者の有無別)

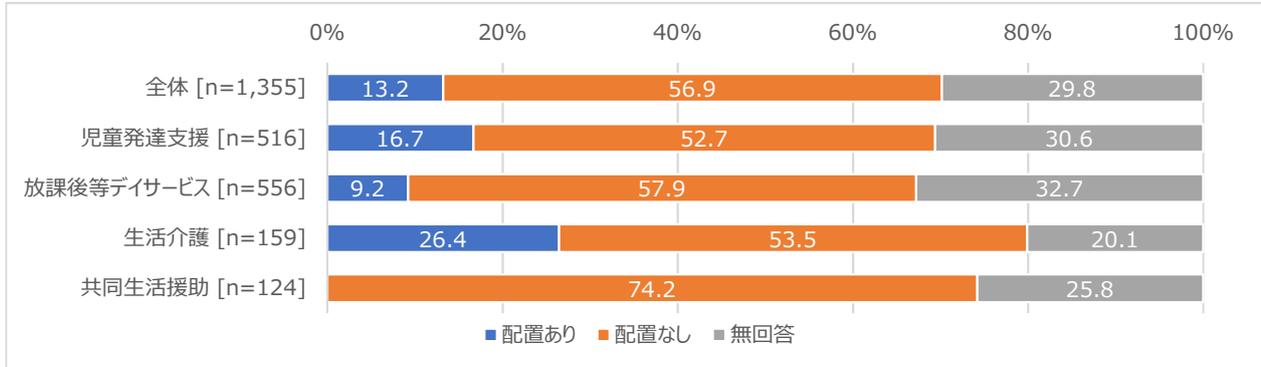
人	全体 [n=448]	医療的ケア児・者有 [n=236]	医療的ケア児・者無 [n=198]
平均値	2.2	2.7	1.5

■理学療法士

調査対象サービスにおける理学療法士の配置状況は、「配置なし」が56.9%、「配置あり」が13.2%となっている。「配置あり」の割合は、生活介護で26.4%と高くなっている。

「配置あり」の事業所における理学療法士の配置実人数は、平均で1.3人となっている。

図表 168 理学療法士の配置状況

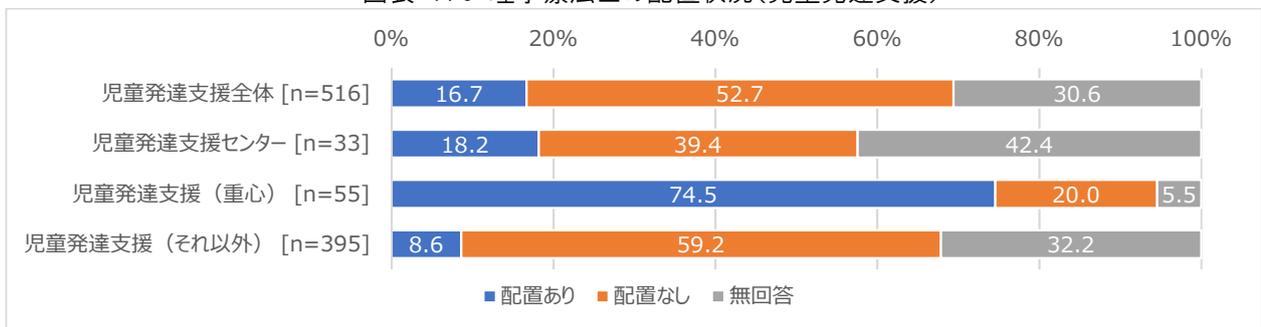


図表 169 理学療法士の配置実人数

人	全体 [n=175]	児童発達支援 [n=84]	放課後等デイサービス [n=49]	生活介護 [n=42]	共同生活援助 [n=0]
平均値	1.3	1.3	1.3	1.3	0.0

児童発達支援、放課後等デイサービスについて、類型別で見ると、いずれも主として重症心身障害児を通わせる事業所で配置が多くなっている。

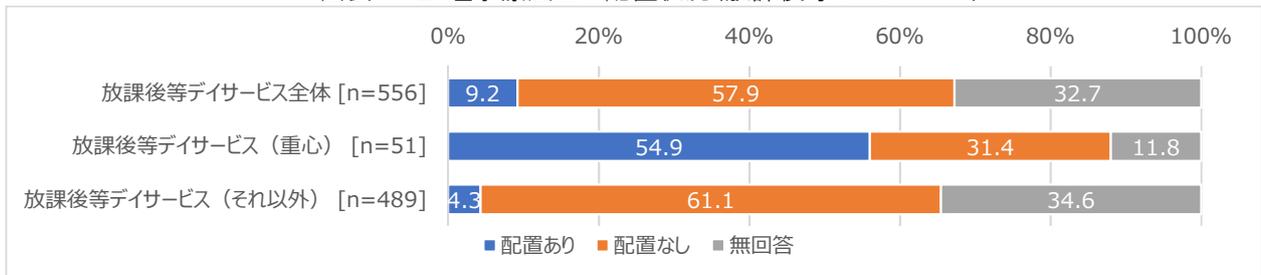
図表 170 理学療法士の配置状況(児童発達支援)



図表 171 理学療法士の配置実人数(児童発達支援)

人	児童発達支援全体 [n=84]	児童発達支援センター [n=6]	児童発達支援(重心) [n=39]	児童発達支援(それ以外) [n=34]
平均値	1.3	1.5	1.3	1.2

図表 172 理学療法士の配置状況(放課後等デイサービス)



図表 173 理学療法士の配置実人数(放課後等デイサービス)

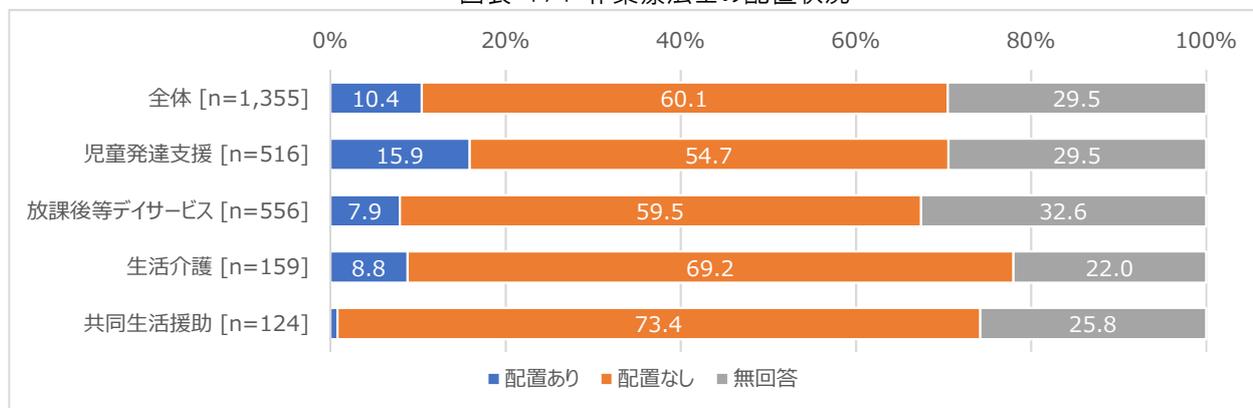
人	放課後等デイサービス全体 [n=49]	放課後等デイサービス(重心) [n=27]	放課後等デイサービス(それ以外) [n=20]
平均値	1.3	1.3	1.3

■作業療法士の配置状況

調査対象サービスにおける作業療法士の配置状況は、「配置なし」が60.1%、「配置あり」が10.4%となっている。「配置あり」の割合は、児童発達支援で15.9%と高くなっている。

「配置あり」の事業所における作業療法士の配置実人数は、平均で1.3人となっている。

図表 174 作業療法士の配置状況

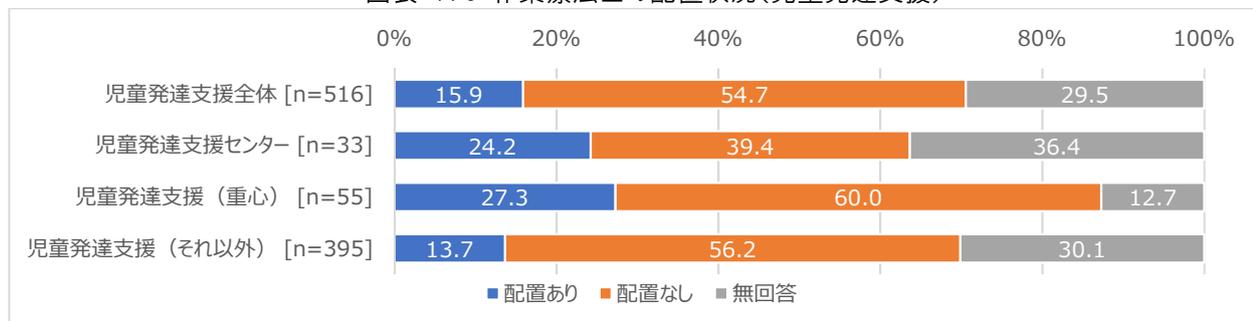


図表 175 作業療法士の配置実人数

人	全体 [n=135]	児童発達支援 [n=77]	放課後等デイサービス [n=43]	生活介護 [n=14]	共同生活援助 [n=1]
平均値	1.3	1.4	1.3	1.1	1.0

児童発達支援、放課後等デイサービスについて、類型別で見ると、いずれも主として重症心身障害児を通わせる事業所で配置が多くなっている。

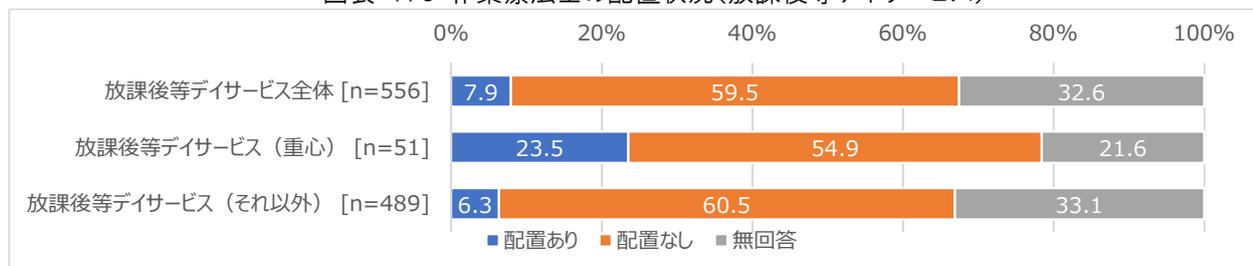
図表 176 作業療法士の配置状況(児童発達支援)



図表 177 作業療法士の配置実人数(児童発達支援)

人	児童発達支援全体 [n=77]	児童発達支援センター [n=7]	児童発達支援(重心) [n=15]	児童発達支援(それ以外) [n=50]
平均値	1.4	1.7	1.5	1.3

図表 178 作業療法士の配置状況(放課後等デイサービス)



図表 179 作業療法士の配置実人数(放課後等デイサービス)

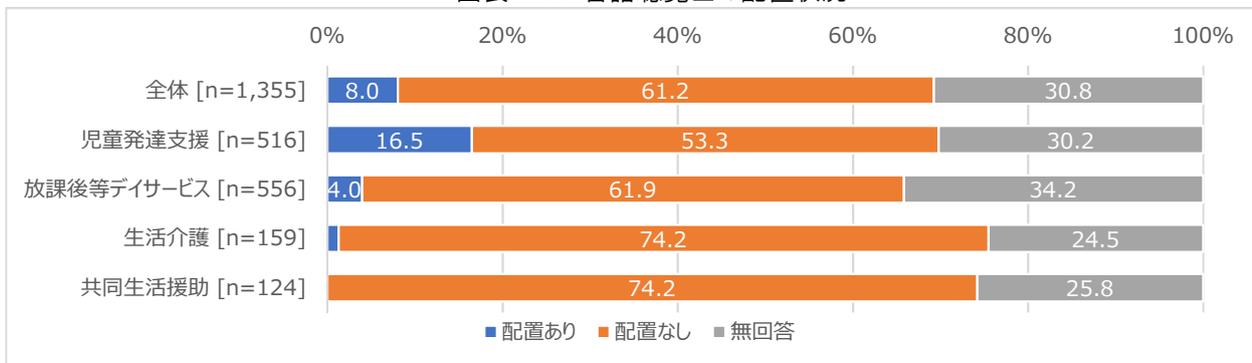
人	放課後等デイサービス全体 [n=43]	放課後等デイサービス(重心) [n=11]	放課後等デイサービス(それ以外) [n=31]
平均値	1.3	1.1	1.3

■ 言語聴覚士の配置状況

調査対象サービスにおける言語聴覚士の配置状況は、「配置なし」が61.2%、「配置あり」が8.0%となっている。「配置あり」の割合は、児童発達支援で16.5%と高くなっている。

「配置あり」の事業所における言語聴覚士の配置実人数は、平均で1.4人となっている。

図表 180 言語聴覚士の配置状況

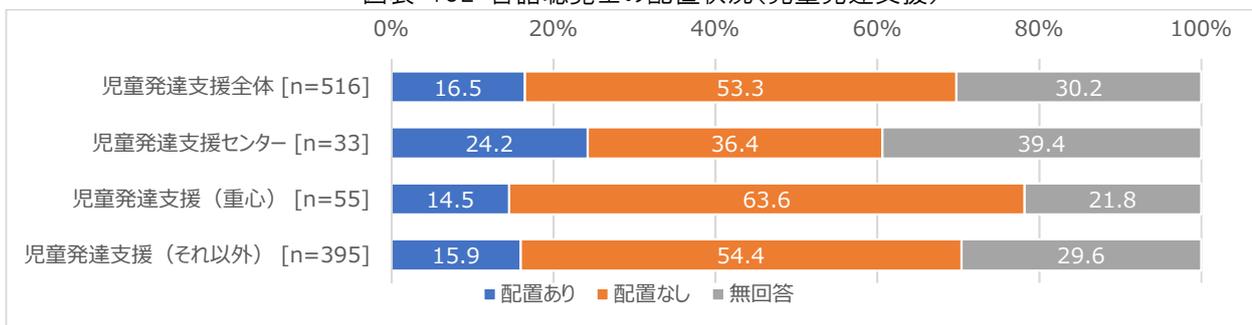


図表 181 言語聴覚士の配置実人数

人	全体 [n=104]	児童発達支援 [n=81]	放課後等デイサービス [n=21]	生活介護 [n=2]	共同生活援助 [n=0]
平均値	1.4	1.4	1.4	1.0	0.0

児童発達支援、放課後等デイサービスについて、類型別で見ると、児童発達支援では児童発達支援センターの配置が多くなっている。

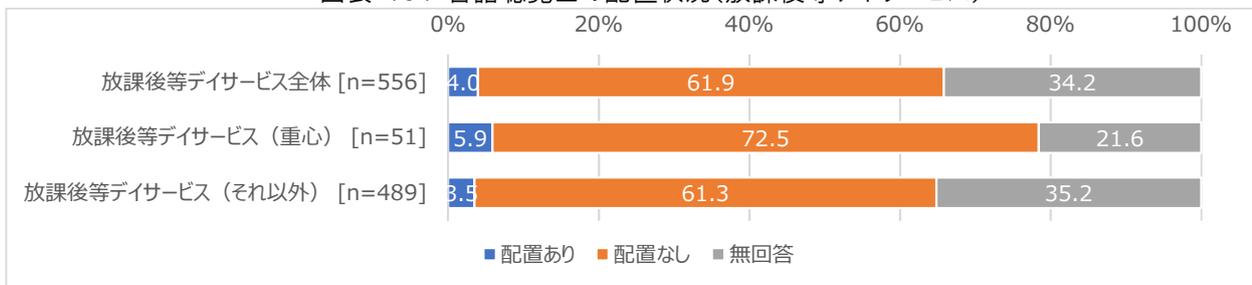
図表 182 言語聴覚士の配置状況(児童発達支援)



図表 183 言語聴覚士の配置実人数(児童発達支援)

人	児童発達支援全体 [n=81]	児童発達支援センター [n=5]	児童発達支援(重心) [n=8]	児童発達支援(それ以外) [n=62]
平均値	1.4	2.4	1.0	1.4

図表 184 言語聴覚士の配置状況(放課後等デイサービス)



図表 185 言語聴覚士の配置実人数(放課後等デイサービス)

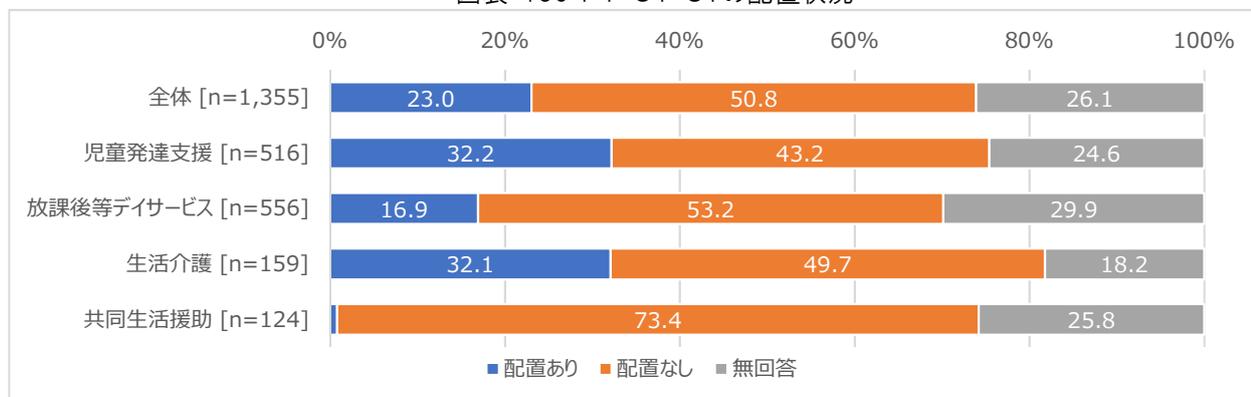
人	放課後等デイサービス全体 [n=21]	放課後等デイサービス(重心) [n=3]	放課後等デイサービス(それ以外) [n=16]
平均値	1.4	1.3	1.3

■ P T ・ O T ・ S T の配置状況

調査対象サービスにおける理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を合わせた場合の配置状況を見ると、「配置なし」が50.8%、「配置あり」が23.0%となっている。

「配置あり」の事業所における P T ・ O T ・ S T の配置実人数は、平均で1.8人となっている。

図表 186 PT・OT・STの配置状況

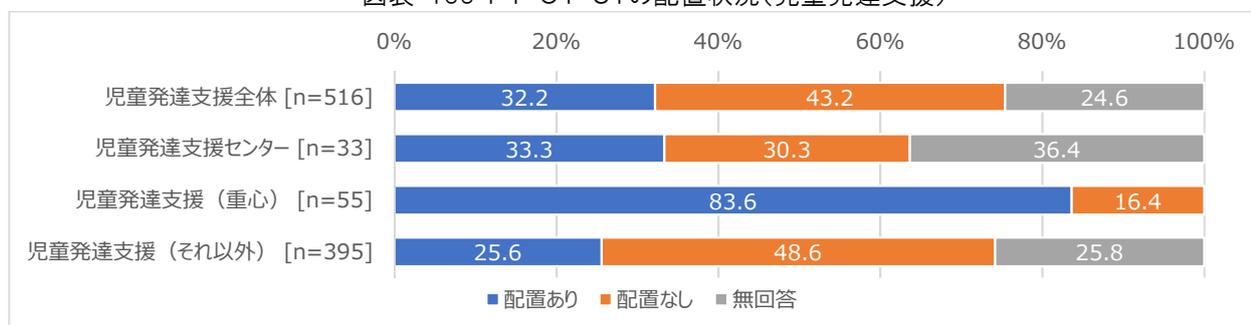


図表 187 PT・OT・STの配置実人数

人	全体 [n=304]	児童発達支援 [n=161]	放課後等デイサービス [n=91]	生活介護 [n=51]	共同生活援助 [n=1]
平均値	1.8	2.0	1.6	1.4	1.0

児童発達支援、放課後等デイサービスについて、類型別で見ると、いずれも主として重症心身障害児を通わせる事業所で配置が多くなっている。

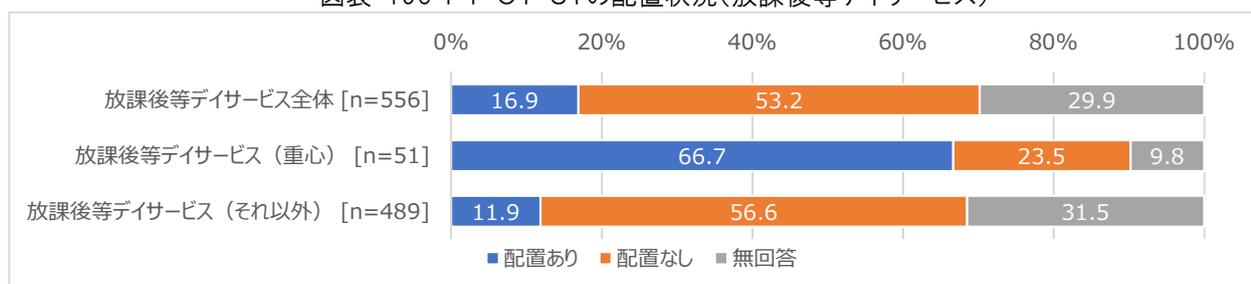
図表 188 PT・OT・STの配置状況(児童発達支援)



図表 189 PT・OT・STの配置実人数(児童発達支援)

人	児童発達支援全体 [n=161]	児童発達支援センター [n=9]	児童発達支援(重心) [n=45]	児童発達支援(それ以外) [n=99]
平均値	2.0	3.7	1.8	2.0

図表 190 PT・OT・STの配置状況(放課後等デイサービス)



図表 191 PT・OT・STの配置実人数(放課後等デイサービス)

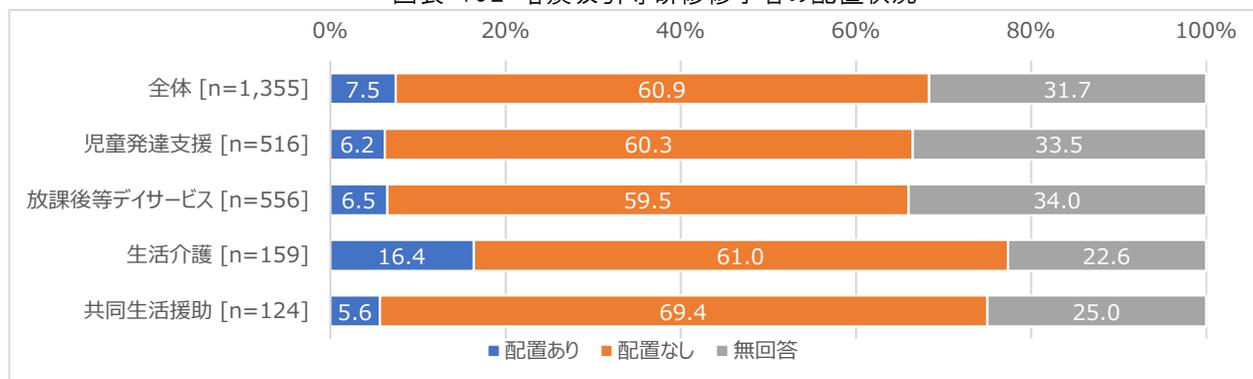
人	放課後等デイサービス全体 [n=91]	放課後等デイサービス(重心) [n=33]	放課後等デイサービス(それ以外) [n=56]
平均値	1.6	1.6	1.6

■ 喀痰吸引等研修修了者

調査対象サービスにおける喀痰吸引等研修修了者の配置状況は、「配置なし」が60.9%、「配置あり」が7.5%となっている。「配置あり」の割合は、生活介護で16.4%と高くなっている。

「配置あり」の事業所における喀痰吸引等研修修了者の配置実人数は、平均で2.5人となっている。

図表 192 喀痰吸引等研修修了者の配置状況

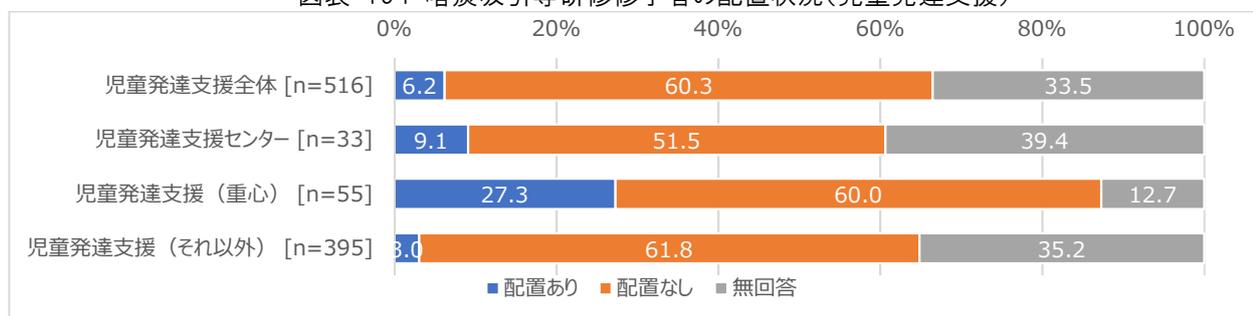


図表 193 喀痰吸引等研修修了者の配置実人数

人	全体 [n=97]	児童発達支援 [n=32]	放課後等デイサービス [n=34]	生活介護 [n=24]	共同生活援助 [n=7]
平均値	2.5	2.2	1.7	4.3	1.3

児童発達支援、放課後等デイサービスについて、類型別で見ると、いずれも主として重症心身障害児を通わせる事業所で配置が多くなっている。

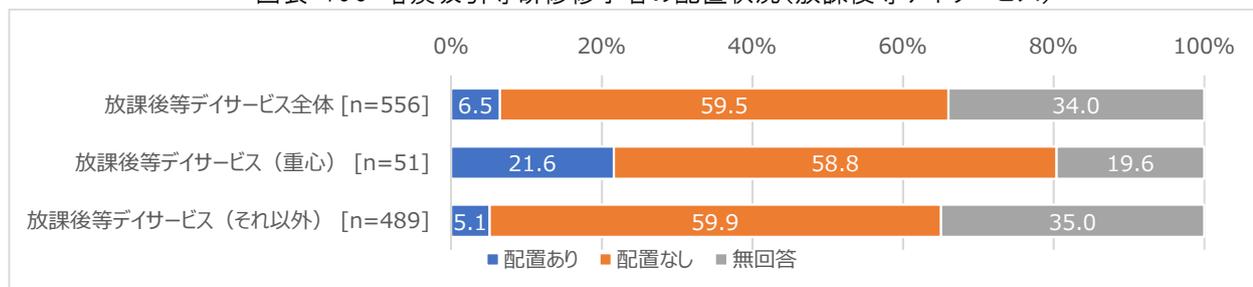
図表 194 喀痰吸引等研修修了者の配置状況(児童発達支援)



図表 195 喀痰吸引等研修修了者の配置実人数(児童発達支援)

人	児童発達支援全体 [n=32]	児童発達支援センター [n=3]	児童発達支援(重心) [n=15]	児童発達支援(それ以外) [n=12]
平均値	2.2	1.3	2.3	2.4

図表 196 喀痰吸引等研修修了者の配置状況(放課後等デイサービス)



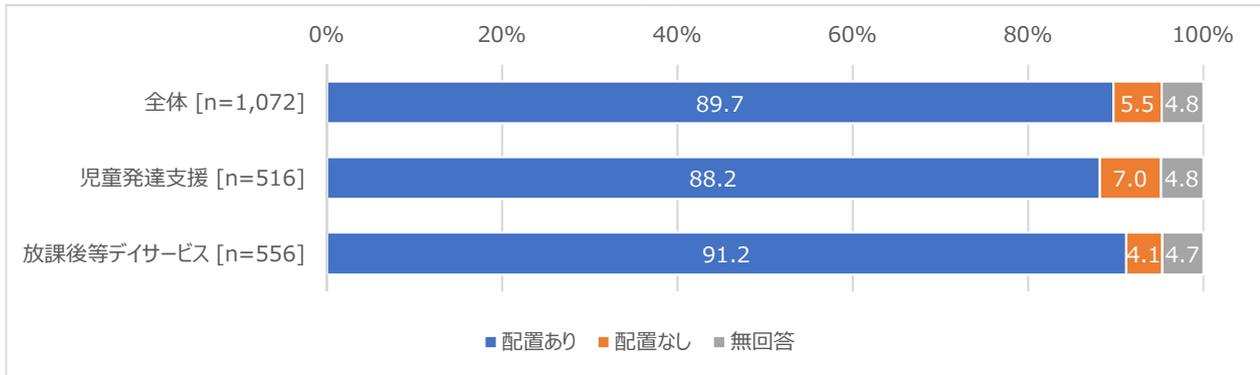
図表 197 喀痰吸引等研修修了者の配置実人数(放課後等デイサービス)

人	放課後等デイサービス全体 [n=34]	放課後等デイサービス(重心) [n=11]	放課後等デイサービス(それ以外) [n=23]
平均値	1.7	1.4	1.9

■ 児童指導員

調査対象サービスにおける児童指導員の配置状況は、「配置あり」が89.7%、「配置なし」が5.5%となっている。また、「配置あり」の事業所における児童指導員の配置実人数は、平均で3.4人となっている。

図表 198 児童指導員の配置状況



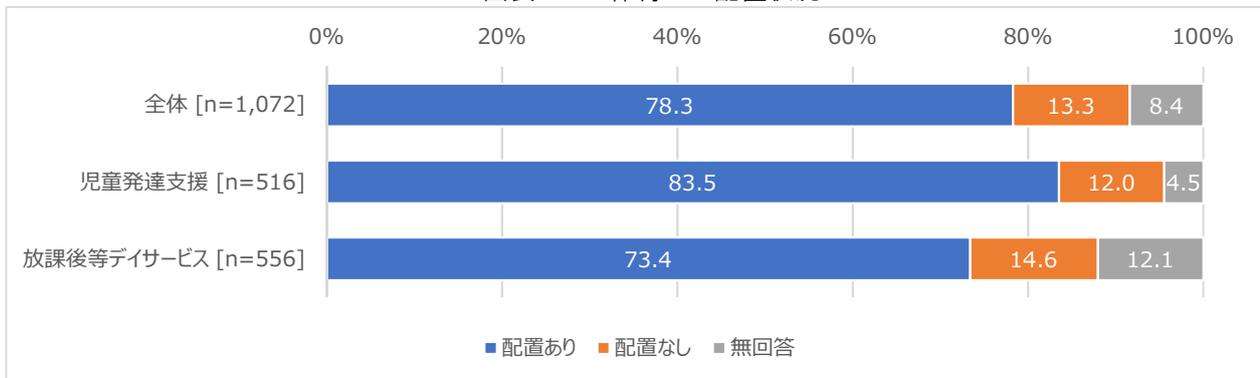
図表 199 児童指導員の配置実人数

人	全体 [n=916]	児童発達支援 [n=428]	放課後等デイサービス [n=488]
平均値	3.4	3.1	3.6

■ 保育士

調査対象サービスにおける保育士の配置状況は、「配置あり」が78.3%、「配置なし」が13.3%となっている。また、「配置あり」の事業所における保育士の配置実人数は、平均で2.4人となっている。

図表 200 保育士の配置状況



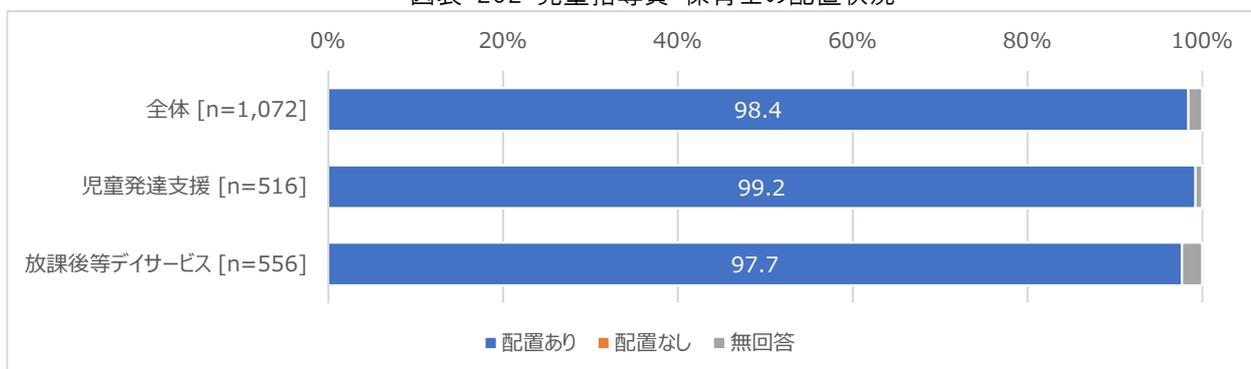
図表 201 保育士の配置実人数

人	全体 [n=794]	児童発達支援 [n=402]	放課後等デイサービス [n=392]
平均値	2.4	2.8	2.1

■ 児童指導員・保育士

児童指導員と保育士を合わせてみた場合は、「配置あり」が98.4%、配置実人数は平均で5.0人となっている。

図表 202 児童指導員・保育士の配置状況



図表 203 児童指導員・保育士の配置実人数

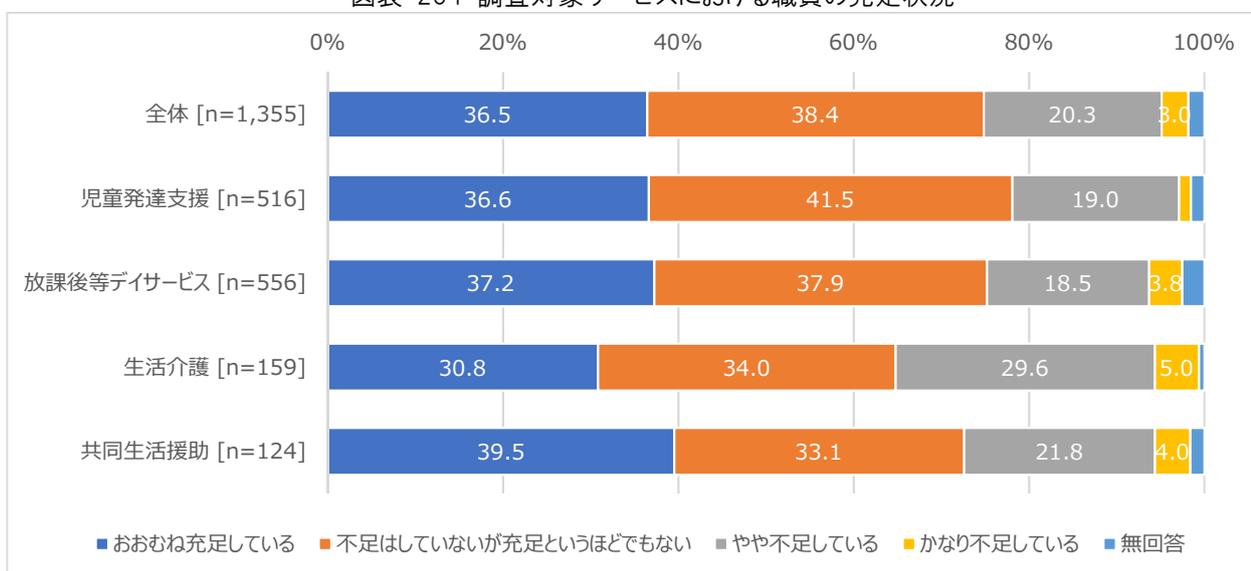
人	全体 [n=1,006]	児童発達支援 [n=485]	放課後等デイサービス [n=521]
平均値	5.0	5.1	5.0

③ 調査対象サービスにおける職員の充足状況

調査対象サービスにおける職員の充足状況は、「不足はしていないが充足というほどでもない」が38.4%と最も多く、次いで「おおむね充足している」が36.5%、「やや不足している」が20.3%となっている。

「やや不足している」及び「かなり不足している」の割合は、生活介護で34.6%と比較的高くなっている。

図表 204 調査対象サービスにおける職員の充足状況

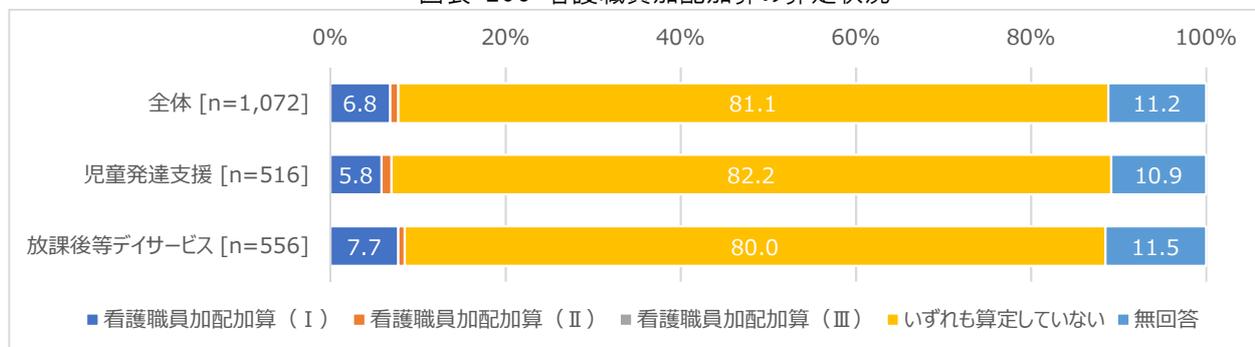


(3) 加算算定の状況

① 看護職員加配加算の算定状況

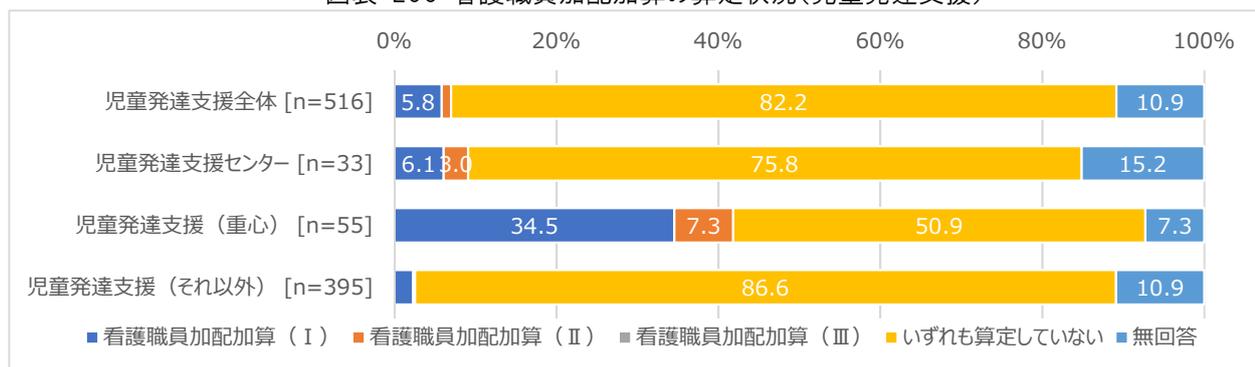
看護職員加配加算の算定状況（児童発達支援、放課後等デイサービスのみ）は、「いずれも算定していない」が81.1%となっている。算定は、「看護職員加配加算（Ⅰ）」が6.8%等となっている。

図表 205 看護職員加配加算の算定状況

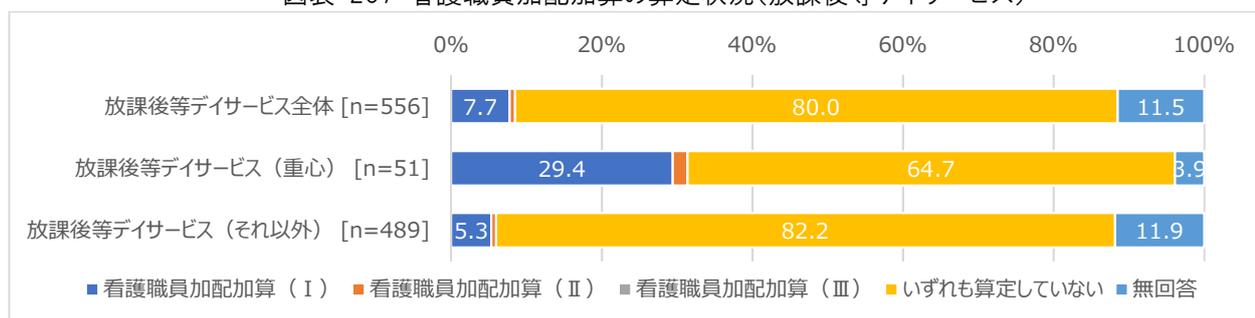


児童発達支援、放課後等デイサービスについて、類型別で見ると、いずれも主として重症心身障害児を通わせる事業所で、「看護職員加配加算（Ⅰ）」の算定が多くなっている。

図表 206 看護職員加配加算の算定状況(児童発達支援)



図表 207 看護職員加配加算の算定状況(放課後等デイサービス)



主として重症心身障害児を通わせる事業所に対して、加算届出要件の「判定スコア8点以上の前年度の障害児の数」を聞いたところ、平均で4.3人となっている。（加算の有無に関わらず、判定スコアの算出を行っている場合に回答を求めたもので、回答のあった43事業所の平均である。）

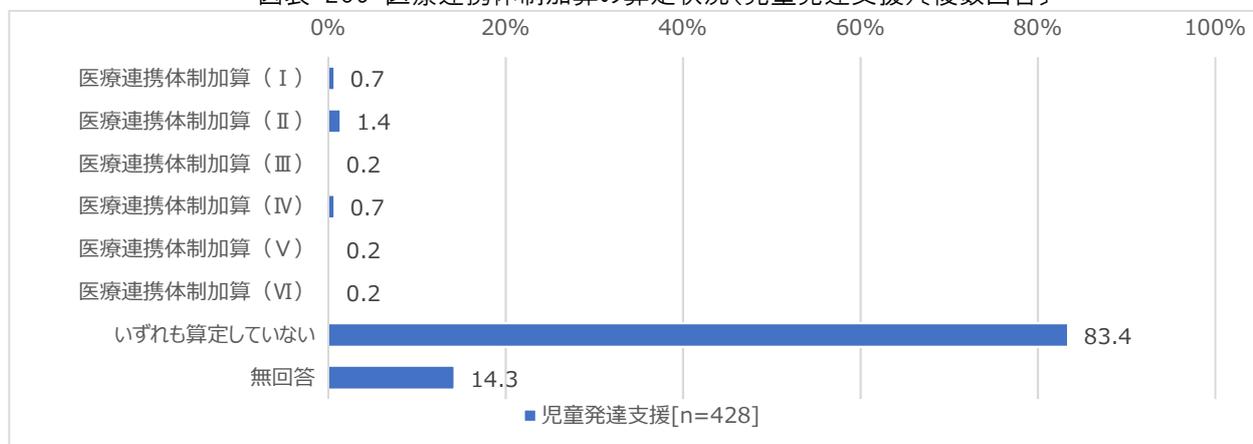
図表 208 判定スコア8点以上の前年度の障害児の数

人	全体 [n=43]	児童発達支援 [n=22]	放課後等デイサービス [n=21]
平均値	4.3	4.6	3.9

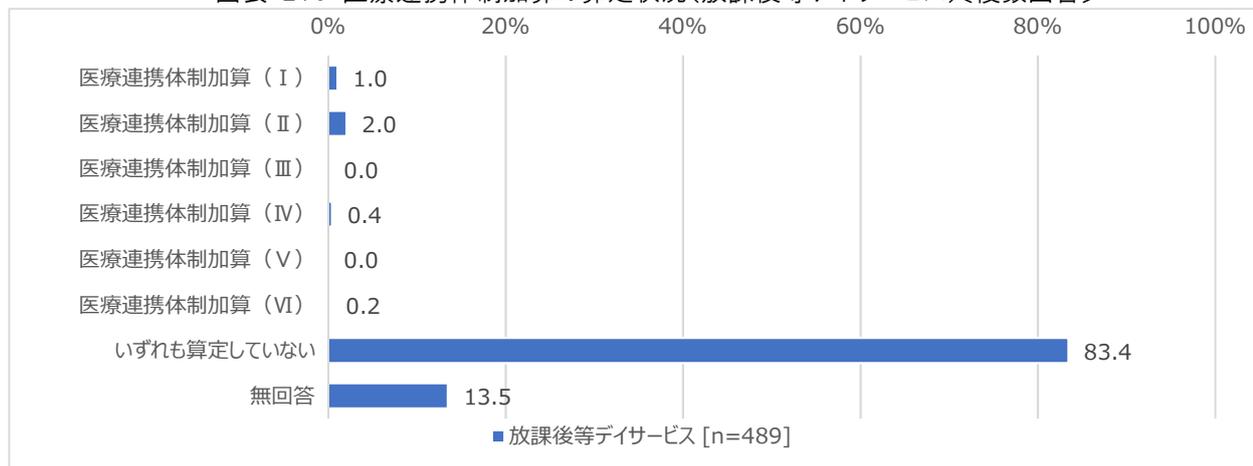
②医療連携体制加算の算定状況

医療連携体制加算の算定状況（児童発達支援、放課後等デイサービス、共同生活援助）は、いずれのサービスも、「いずれも算定していない」が多くなっている。サービス別では、共同生活援助で「医療連携体制加算（Ⅴ）」の算定が比較的多くなっている。

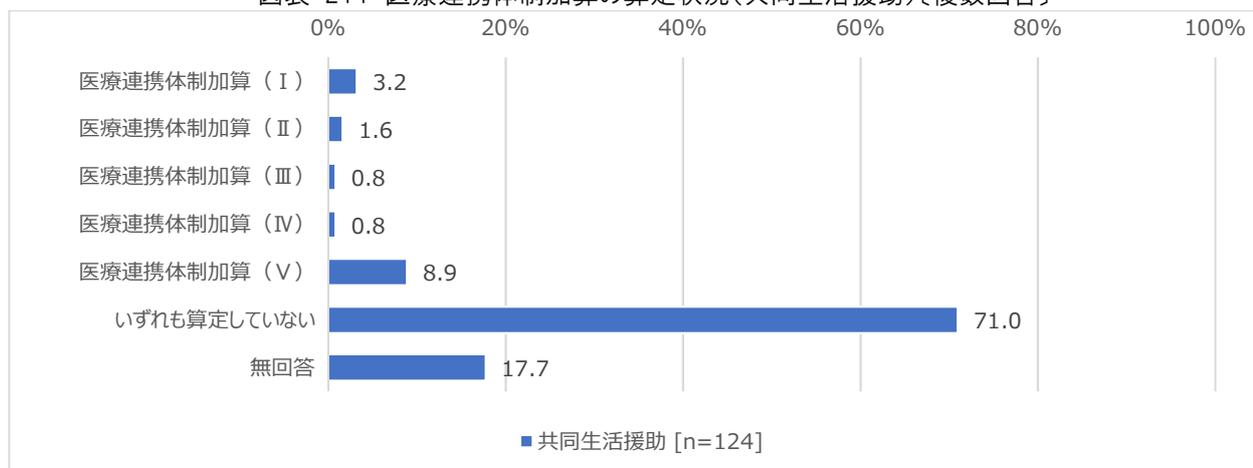
図表 209 医療連携体制加算の算定状況(児童発達支援)[複数回答]



図表 210 医療連携体制加算の算定状況(放課後等デイサービス)[複数回答]



図表 211 医療連携体制加算の算定状況(共同生活援助)[複数回答]



③看護職員配置加算の算定状況

看護職員配置加算の算定状況（共同生活援助のみ）は、「算定している」が54.8%、「算定していない」が41.9%となっている。

図表 212 看護職員配置加算の算定状況



④常勤看護職員等配置加算の算定状況

常勤看護職員等配置加算の算定状況（生活介護のみ）は、「常勤看護職員等配置加算（Ⅰ）」が59.1%、「常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）」が34.6%、「いずれも算定していない」が2.5%となっている。

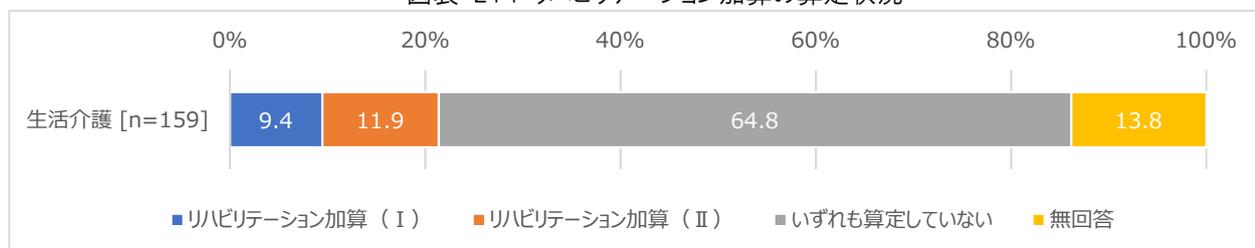
図表 213 常勤看護職員等配置加算の算定状況



⑤リハビリテーション加算の算定状況

リハビリテーション加算の算定状況（生活介護のみ）は、「いずれも算定していない」が64.8%、「リハビリテーション加算（Ⅱ）」が11.9%、「リハビリテーション加算（Ⅰ）」が9.4%となっている。

図表 214 リハビリテーション加算の算定状況



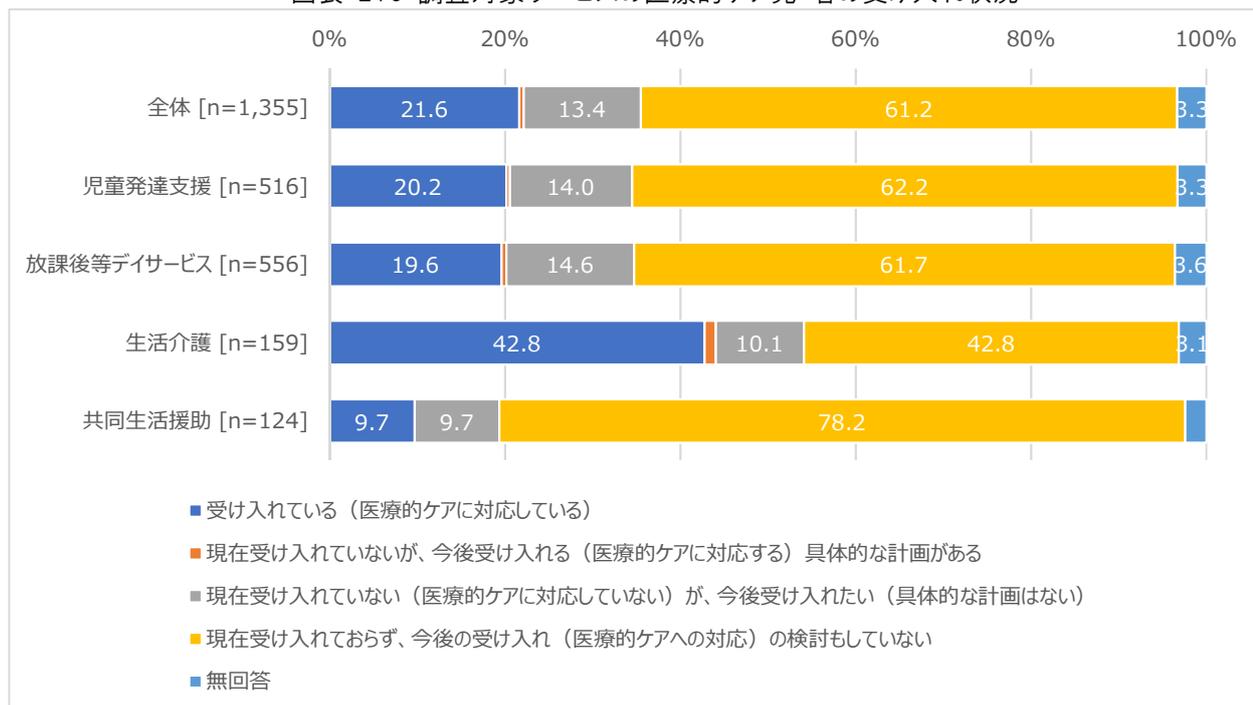
(4) 医療的ケア児・者受け入れの状況

①調査対象サービスの医療的ケア児・者の受け入れ状況

調査対象サービスにおける医療的ケア児・者の受け入れ状況は、「現在受け入れておらず、今後の受け入れ（医療的ケアへの対応）の検討もしていない」が61.2%と最も多く、次いで「受け入れている（医療的ケアに対応している）」が21.6%、「現在受け入れていない（医療的ケアに対応していない）が、今後受け入れたい（具体的な計画はない）」が13.4%となっている。

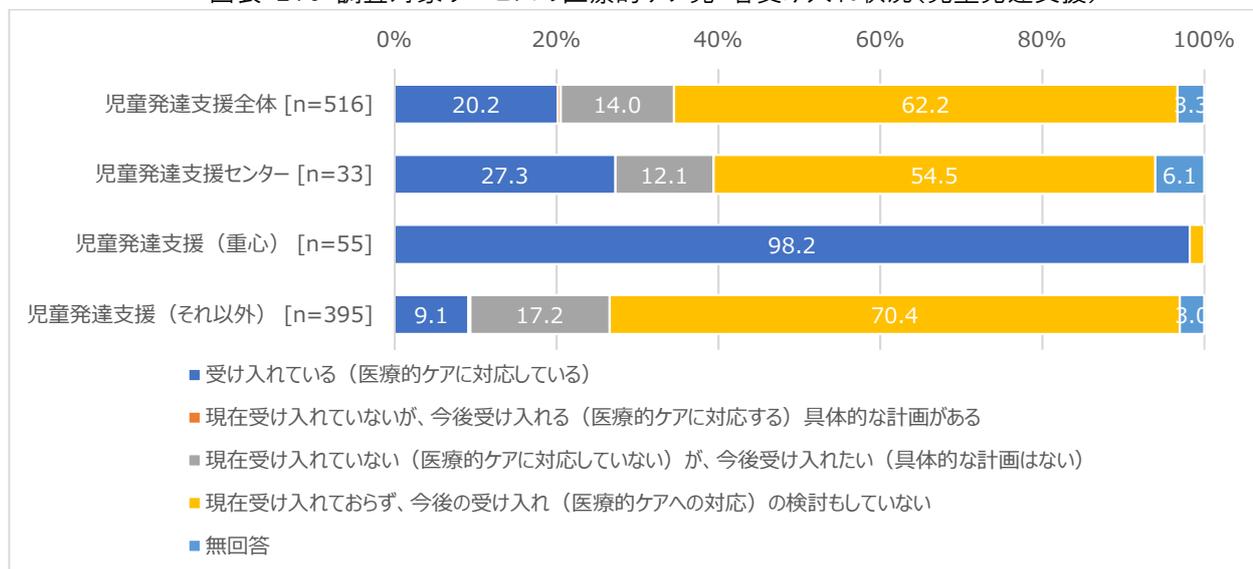
「受け入れている（医療的ケアに対応している）」の割合は、生活介護で42.8%と高くなっている。

図表 215 調査対象サービスの医療的ケア児・者の受け入れ状況

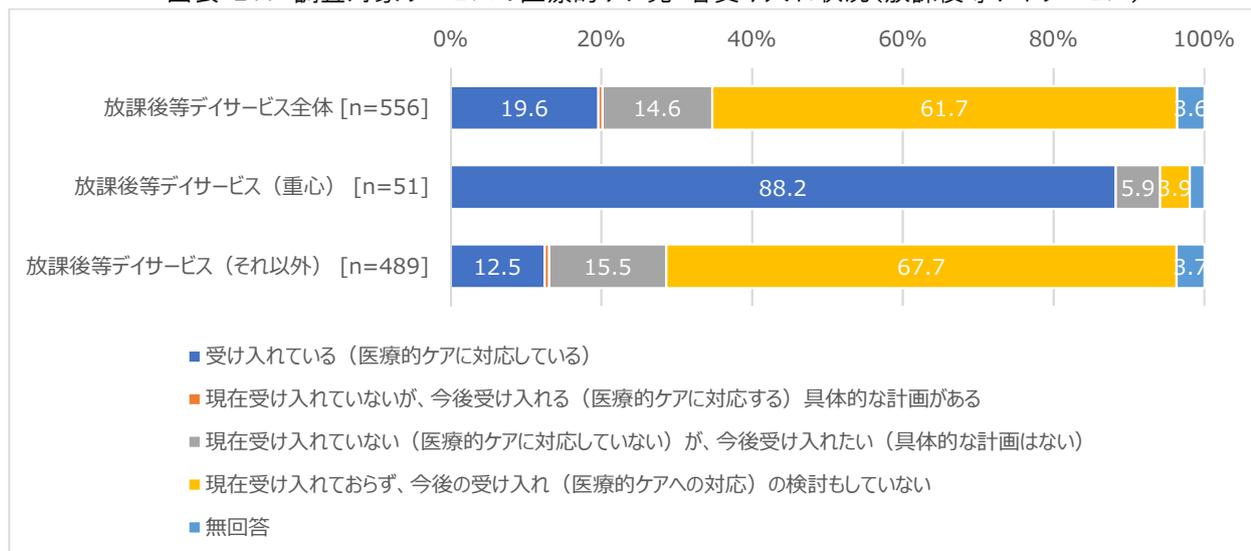


児童発達支援、放課後等デイサービスについて、類型別で見ると、いずれも主として重症心身障害児を通わせる事業所で、「受け入れている（医療的ケアに対応している）」が多くなっている。

図表 216 調査対象サービスの医療的ケア児・者受け入れ状況(児童発達支援)

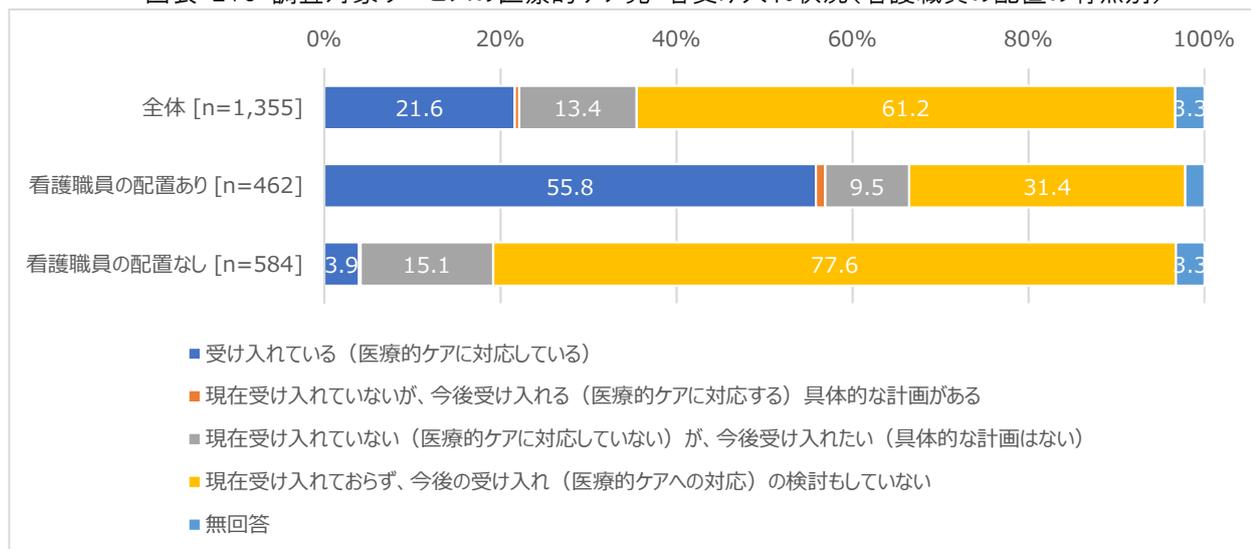


図表 217 調査対象サービスの医療的ケア児・者受け入れ状況(放課後等デイサービス)



調査対象サービスにおける看護職員の配置状況で、医療的ケア児・者受け入れ状況を見ると、看護職員の配置のある事業所では、「受け入れている (医療的ケアに対応している)」が多くなっている。

図表 218 調査対象サービスの医療的ケア児・者受け入れ状況(看護職員の配置の有無別)

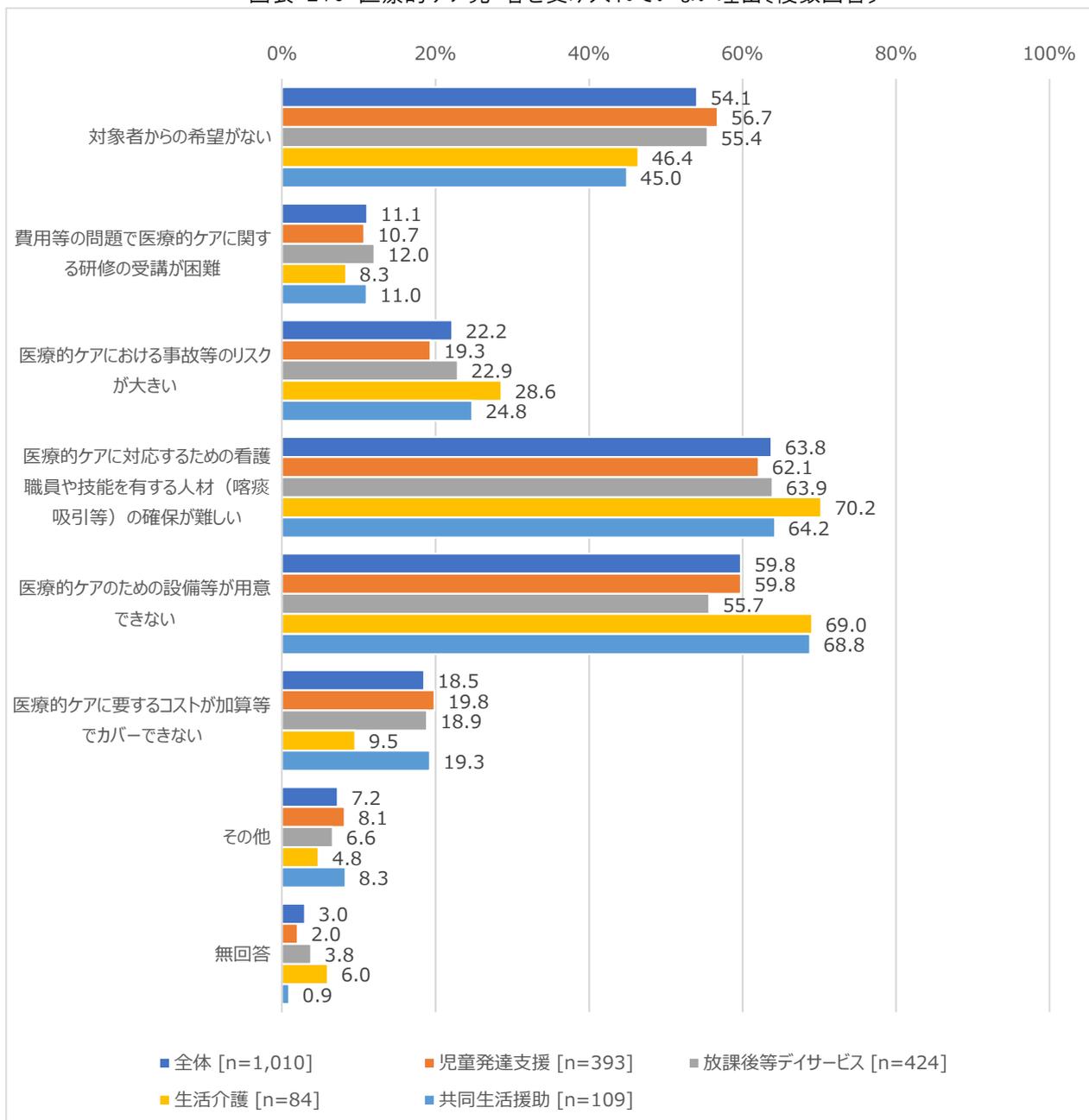


②医療的ケア児・者を受け入れていない理由

この設問は、医療的ケア児・者受け入れ状況で「現在受け入れていない（医療的ケアに対応していない）が、今後受け入れたい（具体的な計画はない）」「現在受け入れておらず、今後の受け入れ（医療的ケアへの対応）の検討もしていない」と回答した事業所に聞いたものである。

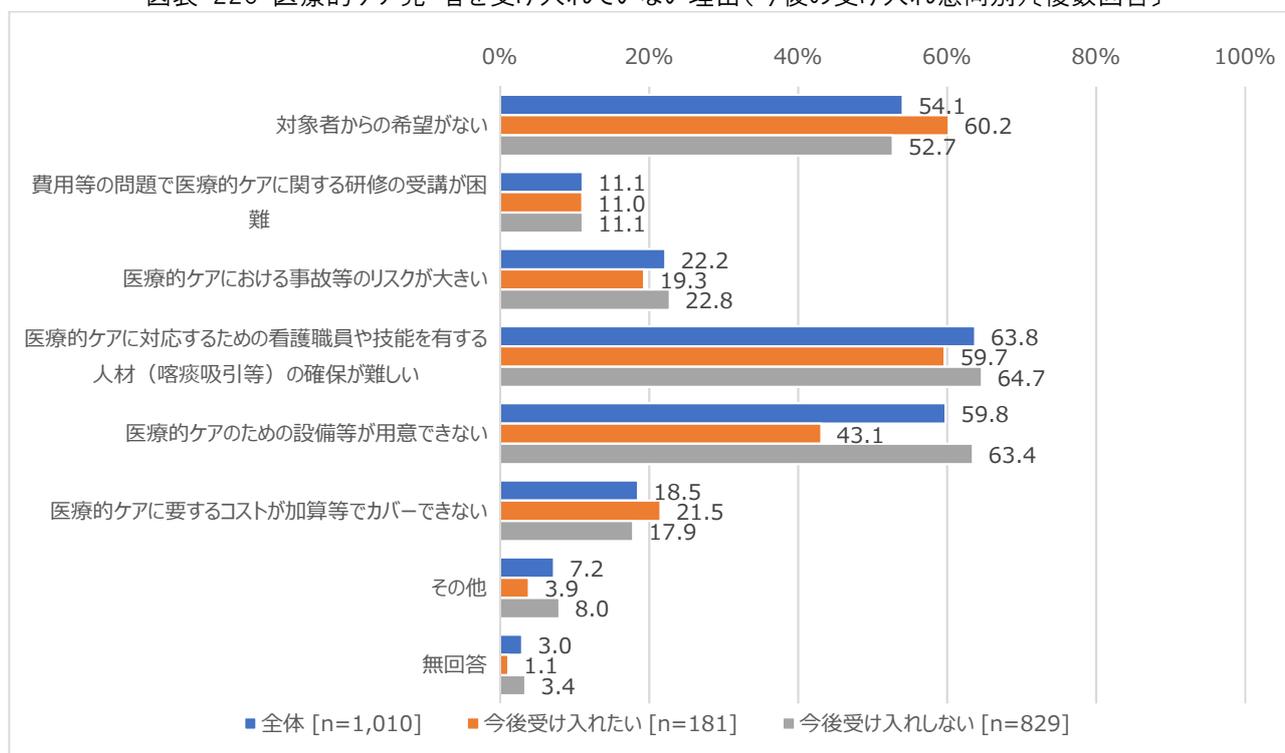
医療的ケア児・者を受け入れていない事業所に、その理由を聞いたところ、「医療的ケアに対応するための看護職員や技能を有する人材（喀痰吸引等）の確保が難しい」が63.8%と最も多く、次いで「医療的ケアのための設備等が用意できない」が59.8%、「対象者からの希望がない」が54.1%となっている。

図表 219 医療的ケア児・者を受け入れていない理由〔複数回答〕



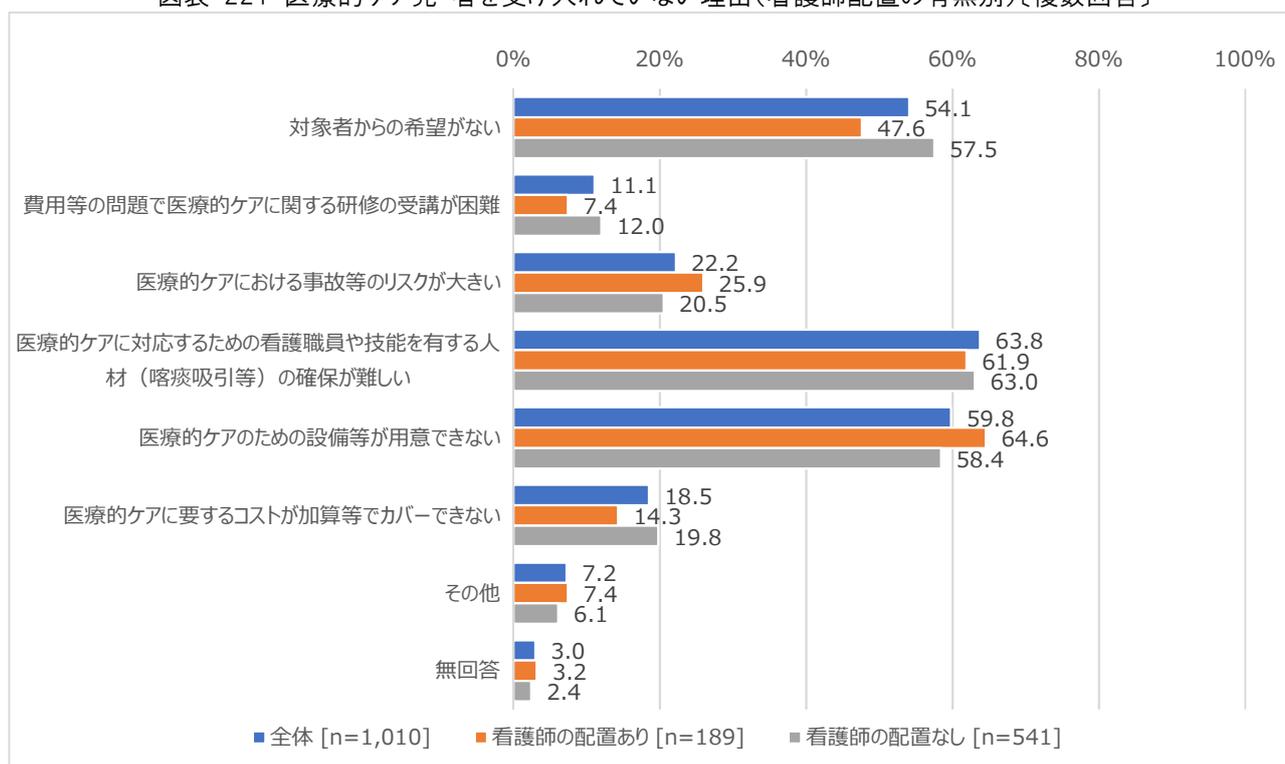
今後の受け入れ意向の別で、医療的ケア児・者を受け入れていない理由を見ると、今後受け入れしない（受け入れを検討していない）という事業所で、「医療的ケアのための設備等が用意できない」の割合が比較的高くなっている。

図表 220 医療的ケア児・者を受け入れていない理由(今後の受け入れ意向別)[複数回答]



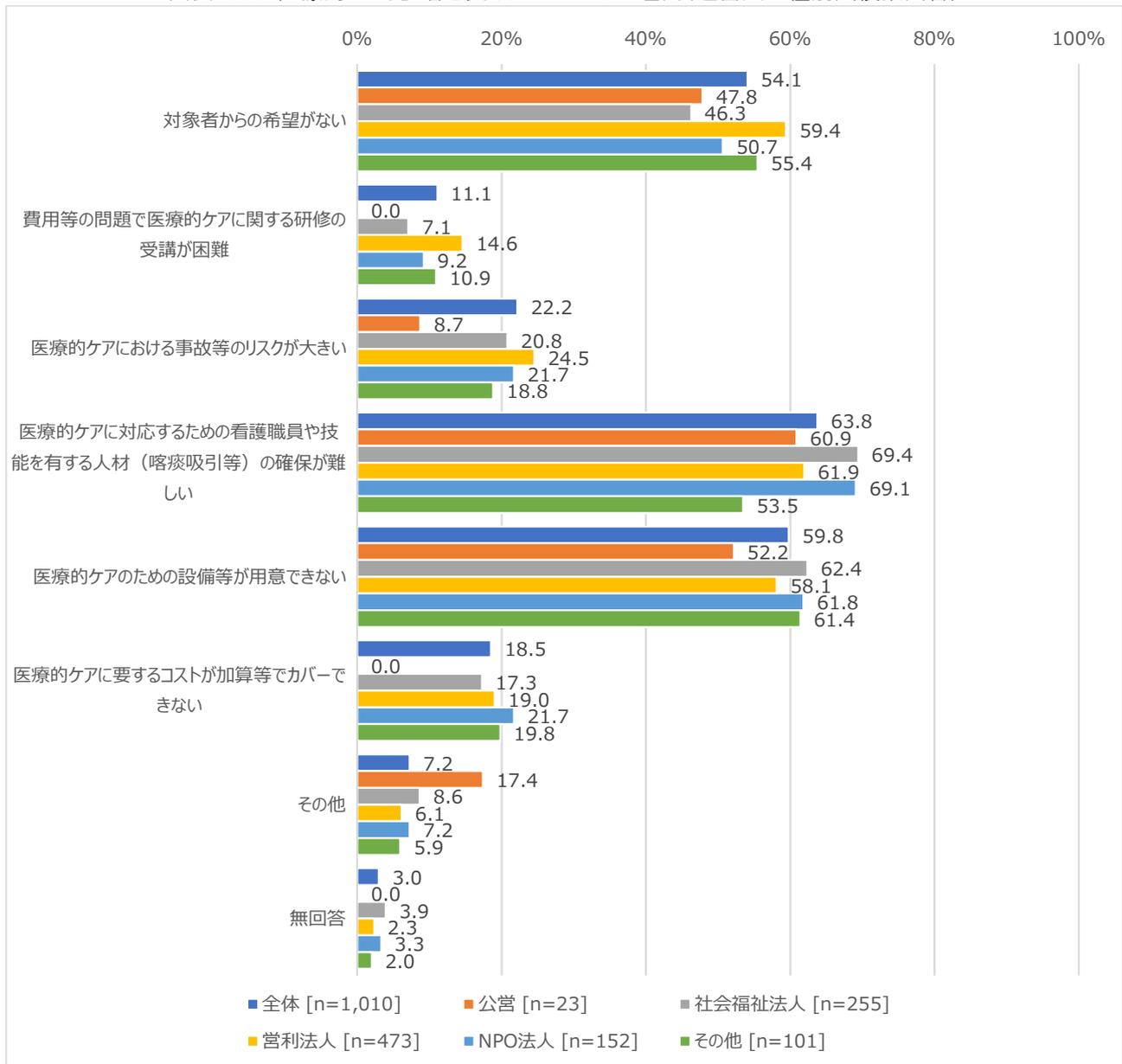
看護師の配置の有無別で見ると、看護師配置のない事業所で「対象者からの希望がない」の割合が比較的高くなっている。

図表 221 医療的ケア児・者を受け入れていない理由(看護師配置の有無別)[複数回答]



運営法人種別で見ると、営利法人で、「対象者からの希望がない」の割合が他と比べて高い傾向が見られる。

図表 222 医療的ケア児・者を受け入れていない理由(運営法人種別)〔複数回答〕



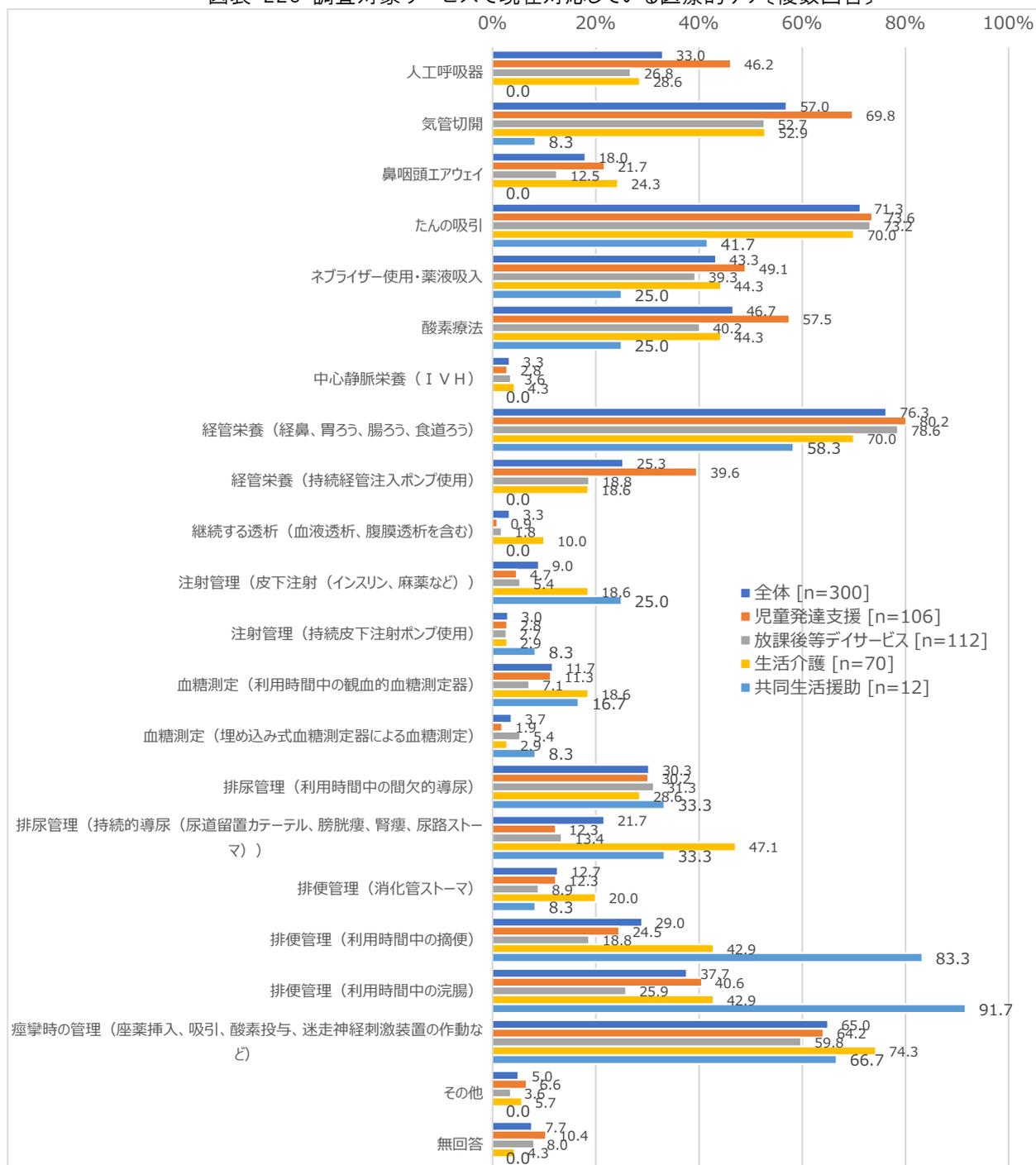
(5) 医療的ケア児・者を受け入れている事業所の状況

以降の設問は、医療的ケア児・者受け入れ状況で「受け入れている（医療的ケアに対応している）」「現在受け入れているが、今後受け入れる（医療的ケアに対応する）具体的な計画がある」と回答した事業所に聞いたものである。

①調査対象サービスで現在対応している医療的ケア

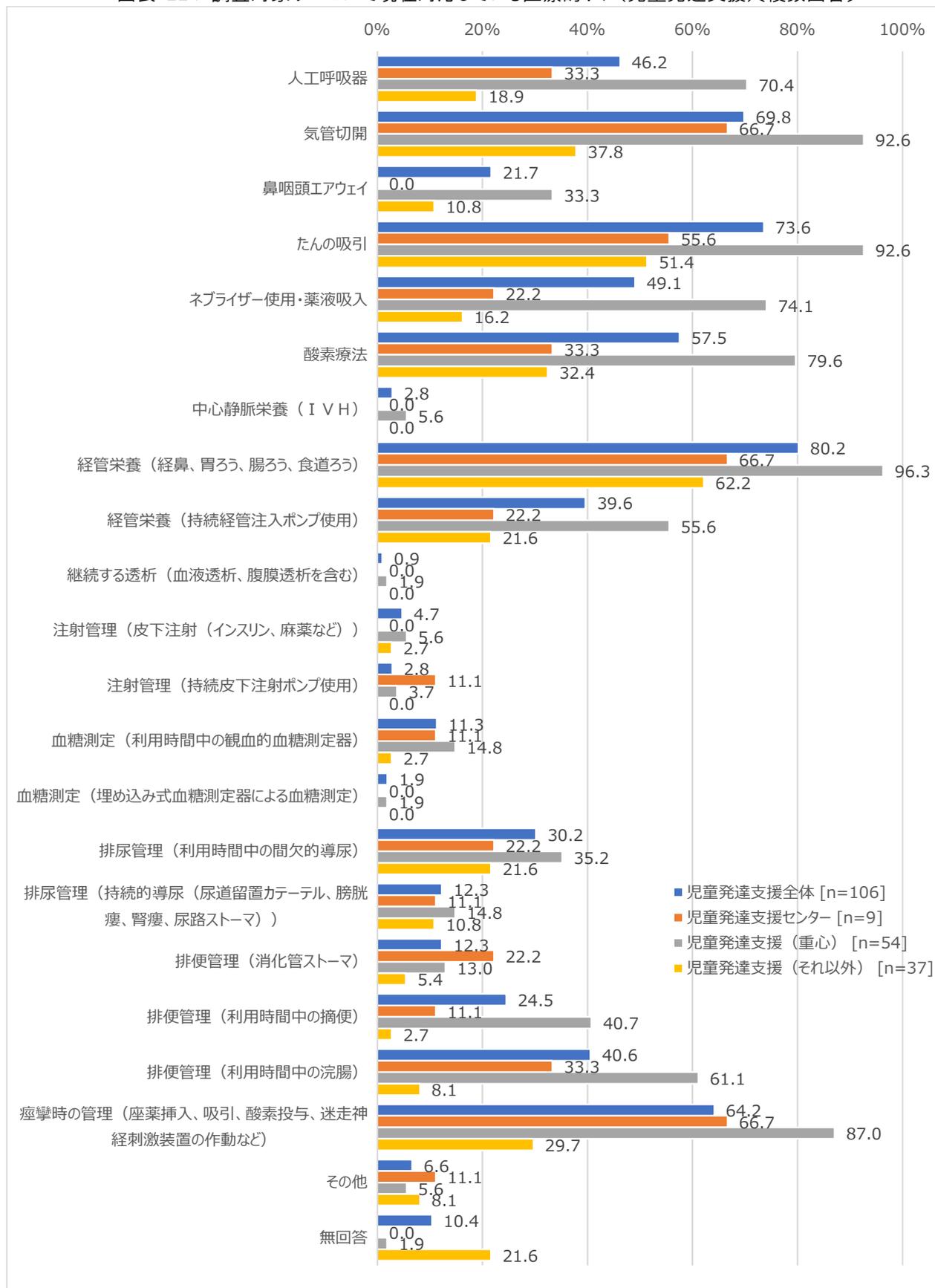
調査対象サービスで現在対応している医療的ケアとしては、「経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう、食道ろう）」が76.3%と最も多く、次いで「たんの吸引」が71.3%、「痙攣時の管理（座薬挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動など）」が65.0%となっている。

図表 223 調査対象サービスで現在対応している医療的ケア〔複数回答〕

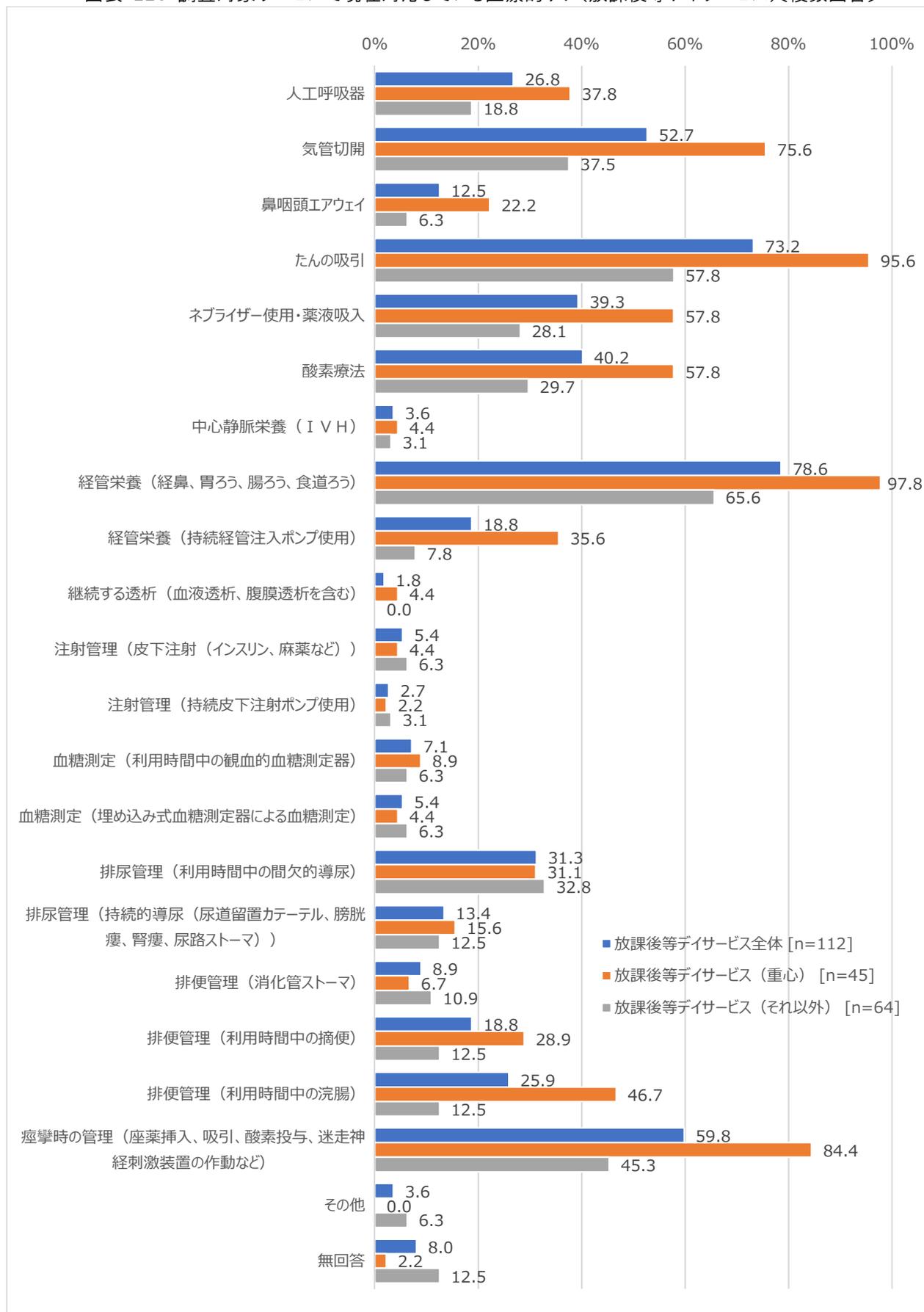


児童発達支援、放課後等デイサービスについて、類型別で見ると、いずれも主として重症心身障害児を通わせる事業所で、全般的に医療的ケアの対応割合が高くなっている。

図表 224 調査対象サービスで現在対応している医療的ケア(児童発達支援)[複数回答]

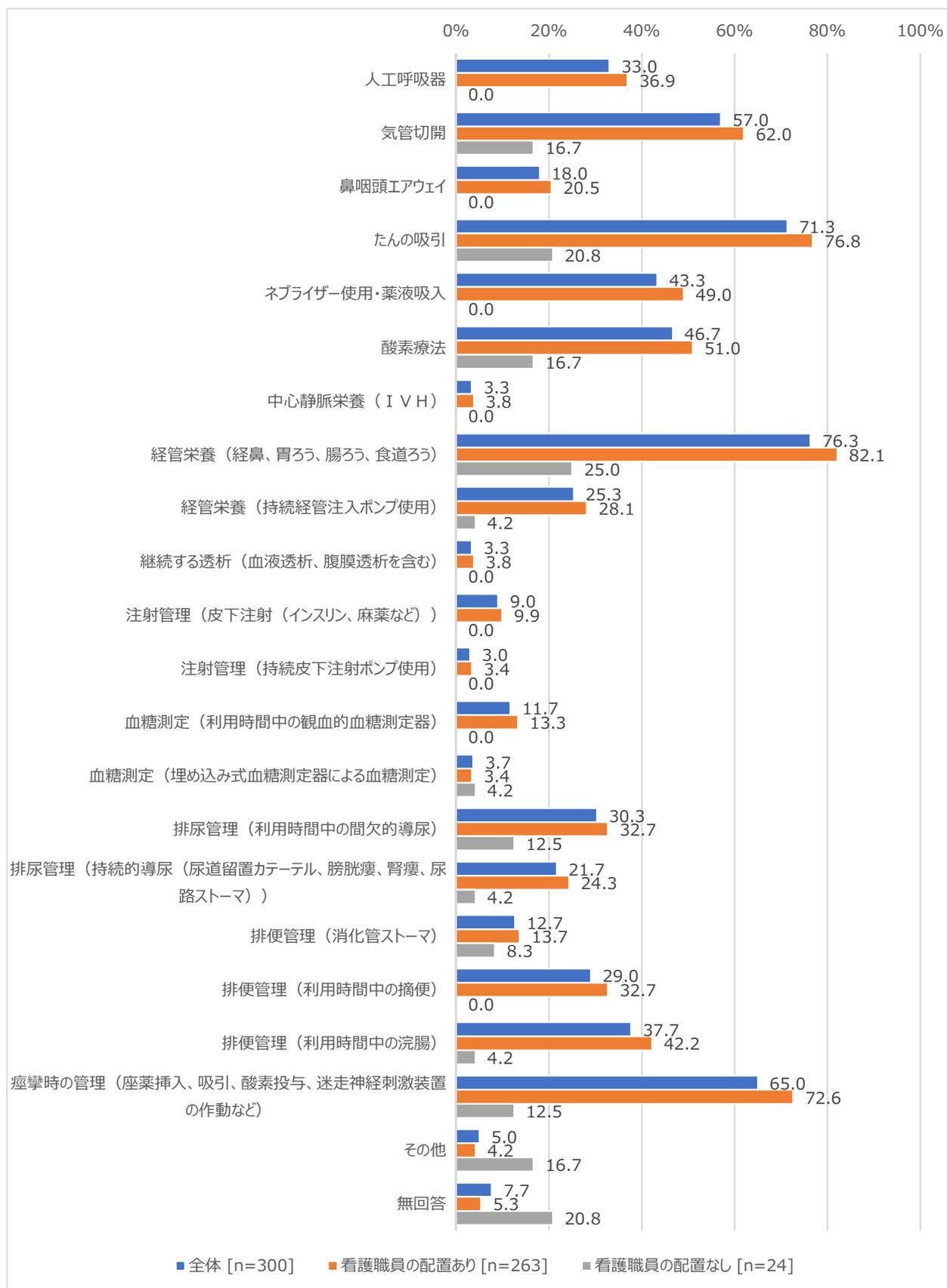


図表 225 調査対象サービスで現在対応している医療的ケア(放課後等デイサービス)[複数回答]



調査対象サービスにおける看護師配置の有無で見ると、看護師配置のある事業所で、全般的に医療的ケアの対応割合が高くなっている。

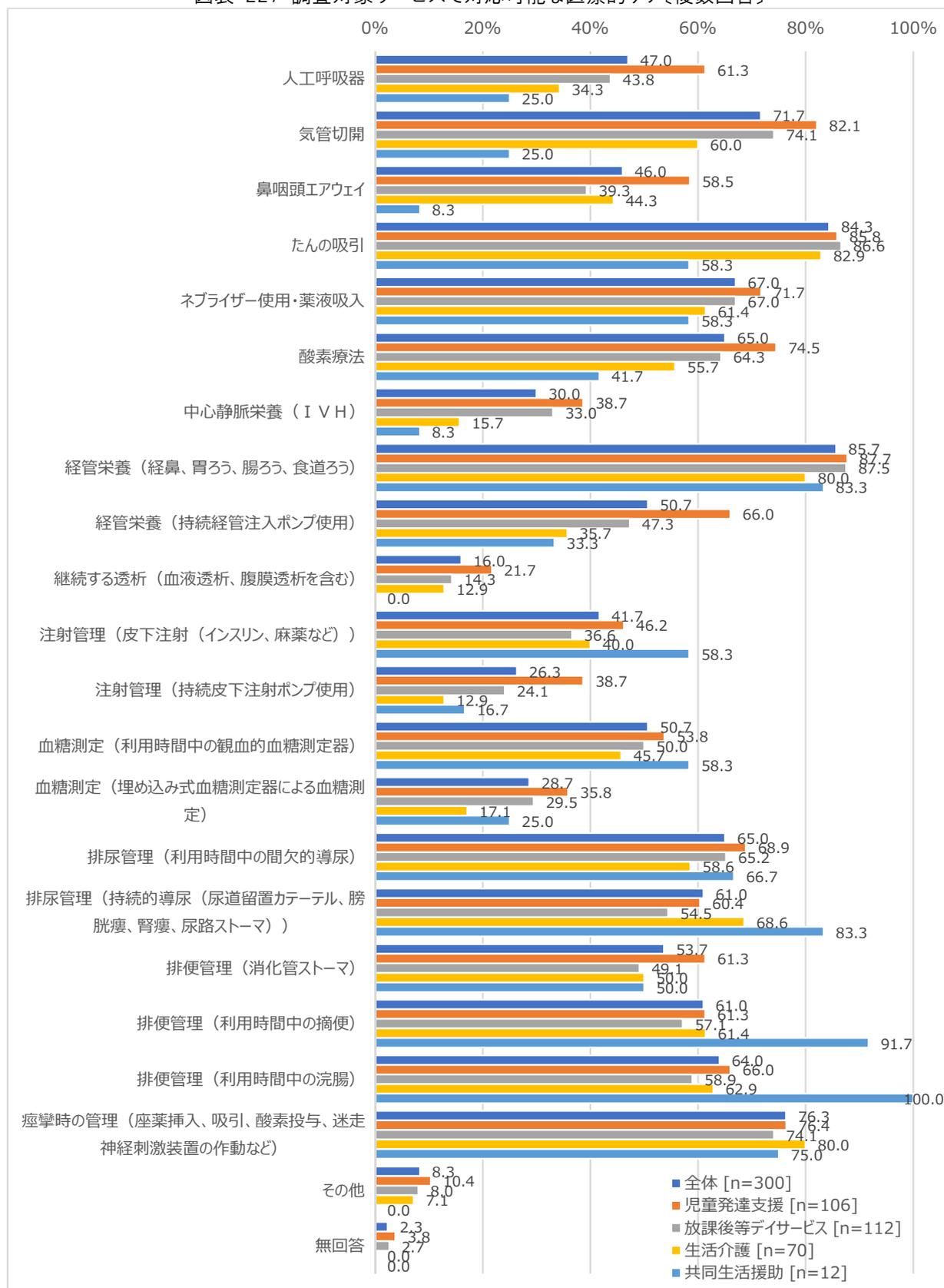
図表 226 調査対象サービスで現在対応している医療的ケア(看護師配置の有無別)〔複数回答〕



②調査対象サービスで対応可能な医療的ケア

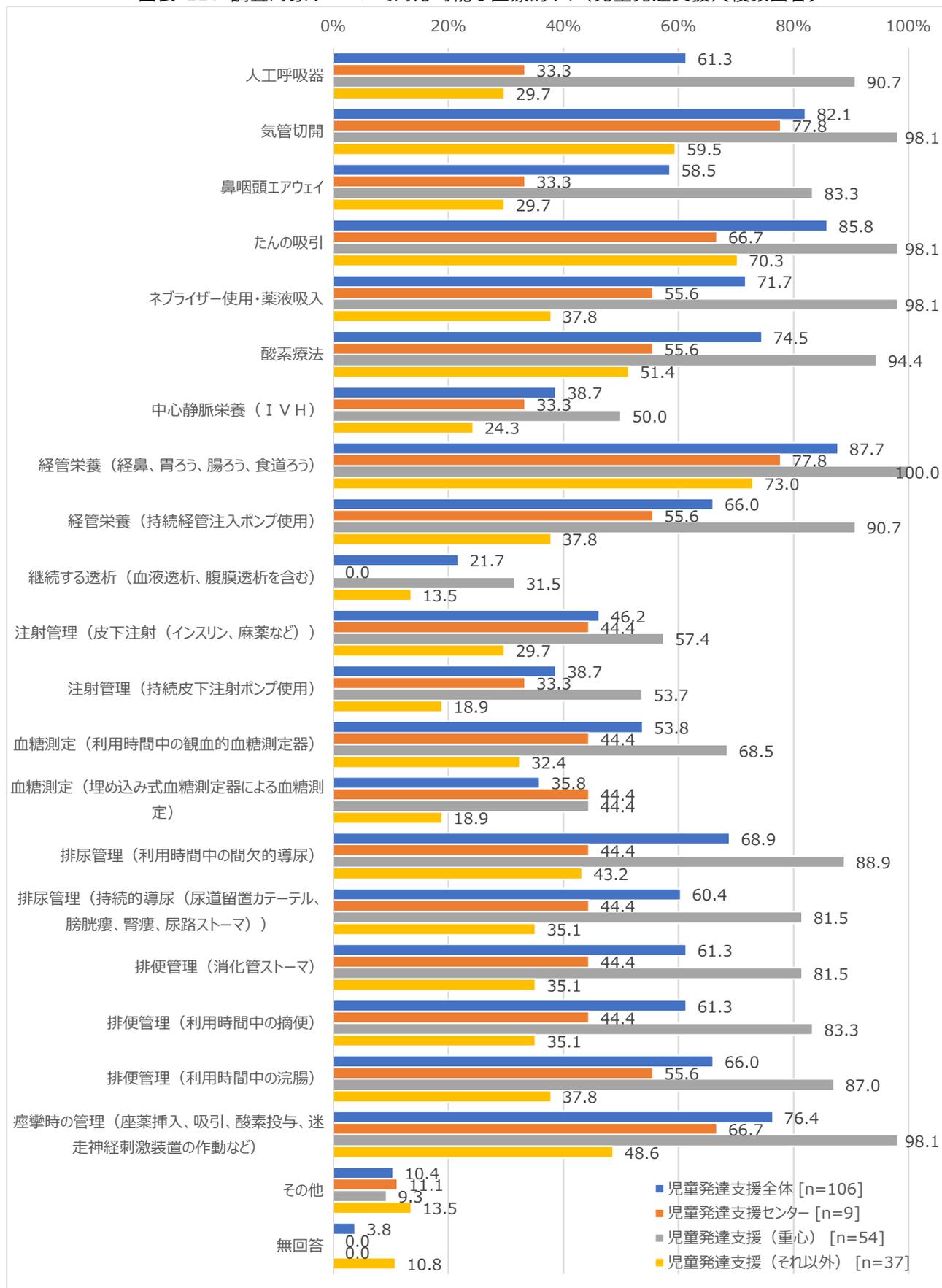
調査対象サービスで対応可能な医療的ケアは、「経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう、食道ろう）」が85.7%と最も多く、次いで「たんの吸引」が84.3%、「痙攣時の管理（座薬挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動など）」が76.3%、「気管切開」が71.7%等となっている。

図表 227 調査対象サービスで対応可能な医療的ケア〔複数回答〕

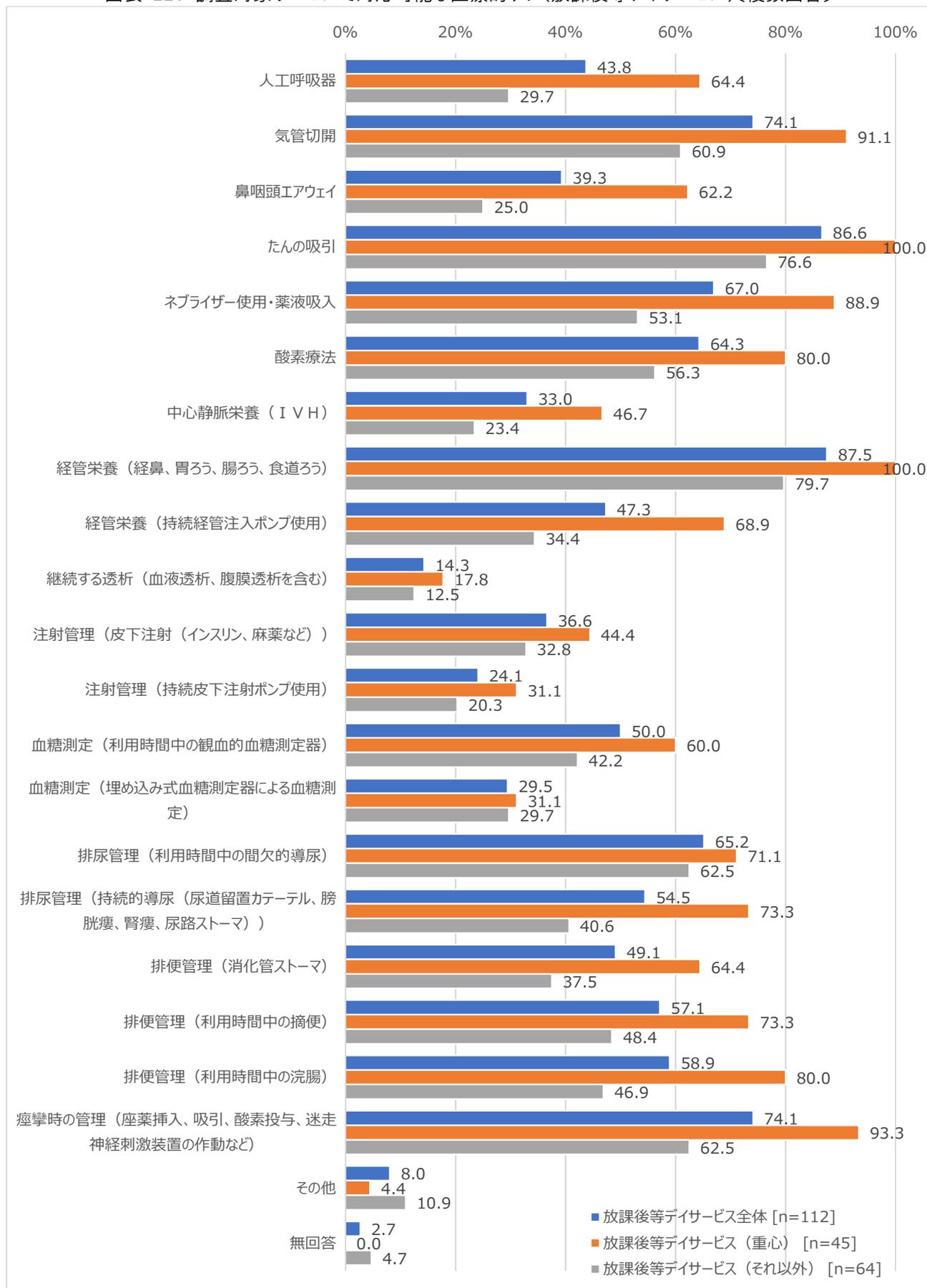


児童発達支援、放課後等デイサービスについて、類型別で見ると、いずれも主として重症心身障害児を通わせる事業所で、全般的に医療的ケアの対応割合が高くなっている。

図表 228 調査対象サービスで対応可能な医療的ケア(児童発達支援)[複数回答]

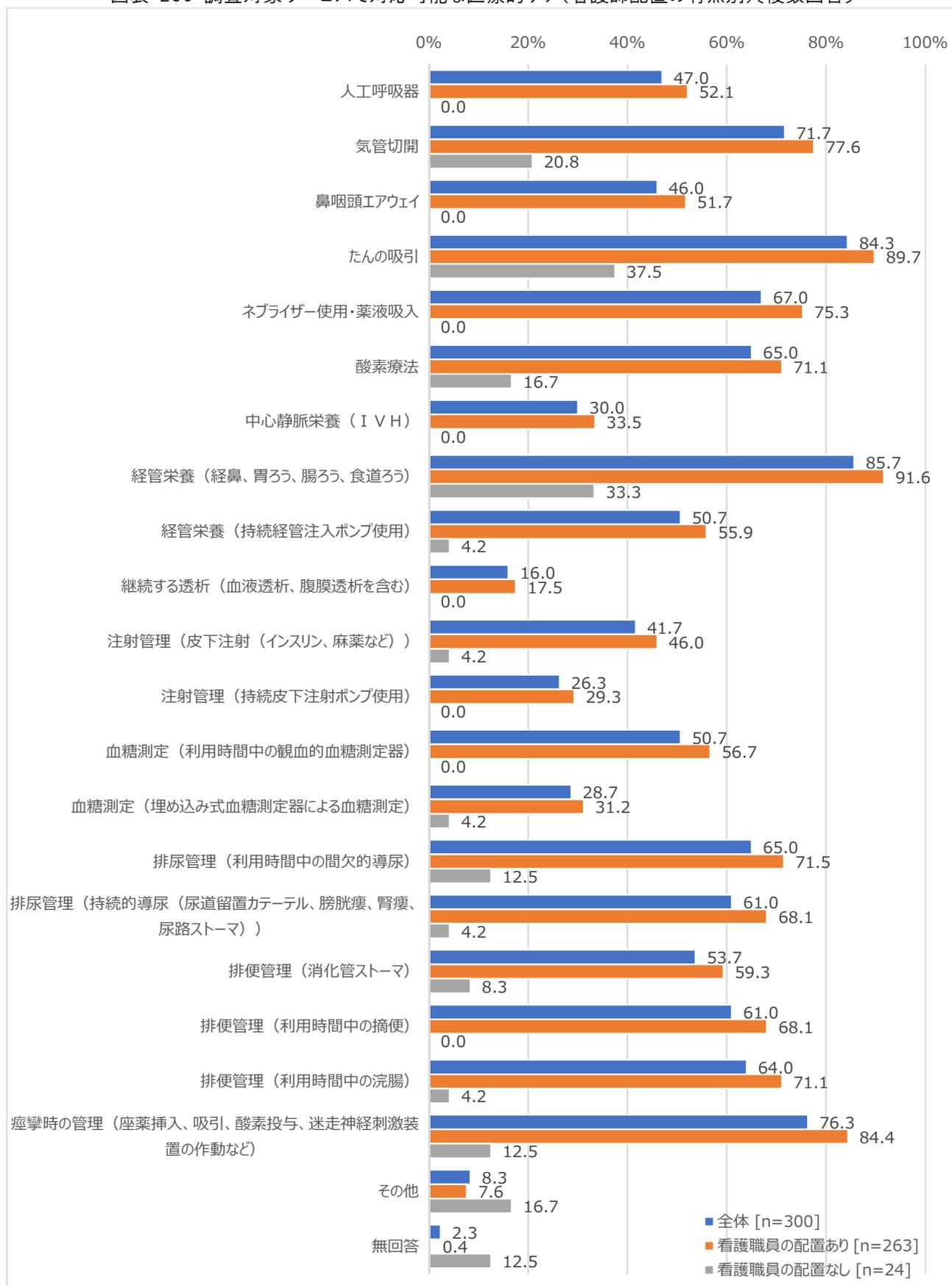


図表 229 調査対象サービスで対応可能な医療的ケア(放課後等デイサービス)[複数回答]



調査対象サービスにおける看護師配置の有無で見ると、看護師配置のある事業所で、全般的に医療的ケアの対応可能割合が高くなっている。

図表 230 調査対象サービスで対応可能な医療的ケア(看護師配置の有無別)[複数回答]

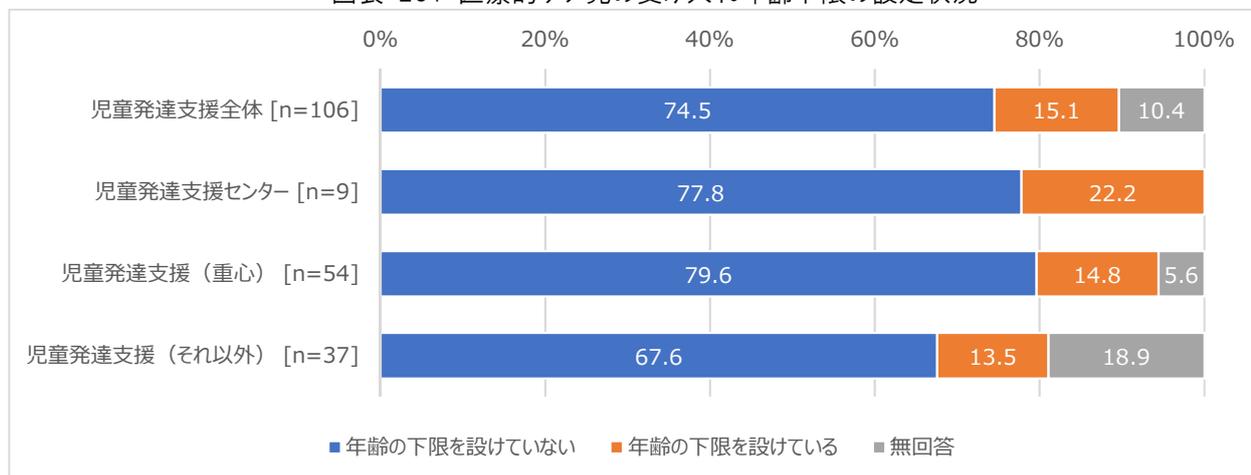


③医療的ケア児の受け入れ年齢下限の設定状況

児童発達支援で医療的ケア児の受け入れに関し、利用者の年齢の下限を設けているかを聞いたところ、「年齢の下限を設けていない」が74.5%、「年齢の下限を設けている」が15.1%となっている。類型別で見ると、児童発達支援（それ以外）の事業所で、「年齢の下限を設けていない」が他と比べて少なくなっている。

「年齢の下限を設けている」と回答した事業所に、受け入れ年齢の下限を聞いたところ、平均で1.5歳、年齢幅は10か月～3歳だった。

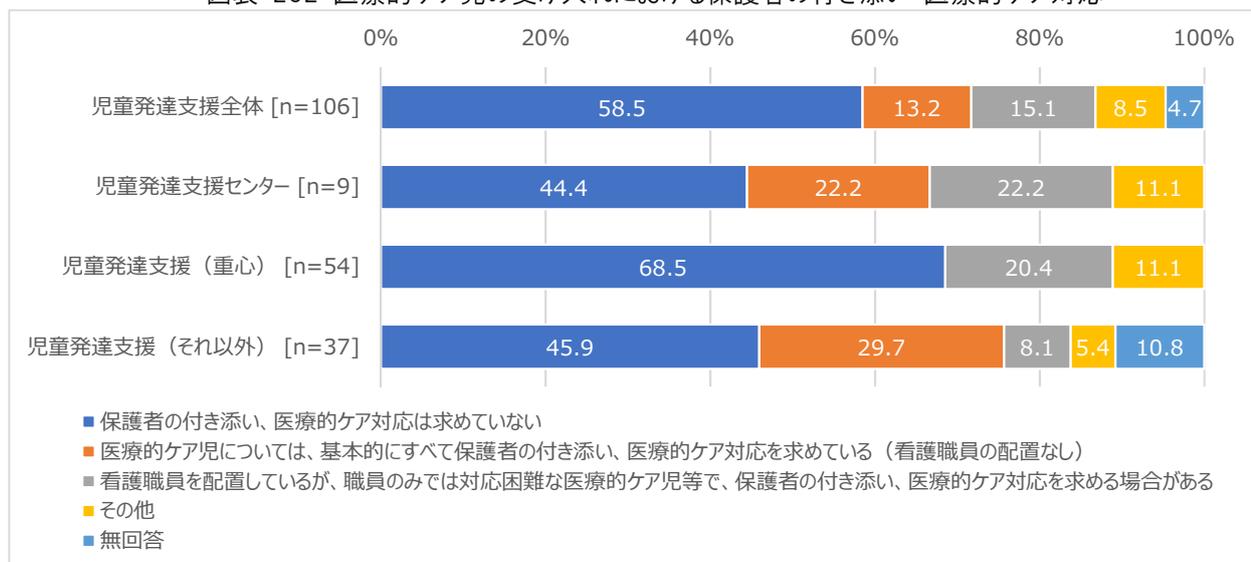
図表 231 医療的ケア児の受け入れ年齢下限の設定状況



④医療的ケア児の受け入れにおける保護者の付き添い・医療的ケア対応

児童発達支援における医療的ケア児の受け入れにおける保護者の付き添い・医療的ケア対応は、「保護者の付き添い、医療的ケア対応は求めていない」が58.5%と多くなっている。「看護職員を配置しているが、職員のみでは対応困難な医療的ケア児等で、保護者の付き添い、医療的ケア対応を求める場合がある」は15.1%となっている。類型別で見ると、主として重症心身障害児を通わせる事業所で、「保護者の付き添い、医療的ケア対応は求めていない」が他と比べて多くなっている。

図表 232 医療的ケア児の受け入れにおける保護者の付き添い・医療的ケア対応



「看護職員を配置しているが、職員のみでは対応困難な医療的ケア児等で、保護者の付き添い、医療的ケア対応を求める場合がある」について、その具体的な内容を自由記入で聞いたところ、回答は以下のとおりである。

図表 233 保護者の付き添い、医療的ケア対応を求める場面

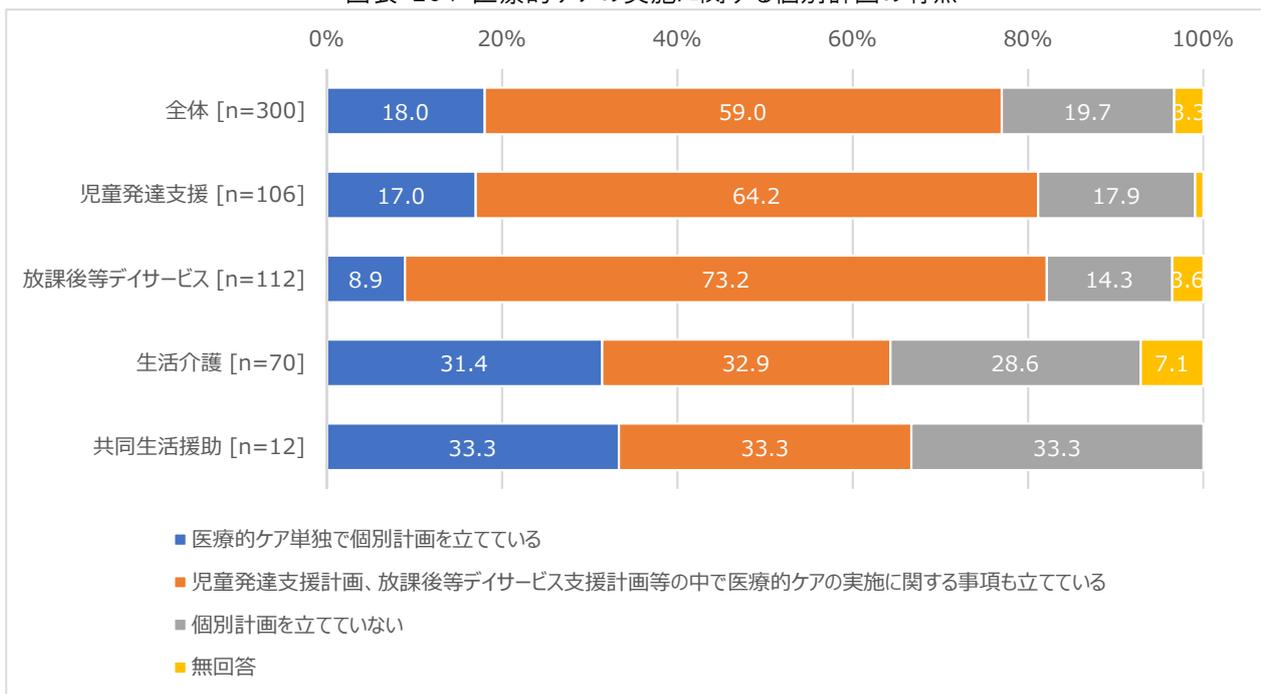
回答内容
初回利用時のみ保護者の付き添いを求めている
基本的に保護者付き添いは求めているが、新規の場合、段階的に離れて頂いている
0-2歳児は保護者対応。3歳児以降は看護師対応
医ケア児以外も親子通園としている
医療的ケアは求めているが別室にて休養、緊急時対応のため待機して頂いている
対応できる看護師不在の時に、保護者の対応を求めている

⑤医療的ケアの実施に関する個別計画の有無

医療的ケアの実施に関する個別計画の有無を聞いたところ、「児童発達支援計画、放課後等デイサービス支援計画等の中で医療的ケアの実施に関する事項も立てている」が59.0%と最も多く、次いで「個別計画を立てていない」が19.7%、「医療的ケア単独で個別計画を立てている」が18.0%となっている。

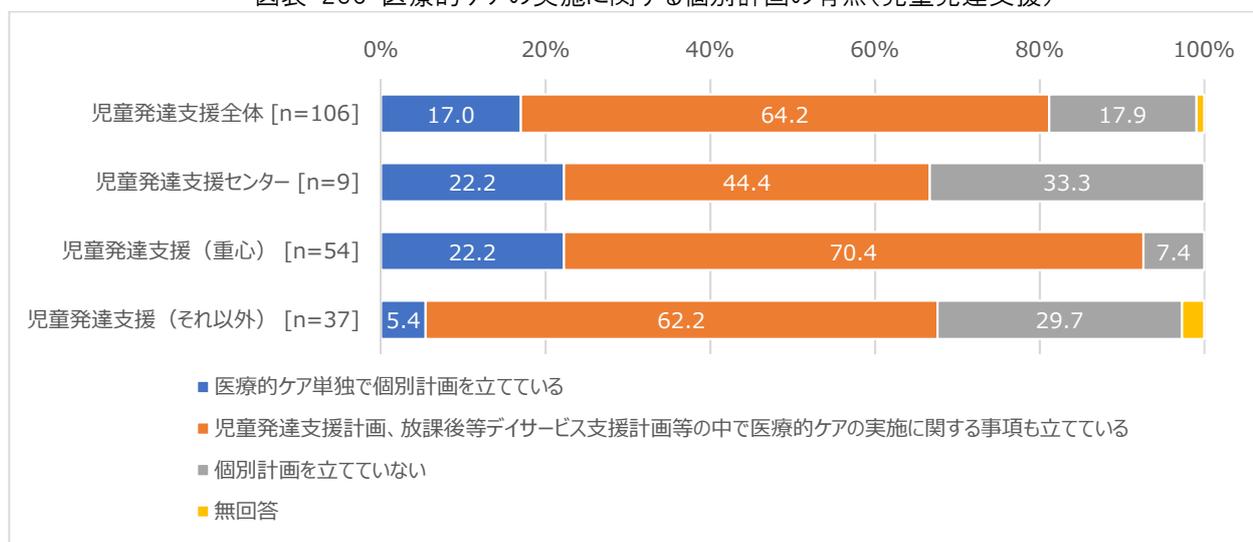
児童発達支援、放課後等デイサービスでは「児童発達支援計画、放課後等デイサービス支援計画等の中で医療的ケアの実施に関する事項も立てている」が6~7割と比較的高い一方で、生活介護、共同生活援助では「医療的ケア単独で個別計画を立てている」が約3割となっている。

図表 234 医療的ケアの実施に関する個別計画の有無

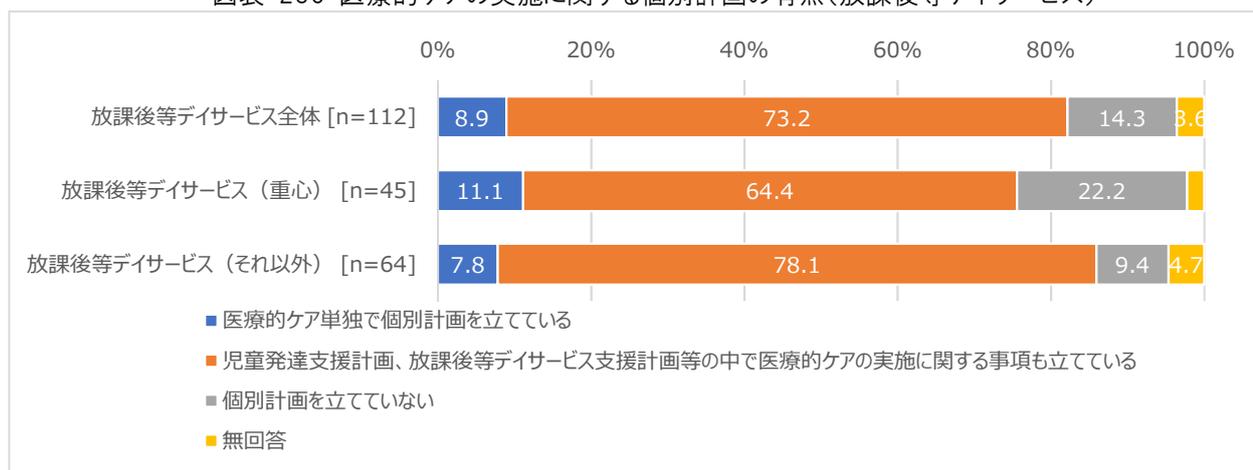


児童発達支援、放課後等デイサービスについて、類型別で見ると、主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所で、「児童発達支援計画、放課後等デイサービス支援計画等の中で医療的ケアの実施に関する事項も立てている」「医療的ケア単独で個別計画を立てている」が比較的多くなっている。

図表 235 医療的ケアの実施に関する個別計画の有無(児童発達支援)



図表 236 医療的ケアの実施に関する個別計画の有無(放課後等デイサービス)

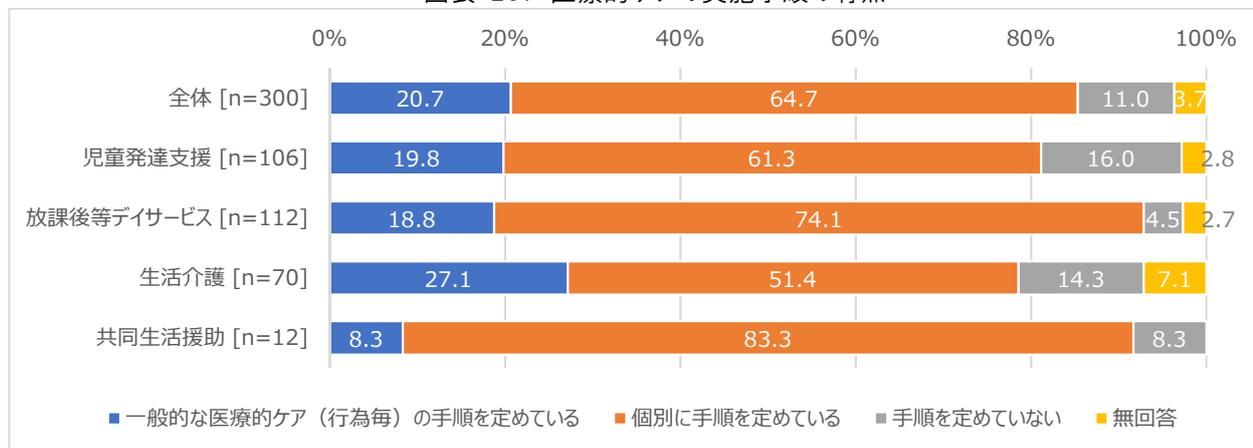


⑥医療的ケアの実施手順の有無

医療的ケアの実施手順の有無について聞いたところ、「個別に手順を定めている」が64.7%と最も多く、次いで「一般的な医療的ケア（行為毎）の手順を定めている」が20.7%、「手順を定めていない」が11.0%となっている。

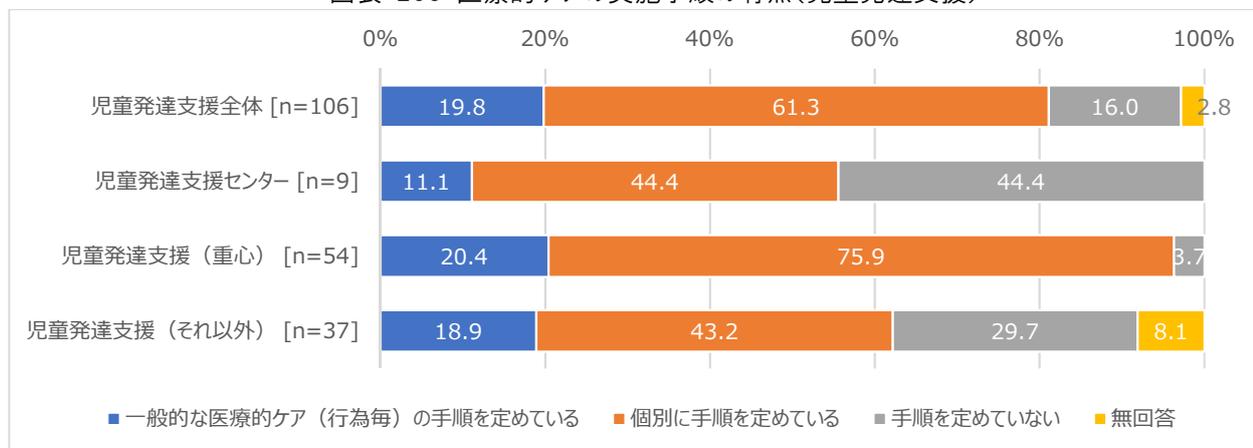
生活介護では、「一般的な医療的ケア（行為毎）の手順を定めている」が27.1%と比較的高くなっている。

図表 237 医療的ケアの実施手順の有無

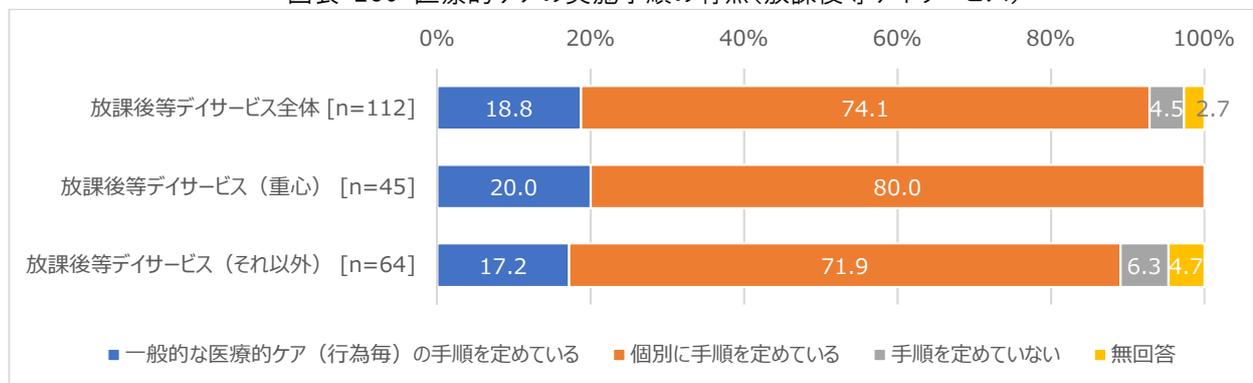


児童発達支援、放課後等デイサービスについて、類型別で見ると、主として重症心身障害児を通わせる事業所で、「個別に手順を定めている」が他と比べて多くなっている。

図表 238 医療的ケアの実施手順の有無(児童発達支援)



図表 239 医療的ケアの実施手順の有無(放課後等デイサービス)

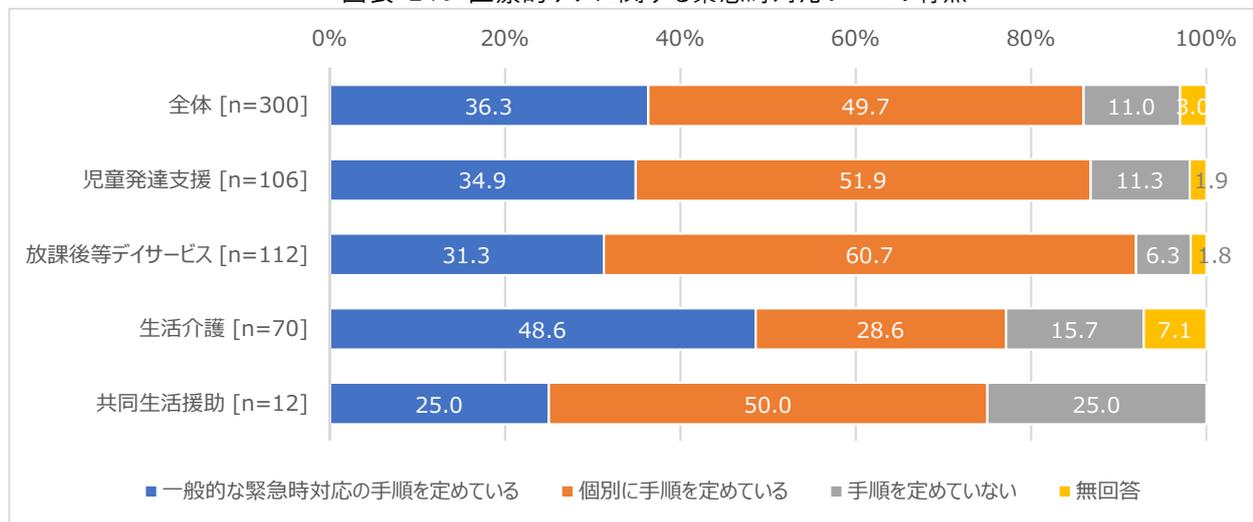


⑦医療的ケアに関する緊急時対応フローの有無

医療的ケアに関する緊急時対応フローの有無については、「個別に手順を定めている」が49.7%と最も多く、次いで「一般的な緊急時対応の手順を定めている」が36.3%、「手順を定めていない」が11.0%となっている。

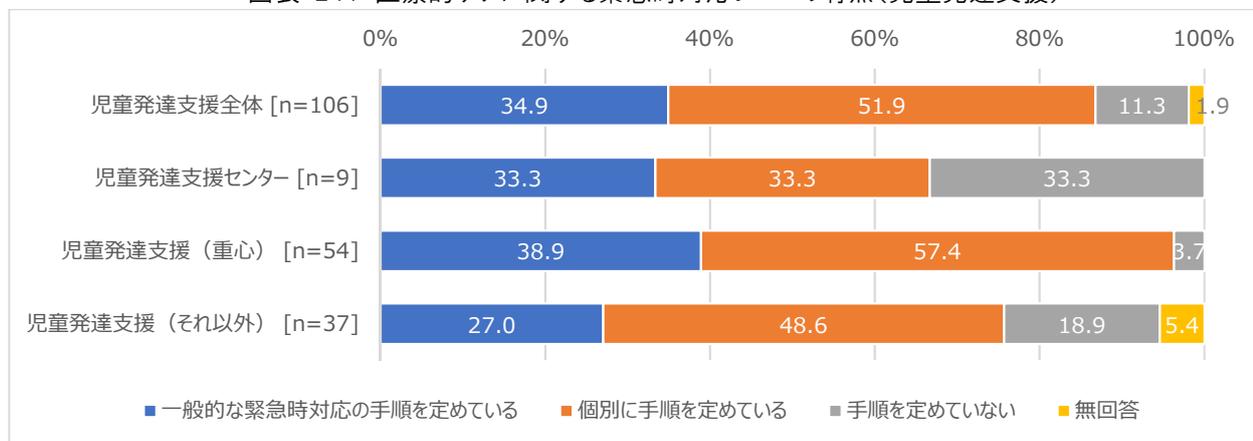
生活介護では、「一般的な緊急時対応の手順を定めている」が48.6%と比較的高くなっている。

図表 240 医療的ケアに関する緊急時対応フローの有無

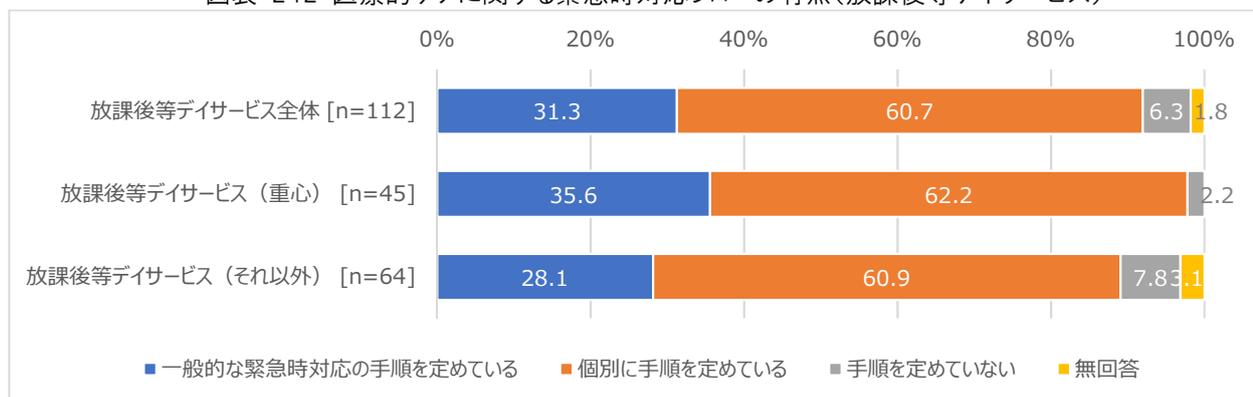


児童発達支援、放課後等デイサービスについて、類型別で見ると、主として重症心身障害児を通わせる事業所で、手順を定めている割合が比較的高くなっている。

図表 241 医療的ケアに関する緊急時対応フローの有無(児童発達支援)



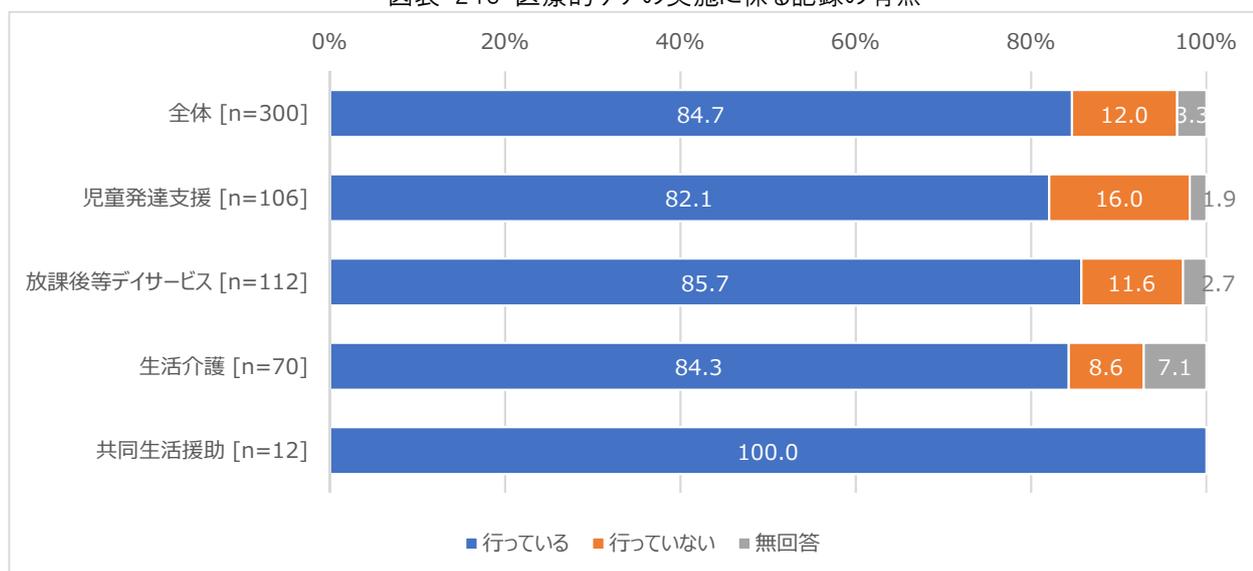
図表 242 医療的ケアに関する緊急時対応フローの有無(放課後等デイサービス)



⑧医療的ケアの実施に係る記録の有無

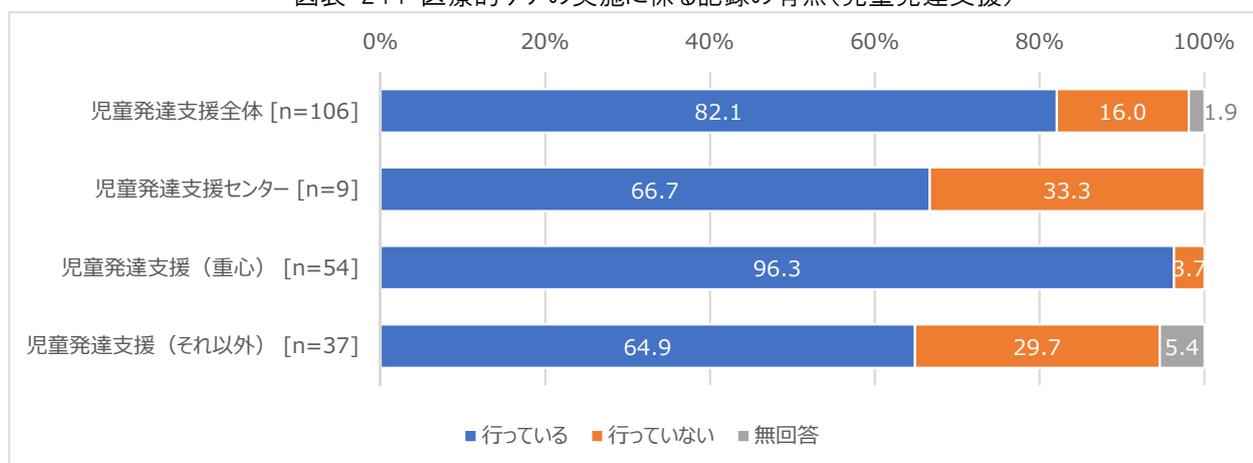
医療的ケアの実施に係る記録の有無（ケアの実施時間、バイタル、吸引回数・量、栄養・水分補給量等）について聞いたところ、「行っている」が84.7%、「行っていない」が12.0%となっている。

図表 243 医療的ケアの実施に係る記録の有無

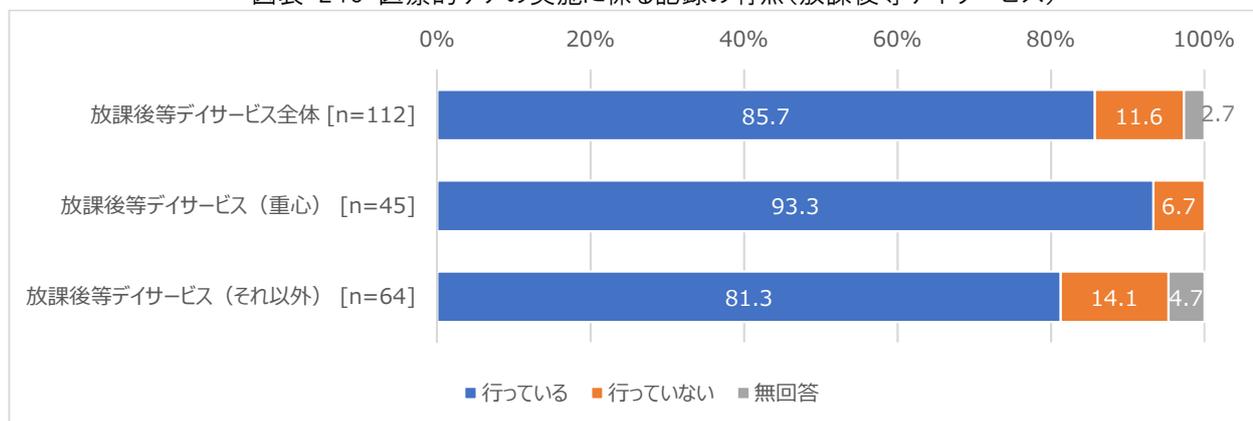


児童発達支援、放課後等デイサービスについて、類型別で見ると、主として重症心身障害児を通わせる事業所で、「行っている」が多くなっている。

図表 244 医療的ケアの実施に係る記録の有無(児童発達支援)



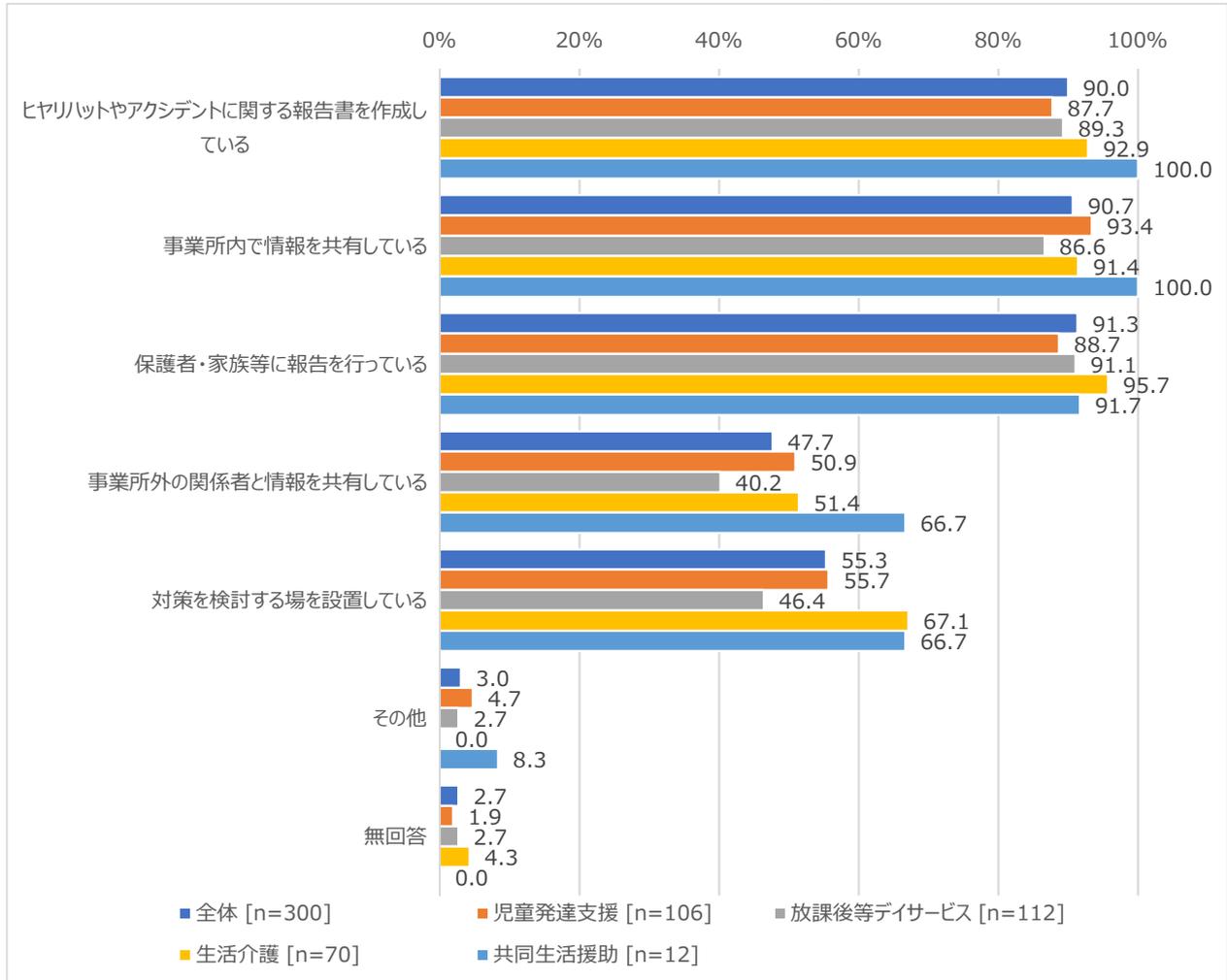
図表 245 医療的ケアの実施に係る記録の有無(放課後等デイサービス)



⑨ヒヤリハットやアクシデントが起きた場合の事後対応

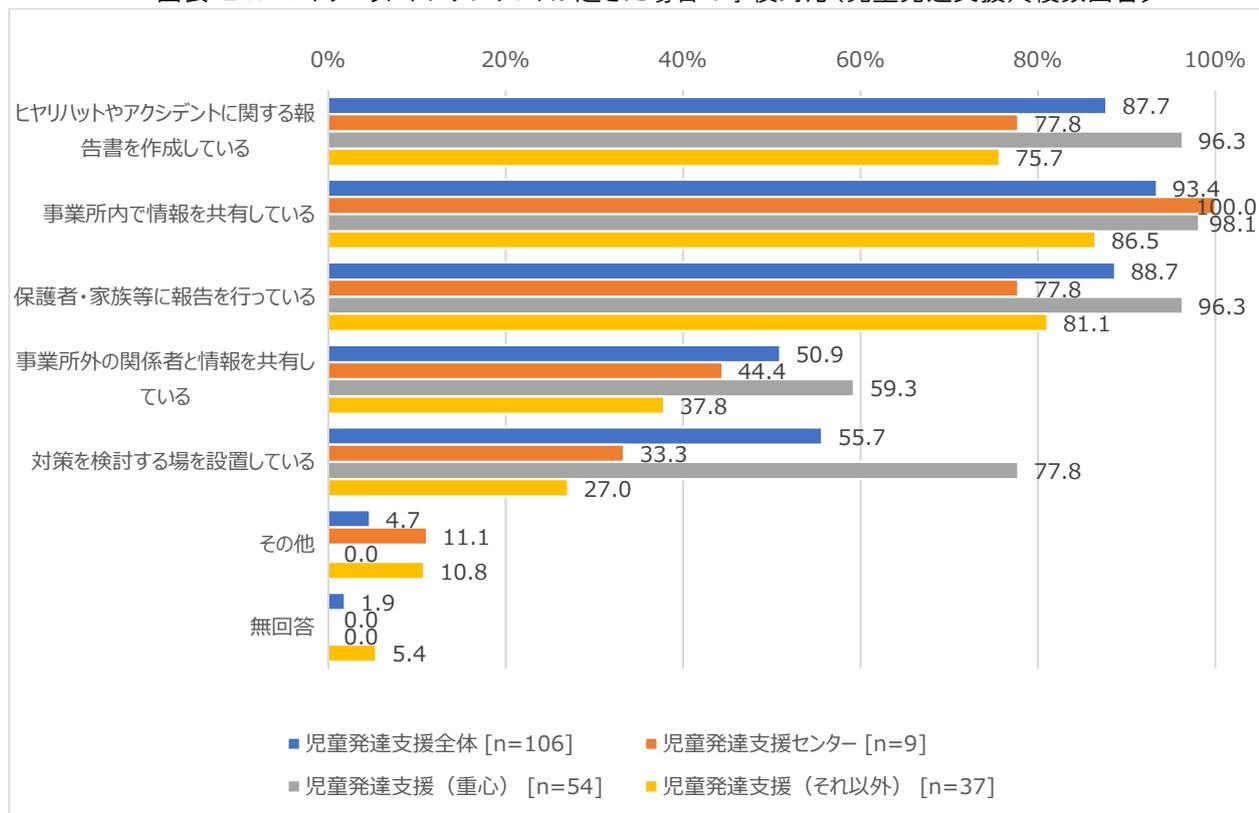
ヒヤリハットやアクシデントが起きた場合の事後対応については、「保護者・家族等に報告を行っている」が91.3%と最も多く、次いで「事業所内で情報を共有している」が90.7%、「ヒヤリハットやアクシデントに関する報告書を作成している」が90.0%となっている。

図表 246 ヒヤリハットやアクシデントが起きた場合の事後対応〔複数回答〕

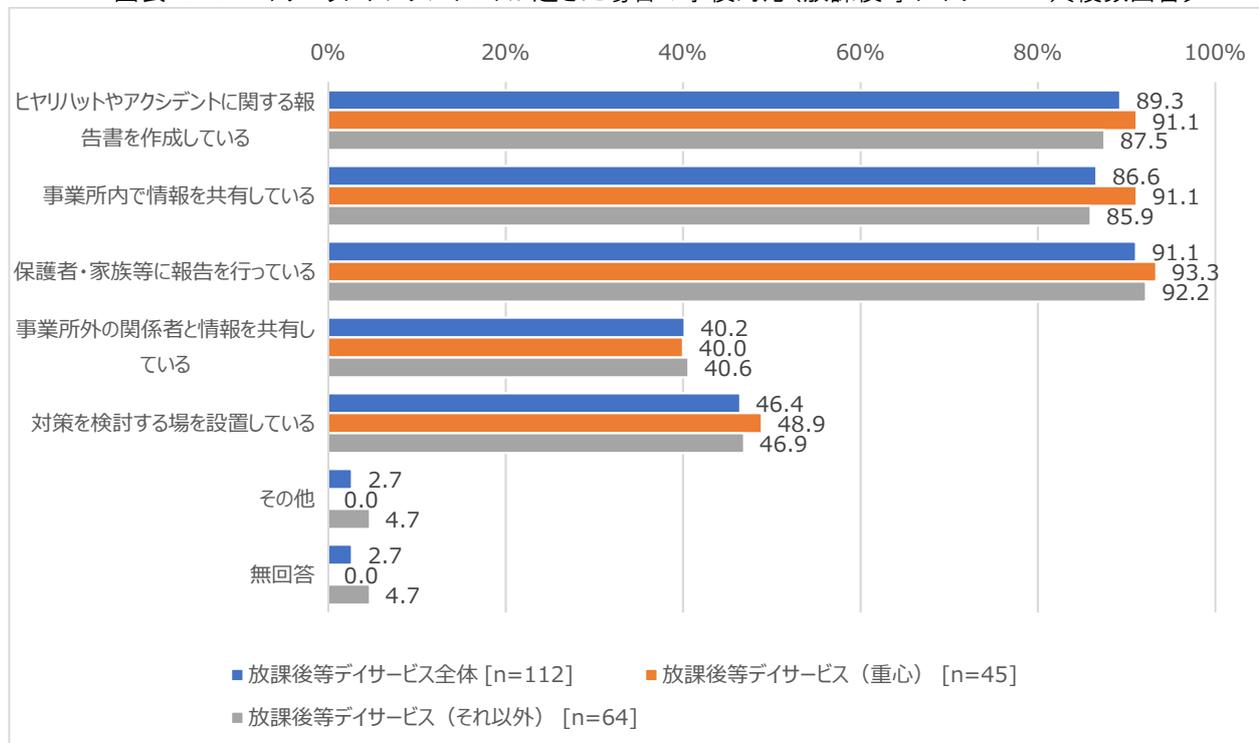


児童発達支援、放課後等デイサービスについて、類型別で見ると、主として重症心身障害児を通わせる事業所で、各種の事後対応を行っている割合の高い傾向が見られる。

図表 247 ヒヤリハットやアクシデントが起きた場合の事後対応(児童発達支援)[複数回答]



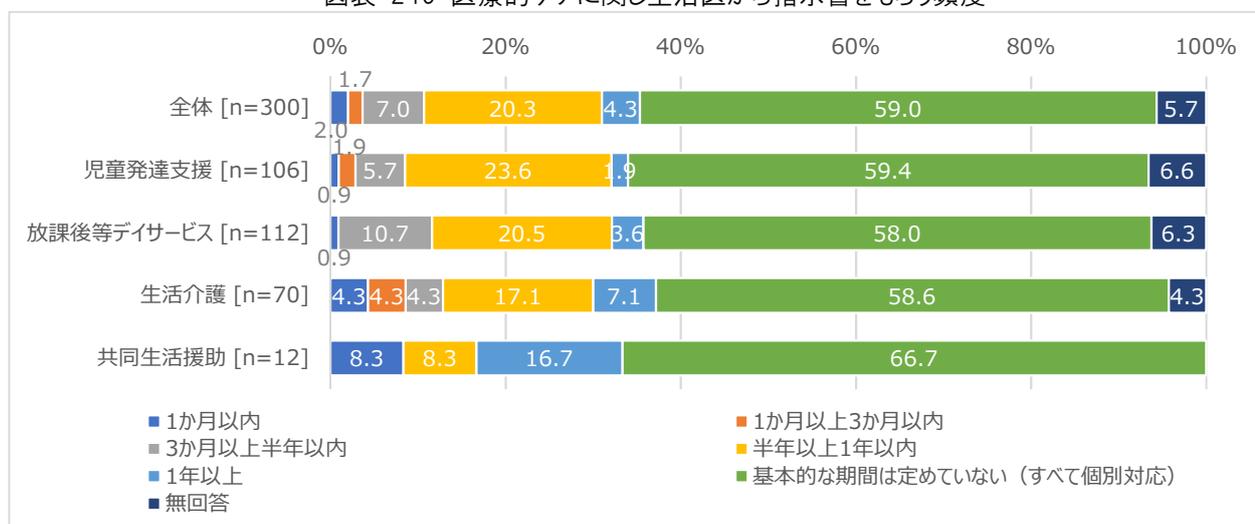
図表 248 ヒヤリハットやアクシデントが起きた場合の事後対応(放課後等デイサービス)[複数回答]



⑩医療的ケアに関し主治医から指示書をもらう頻度

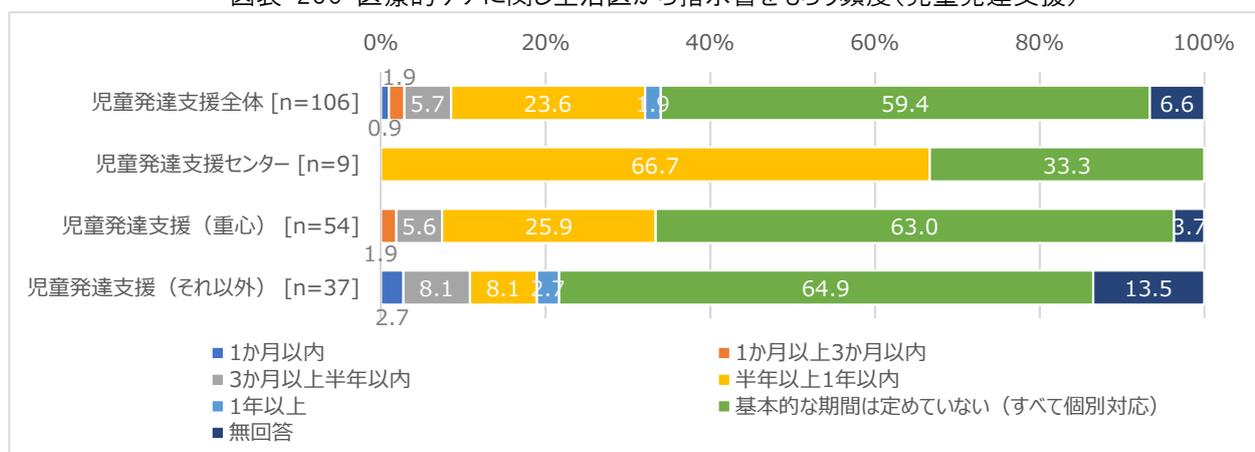
医療的ケアに関し主治医から指示書をもらう頻度を聞いたところ、「基本的な期間は定めていない（すべて個別対応）」が59.0%と最も多く、次いで「半年以上1年以内」が20.3%となっている。

図表 249 医療的ケアに関し主治医から指示書をもらう頻度

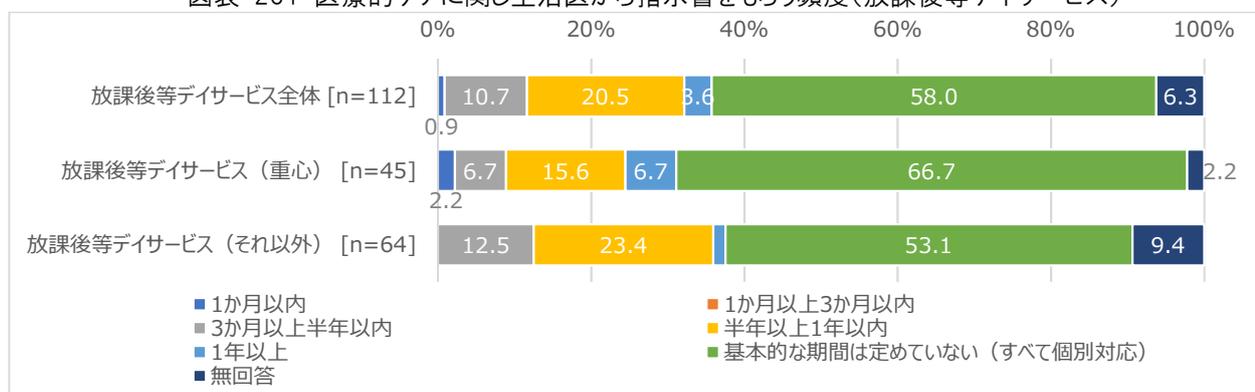


児童発達支援、放課後等デイサービスについて、類型別で見ると、主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービス事業所で、「基本的な期間は定めていない（すべて個別対応）」が比較的多くなっている。

図表 250 医療的ケアに関し主治医から指示書をもらう頻度(児童発達支援)



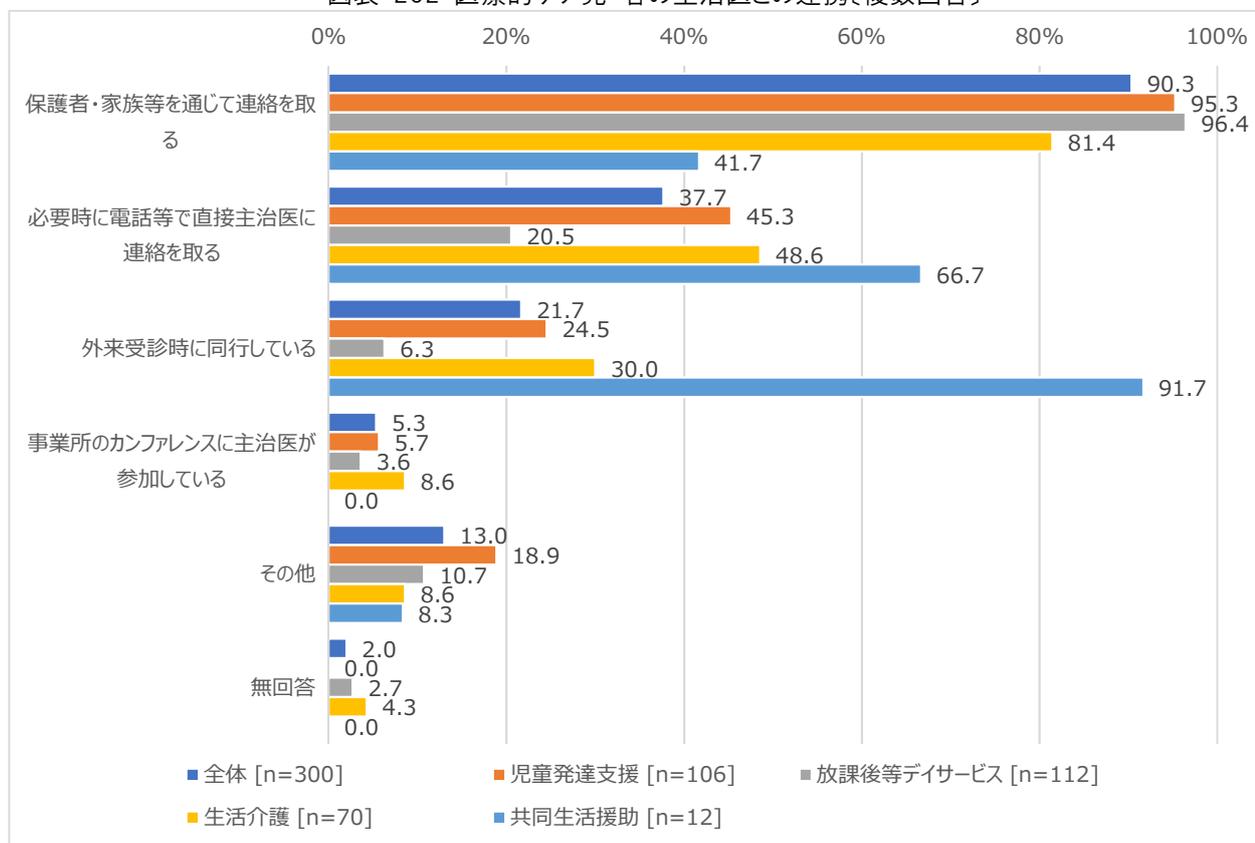
図表 251 医療的ケアに関し主治医から指示書をもらう頻度(放課後等デイサービス)



⑪医療的ケア児・者の主治医との連携

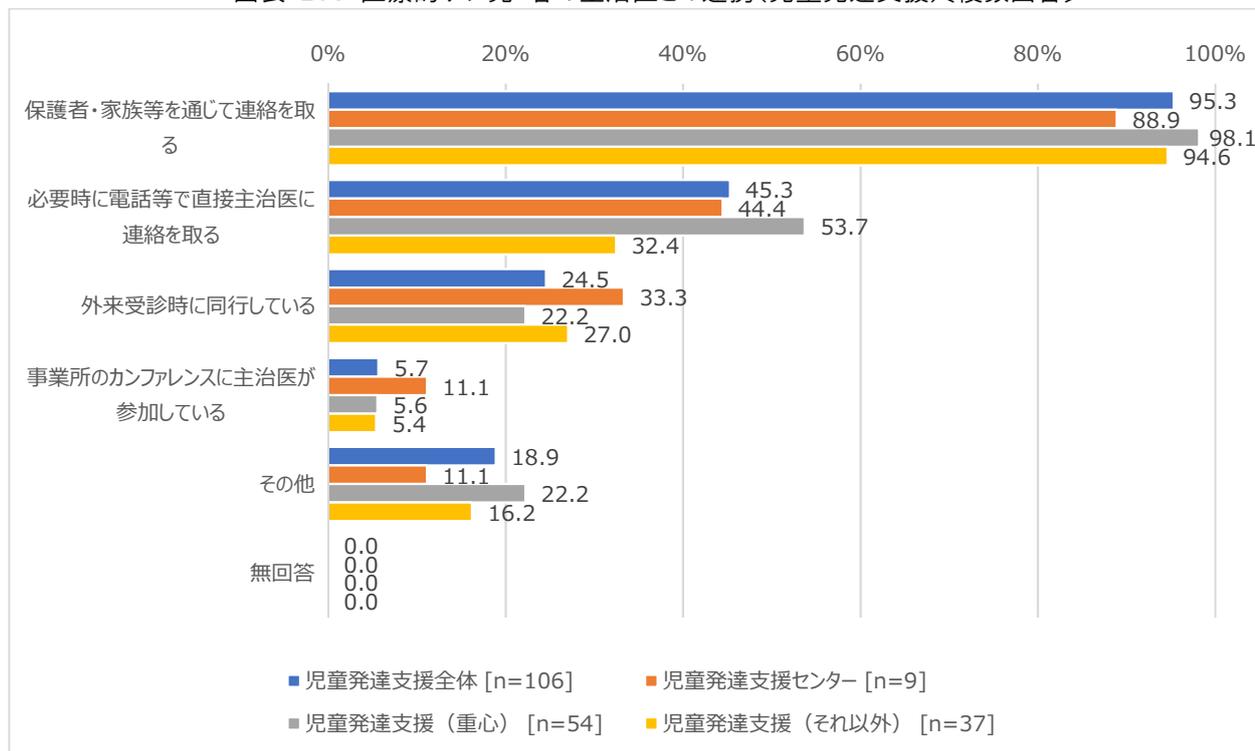
医療的ケア児・者の主治医との連携は、「保護者・家族等を通じて連絡を取る」が90.3%と最も多く、次いで「必要時に電話等で直接主治医に連絡を取る」が37.7%、「外来受診時に同行している」が21.7%等となっている。

図表 252 医療的ケア児・者の主治医との連携〔複数回答〕

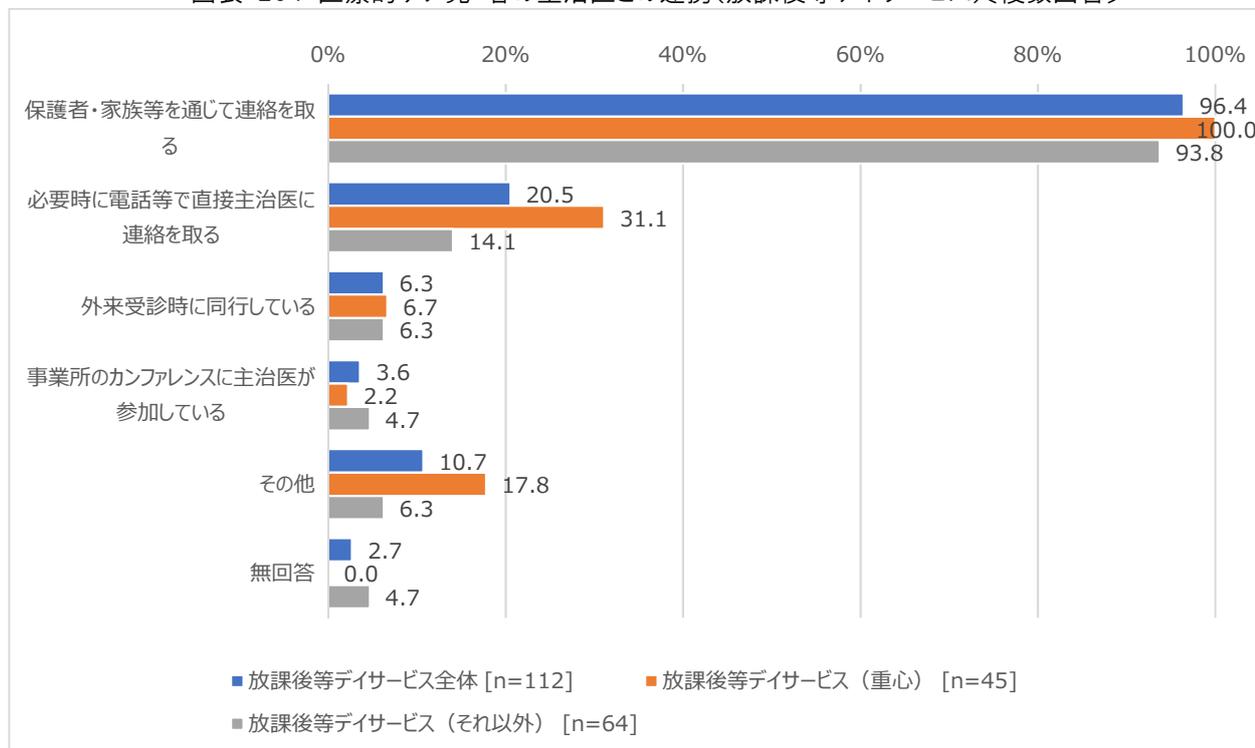


児童発達支援、放課後等デイサービスについて、類型別で見ると、主として重症心身障害児を通わせる事業所で、「必要時に電話等で直接主治医に連絡を取る」が他と比べて多くなっている。

図表 253 医療的ケア児・者の主治医との連携(児童発達支援)[複数回答]



図表 254 医療的ケア児・者の主治医との連携(放課後等デイサービス)[複数回答]

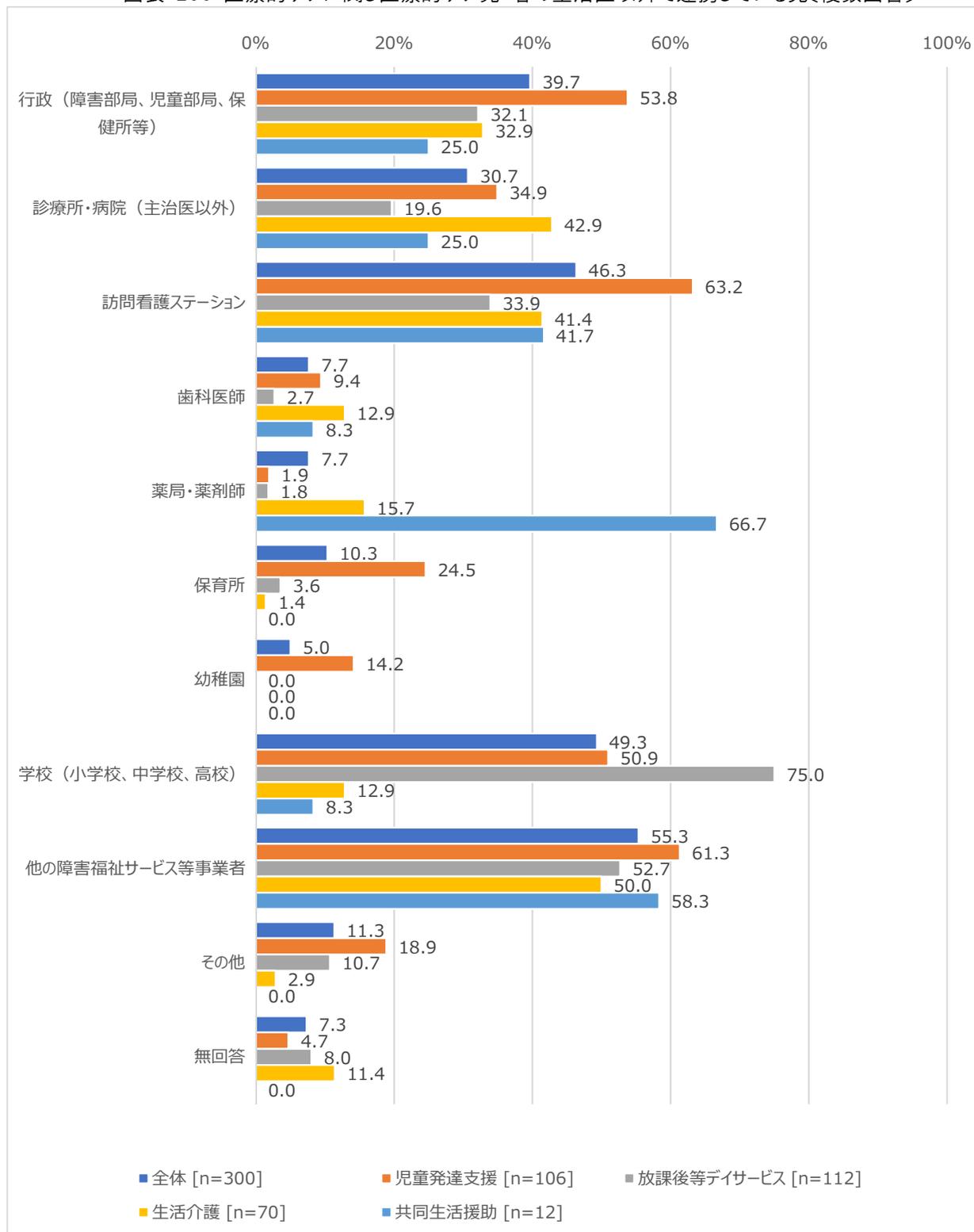


⑫医療的ケアに関し医療的ケア児・者の主治医以外で連携している先

医療的ケアに関し医療的ケア児・者の主治医以外で連携している先を聞いたところ、「他の障害福祉サービス等事業者」が55.3%と最も多く、次いで「学校（小学校、中学校、高校）」が49.3%、「訪問看護ステーション」が46.3%となっている。

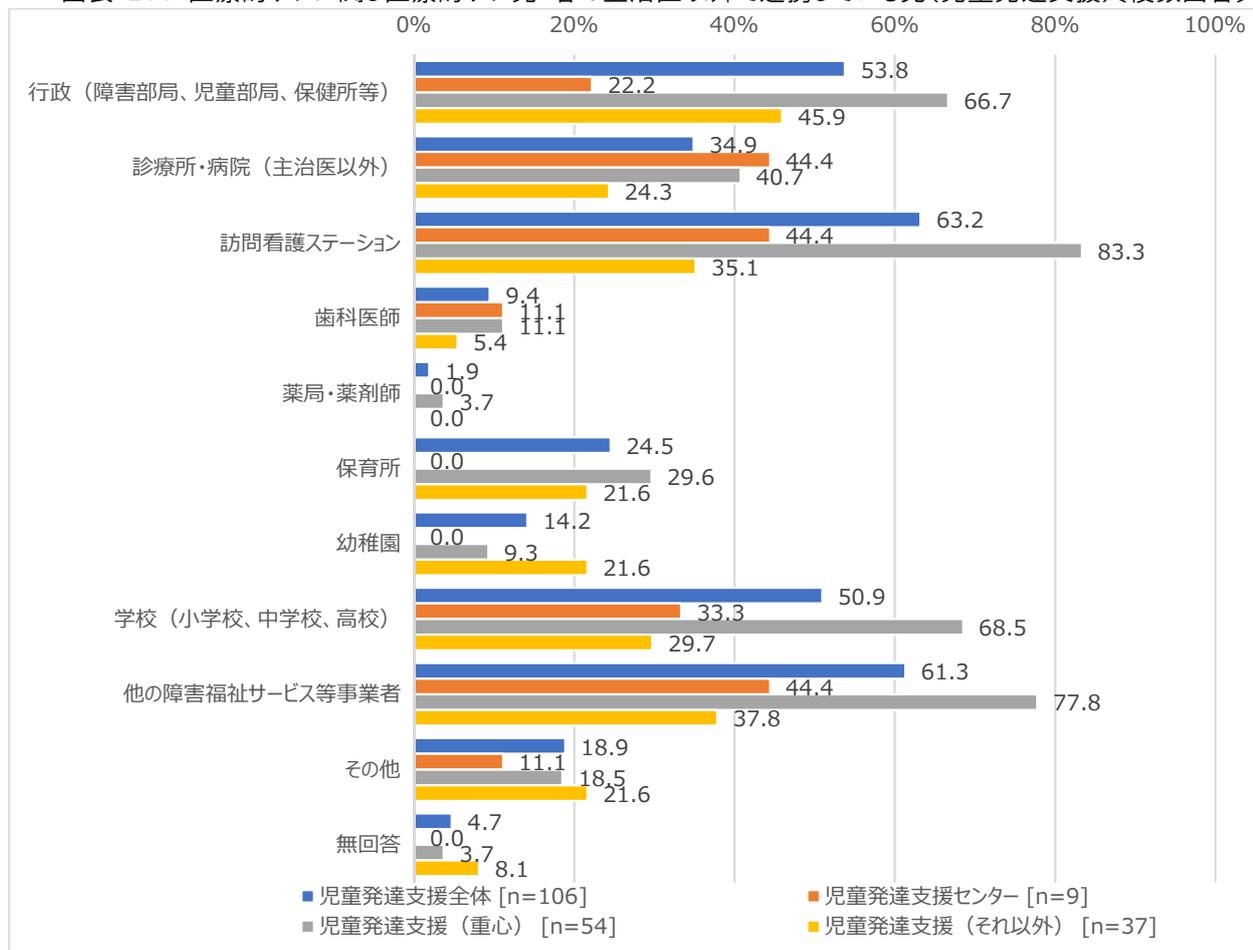
児童発達支援では、「行政（障害部局、児童部局、保健所等）」が53.8%と比較的高くなっている。

図表 255 医療的ケアに関し医療的ケア児・者の主治医以外で連携している先〔複数回答〕

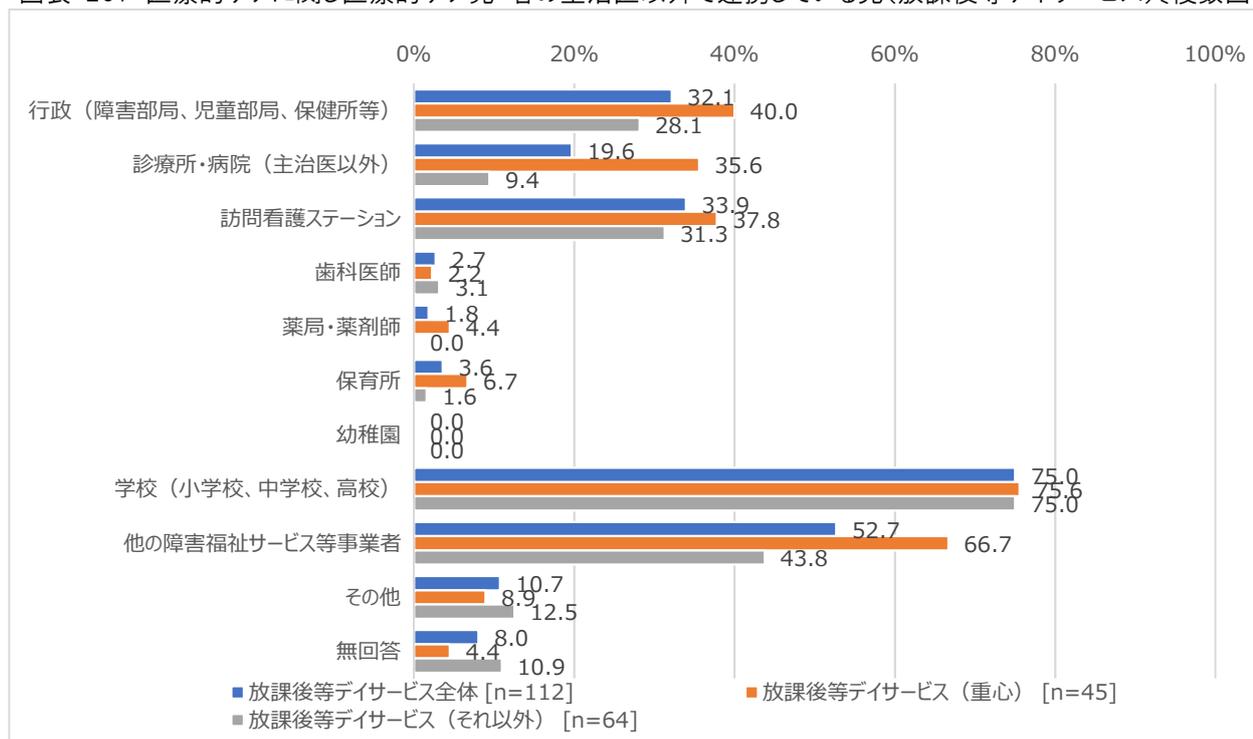


児童発達支援、放課後等デイサービスについて、類型別で見ると、主として重症心身障害児を通わせる事業所で、一般的に連携先の多い傾向が見られる。

図表 256 医療的ケアに関し医療的ケア児・者の主治医以外で連携している先(児童発達支援)[複数回答]



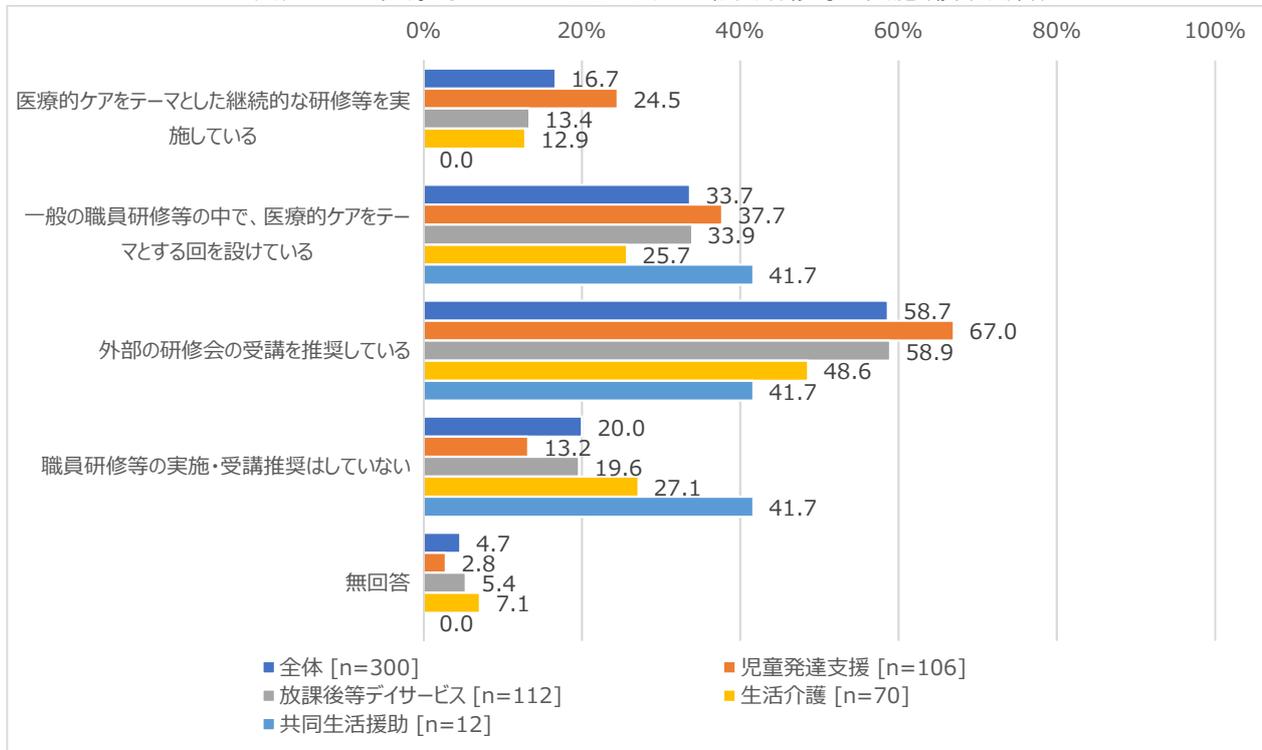
図表 257 医療的ケアに関し医療的ケア児・者の主治医以外で連携している先(放課後等デイサービス)[複数回答]



⑬医療的ケアへの対応に関する職員研修等の実施

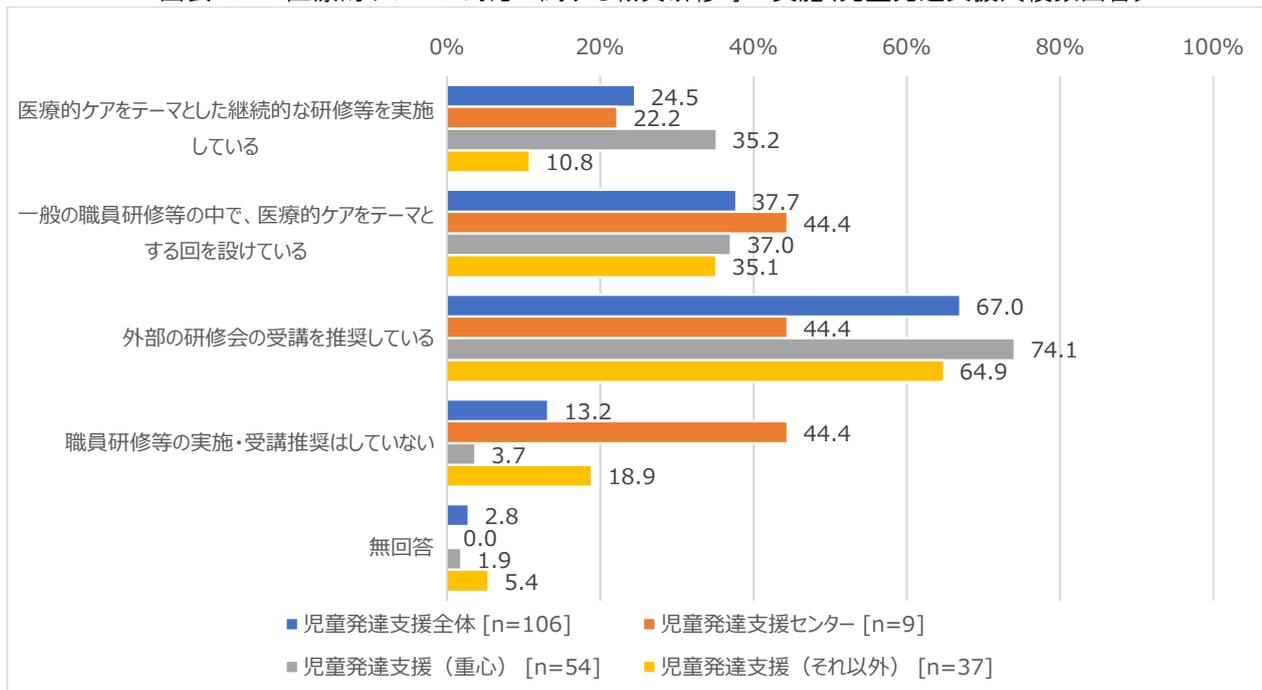
医療的ケアへの対応に関する職員研修等の実施については、「外部の研修会の受講を推奨している」が58.7%と最も多く、次いで「一般の職員研修等の中で、医療的ケアをテーマとする回を設けている」が33.7%、「職員研修等の実施・受講推奨はしていない」が20.0%となっている。

図表 258 医療的ケアへの対応に関する職員研修等の実施〔複数回答〕

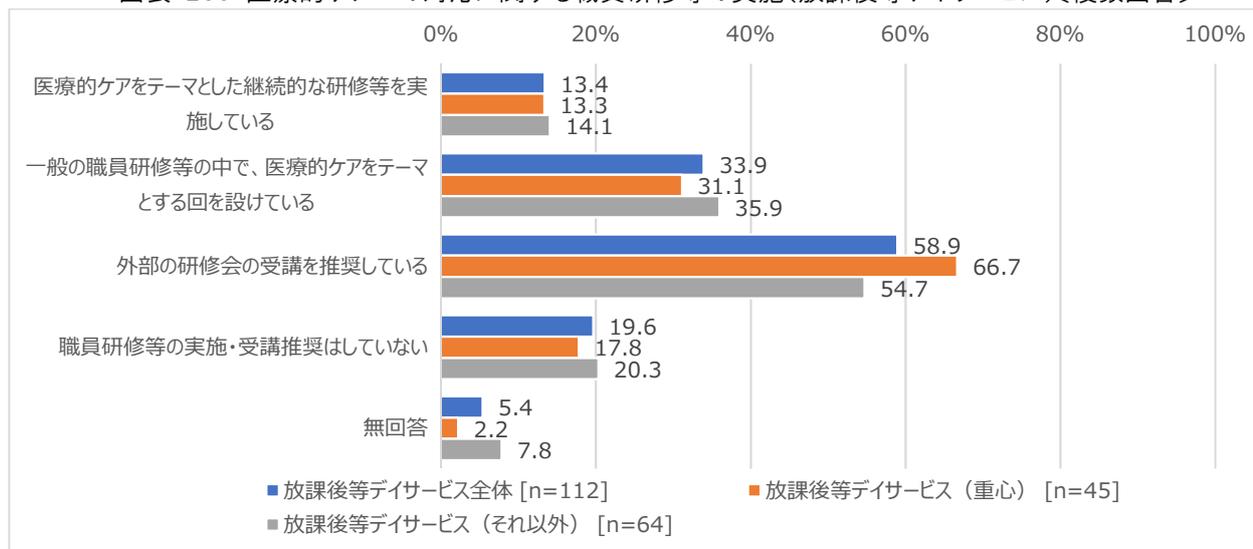


児童発達支援、放課後等デイサービスについて、類型別で見ると、主として重症心身障害児を通わせる事業所で、「外部の研修会の受講を推奨している」が比較的多くなっている。

図表 259 医療的ケアへの対応に関する職員研修等の実施(児童発達支援)〔複数回答〕



図表 260 医療的ケアへの対応に関する職員研修等の実施(放課後等デイサービス)[複数回答]



医療的ケアへの対応に関する職員研修等について、その具体的内容を自由記入で聞いたところ、主な回答は以下のとおりである。

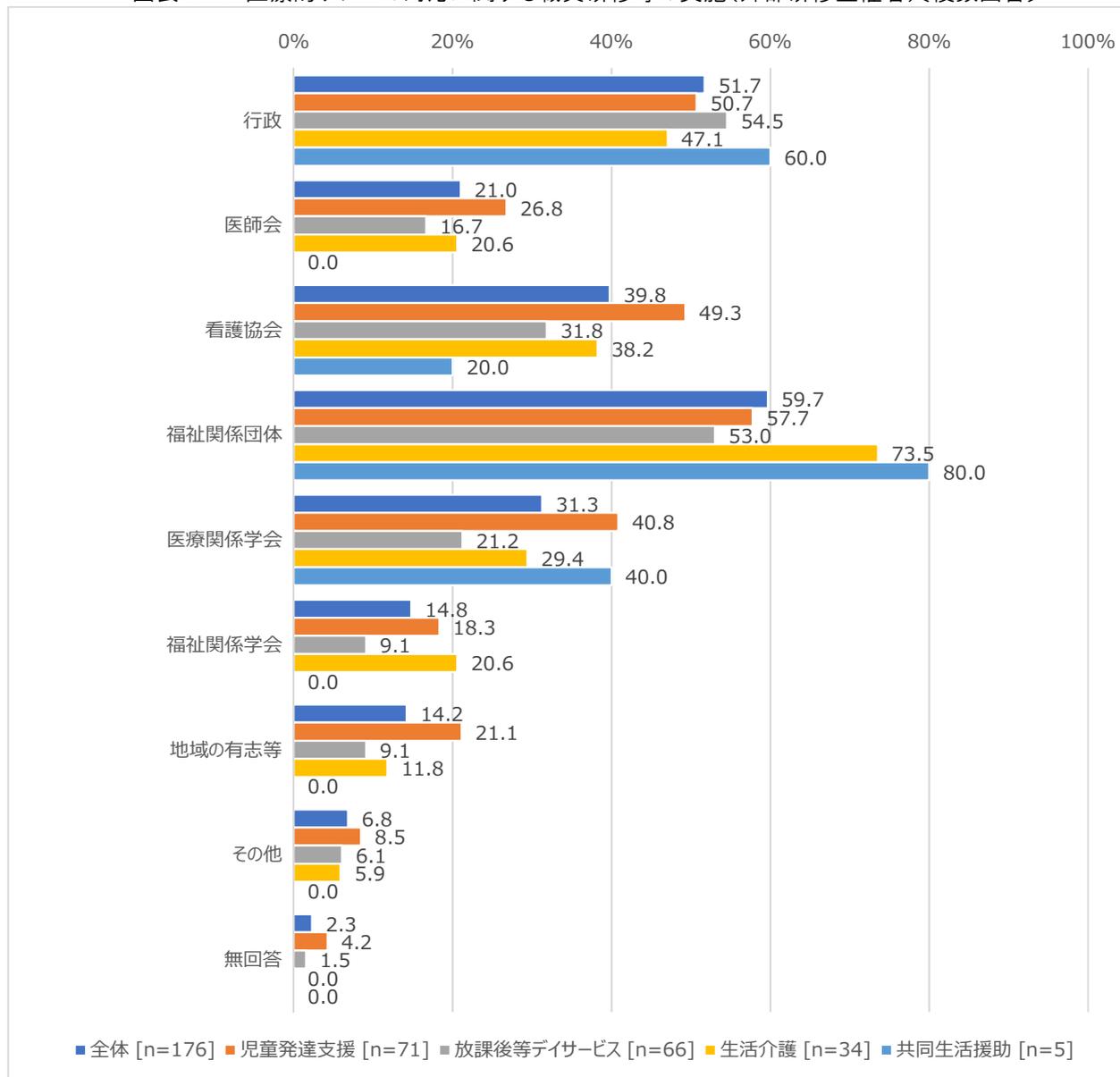
図表 261 医療的ケアへの対応に関する職員研修等の実施(自由意見)

研修内容別	件数	頻度、対象者、具体的内容
医療的ケア児対応全般	32	年間に3～4回、医療的ケアを伴う方への支援のあり方 医療的ケア児に対応する職員（OT、心理、保育士など）を対象に年1回～2回程度 支援員、看護師対象に年2回 毎年、新人職員を対象に重症心身障害児者の医療的ケアについての研修 医療的ケアに携わる関係者を対象とした、重症心身障害児者への支援についての研修 子供たちとの関りや遊びといった内容をメインに実施 医療的ケア児等支援者養成研修への参加
救急対応	13	救急学習会（3か月に1回） 月に1回、Nsから保育スタッフ向け、病気、医ケア、緊急対応についてなど 年に一回嘱託医による緊急時対応等の研修会 緊急時の対応について（AED・心肺蘇生）
人工呼吸器	12	1か月に1回の勉強会、併設施設職員と合同で実施 1～2回/年、専門職を対象に医療機器の使用法（呼吸器業者を呼んでの実施） 人工呼吸器の使い方、カニューレ抜去時の対応など看護師を対象とした研修を年に数回実施 呼吸器リハビリの研修への参加
感染症予防	12	毎月研修を行っており、感染症予防や障害福祉サービスに必要な内容 全職員を対象に年1回程度、感染症予防対策等について看護師より受講 年に1回、全スタッフ、感染症について等 職員の看護師による新型コロナウイルス感染症予防の研修を実施。不定期開催。
てんかん発作	10	年間に3～4回、てんかんについて てんかん発作時の対応、AED使用方法について1回/年程度、支援スタッフを対象として実施
たん吸引	9	年に2回程度、看護師、生活支援員を対象に喀痰吸引研修 1回/年程度、支援スタッフを対象としててんかん発作時の対応
経管栄養（胃ろう等）	6	1年に2回予定、事業所全スタッフ、胃ろうについて 1回/年、事業所スタッフに向けて看護師が気管切開・胃ろうに関わるメカニズムやリスクについて
気管切開	4	小児の気管切開について医療勉強会 年に1回以上、送迎バス運転手等への気管切開の説明・研修
酸素療法	3	医ケア児を受け入れる前に酸素療法等の研修 必要時に看護職員を対象に酸素注入の手順及び観察ポイント
医療的ケア児等コーディネーター	2	医療的ケア児等支援者及びコーディネーター養成研修
血糖測定	1	ナースと保護者、学校からの情報をもとに、個別指授計画を作成する際に、研修会で血糖値測定に関する情報提供(月4)する。

⑭医療的ケアへの対応に関する職員研修等の実施（外部研修の主催者）

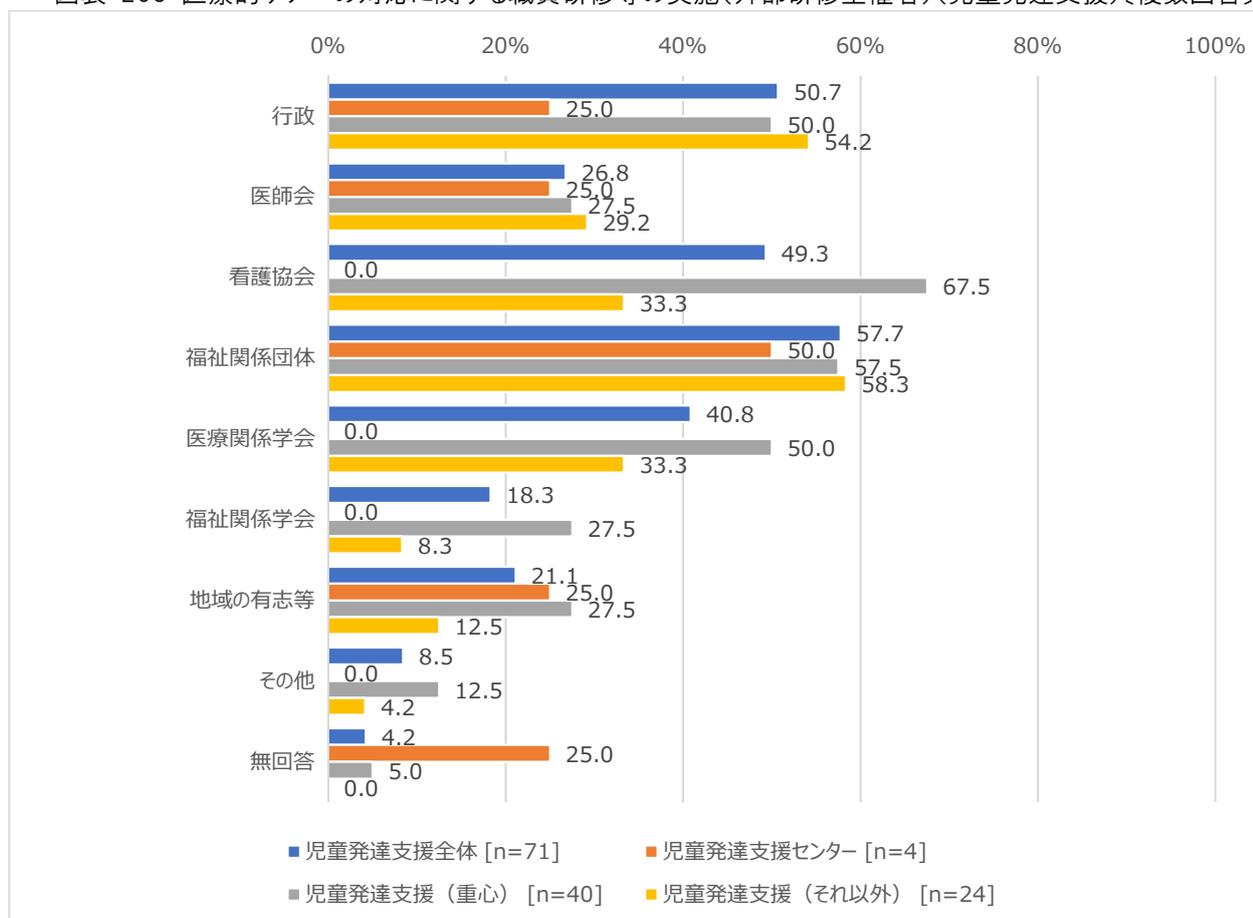
職員研修で「外部の研修会の受講を推奨している」と回答した事業所に、外部研修の主催者について聞いたところ、「福祉関係団体」が59.7%と最も多く、次いで「行政」が51.7%、「看護協会」が39.8%となっている。

図表 262 医療的ケアへの対応に関する職員研修等の実施(外部研修主催者)[複数回答]

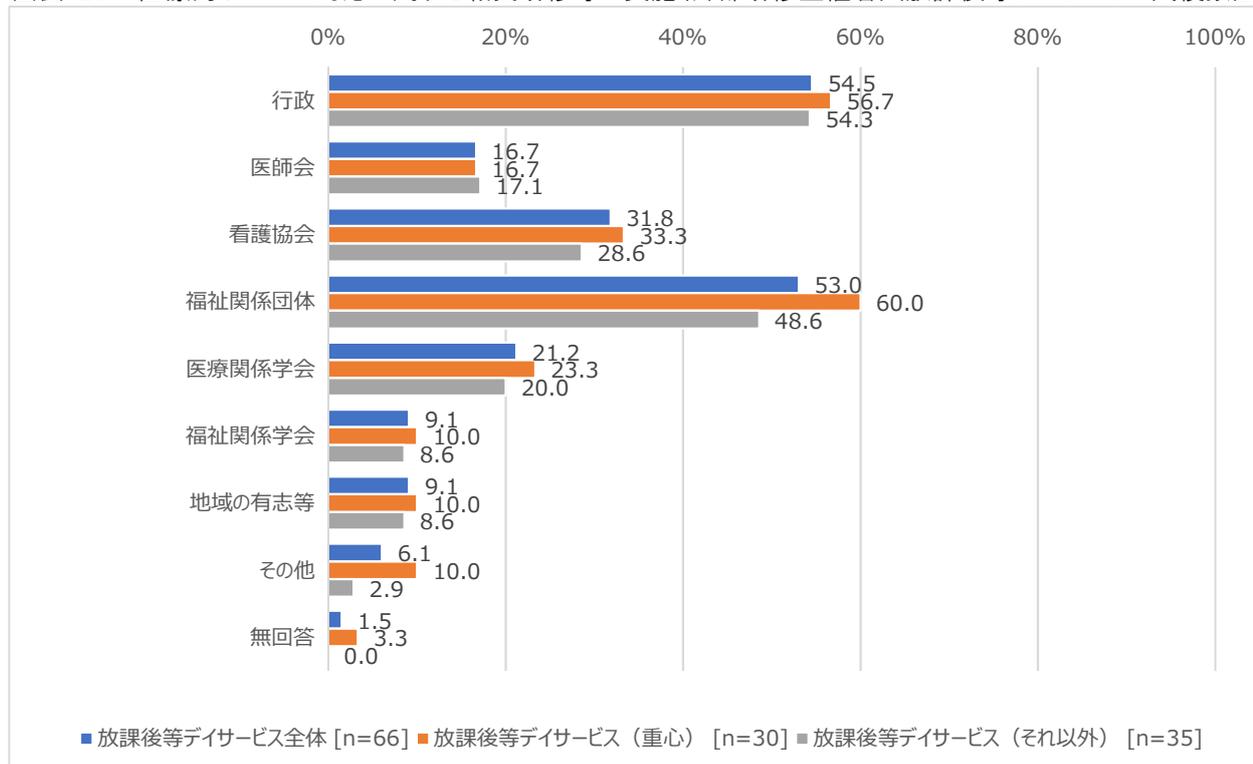


児童発達支援、放課後等デイサービスについて、類型別で見ると、主として重症心身障害児を通わせる事業所で、全般的に主催者の種類が多くなっている。

図表 263 医療的ケアへの対応に関する職員研修等の実施(外部研修主催者)(児童発達支援)[複数回答]



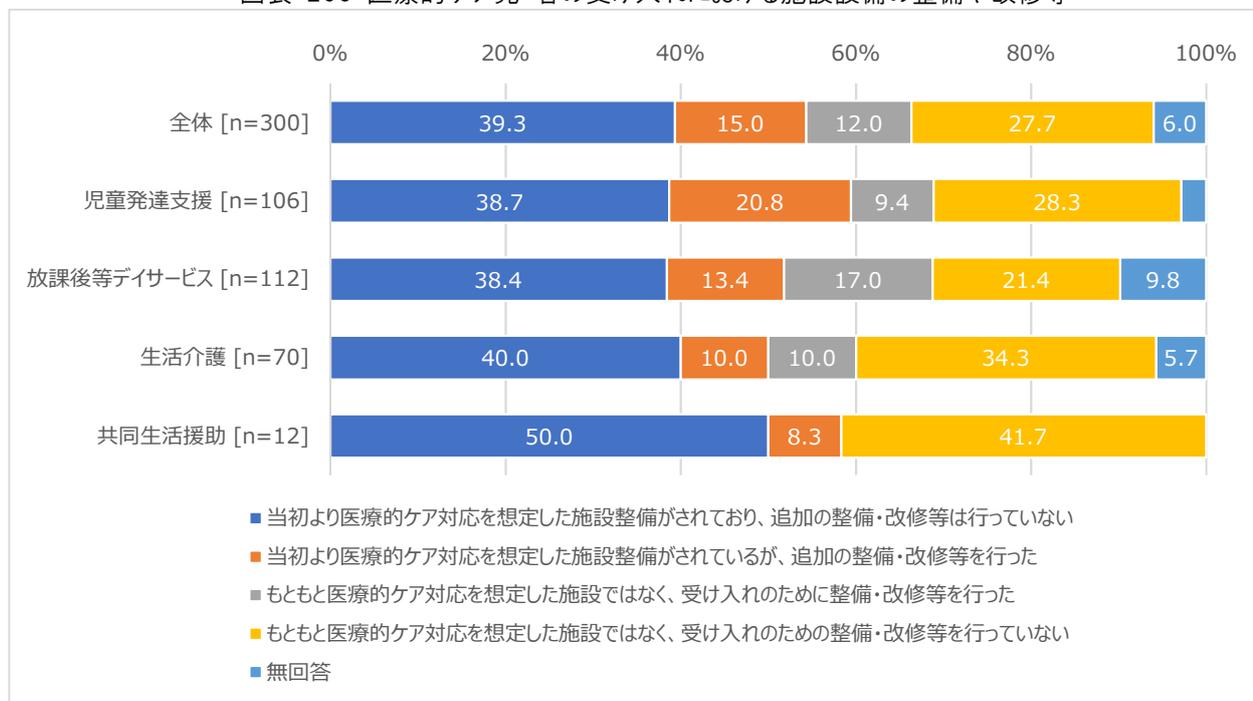
図表 264 医療的ケアへの対応に関する職員研修等の実施(外部研修主催者)(放課後等デイサービス)[複数回答]



⑮医療的ケア児・者の受け入れにおける施設設備の整備や改修等

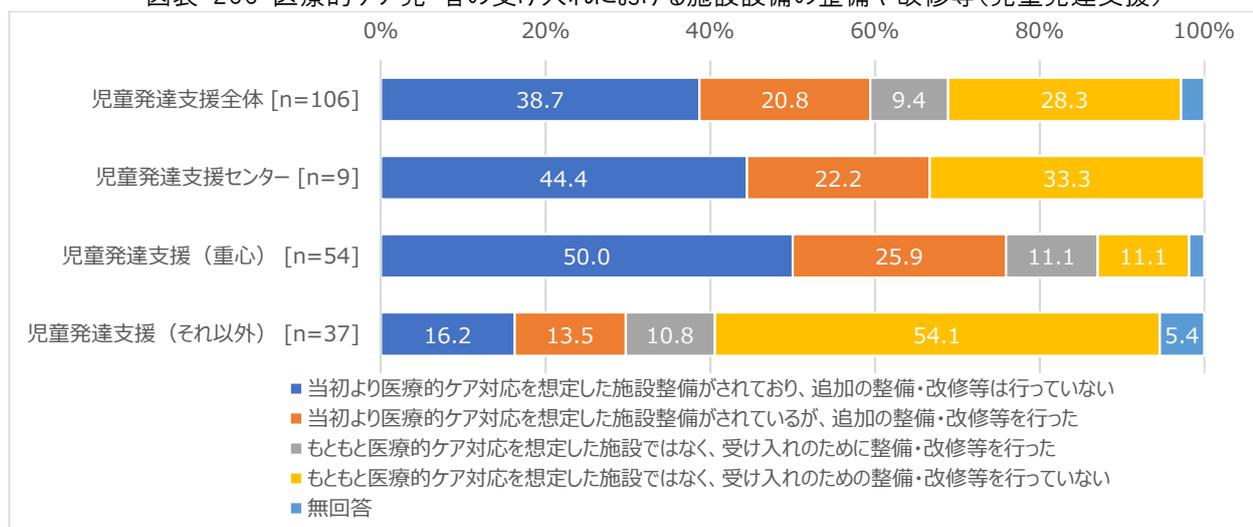
医療的ケア児・者の受け入れにおいて施設設備の整備や改修等を行ったかどうかを聞いたところ、「当初より医療的ケア対応を想定した施設整備がされており、追加の整備・改修等を行っていない」が39.3%と最も多く、次いで「もともと医療的ケア対応を想定した施設ではなく、受け入れのための整備・改修等を行っていない」が27.7%、「当初より医療的ケア対応を想定した施設整備がされているが、追加の整備・改修等を行った」が15.0%となっている。

図表 265 医療的ケア児・者の受け入れにおける施設設備の整備や改修等

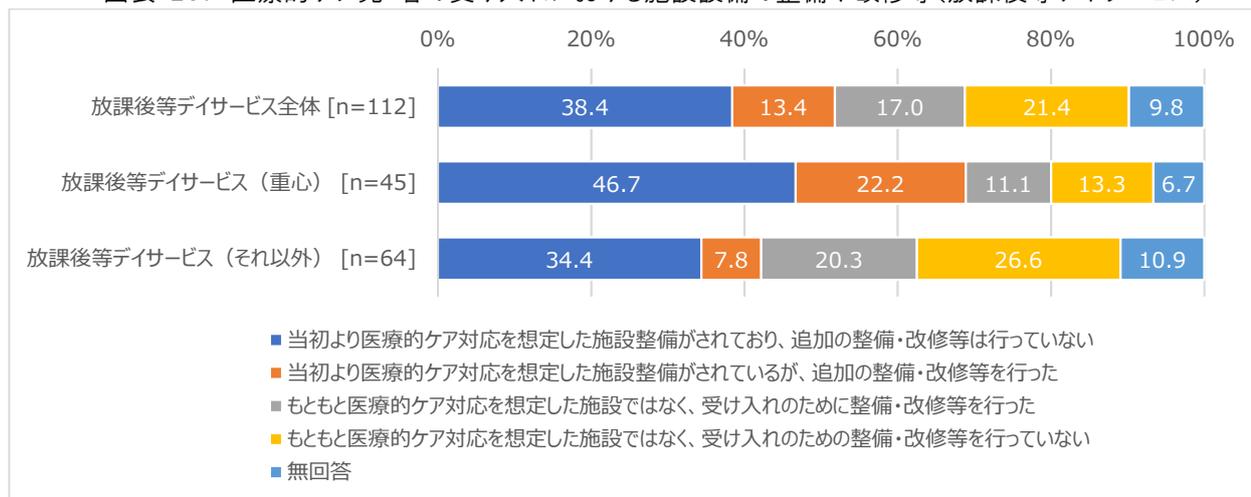


児童発達支援、放課後等デイサービスについて、類型別で見ると、主として重症心身障害児を通わせる事業所で、「当初より医療的ケア対応を想定した施設整備がされており、追加の整備・改修等を行っていない」が比較的多くなっている。

図表 266 医療的ケア児・者の受け入れにおける施設設備の整備や改修等(児童発達支援)



図表 267 医療的ケア児・者の受け入れにおける施設設備の整備や改修等(放課後等デイサービス)



施設設備の整備や改修等を行った事業所に、その具体的内容を自由記入で聞いたところ、回答は以下のとおりである。

図表 268 医療的ケア児・者の受け入れにおける施設設備の整備や改修等(自由意見)

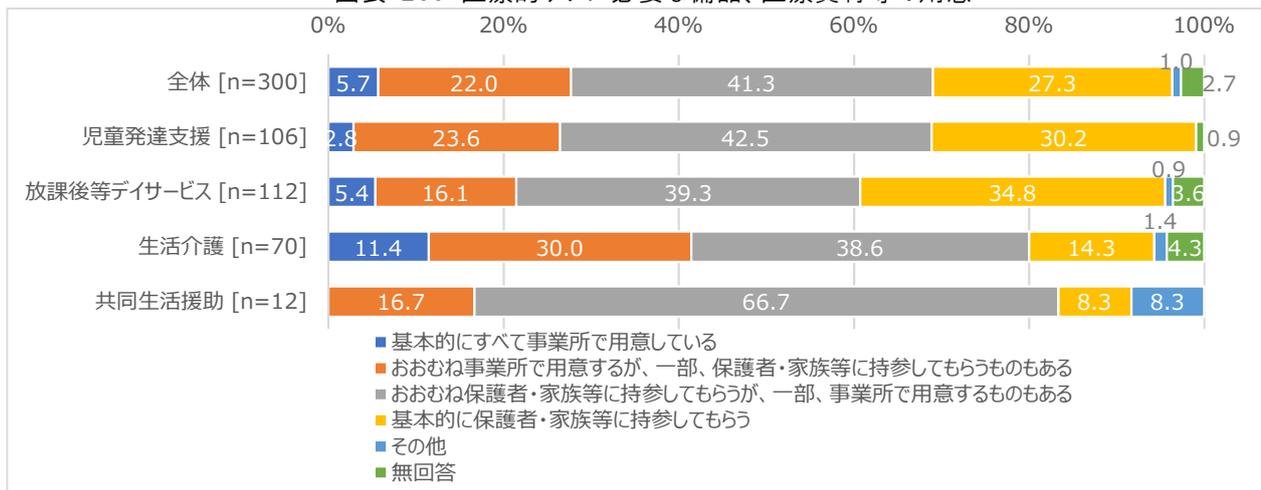
大項目	小項目	件数	具体的内容
施設の改修	トイレ改修	7	トイレをオストメイト対応に改修した トイレの仕切り等
	スペース確保	7	医療的ケアを行うスペースの確保 個室として仕切れるようにするパーテーション
	玄関改修	4	玄関の段差をなくしスロープにした
	階段改修	4	手すり設置、スロープ化
	バリアフリー全般	3	バリアフリー化
	洗面台改修	2	洗面台の改修
	浴室改修	2	浴室にリフトをつけた
物品・機材等の整備	ベッド	23	サークルベッドの設置 ベッドを用意したり備品の購入をした 介護用ベッドの導入
	吸引機・呼吸器	17	呼吸器・吸引器の購入 設置台車の増設 酸素ボンベやアンビューバッグの設置
	測定器	6	パルスオキシメータの購入
	経管栄養の機器・道具	4	経管栄養等・座薬等の保管、経管栄養の投与のためのフック等
	空気清浄機・加湿器	3	空気清浄機、加湿器等の購入
	酸素濃縮装置	2	酸素濃縮装置の購入
	福祉車両	2	福祉車両(リフト車)の導入

⑩医療的ケアに必要な備品、医療資材等の用意

医療的ケアに必要な備品、医療資材等の用意をどのようにしているかを聞いたところ、「おおむね保護者・家族等に持参してもらうが、一部、事業所で用意するものもある」が41.3%と最も多く、次いで「基本的に保護者・家族等に持参してもらう」が27.3%、「おおむね事業所で用意するが、一部、保護者・家族等に持参してもらうものもある」が22.0%となっている。

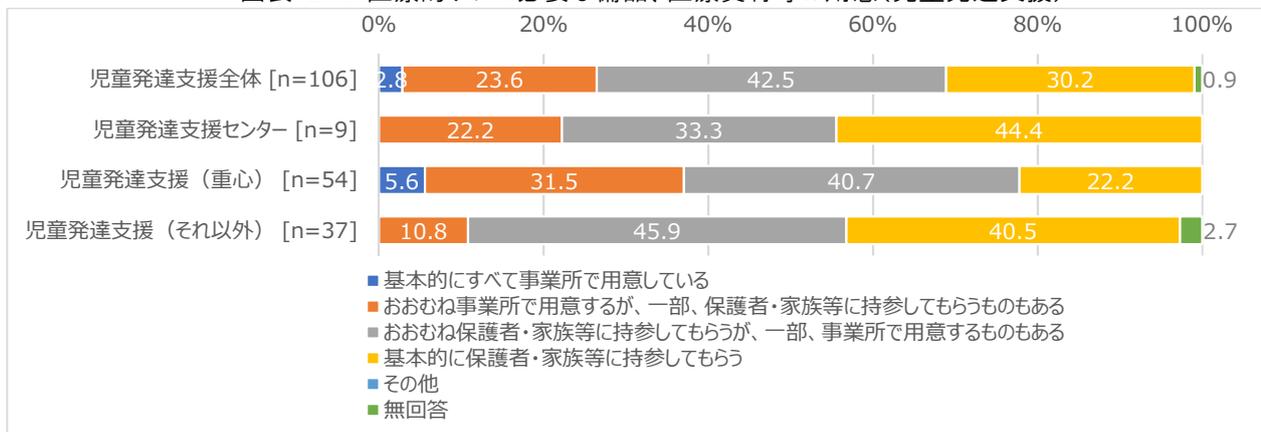
生活介護では、「基本的にすべて事業所で用意する」「おおむね事業所で用意するが、一部、保護者・家族等に持参してもらうものもある」の合計が41.4%と比較的高くなっている。

図表 269 医療的ケアに必要な備品、医療資材等の用意

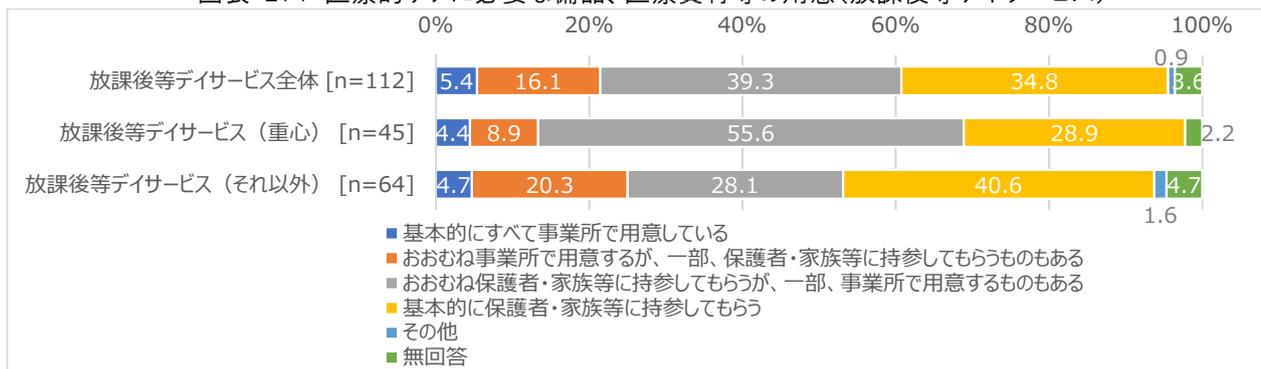


児童発達支援、放課後等デイサービスについて、類型別で見ると、主として重症心身障害児を通わせる事業所では、「基本的に保護者・家族等に持参してもらう」は比較的少なくなっている。

図表 270 医療的ケアに必要な備品、医療資材等の用意(児童発達支援)



図表 271 医療的ケアに必要な備品、医療資材等の用意(放課後等デイサービス)



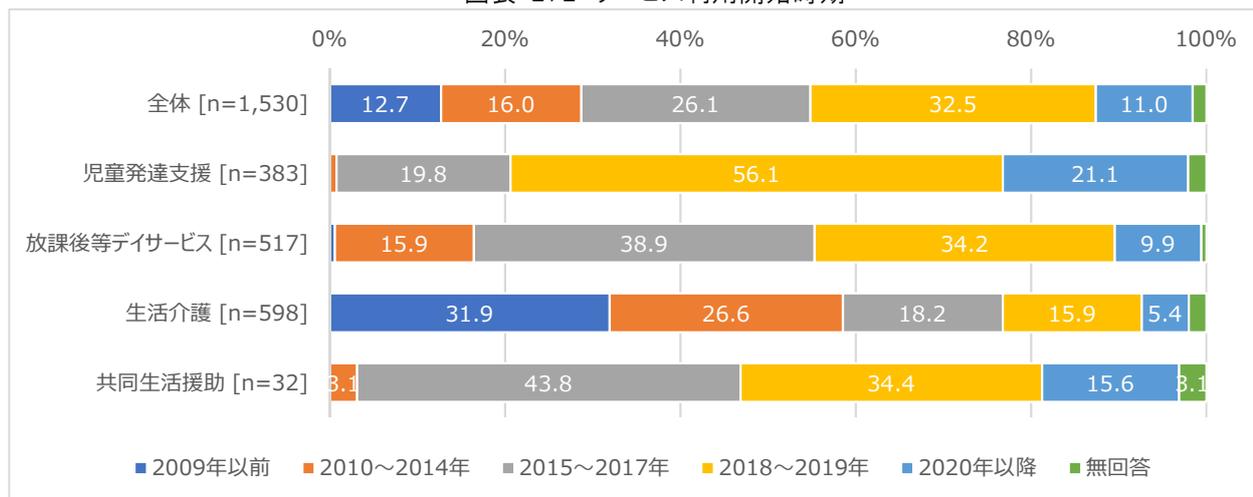
(6) 医療的ケア児・者の状況

調査対象サービスにおいて、受け入れている医療的ケア児・者の個々の状況を聞いたところ、1,530人のケースの回答があった。以下はその平均の結果である。

① サービス利用開始時期

サービス利用開始時期を聞いたところ、「2009年以前」が12.7%、「2010～2014年」が16.0%、「2015～2017年」が26.1%、「2018～2019年」が32.5%、「2020年以降」が11.0%となっている。

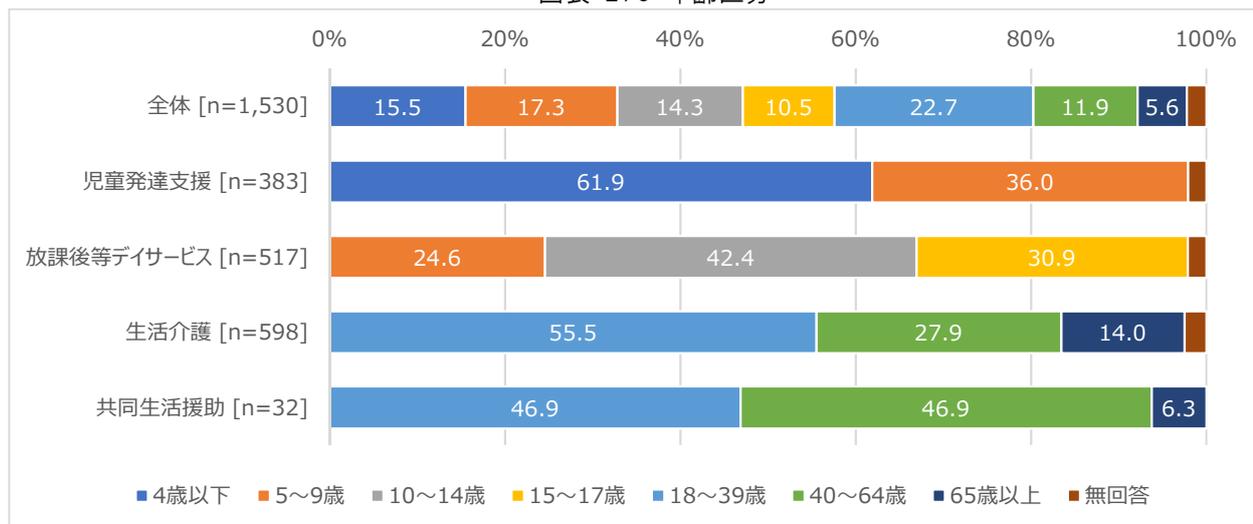
図表 272 サービス利用開始時期



② 年齢

年齢区分は、「18～39歳」が22.7%、「5～9歳」が17.3%、「4歳以下」が15.5%等となっている。平均年齢は21.7歳である。

図表 273 年齢区分



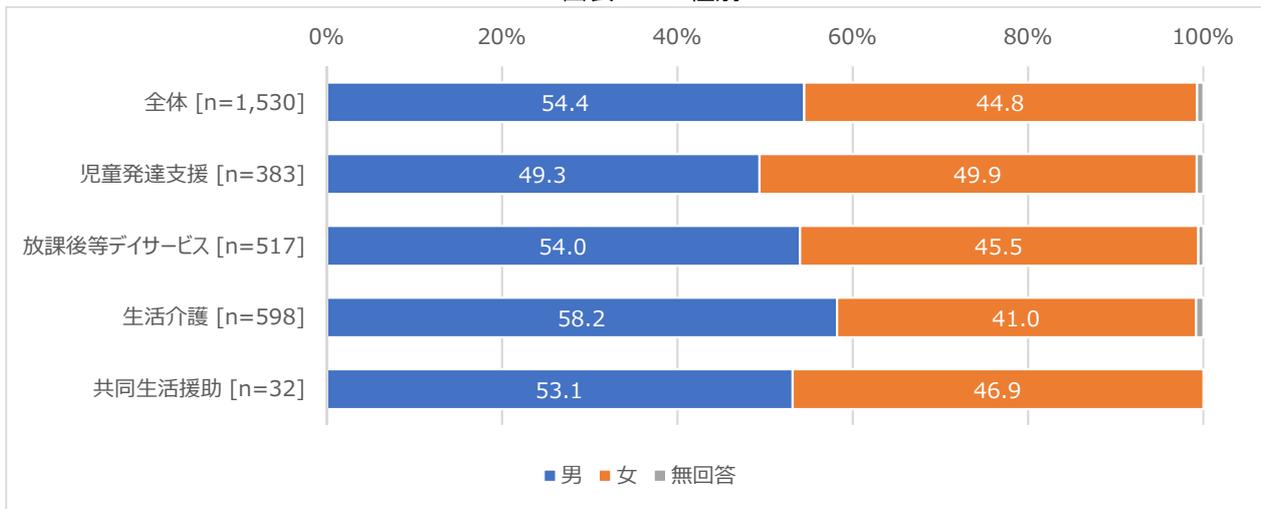
図表 274 平均年齢

歳	全体 [n=1,496]	児童発達支援 [n=375]	放課後等デイサービス [n=506]	生活介護 [n=583]	共同生活援助 [n=32]
平均値	21.7	3.8	12.2	40.3	44.6

③性別

性別は、「男」が54.4%、「女」が44.8%となっている。

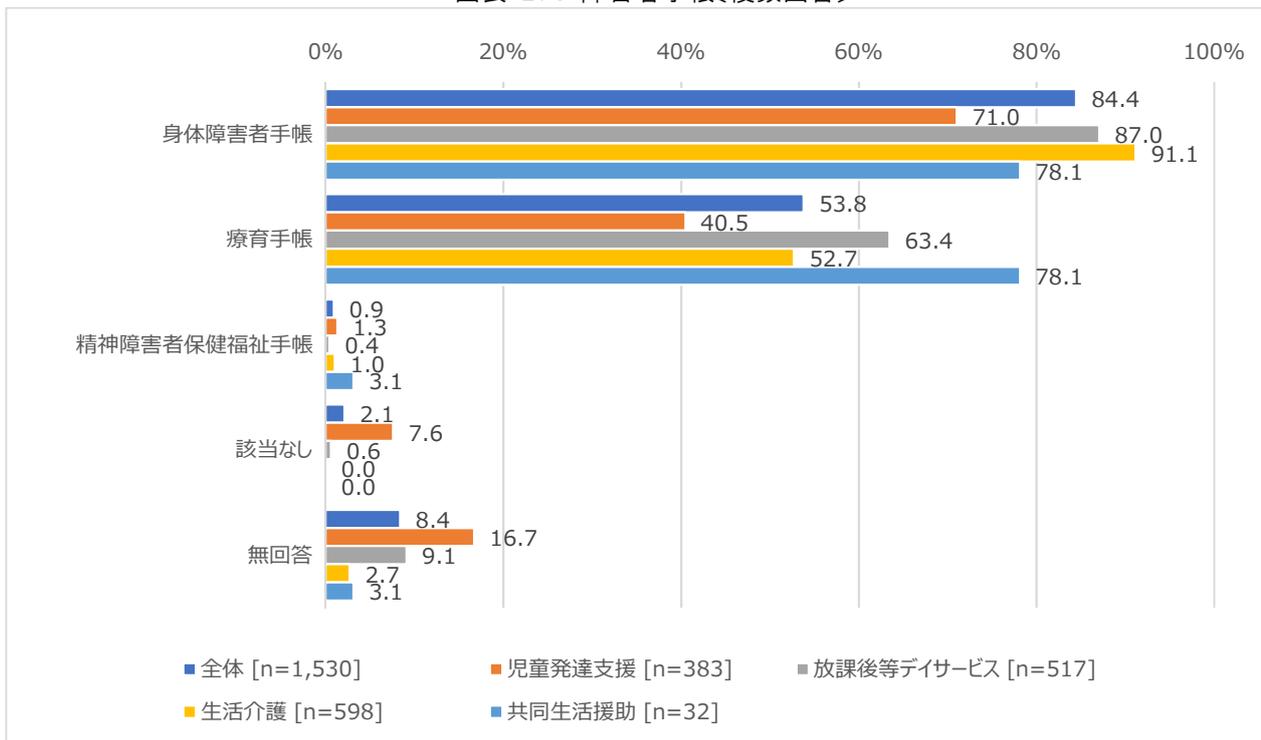
図表 275 性別



④障害者手帳の所持の状況

所持している障害者手帳について聞いたところ、「身体障害者手帳」が84.4%、「療育手帳」が53.8%となっている。

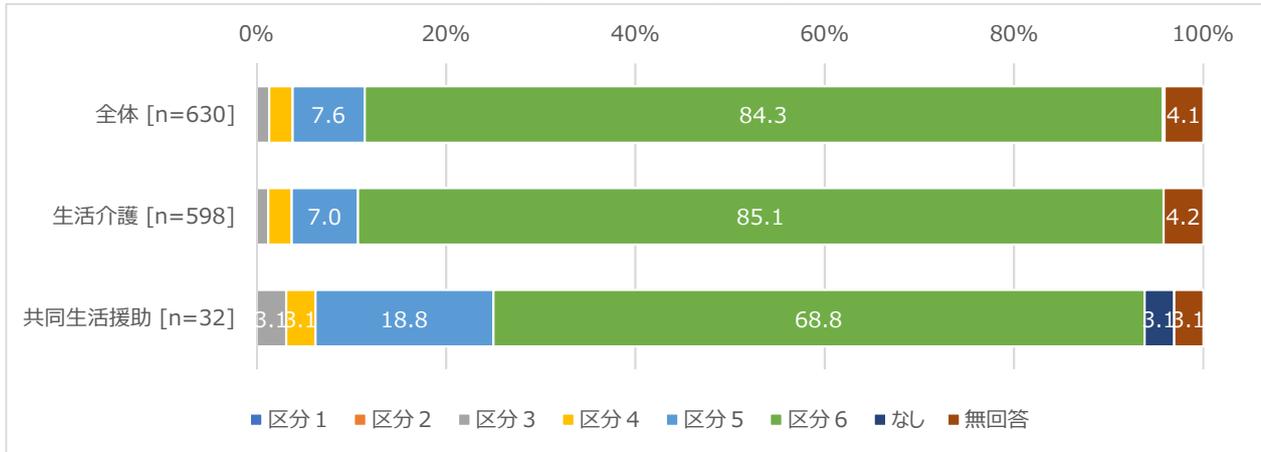
図表 276 障害者手帳〔複数回答〕



⑤障害支援区分

障害支援区分は、「区分6」が84.3%と多くなっている。

図表 277 障害支援区分



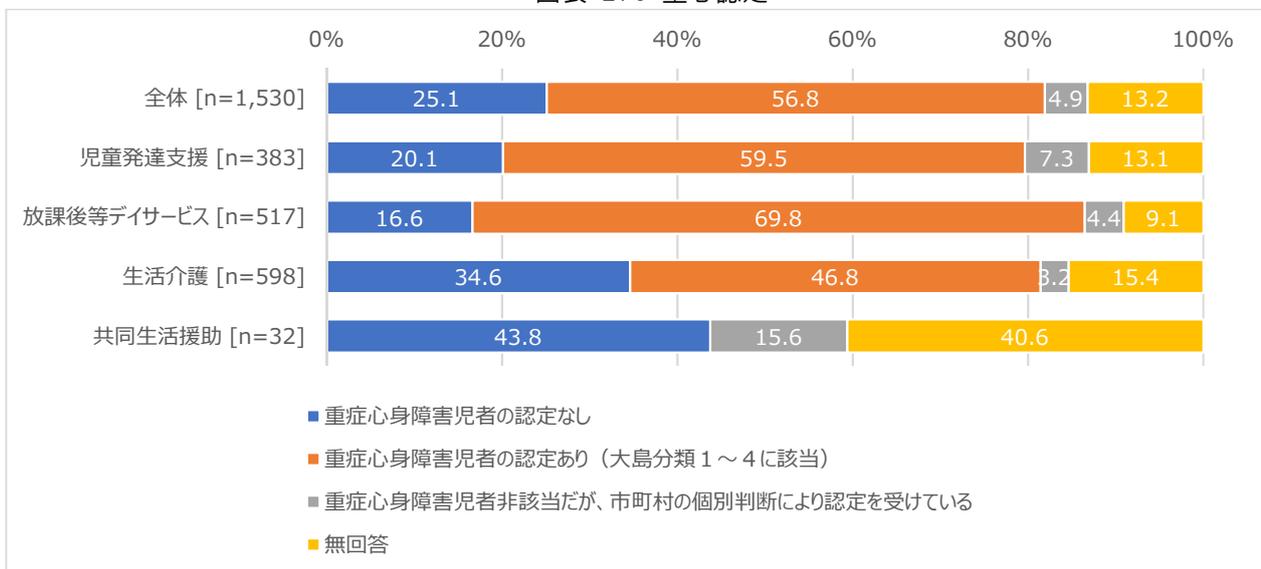
⑥重心認定

重心認定について聞いたところ、「重症心身障害児者の認定あり（大島分類1～4に該当）」が56.8%と多く、「重症心身障害児者の認定なし」が25.1%、「重症心身障害児者非該当だが、市町村の個別判断により認定を受けている*」が4.9%となっている。

※重症心身障害児者非該当だが、市町村が個別に重症心身障害児者に相当する状態であると判断している場合がある。

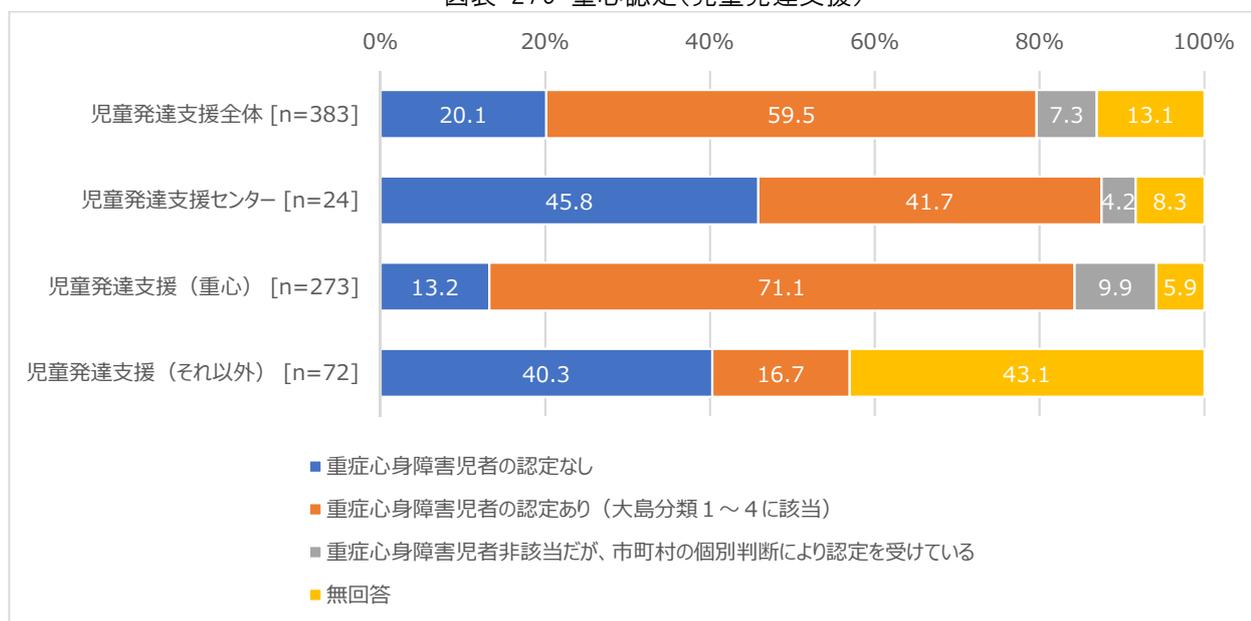
放課後等デイサービスでは、「重症心身障害児者の認定あり（大島分類1～4に該当）」が69.8%と比較的多くなっている。

図表 278 重心認定

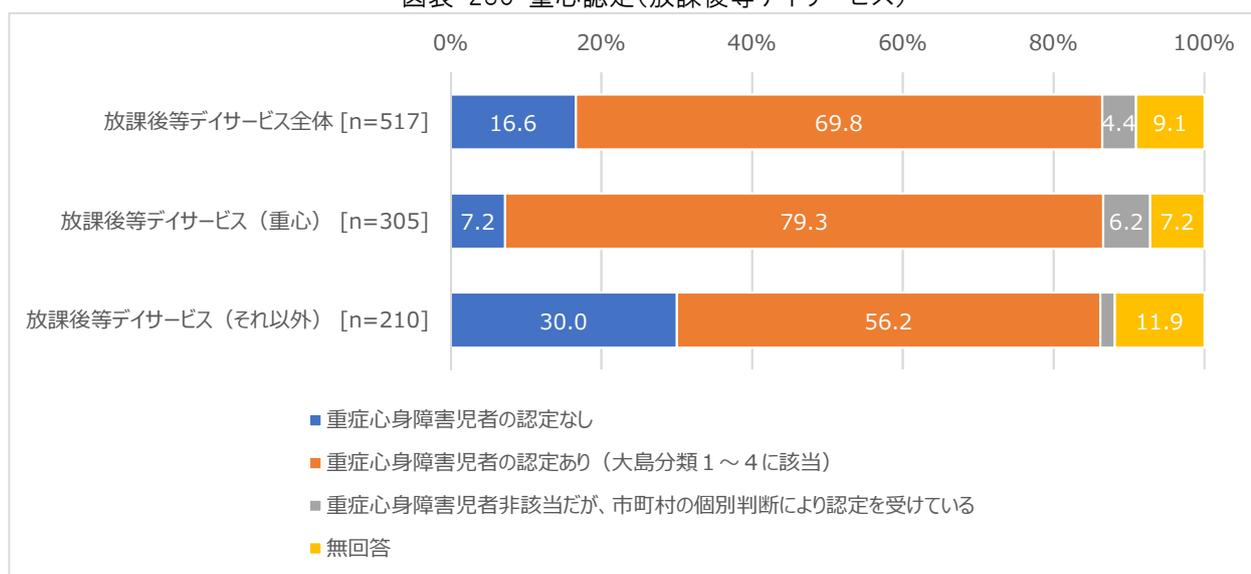


児童発達支援、放課後等デイサービスを利用する医療的ケア児について、事業所の類型別で見ると、主として重症心身障害児を通わせる事業所の利用者では、「重症心身障害児者の認定あり（大島分類1～4に該当）」が多くなっている。

図表 279 重心認定(児童発達支援)



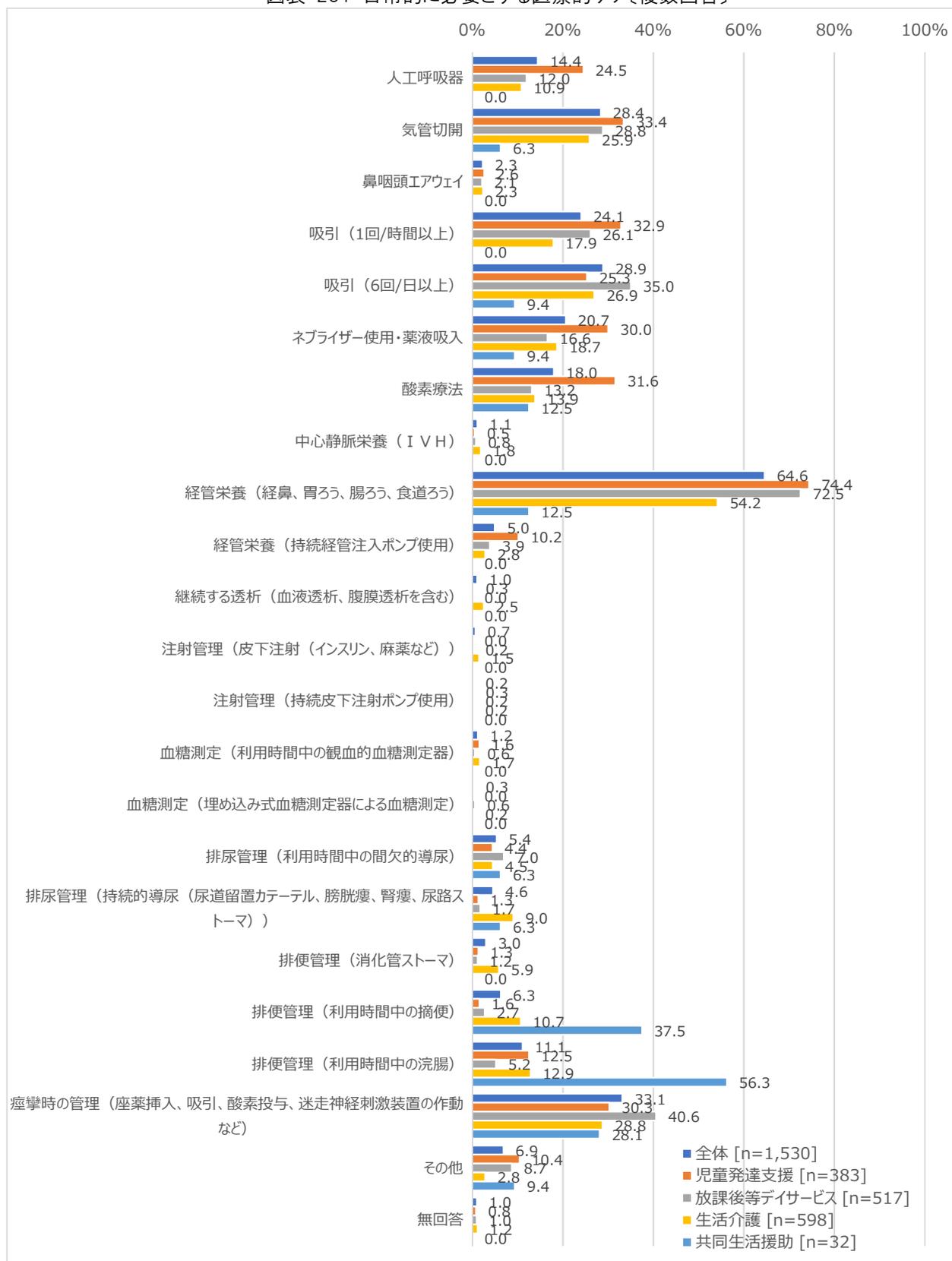
図表 280 重心認定(放課後等デイサービス)



⑦日常的に必要とする医療的ケア

日常的に必要とする医療的ケアを聞いたところ、「経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう、食道ろう）」が64.6%と最も多く、次いで「痙攣時の管理（座薬挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動など）」が33.1%、「吸引（6回/日以上）」が28.9%等となっている。

図表 281 日常的に必要とする医療的ケア〔複数回答〕

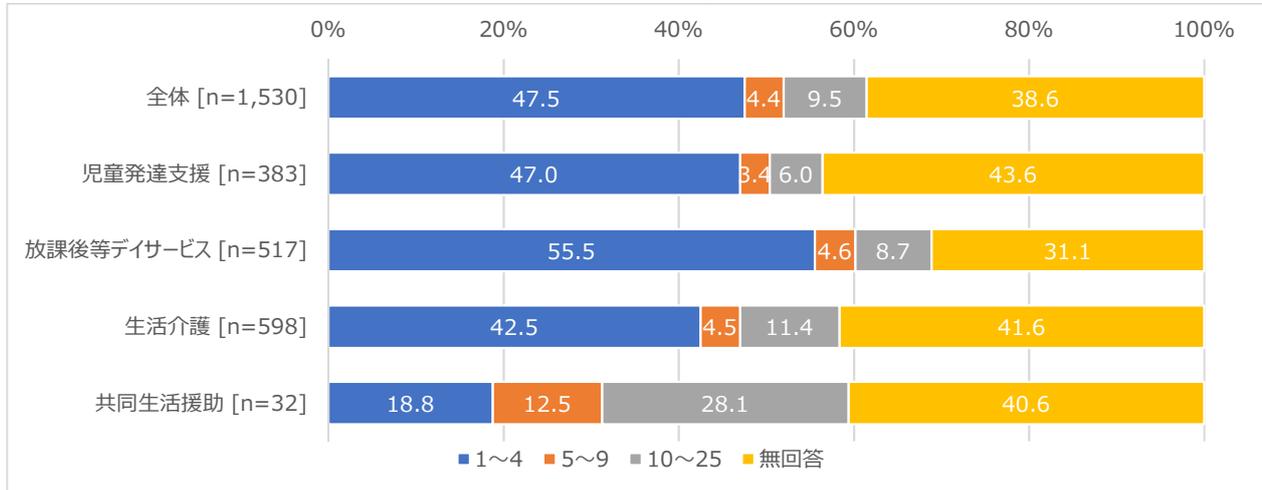


⑧大島分類

大島分類の判定は、重症心身障害児・者に該当する「1～4」が47.5%となっている。なお、無回答の割合が高くなっている。

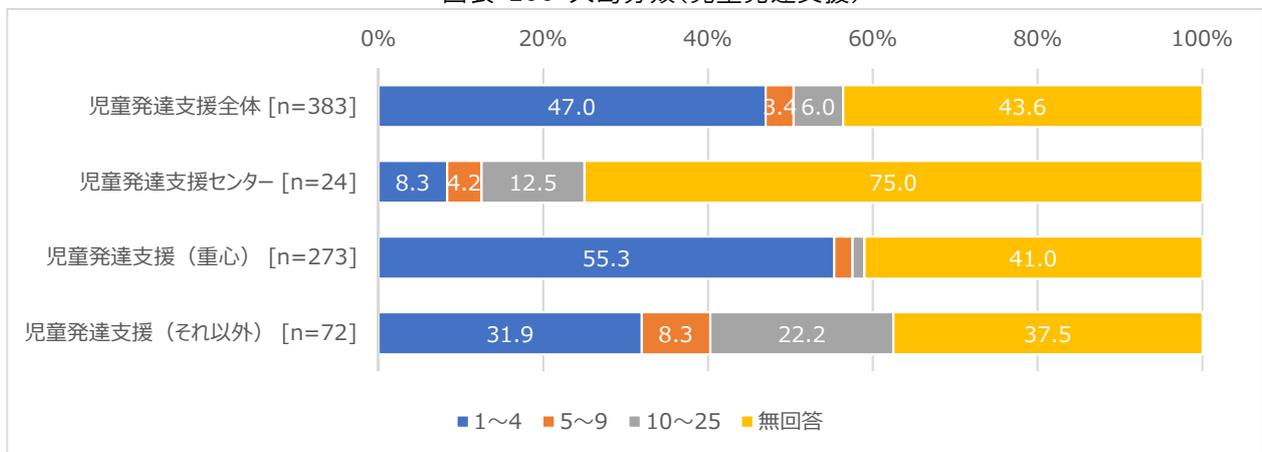
※本設問は、大島分類の1～25の数値で回答を求めたものだが、重症心身障害児・者の認定で1～4のいずれに該当するか不明の場合は、無回答となっている場合がある。そのため、「㊦重心認定」での「認定あり」の割合とは一致しない。

図表 282 大島分類

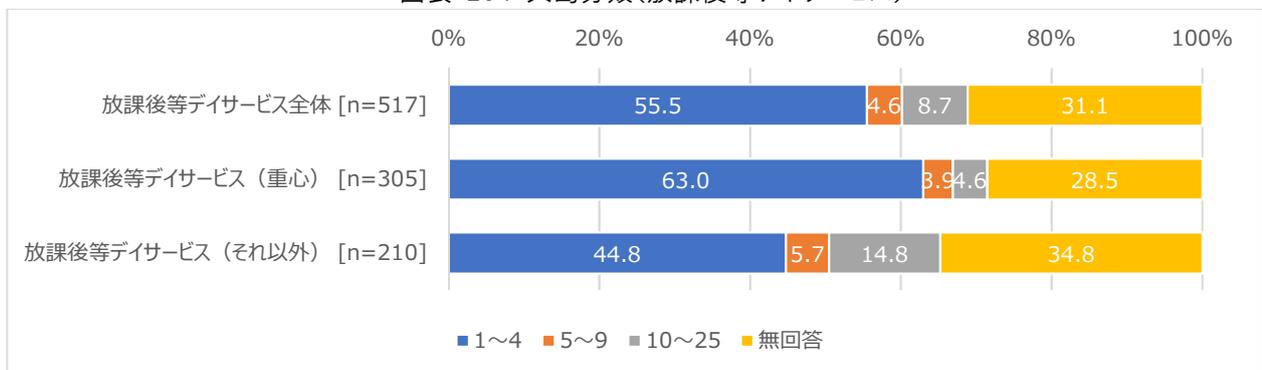


児童発達支援、放課後等デイサービスを利用する医療的ケア児について、事業所の類型別で見ると、主として重症心身障害児を通わせる事業所の利用者では、大島分類「1～4」が多くなっている。

図表 283 大島分類(児童発達支援)



図表 284 大島分類(放課後等デイサービス)



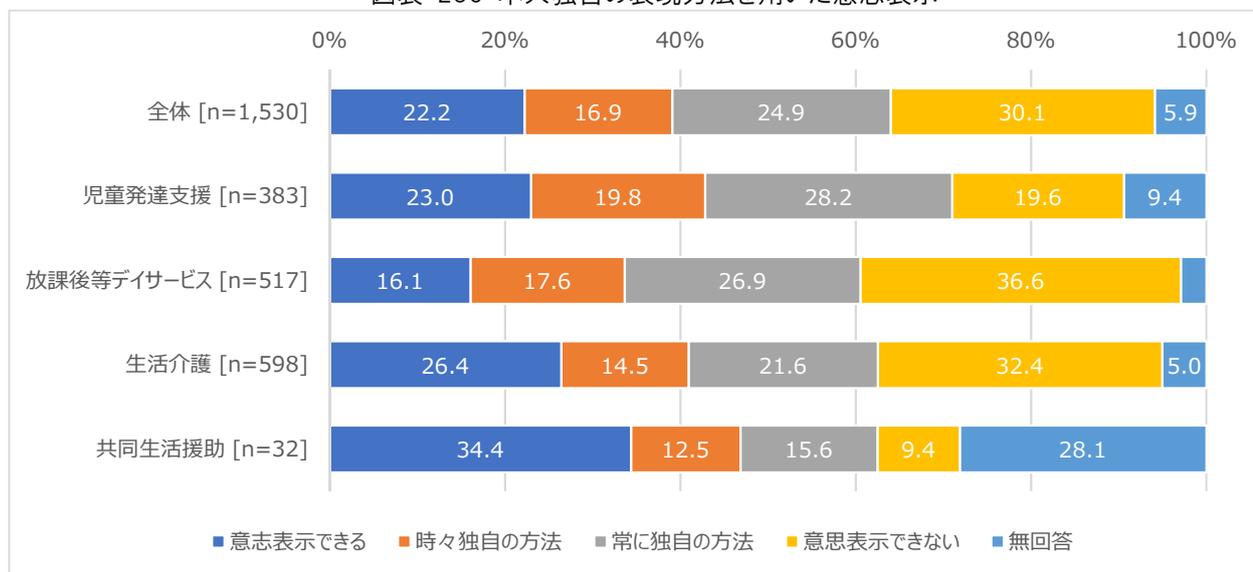
⑨行動関連項目（行動援護スコア）

行動援護スコアに該当する行動関連項目の状況は、以下の通りである。

■本人独自の表現方法を用いた意志表示

「本人独自の表現方法を用いた意志表示」は、「意思表示できない」が30.1%、「常に独自の方法」が24.9%、「意志表示できる」が22.2%、「時々独自の方法」が16.9%となっている。

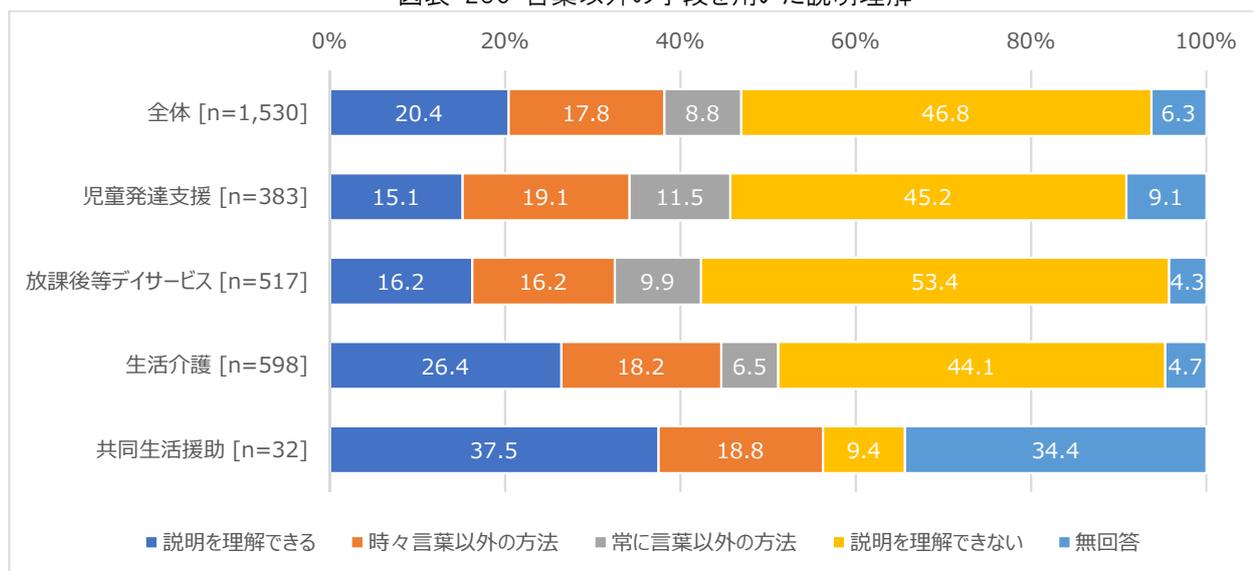
図表 285 本人独自の表現方法を用いた意志表示



■言葉以外の手段を用いた説明理解

「言葉以外の手段を用いた説明理解」は、「説明を理解できない」が46.8%、「説明を理解できる」が20.4%、「時々言葉以外の方法」が17.8%、「常に言葉以外の方法」が8.8%となっている。

図表 286 言葉以外の手段を用いた説明理解



■ 食べられないものを口に入れる

「食べられないものを口に入れる」は、「ない」が82.2%、「時々ある」が6.8%、「毎日」が3.4%となっている。

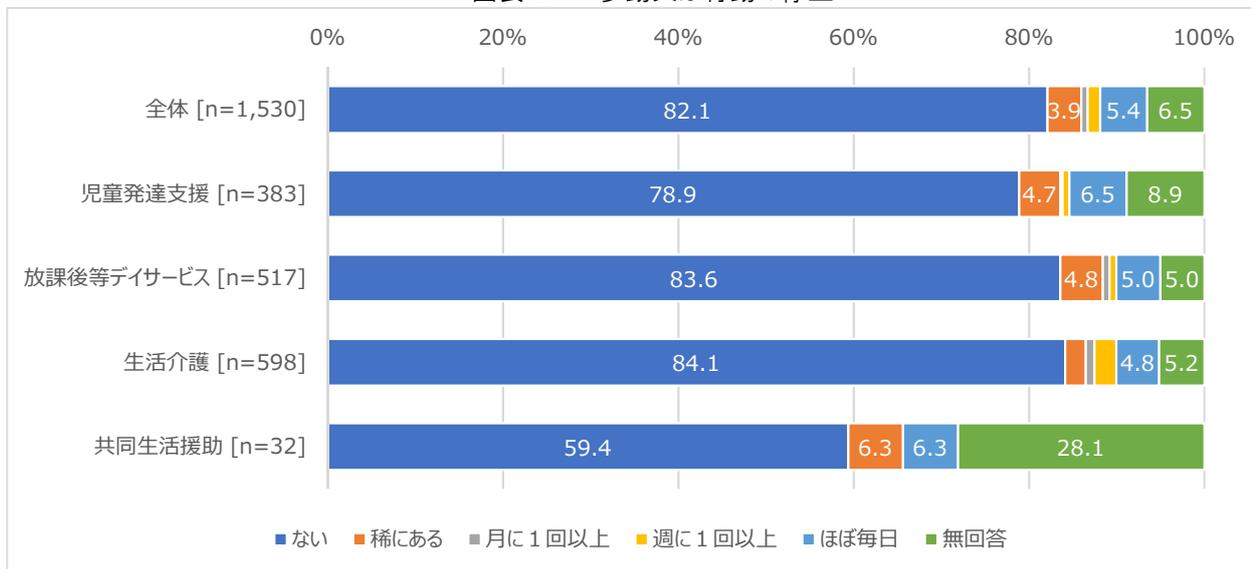
図表 287 食べられないものを口に入れる



■ 多動又は行動の停止

「多動又は行動の停止」は、「ない」が82.1%、「ほぼ毎日」が5.4%、「稀にある」が3.9%となっている。

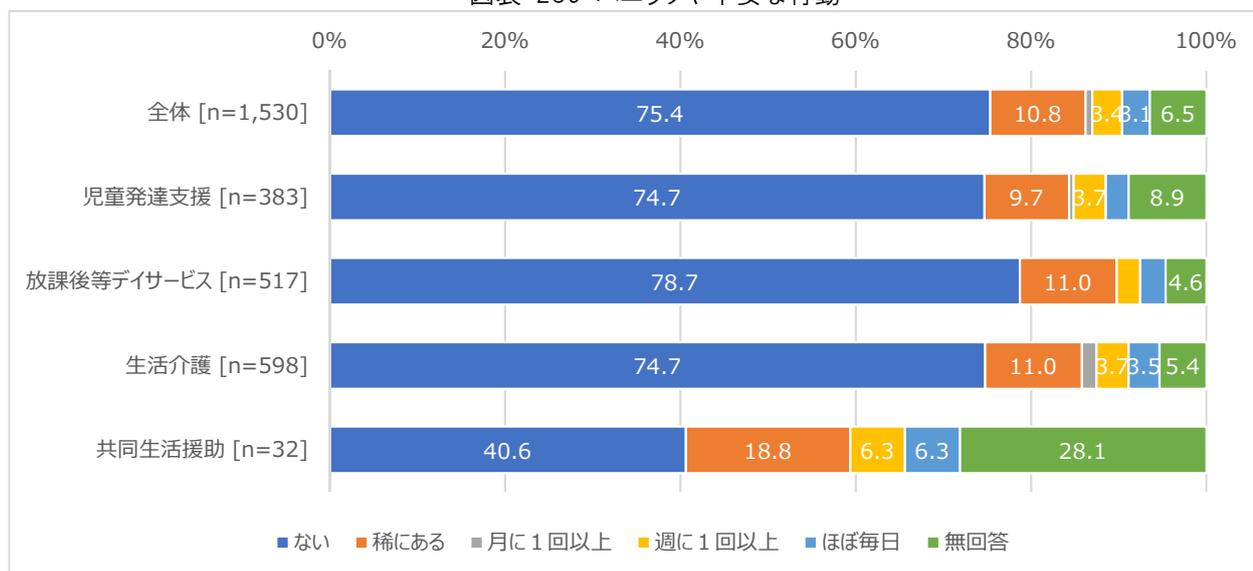
図表 288 多動又は行動の停止



■パニックや不安な行動

「パニックや不安な行動」は、「ない」が75.4%、「稀にある」が10.8%、「週に1回以上」が3.4%、「ほぼ毎日」が3.1%となっている。

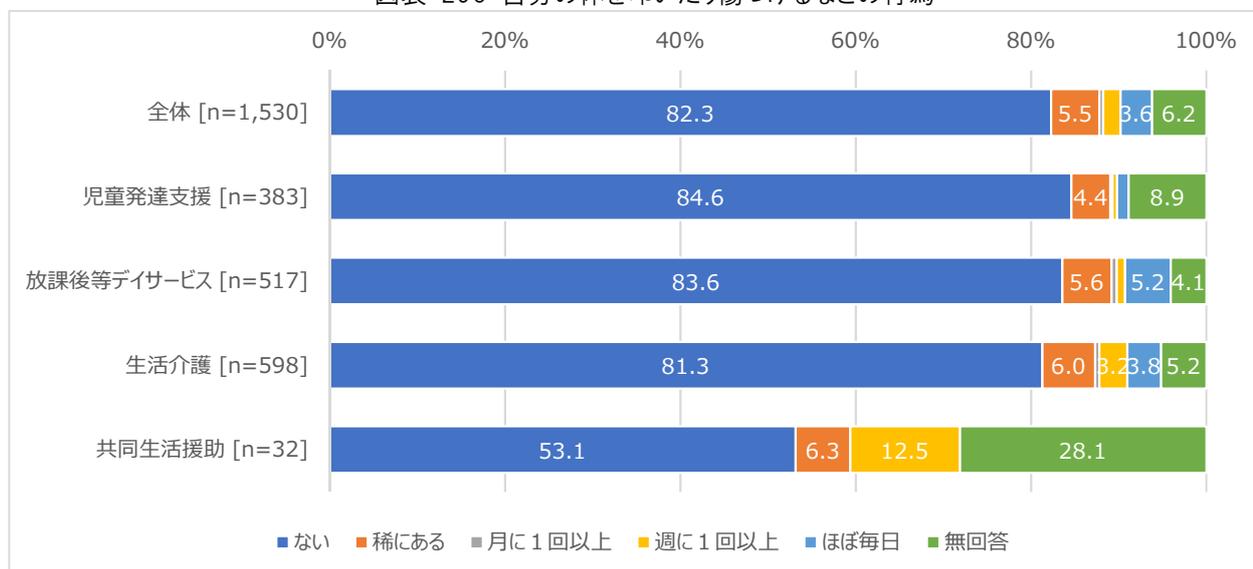
図表 289 パニックや不安な行動



■自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為

「自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為」は、「ない」が82.3%、「稀にある」が5.5%、「ほぼ毎日」が3.6%となっている。

図表 290 自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為



■叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為

「叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為」は、「ない」が85.0%、「稀にある」が4.6%となっている。

図表 291 叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為



■他人に抱きついたり断りもなくものをもってくる

「他人に抱きついたり断りもなくものをもってくる」は、「ない」が86.3%、「稀にある」が3.7%となっている。

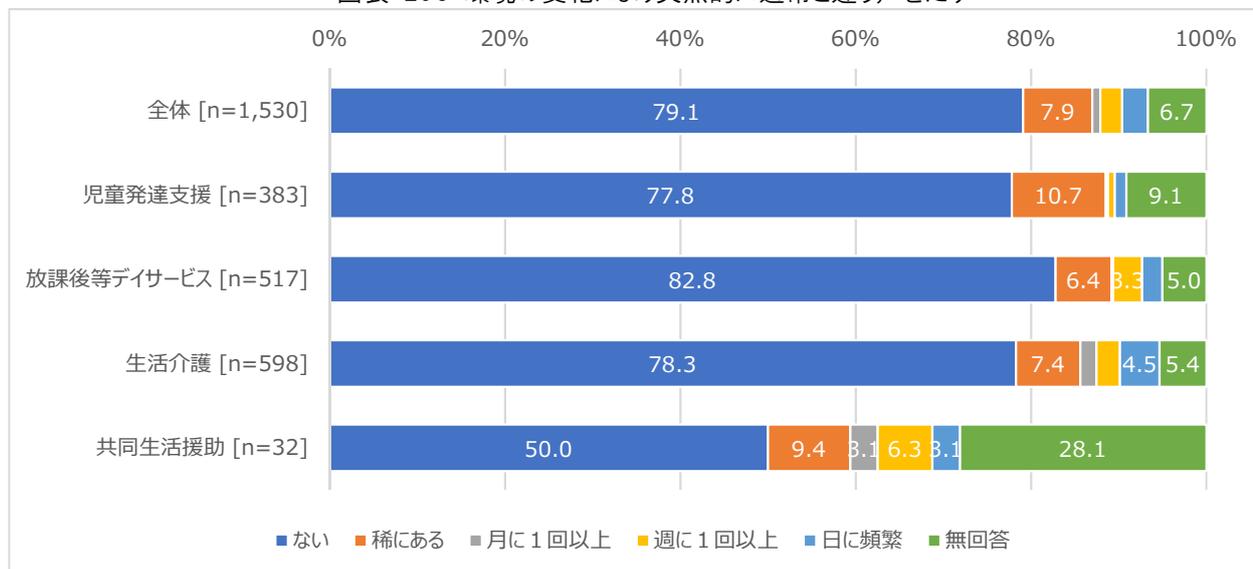
図表 292 他人に抱きついたり断りもなくものをもってくる



■ 環境の変化により突然的に通常と違う声をだす

「環境の変化により突然的に通常と違う声をだす」は、「ない」が79.1%、「稀にある」が7.9%となっている。

図表 293 環境の変化により突然的に通常と違う声をだす



■ 突然走っていなくなるような突発的行動

「突然走っていなくなるような突発的行動」は、「ない」が89.1%となっている。

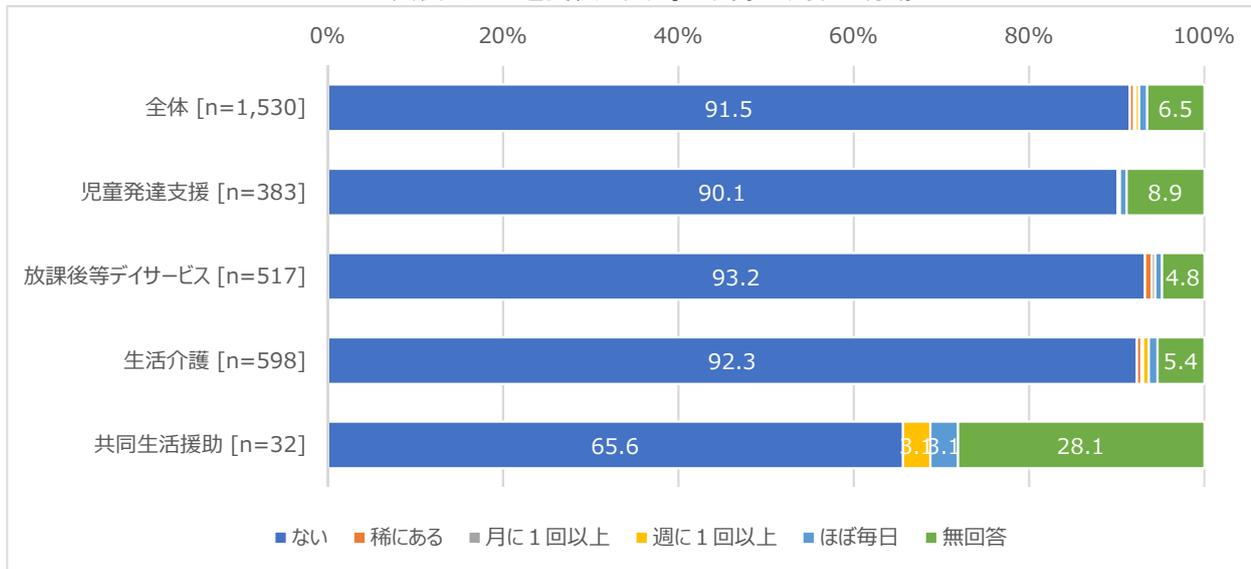
図表 294 突然走っていなくなるような突発的行動



■ 過食、反すう等の食事に関する行動

「過食、反すう等の食事に関する行動」は、「ない」が91.5%となっている。

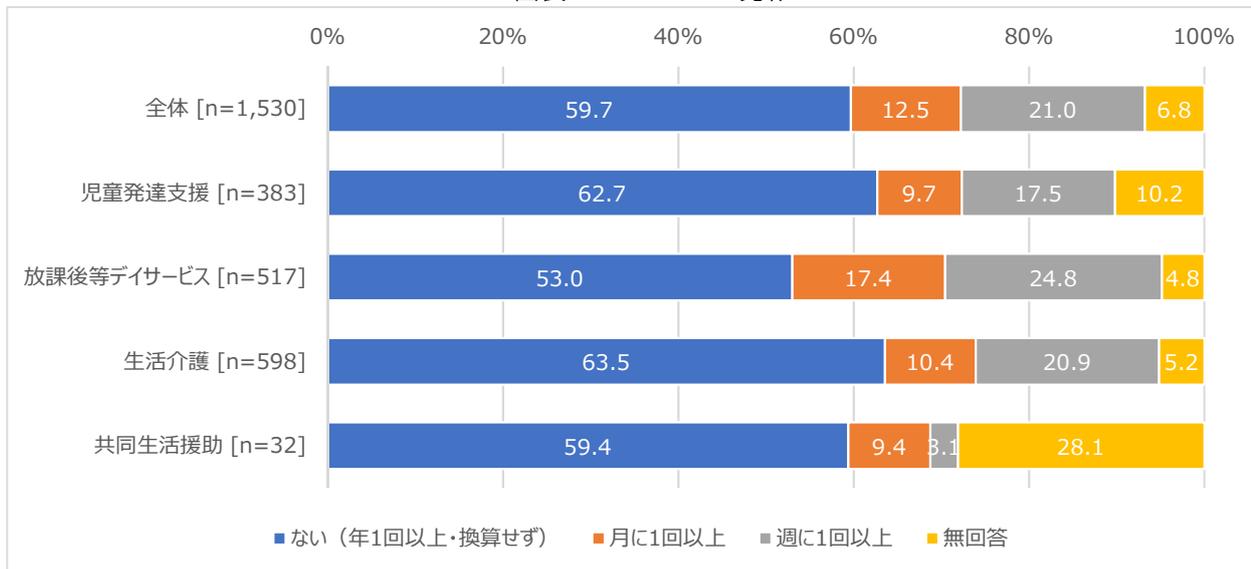
図表 295 過食、反すう等の食事に関する行動



■ てんかん発作

てんかん発作については、「ない（年1回以上・換算せず）」が59.7%、「週に1回以上」が21.0%、「月に1回以上」が12.5%となっている。

図表 296 てんかん発作



5 居宅訪問型児童発達支援の対象者像の実態に関する調査

本調査は、居宅訪問型児童発達支援のほか、当該サービスの実施意向等を聞くために、他の障害児通所支援サービス等（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）にも調査を行っている。

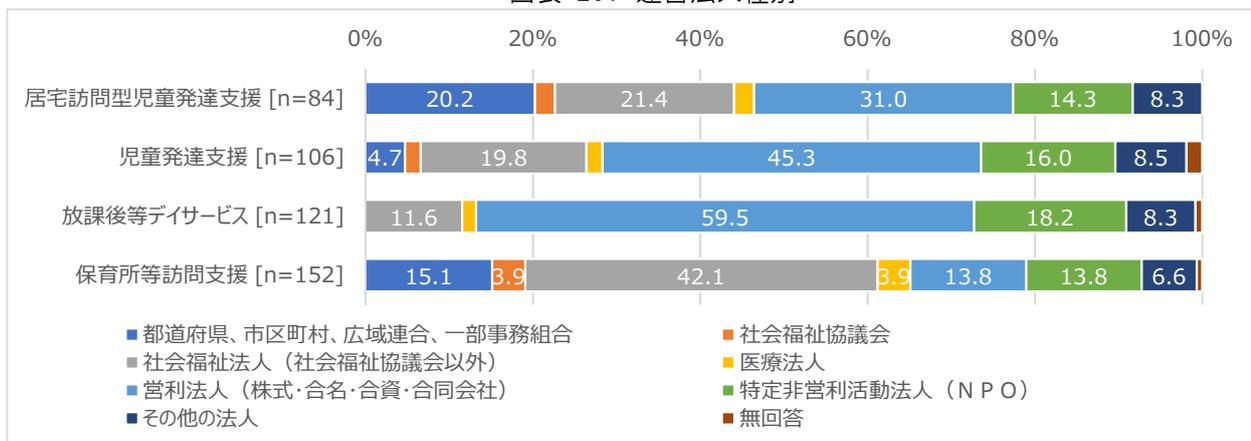
(1) 事業所の基本情報

①法人種別

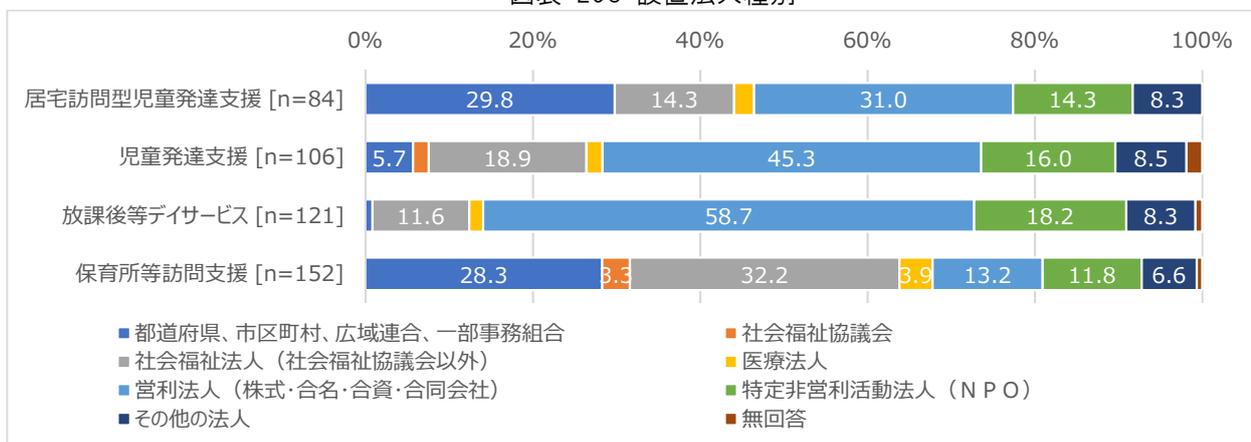
運営法人の種別は、居宅訪問型児童発達支援、児童発達支援、放課後等デイサービスでは「営利法人（株式・合名・合資・合同会社）」、保育所等訪問支援では「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」の割合が高くなっている。また、居宅訪問型児童発達支援では、「都道府県、市区町村、広域連合、一部事務組合」の割合が他に比べて高くなっている。

設置法人の種別は、居宅訪問型児童発達支援では、「都道府県、市区町村、広域連合、一部事務組合」、「営利法人（株式・合名・合資・合同会社）」がほぼ同割合で高く、児童発達支援、放課後等デイサービスでは「営利法人（株式・合名・合資・合同会社）」、保育所等訪問支援では、「都道府県、市区町村、広域連合、一部事務組合」、「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」がほぼ同割合で高くなっている。

図表 297 運営法人種別



図表 298 設置法人種別



②職員配置人数

調査対象サービスの職員配置人数の実人数は、居宅訪問型児童発達支援では平均で7.0人、児童発達支援では平均で8.9人、放課後等デイサービスでは平均で8.0人、保育所等訪問支援では平均で7.3人となっている。

図表 299 調査対象サービスの職員配置人数

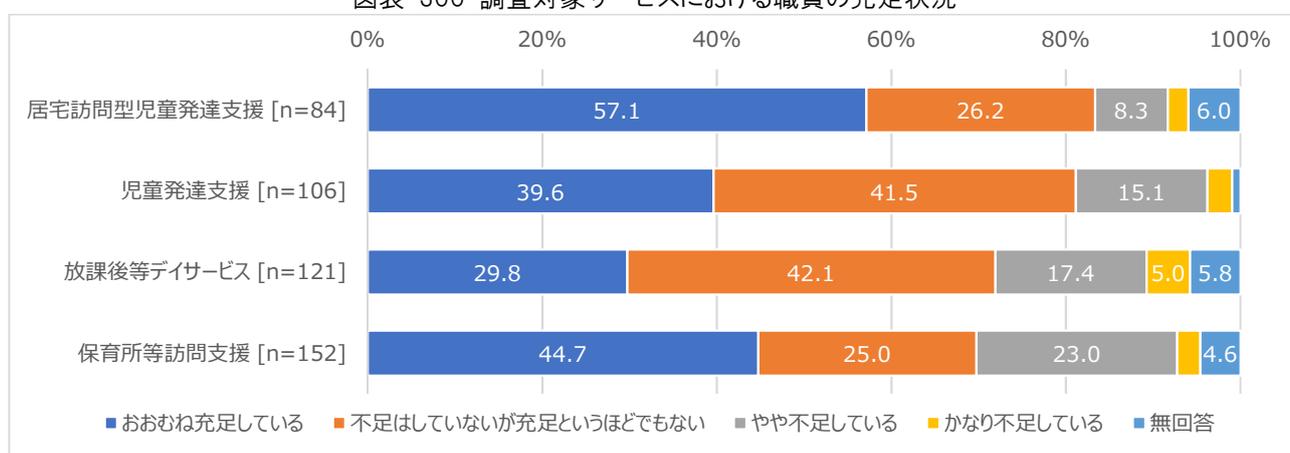
	平均値 (人)	居宅訪問型児童発達支援 [n=82]	児童発達支援 [n=105]	放課後等デイサービス [n=118]	保育所等訪問支援 [n=148]
合計	実人数	7.0	8.9	8.0	7.3
	常勤換算人数	3.9	6.6	5.7	4.6
管理者	実人数	0.9	1.0	0.9	1.0
	常勤換算人数	0.6	0.8	0.7	0.6
児童発達支援管理責任者	実人数	1.1	1.0	1.0	1.1
	常勤換算人数	0.7	0.9	0.8	0.8
児童指導員	実人数	0.5	2.8	3.5	1.1
	常勤換算人数	0.4	2.0	2.4	0.8
保育士	実人数	1.5	2.4	1.2	1.6
	常勤換算人数	1.0	1.9	1.0	1.0
障害福祉サービス経験者	実人数	0.0	0.4	0.6	0.1
	常勤換算人数	0.0	0.3	0.4	0.0
看護職員	実人数	0.9	0.2	0.2	0.1
	常勤換算人数	0.4	0.1	0.1	0.1
理学療法士	実人数	0.6	0.1	0.1	0.3
	常勤換算人数	0.3	0.1	0.0	0.1
作業療法士	実人数	0.5	0.2	0.1	0.4
	常勤換算人数	0.2	0.1	0.0	0.2
言語聴覚士	実人数	0.5	0.2	0.1	0.3
	常勤換算人数	0.3	0.1	0.0	0.2
心理担当職員	実人数	0.1	0.1	0.0	0.3
	常勤換算人数	0.0	0.0	0.0	0.1
訪問支援員（上記職種に該当しない）	実人数	0.4	0.6	0.3	1.1
	常勤換算人数	0.1	0.3	0.2	0.6

※職種別の兼務者は主たる職種1つに回答する形としているため、職種別の人数は配置基準上の人数と合わない場合がある（例：管理者と他職種の兼務で、管理者0・他職種1と回答等）

③職員の充足状況

調査対象サービスにおける職員の充足状況を聞いたところ、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援では「おおむね充足している」の割合が高く、児童発達支援、放課後等デイサービスでは「不足はしていないが充足というほどでもない」が高くなっている。

図表 300 調査対象サービスにおける職員の充足状況



(2) 障害児通所支援サービス等における今後の意向等

① 「児童発達支援」「放課後等デイサービス」の定員数、実利用者数

令和2年7月における1事業所あたりの「児童発達支援」の定員数は平均で21.8人、実利用者数は平均で17.7人となっている。「放課後等デイサービス」の定員数は平均で18.3人、実利用者数は平均で14.7人となっている。

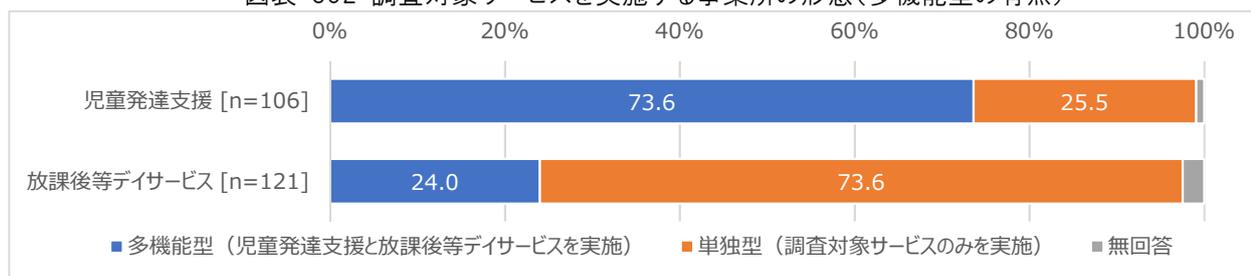
図表 301 「児童発達支援」「放課後等デイサービス」の定員数

(人)	児童発達支援 [n=104]	放課後等デイサービス [n=114]
定員数 (平均)	21.8	18.3
実利用者数 (平均)	17.7	14.7

② 調査対象サービスを実施する事業所の形態（多機能型の有無）

調査対象サービスを実施する事業所の形態（多機能型の有無）は、児童発達支援では「多機能型（児童発達支援と放課後等デイサービスを実施）」が73.6%、「単独型（調査対象サービスのみを実施）」が25.5%となっている。放課後等デイサービスでは「多機能型（児童発達支援と放課後等デイサービスを実施）」が24.0%、「単独型（調査対象サービスのみを実施）」が73.6%となっている。

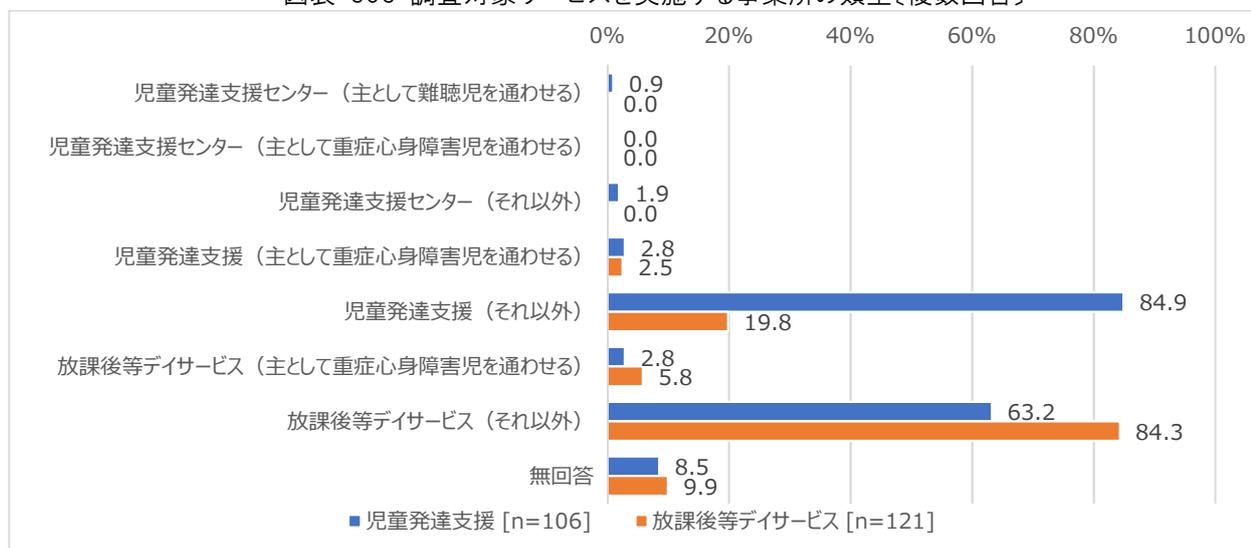
図表 302 調査対象サービスを実施する事業所の形態(多機能型の有無)



③ 事業所のサービス類型

事業所のサービス類型（多機能型の場合は両方の類型を回答）は、「児童発達支援（それ以外）」、「放課後等デイサービス（それ以外）」がそれぞれ多くなっている。

図表 303 調査対象サービスを実施する事業所の類型[複数回答]



④ 「保育所等訪問支援」の実利用者数、訪問回数

令和2年7月における「保育所等訪問支援」の1事業所あたりの実利用者数は平均で8.9人、延べ訪問回数は平均で11.3回となっている。

図表 304 「保育所等訪問支援」の実利用者数、訪問回数

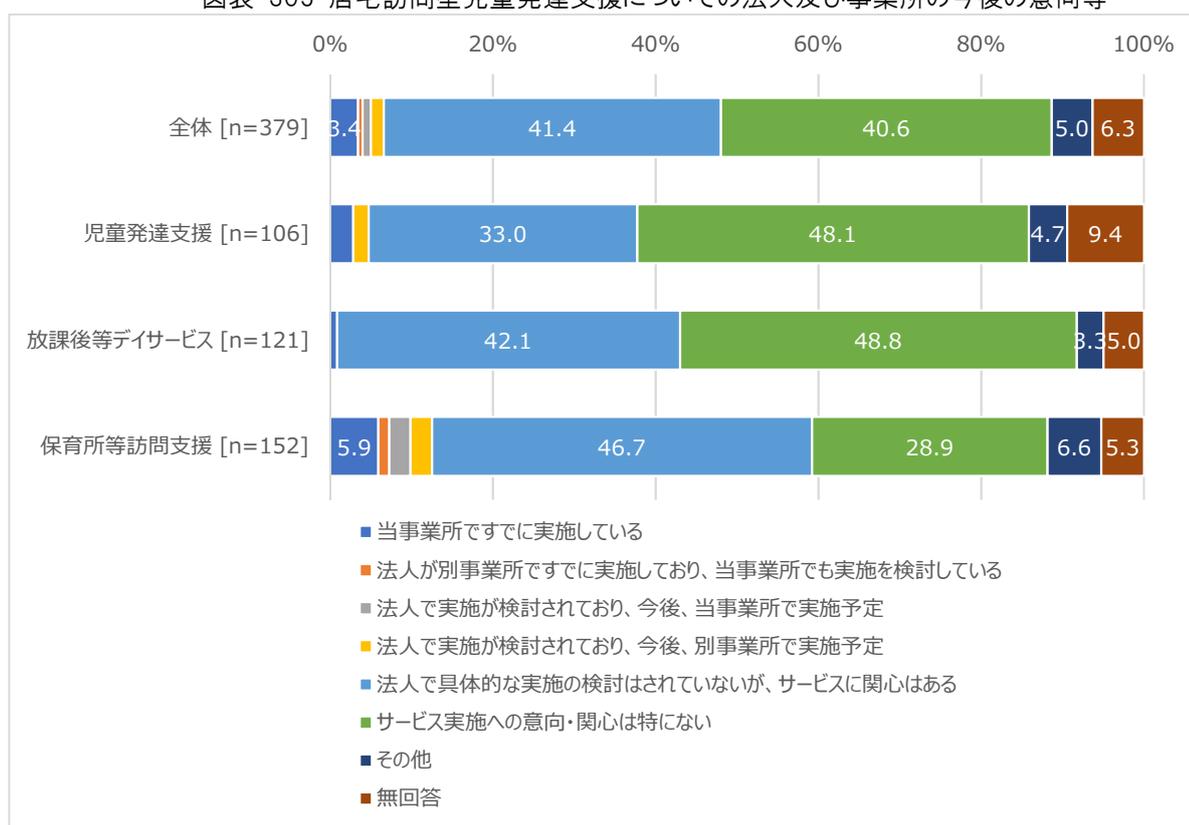
(人、回)	保育所等訪問支援 [n=144]
実利用者数 (平均)	8.9
延べ訪問回数 (平均)	11.3

⑤ 居宅訪問型児童発達支援についての法人及び事業所の今後の意向等

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の事業所に、居宅訪問型児童発達支援についての法人及び事業所の今後の意向等を聞いたところ、全体では、「法人で具体的な実施の検討はされていないが、サービスに関心はある」が41.4%、「サービス実施への意向・関心は特にない」が40.6%となっている。

サービス別にみると、保育所等訪問支援で、他に比べて「当事業所ですでに実施している」や「法人で具体的な実施の検討はされていないが、サービスに関心はある」の割合が高くなっている。一方、児童発達支援、放課後等デイサービスは「サービス実施への意向・関心は特にない」が半数近くを占めている。

図表 305 居宅訪問型児童発達支援についての法人及び事業所の今後の意向等

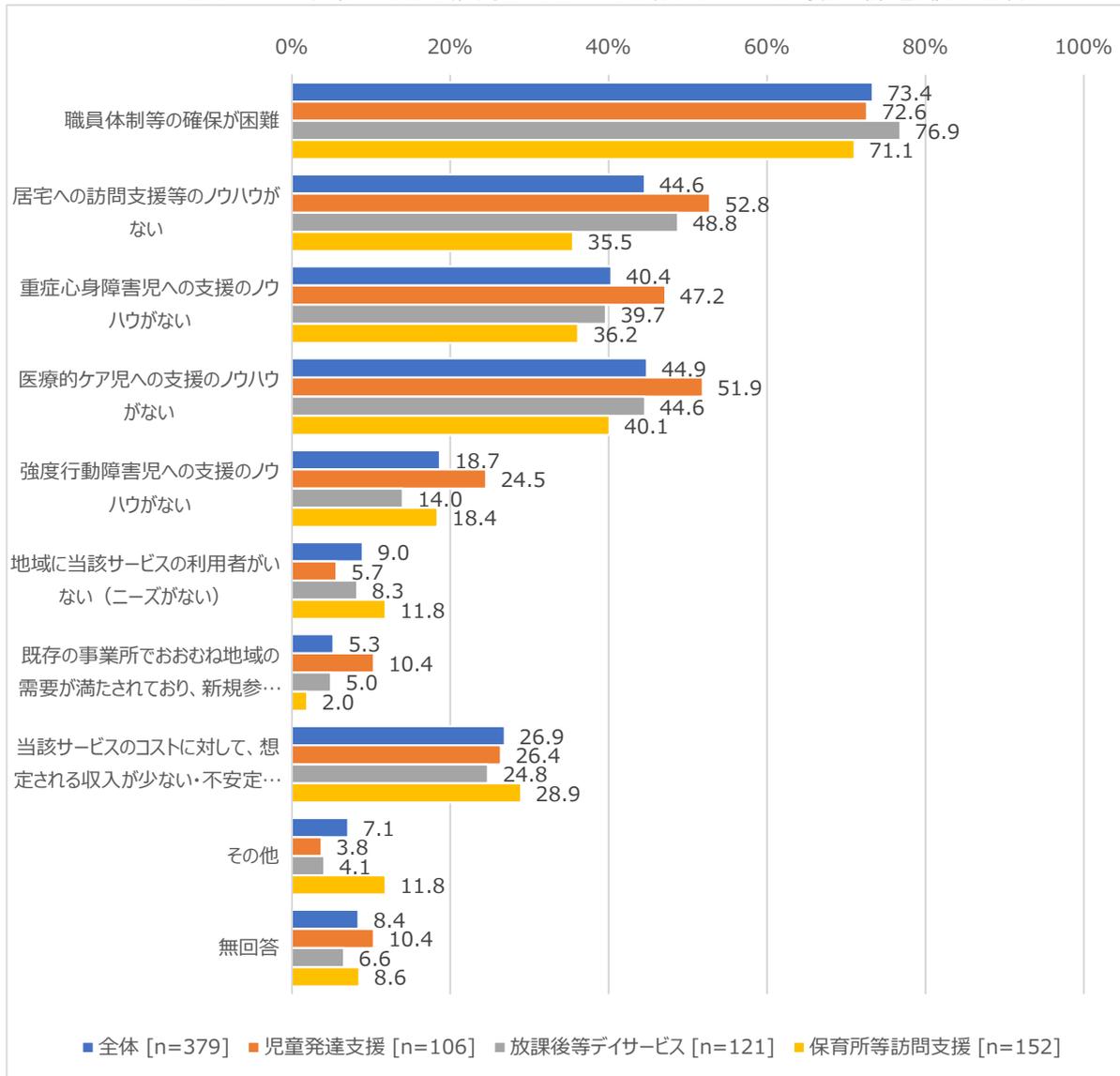


⑥事業所で居宅訪問型児童発達支援を実施する場合の課題

事業所で居宅訪問型児童発達支援を実施するとした場合に、どのような課題があるかを聞いたところ、全体では、「職員体制等の確保が困難」が73.4%と最も多く、次いで、「医療的ケア児への支援のノウハウがない」が44.9%、「居宅への訪問支援等のノウハウがない」が44.6%、「重症心身障害児への支援のノウハウがない」が40.4%となっている。

サービス別にみると、「職員体制等の確保が困難」は共通して最も多くなっている。児童発達支援では「居宅への訪問支援等のノウハウがない」「医療的ケア児への支援のノウハウがない」「医療的ケア児への支援のノウハウがない」が他と比べて多くなっている。

図表 306 事業所で居宅訪問型児童発達支援を実施する場合の課題〔複数回答〕



(3) 居宅訪問型児童発達支援の状況

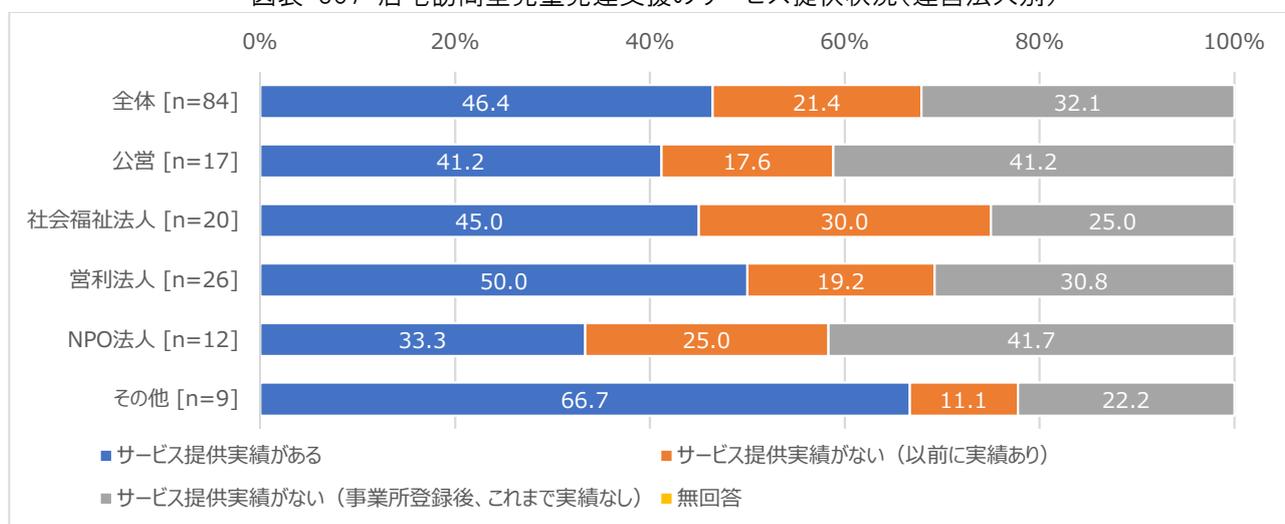
以下は、サービスを提供していない事業所も含め、居宅訪問型児童発達支援事業所に状況を聞いたものである。

①居宅訪問型児童発達支援のサービス提供状況

居宅訪問型児童発達支援のサービス提供状況を聞いたところ、「サービス提供実績がある」が46.4%、「サービス提供実績がない（事業所登録後、これまで実績なし）」が32.1%、「サービス提供実績がない（以前に実績あり）」が21.4%となっている。

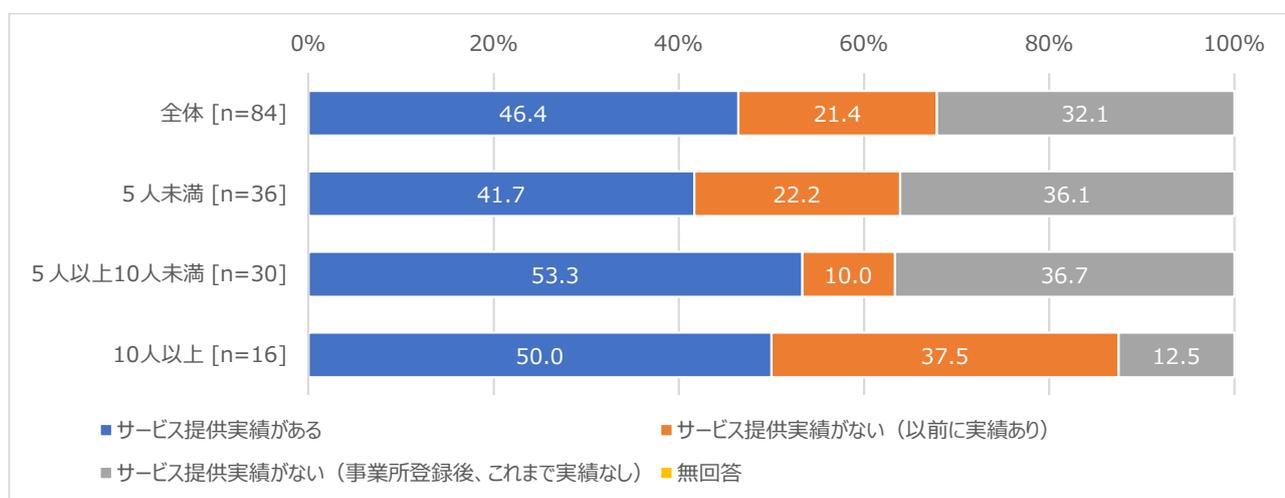
事業所の運営法人別で見ると、公営、NPO法人で、「サービス提供実績がない（事業所登録後、これまで実績なし）」が比較的多くなっている。

図表 307 居宅訪問型児童発達支援のサービス提供状況(運営法人別)



事業所の職員規模別（実職員数）で見ると、職員数の多い事業所で、以前の実績も含めてサービス提供実績のある事業所が比較的多くなっている。

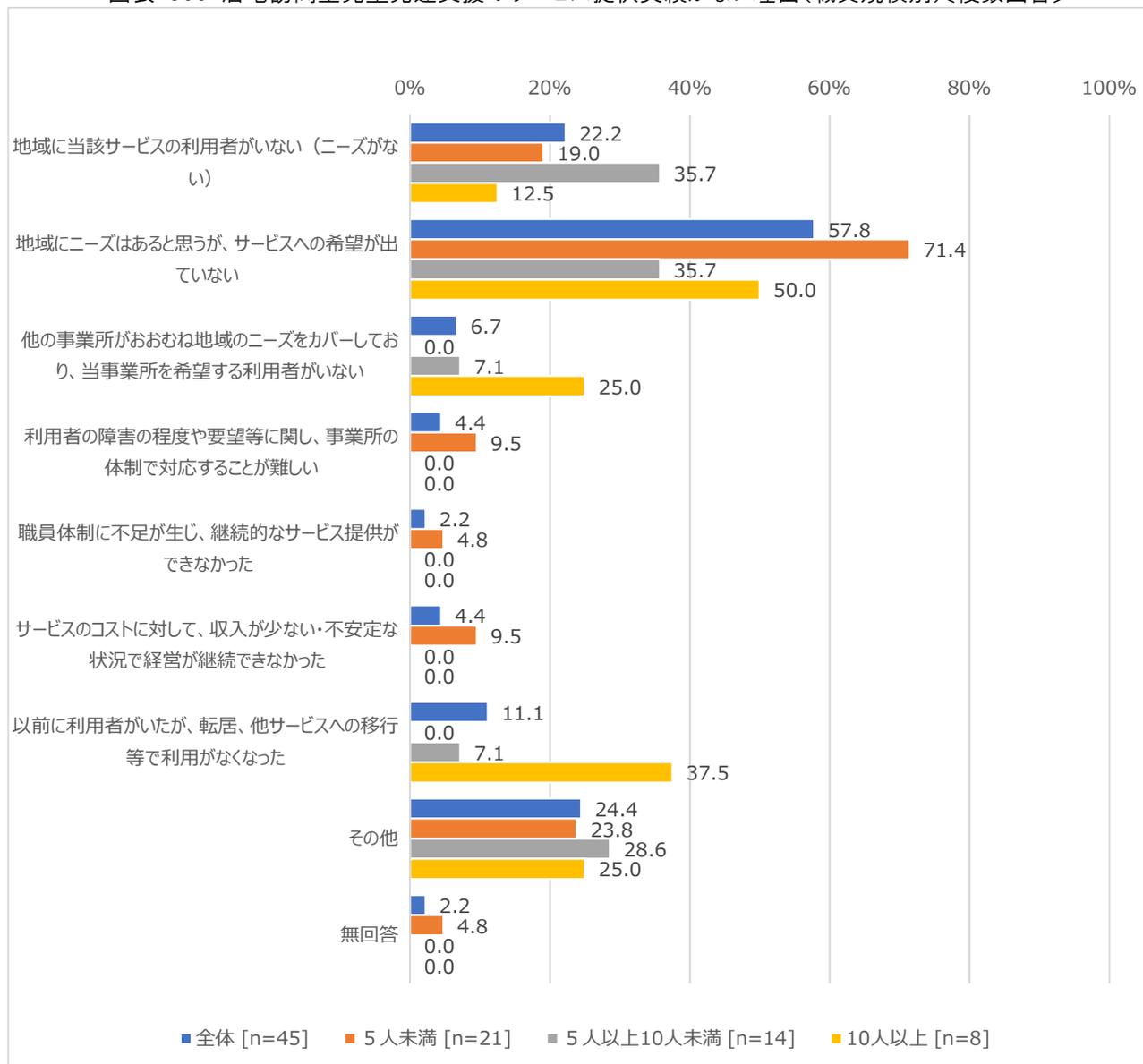
図表 308 居宅訪問型児童発達支援のサービス提供状況(職員規模別)



②居宅訪問型児童発達支援のサービス提供実績がない理由

居宅訪問型児童発達支援のサービス提供実績がない事業所に、その理由を聞いたところ、「地域にニーズはあると思うが、サービスへの希望が出ていない」が57.8%と最も多くなっている。事業所の職員規模別では、規模の小さい事業所で「地域にニーズはあると思うが、サービスへの希望が出ていない」の割合が比較的高くなっている。

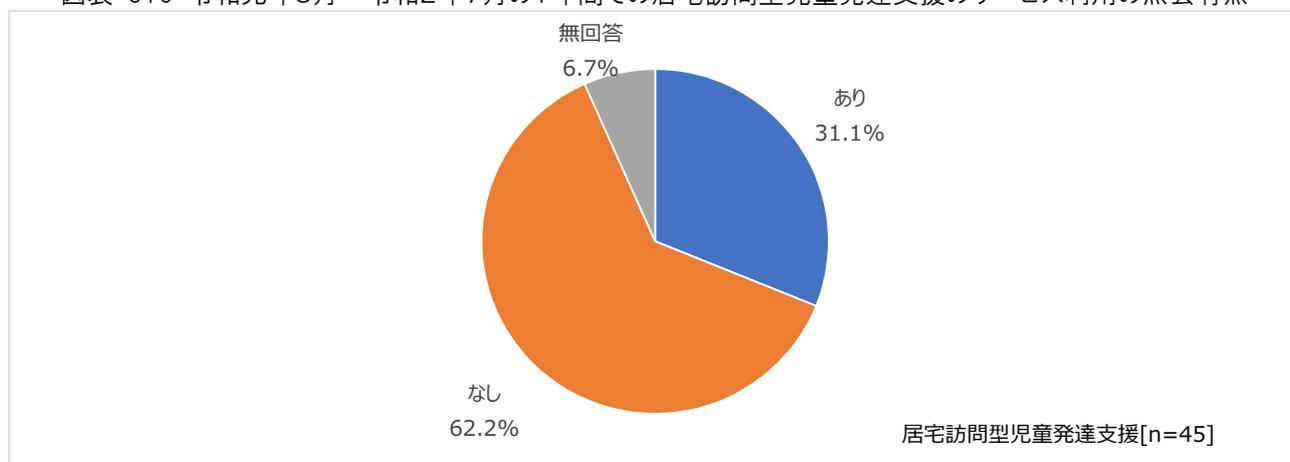
図表 309 居宅訪問型児童発達支援のサービス提供実績がない理由(職員規模別)[複数回答]



③居宅訪問型児童発達支援のサービス利用の照会有無

居宅訪問型児童発達支援のサービス提供実績がない事業所に、令和元年8月～令和2年7月の1年間でのサービス利用の照会の有無を聞いたところ、「なし」が62.2%、「あり」が31.1%となっている。なお、「あり」と回答した事業所（14事業所）に、同期間の照会件数を聞いたところ、平均で2.5件だった。

図表 310 令和元年8月～令和2年7月の1年間での居宅訪問型児童発達支援のサービス利用の照会有無



④居宅訪問型児童発達支援の登録者数等

居宅訪問型児童発達支援のサービス提供実績がある事業所に、サービスの登録者数等を聞いたところ、登録者数は平均で2.9人、令和7月の実利用者数は平均で2.6人となっている。また、令和2年7月の延べ訪問回数は平均で13.6回/月となっている。

図表 311 居宅訪問型児童発達支援のサービスの登録者数等

(人、回)	居宅訪問型児童発達支援 [n=37]
サービスの登録者数（平均）	2.9
令和2年7月の実利用者数（平均）	2.6
令和2年7月の延べ訪問回数（平均）	13.6

⑤利用者1人あたりの平均的な利用状況

利用者1人あたりの平均的な利用状況について、週あたりの平均的な利用日数は、平均で1.2日/週となっている。一回あたりの所要時間は、平均で1.4時間/回となっている。

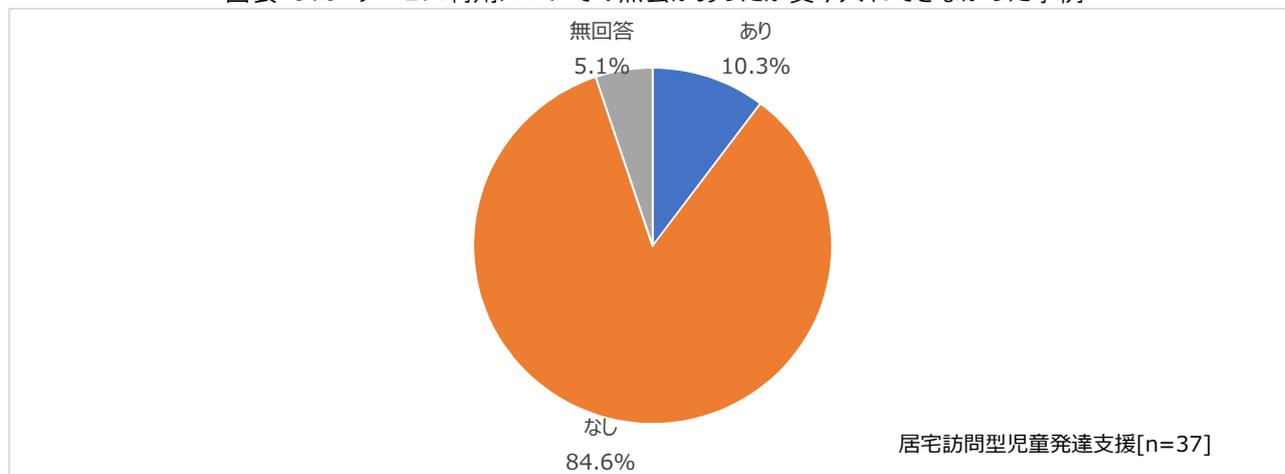
図表 312 利用者1人あたりの平均的な利用状況_週あたりの平均的な利用日数

(日/週、時間/回)	居宅訪問型児童発達支援 [n=37]
週あたりの平均的な利用日数（平均）	1.2
一回あたりの所要時間（平均）	1.4

⑥ サービス利用についての照会があったが受け入れできなかった事例

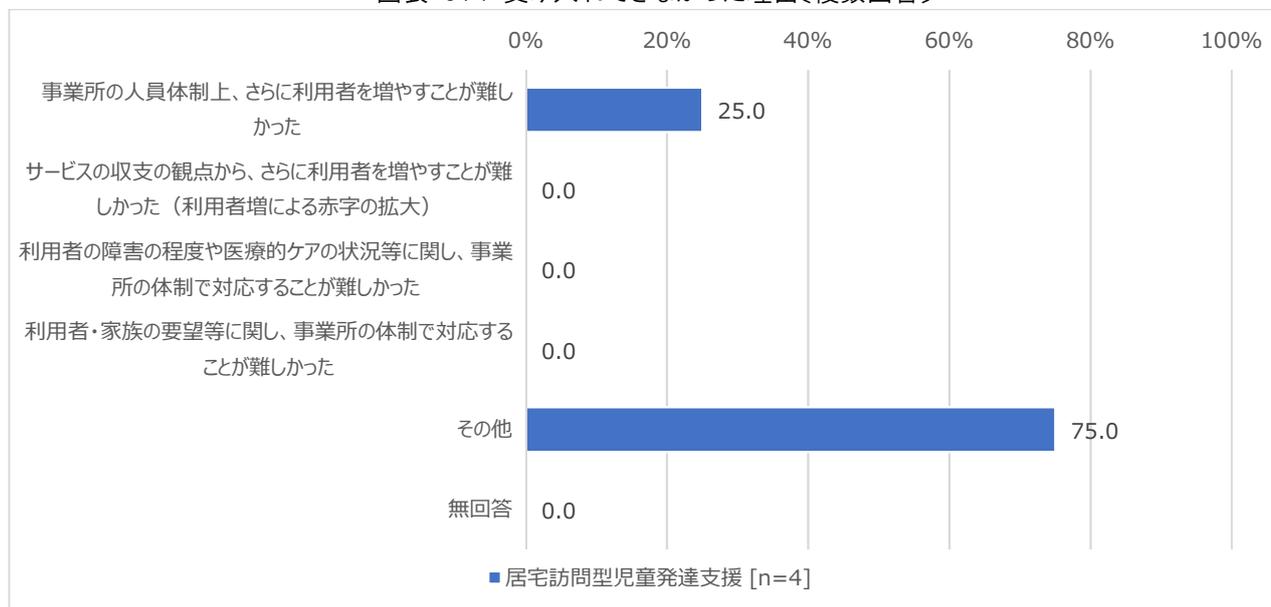
居宅訪問型児童発達支援のサービス提供実績がある事業所に、令和元年8月～令和2年7月の1年間で、サービス利用についての照会があったが受け入れできなかった事例があったかどうかを聞いたところ、「なし」が84.6%、「あり」が10.3%となっている。なお、「あり」と回答した事業所（3事業所）に、同期間での事例件数を聞いたところ、平均で3.3件だった。

図表 313 サービス利用についての照会があったが受け入れできなかった事例



「あり」と回答した事業所（3事業所）に、受け入れできなかった理由を聞いたところ、「事業所の人員体制上、さらに利用者を増やすことが難しかった」が25.0%、「その他」が75.0%となっている。（「その他」には、遠方で対応できなかった等の理由が含まれる。）

図表 314 受け入れできなかった理由〔複数回答〕



(4) 居宅訪問型児童発達支援の利用者の状況

以下は、居宅訪問型児童発達支援のサービス提供実績のある事業所に、利用者の状況を聞いたものである。全体で120人分の回答があった。

① サービス利用開始時期

サービス利用時期は、「2019年以前」が49.2%、「2020年以降」が49.2%となっている。

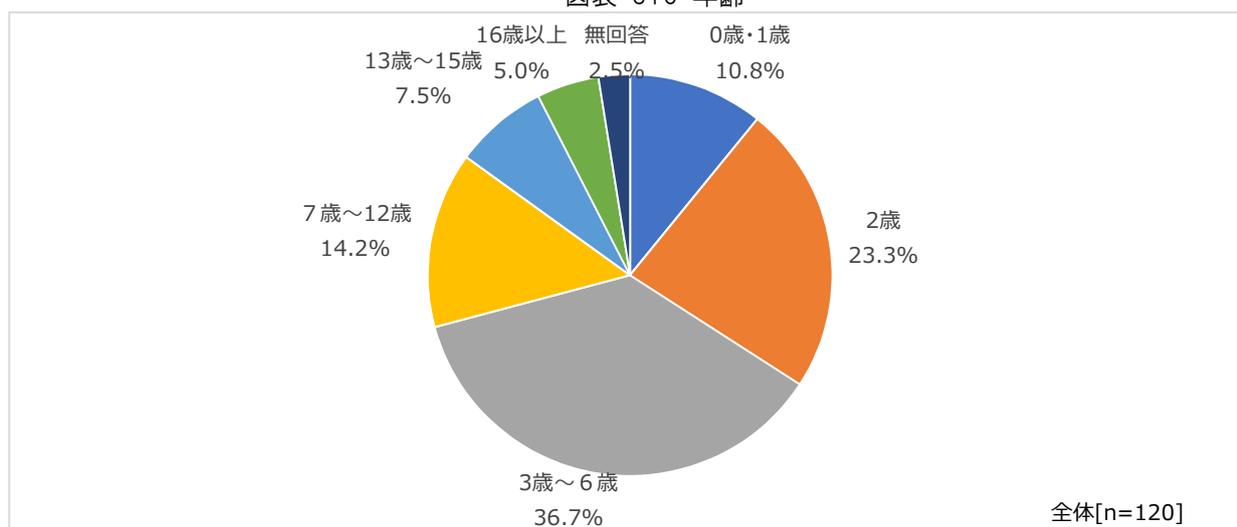
図表 315 サービス利用時期



② 年齢

利用者の年齢は、「3歳～6歳」が36.7%、「2歳」が23.3%、「7歳～12歳」が14.2%、「0歳・1歳」が10.8%、「13歳～15歳」が7.5%、「16歳以上」が5.0%となっている。平均年齢は5.4歳である。

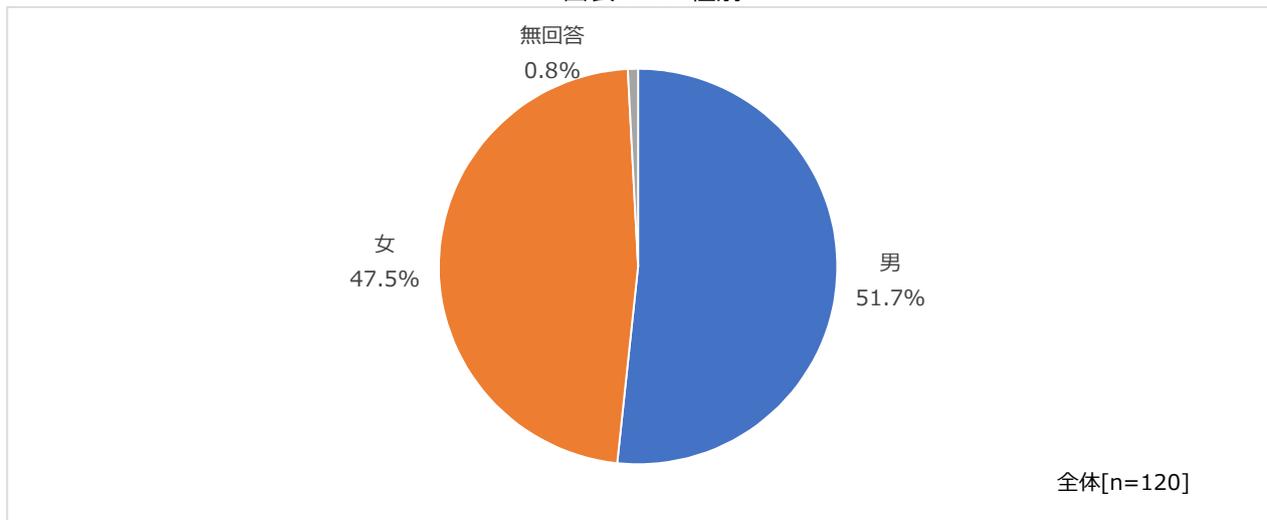
図表 316 年齢



③性別

性別は、「男」が51.7%、「女」が47.5%となっている。

図表 317 性別



④支給量、支給決定の有効期間、利用回数

サービスの支給量は、平均で9.3日/月となっている。また、支給決定の有効期間は平均10.8か月となっている。利用回数（令和2年7月）は、平均で4.5回/月となっている。

図表 318 支給量、支給決定の有効期間、利用回数(令和2年7月)

項目	平均値	全体 [n=119]
支給量 (日/月)		9.3
支給決定の有効期間 (月)		10.8
利用回数 (回/月)		4.5

⑤居住地

利用者の居住地は、東京都が44人と全体の約4割を占める。次いで、愛知県、北海道の順となっている。

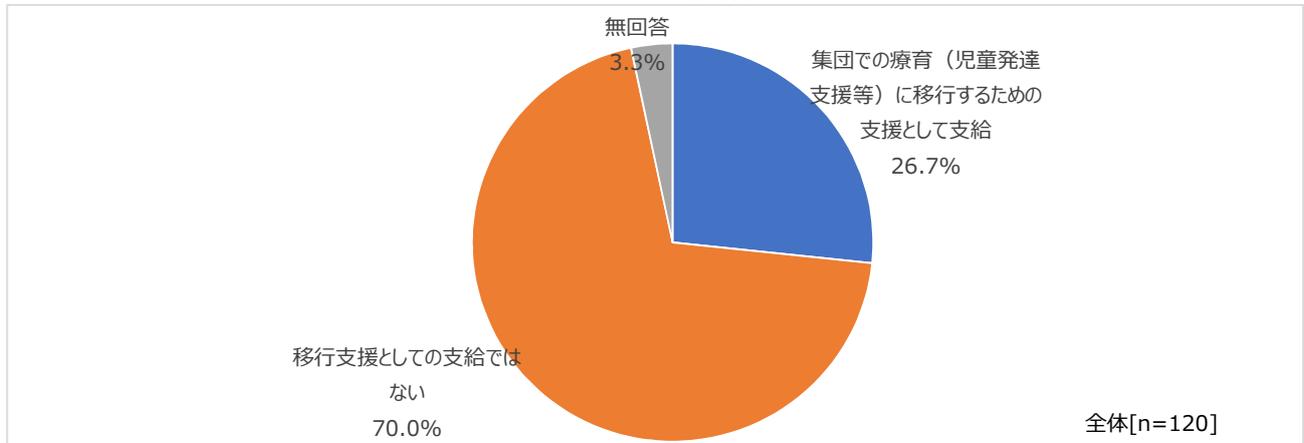
図表 319 居住地(都道府県)

居住地	人数	全体 [n=120]
東京都	44	44
愛知県	8	8
北海道	7	7
滋賀県、京都府	5	5
埼玉県、三重県、福岡県	4	4
千葉県、新潟県、長野県、福井県、静岡県、熊本県	3	3
山形県、岐阜県、兵庫県、和歌山県、山口県、佐賀県	2	2
岩手県、宮城県、神奈川県、石川県、大阪府、奈良県、高知県、鹿児島県	1	1
無回答	1	1

⑥支給特性

支給特性については、「集団での療育（児童発達支援等）に移行するための支援として支給」が26.7%、「移行支援としての支給ではない」が70.0%となっている。

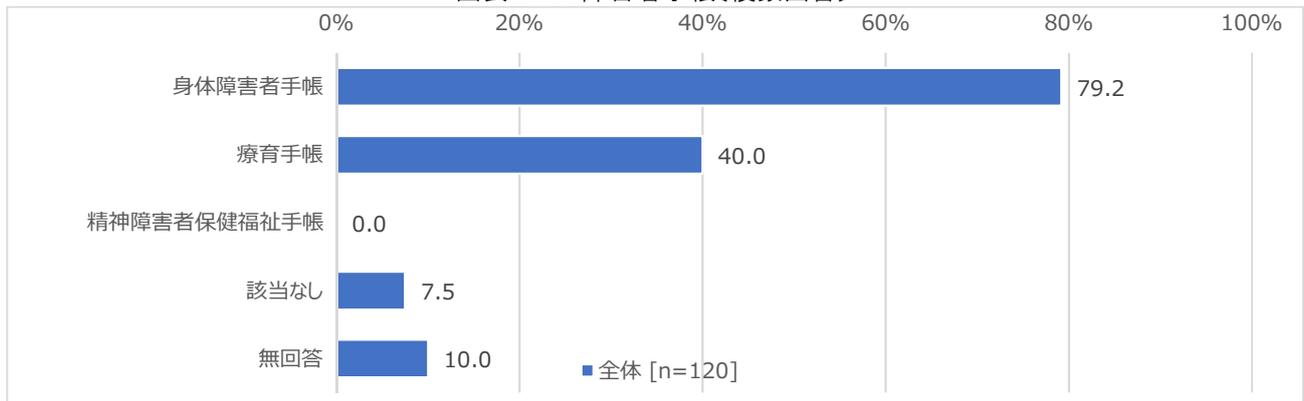
図表 320 支給特性



⑦障害者手帳

障害者手帳の所持状況は、「身体障害者手帳」が79.2%、「療育手帳」が40.0%、「該当なし」が7.5%となっている。

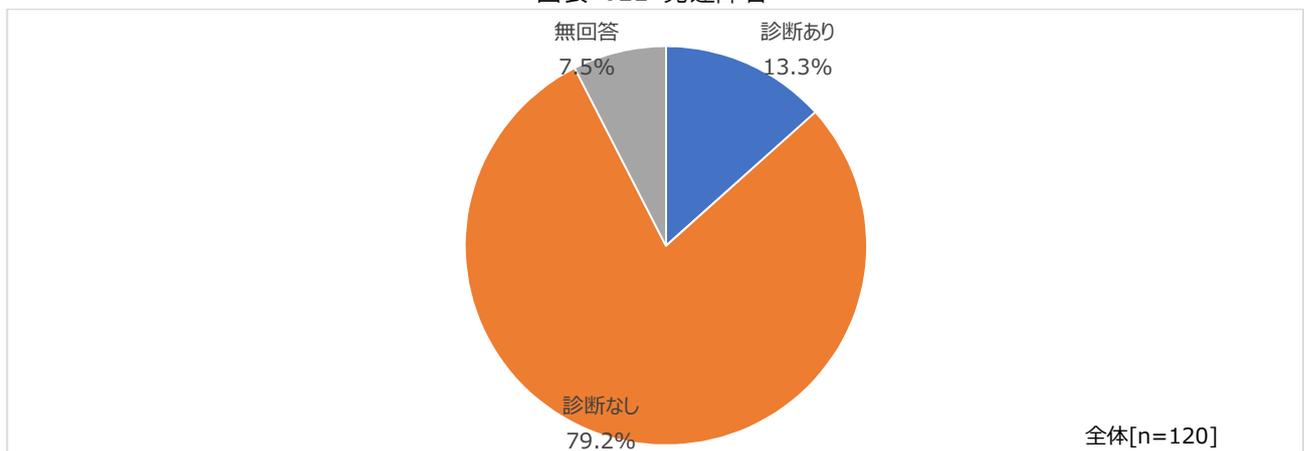
図表 321 障害者手帳〔複数回答〕



⑧発達障害

発達障害は、「診断なし」が79.2%、「診断あり」が13.3%となっている。

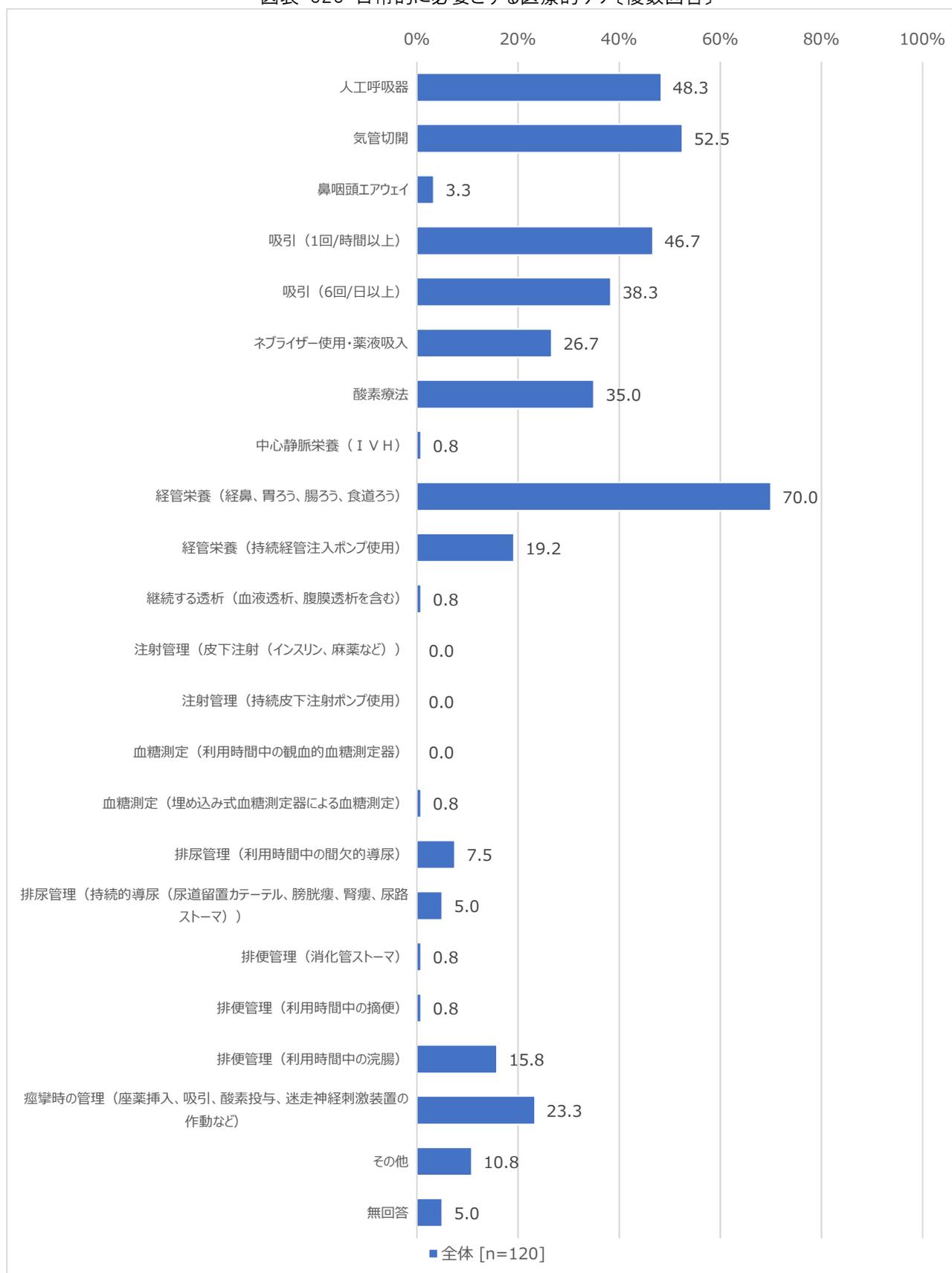
図表 322 発達障害



⑨日常的に必要とする医療的ケア

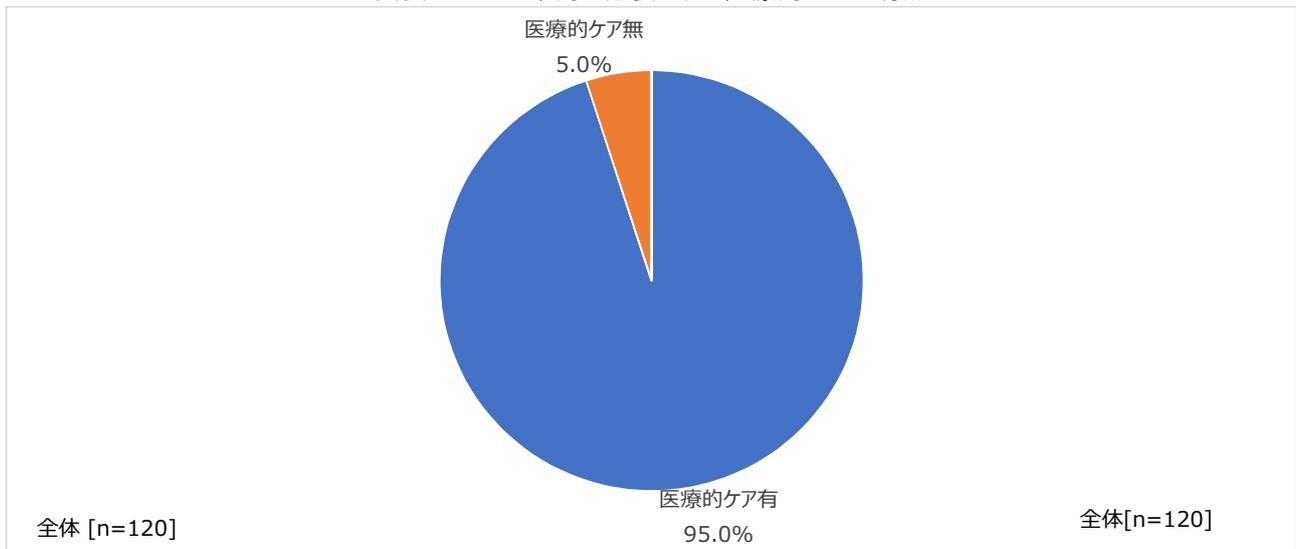
日常的に必要とする医療的ケアを聞いたところ、「経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう、食道ろう）」が70.0%、「気管切開」が52.5%、「人工呼吸器」が48.3%、「吸引（1回/時間以上）」が46.7%等となっている。

図表 323 日常的に必要とする医療的ケア〔複数回答〕



日常的に必要とする医療的ケアについて、その有無を見ると、利用者のうち、「医療的ケア有」（医療的ケアが必要な利用者）が95.0%と多くを占めている。

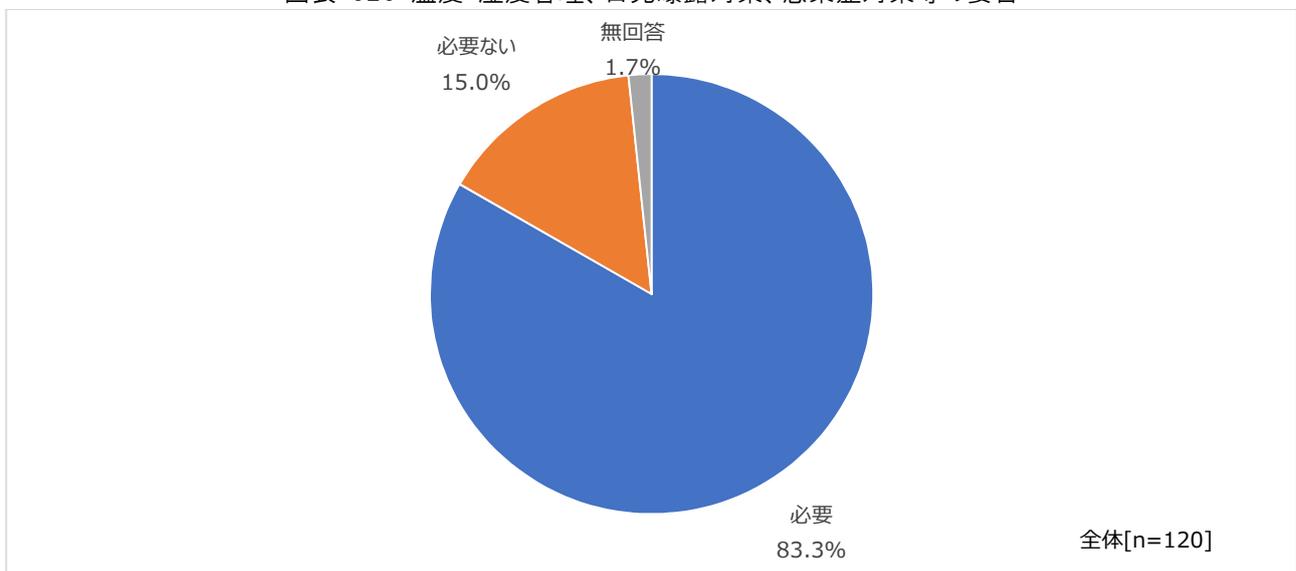
図表 324 日常的に必要とする医療的ケアの有無



⑩温度・湿度管理、日光曝露対策、感染症対策等の要否

温度・湿度管理、日光曝露対策、感染症対策等の要否は、「必要」が83.3%、「必要ない」が15.0%となっている。

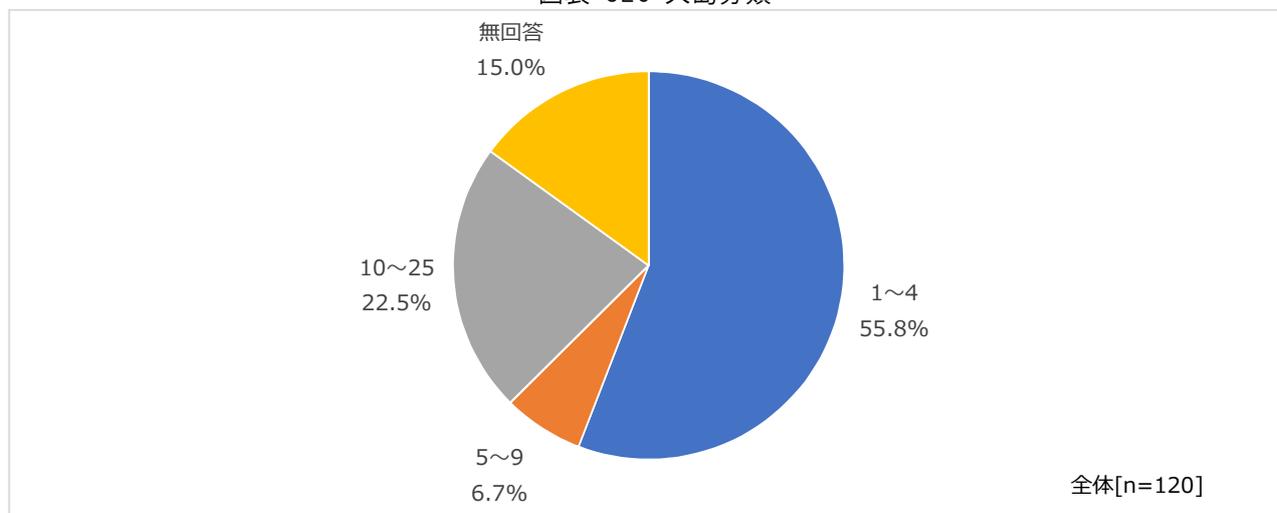
図表 325 温度・湿度管理、日光曝露対策、感染症対策等の要否



⑪大島分類

大島分類については、「1～4」が55.8%、「5～9」が6.7%、「10～25」が22.5%となっている。なお、無回答が比較的多い。

図表 326 大島分類

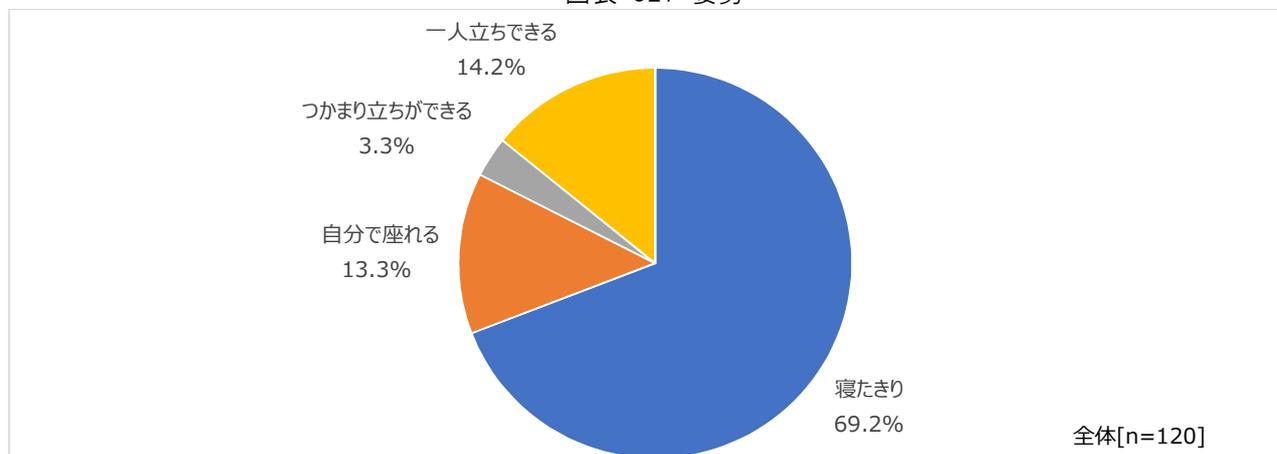


⑫利用者の状態

■姿勢

姿勢は、「寝たきり」が69.2%、「一人立ちできる」が14.2%、「自分で座れる」が13.3%、「つかまり立ちができる」が3.3%となっている。

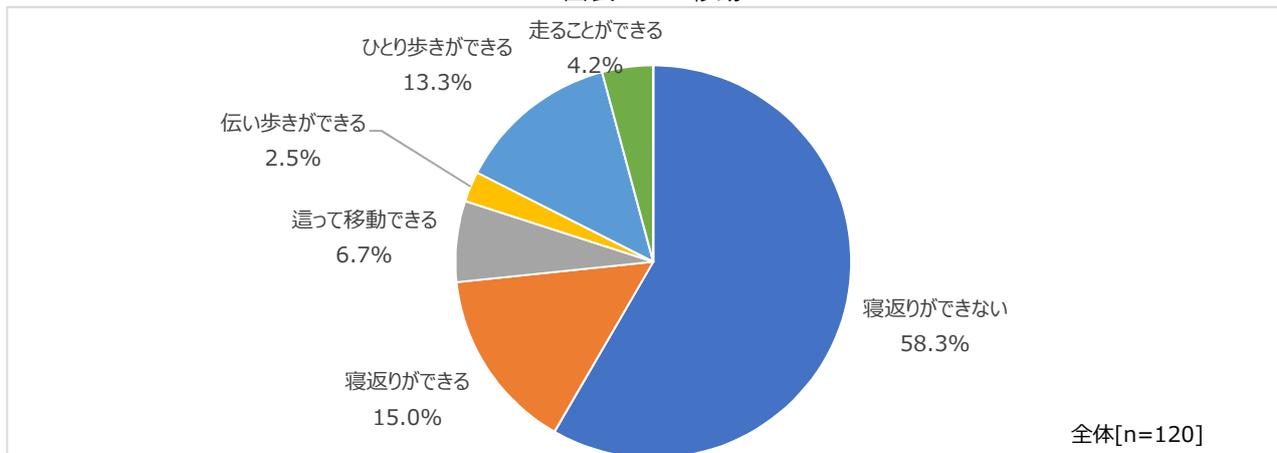
図表 327 姿勢



■ 移動

移動は、「寝返りができない」が58.3%、「寝返りができる」が15.0%、「ひとり歩きができる」が13.3%、「這って移動できる」が6.7%、「走ることができる」が4.2%、「伝い歩きができる」が2.5%となっている。

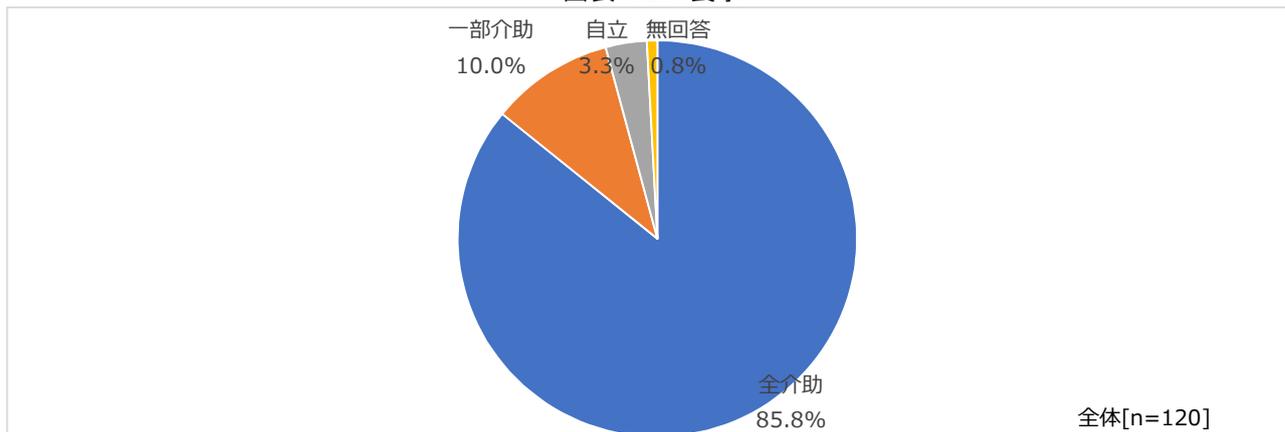
図表 328 移動



■ 食事

食事は、「全介助」が85.8%、「一部介助」が10.0%、「自立」が3.3%となっている。

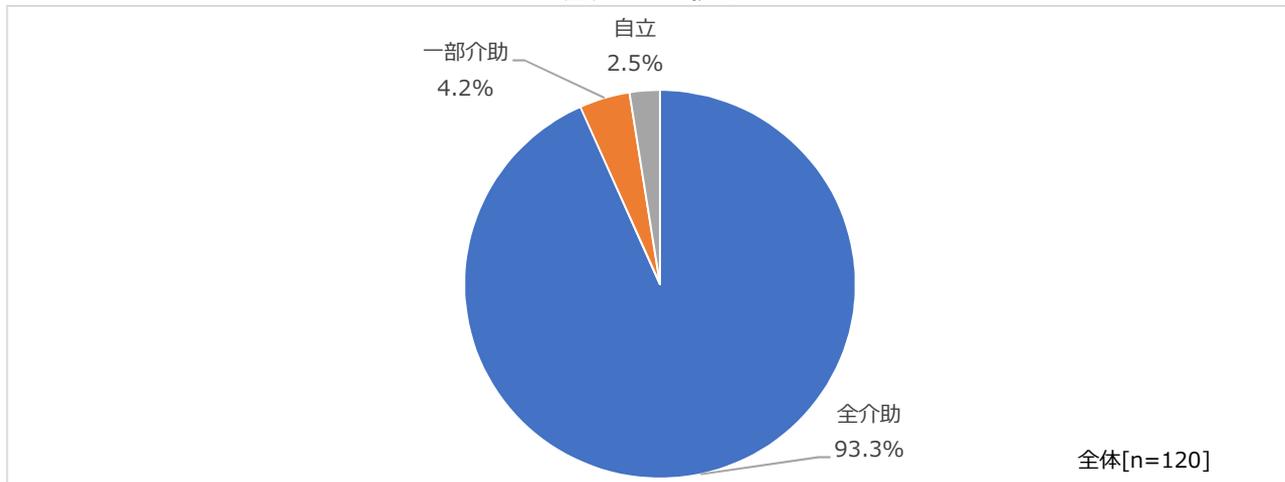
図表 329 食事



■ 排泄

排泄は、「全介助」が93.3%、「一部介助」が4.2%、「自立」が2.5%となっている。

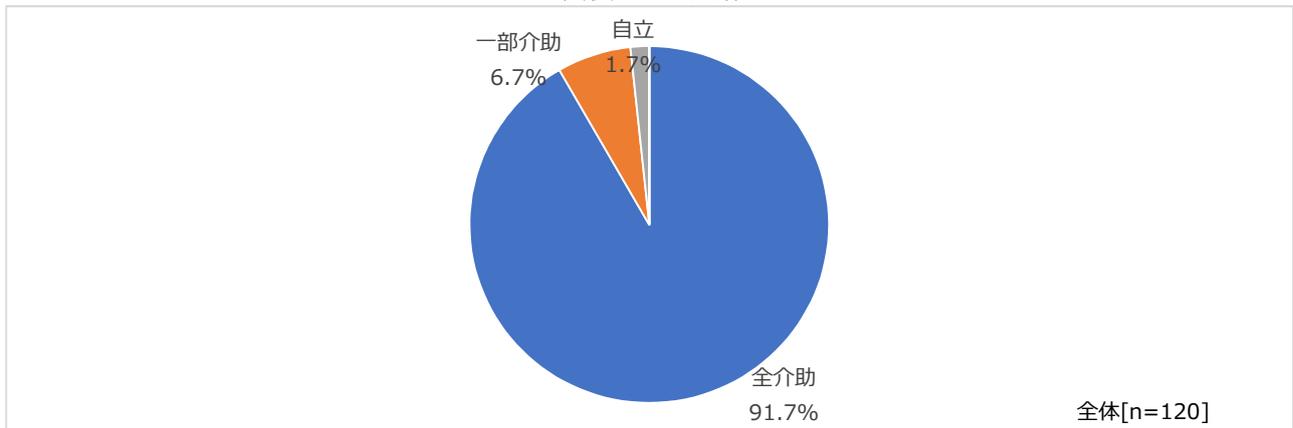
図表 330 排泄



■入浴

入浴は、「全介助」が91.7%、「一部介助」が6.7%、「自立」が1.7%となっている。

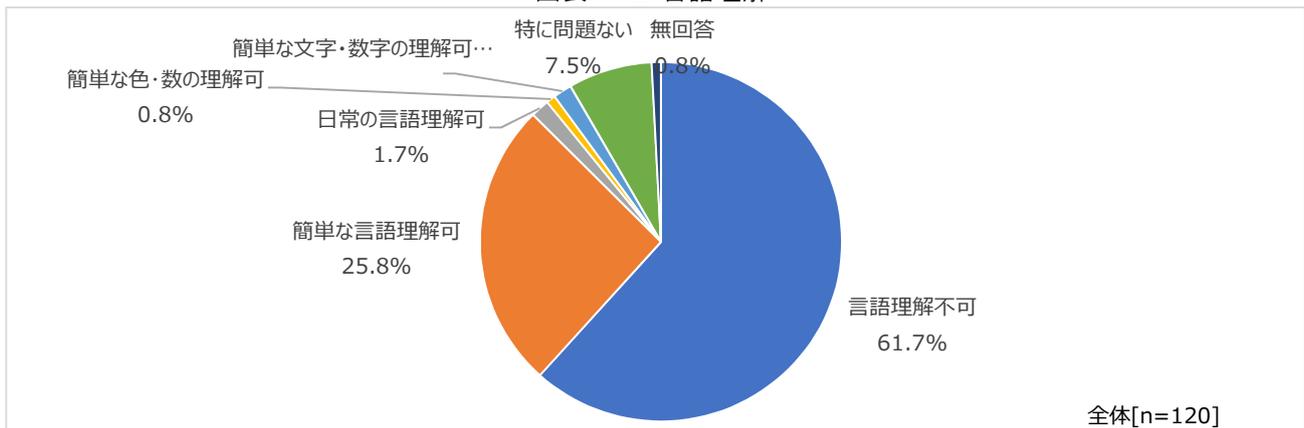
図表 331 入浴



■言語理解

言語理解は、「言語理解不可」が61.7%、「簡単な言語理解可」が25.8%、「日常の言語理解可」が1.7%、「簡単な文字・数字の理解可」が1.7%、「簡単な色・数の理解可」が0.8%となり、「特に問題ない」が7.5%となっている。

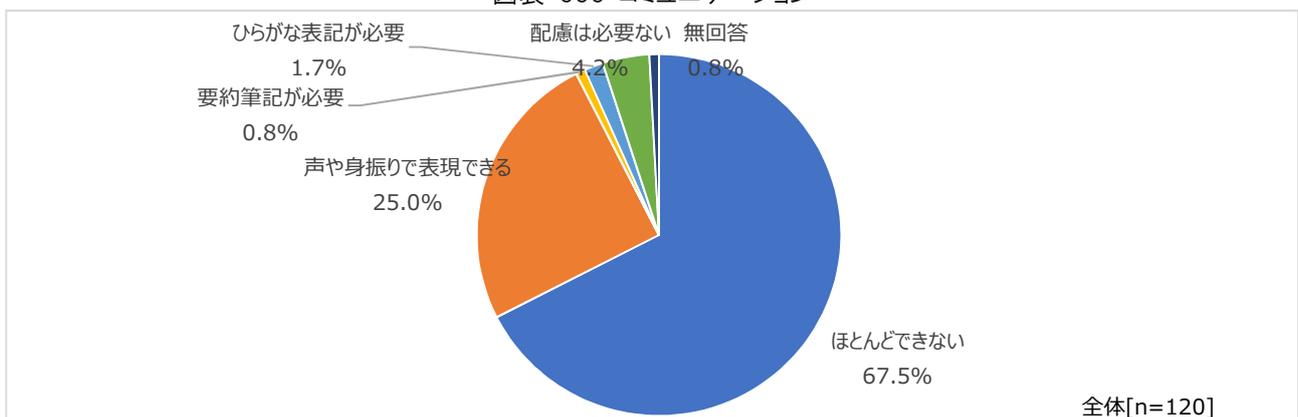
図表 332 言語理解



■コミュニケーション

コミュニケーションは、「ほとんどできない」が67.5%、「声や身振りで表現できる」が25.0%、「ひらがな表記が必要」が1.7%、「要約筆記が必要」が0.8%となっており、「配慮は必要ない」が4.2%となっている。

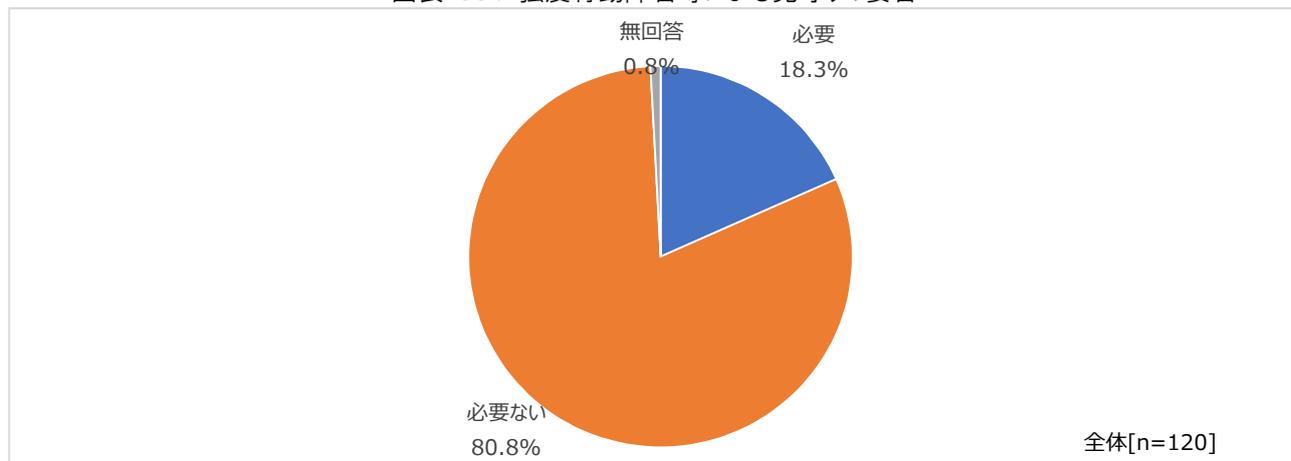
図表 333 コミュニケーション



■ 強度行動障害等による見守りの要否

強度行動障害等による見守りの要否は、「必要ない」が80.8%、「必要」が18.3%となっている。

図表 334 強度行動障害等による見守りの要否



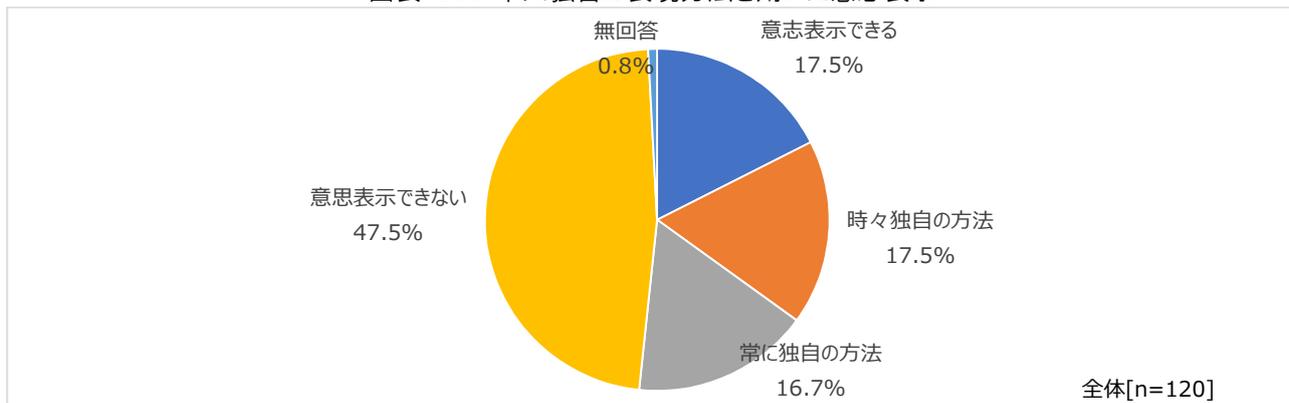
⑬行動関連項目（行動援護スコア）

行動援護スコアに該当する行動関連項目の状況は以下の通りである。

■本人独自の表現方法を用いた意志表示

本人独自の表現方法を用いた意志表示は、「意思表示できない」が47.5%、「意志表示できる」が17.5%、「時々独自の方法」が17.5%、「常に独自の方法」が16.7%となっている。

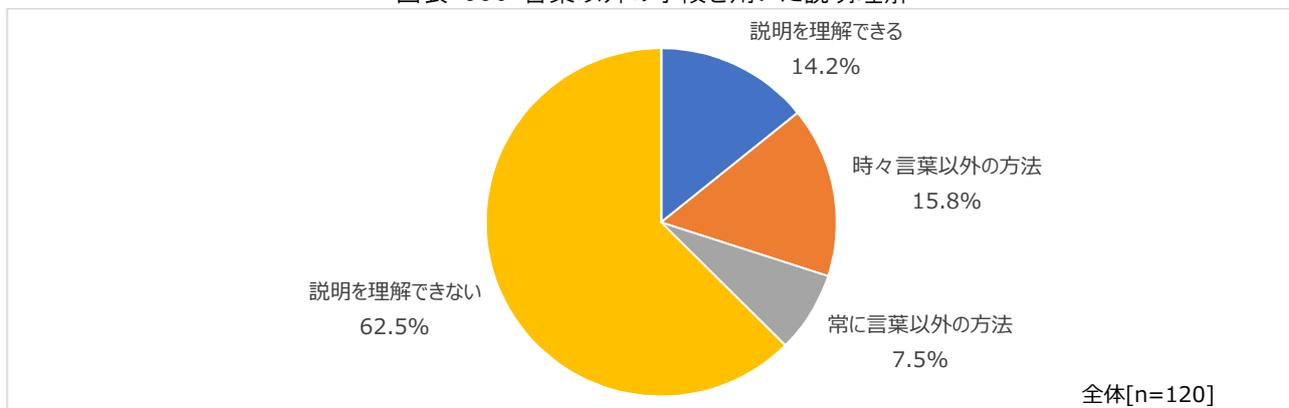
図表 335 本人独自の表現方法を用いた意志表示



■言葉以外の手段を用いた説明理解

言葉以外の手段を用いた説明理解は、「説明を理解できない」が62.5%、「時々言葉以外の方法」が15.8%、「説明を理解できる」が14.2%、「常に言葉以外の方法」が7.5%となっている。

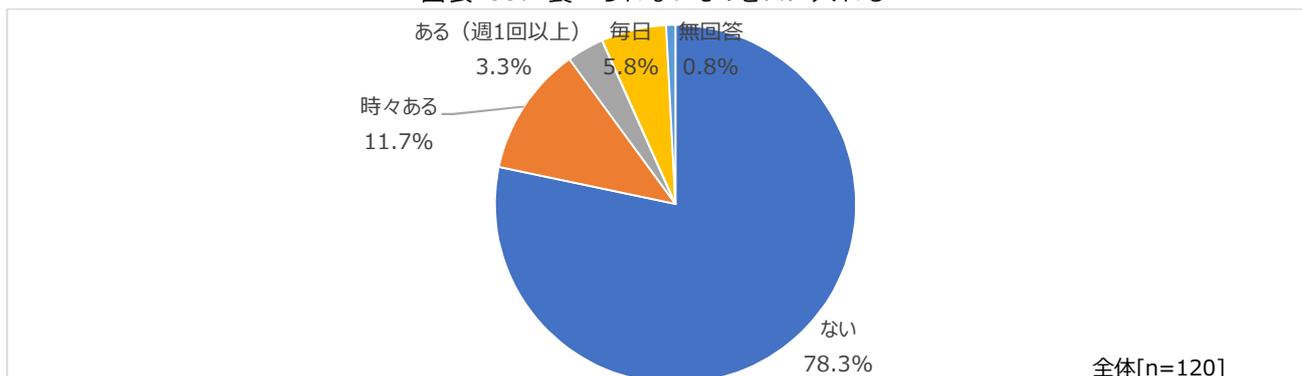
図表 336 言葉以外の手段を用いた説明理解



■食べられないものを口に入れる

食べられないものを口に入れることについては、「ない」が78.3%、「時々ある」が11.7%、「毎日」が5.8%、「ある（週1回以上）」が3.3%となっている。

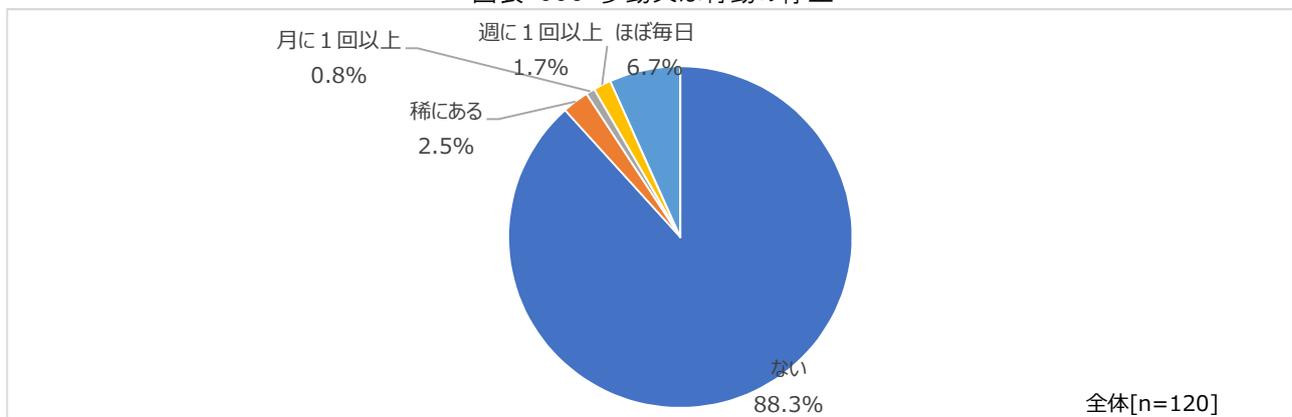
図表 337 食べられないものを口に入れる



■多動又は行動の停止

多動又は行動の停止は、「ない」が88.3%、「ほぼ毎日」が6.7%、「稀にある」が2.5%、「週に1回以上」が1.7%、「月に1回以上」が0.8%となっている。

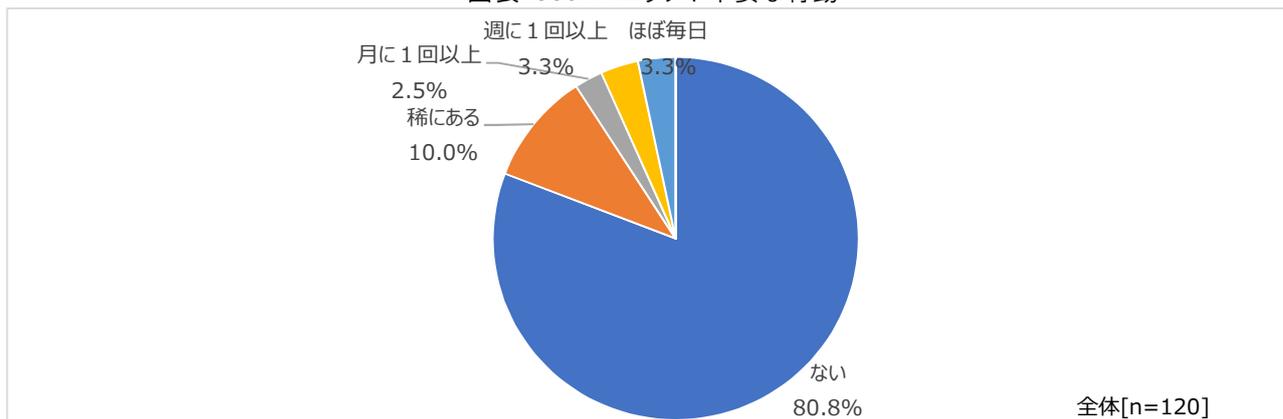
図表 338 多動又は行動の停止



■パニックや不安な行動

パニックや不安な行動は、「ない」が80.8%、「稀にある」が10.0%、「週に1回以上」が3.3%、「ほぼ毎日」が3.3%、「月に1回以上」が2.5%となっている。

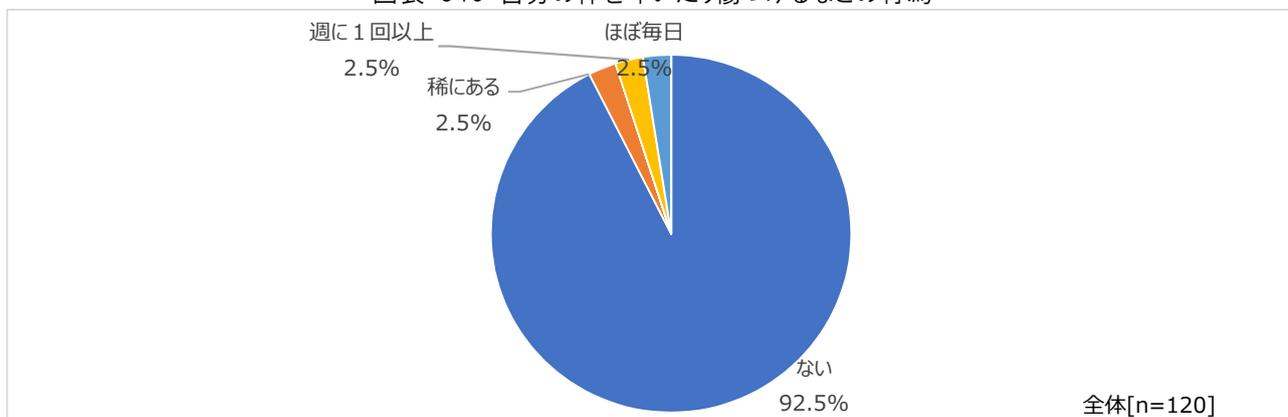
図表 339 パニックや不安な行動



■自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為

自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為は、「ない」が92.5%、「稀にある」が2.5%、「週に1回以上」が2.5%、「ほぼ毎日」が2.5%となっている。

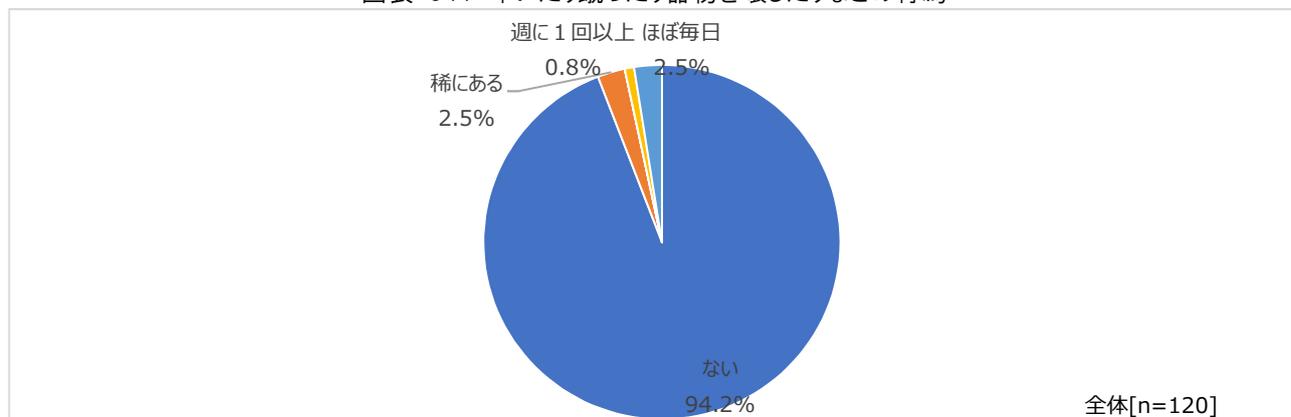
図表 340 自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為



■ 叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為

叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為は、「ない」が94.2%、「稀にある」が2.5%、「ほぼ毎日」が2.5%、「週に1回以上」が0.8%となっている。

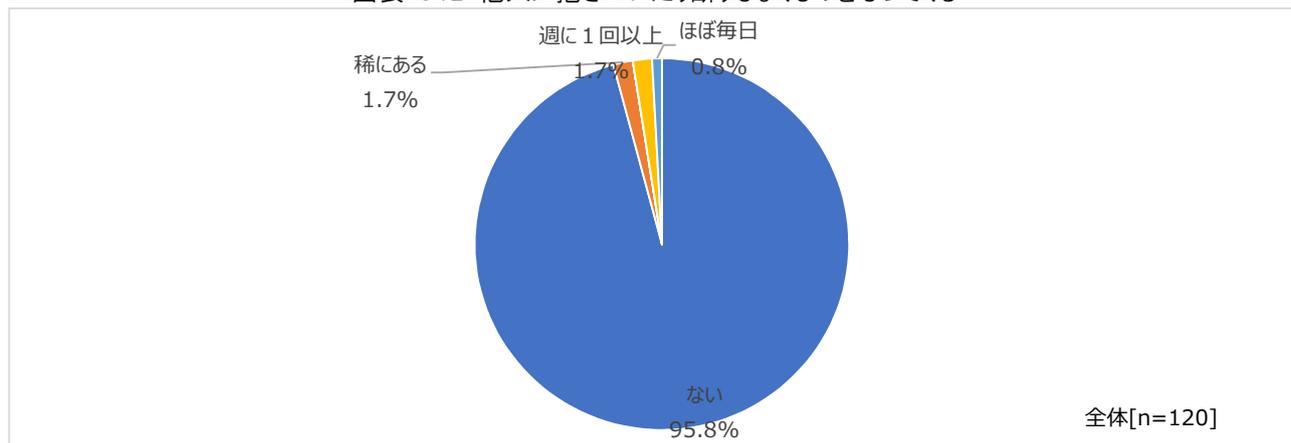
図表 341 叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為



■ 他人に抱きついたり断りもなくものをもってくる

他人に抱きついたり断りもなくものをもってくることについては、「ない」が95.8%、「稀にある」が1.7%、「週に1回以上」が1.7%、「ほぼ毎日」が0.8%となっている。

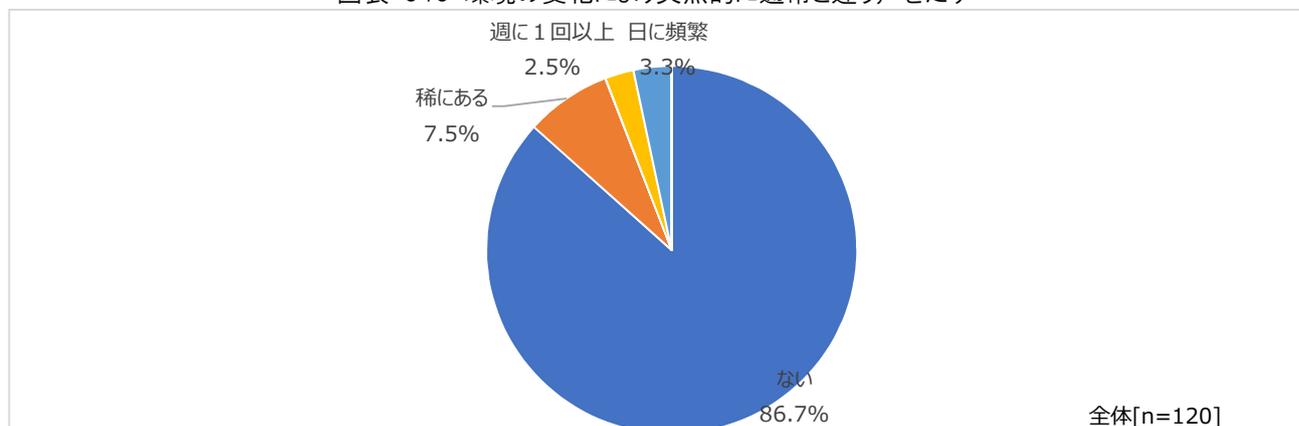
図表 342 他人に抱きついたり断りもなくものをもってくる



■ 環境の変化により突然的に通常と違う声をだす

環境の変化により突然的に通常と違う声をだすは、「ない」が86.7%、「稀にある」が7.5%、「日に頻繁」が3.3%、「週に1回以上」が2.5%となっている。

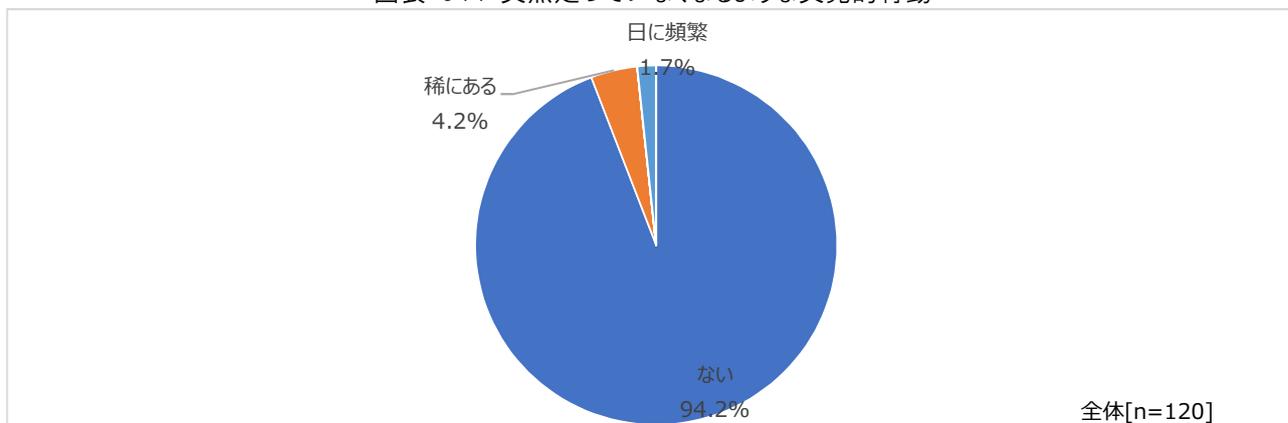
図表 343 環境の変化により突然的に通常と違う声をだす



■ 突然走っていなくなるような突発的行動

突然走っていなくなるような突発的行動は、「ない」が94.2%、「稀にある」が4.2%、「日に頻繁」が1.7%となっている。

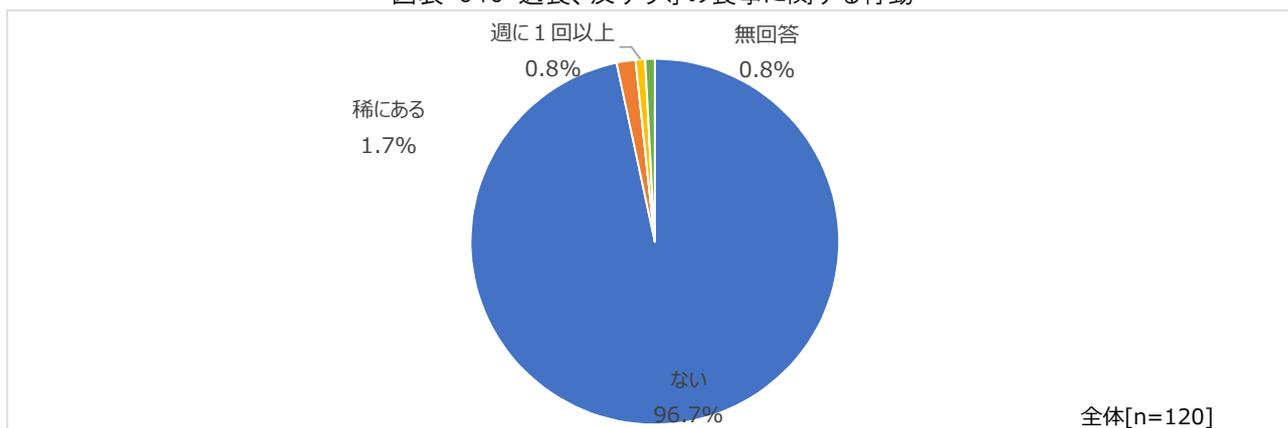
図表 344 突然走っていなくなるような突発的行動



■ 過食、反すう等の食事に関する行動

過食、反すう等の食事に関する行動は、「ない」が96.7%、「稀にある」が1.7%、「週に1回以上」が0.8%となっている。

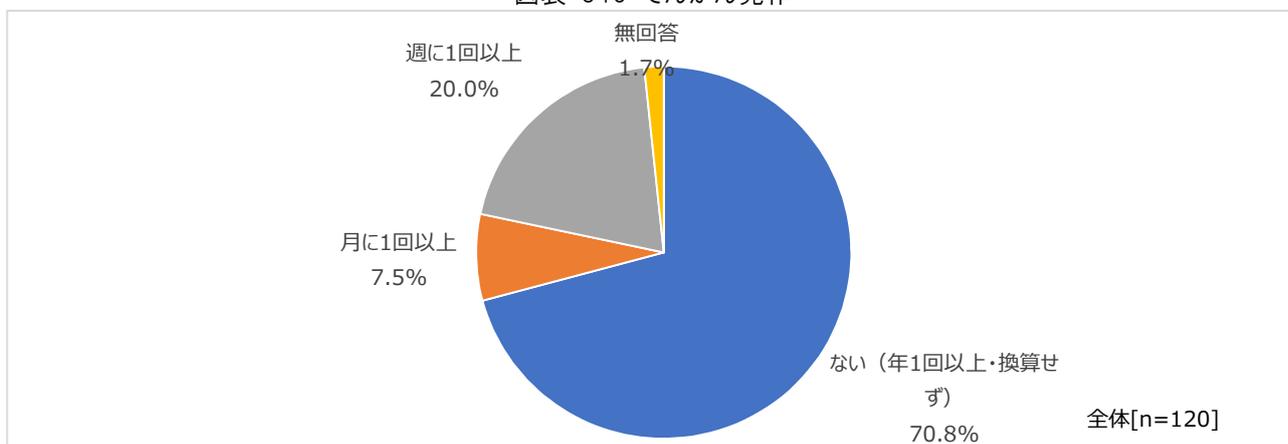
図表 345 過食、反すう等の食事に関する行動



■ てんかん発作

てんかん発作は、「ない（年1回以上・換算せず）」が70.8%、「週に1回以上」が20.0%、「月に1回以上」が7.5%となっている。

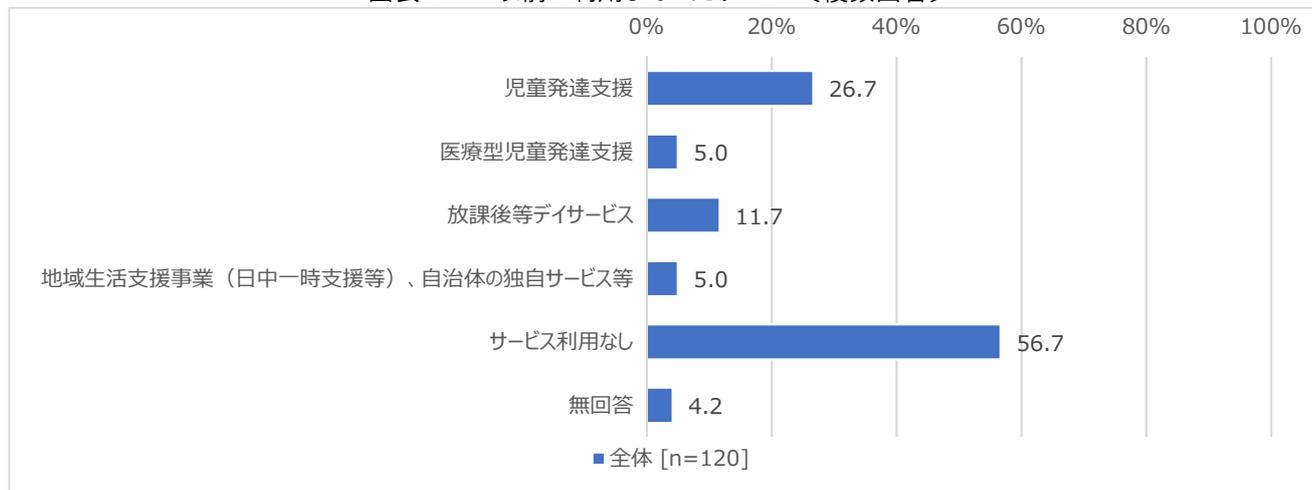
図表 346 てんかん発作



⑭以前に利用していたサービス

居宅訪問型児童発達支援を利用する以前に利用していたサービスを聞いたところ、「サービス利用なし」が56.7%、「児童発達支援」が26.7%、「放課後等デイサービス」が11.7%、「医療型児童発達支援」が5.0%、「地域生活支援事業（日中一時支援等）、自治体の独自サービス等」が5.0%となっている。

図表 347 以前に利用していたサービス〔複数回答〕



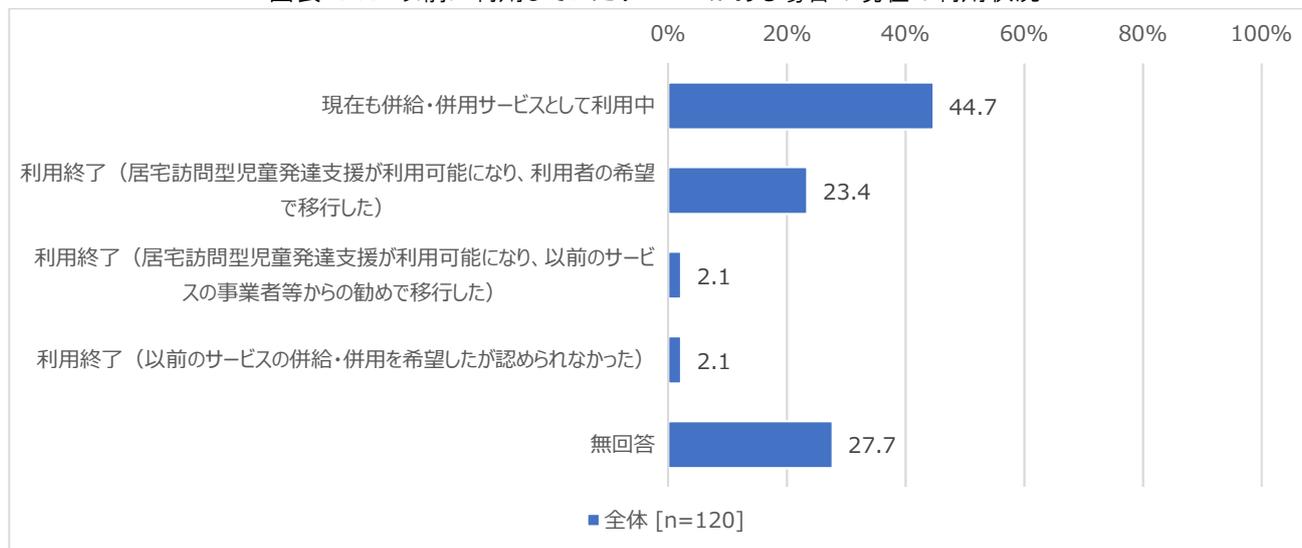
以前に利用していたサービスを回答した利用者には、そのサービスの以前の利用量を聞いたところ、1人あたりの平均で、以下のようにになっている。

図表 348 以前に利用していたサービスの利用量

サービス	回答数	利用量の平均値 (日/月)
児童発達支援	全体 [n=26]	5.0
医療型児童発達支援	全体 [n=5]	6.6
放課後等デイサービス	全体 [n=13]	6.5
地域生活支援事業（日中一時支援等）、自治体の独自サービス等	全体 [n=4]	5.8

以前に利用していたサービスを回答した利用者には、サービスの現在の利用状況を聞いたところ、「現在も併給・併用サービスとして利用中」が44.7%と多くなっている。

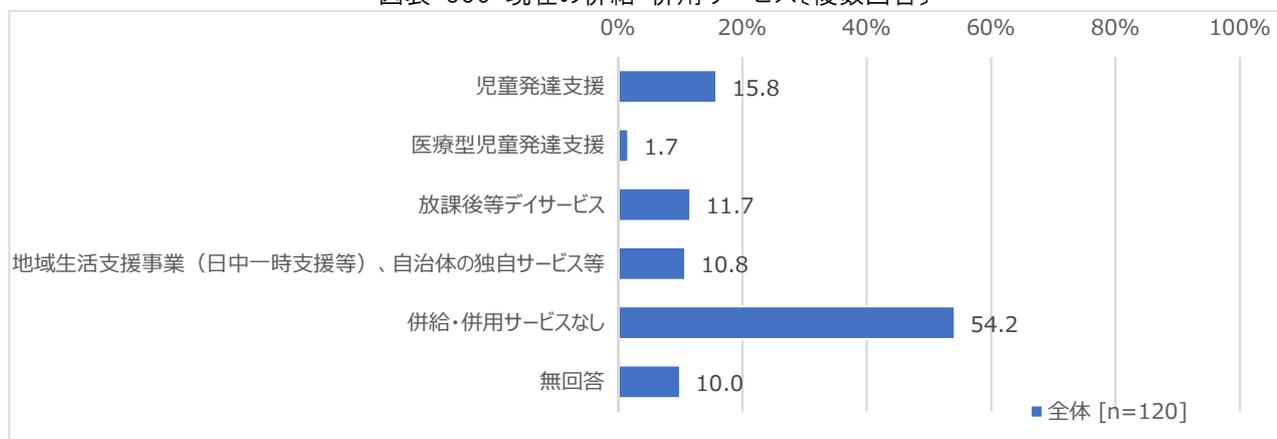
図表 349 以前に利用していたサービスがある場合の現在の利用状況



⑮現在の併給・併用サービス

現在の併給・併用サービスを聞いたところ、「併給・併用サービスなし」が54.2%となっている。利用しているサービスとしては、「児童発達支援」が15.8%、「放課後等デイサービス」が11.7%、「地域生活支援事業（日中一時支援等）、自治体の独自サービス等」が10.8%となっている。

図表 350 現在の併給・併用サービス〔複数回答〕



現在の併給・併用サービスを回答した利用者へ、そのサービスの利用量を聞いたところ、1人あたりの平均で、以下のようになっている。

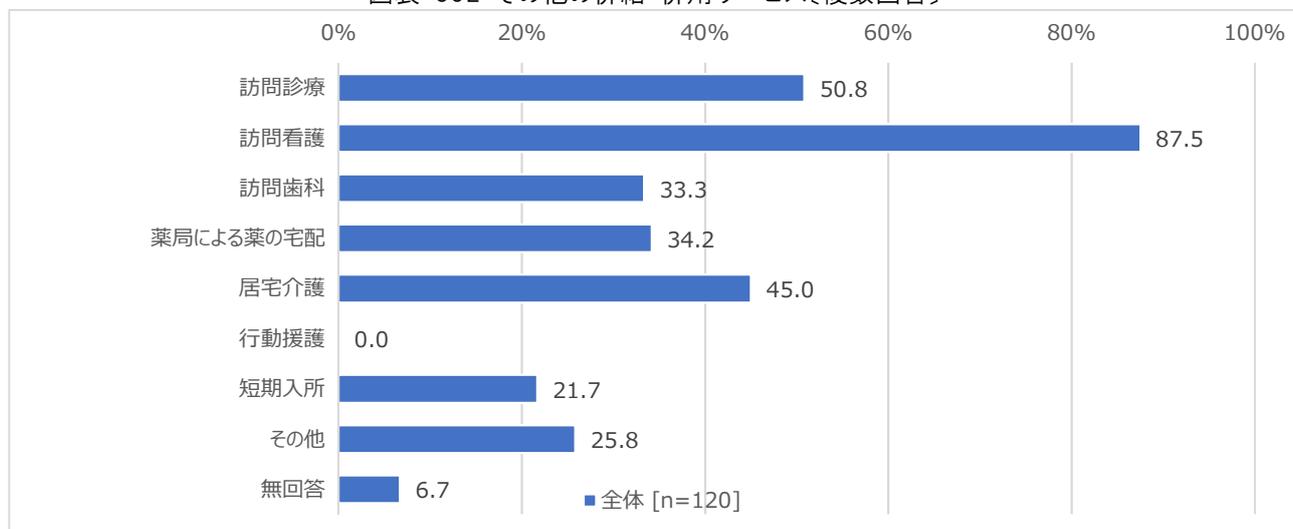
図表 351 現在の併給・併用サービスの利用量

サービス	回答数	利用量の平均値 (日/月)
児童発達支援	全体 [n=17]	5.5
医療型児童発達支援	全体 [n=2]	2.5
放課後等デイサービス	全体 [n=9]	6.0
地域生活支援事業（日中一時支援等）、自治体の独自サービス等	全体 [n=7]	5.9

⑯その他の併給・併用サービス

その他の併給・併用サービスとしては、「訪問看護」が87.5%、「訪問診療」が50.8%、「居宅介護」が45.0%等となっている。

図表 352 その他の併給・併用サービス〔複数回答〕



⑰事業所から利用者宅の訪問にかかる移動時間

事業所から利用者宅の訪問にかかる移動時間（片道）については、平均で35.3分となっている。

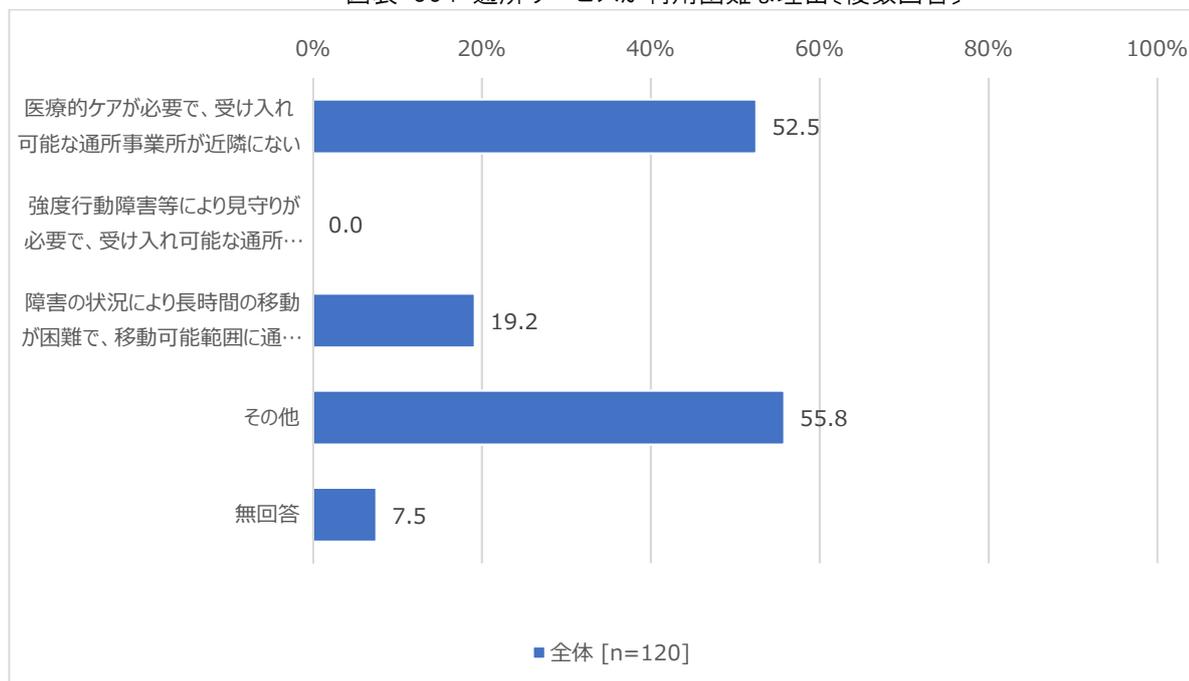
図表 353 事業所から利用者宅の訪問にかかる移動時間(片道)

平均値 (分)	全体 [n=119]
事業所から利用者宅の訪問にかかる移動時間 (片道)	35.3

⑱通所サービスが利用困難な理由

居宅訪問型児童発達支援の利用者が、通所サービスが利用困難な理由を聞いたところ、「医療的ケアが必要で、受け入れ可能な通所事業所が近隣にない」が52.5%、「障害の状況により長時間の移動が困難で、移動可能範囲に通所事業所がない」が19.2%となっている。なお、「その他」の割合が高くなっているが、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるためという回答が多かった。

図表 354 通所サービスが利用困難な理由〔複数回答〕



「障害の状況により長時間の移動が困難で、移動可能範囲に通所事業所がない」を回答した利用者には、利用者宅から最寄りの通所事業所までの移動に要する時間（片道）を聞いたところ、平均で38.8分だった。

図表 355 利用者宅から最寄りの通所事業所までの移動に要する時間(片道)

平均値 (分)	全体 [n=20]
利用者宅から最寄りの通所事業所までの移動に要する時間 (片道)	38.8

(5) 居宅訪問型児童発達支援の支給決定等に関する調査

以下は、居宅訪問型児童発達支援の支給決定等に関し、市町村を対象に状況を聞いたものである。

①障害児通所支援サービス等の支給決定者数

障害児通所支援サービス等の支給決定者数（令和2年7月）を聞いたところ、市町村平均で児童発達支援は74.7人、医療型児童発達支援は1.3人、放課後等デイサービスは169.0人、保育所等訪問支援は19.0人、居宅訪問型児童発達支援は0.2人となっている。

図表 356 障害児通所支援サービス等の支給決定者数(令和2年7月)

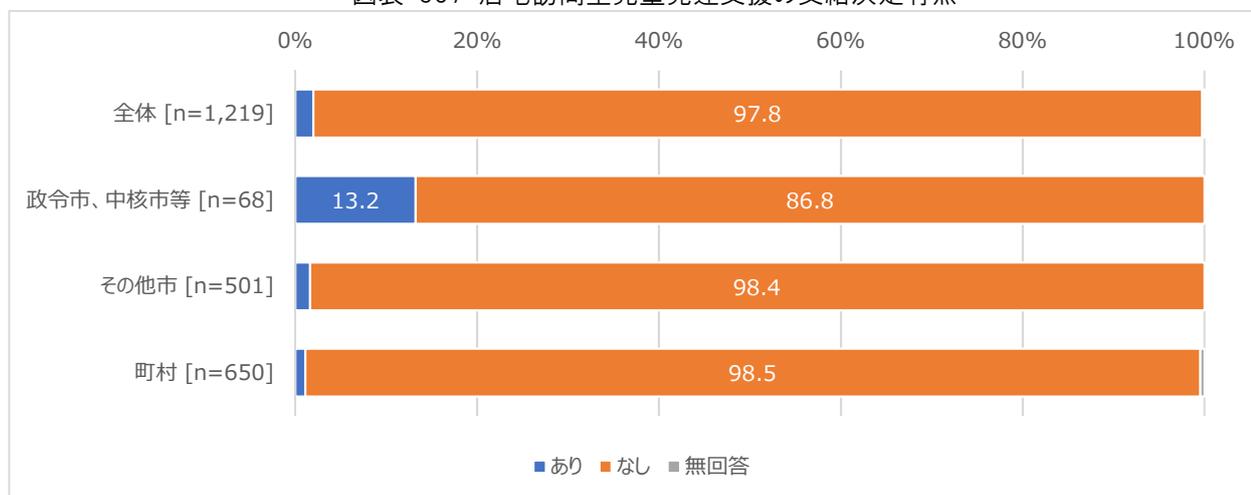
平均値（人）	全体 [n=1,321]	政令市、中核市等 [n=111]	その他市 [n=550]	町村 [n=660]
児童発達支援	74.7	469.0	72.3	10.5
医療型児童発達支援	1.3	11.1	0.7	0.1
放課後等デイサービス	169.0	1,039.7	165.1	25.9
保育所等訪問支援	19.0	98.0	20.8	4.3
居宅訪問型児童発達支援	0.2	1.1	0.1	0.0

※自治体類型で「政令市、中核市等」には政令市、中核市、特例市、東京都特別区を含む。それ以外の市は「その他市」としている。
（以下同様）

②居宅訪問型児童発達支援の支給決定の有無

居宅訪問型児童発達支援の支給決定者数が0人の市町村に、これまでに支給決定をしたことがあるかどうかを聞いたところ、「なし」が97.8%となっている。

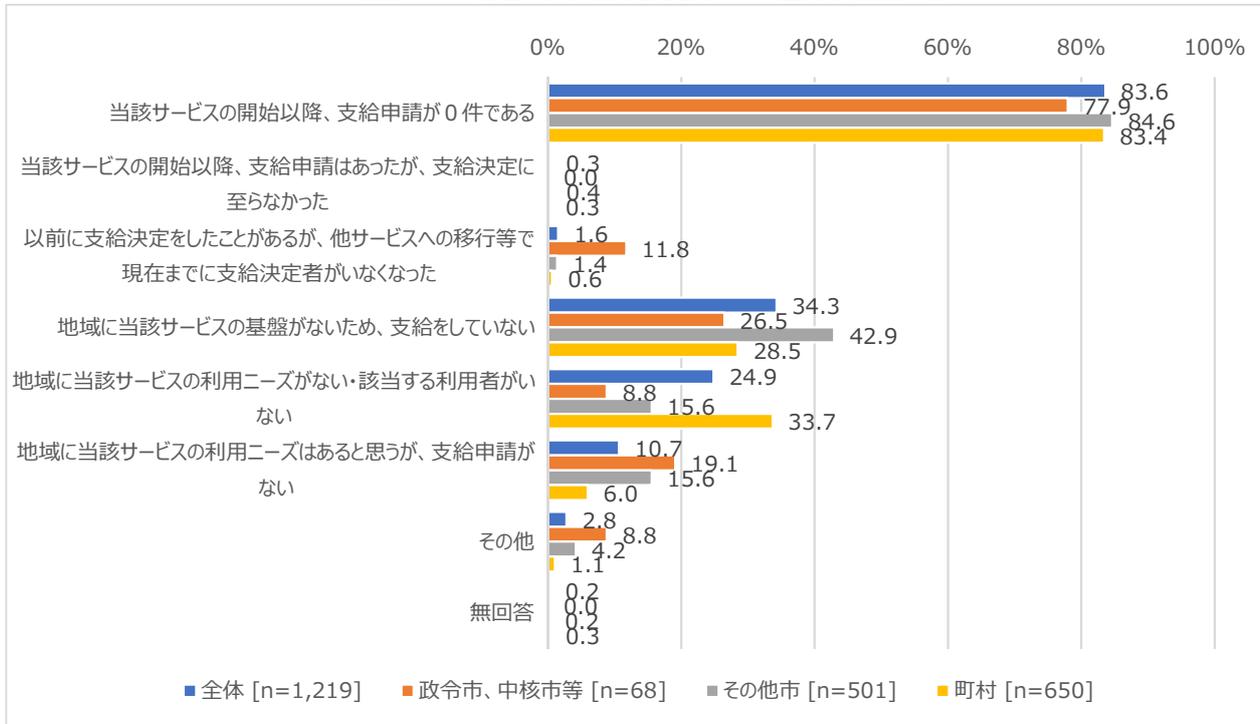
図表 357 居宅訪問型児童発達支援の支給決定有無



③現在の支給決定者数が0の理由

居宅訪問型児童発達支援の支給決定者数が0人の市町村に、現在の支給決定者数が0の理由を聞いたところ、「当該サービスの開始以降、支給申請が0件である」が83.6%と最も多くなっている。次いで、「地域に当該サービスの基盤がないため、支給をしていない」が34.3%、「地域に当該サービスの利用ニーズがない・該当する利用者がいない」が24.9%等となっている。

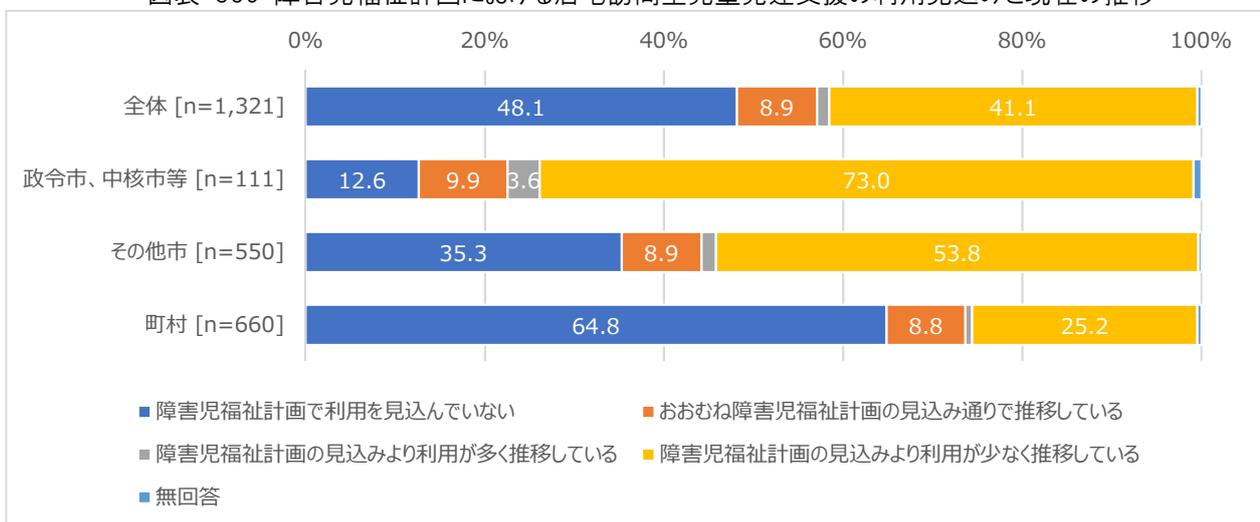
図表 358 現在の支給決定者数が0の理由〔複数回答〕



④障害児福祉計画における居宅訪問型児童発達支援の利用見込みと推移

障害児福祉計画における居宅訪問型児童発達支援の利用見込みと現在の推移について聞いたところ、「障害児福祉計画で利用を見込んでいない」が48.1%とほぼ半数を占め、次いで、「障害児福祉計画の見込みより利用が少なく推移している」が41.1%となっている。自治体類型別では、町村以外は「障害児福祉計画の見込みより利用が少なく推移している」が半数以上を占めているのに対し、町村は「障害児福祉計画で利用を見込んでいない」が半数以上を占めている。

図表 359 障害児福祉計画における居宅訪問型児童発達支援の利用見込みと現在の推移

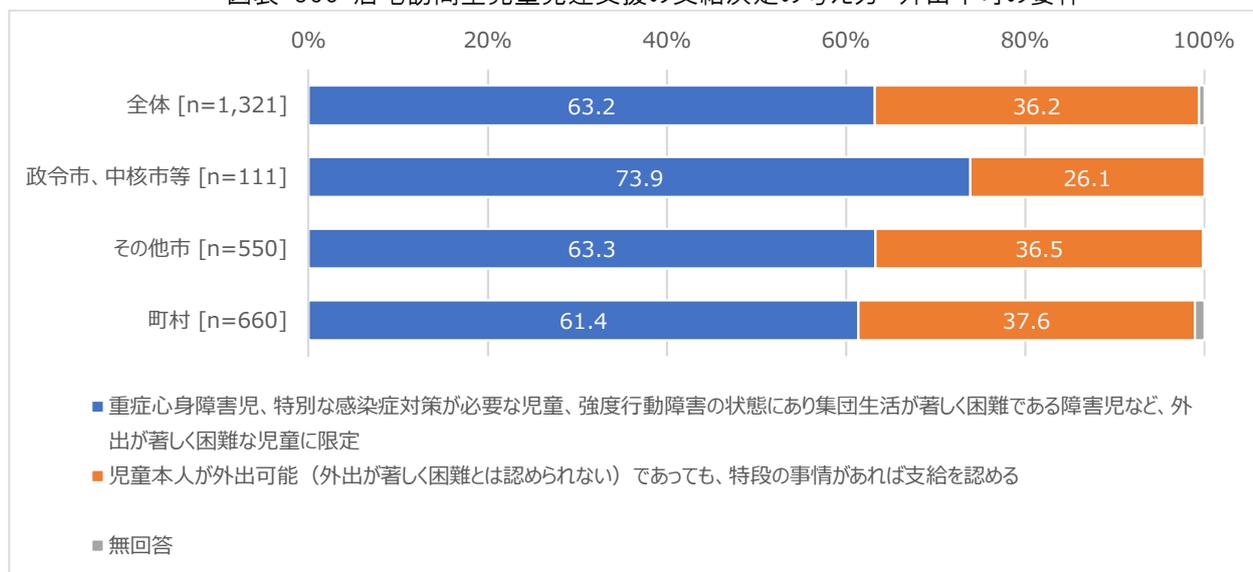


⑤居宅訪問型児童発達支援の支給決定の考え方

■外出不可の要件

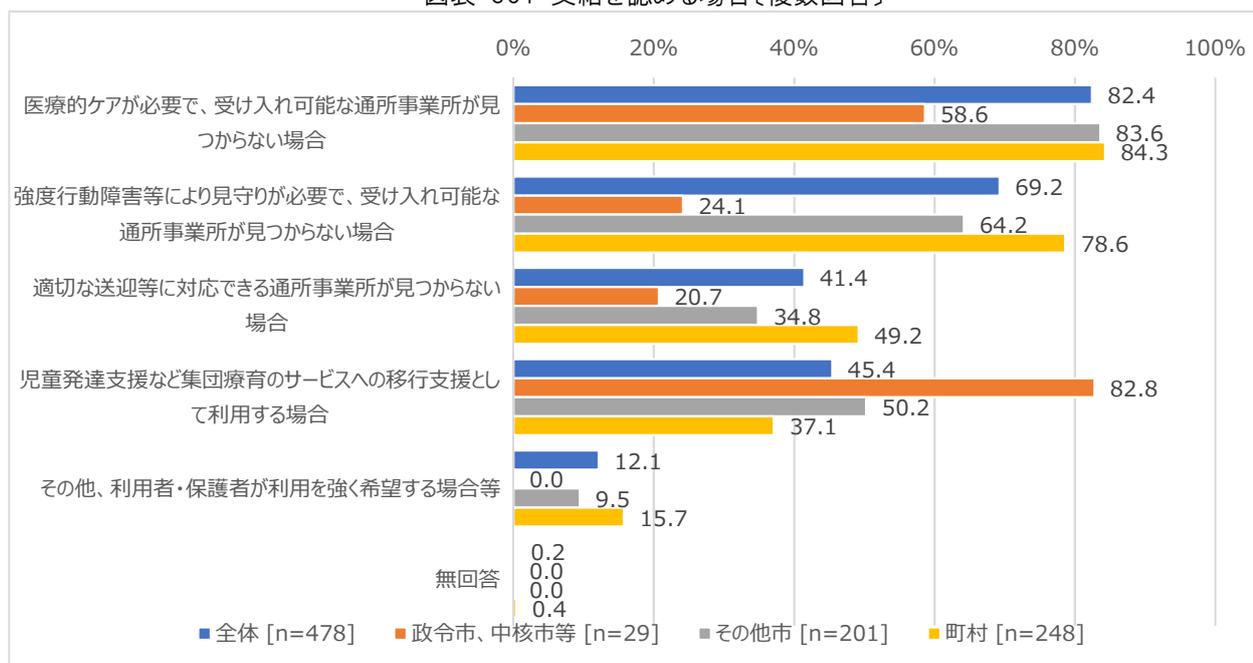
市町村における居宅訪問型児童発達支援の支給決定の考え方を聞いた。外出不可の要件については、「重症心身障害児、特別な感染症対策が必要な児童、強度行動障害の状態にあり集団生活が著しく困難である障害児など、外出が著しく困難な児童に限定」が63.2%、「児童本人が外出可能（外出が著しく困難とは認められない）であっても、特段の事情があれば支給を認める」が36.2%となっている。

図表 360 居宅訪問型児童発達支援の支給決定の考え方 外出不可の要件



特段の事情があれば支給を認めると回答した市町村に、認める場合について聞いたところ、「医療的ケアが必要で、受け入れ可能な通所事業所が見つからない場合」が82.4%、「強度行動障害等により見守りが必要で、受け入れ可能な通所事業所が見つからない場合」が69.2%等となっている。

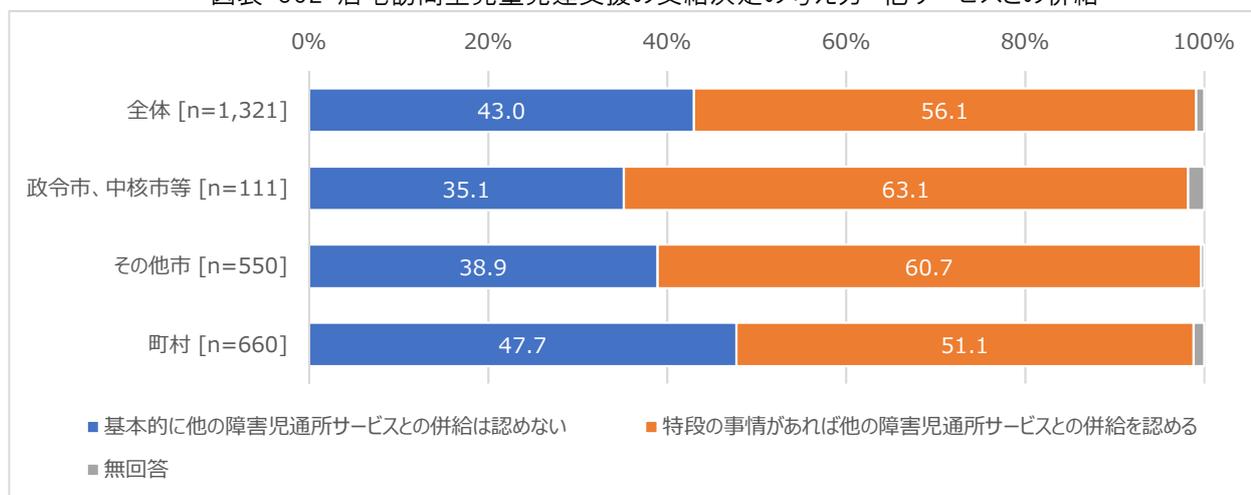
図表 361 支給を認める場合〔複数回答〕



■他サービスとの併給

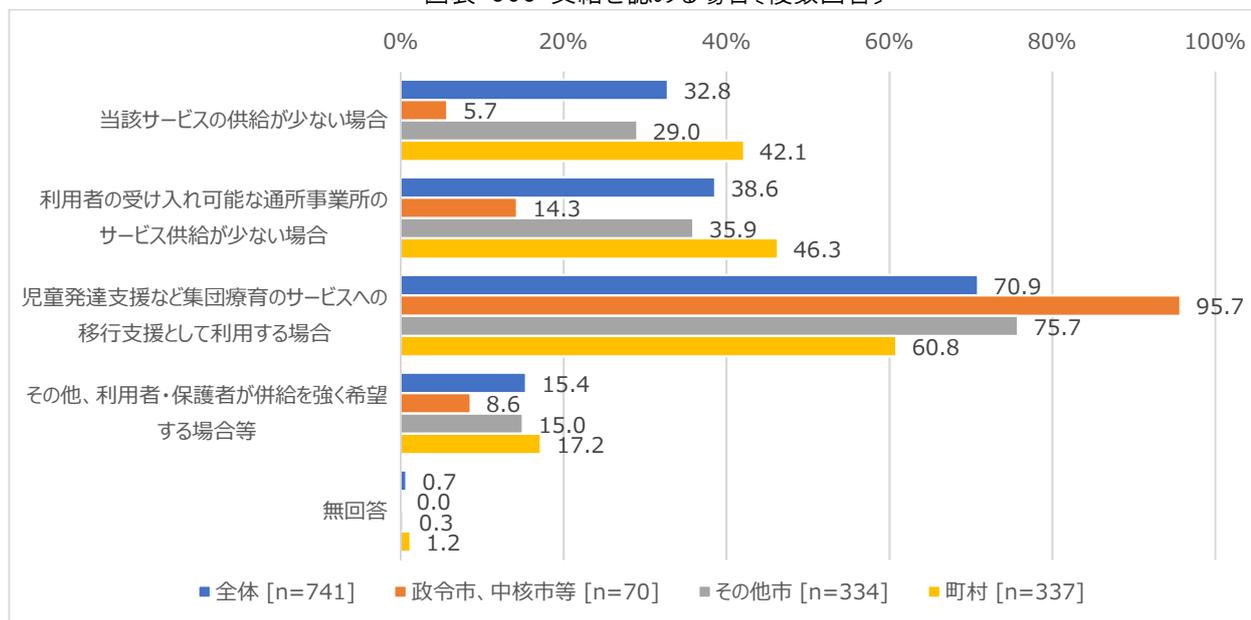
他サービスとの併給については、「特段の事情があれば他の障害児通所サービスとの併給を認める」が56.1%、「基本的に他の障害児通所サービスとの併給は認めない」が43.0%となっている。

図表 362 居宅訪問型児童発達支援の支給決定の考え方 他サービスとの併給



特段の事情があれば支給を認めると回答した市町村に、認める場合について聞いたところ、「児童発達支援など集団療育のサービスへの移行支援として利用する場合」が70.9%、「利用者の受け入れ可能な通所事業所のサービス供給が少ない場合」が38.6%、「当該サービスの供給が少ない場合」が32.8%等となっている。

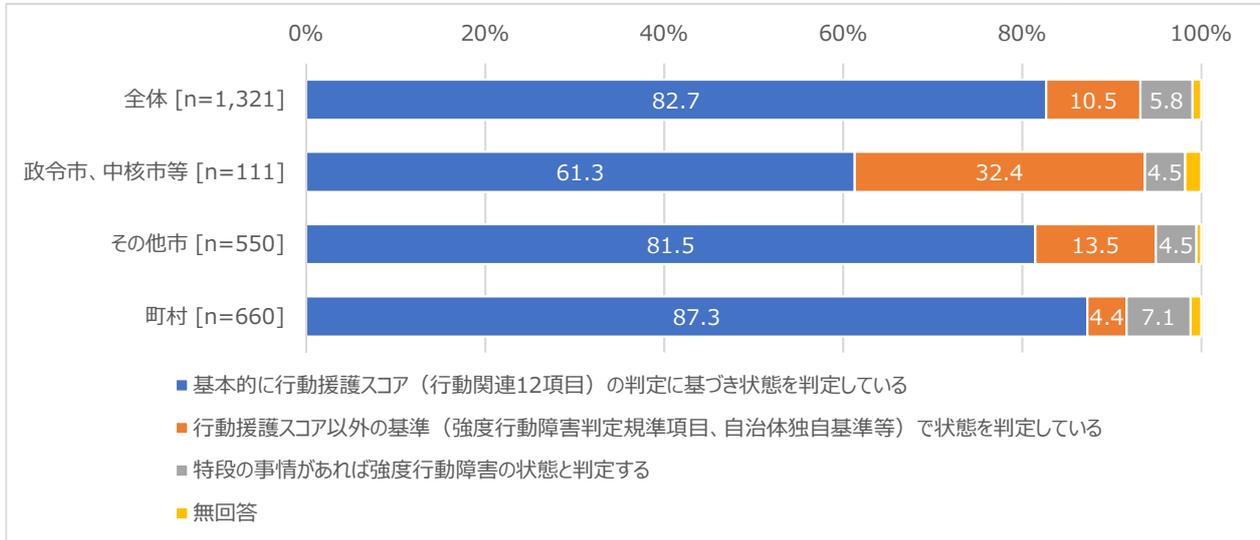
図表 363 支給を認める場合〔複数回答〕



■ 強度行動障害の状態判定

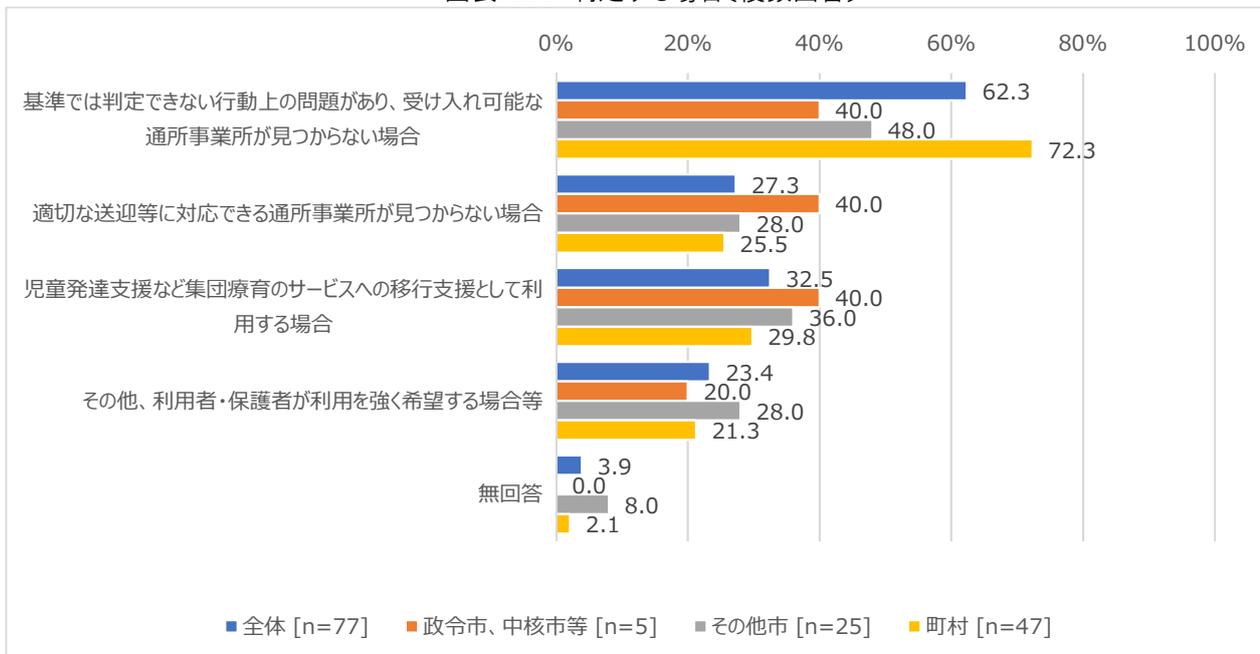
強度行動障害の状態判定については、「基本的に行動援護スコア（行動関連12項目）の判定に基づき状態を判定している」が82.7%、「行動援護スコア以外の基準（強度行動障害判定規準項目、自治体独自基準等）で状態を判定している」が10.5%、「特段の事情があれば強度行動障害の状態と判定する」が5.8%となっている。

図表 364 居宅訪問型児童発達支援の支給決定の考え方 強度行動障害の状態判定



特段の事情があれば判定すると回答した市町村に、判定する場合について聞いたところ、「基準では判定できない行動上の問題があり、受け入れ可能な通所事業所が見つからない場合」が62.3%、「児童発達支援など集団療育のサービスへの移行支援として利用する場合」が32.5%等となっている。

図表 365 判定する場合〔複数回答〕



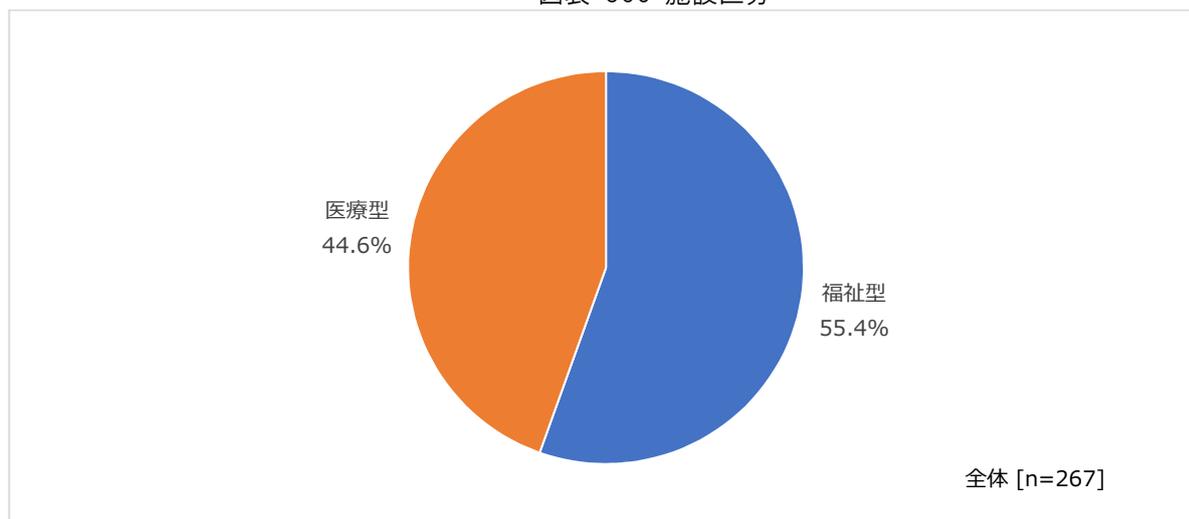
6 障害児入所施設の支援に関する調査

(1) 障害児入所施設の基本情報

①障害児入所施設の施設区分

障害児入所施設の施設区分は、回答数267施設のうち、「福祉型」が55.4%、「医療型」が44.6%である。

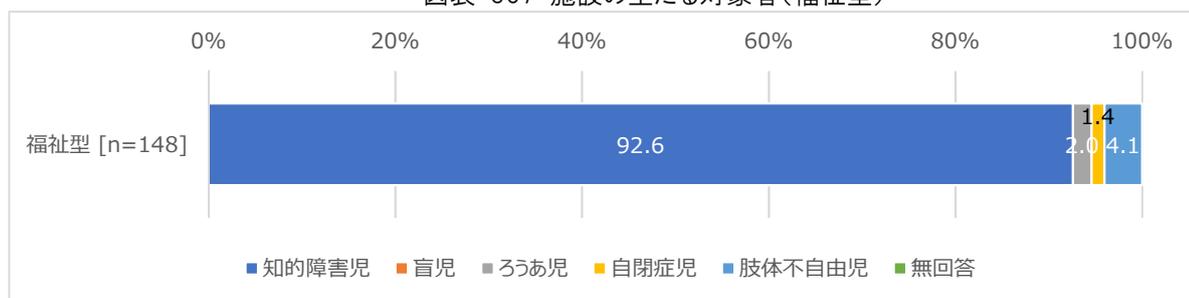
図表 366 施設区分



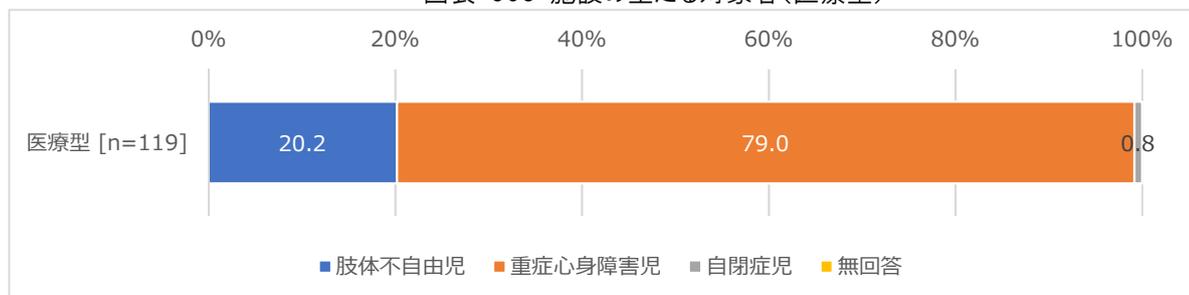
②施設の主たる対象者

施設の主たる対象者を聞いたところ、福祉型では、「知的障害児」が92.6%とほとんどを占めている。医療型では、「重症心身障害児」が79.0%、「肢体不自由児」が20.2%となっている。

図表 367 施設の主たる対象者(福祉型)



図表 368 施設の主たる対象者(医療型)



③施設の定員・実利用者数

施設の定員・実利用者数は、全体では、定員の平均58.9人、実利用者数（契約、措置の合計）の平均は43.9人で、そのうち児童の実利用者数の平均は20.7人となっている。

施設区分別では、福祉型の定員の平均は33.4人、実利用者数（契約、措置の合計）の平均は27.6人で、そのうち児童の実利用者数の平均は24.6人となっている。また、医療型の定員の平均は90.6人、実利用者数（契約、措置の合計）の平均は64.1人で、そのうち児童の実利用者数の平均は15.8人となっている。

図表 369 施設の定員・実利用者数

平均値（人）	全体 [n=267]	福祉型 [n=148]	医療型 [n=119]
定員	58.9	33.4	90.6
実利用者数（契約）	31.8	10.2	58.6
実利用者数（契約）（うち、児童数）	9.2	8.1	10.6
実利用者数（措置）	12.1	17.4	5.5
実利用者数（措置）（うち、児童数）	11.5	16.5	5.2

④施設の居室数

施設の居室数は、福祉型では、1施設あたりの個室の平均が12.8室と、多人数室（2人～5人以上の合計）より多くなっている。また、医療型では、1施設あたりの個室の平均は7.1室であるのに対し、4人室は平均13.4室と多人数室が多くなっている。

図表 370 施設の居室数

平均値（室）	全体 [n=263]	福祉型 [n=145]	医療型 [n=118]
個室	10.2	12.8	7.1
2人	4.8	5.5	3.9
3人	0.9	1.0	0.7
4人	6.8	1.4	13.4
5人以上	1.6	0.3	3.2

⑤施設の居室面積

施設の居室面積は、福祉型は平均で296.1㎡、医療型は平均で917.8㎡となっている。

図表 371 施設の居室面積

平均値（㎡）	全体 [n=252]	福祉型 [n=137]	医療型 [n=115]
施設の居室面積	579.8	296.1	917.8

⑥施設の直接支援職員数（常勤換算）

施設の直接支援職員数（常勤換算）は、福祉型は平均で16.8人、医療型は平均で76.1人となっている。

図表 372 施設の直接支援職員数(常勤換算)

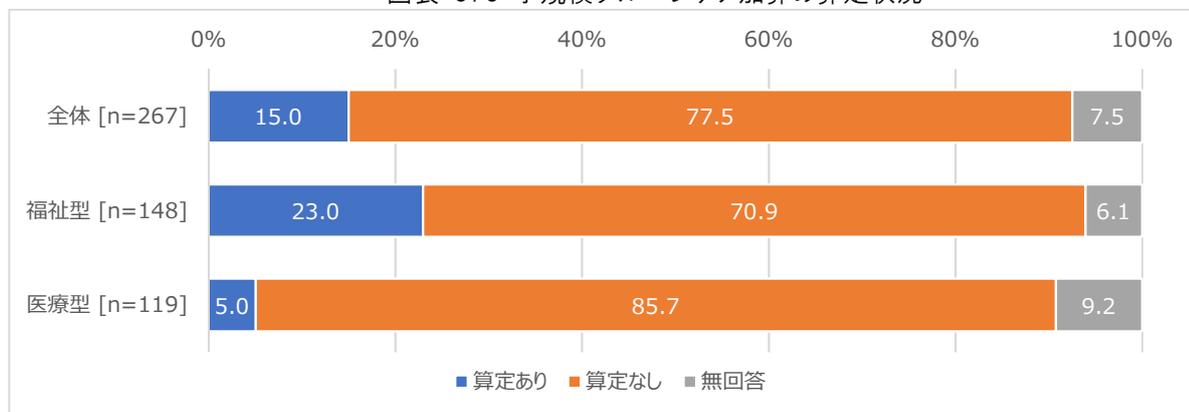
平均値（人）	全体 [n=257]	福祉型 [n=148]	医療型 [n=109]
直接支援職員数（常勤換算）	42.1	16.8	76.3

(2) 小規模グループケアについて

①小規模グループケア加算の算定状況

小規模グループケア加算の算定状況は、全体では、「算定あり」が15.0%、「算定なし」が77.5%となっている。施設区分別では、「算定あり」は福祉型が23.0%、医療型が5.0%となっている。

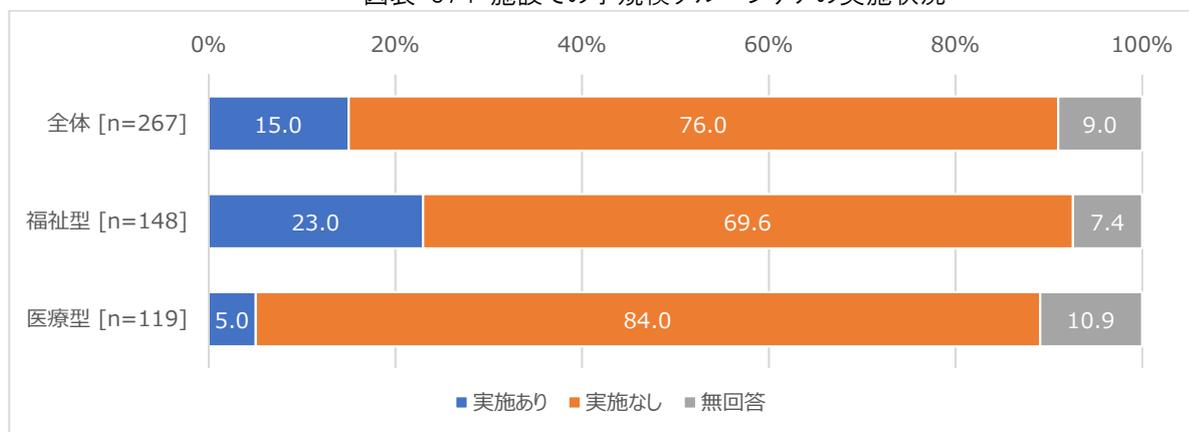
図表 373 小規模グループケア加算の算定状況



②施設での小規模グループケアの実施状況

施設での小規模グループケアの実施状況は、全体では「実施なし」が76.0%、「実施あり」が15.0%となっている。施設区分別では、「実施あり」は福祉型が23.0%、医療型が5.0%となっている。

図表 374 施設での小規模グループケアの実施状況



③小規模グループケアの実施単位数等

小規模グループケアを実施している施設に、その実施単位数を聞いたところ、1施設あたりの平均で3.2単位となっている。また、小規模グループケアの1単位の定員は平均で6.9人、1人あたりの居室面積は平均で9.5㎡、実利用者数（合計）は平均で21.1人となっている。

図表 375 小規模グループケアの実施単位数等

平均値	全体 [n=36]	福祉型 [n=31]	医療型 [n=5]
小規模グループケアの実施単位数（単位）	3.2	3.4	1.6
小規模グループケアの1単位の定員（人）	6.9	6.7	7.8
小規模グループケアの1人あたりの居室面積（㎡）	9.5	9.2	11.4
小規模グループケアの実利用者数（合計）（人）	21.1	22.5	12.4

④小規模グループケア専任の職員数

小規模グループケアを実施している施設に、小規模グループケア専任の職員数を聞いたところ、児童指導員は平均で3.6人、保育士は平均で2.4人、その他の職員は平均で1.3人となっている。

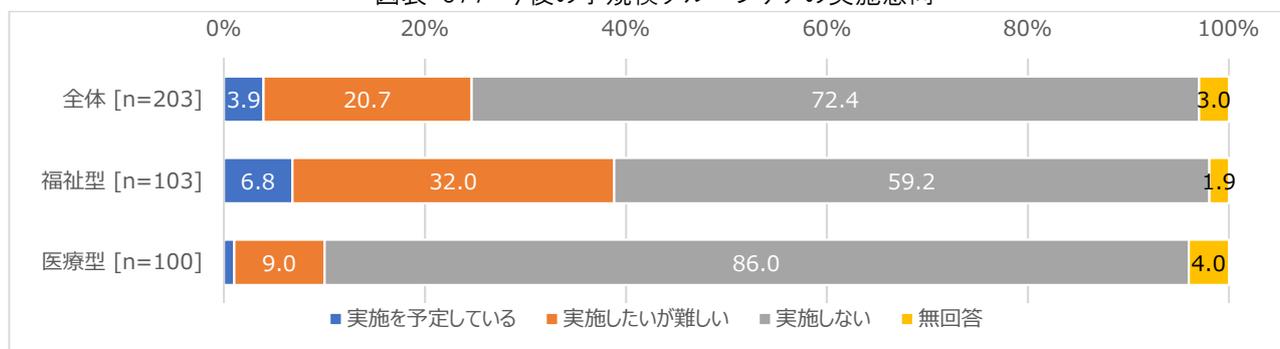
図表 376 小規模グループケア専任の職員数

平均値（人）	全体 [n=39]	福祉型 [n=34]	医療型 [n=5]
児童指導員	3.6	3.9	1.2
保育士	2.4	2.5	1.4
その他の職員	1.3	0.7	5.4

⑤今後の小規模グループケアの実施意向

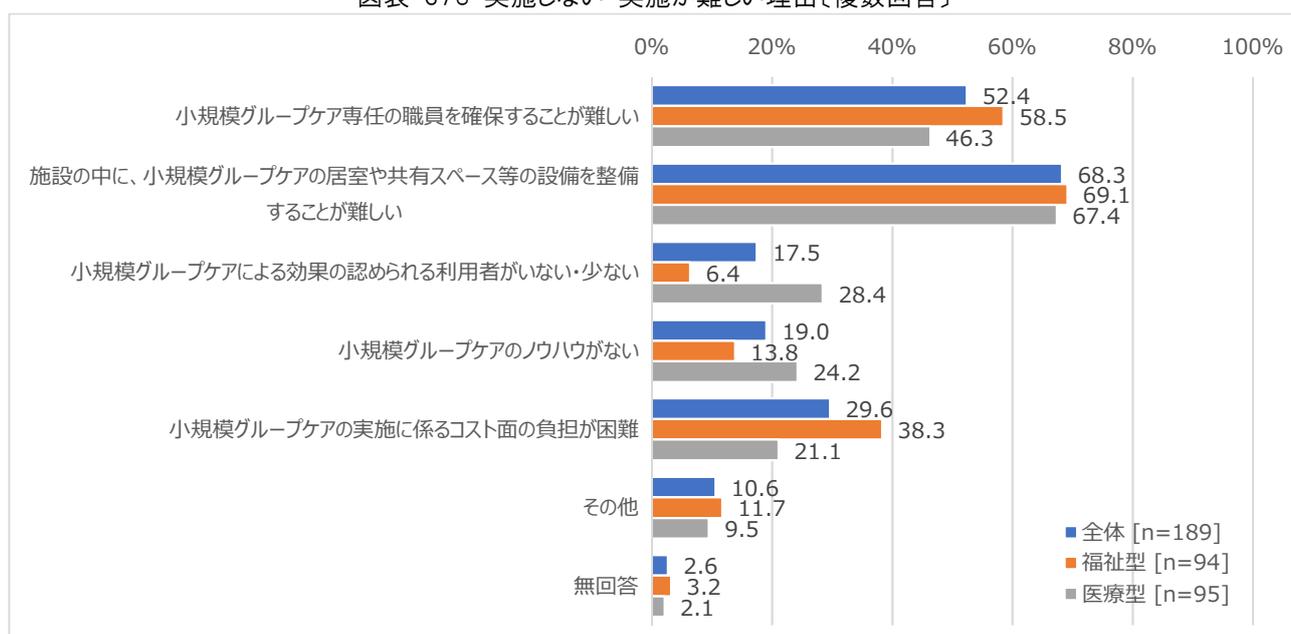
小規模グループケアを実施していない施設に、今後の小規模グループケアの実施意向を聞いたところ、全体では「実施しない」が72.4%、「実施したいが難しい」が20.7%、「実施を予定している」が3.9%となっている。施設区別では、福祉型では「実施したいが難しい」が30.7%と医療型に比べて多くなっている。

図表 377 今後の小規模グループケアの実施意向



今後の意向で、実施しない・実施したいが難しいと回答した施設に、その理由を聞いたところ、「施設の中に、小規模グループケアの居室や共有スペース等の設備を整備することが難しい」が68.3%と最も多く、次いで、「小規模グループケア専任の職員を確保することが難しい」が52.4%となっている。

図表 378 実施しない・実施が難しい理由〔複数回答〕

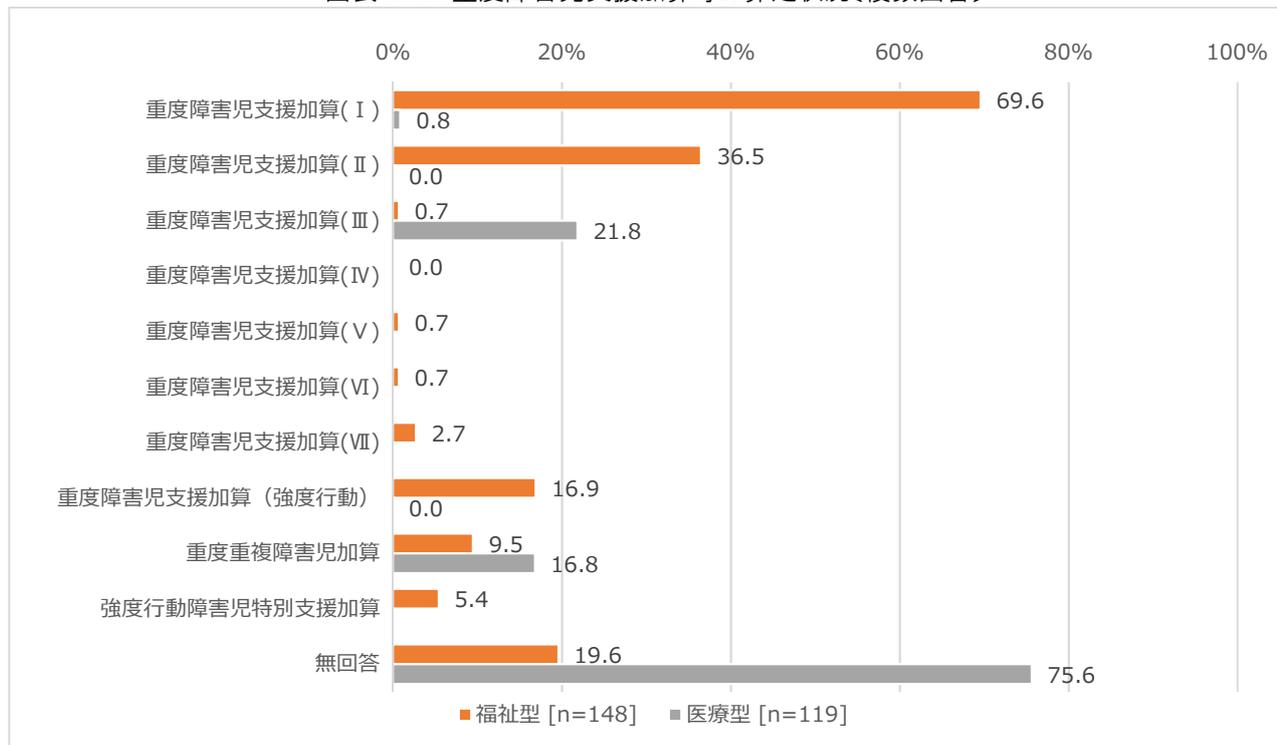


(3) 重度障害児等の受入れについて

① 重度障害児支援加算等の算定状況

重度障害児支援加算等の算定状況は、福祉型では「重度障害児支援加算(Ⅰ)」が69.6%、「重度障害児支援加算(Ⅱ)」が36.5%等となっている。医療型では「重度障害児支援加算(Ⅲ)」が21.8%、「重度重複障害児加算」が16.8%等となっている。医療型では加算算定なし（無回答）が多い。

図表 379 重度障害児支援加算等の算定状況〔複数回答〕

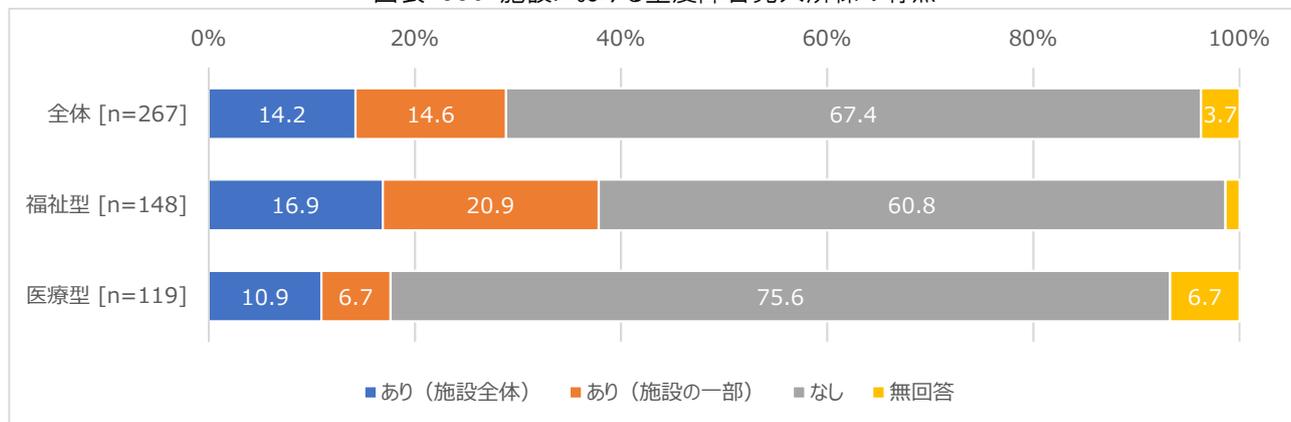


② 施設における重度障害児入所棟の有無

施設における重度障害児入所棟の有無を聞いたところ、全体では、「なし」が67.4%、「あり（施設の一部）」が14.6%、「あり（施設全体）」が14.2%となっている。

施設区別では、「あり（施設の一部）」と「あり（施設全体）」を合わせて、福祉型は37.8%、医療型は17.6%となっている。

図表 380 施設における重度障害児入所棟の有無



③重度障害児入所棟の定員等

重度障害児入所棟のある施設に、その定員を聞いたところ、平均で38.4人となっている。また、重度障害児入所棟の1人あたりの居室面積は平均で9.5㎡、実利用者数は平均で19.7人となっている。

図表 381 重度障害児入所棟の状況

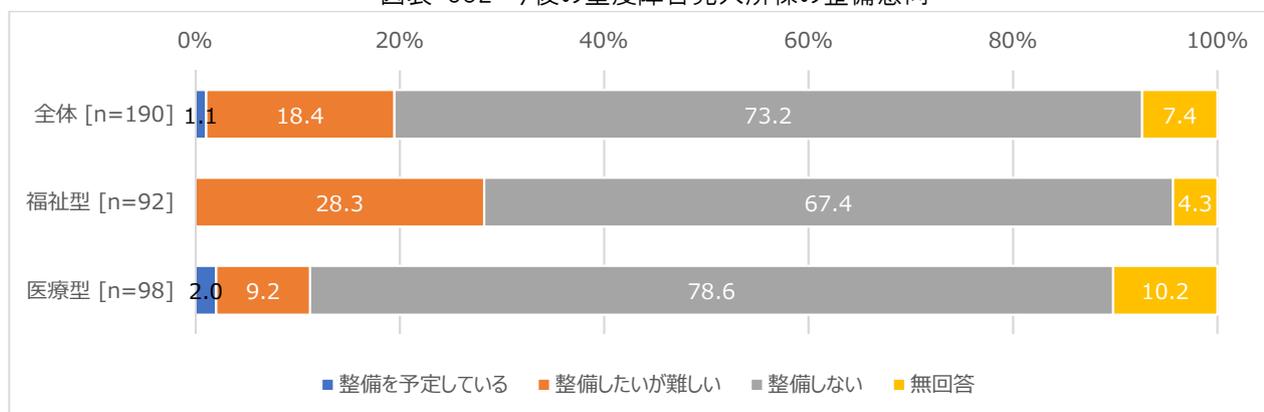
平均値 (人, ㎡)	全体 [n=66]	福祉型 [n=47]	医療型 [n=19]
重度障害児入所棟の定員	38.4	22.6	77.4
重度障害児入所棟の1人あたりの居室面積	9.5	9.1	10.5
平均値重度障害児入所棟の実利用者数	19.7	14.6	32.4

④今後の重度障害児入所棟の整備意向

重度障害児入所棟のない施設に、今後の重度障害児入所棟の整備意向を聞いたところ、全体では「整備しない」が73.2%、「整備したいが難しい」が18.4%、「整備を予定している」が1.1%となっている。

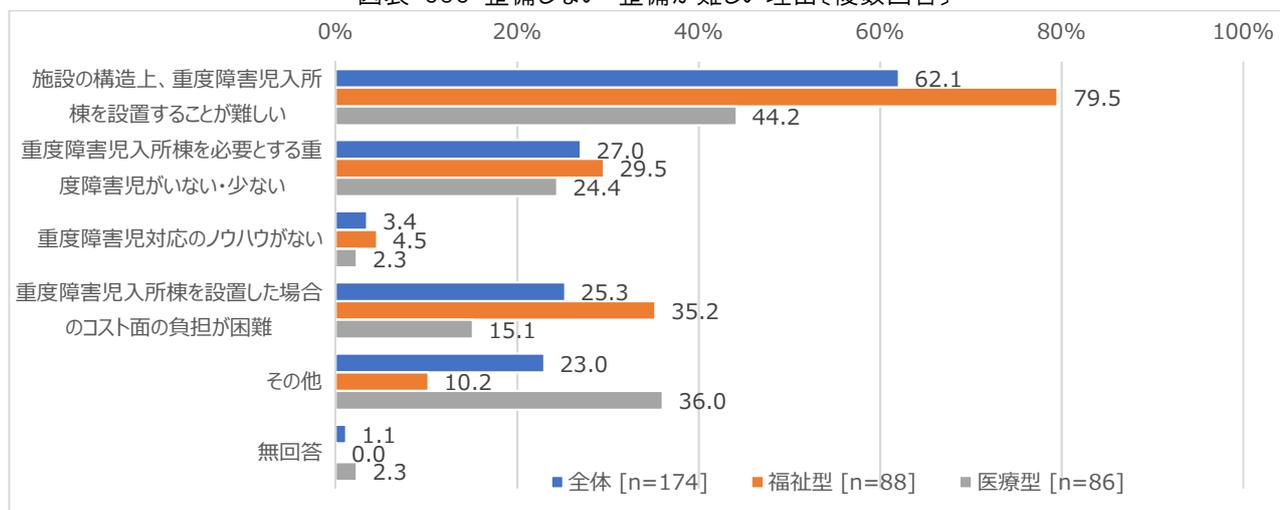
施設区別で見ると、福祉型では「整備したいが難しい」が28.3%と医療型に比べて多くなっている。

図表 382 今後の重度障害児入所棟の整備意向



今後の整備意向で、整備しない・整備したいが難しいと回答した施設に、その理由を聞いたところ、「施設の構造上、重度障害児入所棟を設置することが難しい」が62.1%、「重度障害児入所棟を必要とする重度障害児が少ない・少ない」が27.0%、「重度障害児入所棟を設置した場合のコスト面の負担が困難」が25.3%となっている。

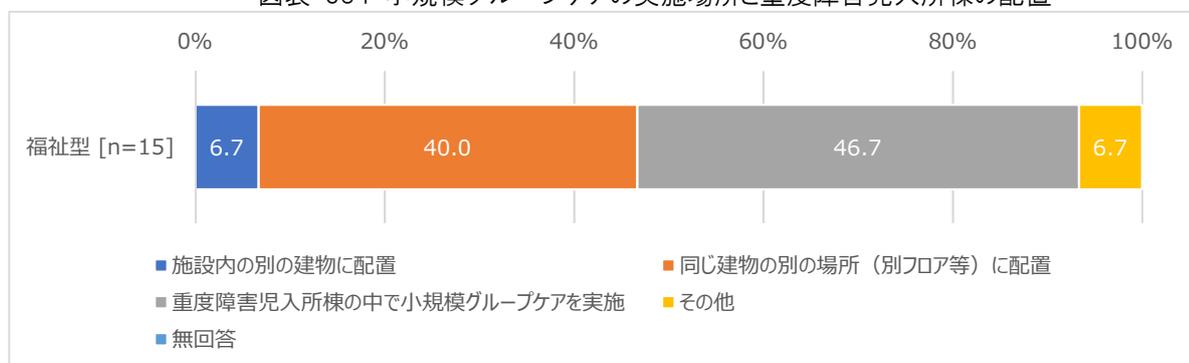
図表 383 整備しない・整備が難しい理由〔複数回答〕



⑤小規模グループケアの実施場所と重度障害児入所棟の配置

小規模グループケアを実施しており、かつ、重度障害児入所棟がある施設に、小規模グループケアの実施場所と重度障害児入所棟の配置の状況を聞いたところ、「重度障害児入所棟の中で小規模グループケアを実施」が46.7%、「同じ建物の別の場所（別フロア等）に配置」が40.0%、「施設内の別の建物に配置」が6.7%となっている。

図表 384 小規模グループケアの実施場所と重度障害児入所棟の配置



施設内で小規模グループケアと重度障害児入所棟の運営を同時に実施することについて工夫していることを、自由記入で聞いたところ、以下のような回答が寄せられた。

- ・人員配置を手厚くしている。支援員に対し事業所独自に研修会を行い、より専門性の高い支援を提供できるよう努めている。
- ・2ユニット×3フロア構造（職員も3グループ制）となっており、そのうちの1フロア（2ユニットのうちの1ユニット）の1つを重度対象として実施している。もう片方のユニットも、中度レベルを対象として職員が行き来する時のギャップを少しでも軽減できるようにしている。小規模ゆえにマッチングがとて大切であり、受入れについてはアセスメントをしっかりと行うようにしている。
- ・フロアが分かれているので、それぞれの特性に合わせた支援を行うことができている。
- ・園全体が重度障害児入所棟の対応が出来る建物環境であり、完全個室化となっている。その上で小規模ユニットケアを実施することで、おのおのの利用者様は落ち着いて生活できるよう、生活環境を整えている。
- ・玄関は共有している。
- ・施設定員を縮小することで、重度棟内の1ユニットの定員を小規模化して重度棟内で実施している。重度棟内の小規模グループの重度児童は、他害や興奮などのない児童を選抜している。今後、敷地内に小規模グループ2ユニット収容する分棟建設を計画、合わせて重度棟内の各ユニットを小規模グループ化して、施設全体のユニットを小規模グループ化する予定。
- ・重度障害児への支援を考えた場合には、生活単位が小集団のほうがより適切に本人に合った支援が展開可能となる。このため、1ユニット5人の生活空間を整備し、2ユニット1フロアにすることで、職員のローテーションを確保している。
- ・当施設は6つのユニットからなる園舎であり、改築時よりユニット型での支援を採用してきた。家庭的な雰囲気の中で子どもたちに対するの安心や心理的な安定、信頼感の形成そして発達支援等々、子どもにとっての最善の利益を図るためである。平成24年より小規模グループケア加算を取得、これにより職員の増員が可能となった。併せて、個室、二人部屋のバリアフリー改修、ダイルーム、洗面、トイレなど子どもたちの住環境改善も進めてきたところである。現在は社会的養育の事情を抱える子どもたちが多く、それ故に小規模グループケアの強みが生かされる。ハード面だけでなくソフト面としてもCSPの導入も2年前より本格的に進めており、職員の支援スキルも必要である(ユニットになると少人数で支援する形となるため)。一方、ユニット2か所は別棟で重度また自閉症などの支援度が高い子どもたちの園舎も設けており、ここについては環境調整などの点からも完全個室とした。子どもたちの特性は多岐であり、ユニットによって配慮した支援が可能という側面があると感じている。

(4) 強度行動障害のある入所児童への対応について

①職員配置

強度行動障害児の受け入れに関し、研修修了者等の職員配置について聞いたところ、「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者」は1施設あたりの平均で1.3人、「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）受講予定者」は平均で0.3人、「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者」は平均で1.5人、「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）受講予定者」は平均で0.4人となっている。

図表 385 職員配置

平均値（人）	全体 [n=267]	福祉型 [n=148]	医療型 [n=119]
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者（行動援護従業者養成研修修了者を配置した場合を含む）	1.3	2.0	0.5
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）受講予定者	0.3	0.5	0.1
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者（重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置した場合を含む）	1.5	2.4	0.5
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）受講予定者	0.4	0.7	0.1

②強度行動障害のある入所児童の状況

強度行動障害のある入所児童の人数を聞いたところ、1施設あたりの平均実人数は2.9人となっている。強度行動障害の状態では、「激しいこだわり」等の人数が比較的多くなっている。また、令和2年7月の1か月間で、身体拘束を行った実人数は1施設あたりの平均で0.6人となっている。

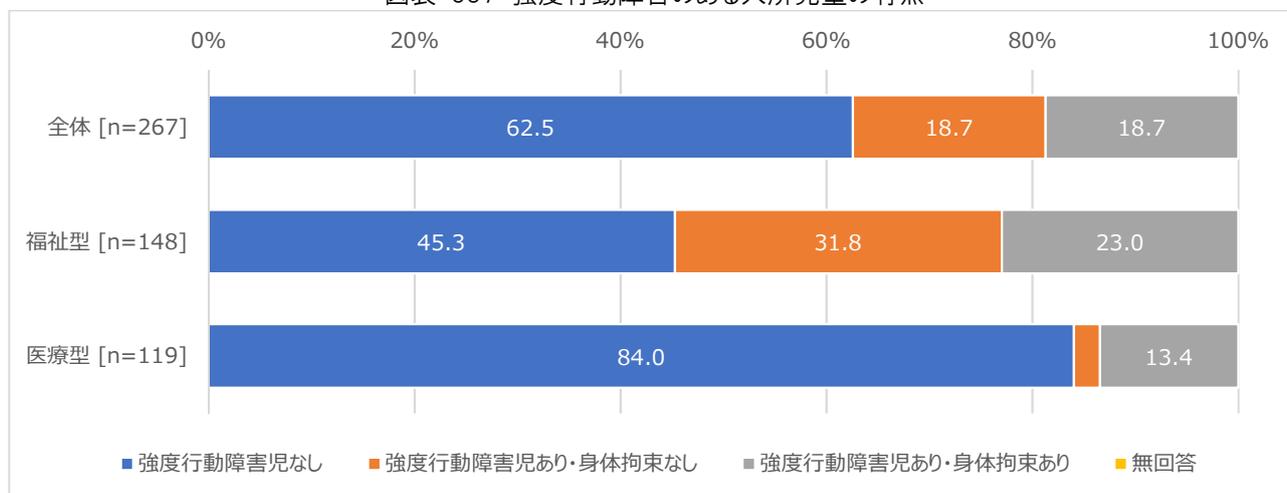
図表 386 強度行動障害のある入所児童の状況

平均値（人）	該当人数			身体拘束を行った人数		
	全体 [n=267]	福祉型 [n=148]	医療型 [n=119]	全体 [n=267]	福祉型 [n=148]	医療型 [n=119]
1 ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	0.9	1.3	0.4	0.3	0.2	0.3
2 ひどく叩いたりけったりする等の行為	1.1	1.7	0.3	0.2	0.3	0.1
3 激しいこだわり	1.3	2.0	0.4	0.1	0.2	0.1
4 激しい器物破損	0.7	1.2	0.2	0.1	0.2	0.1
5 睡眠障害	0.4	0.5	0.2	0.1	0.1	0.0
6 食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	0.7	1.0	0.3	0.1	0.1	0.2
7 排せつに関する強度の障害	0.5	0.7	0.2	0.1	0.1	0.1
8 著しい多動	0.6	0.9	0.2	0.1	0.1	0.2
9 通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	0.8	1.3	0.2	0.1	0.1	0.0
10 パニックへの対応が困難	0.9	1.4	0.2	0.1	0.2	0.0
11 他人に恐怖感を与える態度の粗暴な行為があり、対応が困難	0.6	1.0	0.1	0.1	0.2	0.0
上記に該当する実人数	2.9	4.3	1.1	0.6	0.6	0.5

※上記は、各施設における強度行動障害判定基準に該当する入所者数及び、調査対象月（令和2年7月）に1回でも身体拘束に該当することを実施した人数を聞いたものである。なお、身体拘束の内容は調査していない。

強度行動障害のある入所児童の有無等について、各施設の状況を区分して見ると、全体で、強度行動障害児のいない施設は62.5%、強度行動障害児が1人以上おり、身体拘束を実施したことがある施設、実施していない施設はいずれも18.7%となっている。施設区分では、医療型で強度行動障害児のいない施設が多くなっている。施設により状況が異なっていると想定され、今後さらに詳しく検討することが必要と考えられる。

図表 387 強度行動障害のある入所児童の有無



強度行動障害のある入所児童への身体拘束以外の対応方法について聞いたところ、以下のような内容の回答があった。個別対応、見守り、環境整備、医療との連携（服薬調整等）などの回答が多くなっている。

図表 388 強度行動障害のある入所児童の身体拘束以外の対応方法

対応方法	対応方法の記入数
1 ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	81
2 ひどく叩いたりけったりする等の行為	77
3 激しいごだわり	61
4 激しい器物破損	61
5 睡眠障害	41
6 食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	60
7 排泄に関する強度の障害	41
8 著しい多動	46
9 通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	56
10 パニックへの対応が困難	59
11 他人に恐怖感を与える態度の粗暴な行為があり、対応が困難	60

【主な回答内容】

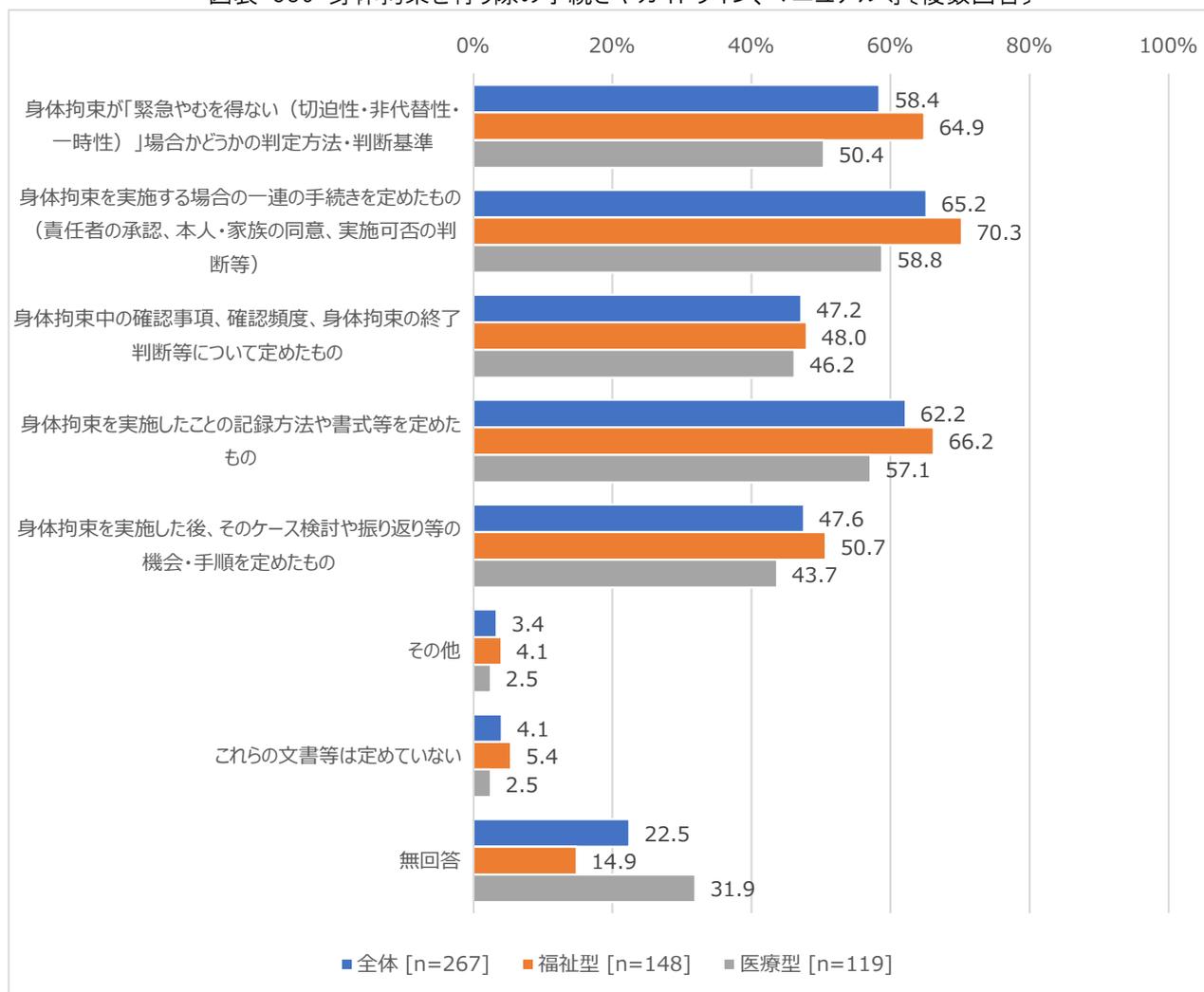
- ・クールダウンできるように別な空間へ移動してもらう。
- ・職員がつきそい一緒に歩くなど、それぞれが落ちつける個別対応をとる、
- ・ABA応用行動分析の活用。
- ・異食については、異食につながる物が落ちていたりしないようにする、過食については、見守り。
- ・医療との連携、主治医の指示による頓服薬の与薬、服薬調整。
- ・該当者のアセスメントをとり、絵カード・写真を使った視覚支援を取り入れる。
- ・手順書を作成し、支援者が同じ方法・同じ環境で支援方法を統一する。
- ・強度行動障害児の対応は、起きてしまった不適切行動に対応するよりも、問題となる行動を誘引させないように予防的な対応をとることを常に心がけて支援している。
- ・口に入るサイズの物や危険と思われる物は、居室や共有フロアには置かない事で異食行為を防ぐ対応。栄養士による適切な食事量の提供。
- ・声掛けや体を押さえる等の行為をせず、見守る。（刺激を与えない）
- ・他利用者を誘導し、住み分けを行う。パーテーション等を使用して刺激を遮断する。

- ・ 1対1で落ちつくまで見守り。自傷に及びそうな場合は保護をする。
- ・ イスや物を投げて壊す、テレビや壁、ドアを蹴破る等の行為は他児との距離をとり、見守っている。
- ・ クールダウンさせるため一旦場所を移動する。聴覚に過敏に反応する他利用者との配置の調整。
- ・ ケガをする恐れがある場合は、本人がケガをしないように制止する場合がある。それまでに声掛けや本人の興味関心ある物等を提供。本人が落ち着くまで見守りする。
- ・ こだわり行動を制止せず、ケガ等が無いように見守りを行っている。
- ・ パニックになった場合は、本人や周囲に危険の無い状態を確保し、治まるまで見守る。
- ・ 医師の指示のもと、自傷行為に対して計画的な静観をしていると自傷が少なくなった。
- ・ 応援体制により複数対応（理想は3人対応）
- ・ 環境整備、カームダウン室の設置、気分転換への誘導、医療機関との連携、障害特性に応じた専門的アプローチ、複数職員での対応。
- ・ 投げたり倒す可能性のある物品の固定や、排除など、周辺環境の整備。
- ・ 気を別の方向に向けられる物を提供する。安全で他者に迷惑にならない場所へ誘導する。
- ・ 居心地の良い住環境を整備し、落ち着くまでは個別で対応する。医療相談等で服薬調整を図る。
- ・ 情緒の安定のための関わり、精神科医との連携。
- ・ 多職種との連携、特性に合わせた環境調整、スーパーバイザーによる応用行動分析を用いた支援検討及び実践。
- ・ 置いてある物、落ちている物問わず、何でも口にしてしまうため、基本的には必要最低限の物以外は置いていない空間で過ごしていただき、何かを提供する時は職員が見守りを行っている。

③身体拘束を行う際の手続きやガイドライン、マニュアル等

身体拘束を行う際の手続きやガイドライン、マニュアル等の状況を聞いたところ、「身体拘束を実施する場合の一連の手続きを定めたもの（責任者の承認、本人・家族の同意、実施可否の判断等）」が65.2%、「身体拘束を実施したことの記録方法や書式等を定めたもの」が62.2%、「身体拘束が「緊急やむを得ない（切迫性・非代替性・一時性）」場合かどうかの判定方法・判断基準」が58.4%等となっている。また、「これらの文書等は定めていない」という施設は4.1%で、その理由としては、身体拘束を行う必要のある入所児童がないという回答が多い。

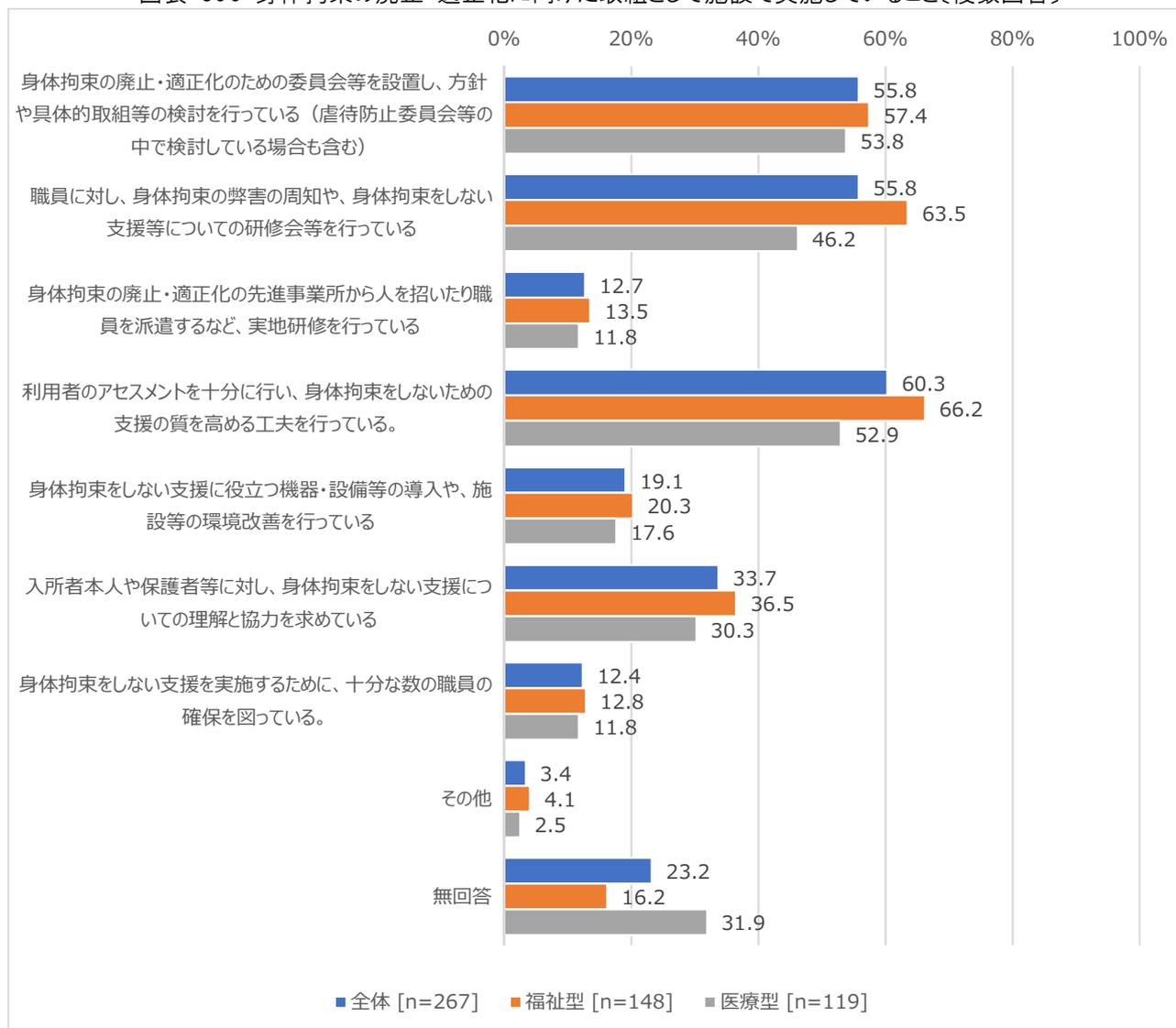
図表 389 身体拘束を行う際の手続きやガイドライン、マニュアル等〔複数回答〕



④身体拘束の廃止・適正化に向けた取組として施設で実施していること

身体拘束の廃止・適正化に向けた取組として施設で実施していることとしては、「利用者のアセスメントを十分に行い、身体拘束をしないための支援の質を高める工夫を行っている。」が60.3%と最も多く、次いで、「身体拘束の廃止・適正化のための委員会等を設置し、方針や具体的取組等の検討を行っている（虐待防止委員会等の中で検討している場合も含む）」「職員に対し、身体拘束の弊害の周知や、身体拘束をしない支援等についての研修会等を行っている」がいずれも55.8%となっている。

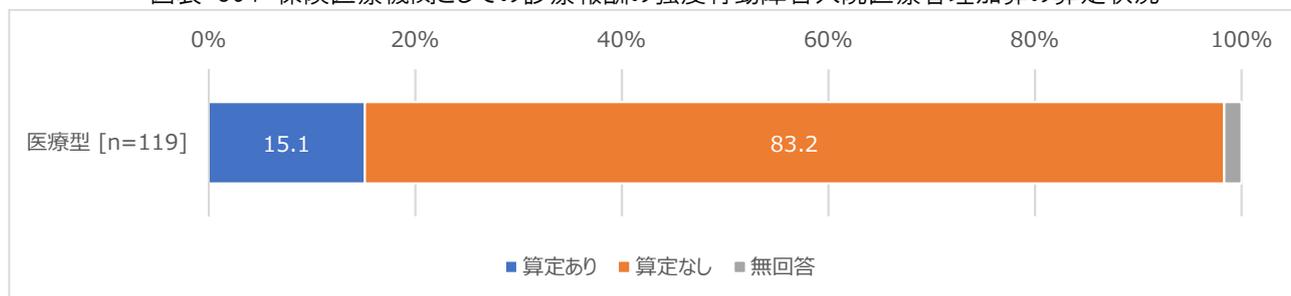
図表 390 身体拘束の廃止・適正化に向けた取組として施設で実施していること〔複数回答〕



⑤強度行動障害児の受け入れに関する医療型障害児入所施設の状況

医療型障害児入所施設に、保険医療機関としての診療報酬の強度行動障害入院医療管理加算の算定状況を聞いたところ、「算定なし」が83.2%、「算定あり」が15.1%となっている。

図表 391 保険医療機関としての診療報酬の強度行動障害入院医療管理加算の算定状況



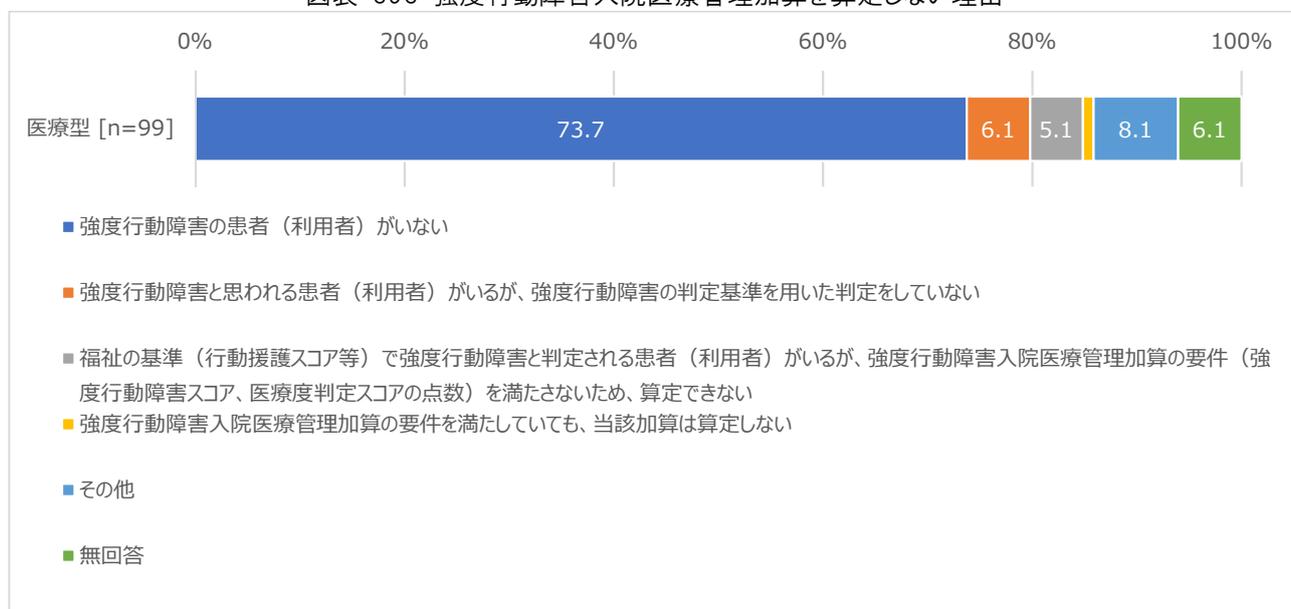
診療報酬の強度行動障害入院医療管理加算を算定している施設に、算定対象者数を聞いたところ、1施設あたりの平均で10.6人となっている。そのうち、医療型障害児入所施設の利用者数は、平均で0.3人となっている。

図表 392 強度行動障害入院医療管理加算の対象者数

項目	医療型 [n=18]
強度行動障害入院医療管理加算の対象者数	10.6
うち、医療型障害児入所施設の利用者数	0.3

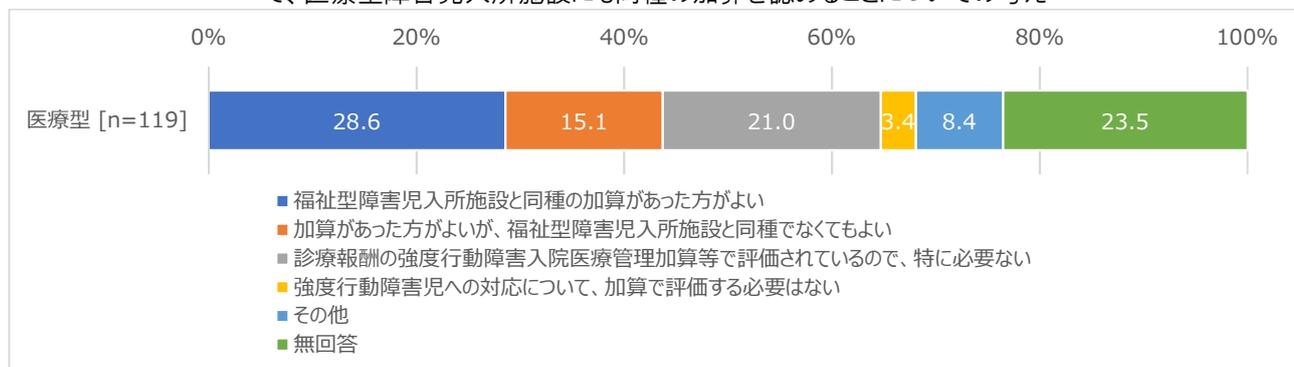
診療報酬の強度行動障害入院医療管理加算を算定していない施設に、算定しない理由を聞いたところ、「強度行動障害の患者（利用者）がない」が73.7%と多くなっている。

図表 393 強度行動障害入院医療管理加算を算定しない理由



福祉型障害児入所施設の「強度行動障害児特別支援加算」等の強度行動障害児に関する加算について、医療型障害児入所施設にも同種の加算を認めることについての考えを聞いたところ、「福祉型障害児入所施設と同種の加算があった方がよい」が28.6%、「診療報酬の強度行動障害入院医療管理加算等で評価されているので、特に必要ない」が21.0%、「加算があった方がよいが、福祉型障害児入所施設と同種でなくてもよい」が15.1%となっている。

図表 394 福祉型障害児入所施設の「強度行動障害児特別支援加算」等の強度行動障害児に関する加算について、医療型障害児入所施設にも同種の加算を認めることについての考え



加算があった方がよいと回答した施設に、理由を自由記入で聞いたところ、以下のような回答があった。福祉と医療との加算の差が大きいという意見が多く見られる。

【主な意見】

- ・スコア基準が違うものの診療報酬と福祉サービス費の判定基準が同様のものとなっているが、診療報酬と福祉サービス費の差を埋めるような加算が必要と考えるため。
- ・強度行動障害児への支援には知識や技術と人員が必要になるので、診療報酬の加算と福祉型障害児入所施設の加算の差額分に値する程度の加算を認めてもらいたい。
- ・加算額が福祉の方が高いため。
- ・診療報酬では点数評価が低く、強度の自閉症入所児への支援に対する評価を望む。
- ・同様の利用者を対象にするのであれば、診療報酬上の加算点数と福祉型入所施設の加算との差が大きい。
- ・入所施設として同等の加算で評価していただきたい。
- ・福祉型と同じように、研修を修了した者が、現場で中心となって支援計画立案や実施計画、職員指導を実施した場合には、同じように適正な評価として加算が必要。
- ・医療型障害児入所施設の場合、強度行動障害に加えて医療的ケアの管理が必要であり、支援者（職員）の負担も大きく、それに見合った報酬が必要だと考えられる。
- ・強度行動障害を有する児を受入れている医療型障害児入所施設においては、障害特性上、個別対応を要することが多く慢性的な人員不足の状況のため、評価が必要である。
- ・現行の強度行動障害の基準を満たす利用者はそれほど多くないと思われるが、医療型障害児入所施設で受け入れるためには軽度の行動障害でも支援内容やハード面を工夫する必要性が高く負荷が大きい。そのため、福祉型とは異なる基準や加算額でいいので、受け入れを評価する制度が望ましい。
- ・重度心身障害児（者）において、強度行動障害はあるものの、歩行できないことを理由に強度行動障害医療管理加算を算定できない場合が多い。しかしながら、そうした行動上の問題に対する人的な対応が必要であり、その点に関して報酬上の評価が必要である。
- ・身体拘束以外の方法で対応する場合、患児に1対1で職員が付添、行動を見守るの必要があり、そのための人件費や環境調整等に必要経費がかかるため。
- ・通常は福祉型障害児入所施設だけで良いと思うが、受け入れ施設不足など考えると医療型障害児入所施設でも受け入れできる部分是对应したいと思う。
- ・福祉型に近い状態の児でも医療的ケアの必要性から医療型へ入所する場合もあるため。

(5) 入院・外泊について

①福祉型障害児入所施設における入院・外泊の状況

令和2年4月～令和2年7月の期間における福祉型障害児入所施設利用者の延べ入院日数は、1施設あたりの平均で21.1日となっている。利用者1人あたりの入院日数に換算すると、平均で0.8日/人となる。

また、同期間における利用者の延べ外泊日数は、1施設あたりの平均で94.0日となっている。利用者1人あたりの外泊日数に換算すると、平均で3.4日/人となる。

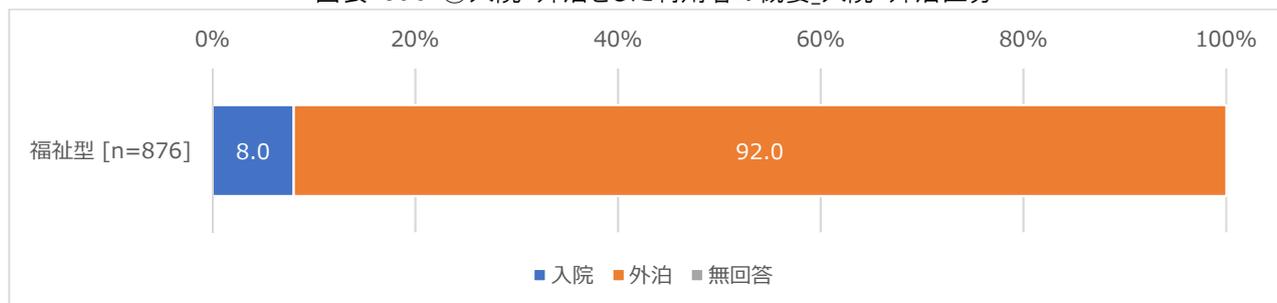
図表 395 令和2年4月～令和2年7月の期間における利用者の延べ入院日数・延べ外泊日数

平均値（日）	福祉型 [n=148]
令和2年4月～令和2年7月の期間における利用者の延べ入院日数	21.1
令和2年4月～令和2年7月の期間における利用者の延べ外泊日数	94.0

入院・外泊をした利用者の状況を聞いたところ、全体で876人分の回答があった。

入院・外泊をした利用者の入院・外泊の区分は、「外泊」が92.0%、「入院」が8.0%となっている。

図表 396 ②入院・外泊をした利用者の概要_入院・外泊区分



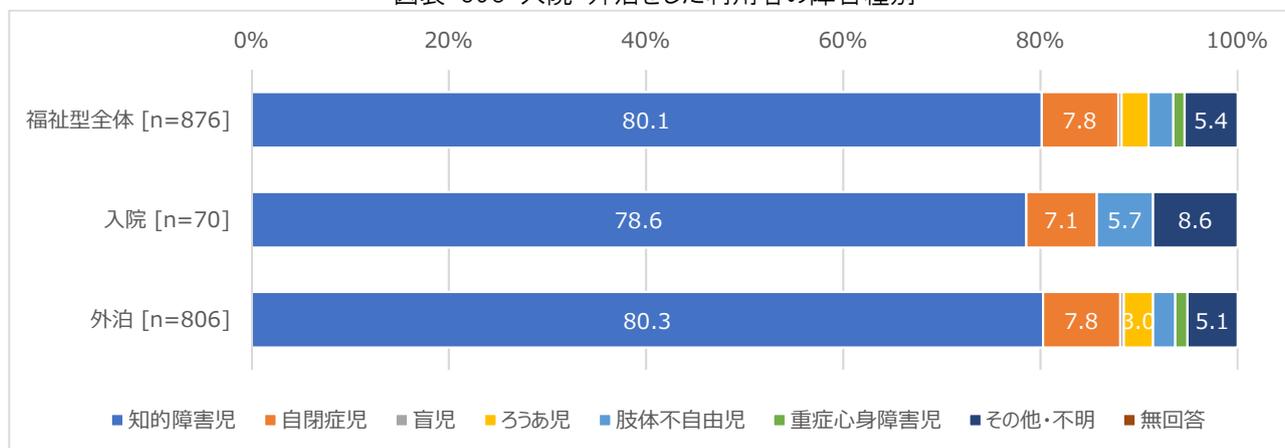
入院・外泊をした利用者の年齢は、平均で14.8歳となっている。

図表 397 入院・外泊をした利用者の年齢

平均値（歳）	福祉型全体 [n=876]	入院 [n=70]	外泊 [n=806]
入院・外泊をした利用者の年齢	14.8	15.9	14.7

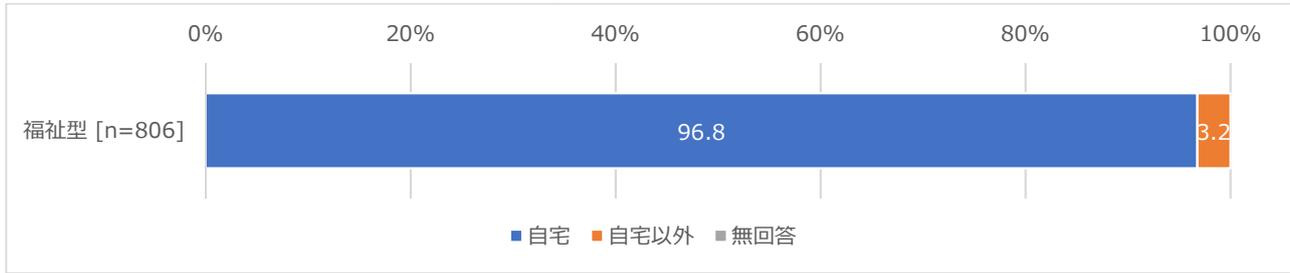
入院・外泊をした利用者の障害種別は、「知的障害児」が80.1%と多くなっている。

図表 398 入院・外泊をした利用者の障害種別



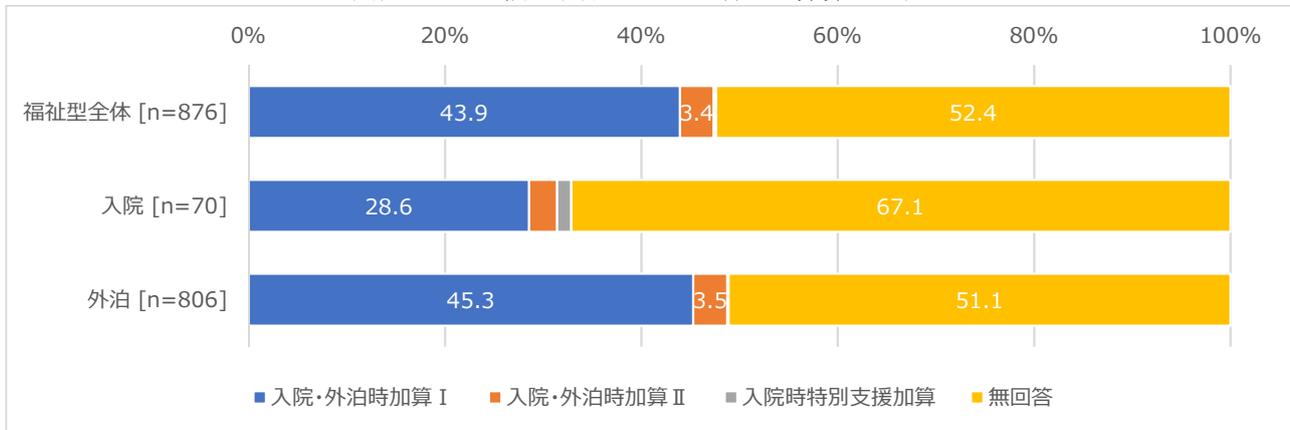
入院・外泊をした利用者のうち、外泊者の外泊先を見ると、「自宅」が96.8%、「自宅以外」が3.2%となっている。

図表 399 入院・外泊をした利用者の外泊先



入院・外泊をした利用者の加算算定の状況を聞いたところ、「入院・外泊時加算Ⅰ」が43.9%、「入院・外泊時加算Ⅱ」が3.4%となっている。無回答（算定をしていない）が52.4%と多くなっている。

図表 400 入院・外泊をした利用者の加算算定の状況



②医療型障害児入所施設における外泊の状況

令和2年4月～令和2年7月の期間における医療型障害児入所施設利用者の外泊延べ日数は、1施設あたりの平均で49.9日となっている。利用者1人あたりの外泊日数に換算すると、平均で0.8日/人となる。

図表 401 令和2年4月～令和2年7月の期間における利用者の外泊延べ日数

平均値 (日)	医療型 [n=119]
令和2年4月～令和2年7月の期間における利用者の延べ外泊日数	49.9

外泊をした利用者の状況を聞いたところ、全体で195人分の回答があった。

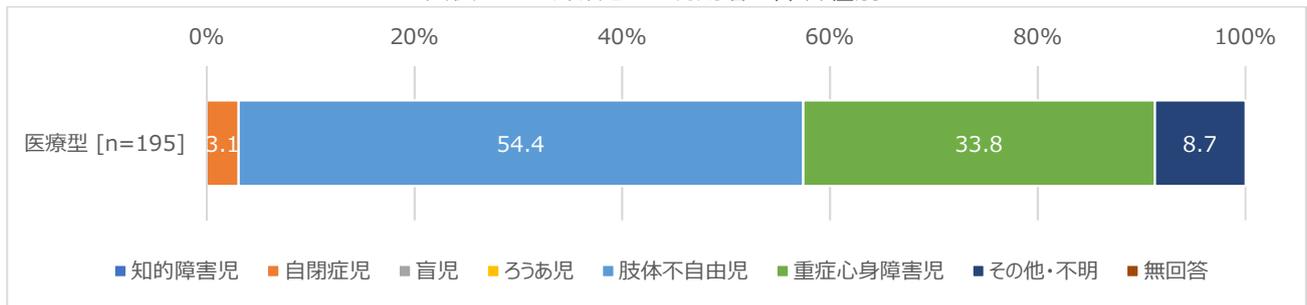
外泊をした利用者の年齢は、平均で11.3歳となっている。

図表 402 外泊をした利用者の年齢

平均値 (歳)	医療型 [n=195]
外泊をした利用者の年齢	11.3

外泊をした利用者の障害種別は、「肢体不自由児」が54.4%、「重症心身障害児」が33.8%等となっている。

図表 403 外泊をした利用者の障害種別



外泊をした利用者の外泊先については、「自宅」が94.4%と多くなっている。

図表 404 外泊をした利用者の外泊先



外泊をした利用者の、外泊時入院基本料の上乗せの有無については、「無」が94.4%と多くなっている。

図表 405 外泊をした利用者の外泊時入院基本料の上乗せ有無



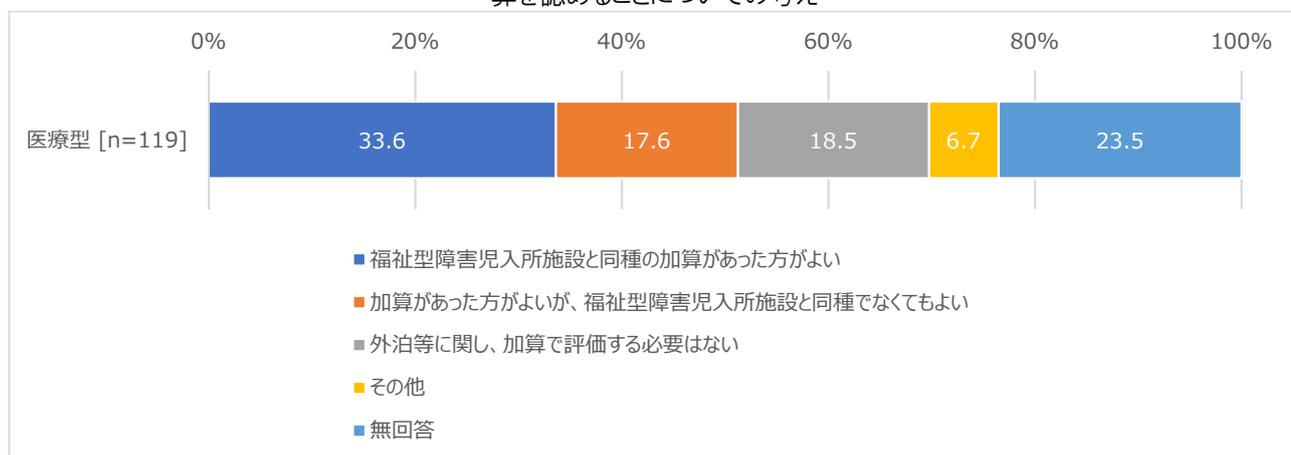
利用者の外泊による1人1日あたりの給付費・入院費の減少割合について聞いたところ、1施設あたりの平均で、24.9%の減少になるという回答だった。

図表 406 利用者の外泊による1人1日あたりの給付費・入院費の減少割合

平均値 (%)	医療型 [n=59]
利用者の外泊による1人1日あたりの給付費・入院費の減少割合	24.9

福祉型障害児入所施設の「入院・外泊時加算」等の加算について、医療型障害児入所施設にも同種の加算を認めることについての考えを聞いたところ、「福祉型障害児入所施設と同種の加算があった方がよい」が33.6%、「外泊等に関し、加算で評価する必要はない」が18.5%、「加算があった方がよいが、福祉型障害児入所施設と同種でなくてもよい」が17.6%となっている。

図表 407 福祉型障害児入所施設の「入院・外泊時加算」等の加算について、医療型障害児入所施設にも同種の加算を認めることについての考え



加算があった方がよいと回答した施設に、理由を自由記入で聞いたところ、以下のような回答があった。外泊支援における負担が大きいこと、家族と過ごす機会等の拡充につながること等の観点、外泊による収入減の課題等から、加算が望ましいという意見が多く見られる。

【主な意見】

- ・児童は親との関わりが大切な時期であり、その時期を施設で過ごす為、家族と触れ合う時間をつくることが求められる。医療型でも福祉型でもその点について相違はない。外泊に制限は設けていないが、この加算があることで、より多くの時間を家族と共に過ごし、健やかな精神を保つことができると考える。
- ・医療型に入所している児の外泊等にかかる支援者側の労力は大きいと思われるため、手厚い加算が望ましいと考える。
- ・医療型は他医療機関入院時に点数評価が無いこと、またその期間、空床であっても他の方へ利用する事も出来ないため、期間中の加算評価を望む。
- ・医療型障害児入所施設の場合、外泊時は給付費が0円となり、入院費も大幅に減算する。利用児の状況によって異なるが、外泊できる子は、週末等に定期的に家庭に帰って家族と過ごすことも必要であり、福祉型と同種の加算があった方がよい。又、外泊中に、児童や家庭に何かしらの状況が発生した時には、医療・福祉両面での支援や対応等を行うため、加算があった方がよい。
- ・外泊の間は、病床は空けておく必要があるがサービスが算定できないため。
- ・外泊の評価はあった方がよいが、そもそも病院であり長期外泊は想定していないので、評価の期間は短期間（1週間程度）でよい。
- ・外泊を行うための支援等について、評価してもらいたい。
- ・活動制限が設けられがちな利用児にとって、外泊を伴う活動が増える。又は、外泊をする（できる）ための支援体制が進めばよいと思うから。
- ・現在、入院・外泊時は無報酬ですが、少しでも補填されたら有難い。
- ・児童の成長発達を支援する中で家族交流は大事な支援であり、施設内では体験できないことを外泊によって可能となり、外泊につなげるための支援も職員が時間をかけて行っているため、その評価を加算として付けてほしい。
- ・長期間の外泊により、部屋の維持や人件費の負担は全て施設が担っている。通常の病院であれば、ベッドを空けない努力も出来るが、これが出来ない以上同様の加算はぜひ必要と考える。
- ・福祉型でも医療型でも、利用者の外泊などの支援することには変わりはないため。
- ・利用者の外泊や入院により収入が減額となる場合でも病床を確保しておかなくてはならないため、ある程度の加算を認めてもらいたい。

入院・外泊にあたっての施設の支援内容を自由記入で聞いたところ、以下のような回答があった。家族、関係機関等と事前に十分な連絡調整を行うこと、連絡ノート等による情報共有、必要な物の準備などをあげる回答が多くなっている。また、入院の場合は、施設職員による入院先訪問の実施等が回答されている。

【主な回答内容】

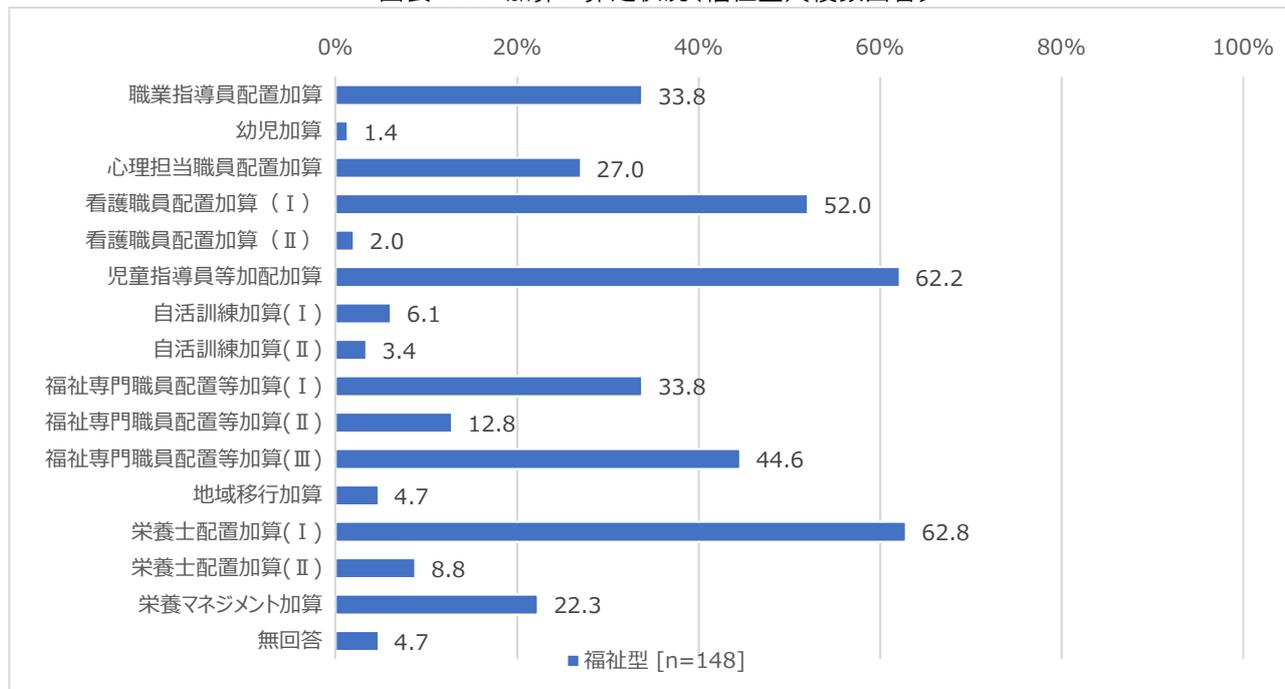
- ・カンファレンスの実施、コミュニケーション方法の支援共有（学校・保護者・施設）。
- ・家族、病院ワーカーと本人の状況及び今後の支援についてこまめに連絡を取り合い必要に応じて会議の実施をした。
- ・外泊が学校生活に支障のないように、家庭や関係機関との連絡調整を図っている。
- ・帰省、帰園支援（送迎）、自宅での健康状態確認、困りごとヒアリング等。
- ・帰宅、帰園の際は、家族と顔を合わせ、口頭にて引き継ぐ。家庭での様子を具体的に聞き取り、必要に応じて対応する。
- ・月1回の精神科受診の際に、施設職員が同席し、医師からの指示や治療方針、対応など家族と共有する。
- ・帰宅（外泊）が長期にわたる場合（休校中、夏期休業中等）は週に1回程度の様子伺いの連絡を入れる。
- ・通院のため、帰省・外泊。事前に家族と連絡を取り、児の現状を伝えておく。児へは視覚的に理解できるように、通院→帰省→帰園の流れをスケジュール化して伝える。
- ・こども相談センターと家族再統合について方針を共有し、面会、行事参加、外出、外泊と段階的に進めている。
- ・家庭引き取りを前提にしているために、児童相談所、市の家庭相談課、学校、相談支援事業所、放課後デイ事業所などとの関係機関と十分な打合せを行って実施した。
- ・家庭との連絡ノートを通じて、家庭・施設での生活状況について、情報共有を行っている。その中には、当施設の医師からの在宅時の指示事項やポジショニング等の実施の依頼、衣類等の生活用品の補充依頼等が含まれている。以上については外泊出発時及び帰所時に、連絡ノートを見せながら口頭でも伝達している。
- ・2～3日に1回、施設職員が病院を訪問し、本人の身の回りに必要な衣類や物の補充を行う。また、本人の話を伺い、困りごとや医師、看護師に伝えてほしい事などを支援しています。また、子ども家庭センターや家族に本人の様子を報告する。
- ・家族の都合と体験利用をするGHの受け入れ態勢に合わせて外泊時間や帰園時間を調整。
- ・家族の負担が軽減するように、外泊時に必要な衣類や下着などを準備して、持ち帰っていただいている。
- ・テスト通学を行うための外泊。外泊終了後に担当が個別に関り、外泊やテスト通学についての振り返りを行い、退院に向けての治療につなげている。
- ・家族との連絡調整（帰宅帰園日の日時、食事提供の有無、衣類準備、送迎車の確認）
- ・家族との連絡調整を行い、頓服薬や健康状態についての相談を実施。帰宅時の様子を記入する日誌を配布し記入いただいている。
- ・家庭の経済的事情、子どもの行動上の問題、母子関係等の事情により、自室までの送迎を行っている。
- ・外泊・入院の際には、担当職員が主体となって保護者や主治医とやり取りを行い、必要な被服等持ち物を揃え準備を行い、当日勤務職員に引き継ぎを行っている。
- ・事前に「外泊の際の約束」を決め、本人、保護者と共有する。入浴などがスムーズに行うことができるよう、チェック表などを準備し、本人には説明の上、持参してもらう。
- ・職員が定期的に病院に通院し、様子を確認している。適宜、本園にいた時の様子や支援方法も伝え、病状と連携して支援している。
- ・他医療機関に入院している場合、2週間に1回程度、入所児・者の状態を見るために訪問を行っている。
- ・直近の体調管理の状況を保護者に伝達する。外出中の注意事項の確認。帰省中、体調不良となった場合の対応の確認。
- ・保護者との連絡を密に行う。外泊の間が開く時は、様子を伝えるようにしている。不安に思う事等あれば、しっかり話を聞き寄り添うようにしている。外泊が負担とならないよう調整を行っている。急な外泊変更や中止にも迅速に対応している。
- ・本人の障害や服薬状況、行動特性について細かく説明し、場合によっては職員が交代で昼夜付き添いをする。協力をお願いできる保護者には対応していただき、1日1回は職員が病院を訪問して、保護者の負担軽減を図る。
- ・本人の体調面について家族への伝達、薬情報についての提供（処方変更後など）及び薬の準備（服薬間違いが起こらないよう袋に日付等記載）、荷物の準備。
- ・毎回外泊時の安静度や服装、帰所前の感染チェック、車椅子の安全確認を外泊用紙を用いて家族とともに確認している。
- ・連絡帳で入所中の状況や外泊時の注意事項を伝えている。外泊中の内服の準備、処置があれば手順書を作成し、伝えている。

(6) その他の加算の取得状況等について

①加算の算定状況（福祉型）

福祉型障害児入所施設における各種加算の算定状況を聞いたところ、「栄養士配置加算(Ⅰ)」が62.8%、「児童指導員等加配加算」が62.2%、「看護職員配置加算(Ⅰ)」が52.0%、「福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)」が44.6%等となっている。

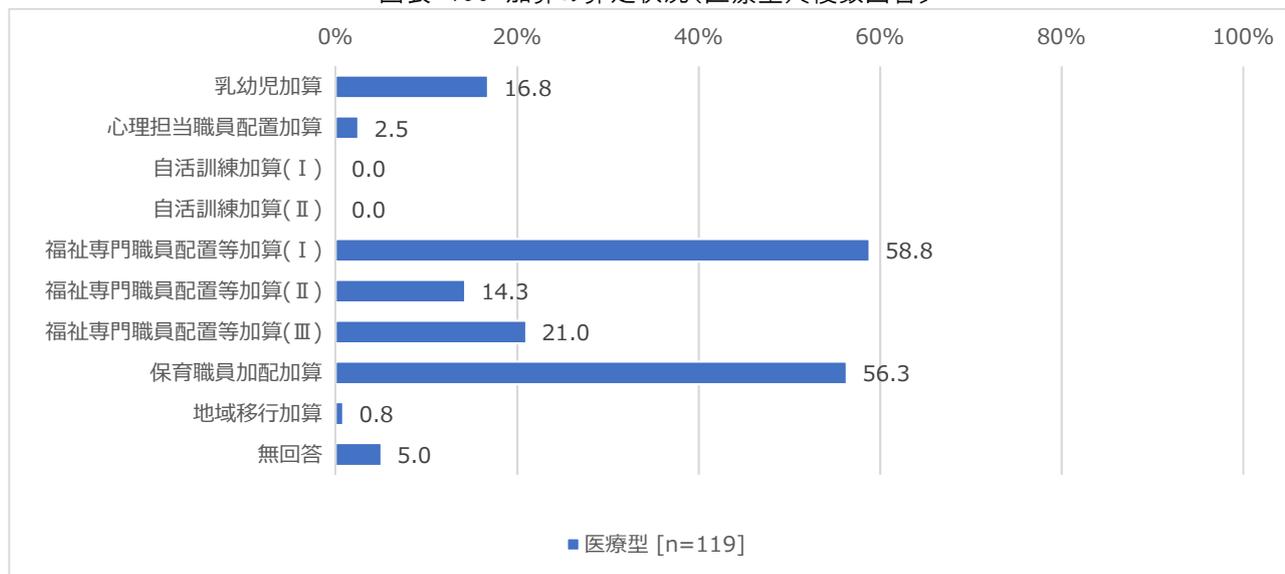
図表 408 加算の算定状況(福祉型)[複数回答]



②加算の算定状況（医療型）

医療型障害児入所施設における各種加算の算定状況を聞いたところ、「福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)」が58.8%、「保育職員加配加算」が56.3%等となっている。

図表 409 加算の算定状況(医療型)[複数回答]

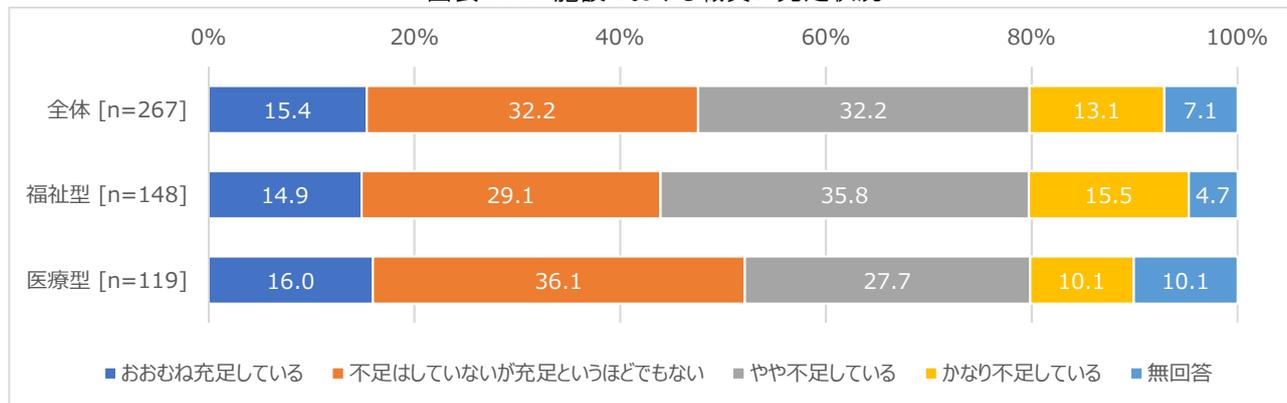


(7) 職員の配置・充足状況等について

①施設における職員の充足状況

施設における職員の充足状況については、「不足はしていないが充足というほどでもない」及び「やや不足している」がともに32.2%、「おおむね充足している」が15.4%、「かなり不足している」が13.1%となっている。

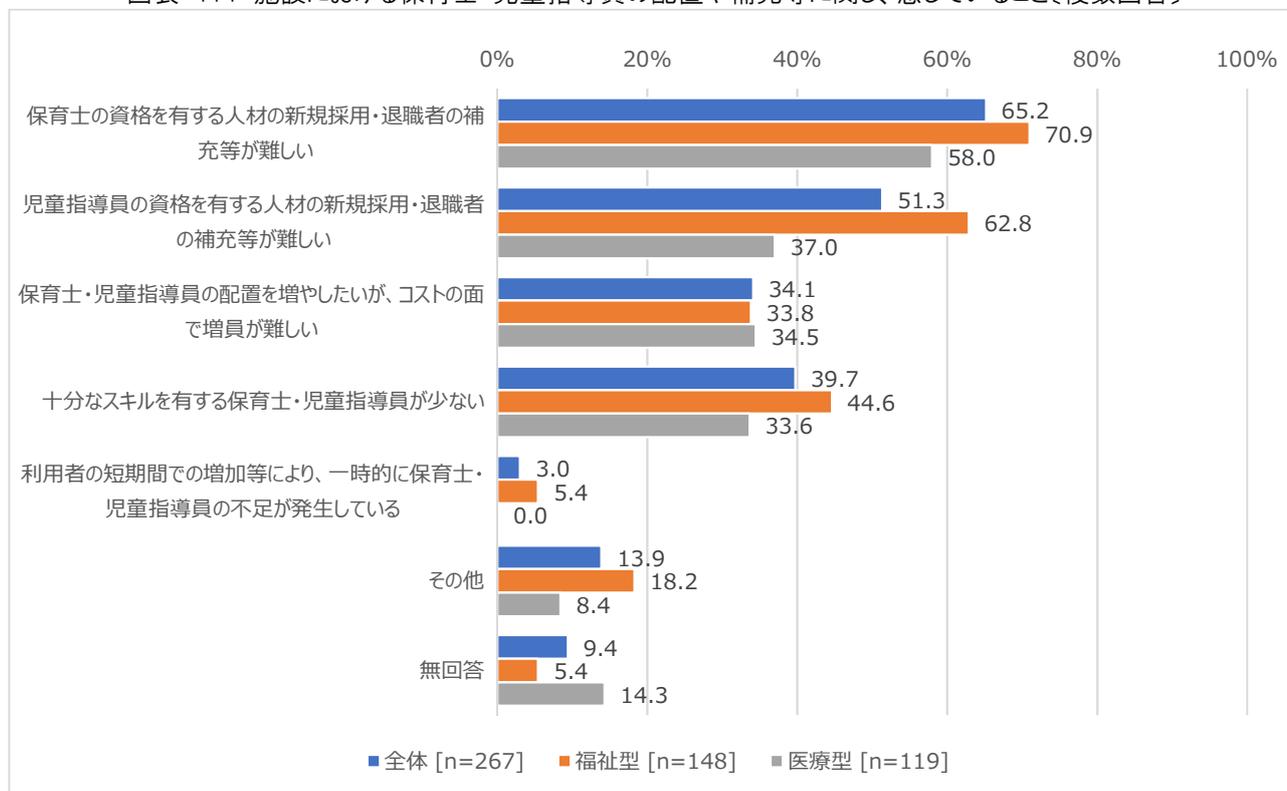
図表 410 施設における職員の充足状況



②施設における保育士・児童指導員の配置や補充等に関し、感じていること

施設における保育士・児童指導員の配置や補充等に関し、感じていることを聞いたところ、「保育士の資格を有する人材の新規採用・退職者の補充等が難しい」が65.2%と最も多く、次いで、「児童指導員の資格を有する人材の新規採用・退職者の補充等が難しい」が51.3%となっている。

図表 411 施設における保育士・児童指導員の配置や補充等に関し、感じていること〔複数回答〕



令和2年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査
調査票・記入要領

C1

ラベル添付位置
(C1)



障害福祉サービス等報酬改定検証調査 訪問系サービスの支援の実態調査

【本調査の調査内容について】

本調査は、障害福祉の訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）を実施している事業所を対象とし、サービス提供の状況や、サービス従事者の勤務の状況等について幅広く把握することを目的としています。事業所の職員やサービス利用者の個々の状況等についてお聞きする項目等も含みます。ご回答いただく内容は、よりよいサービスを目指していくための貴重な情報となるものであり、今後の報酬改定の基礎資料となる、たいへん重要な調査となります。ご多忙のところ、お手数をおかけして恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【提出期限：令和2年9月18日（金）までに提出をお願いいたします】

■本調査に関する貴事業所の連絡先（電話番号、メールアドレスを記入）

電話番号	-
メールアドレス	@

■調査対象事業所の令和2年7月の活動状況（該当する番号1つに○）

- 1 活動実績がある
- 2 活動実績がない（利用者がいない）
- 3 休止・廃止
- 4 サービスを実施していない

2、3、4の場合は、問1以降の回答は不要です。このまま調査票を返送してください。

事業所の基本情報

問1 事業所を運営している法人の種類を回答してください。該当する番号1つに○をつけてください。

- 1 都道府県、市区町村、広域連合、一部事務組合
- 2 社会福祉協議会
- 3 社会福祉法人（社会福祉協議会以外）
- 4 医療法人
- 5 営利法人（株式・合名・合同会社）
- 6 特定非営利活動法人（NPO）
- 7 その他の法人

また、事業所の設置法人と運営法人が異なる場合（委託、指定管理等）は、設置法人の種類も回答してください。（回答欄の該当する番号1つに○、設置法人と運営法人が同じ場合は回答不要）

設置法人の種類	1	2	3	4	5	6	7
---------	---	---	---	---	---	---	---

問2 運営主体・事業所の設立年月（西暦）を記入してください。

法人（※1）	(西暦)	年	月
事業所（※2）	(西暦)	年	月

※1：運営主体が国、都道府県、市区町村、独立行政法人、広域連合・一部事務組合の場合は、記入不要。

※2：障害福祉サービスとしての事業を開始した年月を記入。

問3 訪問系サービスのうち実施しているサービスについて、該当する番号をすべて選んで○をつけてください。また、実施しているサービスの利用者数（実人数）を記入してください。（令和2年7月分）

	令和2年7月の利用実人数
1 居宅介護（ホームヘルプ）	人
2 重度訪問介護	人
3 同行援護	人
4 行動援護	人
5 重度障害者等包括支援	人

問4 事業所では、訪問系サービス（居宅介護の通院等介助、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）に連続して自動車による利用者の移送等を行っていますか。例えば、自動車で利用者を送り、そのまま移送先において同行援護等のサービス提供を行っている場合は該当します。該当する番号1つに○をつけてください。

- 1 はい
- 2 いいえ

問5 前問で「1」を回答した事業所にお聞きます。どのような道路運送法上の許可又は登録を受けていますか。該当する番号1つに○をつけてください。

- 1 道路運送法第4条
- 2 道路運送法第43条
- 3 道路運送法第78条第3号
- 4 道路運送法第79条
- 5 取得なし

問6 同一事業所における他サービスの実施状況について、該当する番号をすべて選んで○をつけてください。（令和2年7月現在）

【日中活動系】	1 短期入所（シヨーステイ）	2 療養介護
【施設系】	3 生活介護	
【居住支援系】	4 施設入所支援	
【訓練系・就労系】	5 自立生活援助	6 共同生活援助（グループホーム）
	7 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	8 就労移行支援
【障害児通所系】	9 就労継続支援（A型・B型）	10 就労定着支援
	11 児童発達支援	12 医療型児童発達支援
【障害児訪問系】	13 放課後等デイサービス	
	14 居宅訪問型児童発達支援	15 保育所等訪問支援
【障害児入所系】	16 福祉型障害児入所施設	17 医療型障害児入所施設
【相談支援系】	18 計画相談支援	19 障害児相談支援
	20 地域移行支援	21 地域定着支援

人員配置と加算の算定状況

問 7 事業所全体の職員数をご記入ください。(令和2年7月現在)

職種	a. サービス提供責任者		年	非常勤で勤務している者 (実人数)	年	非常勤で勤務している者 (実人数)
	常勤で勤務している者	非常勤で勤務している者 (実人数)				
ヘルパー	常勤で勤務している者	非常勤で勤務している者 (実人数)	年	非常勤で勤務している者 (実人数)	年	非常勤で勤務している者 (実人数)
	非常勤で勤務している者 (常勤換算人数)	非常勤で勤務している者 (実人数)	年	非常勤で勤務している者 (実人数)	年	非常勤で勤務している者 (実人数)
	非常勤で勤務している者 (常勤換算人数)	非常勤で勤務している者 (実人数)	年	非常勤で勤務している者 (実人数)	年	非常勤で勤務している者 (実人数)
	非常勤で勤務している者 (常勤換算人数)	非常勤で勤務している者 (実人数)	年	非常勤で勤務している者 (実人数)	年	非常勤で勤務している者 (実人数)
	非常勤で勤務している者 (常勤換算人数)	非常勤で勤務している者 (実人数)	年	非常勤で勤務している者 (実人数)	年	非常勤で勤務している者 (実人数)
	非常勤で勤務している者 (常勤換算人数)	非常勤で勤務している者 (実人数)	年	非常勤で勤務している者 (実人数)	年	非常勤で勤務している者 (実人数)

※常勤換算人数は小数点第一位までお答えください。

問 8 事業所全体の職員の平均勤続年数をご記入ください (令和2年7月現在)。

常勤で勤務している者	年	非常勤で勤務している者	年
常勤で勤務している者	年	非常勤で勤務している者	年

※小数点第一位までお答えください。

問 9 事業所全体の職員の離職率をご記入ください (令和2年7月現在)。

常勤で勤務している者	%	非常勤で勤務している者	%
常勤で勤務している者	%	非常勤で勤務している者	%

※離職率は下記の式で算出し、小数点第一位までお答えください。
(過去1年間に退職した人数) ÷ (過去1年間に在籍していた実人数) × 100

問 10 事業所における職員の充足状況について、該当する番号1つに○をつけてください。

1 おおむね充足している	2 不足はしていないが充足というほどでもない
3 やや不足している	4 かなり不足している

※人員配置基準上の充足状況ではなく、現場における人材の過不足感として回答してください。

問 11 事業所全体の職員で、下記の資格等に該当する実人数をご記入ください。(複数の資格等を有する場合はそれぞれに計上)

	サービス提供責任者	ヘルパー
介護福祉士	人	人
実務者研修修了者	人	人
居宅介護職員初任者研修課程修了者	人	人
介護職員基礎研修修了者	人	人
重度訪問介護従業者養成研修修了者	人	人
同行支援従業者養成研修応用課程修了者	人	人
同行支援従業者養成研修一般課程修了者(盲ろう者向け・通訳介助員を含む)	人	人
行動支援従業者養成研修課程修了者	人	人
強度行動障害支援者養成研修(実践研修) 修了者	人	人
喀痰吸引等研修修了者	人	人

問 12 下記の加算・減算の算定状況について該当する番号をすべて選んで○をつけてください。(令和2年7月分)

【居宅介護】	1 公認心理師と連携した支援等の提供による福祉専門職員等連携加算
【重度訪問介護】	2 病院等への入院中の利用者に対するコミュニケーション支援等の提供による加算
	3 病院等への入院中の利用者(90日以降の利用)に対する支援等の提供による減算
	4 新人ヘルパーに熟練ヘルパー(※1)が同行して障害支援区分6の利用者を支援した場合の加算
【同行支援】	5 盲ろう者向け通訳・介助員が盲ろう者を支援した場合の加算
	6 障害支援区分4以上の者を支援した場合の加算
	7 障害支援区分3の者を支援した場合の加算
	8 盲ろう者向け通訳・介助員が同行支援を提供した場合の減算
【行動支援】	9 「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」が未作成の場合の減算

※1：周りの職員から技能が確認されていると認められており、新人を育成できるヘルパー

問 13～15 は居宅介護を実施している事業所が回答してください。

居宅介護のサービス提供状況等

問 13 居宅介護サービスの実利用者数(1回以上利用した者の人数)、うち、同一建物に居住する実利用者をご記入ください。(令和2年4月～7月分)

居宅介護サービスの実利用者数 (合計)	人
うち、同一建物に居住する者	人
うち、条件(イ)に該当する者	人
うち、条件(ロ)に該当する者	人
うち、条件(ハ)に該当する者	人

※なお、条件(イ)(ロ)(ハ)の定義は以下のとおりです。

条件(イ)：居宅介護事業者と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者

条件(ロ)：「居宅介護事業者と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物」以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)

条件(ハ)：居宅介護事業者と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合)

問 14 居宅介護計画の作成件数をご記入ください。(令和2年7月分)

居宅介護計画の作成件数 (全体)	件
うち、条件(二)に該当する者が作成したもの (合計)	件
うち、居宅における身体介護に関するもの	件
うち、通院等介助(身体介護あり)に関するもの	件
うち、家事援助に関するもの	件
うち、通院等介助(身体介護なし)に関するもの	件
うち、通院等乗降介助に関するもの	件

※なお、条件(二)の定義は以下のとおりです。

条件(二)：サービス提供責任者であり、かつ、居宅介護職員初任者研修課程修了者(介護職員初任者研修課程修了者や旧2級ヘルパーを含む)であって、3年以上の介護等の業務に従事した者

問 15 初任者研修課程修了者が作成した居宅介護計画に基づきサービス提供した場合に、10%報酬が減算されますが、減算が適用されている利用者数（実人数）をご記入ください。（令和2年7月分）

減算が適用されている利用者数（実人数）	人
---------------------	---

※適用されている利用者がいない場合には0人とご記入ください。

以降の問は重度訪問介護を実施している事業所が回答してください。

重度訪問介護に従事する職員の夜勤に関する状況等

問 16 令和2年9月1日（火）8時から翌8時までの1日における、重度訪問介護に従事する職員数、サービス提供時間についてお聞きします。下表の時間帯別に、利用実人数、延べ従事者数、延べ時間を記入ください。

令和2年9月1日（火）	利用実人数	延べ従事職員数	延べ時間数
8時～18時	人	人	時間 分
18時～22時（夜間）	人	人	時間 分
22時～翌8時（深夜・早朝）	人	人	時間 分

問 17 重度訪問介護に従事する職員が、夜勤の時間帯（18:00～翌8:00の時間内の勤務）に勤務する場合、事業所では夜勤に対する手当等（夜勤手当等）をどのように支払いをしていますか。正規職員、非正規職員別に回答してください。（令和2年7月分）

	正規職員	非正規職員
①夜勤を行う職員への夜勤手当等の支払形態（夜勤手当等の金額） （該当するものに○、2～4を選んだ場合は、1人1回分に相当する手当額も記入してください）	1 月給（基本給に含まれる） 2 日給：[]円 3 時給：[]円 4 その他：[]円	1 月給（基本給に含まれる） 2 日給：[]円 3 時給：[]円 4 その他：[]円
②夜勤手当等を日給、時給、その他で支払っている場合、金額の基礎となる勤務の時間帯（法定の深夜割増時間帯ではなく、事業所で夜勤手当と決めている時間帯） （24時間制で時間を記入してください）	[]時 []分～ 翌 []時 []分	[]時 []分～ 翌 []時 []分

問 18 職員の夜勤の休憩時間はどのように定めていますか。該当する番号1つに○をつけてください。

- 1 雇用契約書や就業規則等により、各職員の休憩の開始、終了時間を明示している
- 2 雇用契約書や就業規則等により、1日の休憩時間数は示しているが、特に開始・終了時間は指定していない
- 3 休憩について、雇用契約書や就業規則等では特段定めていない
- 4 その他（ ）

問 19 職員が夜勤の休憩を取得する場合の手続はどのようなにしていますか。該当する番号1つに○をつけてください。

- 1 使用者や管理者などが、日々、各職員に対して、休憩の開始や終了について個別に指示している
- 2 各職員から、日々、休憩の開始と終了のタイミングで、使用者や管理者などに報告させている
- 3 休憩の開始や終了は職員の自己判断に任せており、日々の休憩の時点では、特段の確認や指示は行わず、報告などもさせていない
- 4 その他（ ）

問 20 労働基準法において使用者は休憩時間を自由に利用させなければならないとされていますが、夜勤職員の休憩時間の取得について課題はありますか。該当する番号1つに○をつけてください。

- 1 課題がある
- 2 特段の課題はない

問 21 前問で夜勤職員の休憩時間の取得について「課題がある」と回答した事業所にお聞きします。課題について該当する番号すべてに○をつけてください。

- 1 休憩時間中であっても利用者の状況等により何らかの対応が必要となる場合がある
- 2 休憩時間中であっても利用者の状況等から訪問先に待機する必要がある
- 3 夜勤職員の人員体制が十分ではないため、適正な休憩時間の取得に課題がある
- 4 その他（ ）

C1

訪問系サービスの支援の実態調査 職員票

事業所票の5桁の調査番号（事前に事業所で記入してください）

--	--	--	--	--	--

従業員の状況

問1 あなたの職種（本務）について、該当する番号を1つ選んで○をつけてください。（令和2年7月現在）

1 管理者	2 サービス提供責任者
3 ヘルパー（居宅介護）	4 ヘルパー（重度訪問介護）
5 ヘルパー（同行援護）	6 ヘルパー（行動援護）
7 事務職その他	

問2 あなたの就業形態について、該当する番号を1つ選んで回答欄に記入してください。（令和2年7月現在）

①雇用形態

1 正社員	2 非正社員
-------	--------

②勤務形態

1 常勤	2 非常勤
------	-------

問3 あなたの保有資格について、該当する番号をすべて選んで○をつけてください。（令和2年7月現在）

1 介護福祉士
2 実務者研修修了者
3 居宅介護職員初任者研修課程修了者
4 介護職員基礎研修修了者
5 重度訪問介護従業者養成研修修了者
6 同行援護従業者養成研修一般課程修了者（盲ろう者向け・通訳介助員を含む）
7 同行援護従業者養成研修一般課程修了者
8 行動援護従業者養成研修課程修了者
9 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者
10 喀痰吸引等研修修了者

問4 あなたの全体の業務を10割とした場合に、問1で選択した職種以外の業務を兼務している場合の割合の概数を0割～10割の範囲（整数値）で記入してください。

<記入例> 管理者：0割、サービス提供責任者：3割、ヘルパー：6割、事務職その他：1割

1 管理者	割
2 サービス提供責任者	割
3 ヘルパー	割
4 事務職その他	割

問5 あなたの勤続年数を記入してください。（令和2年7月現在）

<記入例> 勤続年数が3年の場合 ⇒ 3年0か月 / 勤続年数が2年半の場合 ⇒ 2年6か月 等

勤続年数	年	か月
------	---	----

問6 あなたの1か月の平均労働日数を記入ください。（令和2年4月～7月の平均）

1か月の平均労働日数	日
------------	---

※小数点第一位までお答えください。

問7 あなたの令和2年7月分として支給された時間外手当（早朝、深夜、休日手当等）をご記入ください。

7月分の時間外手当	円
-----------	---

問8 あなたは、令和2年7月の1か月で、夜勤の時間帯（18:00～翌8:00の時間内の勤務）に、重度訪問介護に就任したことがありますか。該当する番号を1つ選んで○をつけてください。また、「ある」の場合、日数を記入してください。

1 はい	→ [] 日	2 いいえ
------	---------	-------

※1泊2日の夜勤は2日とカウントしてください。

問9 令和2年7月の1か月で、あなたがヘルパーとして実際に訪問系サービスを提供した利用者数（実人数）を記入してください。

居宅介護	人
重度訪問介護	人
同行援護	人
行動援護	人

※従事していないサービスについては、空欄のままご記入ください。

勤務時間および業務内容の状況

問 10 令和2年9月1日(火)の、あなたの勤務についてお聞きします。下表の時間帯別に、あなたが行った業務の時間を区分してご記入ください。

※休職等で令和2年9月1日に勤務をしていない場合は、9月1日以降の最初の勤務日で回答してください。(例：8月31日～9月2日まで休みだった場合、9月3日の勤務を回答)

業務内容	令和2年9月1日8時から翌8時までの勤務時間			
	8時～18時	18時～22時(夜間)	22時～翌8時(深夜・早朝)	
居宅介護	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
居宅における調理、洗濯及び掃除等の家事	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
居宅における生活等に関する相談及び助言	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
居宅におけるその他生活全般にわたる援助	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
通院等介助	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
通院乗換介助	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
居宅等における入浴、排せつ及び食事等の介護	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
居宅等における調理、洗濯及び掃除等の家事	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
居宅等におけるその他生活全般にわたる援助	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
外出時における移動中の介護	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
日常生活に生じる様々な介護の事象に対応するための見守り等の支援	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
入院中の病院等におけるコミュニケーション支援等	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
外出時において移動に必要な情報の提供(代筆、代読を含む)	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
外出時において移動の援助、排せつ及び食事等の介護	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
その他外出時に必要な援助	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援助	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
外出時における移動中の介護	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
訪問系サービス以外の業務(介護保険のホームヘルプ、その他の障害福祉サービス等)	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
休憩時間	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分

※担当していないサービス、行っていない業務については、空欄のまま結構です。

※休憩時間以外の就業していない時間帯については、回答不要です。(例：18時～22時の回答欄について、20時で業務を終了して帰宅した場合は、18時～20時の2時間分の回答となります。)

※休憩時間については、「休憩時間」の欄に時間を記載してください。

移動援助の状況

※以降の間では、職員の業務中の自動車の運転についてお聞きします。ここで「自動車の運転」とは、職員が訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護)の従事中に、業務として利用者を乗せて自動車を運転することを指します(報酬算定外で運転時間の収入はないが、業務としていないものも含む)。私用やボランティア、他のサービス等での運転は含みません。

問 11 あなたは、利用者の移動の援助として、利用者を乗せて、利用者の自家用車や事業所又は自分の自動車を運転することがありますか。該当する番号をすべて選んで○をつけてください。(令和2年7月中)

- 1 利用者の自家用車を運転することがある
- 2 事業所の業務用車を運転することがある
- 3 自分の自家用車を運転することがある
- 4 上記以外の自動車を運転することがある(具体的に：)
- 5 ない

▶ 問 12 前問で、1～4(運転することがある)を回答した方にお聞きします。

①利用者を乗せて運転中に、いったん駐車し、必要な身体介護等を行ったことがありますか。該当する番号を1つ選んで○をつけてください。

- 1 行ったことがある
- 2 行ったことはない(介護は同乗者が行い、自分は運転のみ)
- 3 行ったことはない(運転中に介護が必要になったことはない)

▶ ② 前問で、「1 行ったことがある」を回答した方にお聞きします。駐車時に行ったのはどのような支援でしょうか。該当する番号をすべて選んで○をつけてください。

- 1 排せつ介護
- 2 水分補給
- 3 体位交換
- 4 喀痰吸引等の医療的ケア
- 5 その他()

③利用者を乗せた運転時間のおおよその合計時間を、利用者の利用サービス別にご記入ください。また、①で「行ったことがある」を回答した方は、介護に要した時間、介護を行った利用者数・回数もご記入ください。

利用者を乗せた運転時間の合計	居宅介護		重度訪問介護		同行援護		行動援護	
	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分
うち、介護に要した時間(駐車して介護を行った時間)	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分
運転時間に必要な身体介護等を行った利用者数(家人数)(令和2年7月中の合計)	人		人		人		人	
運転時間に必要な身体介護等を行った回数(令和2年7月中、利用者1人あたり)	回		回		回		回	

※従事していないサービスについては、空欄のまま結構です。

質問は以上です。あらためて、記入漏れ等がないかどうかご確認ください。

ご協力ありがとうございました。

C1

訪問系サービスの支援の実態調査 利用者票

事業所票の5桁の調査番号（事前に事業所で記入してください）

--	--	--	--	--

利用者の状況

問1 あなたの年齢、障害の状況などについてご記入ください。

①性別・年齢

1	男性	2	女性	年齢	[] 歳（令和2年7月未時点）
---	----	---	----	----	------------------

②お住まいの都道府県・市区町村

[] 都・道・府・県 [] 市・区・町・村

③障害支援区分

1	区分1	2	区分2
3	区分3	4	区分4
5	区分5	6	区分6
7	非該当・申請中等		

④お住まい

1	自宅（家族と同居）	2	自宅（独り暮らし）
3	グループホーム	4	その他（ ）

⑤手帳の所持・障害の診断等（該当するものすべてに○）

1	身体障害者手帳を持っている
2	療育手帳を持っている
3	精神障害者保健福祉手帳を持っている
4	自立支援医療（精神通院医療）を受給している
5	難病の診断を受けている（小児慢性特定疾病含む）
6	発達障害の診断を受けている
7	高次脳機能障害の診断を受けている

⑥身体障害の種別（前問で1を回答した場合）（該当するものすべてに○）

1	視覚障害	2	聴覚障害・平衡機能障害
3	音声・言語・咀嚼機能障害	4	肢体不自由（上肢）
5	肢体不自由（下肢）	6	肢体不自由（体幹・運動機能）
7	内部障害		

⑦居宅介護以外にサービス提供を受けている訪問系サービス（該当するものすべてに○）

1	重度訪問介護	2	同行援護
3	行動援護		

「通院等介助」の利用について

問2 あなたの令和2年7月の、居宅介護の「通院等介助」の利用回数をご記入ください。

通院等介助（身体介護あり）	病院等への通院 回	回
通院等介助（身体介護なし）	病院等への通院 回	回
	自公署等	回

問3 あなたの令和2年7月の病院等への通院回数をご記入ください。

令和2年7月の病院等への通院回数	回
------------------	---

問4 あなたの平日中の過ごし方について、該当する番号を1つ選んで○をつけてください。

- 1 一般の企業、団体等に勤めている（通勤している）
- 2 就労支援、自立訓練の事業所に通所している
- 3 生活介護の事業所に通所している
- 4 地域活動支援センター、デイケアなどに通っている
- 5 自宅で仕事をしている（家族の仕事の手伝い等も含む）
- 6 自宅で過ごしている（仕事はしていない）
- 7 その他（ ）

※「一般の企業、団体等に勤めている」とは、就労継続支援A型事業所又は就労継続支援B型事業所に通所していることとは含みません。（就労継続支援A型事業所又は就労継続支援B型事業所に通所の場合は2を回答）

問5 前問で、1を回答した人にお聞きします。

①あなたは、普段は一般の企業、団体等に、どのように通っているでしょうか。該当する番号を1つ選んで○をつけてください。

- 1 一人で通っている
- 2 地域生活支援事業の移動支援事業を利用
- 3 福祉タクシー等の移送サービスを利用
- 4 家族の付き添い
- 5 友人・知人、ボランティアの付き添い
- 6 その他（ ）

②あなたは、職場から、直接、病院等に通院したり、官公署に行ったりすることがありますか。また、病院等や官公署から職場に行ったりすることがありますか。該当する番号を1つ選んで○をつけてください。

- 1 よくある
- 2 たまにある
- 3 ほとんどない

→③前問で、1、2を回答した人にお聞きします。それは、どの程度の頻度でしょうか。おおよその回数を記入してください。

職場から病院等に通院する	年に 月に (いずれかに○)	回数 程度
職場から官公署等に行く	年に 月に (いずれかに○)	回数 程度
病院等から職場に行く	年に 月に (いずれかに○)	回数 程度
官公署等から職場に行く	年に 月に (いずれかに○)	回数 程度

問6 居宅介護の「通院等介助」の利用は、自宅から通院等を行う場合に介助に限定されていますが、もし、職場からの利用もできる（病院等から職場への利用も含む）なら、利用したいと思いませんか。該当する番号を1つ選んで○をつけてください。

- 1 利用できるなら利用したい
- 2 利用はしない
- 3 わからない

→問7 前問で、1を回答した人にお聞きします。どの程度の頻度で利用したいですか。希望するおおよその回数を記入してください。

職場から病院等に通院する	年に 月に (いずれかに○)	回数 程度
職場から官公署等に行く	年に 月に (いずれかに○)	回数 程度
病院等から職場に行く	年に 月に (いずれかに○)	回数 程度
官公署等から職場に行く	年に 月に (いずれかに○)	回数 程度

問8 現在、通院等で困っていることや、通院等のために工夫していることなどがあれば、自由に記入してください。

質問は以上です。あらためて、記入漏れ等がないかどうかご確認ください。
ご協力ありがとうございます。

C2

ラベル添付位置
(C2)



施設入所における摂食・嚥下機能支援の実態調査

【本調査の調査内容について】

本調査は、障害者支援施設における入所者の摂食・嚥下機能支援の取組状況や、経口移行加算、経口維持加算等の算定状況などについて把握することを目的としています。調査内容として、この目的に沿った細かな内容をお聞きする設問も多くなっており、ご回答いただく内容は、よりよいサービスを目指していくための貴重な情報となるものであり、今後の報酬改定の基礎資料となる、たいへん重要な調査となります。ご多忙のところ、お手数をおかけして恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【提出期限：令和2年9月18日（金）までに提出をお願いいたします】

■本調査に関する貴施設の連絡先（電話番号、メールアドレスを記入）

電話番号	-
メールアドレス	@

■調査対象施設の令和2年7月の活動状況（該当する番号1つに○）

- 1 活動実績がある
- 2 活動実績がない（利用者がいない）
- 3 休止・廃止
- 4 調査対象サービスを実施していない

2、3、4の場合は、問1以降の回答は不要です。このまま調査票を返送してください。

施設の基本情報

問1 施設を運営している法人の種別を回答してください。該当する番号1つに○をつけてください。

1 都道府県、市区町村、広域連合、一部事務組合	2 社会福祉協議会
3 社会福祉法人（社会福祉協議会以外）	4 医療法人
5 営利法人（株式・合名・合同会社）	6 特定非営利活動法人（NPO）
7 その他の法人	

また、施設の設置法人と運営法人が異なる場合（委託、指定管理等）は、設置法人の種別も回答してください。（回答欄の該当する番号1つに○、設置法人と運営法人が同じ場合は回答不要）

設置法人の種別	1	2	3	4	5	6	7
---------	---	---	---	---	---	---	---

問2 施設の開設年月（西暦）を記入してください。

(西暦)	年	月
------	---	---

問3 施設入所支援の運営規程上、事業の主たる対象とする障害種別を定めていますか。該当する番号すべてに○をつけてください。

1 身体障害	2 知的障害
3 精神障害	4 難病
5 その他	6 定めていない

問4 障害者支援施設として指定されている居間実施サービスについて、該当する番号すべてに○をつけてください。

1 生活介護	2 自立訓練（機能訓練）
3 自立訓練（生活訓練）	4 就労移行支援
5 就労継続支援A型	6 就労継続支援B型

問5 併設施設等の状況をお聞きます。調査対象施設に併設施設がある場合、該当する番号すべてに○をつけてください。

1 障害者支援施設	2 福祉型障害児入所施設
3 医療型障害児入所施設	4 共同生活援助
5 宿泊型自立訓練	6 病院
7 診療所	8 特別養護老人ホーム
9 介護老人保健施設	10 その他の介護保険施設・事業所
11 その他の福祉施設	

※併設施設とは、同一法人（実質的な同一経営を含む）が同一又は隣接の敷地内で運営している施設をいいます。

問6 調査対象施設を運営している法人が、以下の施設等を運営している場合（併設でないものも含む）、該当する番号すべてに○をつけてください。

1 病院	2 診療所
3 特別養護老人ホーム	4 介護老人保健施設
5 その他の介護保険施設・事業所	6 その他の福祉施設

問7 施設入所支援の定員数、実利用者数（令和2年7月時点）を記入してください。

定員数	人
-----	---

実利用者数	うち、強行行動障害を有する者		うち、重症心身障害者		うち、医療的ケアを要する者（重心以外）	
	18歳未満	18歳以上40歳未満	人	人	人	人
18歳以上40歳未満	人	人	人	人	人	人
40歳以上50歳未満	人	人	人	人	人	人
50歳以上65歳未満	人	人	人	人	人	人
65歳以上	人	人	人	人	人	人
合計	人	人	人	人	人	人

問8 施設入所支援の利用者（令和2年7月時点）について、提供している食事形態別の人数を記入してください。

	実利用者数
1 きざみ食（栄養素の調整あり）	人
2 きざみ食（栄養素の調整なし）	人
3 ソフト食（栄養素の調整あり）	人
4 ソフト食（栄養素の調整なし）	人
5 流動食（栄養素の調整あり）	人
6 流動食（栄養素の調整なし）	人
7 経管栄養食（栄養素の調整あり）	人
8 経管栄養食（栄養素の調整なし）	人
9 栄養素の調整のみの食事	人
10 普通食（調整食ではない）	人

問9 施設入所支援の利用者の食行動や状態等で、困ったことや気になることがありますか。該当する番号すべてに○をつけてください。

1 過食	2 拒食
3 偏食	4 早食い・丸呑み
5 食べこぼし	6 体重減少又は増加
7 便秘又は下痢	8 食事治療が必要な疾患（糖尿病や腎臓病等）
9 口腔機能の低下（嚥食、噛み合わせ等）	10 嚥下機能の低下（むせ、誤嚥等）
11 開口・開口障害	12 異食
13 盗食	14 隠れ食い

問10 施設全体の職員数を記入してください。

	常勤（実人数）	非常勤（実人数）	嘱託等（実人数）
1 施設長（管理者）	人	人	人
2 サービス管理責任者	人	人	人
3 生活支援員	人	人	人
4 理学療法士	人	人	人
5 作業療法士	人	人	人
6 言語聴覚士	人	人	人
7 医師	人	人	人
8 歯科医師	人	人	人
9 看護職員	人	人	人
10 管理栄養士	人	人	人
11 栄養士	人	人	人
12 歯科衛生士	人	人	人
13 その他の職員	人	人	人

問11 施設における職員の充足状況について、該当する番号1つに○をつけてください。

- 1 おおむね充足している
- 2 不足していないが充足というほどでもない
- 3 やや不足している
- 4 かなり不足している

※人員配置基準上の充足状況ではなく、現場における人材の過不足感として回答してください。

入所者の経口摂取の維持に関する取組について

問12 現在の施設の入所者に、「経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者」はいいますか。該当する番号1つに○をつけてください。

- 1 現在、該当する者がいる
- 2 現在、該当する者はいない
- 3 該当者がいるかどうかわからない（嚥下機能の評価等が難しく、判定できない等）

▶2、3を回答した施設は、問13～16をどばして問17に進んでください。

▶問13 問12で「1」を回答した施設にお聞きします。経口維持加算の算定状況（令和2年7月）を回答してください。（1と2は複数可）

また、経口維持加算を算定している場合は、加算対象者数と延べ算定件数を記入してください。

	加算対象者数（実人数）	延べ算定件数
1 経口維持加算Ⅰを算定	人	件
2 経口維持加算Ⅱを算定	人	件
3 経口維持加算は算定していない		

▶1、2を回答した施設は、問14に進んでください。2のみの回答の場合は、問15も回答してください。

▶3を回答した施設は、問14、15をどばして問16に進んでください。

問14 問13で「1」または「2」を回答した施設にお聞きします。

①経口維持加算を算定するようになった経緯について、最もあてはまる番号1つに○をつけてください。

- 1 従来から入所者の経口摂取の維持に関し、加算の算定要件を満たす取組を行っていた
- 2 従来から入所者の経口摂取の維持に関する取組を行っていたが、加算の算定要件を満たしていなかったため、算定要件を満たすように体制を整備した
- 3 該当者の新規受け入れなどを契機に、経口摂取の維持に関する取組を開始し、加算が算定できるように体制を整備した
- 4 その他（ ）

②経口維持加算の算定にあたり、経口維持計画の作成に関与する職種を回答してください。該当する番号すべてに○をつけてください。

1 自施設の医師	2 連携先の医師
3 自施設の歯科医師	4 連携先の歯科医師
5 管理栄養士	6 看護師
7 言語聴覚士	8 歯科衛生士
9 理学療法士・作業療法士	10 生活支援員
11 サービス管理責任者	12 その他（ ）

問 15 問 13 で「2」のみを回答した施設にお聞きします。経口維持加算 I を算定していない理由として、該当する番号すべてに○をつけてください。

- 1 著しい摂食機能障害を有する該当者がいない
- 2 嚥下造影撮影または内視鏡検査の実施が困難（実施にあたっての連携先がない場合も含む）
- 3 嚥下造影撮影または内視鏡検査は実施しないこととしている（他のテスト等で評価可能）
- 4 加算算定要件のコストに比して単位数が低い
- 5 その他（ ）
- 6 特に理由はない

問 16 問 13 で「3」を回答した施設にお聞きします。経口維持加算を算定していない理由として、該当する番号すべてに○をつけてください。

- 1 算定要件がよくわからない
- 2 加算算定要件のコストに比して単位数が低い
- 3 関係職種を加算算定要件の取組に従事させることが難しい（他業務が忙しい等）
- 4 加算算定要件の取組を行うための連携先がない
- 5 該当者が算定対象となるかどうか判定できない
- 6 算定内容とは別の形で経口摂取の維持に関する取組を行っている
- 7 入所者本人や家族等の理解が得にくい
- 8 嚥下造影撮影または内視鏡検査の実施が困難（実施にあたっての連携先がない場合も含む）
- 9 療養食加算を算定しているから
- 10 施設として経口維持加算を算定しない方針であるから
- 11 その他（ ）
- 12 特に理由はない

問 17 すべての施設にお聞きします。入所者の経口摂取の維持に関する取組として、次のような取組を行うことは可能でしょうか。現在、摂食機能障害を有する入所者がいない施設においても、該当者がいる場合を仮定して回答してください。それぞれ、該当する番号 1 つに○をつけてください。

① 個々の入所者を対象とした、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、その他の職種の共同による食事の観察（ミールラウンド）および会議（カンファレンス）を行うこと

- 1 すでに該当することを実施している
- 2 現在実施していないが、実施は可能
- 3 実施は難しい
- 4 わからない

② 上記の結果（①）をふまえて対象者個別の経口維持計画を作成すること

- 1 すでに該当することを実施している
- 2 現在実施していないが、実施は可能
- 3 実施は難しい
- 4 わからない

③ 上記の計画（②）に基づき管理栄養士が対象者個別の栄養管理を行うこと

- 1 すでに該当することを実施している
- 2 現在実施していないが、実施は可能
- 3 実施は難しい
- 4 わからない

入所者の経口移行に関する取組について

問 18 現在の施設の入所者に、胃ろう等、経管で食事を摂取する者で、経口摂取への移行をめざしている入所者はいますか。該当する番号 1 つに○をつけてください。

- 1 経管栄養で、経口摂取への移行をめざしている入所者がいる
- 2 経管栄養の入所者がいるが、経口摂取への移行をめざしている者はいない
- 3 経管栄養の入所者がいない

▶ 2、3を回答した施設は、問 19～21 をとばして問 22 に進んでください。

問 19 問 18 で「1」を回答した施設にお聞きします。経口移行加算の算定状況（令和 2 年 7 月）について、該当する番号 1 つに○をつけてください。

また、経口移行加算を算定している場合は、加算対象者数と延べ算定件数を記入してください。

	加算対象者数（実人数）	延べ算定件数
1 経口移行加算を算定	人	件
2 経口移行加算は算定していない		

▶ 2を回答した施設は、問 20 をとばして問 21 に進んでください。

問 20 問 19 で「1」を回答した施設にお聞きします。

① 経口移行加算を算定するようになった経緯について、最もあてはまる番号 1 つに○をつけてください。

- 1 従来から入所者の経口移行に関し、加算の算定要件を満たす取組を行っていた
- 2 従来から入所者の経口移行に関する取組を行っていたが、加算の算定要件を満たしていなかったため、算定要件を満たすように体制を整備した
- 3 該当者の新規受け入れなどを契機に、経口移行に関する取組を開始し、加算が算定できるように体制を整備した
- 4 その他（ ）

② 経口移行加算の算定にあたり、経口移行計画の作成に関与する職種を回答してください。該当する番号すべてに○をつけてください。

1 自施設の医師	2 連携先の医師
3 自施設の歯科医師	4 連携先の歯科医師
5 管理栄養士	6 看護師
7 言語聴覚士	8 歯科衛生士
9 理学療法士・作業療法士	10 生活支援員
11 サービス管理責任者	12 その他（ ）

問 21 問 19 で「2」を回答した施設にお聞きします。経口移行加算を算定していない理由として、該当する番号すべてに○をつけてください。

- | | | |
|----|--------------------------------------|---|
| 1 | 算定要件がよくわからない | |
| 2 | 加算算定要件のコストに比して単位数が低い | |
| 3 | 関係職種を加算算定要件の取組に従事させることが難しい（他業務が忙しい等） | |
| 4 | 加算算定要件の取組を行うための連携先がない | |
| 5 | 算定内容とは別の形で経口移行に関する取組を行っている | |
| 6 | 入所者本人や家族等の理解が得にくい | |
| 7 | 療養食加算を算定しているから | |
| 8 | 施設として経口維持加算を算定しない方針であるから | |
| 9 | その他（ | ） |
| 10 | 特に理由はない | |

その他の栄養改善等の取組について

問 22 施設における栄養系加算の算定状況についてお聞きします。令和 2 年 7 月の算定状況として、該当する番号すべてに○をつけてください。また、加算を算定している場合は、算定件数を記入してください。

	算定件数
1	栄養マネジメント加算を算定
2	療養食加算を算定

問 23 経口維持・移行加算等の算定の有無に関わらず、現在実施している取組として、該当する番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|---|--------------------------|
| 1 | 水分にのみをつけている |
| 2 | 水分をゼリー状にしている |
| 3 | 食事の形状調整を個別に実施している |
| 4 | 定期的な嚥下機能評価を実施している |
| 5 | 嚥下機能維持のために口腔ケアを実施している |
| 6 | 嚥下機能維持のためのカンファレンスを実施している |
| 7 | 食事観察（ミールラウンド）を実施している |
| 8 | いずれも実施していない |

問 24 入所者の栄養マネジメント、経口摂取の維持、経口移行への取組、関連する加算等について、ご意見等がございましたら、自由に記入してください。

【施設として取り組んでいること、工夫していること、課題等】

【制度面に関する意見等】

【その他】

質問は以上です。あらためて、記入漏れ等がないかどうかご確認ください。
ご協力ありがとうございました。

C3

ラベル添付位置
(C3)



障害福祉サービス等報酬改定検証調査 共同生活援助事業における夜間支援の実態調査

【本調査の調査内容について】

本調査は、共同生活援助を実施している事業所を対象とし、主にグループホームにおける夜間支援の状況等について把握することを目的としています。調査内容として、夜間支援に関することを中心にさまざまな調査項目を設けており、グループホームの住居毎に細かな内容をお聞きする設問も含んでいます。

ご回答いただく内容は、よりよいサービスを目指していくための貴重な情報となるものであり、今後の報酬改定の基礎資料となる、たいへん重要な調査となります。ご多忙のところ、お手数をおかけして恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【提出期限：令和2年9月18日（金）までに提出をお願いいたします】

■本調査に関する貴事業所の連絡先（電話番号、メールアドレスを記入）

電話番号	-
メールアドレス	@

■調査対象事業所の令和2年7月の活動状況（該当する番号1つに○）

- 1 活動実績がある
- 2 活動実績がない（利用者がいない）
- 3 休止・廃止
- 4 サービスを実施していない

2、3、4の場合は、問1以降の回答は不要です。このまま調査票を返送してください。

事業所の基本情報

問1 調査対象事業所を運営している法人の種別を回答してください。該当する番号1つに○をつけてください。

- 1 都道府県、市区町村、広域連合、一部事務組合
- 2 社会福祉協議会
- 3 社会福祉法人（社会福祉協議会以外）
- 4 医療法人
- 5 営利法人（株式会社・合名・合資・合同会社）
- 6 特定非営利活動法人（NPO）
- 7 その他の法人

また、事業所の設置法人と運営法人が異なる場合（委託、指定管理等）は、設置法人の種別も回答してください。（回答欄の該当する番号1つに○、設置法人と運営法人が同じ場合は回答不要）

設置法人の種別	1	2	3	4	5	6	7
---------	---	---	---	---	---	---	---

問2 調査対象事業所の共同生活援助の類型について、該当する番号1つに○をつけてください。

- 1 介護サービス包括型
- 2 日中サービス支援型
- 3 外部サービス利用型

問3 調査対象事業所の開設年月（西暦）を記入してください。（類型を変更している場合は、現在の類型の指定年月を記入してください。）

(西暦)	年	月
------	---	---

問4 事業所を運営している法人が、共同生活援助以外に障害福祉サービス等を運営している場合は、該当する番号をすべて選んで○をつけてください。

- 1 居宅介護
- 2 重度訪問介護
- 3 同行援護
- 4 行動援護
- 5 療養介護
- 6 生活介護
- 7 短期入所
- 8 重度障害者等包括支援
- 9 施設入所支援
- 10 自立訓練（機能訓練）
- 11 自立訓練（生活訓練）
- 12 宿泊型自立訓練
- 13 就労移行支援
- 14 就労継続支援 A 型
- 15 就労継続支援 B 型
- 16 就労定着支援
- 17 自立生活援助
- 18 計画相談支援
- 19 地域相談支援（地域移行支援）
- 20 地域相談支援（地域定着支援）
- 21 障害児相談支援
- 22 児童発達支援
- 23 医療型児童発達支援
- 24 放課後等デイサービス
- 25 居宅訪問型児童発達支援
- 26 保育所等訪問支援
- 27 福祉型障害児入所施設
- 28 医療型障害児入所施設

問5 調査対象事業所における共同生活援助の定員数、入居者数、共同生活住居数を記入してください。また、併設又は空床利用による短期入所事業の有無について回答してください。（令和2年9月1日現在）

共同生活援助の定員数（合計）	人	共同生活援助の入居者数（合計）	人
共同生活住居数	箇所	うち、サテライトを有する住居	箇所
短期入所事業所の併設又は空床利用の有無	(1つに○) 1 有 2 無 →併設型の場合は定員を記入（空床型は不要）；定員 [] 名		

問6 調査対象事業所における共同生活援助の1か月の事業収入・支出を記入してください。（令和2年7月分）

事業収入	円
事業支出	円
うち、人件費	円

※事業収入：給付費、補正給付費、利用者から徴収するサービス利用料、特定費用等の合計
※事業支出：人件費、経費の合計

共同生活援助に従事する職員の状況

問7 調査対象事業所における共同生活援助に従事する職員の実人数、常勤換算人数を、職種別に記入してください。(令和2年7月分)

管理者	サービスマニ 責任者	世話人	生活支援員	看護職員	その他の職員
人	人	人	人	人	人
人	人	人	人	人	人

※夜間支援員のみの方は「その他の職員」として記載。なお、個人単位ヘルパーは計上不要。

問8 共同生活援助に従事する職員のうち、令和2年9月1日(火)～9月3日(木)の3日間で、夜間支援に1日以上従事した職員全員について、個別の状況等を回答してください。

回答欄は、4、5ページの見開きページとなります。

注)「夜間及び深夜の時間帯に係る1日あたり報酬・賃金・手当額」の計算方法

※「夜間及び深夜の時間帯に係る1日あたり報酬・賃金・手当額」については、夜間支援従事者の勤務時間のうち、事業所で設定している「夜間及び深夜の時間帯」(世話人・生活支援員として勤務している時間を除く)に係る額のみを記載してください。(必要に応じ、合理的に按分して算定してください。)

(計算方法の例)

午後4時(16時)～翌午前9時までの勤務であって、事業所で設定している「夜間及び深夜の時間帯」が午後9時(21時)～翌午前6時(その間の休憩2時間)の場合

※この場合の勤務時間数(休憩時間以外)は、午後4時～翌午前9時は15時間、午後9時～翌午前6時は7時間。

・時給1,500円+夜勤手当3,000円の場合 → 1,500円×7時間+3,000円=13,500円

・日当2万5千円の場合 → 2万5千円×7時間/15時間=11,666円

・基本給25万円+夜勤手当1日当たり3,000円の場合

→25万円×2日/22日(※)×7時間/15時間+3,000円=13,606円

※これは月30日のうち22日勤務(週休2日想定)の場合の計算式です(夜勤1回で2日分の勤務)。

「22日」の箇所には、1か月の勤務日数が入ります。

共同生活援助の住居の状況・各住居における夜間支援の状況

問9 共同生活援助の住居毎の状況を記入してください。(令和2年9月1日現在)。

回答欄は、別冊の住居票を用意していますので、各住居の状況をそちらにご記入ください。

【夜間支援に従事した職員の状況(令和2年9月1日～9月3日の3日間) 回答欄】

※夜勤・宿直日数は、1泊2日の場合は「1日」として記載願います。

※「夜間及び深夜の時間帯に係る1日あたり報酬・賃金・手当額」については、前ページの説明を参照して按分計算等を行ってください。

職員	勤務形態		性別(1つに○)	年齢(記入)	保有資格 (下表の該当番号に○・複数可)	職種 (下表の該当番号1つに○)
	正規/非正規の別 (委託は選択不要) (1つに○)	常勤/非常勤/委託 の別 (1つに○)				
職員1	1 正規	1 常勤	1 男	歳	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
職員2	2 非正規	3 委託	2 女	歳	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
職員3	1 正規	2 非常勤	1 男	歳	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
職員4	2 非正規	3 委託	2 女	歳	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
職員5	1 正規	1 常勤	1 男	歳	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
職員6	2 非正規	3 委託	2 女	歳	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
職員7	1 正規	1 常勤	1 男	歳	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
職員8	2 非正規	3 委託	2 女	歳	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
職員9	1 正規	1 常勤	1 男	歳	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
職員10	2 非正規	3 委託	2 女	歳	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
職員11	1 正規	1 常勤	1 男	歳	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
職員12	2 非正規	3 委託	2 女	歳	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
職員13	1 正規	1 常勤	1 男	歳	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
職員14	2 非正規	3 委託	2 女	歳	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
職員15	1 正規	1 常勤	1 男	歳	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
職員16	2 非正規	3 委託	2 女	歳	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
職員17	1 正規	1 常勤	1 男	歳	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
職員18	2 非正規	3 委託	2 女	歳	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
職員19	1 正規	1 常勤	1 男	歳	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
職員20	2 非正規	3 委託	2 女	歳	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6

保有資格		職種等
1 社会福祉士	1 2 3 4 5 2 3 4 5 3 4 5 4 5 5 6	1 管理者
2 介護福祉士		2 サービスマニ管理責任者
3 精神保健福祉士又は公認心理師		3 世話人
4 喀痰吸引等研修修了者		4 生活支援員
5 強度行動障害支援者養成研修又は行動		5 看護職員
6 環境従事者養成研修修了者		6 その他の職員

※回答欄が不足する場合は、お手数ですが、適宜コピーをして回答欄を必要人数分に増やしてください。

	夜間及び深夜の時間帯に係る1日あたり報酬・賃金・手当額※(平均額)(記入)	夜間支援に従事した日数					夜間支援の形態 (番号に○・複数可)
		夜勤日数 (記入)	夜間及び深夜の時間帯における休憩時間数(下表の該当番号1つに○)	宿直日数 (記入)			
⇒ 職員1	円	日	1 2 3 4 5	日	1 2 3 4 5	1 住居に常駐 2 複数住居巡回	
⇒ 職員2	円	日	1 2 3 4 5	日	1 2 3 4 5	1 住居に常駐 2 複数住居巡回	
⇒ 職員3	円	日	1 2 3 4 5	日	1 2 3 4 5	1 住居に常駐 2 複数住居巡回	
⇒ 職員4	円	日	1 2 3 4 5	日	1 2 3 4 5	1 住居に常駐 2 複数住居巡回	
⇒ 職員5	円	日	1 2 3 4 5	日	1 2 3 4 5	1 住居に常駐 2 複数住居巡回	
⇒ 職員6	円	日	1 2 3 4 5	日	1 2 3 4 5	1 住居に常駐 2 複数住居巡回	
⇒ 職員7	円	日	1 2 3 4 5	日	1 2 3 4 5	1 住居に常駐 2 複数住居巡回	
⇒ 職員8	円	日	1 2 3 4 5	日	1 2 3 4 5	1 住居に常駐 2 複数住居巡回	
⇒ 職員9	円	日	1 2 3 4 5	日	1 2 3 4 5	1 住居に常駐 2 複数住居巡回	
⇒ 職員10	円	日	1 2 3 4 5	日	1 2 3 4 5	1 住居に常駐 2 複数住居巡回	
⇒ 職員11	円	日	1 2 3 4 5	日	1 2 3 4 5	1 住居に常駐 2 複数住居巡回	
⇒ 職員12	円	日	1 2 3 4 5	日	1 2 3 4 5	1 住居に常駐 2 複数住居巡回	
⇒ 職員13	円	日	1 2 3 4 5	日	1 2 3 4 5	1 住居に常駐 2 複数住居巡回	
⇒ 職員14	円	日	1 2 3 4 5	日	1 2 3 4 5	1 住居に常駐 2 複数住居巡回	
⇒ 職員15	円	日	1 2 3 4 5	日	1 2 3 4 5	1 住居に常駐 2 複数住居巡回	
⇒ 職員16	円	日	1 2 3 4 5	日	1 2 3 4 5	1 住居に常駐 2 複数住居巡回	
⇒ 職員17	円	日	1 2 3 4 5	日	1 2 3 4 5	1 住居に常駐 2 複数住居巡回	
⇒ 職員18	円	日	1 2 3 4 5	日	1 2 3 4 5	1 住居に常駐 2 複数住居巡回	
⇒ 職員19	円	日	1 2 3 4 5	日	1 2 3 4 5	1 住居に常駐 2 複数住居巡回	
⇒ 職員20	円	日	1 2 3 4 5	日	1 2 3 4 5	1 住居に常駐 2 複数住居巡回	

夜間及び深夜の時間帯における休憩時間数(1人1日あたりの平均的な時間数)
1) 1時間未満
2) 1時間以上2時間未満
3) 2時間以上3時間未満
4) 3時間以上5時間未満
5) 5時間以上

夜勤の休憩時間の取扱いについて

問 10 職員の夜勤の休憩時間はどのように定めていますか。該当する番号1つに○をつけてください。

- 1 雇用契約書や就業規則等により、各職員の休憩の開始、終了時間を明示している
- 2 雇用契約書や就業規則等により、1日の休憩時間数は示しているが、特に開始・終了時間は指定していない
- 3 休憩について、雇用契約書や就業規則等では特段定めていない
- 4 その他 ()

問 11 職員が夜勤の休憩を取得する場合はどのようになっていますか。該当する番号1つに○をつけてください。

- 1 使用者や管理者などが、日々、各職員に対して、休憩の開始や終了について個別に指示している
- 2 各職員から、日々、休憩の開始と終了のタイミングで、使用者や管理者などに報告させている
- 3 休憩の開始や終了は職員の自己判断に任せており、日々の休憩の時点では、特段の確認や指示は行わず、報告などもさせない
- 4 その他 ()

問 12 労働基準法において使用者は休憩時間を自由に利用させなければならないとされていますが、夜勤職員の休憩時間の取得について課題はありますか。該当する番号1つに○をつけてください。

- 1 課題がある
- 2 特段の課題はない

問 13 前問で夜勤職員の休憩時間の取得について「課題がある」と回答した事業所にお聞きします。課題について該当する番号すべてに○をつけてください。

- 1 休憩時間中であっても入居者の状況等により何らかの対応が必要となる場合がある
- 2 休憩時間中であっても入居者の状況等からグループホームに待機する必要がある
- 3 夜勤職員の人員体制が十分ではないため、適正な休憩時間の取得に課題がある
- 4 その他 ()

夜間支援体制について

問 14 調査対象事業所における夜間支援体制は十分な体制でしょうか。該当する番号1つに○をつけてください。

- 1 十分である
- 2 不十分である
- 3 どちらとも言えない

夜間支援の状況（令和2年9月1日（火）～9月3日（木）の3日間での対象実人数、延べ回数等を記入）			
当該住居で、夜間支援従事者が以下の支援を実施した対象実人数（実人数）、回数を記入してください。			
通常の 支援業務等	対象実人数	実施延べ回数	うち、あらかじめ定めている夜勤の 休憩時間中または宿直時間中に実施 した回数
			夜勤の休憩時間中 宿直時間中
排泄介助	人	回	回
体位交換	人	回	回
水分補給	人	回	回
喀痰吸引等の医療的ケア	人	回	回
コミュニケーション（不眠、 昼夜逆転への対応等）	人	回	回
居室への巡回による見守り	人	回	回
その他の支援	人	回	回
緊急対応等	人	回	回

※緊急対応等とは、入居者の心身の急変、行動障害等による突発的な問題の発生、事件・事故、災害等により、通常業務とは異なる緊急の対応を要した事例全般を意味します。

緊急対応等が1回以上あった場合は、その具体的な内容を記入してください。	
1 支援に要した時間 [] 分 具体的な内容	
2 支援に要した時間 [] 分 具体的な内容	
3 支援に要した時間 [] 分 具体的な内容	
4 支援に要した時間 [] 分 具体的な内容	
5 支援に要した時間 [] 分 具体的な内容	

夜間支援従事者の勤務状況（令和2年9月1日（火）～9月3日（木）の3日間の状況を記入）	
当該住居における、夜間支援従事者の令和2年9月1日（火）～9月3日（木）の夜間支援の状況について、どの職員がどのような夜間勤務を行ったのかを、下表のタイムテーブルに記入してください。	
【記入方法】	
■ 各日の記入表に、その日の勤務状況を記入してください。	
■ 「職員番号」欄に、当該住居で夜間支援に従事した職員を、 事業所票の間8 で記載した、該当する職員の番号で記入してください（各列1人）。なお、個人単位のヘルパー利用がある場合は、職員番号欄に「0」と記入し、ヘルパーの勤務状況を記入してください。	
■ 「勤務開始・終了時間」は、事業所で定める夜間及び深夜帯の時間に関わらず、当該職員が実際に勤務を開始し、終了した時間帯を記入してください。なお、外部ヘルパーの場合は記入不要です。	
■ タイムテーブルについては、それぞれの職員の夜間支援の勤務状況を15分単位で記入してください。タイムテーブルへの記入は、「事業所で定める夜間及び深夜の時間帯」のみで結構です。	
タイムテーブルは、20時0分～翌7時59分までの時間帯で記入いただく形にしています。「事業所で定める夜間及び深夜の時間帯」が20時0分より前、翌8時0分以降を含む場合、その時間帯については記入不要です。	
①各列左の「業務従事・休憩時間区分」欄には、夜勤の業務従事時間・休憩時間・宿直の別を、タイムテーブルの上に表示マージで表記してください。（休憩時間については、事業所であらかじめ休憩時間帯を定めている時間と、それとは異なる時間帯に休憩したものを区別して記入してください。）	
②各列右の「業務内容区分」欄には、その時間に実施した業務等をタイムテーブルの下の表から番号を選んで記入してください（複数可）。	
あらかじめ定めている夜勤の休憩時間や宿直時間中において業務を行った場合も、番号を記入してください。	
夜勤の休憩時間や宿直時間中で、業務を行っていない場合は、空欄のままとしてください。	
複数の時間帯で同じ業務内容を連続して記載する場合は、「#」記法を用いていただいて構いません。	
■ 次ページに記入例を掲載していますので、ご参照ください。実際の記入欄は5～7ページとなります。	
※各日、職員は5人まで記載できるようになっています。5人を超える職員が夜間支援を行い、記入欄が不足する場合は、お手数ですが、適宜コピーをして必要人数分に増やしてください。	

【業務従事・休憩時間区分】の表記に用いるマーク

1 夜勤の業務に従事する時間	2 夜勤の休憩時間 (事業所であらかじめ定められている時間)	3 夜勤の休憩時間 (2以外の休憩時間) ※あらかじめ定められていない場合の休憩時間又はあらかじめ定めていない時間以外の休憩時間	4 事業所で定める宿直の滞在時間	5 個人単位ヘルパ一の滞在時間
----------------	-----------------------------------	--	------------------	-----------------

職員番号 勤務開始・終了 時間 タイム スロット	令和2年9月1日(火)									
	1 19:00 ~ 8:00	2 16:00 ~ 9:00	3 21:00 ~ 7:00	4 0	5	6	7	8	9	10
業務内容・ 休憩時間	業務内容・ 休憩時間	業務内容・ 休憩時間	業務内容・ 休憩時間	業務内容・ 休憩時間	業務内容・ 休憩時間	業務内容・ 休憩時間	業務内容・ 休憩時間	業務内容・ 休憩時間	業務内容・ 休憩時間	業務内容・ 休憩時間
20時 0分~										
15分~	7									
30分~	7									
45分~	1,2									
15分~	1,2									
30分~	1,2									
45分~	5									
0分~	"									
15分~	1,2									
30分~	6									
45分~	"									
0分~	6									
15分~	6									
30分~	1,2									
45分~	1,2									
0分~	"									
15分~	"									
30分~	"									
45分~	"									
0分~	1,2									
15分~	1,2									
30分~	6									
45分~	6									
0分~	1,2									
15分~	1,2									
30分~	6									
45分~	6									
0分~	1,2									
15分~	1,2									
30分~	6									
45分~	6									
0分~	1,3									
15分~	1,2									
30分~	6									
45分~	8									
0分~	1,2									
15分~	1,2									
30分~	8									
45分~	8									
0分~	1,2									
15分~	1,2									
30分~	7									
45分~	7									
0分~	1,2									
15分~	1,2									
30分~	9									
45分~	9									
0分~	1,2									
15分~	1,2									
30分~	9									
45分~	9									
0分~	1,2									
15分~	1,2									
30分~	9									
45分~	9									

【業務内容区分】の選択肢

通常の支援業務等	1 排泄介助	2 体位交換	3 水分補給
緊急対応等	4 嚔痰吸引等の医療的ケア	5 コミュニケーション	6 居室への巡回による見守り
間接業務等	7 その他の支援	8 緊急対応等	9 事務等の間接業務、その他
不在	10 別の住居に巡回のため不在		

【業務従事・休憩時間区分】の表記に用いるマーク

1 夜勤の業務に従事する時間	2 夜勤の休憩時間 (事業所であらかじめ定められている時間)	3 夜勤の休憩時間 (2以外の休憩時間) ※あらかじめ定められていない場合の休憩時間又はあらかじめ定めていない時間以外の休憩時間	4 事業所で定める宿直の滞在時間	5 個人単位ヘルパ一の滞在時間
----------------	-----------------------------------	--	------------------	-----------------

職員番号 勤務開始・終了 時間 タイム スロット	令和2年9月1日(火)									
	1 20時 0分~	2 15分~	3 30分~	4 45分~	5 0分~	6 15分~	7 30分~	8 45分~	9 0分~	10 15分~
業務内容・ 休憩時間	業務内容・ 休憩時間	業務内容・ 休憩時間	業務内容・ 休憩時間	業務内容・ 休憩時間	業務内容・ 休憩時間	業務内容・ 休憩時間	業務内容・ 休憩時間	業務内容・ 休憩時間	業務内容・ 休憩時間	業務内容・ 休憩時間
20時 0分~										
15分~										
30分~										
45分~										
0分~										
15分~										
30分~										
45分~										
0分~										
15分~										
30分~										
45分~										
0分~										
15分~										
30分~										
45分~										
0分~										
15分~										
30分~										
45分~										
0分~										
15分~										
30分~										
45分~										
0分~										
15分~										
30分~										
45分~										

【業務内容区分】の選択肢

通常の支援業務等	1 排泄介助	2 体位交換	3 水分補給
緊急対応等	4 嚔痰吸引等の医療的ケア	5 コミュニケーション	6 居室への巡回による見守り
間接業務等	7 その他の支援	8 緊急対応等	9 事務等の間接業務、その他
不在	10 別の住居に巡回のため不在		

【業務従事・休憩時間区分】の表記に用いるマーク

1 夜勤の業務に従事する時間
2 夜勤の休憩時間（事業所であらかじめ定められている時間）
3 夜勤の休憩時間（2以外の休憩時間）※あらかじめ定められていない場合の休憩時間又はあらかじめ定めていない時間以外の休憩時間
4 事業所で定める宿直の滞在時間
5 個人単位ヘルパ一の滞在時間

令和2年9月2日(水)											
職員番号	勤務開始・終了時間	タイムスケジュール	業務従事・休憩時間	業務内容	業務従事・休憩時間	業務内容	業務従事・休憩時間	業務内容	業務従事・休憩時間	業務内容	業務従事・休憩時間
	20時	0分～									
		15分～									
		30分～									
		45分～									
	21時	0分～									
		15分～									
		30分～									
		45分～									
	22時	0分～									
		15分～									
		30分～									
		45分～									
	23時	0分～									
		15分～									
		30分～									
		45分～									
	0時	0分～									
		15分～									
		30分～									
		45分～									
	1時	0分～									
		15分～									
		30分～									
		45分～									
	2時	0分～									
		15分～									
		30分～									
		45分～									
	3時	0分～									
		15分～									
		30分～									
		45分～									
	4時	0分～									
		15分～									
		30分～									
		45分～									
	5時	0分～									
		15分～									
		30分～									
		45分～									
	6時	0分～									
		15分～									
		30分～									
		45分～									
	7時	0分～									
		15分～									
		30分～									
		45分～									

【業務内容区分】の選択肢

通常の支援業務等 1 排泄介助 2 体位交換 3 水分補給 6 居室への巡回による見守り
 4 嚥下吸引等の医療的ケア 5 コミュニケーション
 緊急対応等 7 その他の支援
 間接業務等 8 緊急対応等 9 事務等の間接業務、その他
 不在 10 別の住居に巡回中のため不在

【業務従事・休憩時間区分】の表記に用いるマーク

1 夜勤の業務に従事する時間
2 夜勤の休憩時間（事業所であらかじめ定められている時間）
3 夜勤の休憩時間（2以外の休憩時間）※あらかじめ定められていない場合の休憩時間又はあらかじめ定めていない時間以外の休憩時間
4 事業所で定める宿直の滞在時間
5 個人単位ヘルパ一の滞在時間

令和2年9月3日(木)											
職員番号	勤務開始・終了時間	タイムスケジュール	業務従事・休憩時間	業務内容	業務従事・休憩時間	業務内容	業務従事・休憩時間	業務内容	業務従事・休憩時間	業務内容	業務従事・休憩時間
	20時	0分～									
		15分～									
		30分～									
		45分～									
	21時	0分～									
		15分～									
		30分～									
		45分～									
	22時	0分～									
		15分～									
		30分～									
		45分～									
	23時	0分～									
		15分～									
		30分～									
		45分～									
	0時	0分～									
		15分～									
		30分～									
		45分～									
	1時	0分～									
		15分～									
		30分～									
		45分～									
	2時	0分～									
		15分～									
		30分～									
		45分～									
	3時	0分～									
		15分～									
		30分～									
		45分～									
	4時	0分～									
		15分～									
		30分～									
		45分～									
	5時	0分～									
		15分～									
		30分～									
		45分～									
	6時	0分～									
		15分～									
		30分～									
		45分～									
	7時	0分～									
		15分～									
		30分～									
		45分～									

【業務内容区分】の選択肢

通常の支援業務等 1 排泄介助 2 体位交換 3 水分補給 6 居室への巡回による見守り
 4 嚥下吸引等の医療的ケア 5 コミュニケーション
 緊急対応等 7 その他の支援
 間接業務等 8 緊急対応等 9 事務等の間接業務、その他
 不在 10 別の住居に巡回中のため不在

質問は以上です。あらためて、記入漏れ等がないかどうかご確認ください。

ご協力ありがとうございます。

【住居票の返送について】

※住居票は、事業所票、他の住居票とまとめて、すべて返信用封筒に入れて返送してください。
い。住居票のみを個別に返送することは避けてください。

C4

ラベル添付位置
(C4)



障害福祉サービス等報酬改定検証調査 障害児通所支援事業所等における医療的ケア児等の 受け入れ実態調査

【本調査の調査内容について】

本調査は、障害福祉サービス等における医療的ケア児・者の受け入れ実態等を把握することを目的としており、調査内容として、医療的ケア児・者への対応状況や医療的ケア児・者の個々の状況などをお聞きする調査項目を設けています。調査対象は、児童発達支援、放課後等デイサービス（障害児）、生活介護、共同生活援助（障害者）を実施する事業所としていきます。

ご回答いただく内容は、よりよいサービスを目指していくための貴重な情報となるものであり、今後の報酬改定の基礎資料となる、たいへん重要な調査となります。ご多忙のところ、お手数をおかけして恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【提出期限：令和2年9月18日（金）までに提出をお願いいたします】

■本調査に関する貴事業所の連絡先（電話番号、メールアドレスを記入）

電話番号	-
メールアドレス	@

■調査対象事業所・サービスの令和2年7月の活動状況（該当する番号1つに○）

- | | | | |
|---|---------|---|------------------|
| 1 | 活動実績がある | 2 | 活動実績がない（利用者がいない） |
| 3 | 休止・廃止 | 4 | 調査対象サービスを実施していない |

2、3、4の場合は、問1以降の回答は不要です。このまま調査票を返送してください。

事業所の基本情報

問 1 事業所を運営している法人の種類を回答してください。該当する番号1つに○をつけてください。

1 都道府県、市区町村、広域連合、一部事務組合	2 社会福祉協議会
3 社会福祉法人（社会福祉協議会以外）	4 医療法人
5 営利法人（株式・合名・合資・合同会社）	6 特定非営利活動法人（NPO）
7 その他の法人	

また、事業所の設置法人と運営法人が異なる場合（委託、指定管理等）は、設置法人の種類も回答してください。（回答欄の該当する番号1つに○、設置法人と運営法人が同じ場合は回答不要）

設置法人の種類	1	2	3	4	5	6	7
---------	---	---	---	---	---	---	---

問 2 調査対象サービスの開設年月（西暦）を記入してください。

(西暦)	年	月
------	---	---

問 3 調査対象サービスの定員数、実利用者数を記入してください（令和2年7月）。

定員数	人	実利用者数	人	（うち医療的ケア児・者）	人
-----	---	-------	---	--------------	---

問 4 調査対象サービスの類型等について回答してください。該当する番号1つに○をつけてください。（生活介護は回答不要） ※多機能型の場合、調査対象サービス以外のサービスについては回答不要です。

【調査対象サービスが児童発達支援】	
1	児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる）
2	児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる）
3	児童発達支援センター（それ以外）
4	児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる）
5	児童発達支援（それ以外）
【調査対象サービスが放課後等デイサービス】	
6	放課後等デイサービス（主として重症心身障害児を通わせる）
7	放課後等デイサービス（それ以外）
【調査対象サービスが共同生活援助】	
8	介護サービス包括型
9	日中サービス支援型
10	外部サービス利用型

職員の状況

問 5 調査対象サービスの職員配置人数を記入してください。（令和2年7月）

	管理者	サービス管理責任者 児童発達支援管理責任者	その他の職員
実人数	人	人	人
常勤換算人数	人	人	人

問 6 調査対象サービスにおける下記の職種等の配置状況について、それぞれ該当する番号1つに○をつけてください。配置ありの場合は、その実人数も記入してください。（令和2年7月）

看護職員	1 配置あり	2 配置なし	配置実人数	人
理学療法士	1 配置あり	2 配置なし	配置実人数	人
作業療法士	1 配置あり	2 配置なし	配置実人数	人
言語聴覚士	1 配置あり	2 配置なし	配置実人数	人
喀痰吸引等研修修了者	1 配置あり	2 配置なし	配置実人数	人
児童指導員	1 配置あり	2 配置なし	配置実人数	人
保育士	1 配置あり	2 配置なし	配置実人数	人

問 7 調査対象サービスにおける職員の充足状況について、該当する番号1つに○をつけてください。

- 1 おおむね充足している
- 2 不足はしていないが充足というほどでもない
- 3 やや不足している
- 4 かなり不足している

※人員配置基準上の充足状況ではなく、現場における人材の過不足感として回答してください。

加算算定の状況

問 8 以下の加算の算定状況について回答してください。（令和2年7月）

※調査対象サービスにより各問の回答要否が異なりますので、設問文の記載をご確認ください。

①看護職員加配加算（児童発達支援、放課後等デイサービスのみ）（1つに○）

1 看護職員加配加算（Ⅰ）	2 看護職員加配加算（Ⅱ）
3 看護職員加配加算（Ⅲ）	4 いずれも算定していない

主に重症心身障害児を通わせる事業所のみお答えください。加算届出要件の「判定スコア8点以上の前年度の障害児の数を記入してください（小数点第1位まで）。算定していない場合も、判定スコアの算出を行っていれば記入してください。

判定スコア8点以上の前年度の障害児の数	人
---------------------	---

※前年度の対象児童の延べ利用人数÷前年度の開所日数

②医療連携体制加算（児童発達支援、放課後等デイサービス、共同生活援助のみ）（該当するものすべてに○）

1 医療連携体制加算（Ⅰ）	2 医療連携体制加算（Ⅱ）
3 医療連携体制加算（Ⅲ）	4 医療連携体制加算（Ⅳ）
5 医療連携体制加算（Ⅴ）	6 医療連携体制加算（Ⅵ）
7 いずれも算定していない	

問 13 医療的ケア児の受け入れに関し、サービス提供時間に保護者が付き添い、医療的ケア対応を行うことを求めていますか。該当する番号 1 つに○をつけてください。

※調査対象サービスが児童発達支援（センターを含む）の場合のみ回答

- 1 保護者の付き添い、医療的ケア対応は求めていない
- 2 医療的ケア児については、基本的にすべて保護者の付き添い、医療的ケア対応を求めている（看護職員の配置なし）
- 3 看護職員を配置しているが、職員のみでは対応困難な医療的ケア児等で、保護者の付き添い、医療的ケア対応を求める場合がある
- 4 その他（ ）

(3) については、どのような場合に保護者の付き添い、医療的ケア対応を求めるかを記入してください

問 14 医療的ケアの実施に関する個別計画を立てていますか。該当する番号 1 つに○をつけてください。

- 1 医療的ケア単独で個別計画を立てている
- 2 児童発達支援計画、放課後等デイサービス支援計画等の中で医療的ケアの実施に関する事項も立てている
- 3 個別計画を立てていない

問 15 医療的ケアの実施手順を定めていますか。該当する番号 1 つに○をつけてください。

- 1 一般的な医療的ケア（行為毎）の手順を定めている
- 2 個別に手順を定めている
- 3 手順を定めていない

問 16 医療的ケアに関する緊急時対応フローを定めていますか。該当する番号 1 つに○をつけてください。

- 1 一般的な緊急時対応の手順を定めている
- 2 個別に手順を定めている
- 3 手順を定めていない

問 17 医療的ケアの実施に係る記録を行っていますか（ケアの実施時間、バイタル、吸引回数、量、栄養・水分補給量等）。該当する番号 1 つに○をつけてください。

- 1 行っている
- 2 行っていない

問 18 事業所では、医療的ケアに関し、ヒヤリハットやアクシデントが起きた場合、どのような事後対応を行っていますか。行っているものについて、該当する番号すべてに○をつけてください。

- 1 ヒヤリハットやアクシデントに関する報告書を作成している
- 2 事業所内で情報を共有している
- 3 保護者・家族等に報告を行っている
- 4 事業所外の関係者と情報を共有している
- 5 対策を検討する場を設置している
- 6 その他（ ）

問 19 医療的ケアに関し、主治医から指示書をもらう頻度（事業所で設定している基本的な期間、個別対応は除く）を回答してください。該当する番号 1 つに○をつけてください。

- 1 1 か月以内
- 2 1 か月以上 3 か月以内
- 3 3 か月以上半年以内
- 4 半年以上 1 年以内
- 5 1 年以上
- 6 基本的な期間は定めていない（すべて個別対応）

問 20 事業所では、医療的ケア児、者の主治医との連携について、どのように行っていますか。該当する番号すべてに○をつけてください。

- 1 保護者・家族等を通じて連絡を取る
- 2 必要時に電話等で直接主治医に連絡を取る
- 3 外来受診時に同行している
- 4 事業所のカンファレンスに主治医が参加している
- 5 その他（ ）

問 21 医療的ケアに関し、医療的ケア児・者の主治医以外で連携している先について回答してください。該当する番号すべてに○をつけてください。

- 1 行政（障害部局、児童部局、保健所等）
- 2 診療所・病院（主治医以外）
- 3 訪問看護ステーション
- 4 歯科医師
- 5 薬局・薬剤師
- 6 保育所
- 7 幼稚園
- 8 学校（小学校、中学校、高校）
- 9 他の障害福祉サービス等事業者
- 10 その他（ ）

問 22 医療的ケアへの対応に関し、職員研修等を実施していますか。該当する番号すべてに○をつけてください。
研修等を実施している場合は、その内容等について概要を記入してください。

- 1 医療的ケアをテーマとした継続的な研修等を実施している
- 2 一般の職員研修等の中で、医療的ケアをテーマとする回を設けている
- 3 外部の研修会の受講を推奨している
- 4 職員研修等の実施・受講推奨はしていない

▶【研修頻度、研修の対象者、研修の具体的な内容等について、自由に記載してください】

▶【外部の研修会の受講を推奨している場合、研修の主催者を回答してください（複数回答可）】

- 1 行政
- 2 医師会
- 3 看護協会
- 4 福祉関係団体
- 5 医療関係学会
- 6 福祉関係学会
- 7 地域の有志等
- 8 その他（ ）

問 23 医療的ケア児・者の受け入れにあたって、事業所では施設設備の整備や改修等を実施しましたか。該当する番号1つに○をつけてください。

- 1 当初より医療的ケア対応を想定した施設整備がされており、追加の整備・改修等は行っていない
- 2 当初より医療的ケア対応を想定した施設整備がされているが、追加の整備・改修等を行った
- 3 もともと医療的ケア対応を想定した施設ではなく、受け入れのために整備・改修等を行った
- 4 もともと医療的ケア対応を想定した施設ではなく、受け入れのための整備・改修等を行っていない

▶【整備・改修等を行った場合、その具体的内容等について、自由に記載してください】

問 24 医療的ケアに必要な備品、医療資材等に関し、事業所ではどのように用意をしていますか。該当する番号1つに○をつけてください。

- 1 基本的にすべて事業所で用意している
- 2 おおむね事業所で用意するが、一部、保護者・家族等に持参してもらうものもある
- 3 おおむね保護者・家族等に持参してもらうが、一部、事業所で用意するものもある
- 4 基本的に保護者・家族等に持参してもらう
- 5 その他（ ）

医療的ケア児・者の状況

問 25 受け入れられている医療的ケア児・者の個々の状況について、**全員分を個別に記入**をお願いします。（受け入れ予定の場合は、現段階でわかる範囲でお答えください。）

※記入対象は、調査対象サービスの利用者で医療的ケア児・者のみです。医療的ケア児・者ではない利用者については記入の必要はありません。

※回答項目中の「大島分類」については、以下を参照してください。

(参考：大島分類について)

- ・大島分類は重症心身障害児者の判定や状態像を表す際に比較的用いられている分類表です。
- ・縦軸が知能指数 (IQ)、横軸が移動機能を示しています。
- ・例えば、「知能指数：20 未満」「移動機能：寝たきり」の状態であれば、分類表の1に該当します。
- ・知能指数 (IQ) については発達検査を実施した時などの数値をご参照ください。

21	22	23	24	25
20	13	14	15	16
19	12	7	8	9
18	11	6	3	4
17	10	5	2	1
走れる	歩ける	歩行障害	座れる	寝たきり

(移動機能)

次ページ以降に10人分の回答欄を用意しています（1人分1ページ）。回答欄が不足する場合は、お手数ですが、適宜コピーをして回答欄を必要人数分に増やしてください。

医療的ケアを必要とする利用者 (1)							
サービス利用開始年月 (記入)	(西暦)	年	月	年齢 (記入)	性別 (1つに○)	男	女
診断を受けた病名 (記入)	1. 身体障害者手帳 (総合等級: 級) 2. 療育手帳 (区分:) 3. 精神障害者保健福祉手帳 (等級: 級) 4. 該当なし 1. 区分1 2. 区分2 3. 区分3 4. 区分4 5. 区分5 6. 区分6 7. なし						
療育手帳 (該当するすへてに○)	1. 重症心身障害児者の認定あり (大島分類1~4に該当) 3. 重症心身障害児者非該当だが、市町村の個別判断により認定を受けている						
障害支援区分 (1つに○) (障害児の場合は回答不要)	1. 人工呼吸器 2. 気管切開 3. 鼻吸引 4. 吸引 (1回/時間以上) 5. 吸引 (6回/日以上) 6. ネプライザー使用・薬液吸入 7. 酸素療法 8. 中心静脈栄養 (IVH) 9. 経管栄養 (経鼻、胃ろう、腸ろう、食道ろう) 10. 経管栄養 (持続経管注入ポンプ使用) 11. 継続する透析 (血液透析、腹膜透析を含む) 12. 注射管理 (皮下注射 (インスリン、麻薬など)) 13. 注射管理 (持続皮下注射ポンプ使用) 14. 血糖測定 (利用時間中の観血的血糖測定器) 15. 血糖測定 (埋め込み式血糖測定器による血糖測定) 16. 排尿管理 (持続的導尿 (尿道留置カテーテル、膀胱優、腎優、尿路ストーマ)) 17. 排便管理 (消化管ストーマ) 18. 排便管理 (利用時間中の排便) 19. 排便管理 (利用時間中の流腸) 20. 排便管理 (利用時間中の流腸) 21. 経管時の管理 (座薬挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動など) 22. その他 ()						
重症認定 (1つに○)	1. 重症心身障害児者の認定あり (大島分類1~4に該当) 3. 重症心身障害児者非該当だが、市町村の個別判断により認定を受けている						
大島分類 (記入)	1~25の該当する分類表値を記入してください (参考資料参照) ⇒ []						
行動関連項目 (行動支援スコア) (各項目1つに○)	本人独自の表現方法を用い 1. 意志表示できる 2. 時々独自の方法 3. 常に独自の方法 4. 意思表示できない 言葉以外の手段を用いた説明 1. 説明を理解できる 2. 時々言葉以外の方法 3. 常に言葉以外の方法 4. 説明を理解できない 食べられないものを口に入れる 1. ない 2. 時々ある 3. ある (週1回以上) 4. 毎日 多動又は行動の停止 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. ほぼ毎日 ハビツクや不安な行動 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. ほぼ毎日 自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. ほぼ毎日 他人に抱きついたり断りもなくものをもってくる 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. ほぼ毎日 環境の変化により突然的に通常と違う声をだす 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 突然走つていなくなるような突発的行動 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 過食、反すう等の食事に関する行動 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 てんかん発作 1. ない (年1回以上・換算せず) 2. 月に1回以上 3. 週に1回以上						

医療的ケアを必要とする利用者 (2)							
サービス利用開始年月 (記入)	(西暦)	年	月	年齢 (記入)	性別 (1つに○)	男	女
診断を受けた病名 (記入)	1. 身体障害者手帳 (総合等級: 級) 2. 療育手帳 (区分:) 3. 精神障害者保健福祉手帳 (等級: 級) 4. 該当なし 1. 区分1 2. 区分2 3. 区分3 4. 区分4 5. 区分5 6. 区分6 7. なし						
療育手帳 (該当するすへてに○)	1. 重症心身障害児者の認定あり (大島分類1~4に該当) 3. 重症心身障害児者非該当だが、市町村の個別判断により認定を受けている						
障害支援区分 (1つに○) (障害児の場合は回答不要)	1. 人工呼吸器 2. 気管切開 3. 鼻吸引 4. 吸引 (1回/時間以上) 5. 吸引 (6回/日以上) 6. ネプライザー使用・薬液吸入 7. 酸素療法 8. 中心静脈栄養 (IVH) 9. 経管栄養 (経鼻、胃ろう、腸ろう、食道ろう) 10. 経管栄養 (持続経管注入ポンプ使用) 11. 継続する透析 (血液透析、腹膜透析を含む) 12. 注射管理 (皮下注射 (インスリン、麻薬など)) 13. 注射管理 (持続皮下注射ポンプ使用) 14. 血糖測定 (利用時間中の観血的血糖測定器) 15. 血糖測定 (埋め込み式血糖測定器による血糖測定) 16. 排尿管理 (持続的導尿 (尿道留置カテーテル、膀胱優、腎優、尿路ストーマ)) 17. 排便管理 (消化管ストーマ) 18. 排便管理 (利用時間中の排便) 19. 排便管理 (利用時間中の流腸) 20. 排便管理 (利用時間中の流腸) 21. 経管時の管理 (座薬挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動など) 22. その他 ()						
重症認定 (1つに○)	1. 重症心身障害児者の認定あり (大島分類1~4に該当) 3. 重症心身障害児者非該当だが、市町村の個別判断により認定を受けている						
大島分類 (記入)	1~25の該当する分類表値を記入してください (参考資料参照) ⇒ []						
行動関連項目 (行動支援スコア) (各項目1つに○)	本人独自の表現方法を用い 1. 意志表示できる 2. 時々独自の方法 3. 常に独自の方法 4. 意思表示できない 言葉以外の手段を用いた説明 1. 説明を理解できる 2. 時々言葉以外の方法 3. 常に言葉以外の方法 4. 説明を理解できない 食べられないものを口に入れる 1. ない 2. 時々ある 3. ある (週1回以上) 4. 毎日 多動又は行動の停止 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. ほぼ毎日 ハビツクや不安な行動 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. ほぼ毎日 自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. ほぼ毎日 他人に抱きついたり断りもなくものをもってくる 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. ほぼ毎日 環境の変化により突然的に通常と違う声をだす 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 突然走つていなくなるような突発的行動 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 過食、反すう等の食事に関する行動 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 てんかん発作 1. ない (年1回以上・換算せず) 2. 月に1回以上 3. 週に1回以上						

医療的ケアを必要とする利用者 (3)							
サービス利用開始年月 (記入)	(西暦)	年	月	年齢 (記入)	性別 (1つに○)	男	女
診断を受けた病名 (記入)	1. 身体障害者手帳 (総合等級: 級) 2. 療育手帳 (区分:) 3. 精神障害者保健福祉手帳 (等級: 級) 4. 該当なし 障害支援区分 (1つに○) 1. 区分1 2. 区分2 3. 区分3 4. 区分4 (障害児の場合は回答不要) 5. 区分5 6. 区分6 7. なし						
重症認定 (1つに○)	1. 重症心身障害児者の認定なし 2. 重症心身障害児者の認定あり (大島分類1~4に該当) 3. 重症心身障害児者非該当だが、市町村の個別判断により認定を受けている						
大島分類 (記入)	1. 人工呼吸器 2. 気管切開 3. 鼻吸引エアウェイ 4. 吸引 (1回/時間以上) 5. 吸引 (6回/日以上) 6. ネプライザー使用・薬液吸入 7. 酸素療法 8. 中心静脈栄養 (IVH) 9. 経管栄養 (経鼻、胃ろう、腸ろう、食道ろう) 10. 経管栄養 (持続経管注入ポンプ使用) 11. 継続する透析 (血液透析、腹膜透析を含む) 12. 注射管理 (皮下注射 (インスリン、麻薬など)) 13. 注射管理 (持続皮下注射ポンプ使用) 14. 血糖測定 (利用時間中の観血的血糖測定器) 15. 血糖測定 (埋め込み式血糖測定器による血糖測定) 16. 排尿管理 (持続的導尿 (尿道留置カテーテル、膀胱優、腎優、尿路ストーマ)) 17. 排便管理 (消化管ストーマ) 18. 排便管理 (利用時間中の排便) 19. 排便管理 (利用時間中の流腸) 20. 排便管理 (利用時間中の流腸) 21. 経管時の管理 (座薬挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動など) 22. その他 ()						
大島分類 (記入)	1~25の該当する分類表値を記入してください (参考資料参照) ⇒ []						
行動関連項目 (行動援護スコア) (各項目1つに○)	本人独自の表現方法を用い た意志表示 言葉以外の手段を用いた説明理解 食べられないものを口に入れる 多動又は行動の停止 パニックや不安な行動 自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為 叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為 他人に抱きついたり断りもなくものをとってくる 環境の変化により突然に通常と違う声をだす 突然走つていなくなるような突発的行動 過食、反すう等の食事に関する行動 てんかん発作						
大島分類 (記入)	1. 意志表示できる 2. 時々独自の表現方法 3. 常に独自の表現方法 4. 意思表示できない 1. 説明を理解できる 2. 時々言葉以外の方法 3. 常に言葉以外の方法 4. 説明を理解できない 1. ない 2. 時々ある 3. ある (週1回以上) 4. 毎日 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. ほぼ毎日 1. ない (年1回以上・換算せず) 2. 月に1回以上 3. 週に1回以上						

医療的ケアを必要とする利用者 (4)							
サービス利用開始年月 (記入)	(西暦)	年	月	年齢 (記入)	性別 (1つに○)	男	女
診断を受けた病名 (記入)	1. 身体障害者手帳 (総合等級: 級) 2. 療育手帳 (区分:) 3. 精神障害者保健福祉手帳 (等級: 級) 4. 該当なし 障害支援区分 (1つに○) 1. 区分1 2. 区分2 3. 区分3 4. 区分4 (障害児の場合は回答不要) 5. 区分5 6. 区分6 7. なし						
重症認定 (1つに○)	1. 重症心身障害児者の認定なし 2. 重症心身障害児者の認定あり (大島分類1~4に該当) 3. 重症心身障害児者非該当だが、市町村の個別判断により認定を受けている						
大島分類 (記入)	1. 人工呼吸器 2. 気管切開 3. 鼻吸引エアウェイ 4. 吸引 (1回/時間以上) 5. 吸引 (6回/日以上) 6. ネプライザー使用・薬液吸入 7. 酸素療法 8. 中心静脈栄養 (IVH) 9. 経管栄養 (経鼻、胃ろう、腸ろう、食道ろう) 10. 経管栄養 (持続経管注入ポンプ使用) 11. 継続する透析 (血液透析、腹膜透析を含む) 12. 注射管理 (皮下注射 (インスリン、麻薬など)) 13. 注射管理 (持続皮下注射ポンプ使用) 14. 血糖測定 (利用時間中の観血的血糖測定器) 15. 血糖測定 (埋め込み式血糖測定器による血糖測定) 16. 排尿管理 (持続的導尿 (尿道留置カテーテル、膀胱優、腎優、尿路ストーマ)) 17. 排便管理 (消化管ストーマ) 18. 排便管理 (利用時間中の排便) 19. 排便管理 (利用時間中の流腸) 20. 排便管理 (利用時間中の流腸) 21. 経管時の管理 (座薬挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動など) 22. その他 ()						
大島分類 (記入)	1~25の該当する分類表値を記入してください (参考資料参照) ⇒ []						
行動関連項目 (行動援護スコア) (各項目1つに○)	本人独自の表現方法を用い た意志表示 言葉以外の手段を用いた説明理解 食べられないものを口に入れる 多動又は行動の停止 パニックや不安な行動 自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為 叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為 他人に抱きついたり断りもなくものをとってくる 環境の変化により突然に通常と違う声をだす 突然走つていなくなるような突発的行動 過食、反すう等の食事に関する行動 てんかん発作						
大島分類 (記入)	1. 意志表示できる 2. 時々独自の表現方法 3. 常に独自の表現方法 4. 意思表示できない 1. 説明を理解できる 2. 時々言葉以外の方法 3. 常に言葉以外の方法 4. 説明を理解できない 1. ない 2. 時々ある 3. ある (週1回以上) 4. 毎日 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. ほぼ毎日 1. ない (年1回以上・換算せず) 2. 月に1回以上 3. 週に1回以上						

医療的ケアを必要とする利用者 (7)							
サービス利用開始年月 (記入)	(西暦)	年	月	年齢 (記入)	性別 (1つに○)	男	女
診断を受けた病名 (記入)	1. 身体障害者手帳 (総合等級: 級) 2. 療育手帳 (区分:) 3. 精神障害者保健福祉手帳 (等級: 級) 4. 該当なし 1. 区分1 2. 区分2 3. 区分3 4. 区分4 5. 区分5 6. 区分6 7. なし						
療育手帳 (該当するすべに○)	1. 重症心身障害児者の認定あり (大島分類1~4に該当) 3. 重症心身障害児者非該当だが、市町村の個別判断により認定を受けている						
障害支援区分 (1つに○) (障害児の場合は回答不要)	1. 人工呼吸器 2. 気管切開 3. 鼻吸引エアウェイ 4. 吸引 (1回/時間以上) 5. 吸引 (6回/日以上) 6. ネプライザー使用・薬液吸入 7. 酸素療法 8. 中心静脈栄養 (IVH) 9. 経管栄養 (経鼻、胃ろう、腸ろう、食道ろう) 10. 経管栄養 (持続経管注入ポンプ使用) 11. 継続する透析 (血液透析、腹膜透析を含む) 12. 注射管理 (皮下注射 (インスリン、麻薬など)) 13. 注射管理 (持続皮下注射ポンプ使用) 14. 血糖測定 (利用時間中の観血的血糖測定器) 15. 血糖測定 (埋め込み式血糖測定器による血糖測定) 16. 排尿管理 (持続的導尿 (尿道留置カテーテル、膀胱優、腎優、尿路ストーマ)) 17. 排便管理 (消化管ストーマ) 18. 排便管理 (利用時間中の排便) 19. 排便管理 (利用時間中の流腸) 20. 排便管理 (利用時間中の流腸) 21. 経管時の管理 (座薬挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動など) 22. その他 ()						
重症認定 (1つに○)	1. 重症心身障害児者の認定あり (大島分類1~4に該当) 3. 重症心身障害児者非該当だが、市町村の個別判断により認定を受けている						
大島分類 (記入)	1~25の該当する分類表値を記入してください (参考資料参照) ⇒ []						
行動関連項目 (行動援護スコア) (各項目1つに○)	本人独自の表現方法を用い 1. 意志表示できる 2. 時々独自の方法 3. 常に独自の方法 4. 意思表示できない 言葉以外の手段を用いた説明 1. 説明を理解できる 2. 時々言葉以外の方法 3. 常に言葉以外の方法 4. 説明を理解できない 食べられないものを口に入れる 1. ない 2. 時々ある 3. ある (週1回以上) 4. 毎日 多動又は行動の停止 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. ほぼ毎日 パニックや不安な行動 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. ほぼ毎日 自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. ほぼ毎日 叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. ほぼ毎日 他人に抱きついたり断りもなくものをもってくる 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. ほぼ毎日 環境の変化により突然的に通常と違う声をだす 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. 日に頻繁 突然走つていなくなるような突発的行動 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. 日に頻繁 過食、反すう等の食事に関する行動 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. ほぼ毎日 てんかん発作 1. ない (年1回以上・換算せず) 2. 月に1回以上 3. 週に1回以上						

医療的ケアを必要とする利用者 (8)							
サービス利用開始年月 (記入)	(西暦)	年	月	年齢 (記入)	性別 (1つに○)	男	女
診断を受けた病名 (記入)	1. 身体障害者手帳 (総合等級: 級) 2. 療育手帳 (区分:) 3. 精神障害者保健福祉手帳 (等級: 級) 4. 該当なし 1. 区分1 2. 区分2 3. 区分3 4. 区分4 5. 区分5 6. 区分6 7. なし						
療育手帳 (該当するすべに○)	1. 重症心身障害児者の認定あり (大島分類1~4に該当) 3. 重症心身障害児者非該当だが、市町村の個別判断により認定を受けている						
障害支援区分 (1つに○) (障害児の場合は回答不要)	1. 人工呼吸器 2. 気管切開 3. 鼻吸引エアウェイ 4. 吸引 (1回/時間以上) 5. 吸引 (6回/日以上) 6. ネプライザー使用・薬液吸入 7. 酸素療法 8. 中心静脈栄養 (IVH) 9. 経管栄養 (経鼻、胃ろう、腸ろう、食道ろう) 10. 経管栄養 (持続経管注入ポンプ使用) 11. 継続する透析 (血液透析、腹膜透析を含む) 12. 注射管理 (皮下注射 (インスリン、麻薬など)) 13. 注射管理 (持続皮下注射ポンプ使用) 14. 血糖測定 (利用時間中の観血的血糖測定器) 15. 血糖測定 (埋め込み式血糖測定器による血糖測定) 16. 排尿管理 (持続的導尿 (尿道留置カテーテル、膀胱優、腎優、尿路ストーマ)) 17. 排便管理 (消化管ストーマ) 18. 排便管理 (利用時間中の排便) 19. 排便管理 (利用時間中の流腸) 20. 排便管理 (利用時間中の流腸) 21. 経管時の管理 (座薬挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動など) 22. その他 ()						
重症認定 (1つに○)	1. 重症心身障害児者の認定あり (大島分類1~4に該当) 3. 重症心身障害児者非該当だが、市町村の個別判断により認定を受けている						
大島分類 (記入)	1~25の該当する分類表値を記入してください (参考資料参照) ⇒ []						
行動関連項目 (行動援護スコア) (各項目1つに○)	本人独自の表現方法を用い 1. 意志表示できる 2. 時々独自の方法 3. 常に独自の方法 4. 意思表示できない 言葉以外の手段を用いた説明 1. 説明を理解できる 2. 時々言葉以外の方法 3. 常に言葉以外の方法 4. 説明を理解できない 食べられないものを口に入れる 1. ない 2. 時々ある 3. ある (週1回以上) 4. 毎日 多動又は行動の停止 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. ほぼ毎日 パニックや不安な行動 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. ほぼ毎日 自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. ほぼ毎日 叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. ほぼ毎日 他人に抱きついたり断りもなくものをもってくる 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. ほぼ毎日 環境の変化により突然的に通常と違う声をだす 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. 日に頻繁 突然走つていなくなるような突発的行動 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. 日に頻繁 過食、反すう等の食事に関する行動 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. ほぼ毎日 てんかん発作 1. ない (年1回以上・換算せず) 2. 月に1回以上 3. 週に1回以上						

医療的ケアを必要とする利用者 (9)							
サービス利用開始年月 (記入)	(西暦)	年	月	年齢 (記入)	性別 (1つに○)	男	女
診断を受けた病名 (記入)	1. 身体障害者手帳 (総合等級： 級) 2. 療育手帳 (区分：) 3. 精神障害者保健福祉手帳 (等級： 級) 4. 該当なし 5. 区分1 2. 区分2 3. 区分3 4. 区分4 6. 区分5 7. なし						
療育手帳 (該当するすへてに○)	1. 重症心身障害児者の認定あり (大島分類1～4に該当) 2. 重症心身障害児者非該当だが、市町村の個別判断により認定を受けている 3. 重症心身障害児者の認定あり (大島分類1～4に該当) 4. 該当なし						
障害支援区分 (1つに○) (障害児の場合は回答不要)	1. 区分1 2. 区分2 3. 区分3 4. 区分4 5. 区分5 6. 区分6 7. なし						
重点認定 (1つに○)	1. 人工呼吸器 2. 気管切開 3. 鼻吸引エアウェイ 4. 吸引 (1回/時間以上) 5. 吸引 (6回/日以上) 6. ネプライザー使用・薬液吸入 7. 酸素療法 8. 中心静脈栄養 (IVH) 9. 経管栄養 (経鼻、胃ろう、腸ろう、食道ろう) 10. 経管栄養 (持続経管注入ポンプ使用) 11. 継続する透析 (血液透析、腹膜透析を含む) 12. 注射管理 (皮下注射 (インスリン、麻薬など)) 13. 注射管理 (持続皮下注射ポンプ使用) 14. 血糖測定 (利用時間中の観血的血糖測定器) 15. 血糖測定 (埋め込み式血糖測定器による血糖測定) 16. 排尿管理 (持続的導尿 (尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ)) 17. 排便管理 (消化管ストーマ) 18. 排便管理 (利用時間中の排便) 19. 排便管理 (利用時間中の流腸) 20. 排便管理 (利用時間中の流腸) 21. 経管時の管理 (座薬挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動など) 22. その他 ()						
大島分類 (記入)	1～25の該当する分類表値を記入してください (参考資料参照) ⇒ []						
行動関連項目 (行動支援スコア) (各項目1つに○)	本人独自の表現方法を用い 1. 意志表示できる 2. 時々独自の方法 3. 常に独自の方法 4. 意思表示できない 言葉以外の手段を用いた説明 1. 説明を理解できる 2. 時々言葉以外の方法 3. 常に言葉以外の方法 4. 説明を理解できない 食べられないものを口に入れる 1. ない 2. 時々ある 3. ある (週1回以上) 4. 毎日 多動又は行動の停止 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. ほぼ毎日 ハビツクや不安な行動 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. ほぼ毎日 自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. ほぼ毎日 叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. ほぼ毎日 他人に抱きついたり断りもなくものをとってくる 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. ほぼ毎日 環境の変化により突然的に通常と違う声をだす 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. 日に頻繁 突然走つていなくなるような突発的行動 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. 日に頻繁 過食、反すう等の食事に関する行動 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. ほぼ毎日 てんかん発作 1. ない (年1回以上・換算せず) 2. 月に1回以上 3. 週に1回以上						

医療的ケアを必要とする利用者 (10)							
サービス利用開始年月 (記入)	(西暦)	年	月	年齢 (記入)	性別 (1つに○)	男	女
診断を受けた病名 (記入)	1. 身体障害者手帳 (総合等級： 級) 2. 療育手帳 (区分：) 3. 精神障害者保健福祉手帳 (等級： 級) 4. 該当なし 5. 区分1 2. 区分2 3. 区分3 4. 区分4 6. 区分5 7. なし						
療育手帳 (該当するすへてに○)	1. 重症心身障害児者の認定あり (大島分類1～4に該当) 2. 重症心身障害児者非該当だが、市町村の個別判断により認定を受けている 3. 重症心身障害児者の認定あり (大島分類1～4に該当) 4. 該当なし						
障害支援区分 (1つに○) (障害児の場合は回答不要)	1. 区分1 2. 区分2 3. 区分3 4. 区分4 5. 区分5 6. 区分6 7. なし						
重点認定 (1つに○)	1. 人工呼吸器 2. 気管切開 3. 鼻吸引エアウェイ 4. 吸引 (1回/時間以上) 5. 吸引 (6回/日以上) 6. ネプライザー使用・薬液吸入 7. 酸素療法 8. 中心静脈栄養 (IVH) 9. 経管栄養 (経鼻、胃ろう、腸ろう、食道ろう) 10. 経管栄養 (持続経管注入ポンプ使用) 11. 継続する透析 (血液透析、腹膜透析を含む) 12. 注射管理 (皮下注射 (インスリン、麻薬など)) 13. 注射管理 (持続皮下注射ポンプ使用) 14. 血糖測定 (利用時間中の観血的血糖測定器) 15. 血糖測定 (埋め込み式血糖測定器による血糖測定) 16. 排尿管理 (持続的導尿 (尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ)) 17. 排便管理 (消化管ストーマ) 18. 排便管理 (利用時間中の排便) 19. 排便管理 (利用時間中の流腸) 20. 排便管理 (利用時間中の流腸) 21. 経管時の管理 (座薬挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動など) 22. その他 ()						
大島分類 (記入)	1～25の該当する分類表値を記入してください (参考資料参照) ⇒ []						
行動関連項目 (行動支援スコア) (各項目1つに○)	本人独自の表現方法を用い 1. 意志表示できる 2. 時々独自の方法 3. 常に独自の方法 4. 意思表示できない 言葉以外の手段を用いた説明 1. 説明を理解できる 2. 時々言葉以外の方法 3. 常に言葉以外の方法 4. 説明を理解できない 食べられないものを口に入れる 1. ない 2. 時々ある 3. ある (週1回以上) 4. 毎日 多動又は行動の停止 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. ほぼ毎日 ハビツクや不安な行動 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. ほぼ毎日 自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. ほぼ毎日 叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. ほぼ毎日 他人に抱きついたり断りもなくものをとってくる 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. ほぼ毎日 環境の変化により突然的に通常と違う声をだす 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. 日に頻繁 突然走つていなくなるような突発的行動 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. 日に頻繁 過食、反すう等の食事に関する行動 1. ない 2. 稀にある 3. 月に1回以上 4. 週に1回以上 5. ほぼ毎日 てんかん発作 1. ない (年1回以上・換算せず) 2. 月に1回以上 3. 週に1回以上						

C5-1

ラベル添付位置
(C5-1)

質問は以上です。あらためて、記入漏れ等がないかどうかご確認ください。
ご協力ありがとうございました。



障害福祉サービス等報酬改定検証調査 居宅訪問型児童発達支援の対象者像の実態調査

【本調査の調査内容について】

本調査は、居宅訪問型児童発達支援の実施状況やサービス利用者の状況等について把握することを目的として行います。調査対象は、居宅訪問型児童発達支援を実施する事業所のほか、今後の事業実施における課題等についても聞き取るため、他の障害児通所サービス等も含めて対象としています。
ご回答いただく内容は、よりよいサービスを目指していくための貴重な情報となるものであり、今後の報酬改定の基礎資料となる、たいへん重要な調査となります。ご多忙のところ、お手数をおかけして恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【提出期限：令和2年9月18日（金）までに提出をお願いいたします】

■本調査に関する貴事業所の連絡先（電話番号、メールアドレスを記入）

電話番号	-
メールアドレス	@

■調査対象事業所・サービスのサービスの令和2年7月の活動状況（該当する番号1つに○）

- | | |
|-----------|--------------------|
| 1 活動実績がある | 2 活動実績がない（利用者がいない） |
| 3 休止・廃止 | 4 調査対象サービスを実施していない |

3、4の場合は、問1以降の回答は不要です。このまま調査票を返送してください。

1、2の場合は、問1以降を回答してください。

事業所の基本情報

問1 事業所を運営している法人の種別を回答してください。該当する番号1つに○をつけてください。

- | | |
|-------------------------|------------------|
| 1 都道府県、市区町村、広域連合、一部事務組合 | 2 社会福祉協議会 |
| 3 社会福祉法人（社会福祉協議会以外） | 4 医療法人 |
| 5 営利法人（株式・合名・合同会社） | 6 特定非営利活動法人（NPO） |
| 7 その他の法人 | |

また、事業所の設置法人と運営法人が異なる場合（委託、指定管理等）は、設置法人の種別も回答してください。
（回答欄の該当する番号1つに○、設置法人と運営法人が同じ場合は回答不要）

設置法人の種別	1	2	3	4	5	6	7
---------	---	---	---	---	---	---	---

問2 調査対象サービスの開設年月（西暦）を記入してください。

(西暦)	年	月
------	---	---

問3 調査対象サービスの職員配置人数を記入してください。(令和2年7月)

	実人数	常勤換算人数
管理者	人	人
児童発達支援管理責任者	人	人
児童指導員	人	人
保育士	人	人
障害福祉サービス経験者	人	人
看護職員	人	人
理学療法士	人	人
作業療法士	人	人
言語聴覚士	人	人
心理担当職員	人	人
訪問支援員（上記職種に該当しない）	人	人

問4 調査対象サービスにおける職員の充足状況について、該当する番号1つに○をつけてください。

- 1 おおむね充足している
- 2 不足はしていないが充足というほどでもない
- 3 やや不足している
- 4 かなり不足している

※人員配置基準上の充足状況ではなく、現場における人材の過不足感として回答してください。

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援における今後の意向

※調査対象サービスが「居宅訪問型児童発達支援」の事業所は問5～問7は回答不要です。問8に進んでください。

問5 調査対象サービスが「児童発達支援」「放課後等デイサービス」の事業所にお聞きます。

①調査対象サービスの定員数、実利用者数を記入してください(令和2年7月)。

定員数	人	実利用者数	人
-----	---	-------	---

②調査対象サービスを実施する事業所の形態（多機能型の有無）およびサービスの類型について、該当するものに○をつけてください。

1 多機能型（児童発達支援と放課後等デイサービスを 実施）	2 単独型（調査対象サービスのみを実施）
【児童発達支援の類型】	【放課後等デイサービスの類型】
1 児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる）	6 放課後等デイサービス（主として重症心身障害 児を通わせる）
2 児童発達支援センター（主として重症心身障害児を 通わせる）	7 放課後等デイサービス（それ以外）
3 児童発達支援センター（それ以外）	
4 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる）	
5 児童発達支援（それ以外）	

問6 調査対象サービスが「保育所等訪問支援」の事業所にお聞きます。調査対象サービスの表利用者数、延べ訪問回数を記入してください(令和2年7月)。

実利用者数	人	延べ訪問回数	回
-------	---	--------	---

問7 調査対象サービスが「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」の事業所にお聞きます。

①居宅訪問型児童発達支援について、法人及び事業所の今後の意向等に関して該当するものに○をつけてください。

- 1 当事業所ですでに実施している
- 2 法人が別事業所ですでに実施しており、当事業所でも実施を検討している
- 3 法人で実施が検討されており、今後、当事業所で実施予定
- 4 法人で実施が検討されており、今後、別事業所で実施予定
- 5 法人で具体的な実施の検討はされていないが、サービスに関心はある
- 6 サービス実施への意向・関心は特にない
- 7 その他（ ）

②事業所で居宅訪問型児童発達支援を実施するとした場合、どのような課題があると思われるか。該当するものすべてに○をつけてください。

- 1 職員体制等の確保が困難
- 2 居宅への訪問支援等のノウハウがない
- 3 重症心身障害児への支援のノウハウがない
- 4 医療的ケア児への支援のノウハウがない
- 5 強度行動障害児への支援のノウハウがない
- 6 地域に当該サービスの利用者がいない（ニーズがない）
- 7 既存の事業所でおおむね地域の需要が満たされており、新規参入が困難
- 8 当該サービスのコストに対して、想定される収入が少くない・不安定である
- 9 その他（ ）

調査対象サービスが「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」の事業所は、これで調査は終了です。(問8以降の回答は不要です。)

居宅訪問型児童発達支援の状況

※調査対象サービスが「居宅訪問型児童発達支援」の事業所にお聞きします。

問 8 居宅訪問型児童発達支援のサービス提供状況について、該当するものに○をつけてください。(令和2年7月)

1 サービス提供実績がある
 2 サービス提供実績がない (以前に実績あり)
 3 サービス提供実績がない (事業所登録後、これまで実績なし)

▶ 問 9 問 8 で 2、3 を回答した事業所 (実績なしの事業所) にお聞きします。

① サービス提供実績がない理由について、該当するものすべてに○をつけてください。

1 地域に当該サービスの利用者がいない (ニーズがない)
 2 地域にニーズはあると思うが、サービスへの希望が出ていない
 3 他の事業所がおおむね地域のニーズをカバーしており、当事業所を希望する利用者がいない
 4 利用者の障害の程度や要望等に関し、事業所の体制で対応することが難しい
 5 職員体制に不足が生じ、継続的なサービス提供ができなかった
 6 サービスのコストに対して、収入が少なく、不安定な状況で経営が継続できなかった
 7 以前に利用者がいたが、転居、他サービスへの移行等で利用がなくなった
 8 その他 ()

② 令和元年8月～令和2年7月の1年間で、サービス利用についての照会がありましたか。該当する番号1つに○をつけてください。また、照会があった場合は、その件数を記入してください。

1 あり ⇒ 照会件数 [] 件 2 なし

▶ 問 10 問 8 で 1 を回答した事業所 (実績ありの事業所) にお聞きします。

① サービスの登録者数を記入してください。

登録者数	人
実利用者数	人
延べ訪問回数	回

② サービスの令和2年7月の実利用者数、延べ訪問回数を記入してください。

実利用者数	人	延べ訪問回数	回
-------	---	--------	---

③ 利用者1人あたりの平均的な利用状況について記入してください。

週あたりの平均的な利用日数	日/週
一回あたりの所要時間	時間/回

④ 令和元年8月～令和2年7月の1年間で、サービス利用についての照会があったが受け入れできなかった事例はありましたか。該当する番号1つに○をつけてください。また、事例があった場合は、その件数を記入してください。

1 あり ⇒ 事例件数 [] 件 2 なし

▶ ⑤ 前問で1と回答した事業所にお聞きします。その理由について、該当する番号すべてに○をつけてください。

1 事業所の人員体制上、さらに利用者を増やすことが難しかった
 2 サービスの収支の観点から、さらに利用者を増やすことが難しかった (利用者増による赤字の拡大)
 3 利用者の障害の程度や医療的ケアの状況等に関し、事業所の体制で対応することが難しかった
 4 利用者・家族の要望等に関し、事業所の体制で対応することが難しかった
 5 その他 ()

居宅訪問型児童発達支援の利用者の状況

問 11 居宅訪問型児童発達支援の利用者の個々の状況について、全員分を個別に記入をお願いします。

※回答項目中の「大島分類」については、以下を参照してください。

(参考：大島分類について)

- ・大島分類は重症心身障害児者の判定や状態像を表す際に比較的用いられている分類表です。
- ・縦軸が知能指数 (IQ)、横軸が移動機能を示しています。
- ・例えば、「知能指数：20未満」「移動機能：寝たきり」の状態であれば、分類表の1に該当します。
- ・知能指数 (IQ) については発達検査を実施した時などの数値をご参照ください。

(10)

21	22	23	24	25	80
20	13	14	15	16	70
19	12	7	8	9	50
18	11	6	3	4	35
17	10	5	2	1	20
走れる	歩ける	歩行障害	座れる	寝たきり	0

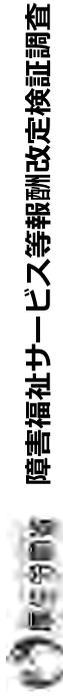
(移動機能)

次ページ以降に9人分の回答欄を用意しています (1人分見開き2ページ)。回答欄が不足する場合は、お手数ですが、適宜コピーをして回答欄を必要人数分に増やしてください。

C5-2

ラベル添付位置
(C5-2)

質問は以上です。あらためて、記入漏れ等がないかどうかご確認ください。
ご協力ありがとうございました。



障害福祉サービス等報酬改定検証調査

居宅訪問型児童発達支援の対象者像の実態調査 (居宅訪問型児童発達支援の支給決定等に関する調査)

【本調査の調査内容について】

本調査は、居宅訪問型児童発達支援の実施状況やサービス利用者の状況等について把握することを目的としており、この調査は、その一環として、全国の市町村を対象に、市町村における居宅訪問型児童発達支援の支給決定等に関する現状把握等を調査内容とするものです。

ご回答いただく内容は、よりよいサービスを目指していくための貴重な情報となるものであり、今後の報酬改定の基礎資料となる、たいへん重要な調査となります。ご多忙のところ、お手数をおかけして恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本調査の提出方法、事務局連絡先等につきましては、4 ページをご覧ください。

【提出期限：令和2年9月18日（金）までに提出をお願いいたします】

問1 自治体名をご記入ください。

団体名	都・道・府・県	市・区・町・村
	（一部事務組合等の場合、名称）	
本調査に関する連絡先	電話番号	-
	メールアドレス	@

問2 障害児通所支援サービス等の支給決定者数を記入してください。（令和2年7月）

児童発達支援	人
医療型児童発達支援	人
放課後等デイサービス	人
保育所等訪問支援	人
居宅訪問型児童発達支援	人

問 3 居宅訪問型児童発達支援の支給決定者数が0の自治体にお聞きします。

① これまでに居宅訪問型児童発達支援の支給決定を行ったことがありますか。

1	あり	2	なし
---	----	---	----

②現在の支給決定者数が0の理由について、該当する番号すべてに○をつけてください。

1	当該サービス開始以降、支給申請が0件である
2	当該サービス開始以降、支給申請はあったが、支給決定に至らなかった
3	以前に支給決定をしたことがあるが、他サービスへの移行等で現在までに支給決定者がいなくなった
4	地域に当該サービスの基盤がないため、支給をしていない
5	地域に当該サービスの利用ニーズがない・該当する利用者がいない
6	地域に当該サービスの利用ニーズはあると思うが、支給申請がない
7	その他 ()

問 4 障害児福祉計画における居宅訪問型児童発達支援の利用見込みと現在の推移について、該当する番号に○をつけてください。

1	障害児福祉計画で利用を見込んでいない
2	おおむね障害児福祉計画の見込み通りで推移している
3	障害児福祉計画の見込みより利用が多く推移している
4	障害児福祉計画の見込みより利用が少なく推移している

問 5 居宅訪問型児童発達支援の支給決定の可否にあたり、判断の考え方を回答してください。これまで支給決定がない自治体も、判定する場合を想定してお答えください。

①外出不可の要件について

1	重症心身障害児、特別な感染症対策が必要な児童、強度行動障害の状態にあり集団生活が著しく困難である障害児など、外出が著しく困難な児童に限定
2	児童本人が外出可能（外出が著しく困難とは認められない）であっても、特段の事情があれば支給を認める (2 を選んだ場合、以下の該当するものに○ (複数可))
1	医療的ケアが必要で、受け入れ可能な通所事業所が見つかからない場合
2	強度行動障害等により見守りが必要で、受け入れ可能な通所事業所が見つかからない場合
3	適切な送迎等に対応できる通所事業所が見つかからない場合
4	児童発達支援など集団療育のサービスへの移行支援として利用する場合
5	その他、利用者・保護者が利用を強く希望する場合等 具体的に ()

②他サービスとの併給について

1	基本的に他の障害児通所サービスとの併給は認めない
2	特段の事情があれば他の障害児通所サービスとの併給を認める (2 を選んだ場合、以下の該当するものに○ (複数可))
1	当該サービスの供給が少ない場合
2	利用者の受け入れ可能な通所事業所のサービス供給が少ない場合
3	児童発達支援など集団療育のサービスへの移行支援として利用する場合
4	その他、利用者・保護者が併給を強く希望する場合等 具体的に ()

③強度行動障害の状態判定（強度行動障害の状態にあり他人を傷つけるなど集団生活が著しく困難）について

1	基本的に行動援護スコア（行動関連 12 項目）の判定に基づき状態を判定している
2	行動援護スコア以外の基準（強度行動障害判定規準項目、自治体独自基準等）で状態を判定している
3	特段の事情があれば強度行動障害の状態と判定する (3 を選んだ場合、以下の該当するものに○ (複数可))
1	基準では判定できない行動上の問題があり、受け入れ可能な通所事業所が見つかからない場合
2	適切な送迎等に対応できる通所事業所が見つかからない場合
3	児童発達支援など集団療育のサービスへの移行支援として利用する場合
4	その他、利用者・保護者が利用を強く希望する場合等 具体的に ()

質問は以上です。あらためて、記入漏れ等がないかどうかご確認ください。

ご協力ありがとうございました。

調査について

(調査の目的)

- ・本調査は、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の効果検証、並びに次期報酬改定に向けた障害福祉サービスのあり方や質の評価の検討に資するための基礎資料を得ることを目的として実施するものです。

(調査の実施主体)

- ・本調査は、厚生労働省より「障害福祉サービス等報酬改定検証調査」の委託を受けた「三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社」(プライバシー・マナーグループ付与事業者)が実施するものです。
- ・本調査でご回答いただいた情報については、取り扱いは十分留意し、統計的に処理するとともに、上記目的以外に使用することは一切ありません。

(調査対象)

- ・全市町村にお送りしています。

(調査票の提出方法)

- ・本調査では、次の3通りの提出方法を用意しています。

- ①調査専用ホームページ (<https://www.shogaifukushi.jp/kensho/>) より調査票ファイル (Microsoft-Excel) をダウンロードし、回答を入力・保存後、調査票ファイルを同ホームページにアップロードする方法
 - ②調査専用ホームページの回答フォームに直接入力・送信する方法
 - ③送付した紙の調査票に手書きで記入いただき、同封の返信用封筒にて郵送する方法
- ※ファイルのアップロードが困難な場合、事務局宛メール (jimukyoku@shogaifukushi.jp) にファイルを送付いただく形でも受付可能です。
- ※インターネットで回答される場合には、ログインページで「調査番号」と「オンライン提出用パスワード」の入力が必要となります。調査票1ページ右上に貼付のラベルに「調査番号」「オンライン提出用パスワード」を印字しています。

調査に関するお問合せ先

「障害福祉サービス等報酬改定検証調査」事務局
(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

【電話】：0120-163-391

※受付時間 平日 9:30~17:30 (土・日・祝日を除く)

【FAX】：06-7637-1479

【メール】：jimukyoku@shogaifukushi.jp

【調査専用ホームページ】：<https://www.shogaifukushi.jp/kensho/>

C6

ラベル添付位置
(C6)



障害福祉サービス等報酬改定検証調査 障害児入所施設の支援の実態調査

【本調査の調査内容について】

本調査は、福祉型・医療型障害児入所施設を対象とし、入所児への支援の状況や各種加算の算定状況等を把握することを目的としています。調査内容として、施設における小規模グループケアや重度障害児等の支援、外泊支援など、さまざまな調査項目を設けており、また、細かな内容をお聞きする設問も多くなってまいります。

ご回答いただく内容は、よりよいサービスを目指していくための貴重な情報となるものであり、今後の報酬改定の基礎資料となる、たいへん重要な調査となります。ご多忙のところ、お手数をおかけして恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【提出期限：令和2年9月18日（金）までに提出をお願いいたします】

- 本調査に関する貴施設の連絡先（電話番号、メールアドレスを記入）

電話番号	-
メールアドレス	@

- 調査対象施設の令和2年7月の活動状況（該当する番号1つに○）

- | | |
|-----------|--------------------|
| 1 活動実績がある | 2 活動実績がない（利用者がいない） |
| 3 休止・廃止 | 4 調査対象サービスを実施していない |

2、3、4の場合は、問1以降の回答は不要です。このまま調査票を返送してください。

施設の基本情報

- 問1 施設の主たる対象者を回答してください。施設区分の回答欄の該当する番号1つに○をつけてください。

福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設
1 知的障害児 2 盲児 3 ろうあ児 4 自閉症児 5 肢体不自由児	1 肢体不自由児 2 重症心身障害児 3 自閉症児

問2 施設の定員・実利用者数を記入してください。(令和2年7月)

定員	実利用者数 (契約)	実利用者数 (措置)
人	人	人
	(うち、児童数)	(うち、児童数)
人	人	人

問3 施設の居室数を利用人数別に記入してください。

個室	2人	3人	4人	5人以上	計
室	室	室	室	室	室

問4 施設の居室面積を記入してください。

居室面積合計	m
--------	---

問5 施設の直接支援職員数(常勤換算)を記入してください。(令和2年7月)

直接支援職員数(常勤換算)	人
---------------	---

小規模グループケアについて

問6 小規模グループケア加算の算定状況を回答してください。該当する番号1つに○をつけてください。(令和2年7月)

1 算定あり	2 算定なし
--------	--------

問7 施設での小規模グループケアの実施状況を回答してください。該当する番号1つに○をつけてください。

1 実施あり	2 実施なし
--------	--------

問8 問7で1と回答した施設にお聞きます。

①小規模グループケアの実施単位数、利用者数等を記入してください。

単位数	1単位の定員(平均)	1人あたりの居室面積(平均)	実利用者数(合計)
単位	人	m	人

②小規模グループケア専任の職員数を記入してください。

児童指導員	保育士	その他の職員
人	人	人

問9へ

問9 問7で2と回答した施設にお聞きます。

①今後の小規模グループケアの実施意向を回答してください。該当する番号1つに○をつけてください。

1 実施を予定している	→ 令和[]年[]月
2 実施したいが難しい	
3 実施しない	

問10 前問で2、3を回答した施設にお聞きます。実施しない・実施が難しい理由を回答してください。該当する番号すべてに○をつけてください。

1 小規模グループケア専任の職員を確保することが難しい
2 施設の中に、小規模グループケアの居室や共有スペース等の設備を整備することが難しい
3 小規模グループケアによる効果の認められる利用者がいない・少ない
4 小規模グループケアのノウハウがない
5 小規模グループケアの実施に係るコスト面の負担が困難
6 その他()

重度障害児等の受け入れについて

問10 下記の加算の算定状況を回答してください。該当する番号すべてに○をつけてください。(令和2年7月)

1 重度障害児支援加算(I)	2 重度障害児支援加算(II)
3 重度障害児支援加算(III)	4 重度障害児支援加算(IV)
5 重度障害児支援加算(V)	6 重度障害児支援加算(VI)
7 重度障害児支援加算(VII)	8 重度障害児支援加算(強度行動)
9 重度重複障害児加算	10 強度行動障害児特別支援加算

問11 施設における重度障害児入所棟*の有無を回答してください。該当する番号1つに○をつけてください。

1 あり(施設全体)
2 あり(施設の一部)
3 なし

*重度障害児支援加算の施設基準に該当するもの

問12 問11で1、2と回答した施設にお聞きます。重度障害児入所棟の定員、利用者数等を記入してください。

重度障害児入所棟の定員	1人あたりの居室面積(平均)	重度障害児入所棟の実利用者数
人	m	人

問13へ

身体拘束以外の対応方法を具体的に記載	
5	睡眠障害
6	食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動
7	排泄に関する強度の障害
8	著しい多動
9	通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動
10	パニックへの対応が困難
11	他人に恐怖感を与える態度の粗暴な行為があり、対応が困難

③施設では、身体拘束を行う際の、明文化され、職員全員が参照できる手続きやガイドライン、マニュアル等を定めていますか。該当するものに○をつけてください。

- 1 身体拘束が「緊急やむを得ない（切迫性・非代替性・一時性）」場合かどうかの判定方法・判断基準
- 2 身体拘束を実施する場合の一連の手続きを定めたもの（責任者の承認、本人・家族の同意、実施可否の判断等）
- 3 身体拘束中の確認事項、確認頻度、身体拘束の終了判断等について定めたもの
- 4 身体拘束を実施したことの記録方法や書式等を定めたもの
- 5 身体拘束を実施した後、そのケース検討や振り返り等の機会・手順を定めたもの
- 6 その他（ ）
- 7 これらの文書等は定めていない

▶【7を回答した場合、その理由を記入してください】

④身体拘束の廃止・適正化に向けた取組として施設で実施していることを回答してください。該当する番号すべてに○をつけてください。

- 1 身体拘束の廃止・適正化のための委員会等を設置し、方針や具体的取組等の検討を行っている（虐待防止委員会等の中で検討している場合も含む）
- 2 職員に対し、身体拘束の弊害の周知や、身体拘束をしない支援等についての研修等を行っている
- 3 身体拘束の廃止・適正化の先進事業所から人を招いたり職員を派遣するなど、実地研修を行っている
- 4 利用者のアセスメントを十分に行い、身体拘束をしないための支援の質を高める工夫を行っている
- 5 身体拘束をしない支援に役立つ機器・設備等の導入や、施設等の環境改善を行っている
- 6 入所者本人や保護者等に対し、身体拘束をしない支援についての理解と協力を求めている
- 7 身体拘束をしない支援を実施するために、十分な数の職員を確保を図っている
- 8 その他（ ）

※福祉型障害児入所施設は、問 17 は回答不要です。問 18 に進んでください。医療型障害児入所施設は問 17 を回答してください。

問 17 医療型障害児入所施設にお聞きします。強度行動障害児の受け入れに関し、以下について回答してください。

①保険医療機関として、診療報酬の強度行動障害児入院医療管理加算の算定状況を回答してください。該当する番号1つに○をつけてください。（令和2年7月）

- 1 算定あり
- 2 算定なし

▶② ①で1と回答した施設にお聞きします。算定対象の患者数を記入してください。（令和2年7月）

また、そのうち、医療型障害児入所施設の利用者に該当する人数を記入してください。

強度行動障害児入院医療管理加算の対象者数	人
うち、医療型障害児入所施設の利用者数	人

▶③ ①で2と回答した施設にお聞きします。診療報酬の強度行動障害児入院医療管理加算を算定しない理由を回答してください。該当する番号1つに○をつけてください。

- 1 強度行動障害の患者（利用者）がいない
- 2 強度行動障害と思われる患者（利用者）がいるが、強度行動障害の判定基準を用いた判定をしていない
- 3 福祉の基準（行動援護スコア等）で強度行動障害と判定される患者（利用者）がいるが、強度行動障害入院医療管理加算の要件（強度行動障害スコア、医療度判定スコアの点数）を満たさなため、算定できない
- 4 強度行動障害入院医療管理加算の要件を満たしていても、当該加算は算定しない
- 5 その他（ ）

④福祉型障害児入所施設の「強度行動障害児特別支援加算」等の強度行動障害児に関する加算について、医療型障害児入所施設にも同種の加算（福祉的な観点・基準に基づき強度行動障害児支援を評価する加算）を認めることに ついてどのように考えますか。該当する番号1つに○をつけてください。

- 1 福祉型障害児入所施設と同種の加算があった方がよい
- 2 加算があった方がよいが、福祉型障害児入所施設と同種でなくともよい
- 3 診療報酬の強度行動障害児入院医療管理加算等で評価されているので、特に必要はない
- 4 強度行動障害児への対応について、加算で評価する必要がある
- 5 その他（ ）

▶【1、2を回答した場合、その理由を記入してください】

入院・外泊について

※福祉型障害児入所施設は、問 18 を回答し、問 19 を飛ばして、問 20 に進んでください。
 ※医療型障害児入所施設は、問 18 を飛ばして、問 19 以降を回答してください。

問 18 福祉型障害児入所施設にお聞きします。

①令和 2 年 4 月～令和 2 年 7 月の期間における、利用者の入院・外泊の延べ日数を記入してください。

延べ入院日数	日	延べ外泊日数	日
--------	---	--------	---

②入院・外泊をした利用者について、その概要を記入してください。令和 2 年 4 月～令和 2 年 7 月の期間で、入院・外泊者がいた場合にご回答ください。(対象者が 10 名以上いる場合は、直近の 10 名分について回答してください。)
 ※10 名の中に、同じ人が複数回入る場合も可)

年齢	障害区分 (利用者の主たる障害種別1つに○) ※施設の指定種別ではありません							入院・外泊 区分		入院・外泊期間 (年月日を記入、 年は西暦)		外泊先			加算算定				
	1	2	3	4	5	6	7	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	3	
	知的障害児	自閉症児	言語障害児	ろうあ児	肢体不自由児	重症心身障害児	その他・不明												
1 歳	1	2	3	4	5	6	7	1	2	年 月 日	年 月 日	1	2	1	2	1	2	3	
2 歳	1	2	3	4	5	6	7	1	2	年 月 日	年 月 日	1	2	1	2	1	2	3	
3 歳	1	2	3	4	5	6	7	1	2	年 月 日	年 月 日	1	2	1	2	1	2	3	
4 歳	1	2	3	4	5	6	7	1	2	年 月 日	年 月 日	1	2	1	2	1	2	3	
5 歳	1	2	3	4	5	6	7	1	2	年 月 日	年 月 日	1	2	1	2	1	2	3	
6 歳	1	2	3	4	5	6	7	1	2	年 月 日	年 月 日	1	2	1	2	1	2	3	
7 歳	1	2	3	4	5	6	7	1	2	年 月 日	年 月 日	1	2	1	2	1	2	3	
8 歳	1	2	3	4	5	6	7	1	2	年 月 日	年 月 日	1	2	1	2	1	2	3	
9 歳	1	2	3	4	5	6	7	1	2	年 月 日	年 月 日	1	2	1	2	1	2	3	
10 歳	1	2	3	4	5	6	7	1	2	年 月 日	年 月 日	1	2	1	2	1	2	3	

※外泊先の「自宅以外」は、移行を目的とした短期入所等を含みます。

③利用者の入院・外泊にあたり、施設として利用者・家族等に支援等を行っていることや、入院・外泊が円滑に行われるように工夫していることなどがあれば、具体的に記入してください。②で記入いただいた入院・外泊者 10 名について、それぞれ個別に、体制設定や支援で工夫したこと等を記入してください。
 ⇒11 ページの回答欄に記入してください。

問 19 医療型障害児入所施設にお聞きします。

①令和 2 年 4 月～令和 2 年 7 月の期間における、利用者の外泊の延べ日数を記入してください。

延べ外泊日数	日
--------	---

②外泊をした利用者について、その概要を記入してください。令和 2 年 4 月～令和 2 年 7 月の期間で、外泊者がいた場合にご回答ください。(対象者が 10 名以上いる場合は、直近の 10 名分について回答してください。)
 ※10 名の中に、同じ人が複数回入る場合も可)

年齢	障害区分 (利用者の主たる障害種別1つに○) ※施設の指定種別ではありません							外泊期間 (年月日を記入、 年は西暦)		外泊先		外泊時入院基本 料の上乗せ有無	
	1	2	3	4	5	6	7	1	2	1	2	1	2
	知的障害児	自閉症児	言語障害児	ろうあ児	肢体不自由児	重症心身障害児	その他・不明						
1 歳	1	2	3	4	5	6	7	年 月 日	年 月 日	1	2	1	2
2 歳	1	2	3	4	5	6	7	年 月 日	年 月 日	1	2	1	2
3 歳	1	2	3	4	5	6	7	年 月 日	年 月 日	1	2	1	2
4 歳	1	2	3	4	5	6	7	年 月 日	年 月 日	1	2	1	2
5 歳	1	2	3	4	5	6	7	年 月 日	年 月 日	1	2	1	2
6 歳	1	2	3	4	5	6	7	年 月 日	年 月 日	1	2	1	2
7 歳	1	2	3	4	5	6	7	年 月 日	年 月 日	1	2	1	2
8 歳	1	2	3	4	5	6	7	年 月 日	年 月 日	1	2	1	2
9 歳	1	2	3	4	5	6	7	年 月 日	年 月 日	1	2	1	2
10 歳	1	2	3	4	5	6	7	年 月 日	年 月 日	1	2	1	2

※外泊先の「自宅以外」は、移行を目的とした短期入所等を含みます。

③利用者の外泊に当たり、施設として利用者・家族等に支援等を行っていることや、外泊が円滑に行われるように工夫していることなどがあれば、具体的に記入してください。②で記入いただいた外泊者 10 名について、それぞれ個別に、体制設定や支援で工夫したこと等を記入してください。

⇒11 ページの回答欄に記入してください。

④利用者の外泊により、1 人 1 日あたりの給付費・入院費の減少は平均でどの程度でしょうか。おおよその割合を記入してください。

外泊時の 1 人 1 日あたりの給付費・入院費	通常の 1 人 1 日あたりの給付費・入院費の約	%
-------------------------	--------------------------	---

⑤福祉型障害児入所施設の「入院・外泊時加算」等の加算について、医療型障害児入所施設にも同種の加算（利用者の外泊等の支援を評価する加算）を認めることについてどのように考えますか、該当する番号 1 つに○をつけてください。

- 1 福祉型障害児入所施設と同種の加算があった方がよい
- 2 加算があった方がよいが、福祉型障害児入所施設と同種でなくともよい
- 3 外泊等に関し、加算で評価する必要はない
- 4 その他 ()

▶ 【1、2 を回答した場合、その理由を記入してください】

【問 18③、問 19③の回答欄】

	体制設定、支援等の工夫
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

※福祉型障害児入所施設の入院・外泊時加算等の算定要件として、「入院の場合は原則として 1 週間に 1 回以上、施設職員が病室を訪問し、被服等の準備や障害児の相談支援など日常生活上の支援を行い、入院以外の外泊にあつては家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行う」ことが定められていますが、ここでは、こうした加算の有無・算定要件に関わらず、施設として実施したことがあれば記入してください。

その他の加算の取得状況等

問 20 下記の加算の算定状況を回答してください。施設区分の回答欄で、算定しているものすべてに○をつけてください。(令和2年7月)

福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設
1 職業指導員配置加算	1 乳幼児加算
2 幼児加算	2 心理担当職員配置加算
3 心理担当職員配置加算	3 自活訓練加算(Ⅰ)
4 看護職員配置加算(Ⅰ)	4 自活訓練加算(Ⅱ)
5 看護職員配置加算(Ⅱ)	5 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)
6 児童指導員等加算加算	6 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)
7 自活訓練加算(Ⅰ)	7 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)
8 自活訓練加算(Ⅱ)	8 保育職員加算加算
9 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	9 地域移行加算
10 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	
11 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	
12 地域移行加算	
13 栄養士配置加算(Ⅰ)	
14 栄養士配置加算(Ⅱ)	
15 栄養マネジメント加算	

職員の配置・充足状況等

問 21 施設における職員の充足状況について、該当する番号1つに○をつけてください。

- 1 おおむね充足している
- 2 不足はしていないが充足というほどでもない
- 3 やや不足している
- 4 かなり不足している

※人員配置基準上の充足状況ではなく、現場における人材の過不足感として回答してください。

問 22 施設における保育士・児童指導員の配置や補充等に関して、感じていることを回答してください。該当する番号すべてに○をつけてください。

- 1 保育士の資格を有する人材の新規採用・退職者の補充等が難しい
- 2 児童指導員の資格を有する人材の新規採用・退職者の補充等が難しい
- 3 保育士・児童指導員の配置を増やしたいが、コストの面で増員が難しい
- 4 十分なスキルを有する保育士・児童指導員が少ない
- 5 利用者の短期間での増加等により、一時的に保育士・児童指導員の不足が発生している
- 6 その他 ()

質問は以上です。あらためて、記入漏れ等がないかどうかご確認ください。

ご協力ありがとうございました。

障害福祉サービス等報酬改定検証調査

訪問系サービスの支援の実態調査

【記入要領】

- ◆本冊子は、調査票へのご回答にあたって、調査の概要や回答にあたっての留意点、説明等をまとめたものです。回答時にご参照ください。
- ◆本調査は、インターネットを利用してオンラインで回答いただけます。調査専用ホームページを用意しておりますので、ぜひご利用ください。
(<https://www.shogaifukushi.jp/kensho/>)

調査に関するお問合せ先

「障害福祉サービス等報酬改定検証調査」事務局
(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

【電話】：0120-163-391

※受付時間 平日 9:30～17:30 (土・日・祝日を除く)

【FAX】：06-7637-1479

【メール】：jimukyoku@shogaifukushi.jp

【調査専用ホームページ】： <https://www.shogaifukushi.jp/kensho/>

<目次>

I 本調査について	1
II 事業所票の項目説明と回答方法	3
§1. 事業所の基本情報	3
§2. 人員配置と加算の算定状況	3
§3. 居宅介護のサービス提供状況等	5
§4. 重度訪問介護に従事する職員の夜勤に関する状況等	5
§5. 新人のOJTに要する期間、及び、担当の交代時の引継ぎに要する時間	6
III 職員票の項目説明と回答方法	7
§1. 従業者の状況	7
§2. 勤務時間および業務内容の状況	8
§3. 移動援助の状況	8
IV 利用者票の項目説明と回答方法	9
§1. 利用者の状況	9
§2. 「通院等介助」の利用について	9
(参考) 無作為抽出の方法	10

I 本調査について

1. 調査の目的

・本調査は、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の効果検証、並びに次期報酬改定に向けた障害福祉サービスのあり方や質の評価の検討に資するための基礎資料を得ることを目的として実施するものです。

2. 調査の実施主体

・本調査は、厚生労働省より「障害福祉サービス等報酬改定検証調査」の委託を受けた「三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（プライバシーマーク付与事業者）が実施するものです。

・本調査でご回答いただいた情報については、取り扱いに十分留意し、統計的に処理するとともに、上記目的以外に使用することは一切ありません。

3. 調査対象

・本調査の対象は、全国の訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）を実施している事業所から、無作為抽出をしています。

4. 調査票の提出方法・期限

・本調査では、次の3通りの提出方法を用意しています。

- ① 調査専用ホームページ（<https://www.shogaifukushi.jp/kensho/>）より調査票ファイル（Microsoft-Excel）をダウンロードし、回答を入力・保存後、調査票ファイルを同ホームページにアップロードする方法
- ② 調査専用ホームページの回答フォームに直接入力・送信する方法
- ③ 送付した紙の調査票に手書きで記入いただき、同封の返信用封筒にて郵送する方法

※インターネットを利用できる環境をお持ちの場合は、①②の方法がたいへん便利です（秘密性・機密性の高い通信方式を採用しています）。是非、ご利用ください。

※ファイルのアップロードが困難な場合、事務局宛メール（jimukyoku@shogaifukushi.jp）にファイルを添付いただく形でも受付可能です。

・いずれかの方法で、**令和2年9月18日（金）までに**ご提出いただきますようお願い申し上げます。

・インターネットで回答される場合には、「調査票番号」と「オンライン提出用パスワード」の入力が必須となります。調査票には、あらかじめ1ページ右上に宛先等を記載したラベルを貼付していますが、ラベルの下部に「調査票番号」「オンライン提出用パスワード」を印字していますので、ご確認ください。

<調査票貼付ラベル>

施設・事業所所在地 施設・事業所名 (事業所番号) (調査対象サービス)	調査票番号 *****
上記の事業所・サービスの管理者 様	
パスワード *****	パスワード *****

5. 一般的な注意事項

- ・調査票の記入は、対象事業所・サービスの管理者の方などをお願いいたします。
- ・調査票の記入にあたり、不明な点がある場合は、下記までお問合せください。

「障害福祉サービス等報酬改定検証調査」事務局
(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)
【電話】：0120-163-391
※受付時間 平日 9:30~17:30 (土・日・祝日を除く)
【FAX】：06-7637-1479
【メール】：jimukyoku@shogaifukushi.jp
【調査専用ホームページ】：<https://www.shogaifukushi.jp/kensho/>

6. 回答上の留意点

- ・ 特に時点を示してあるもの以外は、令和2年7月末現在でご回答ください。
 - ・ 金額は、円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。
- (郵送で提出いただく場合の留意点)**
- ・ 紙の調査票に直接記入いただいた場合、必ず原紙を返送してください。
 - ・ 調査票の記入内容について確認させていただく場合がありますので、調査票は複写したものを1部お手元に保存してください。
 - ・ 調査票は、黒のHBの鉛筆か黒のボールペンで、楷書で明確に記入してください。
 - ・ 誤って記入したときは、消しゴムで消すか、二重線を引き、正しい数字を記入してください（訂正印等は不要です）。
 - ・ いったん提出した調査票について、修正等があり再提出を希望される場合は、必ず事前に調査事務局へご一報ください。(オンライン提出の場合、回答期限内の修正は何度でも可能です。調査事務局への連絡は必要ありません。)

II 事業所票の項目説明と回答方法

S 1. 事業所の基本情報

問1 運営主体

- ・ サービスを運営する法人の種別を回答してください。
- ・ 公設民営等で設置法人と運営法人が異なる場合は、設置法人の種別も回答してください。

問2 運営主体・事業所の設立年月

- ・ 法人欄には、運営主体が法人格を取得した年月を西暦で記入してください。なお、運営主体が国、都道府県、市区町村、独立行政法人、広域連合・一部事務組合の場合は記入不要です。
- ・ 事業所欄には、調査対象事業所が障害福祉サービスの訪問系サービスの訪問系サービスを開設した年月を西暦で回答してください。

問3 訪問系サービスで実施しているサービス

- ・ 令和2年7月現在で、調査対象事業所で実施している訪問系サービスとして該当するものを回答してください。実施しているサービスについては令和2年7月の実利用者数も回答してください。

問4 自動車を利用した利用者の移送等の有無

- ・ 事業所で、自動車を利用した訪問系サービス（居宅介護の通院等介助、重度訪問介護、同行支援、行動支援及び重度障害者等包括支援）に連続する利用者の移送等を実施しているかどうかを回答してください。

問5 利用者の移送等における道路運送法上の許可又は登録

- ・ 自動車による利用者の移送等を実施している事業所にお聞きする質問です。
- ・ 道路運送法上の許可又は登録について、該当するものを回答してください。

問6 同一事業所における他サービスの実施状況

- ・ 令和2年7月現在で、同一事業所における他サービスの実施状況について、該当するものを回答してください。実施しているものがない場合は回答不要です。

S 2. 人員配置と加算の算定状況

問7 事業所全体の職員数

- ・ 事業所全体の職員数を、サービス提供責任者、ヘルパー、事務員その他の職種別に回答してください。
- ・ 令和2年7月の実績で回答してください。常勤職員は実人数、非常勤職員は実人数と常勤換算人数を回答してください。
- ・ 「常勤で勤務している者」とは、原則として事業所で定めた勤務時間（所定労働時間）の全てを勤務する者（1週間の所定労働時間が32時間を下回る場合は32時間を基本とする）をいいます。この条件を満たすパート職員等は常勤職員となります。他サービスを兼任し、訪問系サービスの業務が少ない

場合でも、就業形態として常勤職員であれば「常勤」を選んでください。

- ・ 「非常勤で勤務している者」とは、常勤職員以外の従事者（他の施設・事業所にも勤務するなど収入及び時間的拘束の伴う仕事を持っている者、短時間のパートタイマー等）をいいます。

- ・ 障害福祉と介護保険のいずれの業務にも従事している常勤職員がいる場合、主たる業務が障害福祉であれば、常勤職員1名としてカウントしてください。主たる業務が介護保険であれば、非常勤職員としてカウントしてください。その際、障害福祉に従事している業務の割合で常勤換算人数を算出してください。
- ・ 職種を兼務する者は、主たる職種で回答してください。（複数職種への扱いはしないでください。）

【常勤換算人数の計算式】

従事者の訪問系サービスに係る1週間の勤務時間
事業所が定めている常勤の従業者が勤務すべき1週間の時間数
※1か月に数回勤務である場合
従事者の訪問系サービスに係る1か月の勤務時間
事業所が定めている常勤の従業者が勤務すべき1週間の時間数×4（週）
※常勤職員であるが障害福祉と介護保険の従事の比率が3：7の場合（非常勤とする）
$\frac{3}{3+7} = 0.3 \text{人}$

問8 職員の平均勤続年数

- ・ 常勤職員、非常勤職員の平均勤続年数を、令和2年7月末現在で回答してください。

問9 職員の離職率

- ・ 常勤職員、非常勤職員の離職率を、令和2年7月末現在で回答してください。離職率の計算方法は以下の通りです。

【離職率の計算式】

$$\frac{\text{過去1年間に退職した人数}}{\text{過去1年間に在籍していた実人数}} \times 100$$

問10 事業所における職員の充足状況

- ・ 調査対象事業所における職員の現在の充足状況で最も近いものを回答してください。
- ・ 人員配置基準とはかわりなく、現場における人材の過不足感を回答してください。

問11 資格等の取得職員数

- ・ 事業所全体の職員で、資格等を取得している実人数を、サービス提供責任者、ヘルパー別に回答してください（令和2年7月末現在）。
- ・ 1人で複数の資格等を有する場合は、それぞれに計上してください。

問12 加算・減算の算定状況

- ・ 障害福祉サービス報酬を請求する際の加算・減算について、令和2年7月分に1回以上該当した加算・減算がある場合には、該当するものを回答してください

S3. 居宅介護のサービス提供状況等

※問13～15は、居宅介護を実施している事業所が対象です。居宅介護を実施していない事業所は回答不要です。

問13 居宅介護サービスの実利用者数、同一建物に居住する実利用者数

- 令和2年4月～7月の4か月について、居宅介護サービスの実利用者数を回答してください。なお、実利用者数とは、当該期間に1回以上サービスを利用した者の実際の人数を指します。
- その内数として、同一建物に居住する者の人数を回答してください。「同一建物に居住する者」とは、以下の条件（イ）（ロ）（ハ）に該当する者です。

条件（イ）：居宅介護事業者と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者
条件（ロ）：「居宅介護事業者と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物」以外の範囲に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
条件（ハ）：居宅介護事業者と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合）

- 該当者がいない場合は、「0人」と記入してください。

問14 居宅介護計画の作成件数、初任者研修課程修了者による計画作成件数

- 居宅介護計画の令和2年7月分の作成件数を回答してください。
- うち、以下の条件（二）に該当する者が作成した件数を回答してください。
条件（二）：サービス提供責任者であり、かつ、居宅介護職員初任者研修課程修了者（介護職員初任者研修課程修了者や旧2級ヘルパーを含む）であって、3年以上の介護等の業務に従事した者
- 該当がない場合は、「0件」と記入してください。

問15 初任者研修課程修了者による計画作成の減算適用利用者数

- 初任者研修課程修了者が作成した居宅介護計画に基づきサービス提供した場合の10%報訓減算について、減算が適用されている令和2年7月分の利用者数（実人数）を回答してください。
- 適用されている利用者がいない場合には「0人」と記入してください。

S4. 重度訪問介護に従事する職員の夜勤に関する状況等

※問16～21は、重度訪問介護を実施している事業所が対象です。重度訪問介護を実施していない事業所は回答不要です。

問16 重度訪問介護に従事する時間帯別の職員数、サービス提供時間

- 令和2年9月1日（火）8時から翌8時までの1日における、重度訪問介護に従事する職員数、サービス提供時間について、8時～18時、18時～22時（夜間）、22時～翌8時（深夜・早朝）の3区分で、利用実人数、延べ従事者数、延べ時間数を回答してください。

問17 重度訪問介護に従事する職員の夜勤に対する手当等

- 重度訪問介護に従事する職員の、夜勤の時間帯（18:00～翌8:00の時間内の勤務）における、夜勤に対する手当等（夜勤手当等）の支払い方法を、正規職員、非正規職員別に回答してください。令和2年7月分の状況で回答してください。
- ①では、夜勤を行う職員への夜勤手当等の支払形態を回答してください。夜勤回数等に関わらず、基本給あるいは定額の手当に含めて月給で支払っている場合は1を回答してください。夜勤回数・時間で手当額を算定している場合は、その積算単位（日給、時給、その他）と、1人1回分の平均の夜勤

手当額を回答してください。

- ②では、夜勤手当等を日給、時給、その他で支払っている場合、その手当の額の基礎となる勤務の時間帯を回答してください（24時間制で記入）。なお、法定の深夜割増時間帯ではなく、事業所で夜勤手当相当と決めている時間帯を回答してください。

問18 夜勤の休憩時間の規定

- 事業所における職員の夜勤の休憩時間の規定（雇用契約書や就業規則等での規定等）について、該当するものを回答してください。

問19 夜勤の休憩を取得する場合の手続

- 職員が夜勤の休憩を取得する場合の手続をどのようにしているか、該当するものを回答してください。

問20 夜勤職員の休憩時間の取得における課題の有無

- 労働基準法において使用者は休憩時間を自由に利用させなければならぬとされていますが、その観点から、夜勤職員の休憩時間の取得について何らかの課題があるかどうかを回答してください。

問21 夜勤職員の休憩時間の取得における課題

- 夜勤職員の休憩時間の取得について「課題がある」と回答した事業所にお聞きする質問です。
- 夜勤職員の休憩時間の取得における課題として、該当するものを回答してください。

S5. 新人のOJTに要する期間、及び、担当の交代時の引継ぎに要する時間

※問22、23は、重度訪問介護を実施している事業所が対象です。重度訪問介護を実施していない事業所は回答不要です。

問22 新人のOJTに要する期間

- 重度訪問介護に新規に採用された職員（ただし、利用者への支援が1年未満となることが見込まれる者及び採用から6か月を経過した職員は除く）を「新人」と定義します。令和2年4月～7月の期間で、この条件に該当する職員（採用から6か月未満の期間が当該期間にかかる職員）について回答してください。該当する職員がいない場合は回答不要です。

事業所の新人でOJTを行った新人に関し、一人ずつ（1人1行）、「新人が支援に関わった利用者の障害の種類」と「新人がOJTを受けた重度訪問介護の支援内容」について回答してください（複数回答可）。また、「OJTに要した全期間」と「利用者に対して、熟練ヘルパーが同行して支援を行った時間」等を回答してください。

- 上記の条件に該当する者が10名以上いた場合は、無作為に10名を抽出して回答してください。

問23 担当の交代時の引継ぎに要する時間

- 令和2年4月～7月の期間で、事業所の重度訪問介護のサービスを1日以上利用した方のうち、担当交代の引継ぎがあった利用者について回答してください。（該当者がいない場合は回答不要です。）
- 前問回答の「新人」に関する引継ぎは含みません。
- 該当者一人ずつ（1人1行）、「障害の種類」（複数回答可）と「障害の程度」を回答してください。また、「担当の交代時の引継ぎに関わった前任と後任の職員数」と「担当の交代時の引継ぎに要した合計時間」等を回答してください。
- 上記の条件に該当する利用者が10名以上いた場合は、無作為に10名を抽出して回答してください。

Ⅲ 職員票の項目説明と回答方法

職員票の調査対象	<ul style="list-style-type: none"> ・職員票の対象者は、「事業所の訪問系サービス」の業務に1日以上従事したすべての職員」です。 ・1事業所で最大10名が回答してください。該当職員が10名以下の場合、該当者全員が回答します。 ・対象者が10名以上いる場合は、管理者1名、サービス提供責任者1名をそれぞれ抽出したうえで、その他の職員を無作為に8名抽出してください。管理者がサービス提供責任者を兼ねている場合は、管理者兼サービス提供責任者1名を抽出したうえで、その他の職員を無作為に9名抽出してください。 <p>※無作為抽出の方法は巻末を参照してください。</p>
回答方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所から対象職員に調査票を配布し、各職員が回答してください。 ・なお、事業所で管理している業務データ等から回答可能な場合は、管理者の方が代理で回答することも可とします。 ・回答の終了した調査票は、事業所で取りまとめ、事業所票、利用者票とまとめて返信用封筒で返送してください。個別に返送はしないでください。

※職員票1ページの上欄には、事業所票1ページに貼付のラベルに記載されている、5桁の「調査票番号」を事前に記入してください。

§1. 従業者の状況

問1 職種

・職員の職種について、管理者、サービス提供責任者、ヘルパー、事務職その他のいずれかを回答してください。兼務している場合は主たる職種（本務）で回答してください。

問2 就業形態

・①は正社員、非正社員のいずれか、②は常勤、非常勤のいずれかを回答してください。

問3 保有資格

・保有資格について、該当するものをすべて回答してください。

問4 兼務の状況

・問1で回答した職種以外の職種業務を兼務している場合に、兼務の割合を回答してください。
 ・兼務の割合とは、問1で回答した職種以外の業務の実施の割合となります。全体の業務を10割として、おおよその兼務の割合（1～10の整数）を、割合の合計が10割となるように回答してください。
 ・他の職種を兼務していない場合は、問1の回答職種を「10割」、他は「0割」と記入してください。

問5 勤続年数

・令和2年7月末時点の当該事業所での勤続年数を回答してください。

問6 労働日数

・令和2年4月～7月の平均労働日数（1か月平均）を回答してください。

問7 時間外手当

・令和2年7月分として支給された時間外手当（早朝、深夜、休日手当等）の金額を回答してください。

問8 重度訪問介護の夜勤実施状況

・令和2年7月の1か月に、夜勤の時間帯（18:00～翌8:00の時間内の勤務）に、重度訪問介護に従事したことがあるかどうかを回答してください。
 ・「ある」の場合、1か月の夜勤日数も記入してください。
 ・1泊2日の夜勤については、2日とカウントしてください。

問9 サービスを提供した利用者数

・令和2年7月の1か月に、ヘルパーとしてサービスを提供した利用者数（実人数）を、サービス別に回答してください。
 ・従事していないサービスについては回答不要です。

§2. 勤務時間および業務内容の状況

問10 業務内容別勤務時間

・令和2年9月1日（火）におけるサービス別・業務内容別の勤務時間を回答してください。
 ・令和2年9月1日の8時から翌8時までの24時間について、勤務時間を8時～18時、18時～22時（夜間）、22時～翌8時（深夜・早朝）に3区分し、各時間帯におけるサービス別・業務内容別の時間を回答してください。
 ・担当していないサービス、行っていない業務については、空欄のままご結構です。
 ・休憩時間以外の就業していない時間帯については、回答不要です。（例：18時～22時の回答欄について、20時で業務を終了して帰宅した場合は、18時～20時の2時間分の回答となります。）
 ・休憩時間については、「休憩時間」の欄に時間を記載してください。
 ・休職等で令和2年9月1日に勤務をしていない場合は、9月1日以降の最初の勤務日で回答してください。（例：8月31日～9月2日まで休みだった場合、9月3日の勤務を回答）

§3. 移動援助の状況

※問11、12の「自動車の運転」とは、職員が訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）の従事中に、業務として利用者に乗せて自動車を運転することを指します（報酬算定外で運転時間の収入はないが、業務としているものも含む）。私用やボランティア、他のサービス等での運転は含みません。

問11 利用者に乗せて自動車を運転することの有無

・問10 利用者の移動の援助として、令和2年7月中に、利用者に乗せて、利用者の自家用車や事業所又は自分の自動車を運転したことがあるかどうかを回答してください。

問12 運転中の介護等の状況

・利用者に乗せて自動車を運転したことがある方にお聞きする質問です。
 ・①では、利用者に乗せて運転中に、いったん駐車し、必要な身体介護等を行ったことがあるかどうかを回答してください。
 ・②では、身体介護等を行ったことがある場合、駐車時などにどのような支援を行ったかを回答してください。
 ・③では、利用者に乗せた運転時間の、令和2年7月のおおよその合計時間をサービス別に回答してください。また、身体介護等を行ったことがある場合は、介護に要した時間、介護を行った利用者数・回数も回答してください。

IV 利用者票の項目説明と回答方法

利用者票の調査対象	<ul style="list-style-type: none"> 利用者票の対象者は、事業所のサービスで居宅介護の「通院等介助」を利用している18歳以上の利用者です。 1事業所で最大10名が回答してください。該当者が10名以下の場合、該当者全員が回答します。該当者がいない場合はこの調査は行いません。 対象者が10名以上いる場合は、事業所で無作為に10名を抽出してください。 ※無作為抽出の方法は巻末を参照してください。 事業所から対象となる利用者に調査票を配布し、各利用者が直接回答をするか、事業所の職員等が聞き取り等を行って回答してください。 ※利用者票は無記名回答として扱います。複数の事業所のある可能性があり、同じ調査に回答してはいないか、事前に確認し、1人が複数回の回答をしないようにしてください。 回答の終了した調査票は、事業所で取りまとめ、事業所票、職員票とまとめて返信用封筒で返送してください。個別に返送はしないでください。
回答方法	

※利用者票1ページの上欄には、事業所票1ページに貼付のラベルに記載されている、5桁の「調査票番号」を事前に記入してください。

§ 1. 利用者の状況

問1 利用者の状況

- ①は、利用者の性別・年齢を回答してください。年齢は令和2年7月末時点で回答してください。
- ②は、居住地の都道府県・市区町村を回答してください。記載は都道府県・市区町村名までとし、住所は記載しないでください。
- ③は、障害支援区分を回答してください。
- ④は、居住形態を回答してください。
- ⑤は、障害者手帳の所持状況や障害の診断等について該当するものを回答してください。
- ⑥は、身体障害者の場合、身体障害の種類について該当するものを回答してください。
- ⑦は、居宅介護以外にサービス提供を受けている訪問系サービスがあれば回答してください。

§ 2. 「通院等介助」の利用について

問2 「通院等介助」の利用回数

- 令和2年7月の、居宅介護の「通院等介助」の利用回数を回答してください。

問3 病院等への通院回数

- 令和2年7月の、「通院等介助」を利用しない場合も含む病院等への通院回数を回答してください。

問4 平日中の過ごし方

- 平日中の過ごし方（就業、通所等）について、該当するものを回答してください。

問5 通勤方法、職場と病院等の行き来の状況

- 一般の企業、団体等に勤めている（通勤している）人にお聞きする質問です。
- ①では、普段の通勤方法について、該当するものを回答してください。
- ②では、職場から、直接、病院等や官公署に行ったり、病院等や官公署から職場に行ったりすることがあるかどうかを回答してください。

- ③では、直接、職場と病院等や官公署の行き来がある人で、どの程度の行き来があるかを回答してください。1年間の回数または1か月の回数で、おおよその回数を回答してください。

問6 職場からの「通院等介助」の利用意向

- 職場から「通院等介助」の利用ができるなら、利用したいと思うかどうかを回答してください。

問7 職場からの「通院等介助」の利用希望回数

- 職場から「通院等介助」を利用したいと回答した人で、どの程度の頻度で利用したいか、おおよその利用希望回数を1年間の回数または1か月の回数で回答してください。

問8 通院等で困っていること、通院等のために工夫していること

- 現在、通院等で困っていることや、通院等のために工夫していることなどがあれば、自由に記載してください。

(参考) 無作為抽出の方法

- 職員票、利用者票の回答で、対象者を無作為抽出する場合の一例を参考として紹介します。なお、無作為抽出であれば、この方法によらず、事業所で独自に別の方法で実行していただいても構いません。
- 調査専用ホームページでも無作為抽出支援ツール (MS-Excel) を提供していますので、必要に応じてご利用ください。

(無作為抽出の例)

- ①まず、調査票1ページ貼付のラベルに印字されている「調査票番号」の下1桁の数字を、10で割ります(例えば、数字が「8」であれば、0.8になります)。この数(Sとします)を無作為抽出の起点の数とします。
- ②次に、名簿等を基に、対象者(職員、利用者)を名字の50音順で並べます。(性別、年齢などはすべて無視し、名字のみで並べます。同姓の場合は名前の50音順で並べます。)
- ③対象者を並べたリストに、先頭1番から通し番号を振ります。
- ④リストの総人数÷抽出必要数を計算します。この数をPとします。
- ⑤番号の1番から順に以下の抽出式に基づき計算を行うと、必要な人数が抽出されますので、その人を調査対象とします。

抽出式：[(リストの通し番号÷P+S)の整数部分]

抽出式でそれぞれ最初に出てきた1～抽出数に該当する職員を対象とする

例)「調査票番号」の下1桁が「7」の事業所が、職員17人から管理者、サービス提供責任者を除いた15人中8人を抽出

Sは7÷10=0.7、Pは15÷8=1.875になります。

抽出式：(リストの通し番号÷1.875+0.7)の整数部分

番号	名前	抽出式	対象
1	アオキ	1÷1.875+0.7=1.233	○ (最初の1)
2	アマノ	2÷1.875+0.7=1.767	整数部分 1 ×
3	イノウエ	3÷1.875+0.7=2.3	整数部分 2 ○ (最初の2)
4	エシマ	4÷1.875+0.7=2.833	整数部分 2 ×
5	カトウ	5÷1.875+0.7=3.367	整数部分 3 ○ (最初の3)
6	カシノ	6÷1.875+0.7=3.9	整数部分 3 ×

13	ホンダ	13÷1.875+0.7=7.633	整数部分 7 ×
14	ワタナベ アユミ	14÷1.875+0.7=8.167	整数部分 8 ○ (最初の8)
15	ウチナベ タカシ	15÷1.875+0.7=8.7	整数部分 8 ×

障害福祉サービス等報酬改定検証調査

施設入所における摂食・嚥下機能支援の実態調査

【記入要領】

- ◆本冊子は、調査票へのご回答にあたって、調査の概要や回答にあたっての留意点、説明等をまとめたものです。回答時にご参照ください。
- ◆本調査は、インターネットを利用してオンラインで回答いただけます。調査専用ホームページを用意しておりますので、ぜひご利用ください。
(<https://www.shogaifukushi.jp/kensho/>)

調査に関するお問合せ先

「障害福祉サービス等報酬改定検証調査」事務局

(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

【電話】：0120-163-391

※受付時間 平日 9:30~17:30 (土・日・祝日を除く)

【FAX】：06-7637-1479

【メール】：jimukyoku@shogaifukushi.jp

【調査専用ホームページ】： <https://www.shogaifukushi.jp/kensho/>

<目次>

I 本調査について	1
II 調査票の項目説明と回答方法	3
§1. 施設の基本情報	3
§2. 入所者の経口摂取の維持に関する取組について	4
§3. 入所者の経口移行に関する取組について	5
§4. その他の栄養改善等の取組について	6

I 本調査について

1. 調査の目的

本調査は、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の効果検証、並びに次期報酬改定に向けた障害福祉サービスのあり方や質の評価の検討に資するための基礎資料を得ることを目的として実施するものです。

2. 調査の実施主体

- 本調査は、厚生労働省より「障害福祉サービス等報酬改定検証調査」の委託を受けた「三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（プライバシーマーク付与事業者）が実施するものです。
- 本調査でご回答いただいた情報については、取り扱いに十分留意し、統計的に処理するとともに、上記目的以外に使用することは一切ありません。

3. 調査対象

- 本調査の対象は、全国の障害者支援施設から、無作為抽出をしています。

4. 調査票の提出方法・期限

- 本調査では、次の3通りの提出方法を用意しています。

- ① 調査専用ホームページ (<https://www.shogaifukushi.jp/kensho/>) より調査票ファイル (Microsoft-Excel) をダウンロードし、回答を入力・保存後、調査票ファイルを同ホームページにアップロードする方法
- ② 調査専用ホームページの回答フォームに直接入力・送信する方法
- ③ 送付した紙の調査票に手書きで記入いただき、同封の返信用封筒にて郵送する方法

※インターネットを利用できる環境をお持ちの場合は、①②の方法がたいへん便利です（秘密性・機密性の高い通信方式を採用しています）。是非、ご利用ください。

※ファイルのアップロードが困難な場合、事務局宛メール (jimukyoku@shogaifukushi.jp) にファイルを追加いただく形でも受付可能です。

- いずれかの方法で、**令和2年9月18日（金）までに**ご提出いただきますようお願い申し上げます。

- インターネットで回答される場合には、「調査票番号」と「オンライン提出用パスワード」の入力が必須となります。調査票には、あらかじめ1ページ右上に宛先等を記載したラベルを貼付していますが、ラベルの下部に「調査票番号」「オンライン提出用パスワード」を印字していますので、ご確認ください。

＜調査票貼付ラベル＞

施設・事業所所在地 施設・事業所名 (事業所番号) (調査対象サービス)	パスワード *****
上記の事業所・サービスの管理者 様	
調査票番号 *****	パスワード *****

5. 一般的な注意事項

- 調査票の記入は、対象事業所・サービスの管理者の方などをお願いいたします。
- 調査票の記入にあたり、不明な点がある場合は、下記までお問合せください。

「障害福祉サービス等報酬改定検証調査」事務局
(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)
【電話】：0120-163-391
※受付時間 平日 9:30~17:30 (土・日・祝日を除く)
【FAX】：06-7637-1479
【メール】：jimukyoku@shogaifukushi.jp
【調査専用ホームページ】： <https://www.shogaifukushi.jp/kensho/>

6. 回答上の留意点

- 特に時点を示してあるもの以外は、令和2年7月末現在でご回答ください。
- 金額は、円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。
(郵送で提出いただく場合の留意点)
- 紙の調査票に直接記入いただいた場合、必ず原紙を返送してください。
- 調査票の記入内容について確認させていただく場合がありますので、調査票は複写したものを1部お手元に保存してください。
- 調査票は、黒のHBの鉛筆か黒のボールペンで、楷書で明確に記入してください。
- 誤って記入したときは、消しゴムで消すか、二重線を引き、正しい数字を記入してください（訂正印等は不要です）。
- いったん提出した調査票について、修正等があり再提出を希望される場合は、必ず事前に調査事務局へご一報ください。(オンライン提出の場合、回答期限内の修正は何度でも可能です。調査事務局への連絡は必要ありません。)

II 調査票の項目説明と回答方法

S1. 施設の基本情報

問1 運営主体

- ・ サービスを運営する法人の種別を回答してください。
- ・ 公設民営等で設置法人と運営法人が異なる場合は、設置法人の種別も回答してください。

問2 事業所開設年月

- ・ サービスを実施している施設の開設年月を西暦で記入してください。

問3 事業の主たる対象とする障害種別

- ・ 施設で、施設入所支援の運営規程上、事業の主たる対象とする障害種別を定めている場合、該当するものをすべてを回答してください。
- ・ 事業の主たる対象とする障害種別を定めていない場合は、「6 定めていない」を回答してください。

問4 障害者支援施設として指定されている昼間実施サービス

- ・ 障害者支援施設として指定されている昼間実施サービスについて、該当するものをすべてを回答してください。

問5 併設施設

- ・ 調査対象施設の併設施設について、該当するものを回答してください。併設施設とは、同一法人（実質的な同一経営を含む）が同一又は隣接の敷地内で運営している施設をいいます。
- ・ 併設施設がない場合は回答不要です。

問6 法人の運営施設

- ・ 調査対象施設を運営している法人が、併設に限らず運営している施設がある場合、該当するものを回答してください。
- ・ 該当する運営施設がない場合は回答不要です。

問7 施設入所支援の定員数、実利用者数

- ・ 令和2年7月末時点における、運営規程上の施設入所支援の定員数を記入してください。
- ・ 令和2年7月中の施設入所支援の利用者について、年齢区分別の実利用者数を記入してください。また、利用者の中で、強度行動障害を有する者、重症心身障害者、医療的ケアを要する者の内訳人数を記入してください。なお、利用者の強度行動障害の有無等については、施設の判断で区分していただいで結構です。

問8 食事形態別の実利用者数

- ・ 令和2年7月中の施設入所支援の利用者について、食形態や栄養素を調整した食事（調整食）の形態別に実利用者数を記入してください。
- ・ 利用者で、調整食ではない人数については、「普通食（調整食ではない）」の欄に計上してください。

問9 食行動や状態等で困ったことや気になること

- ・ 施設入所支援の利用者の食行動や状態等に関し、困ったことや気になることがある場合、該当するものを回答してください。
- ・ 該当するものがない場合は回答不要です。

問10 施設全体の職員数

- ・ 昼間・夜間サービスを含めた障害者支援施設全体の職員数を、職種別に記入してください。
- ・ 職員として計上する対象は、令和2年7月末時点で調査対象施設に在籍している職員です。
- ・ 常勤・非常勤・嘱託等の別で、それぞれ実人数を記入してください。なお、常勤職員とは、「当該事業所において定められた常勤の従事者が勤務すべき勤務時間数を勤務する職員」のことで、この条件を満たすパート職員等は常勤職員となりません（正規・非正規の別ではありません）。
- ・ 「看護職員」とは、看護師・准看護師・保健師・助産師のことです。

問11 職員の充足状況

- ・ 施設全体の職員の現在の充足状況で最も近いものを回答してください。
- ・ 人員配置基準とはかわりなく、現場における人材の過不足感を回答してください。

S2. 入所者の経口摂取の維持に関する取組について

問12 経口摂取の維持の必要な入所者の有無

- ・ 入所者の中に、「経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者」に該当する者がいるかどうかを回答してください。

問13 経口維持加算の算定状況

- ・ 経口摂取の維持の必要な入所者がいる施設にお聞きする質問です。令和2年7月の経口維持加算の算定状況を回答してください。加算を算定している場合は、加算Ⅰ、加算Ⅱそれぞれについて、対象者数と延べ算定件数も記入してください。

問14 経口維持加算の算定経緯等

- ・ 経口維持加算の算定をしている施設にお聞きする質問です。①では、経口維持加算を算定するようになった経緯について該当するものを回答してください。
- ・ ②では、経口維持加算の算定にあたり、経口維持計画の作成に関与する職種で該当するものを回答してください。

問15 経口維持加算 I を算定していない理由

- ・経口維持加算の算定をしているが、加算 II のみで加算 I の算定をしていない施設にお聞きする質問です。加算 I を算定していない理由について、施設の状況として該当するものを回答してください。
- ・該当するものがない場合は、「6 特に理由はない」を回答してください。

問16 経口維持加算を算定していない理由

- ・経口摂取の維持の必要な入所者がいるが、経口維持加算の算定をしていない施設にお聞きする質問です。経口維持加算を算定していない理由について、施設の状況として該当するものを回答してください。
- ・該当するものがない場合は、「12 特に理由はない」を回答してください。

問17 入所者の経口摂取の維持に関する取組の実施可否

- ・全施設にお聞きする質問です。摂食機能障害を有する入所者がいない施設は、該当者がいる場合を仮定して回答してください。
- ・①では、個々の入所者を対象に、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、その他の職種の間による食事の観察（ミールラウンド）および会議（カンファレンス）を行うことが可能かどうかを回答してください。
- ・②では、①の結果をふまえて対象者個別の経口維持計画を作成することが可能かどうかを回答してください。なお、①で「3 実施は難しい」「4 わからない」と回答した場合は、②は回答不要です。
- ・③では、②に基づき管理栄養士が対象者個別の栄養管理を行うことが可能かどうかを回答してください。なお、②で「3 実施は難しい」「4 わからない」と回答した場合は、③は回答不要です。

§3. 入所者の経口移行に関する取組について

問18 経口摂取への移行をめざしている入所者の有無

- ・入所者の中に、胃ろう等、経管で食事を摂取する者で、経口摂取への移行をめざしている入所者がいるかどうかを回答してください。

問19 経口移行加算の算定状況

- ・経管栄養で、経口摂取への移行をめざしている入所者がいる施設にお聞きする質問です。令和2年7月の経口移行加算の算定状況を回答してください。加算を算定している場合は、加算対象者数と延べ算定件数も記入してください。

問20 経口移行加算の算定経緯等

- ・経口移行加算の算定をしている施設にお聞きする質問です。①では、経口移行加算を算定するようになった経緯について該当するものを回答してください。
- ・②では、経口移行加算の算定にあたり、経口移行計画の作成に関与する職種で該当するものを回答してください。

問21 経口移行加算を算定していない理由

- ・経管栄養で、経口摂取への移行をめざしている入所者がいるが、経口移行加算の算定をしていない施設にお聞きする質問です。経口移行加算を算定していない理由について、施設の状況として該当するものを回答してください。
- ・該当するものがない場合は、「10 特に理由はない」を回答してください。

§4. その他の栄養改善等の取組について

問22 その他の栄養系加算の算定状況

- ・令和2年7月の栄養マネジメント加算、療養食加算の算定状況を回答してください。
- ・加算を算定している場合は、令和2年7月の算定件数も記入してください。

問23 栄養改善等で実施している取組

- ・経口維持・移行加算等の算定の有無に関わらず、現在実施している栄養改善等の取組について、施設の状況として該当するものを回答してください。
- ・該当するものがない場合は、「8 いずれも実施していない」を回答してください。

問24 自由意見

- ・入所者の栄養マネジメント、経口摂取の維持、経口移行への取組、関連する加算等への意見など、自由に記入してください。

障害福祉サービス等報酬改定検証調査

共同生活援助事業における夜間支援の実態調査

【記入要領】

- ◆本冊子は、調査票へのご回答にあたって、調査の概要や回答にあたっての留意点、説明等をまとめたものです。回答時にご参照ください。
- ◆本調査は、インターネットを利用してオンラインで回答いただけます。調査専用ホームページを用意しておりますので、ぜひご利用ください。
(<https://www.shogaifukushi.jp/kensho/>)

調査に関するお問合せ先

「障害福祉サービス等報酬改定検証調査」事務局
(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

【電話】：0120-163-391

※受付時間 平日 9:30～17:30 (土・日・祝日を除く)

【FAX】：06-7637-1479

【メール】：jimukyoku@shogaifukushi.jp

【調査専用ホームページ】： <https://www.shogaifukushi.jp/kensho/>

<目次>

I 本調査について	1
II 調査票の項目説明と回答方法	3
§1. 事業所の基本情報	3
§2. 共同生活援助に従事する職員の状況	3
§3. 共同生活援助の住居の状況・各住居における夜間支援の状況	5
§4. 夜勤の休憩時間の取扱いについて	6
§5. 夜間支援体制について	6

I 本調査について

1. 調査の目的

本調査は、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の効果検証、並びに次期報酬改定に向けた障害福祉サービスのあり方や質の評価の検討に資するための基礎資料を得ることを目的として実施するものです。

2. 調査の実施主体

本調査は、厚生労働省より「障害福祉サービス等報酬改定検証調査」の委託を受けた「三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社」（プライバシーマーク付与事業者）が実施するものです。
本調査でご回答いただいた情報については、取り扱いに十分留意し、統計的に処理するとともに、上記目的以外に使用することは一切ありません。

3. 調査対象

本調査の対象は、全国の共同生活援助を実施している事業所から、無作為抽出をしています。

4. 調査票の提出方法・期限

本調査では、次の3通りの提出方法を用意しています。

- ① 調査専用ホームページ (<https://www.shogaifukushi.jp/kensho/>) より調査票ファイル (Microsoft-Excel) をダウンロードし、回答を入力・保存後、調査票ファイルを同ホームページにアップロードする方法
- ② 調査専用ホームページの回答フォームに直接入力・送信する方法
- ③ 送付した紙の調査票に手書きで記入いただき、同封の返信用封筒にて郵送する方法

※インターネットを利用できる環境をお持ちの場合は、①②の方法がたいへん便利です（秘密性・機密性の高い通信方式を採用しています）。是非、ご利用ください。

※ファイルのアップロードが困難な場合、事務局宛メール (jimukyoku@shogaifukushi.jp) にファイルを追加いただく形でも受付可能です。

いずれかの方法で、**令和2年9月18日（金）までに**ご提出いただきますようお願い申し上げます。

インターネットで回答される場合には、「調査票番号」と「オンライン提出用パスワード」の入力が必須となります。調査票には、あらかじめ1ページ右上に宛先等を記載したラベルを貼付していますが、ラベルの下部に「調査票番号」「オンライン提出用パスワード」を印字していますので、ご確認ください。

＜調査票貼付ラベル＞

施設・事業所所在地 施設・事業所名 (事業所番号) (調査対象サービス)	パスワード *****
上記の事業所・サービスの管理者 様	
調査票番号 *****	パスワード *****

5. 一般的な注意事項

- 調査票の記入は、対象事業所・サービスの管理者の方などをお願いいたします。
- 調査票の記入にあたり、不明な点がある場合は、下記までお問合せください。

「障害福祉サービス等報酬改定検証調査」事務局
(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)
【電話】：0120-163-391
※受付時間 平日 9:30~17:30 (土・日・祝日を除く)
【FAX】：06-7637-1479
【メール】：jimukyoku@shogaifukushi.jp
【調査専用ホームページ】： <https://www.shogaifukushi.jp/kensho/>

6. 回答上の留意点

- 特に時点を示してあるもの以外は、令和2年7月末現在でご回答ください。
- 金額は、円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。
(郵送で提出いただく場合の留意点)
- 紙の調査票に直接記入いただいた場合、必ず原紙を返送してください。
- 調査票の記入内容について確認させていただく場合がありますので、調査票は複写したものを1部お手元に保存してください。
- 調査票は、黒のHBの鉛筆か黒のボールペンで、楷書で明確に記入してください。
- 誤って記入したときは、消しゴムで消すか、二重線を引き、正しい数字を記入してください（訂正印等は不要です）。
- いったん提出した調査票について、修正等があり再提出を希望される場合は、必ず事前に調査事務局へご一報ください。(オンライン提出の場合、回答期限内の修正は何度でも可能です。調査事務局への連絡は必要ありません。)

II 調査票の項目説明と回答方法

§ 1. 事業所の基本情報

問1 運営主体

- ・サービスを運営する法人の種類を回答してください。
- ・公設民営等で設置法人と運営法人が異なる場合は、設置法人の種類も回答してください。

問2 共同生活援助の類型

- ・対象事業所の共同生活援助の類型について、介護サービス包括型、日中サービス支援型、外部サービス利用型の別を回答してください。

問3 事業所の開設年月

- ・調査対象事業所を開設した年月を西暦で回答してください。

問4 共同生活援助以外の運営サービス

- ・事業所を運営している法人が、共同生活援助以外に障害福祉サービス等を運営している場合は、該当するものを回答してください。
- ・共同生活援助以外に運営していない場合は回答不要です。

問5 共同生活援助の定員数、入居者数、共同生活住居数

- ・令和2年9月1日現在で、共同生活援助の定員数、入居者数、共同生活住居数を回答してください。
- ・共同生活住居が複数ある場合は、定員数、入居者数はその合計としてください。
- ・また、併設又は空床利用による短期入所事業の有無についても回答してください。

問6 共同生活援助の1か月の事業収入・支出

- ・調査対象事業所における共同生活援助の、令和2年7月分の事業収入・支出を回答してください。
- ・事業収入は給付費、補足給付費、利用者から徴収するサービス利用料、特定費用等の合計です。
- ・事業支出は人件費、経費の合計です。内数として人件費も回答してください。

§ 2. 共同生活援助に従事する職員の状況

問7 共同生活援助に従事する職員の実人数、常勤換算人数

- ・共同生活援助に従事した職員の配置人数を回答してください。令和2年7月の実績で、実人数と常勤換算人数を回答してください。
- ・「看護職員」とは、看護師・准看護師・保健師・助産師のことです。
- ・夜間支援員のみは「その他の職員」としてください。
- ・個人単位ヘルパーは計上しません。
- ・職種を兼務する者は、主たる職種で回答してください。（複数職種への按分はしないでください。）

問8 夜間支援に従事した職員の個別状況

- ・共同生活援助に従事する職員のうち、令和2年9月1日（火）～9月3日（木）の3日間で、夜間支援に1日以上従事した職員全員について、個別の状況等を回答してください。
- ・回答欄は、調査票4～5ページの展開式の表形式で用意しています。職員1人を1行で記載する形式としています。

- ・回答欄は職員20人分を用意していますが、紙の調査票での回答で、対象者が20人を超える場合は、ページをコピーし、回答欄を必要人数分増やしてください。増やした回答欄は、調査票本体にテープ、ホッチキス等で留めて、調査票本体と一緒に返送してください。（※オンライン回答の場合は、これらの手間は不要です。）

※職員の状況の記録期間は、令和2年9月1日（火）～9月3日（木）の3日間としています。この期間での回答の実行が難しい場合は、期間を1週間遅らせた火曜日～木曜日としていただいても結構です。それも難しい場合は、回答の実行が可能になるまで1週間ずつずらして調整してください。

- ・以下、回答項目および回答時の注意事項を示します。

項目	回答時の注意事項
勤務形態	<ul style="list-style-type: none">・正規職員・非正規職員の別と、常勤職員・非常勤職員・委託職員の別を回答してください。・常勤職員・非常勤職員の別は、事業所で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務している者が常勤職員、それ以外の者が非常勤職員です（所定労働時間のすべてを勤務しているパートタイマーは常勤職員となります）。正規・非正規の別（契約上の身分）と混同しないようにしてください。・委託職員の場合は、正規職員・非正規職員の回答は不要です。・年齢は令和2年9月1日時点で回答してください。
性別、年齢	
保有資格	<ul style="list-style-type: none">・「社会福祉士」「介護福祉士」「精神保健福祉士又は公認心理師」「喫煙吸引等研修修了者」「強度行動障害支援者養成研修又は行動援護従事者養成研修修了者」のうち、保有する資格を回答してください。
職種	<ul style="list-style-type: none">・職種を兼務する者は、主たる職種で回答してください。・職種については、問7の説明を参照してください。
夜間及び深夜の時間帯に係る1日あたり報酬・賃金・手当額	<ul style="list-style-type: none">・金額の概算方法は、調査票（事業所票）の3ページを参照してください。
夜間支援に従事した日数	<ul style="list-style-type: none">・3日間での夜勤日数、宿直日数を回答してください。・夜勤・宿直日数は、1泊2日の場合は「1日」とします。・1日以上の夜勤日数を回答した場合は、「夜間及び深夜の時間帯における休憩時間数」についても回答してください。1人1日あたりの平均時間で、「1時間未満」「1時間以上2時間未満」「2時間以上3時間未満」「3時間以上4時間未満」「5時間以上」の該当するものを選んでください。
夜間支援の形態	<ul style="list-style-type: none">・夜間支援の形態として、「住居に常駐」「複数住居巡回」の別を回答してください。・住居が1箇所の場合は、「住居に常駐」を選んでください。・どちらの形態も行っている場合は、両方を選んでください。

§3. 共同生活援助の住居の状況・各住居における夜間支援の状況

問9 共同生活援助の住居毎の状況

- ・調査対象事業所における、共同生活援助の住居毎の状況を回答してください。
- ・回答欄は、別冊の住居票を用意していますので、各住居につき1冊の住居票を使用して、個々の状況を記入してください。

- ・住居票は調査票（事業所票）に同封して5冊送付していますが、紙の調査票で回答する場合は、調査対象事業所の住居が5箇所を超える場合は、お手数ですが、住居票をコピーし、必要部数を作成してください。（※オンライン回答の場合は、これらの手間は不要です。）

※住居票1ページの上欄には、事業所票1ページに貼付のラベルに記載されている、5桁の「調査票番号」を事前に記入してください。また、複数の住居がある場合は、「住居票番号」として、事業所で各住居票に1から連番の番号を割り振ってください。

※回答の終了した住居票は、事業所票とまとめて返信用封筒で返送してください。個別に返送はしないでください。

- ・住居票の設問構成および回答時の注意事項を示します。

設問	回答時の注意事項
住居の基本情報	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年9月1日現在の定員数、入居者数、サテライトの有無を回答してください。 ・入居者数については、内数として、夜間支援等体制加算Ⅰの対象人数、および、その中で夜勤職員が休憩時間中不在でも支障がないと考えられる利用者数（加算算定していない場合は回答不要）また、個人単位ヘルパーの利用者数も回答してください。
夜間支援等体制加算等の算定等	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス包括型、外部サービス利用型は夜間支援等体制加算、日中サービス支援型は夜勤職員加配加算の、令和2年9月の算定状況を回答してください。 ・夜間支援等体制加算算定または日中サービス支援型の住居の場合、夜間支援従事者の体制や休憩時間等の状況も回答してください。 ・入居者の内訳人数について、年齢別、障害種別等で回答してください。
夜間支援の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年9月1日（火）～9月3日（木）の3日間で、夜間支援従事者が支援を実施した対象人数、回数を回答してください。回数については、内数として、夜勤の休憩時間中または宿直時間中に実施した回数も回答してください。 ・夜間支援中に緊急対応等が発生した場合は、その概要を具体的に回答してください。（発生しなかった場合は不要です。） ・回答期間は、令和2年9月1日（火）～9月3日（木）の3日間としています。が、問8の回答期間をずらした場合は、その期間に合わせてください。
夜間支援従事者の勤務状況	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間支援従事者の令和2年9月1日（火）～9月3日（木）の夜間支援の状況について、職員別の夜間勤務の内容をタイムテーブルで回答してください。 ・回答方法は、住居票に記入例とともに詳しく記載しています。 ・記載にあたっては、回答期間に職員毎に記録をつけていただくか、事業所で同種の勤務記録等の書類を作成している場合は、それに基づき転記いただく形で結構です。 ・回答期間は、令和2年9月1日（火）～9月3日（木）の3日間としています。が、問8の回答期間をずらした場合は、その期間に合わせてください。

§4. 夜勤の休憩時間の取扱いについて

問10 夜勤の休憩時間の規定

- ・事業所における職員の夜勤の休憩時間の規定（雇用契約書や就業規則等での規定等）について、該当するものを回答してください。

問11 夜勤の休憩を取得する場合の手続

- ・職員が夜勤の休憩を取得する場合の手続をどのようにしているか、該当するものを回答してください。

問12 夜勤職員の休憩時間の取得における課題の有無

- ・労働基準法において使用者は休憩時間を自由に利用させなければならぬとされていますが、その観点から、夜勤職員の休憩時間の取得について何らかの課題があるかどうかを回答してください。

問13 夜勤職員の休憩時間の取得における課題

- ・夜勤職員の休憩時間の取得について「課題がある」と回答した事業所にお聞きする質問です。
- ・夜勤職員の休憩時間の取得における課題として、該当するものを回答してください。

§5. 夜間支援体制について

問14 夜間支援体制の状況

- ・調査対象事業所における夜間支援体制の充足状況で最も近いものを回答してください。
- ・人員配置基準とはかわりなく、現場における充足感を回答してください。

問15 夜間支援従事者の確保の状況

- ・調査対象事業所における夜間支援従事者の確保の状況で最も近いものを回答してください。

問16 夜間支援従事者の確保が難しい理由

- ・夜間支援従事者の確保の状況で、「確保が難しい」「なんとか確保している」と回答した事業所にお聞きする質問です。
- ・夜間支援従事者の確保が難しい理由として、該当するものを回答してください。

問17 夜間職員を確保するための工夫

- ・夜間職員を確保するために工夫していることなどがあれば、自由に記載してください。

問18 夜間支援体制の確保等についての課題や意見等

- ・夜間支援体制の確保等についての課題や意見等があれば、自由に記載してください。

障害福祉サービス等報酬改定検証調査
障害児通所支援事業所等における医療的ケア児等の
受け入れ実態調査
【記入要領】

- ◆本冊子は、調査票へのご回答にあたって、調査の概要や回答にあたっての留意点、説明等をまとめたものです。回答時にご参照ください。
- ◆本調査は、インターネットを利用してオンラインで回答いただけます。調査専用ホームページを用意しておりますので、ぜひご利用ください。
(<https://www.shogaifukushi.jp/kensho/>)

調査に関するお問合せ先

「障害福祉サービス等報酬改定検証調査」事務局
 (三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

【電話】：0120-163-391

※受付時間 平日 9:30~17:30 (土・日・祝日を除く)

【FAX】：06-7637-1479

【メール】：jimukyoku@shogaifukushi.jp

【調査専用ホームページ】：https://www.shogaifukushi.jp/kensho/

<目次>

I 本調査について	1
II 調査票の項目説明と回答方法	3
§ 1. 事業所の基本情報	3
§ 2. 職員の状況	3
§ 3. 加算算定の状況	4
§ 4. 医療的ケア児・者受け入れの状況	4
§ 5. 医療的ケア児・者の状況	6

I 本調査について

1. 調査の目的

本調査は、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の効果検証、並びに次期報酬改定に向けた障害福祉サービスのあり方や質の評価の検討に資するための基礎資料を得ることを目的として実施するものです。

2. 調査の実施主体

本調査は、厚生労働省より「障害福祉サービス等報酬改定検証調査」の委託を受けた「三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社」(プライバシーマーク付与事業者)が実施するものです。
本調査でご回答いただいた情報については、取り扱いに十分留意し、統計的に処理するとともに、上記目的以外に使用することは一切ありません。

3. 調査対象

本調査の対象は、生活介護、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービスを実施する全国の事業所から、無作為抽出をしています。

4. 調査票の提出方法・期限

本調査では、次の3通りの提出方法を用意しています。

- ① 調査専用ホームページ (<https://www.shogaifukushi.jp/kensho/>) より調査票ファイル (Microsoft-Excel) をダウンロードし、回答を入力・保存後、調査票ファイルを同ホームページにアップロードする方法
- ② 調査専用ホームページの回答フォームに直接入力・送信する方法
- ③ 送付した紙の調査票に手書きで記入いただき、同封の返信用封筒にて郵送する方法

※インターネットを利用できる環境をお持ちの場合は、①②の方法がたいへん便利です (秘匿性・機密性の高い通信方式を採用しています)。是非、ご利用ください。

※ファイルのアップロードが困難な場合、事務局宛メール (jimukyoku@shogaifukushi.jp) にファイルを追加いただく形でも受付可能です。

いずれかの方法で、**令和2年9月18日(金)までに**ご提出いただきますようお願い申し上げます。

・インターネットで回答される場合には、「調査票番号」と「オンライン提出用パスワード」の入力が必須となります。調査票には、あらかじめ1ページ右上に宛先等を記載したラベルを貼付していますが、ラベルの下部に「調査票番号」「オンライン提出用パスワード」を印字していますので、ご確認ください。

<調査票貼付ラベル>

施設・事業所所在地 施設・事業所名 (事業所番号) (調査対象サービス)	調査票番号 *****
上記の事業所・サービスの管理者 様	パスワード *****

5. 一般的な注意事項

- ・調査票の記入は、対象事業所・サービスの管理者の方などをお願いいたします。
- ・調査票の記入にあたり、不明な点がある場合は、下記までお問合せください。

「障害福祉サービス等報酬改定検証調査」事務局
(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)
【電話】：0120-163-391
※受付時間 平日 9:30~17:30 (土・日・祝日を除く)
【FAX】：06-7637-1479
【メール】：jimukyoku@shogaifukushi.jp
【調査専用ホームページ】：<https://www.shogaifukushi.jp/kensho/>

6. 回答上の留意点

- ・ 特に時点を示してあるもの以外は、令和2年7月末現在でご回答ください。
- ・ 金額は、円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。
(郵送で提出いただく場合の留意点)
- ・ 紙の調査票に直接記入いただいた場合、必ず原紙を返送してください。
・ 調査票の記入内容について確認させていただく場合がありますので、調査票は複写したものを1部お手元に保存してください。
- ・ 調査票は、黒のHBの鉛筆か黒のボールペンで、楷書で明確に記入してください。
- ・ 誤って記入したときは、消しゴムで消すか、二重線を引き、正しい数字を記入してください (訂正印等は不要です)。
- ・ いったん提出した調査票について、修正等があり再提出を希望される場合は、必ず事前に調査事務局へご一報ください。(オンライン提出の場合、回答期限内の修正は何度でも可能です。調査事務局への連絡は必要ありません。)

II 調査書の項目説明と回答方法

※調査項目はすべて、調査書のラベルに印字されている「調査対象サービス」に関して回答してください。多機能型等で、事業所で複数のサービスを実施している場合、「調査対象サービス」以外を回答する必要はありません。

※本調査のタイトルには「障害児通所支援事業所等における医療的ケア児等」と表記されていますが、対象は障害児通所支援事業所・医療的ケア児のみではありません。調査対象サービスが生活介護、共同生活援助の場合は、利用者の障害者についてご回答ください。

§ 1. 事業所の基本情報

問1 運営主体

- ・サービスを運営する法人の種別を回答してください。
- ・公設民営等で設置法人と運営法人が異なる場合は、設置法人の種別も回答してください。

問2 調査対象サービスの開設年月

- ・調査対象サービスを開設した年月を西暦で回答してください。

問3 調査対象サービスの定員数・実利用者数

- ・調査対象サービスの定員数と、令和2年7月の実利用者数を回答してください。
- ・実利用者数のうち、医療的ケア児・者がいる場合は、その内数も回答してください。医療的ケア児・者がいない場合は、内数に「0」と記入してください。
- ・定員数について、多機能型の特例に該当する場合は、事業所の合計定員数を回答してください。

問4 調査対象サービスの類型等

- ・調査対象サービスが共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービスの場合は、それぞれ、事業所のサービス類型で該当するものを回答してください。
- ・調査対象サービスが生活介護の場合は回答不要です。

§ 2. 職員の状況

問5 調査対象サービスの職員配置人数

- ・調査対象サービスに従事した職員の配置人数を回答してください。令和2年7月の実績で、実人数と常勤換算人数を回答してください。
- ・管理者、サービス管理責任者（生活介護、共同生活援助の場合）、児童発達支援管理責任者（児童発達支援、放課後等デイサービスの場合）、その他の職員の数で回答してください。

問6 調査対象サービスにおける職種等の配置状況

- ・調査対象サービスにおける、令和2年7月の看護職員等の職種の配置状況を回答してください。配置している場合は、配置実人数も回答してください。
- ・「看護職員」とは、看護師・准看護師・保健師・助産師のことです。

問7 調査対象サービスにおける職員の充足状況

- ・調査対象サービスにおける職員の現在の充足状況で最も近いものを回答してください。
- ・人員配置基準とはかわかりなく、現場における人材の過不足感を回答してください。

§ 3. 加算算定の状況

問8 各種加算の算定状況

- ・調査対象サービスにおける医療系加算の令和2年7月の算定状況を回答してください。
- ・①の看護職員加配加算は、調査対象サービスが児童発達支援、放課後等デイサービスの場合に回答してください。
- ・②の医療連携体制加算は、調査対象サービスが児童発達支援、放課後等デイサービス、共同生活援助の場合に回答してください。
- ・③の看護職員配置加算は、調査対象サービスが共同生活援助の場合に回答してください。
- ・④の常勤看護職員等配置加算、⑤のリハビリテーション加算は、調査対象サービスが生活介護の場合に回答してください。

§ 4. 医療的ケア児・者受け入れの状況

問9 調査対象サービスにおける医療的ケア児・者の受け入れ状況

- ・調査対象サービスにおける医療的ケア児・者の受け入れ状況で、該当するものを回答してください。
- ・調査回答時点で医療的ケア児・者がいないが、医療的ケアに対応しており、受け入れ可能な事業所の場合は、「1 受け入れしている（医療的ケアに対応している）」を回答してください。
- ・「現在受け入れていないが、今後受け入れる（医療的ケアに対応する）具体的な計画がある」を回答した場合は、受け入れ予定の年月も回答してください。

問10 医療的ケア児・者を受け入れていない理由

- ・調査対象サービスにおいて医療的ケア児・者を受け入れていない事業所にお聞きする質問です。
- ・医療的ケア児・者を受け入れていない理由について、該当するものを回答してください。

※調査対象サービスにおいて医療的ケア児・者を受け入れていない事業所は、回答は問10までで終了となります。問11以降は、調査対象サービスにおいて医療的ケア児・者を受け入れられている事業所が回答します。

問11 調査対象サービスで現在行っている医療的ケア

- ・調査対象サービスで現在行っている医療的ケアについて、該当するものを回答してください。
- ・「現在対応している医療的ケア」（対象者がいる）、「対応可能な医療的ケア」（現在対象者がいない

いが、事業所として対応可能)のそれぞれについて回答してください。なお、「現在対応している医療的ケア」に該当した項目は、「対応可能な医療的ケア」にも必ず該当する形になります。

問12 医療的ケア児の受け入れでの利用者の年齢下限の有無

- ・調査対象サービスが児童発達支援(センターを含む)の場合のみ回答してください。
- ・医療的ケア児の受け入れに関し、利用者の年齢の下限を設けているかどうかを回答してください。年齢の下限を設けている場合は、受け入れ可能年齢も回答してください。

問13 医療的ケア児の受け入れでの保護者の付き添い等

- ・調査対象サービスが児童発達支援(センターを含む)の場合のみ回答してください。
- ・医療的ケア児の受け入れに関し、サービス提供時間に保護者が付き添い、医療的ケア対応を行うことを事業所として求めているかどうかを回答してください。

問14 医療的ケアの実施に関する個別計画

- ・調査対象サービスにおいて、医療的ケアの実施に関する個別計画を立てているかどうかを回答してください。

問15 医療的ケアの実手順

- ・調査対象サービスにおいて、医療的ケアの実施手順等を定めているかどうかを回答してください。

問16 医療的ケアに関する緊急時対応フロー

- ・調査対象サービスにおいて、医療的ケアに関する緊急時対応フロー等を定めているかどうかを回答してください。

問17 医療的ケアの実施に係る記録

- ・調査対象サービスにおいて、ケアの実施時間、バイタル、吸引回数・量、栄養・水分補給量等の、医療的ケアの実施に係る記録を行っているかどうかを回答してください。

問18 医療的ケアにおけるヒヤリハットやアクシデントへの事後対応

- ・調査対象サービスにおいて、医療的ケアのヒヤリハットやアクシデントが起きた場合に行っている事後対応として、該当するものを回答してください。

問19 医療的ケアにおける主治医から指示書をもらう頻度

- ・調査対象サービスにおいて、医療的ケアに関して主治医から指示書をもらう頻度を回答してください。
- ・事業所で設定している基本的な期間や個別対応は除いて、平均的な頻度を回答してください。個別対応で頻度不明の場合は、「6 基本的な期間は定めていない(すべて個別対応)」としてください。

問20 医療的ケア児・者の主治医との連携

- ・調査対象サービスにおいて、医療的ケアに関する主治医との連携方法について、該当するものを回答してください。

問21 医療的ケア児・者の主治医以外で連携している先

- ・調査対象サービスにおいて、医療的ケアに関して主治医以外で連携している先があれば、該当するものを回答してください。該当するものがない場合は回答不要です。

問22 医療的ケアへの対応に関する職員研修等

- ・調査対象サービスにおいて、医療的ケアへの対応に関する職員研修等を実施しているかどうかを回答してください。
- ・研修等を実施している場合は、研修内容等の概略を記載してください。
- ・「3 外部の研修会の受講を推奨している」を回答した場合は、外部研修の主催者について該当するものを回答してください。

問23 医療的ケア児・者の受け入れにあたっての施設整備・改修等

- ・調査対象サービスにおいて、医療的ケア児・者の受け入れのために、事業所で施設設備の整備や改修等を実施したかどうかを回答してください。
- ・整備・改修等を行った場合、その具体的な内容についても記載してください。

問24 医療的ケアに必要な備品、医療資材等の用意

- ・調査対象サービスにおいて、医療的ケアに必要な備品、医療資材等をどのように用意しているかを回答してください。
- ・突発的な状況や非常時等は含めず、通常の状況での備品等の用意について回答してください。

§ 5. 医療的ケア児・者の状況

問25 医療的ケア児・者の個別状況

- ・調査回答時点で、調査対象サービスの利用者として在籍する医療的ケア児・者について、その**全員分の状況を個別に**回答してください。
- ・個別状況の調査項目は、「サービス利用開始年月」「年齢」「性別」「診断を受けた病名」「障害者手帳の所持状況」「障害支援区分」「重心の認定状況」「日常的に必要なとする医療的ケア」「大島分類」「行動関連項目」です。それぞれ回答してください。
- ・調査項目のうち、「大島分類」については、調査票9ページの資料も参照して、回答してください。
- ・調査項目のうち、「行動関連項目」は行動履歴スコアの項目としていますが、判定データ等がない場合は、事業所の判断・判定で回答してください。

- ・医療的ケア児・者でない利用者は対象ではありません。また、過去に在籍していたが、調査回答時点で在籍していない医療的ケア児・者も対象ではありません。
- ・調査票の10ページ以降に、1人分1ページで回答欄を用意していますので、それぞれ、状況を記入してください。

- ・回答欄は10人分を用意していますが、紙の調査票での回答で、対象者が10人を超える場合は、ページをコピーし、回答欄を増やしてください。増やした回答欄は、調査票本体にテープ、ホッチキス等で留めて、調査票本体と一緒に返送してください。(※オンライン回答の場合は、これらの手間は不要です。)

障害福祉サービス等報酬改定検証調査

居宅訪問型児童発達支援の対象者像の実態調査

【記入要領】

- ◆本冊子は、調査票へのご回答にあたって、調査の概要や回答にあたっての留意点、説明等をまとめたものです。回答時にご参照ください。
- ◆本調査は、インターネットを利用してオンラインで回答いただけます。調査専用ホームページを用意しておりますので、ぜひご利用ください。
(<https://www.shogaifukukushi.jp/kensho/>)

調査に関するお問合せ先

「障害福祉サービス等報酬改定検証調査」事務局
(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

【電話】：0120-163-391

※受付時間 平日 9:30～17:30 (土・日・祝日を除く)

【FAX】：06-7637-1479

【メール】：jimukyoku@shogaifukukushi.jp

【調査専用ホームページ】： <https://www.shogaifukukushi.jp/kensho/>

<目次>

I 本調査について	1
II 調査票の項目説明と回答方法	3
§1. 事業所の基本情報	3
§2. 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援における今後の意向等	3
§3. 居宅訪問型児童発達支援の状況	4
§4. 居宅訪問型児童発達支援の利用者の状況	5

I 本調査について

1. 調査の目的

・本調査は、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の効果検証、並びに次期報酬改定に向けた障害福祉サービスのあり方や質の評価の検討に資するための基礎資料を得ることを目的として実施するものです。

2. 調査の実施主体

・本調査は、厚生労働省より「障害福祉サービス等報酬改定検証調査」の委託を受けた「三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（プライバシーマーク付与事業者）が実施するものです。

・本調査でご回答いただいた情報については、取り扱いに十分留意し、統計的に処理するとともに、上記目的以外に使用することは一切ありません。

3. 調査対象

・本調査の対象は、全国の居宅訪問型児童発達支援を実施する事業所、および、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を実施する事業所です。

4. 調査票の提出方法・期限

・本調査では、次の3通りの提出方法を用意しています。

- ① 調査専用ホームページ（<https://www.shogaifukushi.jp/kensho/>）より調査票ファイル（Microsoft-Excel）をダウンロードし、回答を入力・保存後、調査票ファイルを同ホームページにアップロードする方法
- ② 調査専用ホームページの回答フォームに直接入力・送信する方法
- ③ 送付した紙の調査票に手書きで記入いただき、同封の返信用封筒にて郵送する方法

※インターネットを利用できる環境をお持ちの場合は、①②の方法がたいへん便利です（秘密性・機密性の高い通信方式を採用しています）。是非、ご利用ください。

※ファイルのアップロードが困難な場合、事務局宛メール（jimukyoku@shogaifukushi.jp）にファイルを添付いただく形でも受付可能です。

・いずれかの方法で、**令和2年9月18日（金）までに**ご提出いただけますようお願い申し上げます。

・インターネットで回答される場合には、「調査票番号」と「オンライン提出用パスワード」の入力が必須となります。調査票には、あらかじめ1ページ右上に宛先等を記載したラベルを貼付していますが、ラベルの下部に「調査票番号」「オンライン提出用パスワード」を印字していますので、ご確認ください。

<調査票貼付ラベル>

施設・事業所所在地
施設・事業所名
(事業所番号)
(調査対象サービス)

上記の事業所・サービスの管理者 様

調査票番号 ***** | パスワード *****

5. 一般的な注意事項

- ・調査票の記入は、対象事業所・サービスの管理者の方などをお願いいたします。
- ・調査票の記入にあたり、不明な点がある場合は、下記までお問合せください。

「障害福祉サービス等報酬改定検証調査」事務局
(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)
【電話】：0120-163-391
※受付時間 平日 9:30~17:30 (土・日・祝日を除く)
【FAX】：06-7637-1479
【メール】：jimukyoku@shogaifukushi.jp
【調査専用ホームページ】：<https://www.shogaifukushi.jp/kensho/>

6. 回答上の留意点

- ・ 特に時点を示してあるもの以外は、令和2年7月末現在でご回答ください。
 - ・ 金額は、円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。
- (郵送で提出いただく場合の留意点)**
- ・ 紙の調査票に直接記入いただいた場合、必ず原紙を返送してください。
 - ・ 調査票の記入内容について確認させていただく場合がありますので、調査票は複写したものを1部お手元に保存してください。
 - ・ 調査票は、黒のHBの鉛筆か黒のボールペンで、楷書で明確に記入してください。
 - ・ 誤って記入したときは、消しゴムで消すか、二重線を引き、正しい数字を記入してください（訂正印等は不要です）。
 - ・ いったん提出した調査票について、修正等があり再提出を希望される場合は、必ず事前に調査事務局へご一報ください。(オンライン提出の場合、回答期限内の修正は何度でも可能です。調査事務局への連絡は必要ありません。)

II 調査票の項目説明と回答方法

※調査項目はすべて、調査票のラベルに印字されている「調査対象サービス」に関して回答してください。多機能型等で、事業所で複数のサービスを実施している場合、「調査対象サービス」以外を回答する必要はありません。

S1. 事業所の基本情報

問1 運営主体

- ・サービスを運営する法人の種別を回答してください。
- ・公設民営等で設置法人と運営法人が異なる場合は、設置法人の種別も回答してください。

問2 調査対象サービスの開設年月

- ・調査対象サービスを開設した年月を西暦で回答してください。

問3 調査対象サービスの職員配置人数

- ・調査対象サービスに従事した職員の配置人数を回答してください。令和2年7月の実績で、実人数と常勤換算人数を回答してください。
- ・「障害福祉サービス経験者」とは、児童発達支援、放課後等デイサービスの人員配置基準における「障害福祉サービス経験者」として任用・配置した職員のことです。
- ・「看護職員」とは、看護師・准看護師・保健師・助産師のことです。
- ・「訪問支援員（上記職種に該当しない）」には、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援の訪問支援員で、上記の職種に該当しない職員としてください。
- ・職種を兼務する者は、主たる職種で回答してください。（複数職種への区分はしないでください。）

問4 調査対象サービスにおける職員の充足状況

- ・調査対象サービスにおける職員の現在の充足状況で最も近いものを回答してください。
- ・人員配置基準とはかわりなく、現場における人材の過不足感を回答してください。

S2. 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援における今後の意向等

問5 児童発達支援、放課後等デイサービスの実施状況等

- ・調査対象サービスが児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所にお聞きする質問です。
- ・①では、調査対象サービスの定員数と、令和2年7月の実利用者数を回答してください。なお、定員数について、多機能型の特例に該当する場合は、事業所の合計定員数を回答してください。
- ・②では、調査対象サービスを実施する事業所の形態（多機能型の有無）およびサービスの類型について該当するものを回答してください。事業所が多機能型の場合は、児童発達支援、放課後等デイサービス両方の類型を回答してください。

問6 保育所等訪問支援の実施状況等

- ・調査対象サービスが保育所等訪問支援の事業所にお聞きする質問です。
- ・調査対象サービスの令和2年7月の実利用者数、延べ訪問回数を回答してください。

問7 居宅訪問型児童発達支援の実施意向

- ・調査対象サービスが児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の事業所にお聞きする質問です。
- ・①では、居宅訪問型児童発達支援の実施に関し、法人及び事業所の今後の意向として、該当するものを回答してください。
- ・②では、事業所で居宅訪問型児童発達支援を実施するとした場合、課題と思うものについて、該当するものを回答してください。課題と思うものがなければ回答不要です。

※調査対象サービスが児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の事業所は、回答は問7までで終了となります。問8以降は、調査対象サービスが居宅訪問型児童発達支援の事業所が回答します。

S3. 居宅訪問型児童発達支援の状況

問8 居宅訪問型児童発達支援のサービス提供状況

- ・事業所における居宅訪問型児童発達支援の令和2年7月のサービス提供状況について、該当するものを回答してください。

問9 サービス提供実績がない理由等

- ・居宅訪問型児童発達支援の令和2年7月のサービス提供実績がない事業所にお聞きする質問です。
- ・①では、サービス提供実績がない理由について、該当するものを回答してください。
- ・②では、令和元年8月～令和2年7月の1年間で、サービス利用についての照会を受けたことがあるかどうかを回答してください。照会を受けたことがある場合は、1年間で受けた件数も回答してください。

問10 サービス提供の状況

- ・居宅訪問型児童発達支援の令和2年7月のサービス提供実績がある事業所にお聞きする質問です。
- ・①では、令和2年7月末時点のサービスの登録者数を回答してください。
- ・②では、サービスの令和2年7月の実利用者数、延べ訪問回数を回答してください。
- ・③では、利用者1人あたりの平均的な利用状況として、令和2年7月の実績に基づき、利用者1人の週あたりの平均的な利用日数、1回の利用における平均所要時間について回答してください。
- ・④では、令和元年8月～令和2年7月の1年間で、サービス利用についての照会を受けたが受け入れできなかったことがあるかどうかを回答してください。受け入れできなかったことがある場合は、その1年間で何件の件数も回答してください。
- ・⑤は、前問で、「サービス利用についての照会を受けたが受け入れできなかったことがある」と回答した事業所にお聞きする質問です。その理由として、該当するものを回答してください。

S 4. 居宅訪問型児童発達支援の利用者の状況

問11 居宅訪問型児童発達支援の利用者の個別状況

- ・調査回答時点で在籍する居宅訪問型児童発達支援の利用者について、その**全員分の状況を個別に**回答してください。
- ・過去に在籍していたが、調査回答時点で在籍していない利用者（現在、事業所のサービスを利用していない者）については、回答の必要はありません。
- ・調査票の6ページ以降に、1人分見開き2ページで回答欄を用意していますので、それぞれ、状況を記入してください。

- ・回答欄は9人分を用意していますが、紙の調査票での回答で、対象者が9人を超える場合は、ページをコピーし、回答欄を増やしてください。増やした回答欄は、調査票本体にテープ、ホッチキス等で留めて、調査票本体と一緒に返送してください。（※オンライン回答の場合は、これらの手間は不要です。）

- ・以下、回答項目および回答時の注意事項を示します。

項目	回答時の注意事項
サービス利用開始年月	・ サービス利用開始年月は西暦で回答してください。 ・ 年齢は調査回答時点の年齢を回答してください。
年齢	
性別	
支給量	
支給決定の有効期間	・ 令和2年7月の利用回数 ・ 令和2年8月以降に利用を開始した者については、0回としてください。 ・ 都道府県・市区町村の回答としてください（住所の記載はしなくてください）。
居住地	
支給特性	・ 集団療育への移行支援かどうかを回答してください。
障害者手帳	・ 所持する手帳について回答してください。
発達障害	・ 発達障害の診断の有無を回答してください。
日常的に必要なとする医療的ケア	・ 医療的ケア児の場合、日常的に必要なとする医療的ケアを回答してください。該当しない場合は回答不要です。
温度・湿度管理、日光曝露対策、感染症対策等の要否	・ 外出時などに、特別な感染症対策や、各種過敏症への対策等を要するかどうかを回答してください。
大島分類	・ 調査票5ページの資料も参照して、回答してください。
状態	・ ADL等の状態について、事業所の判断・判定で各項目を回答してください。
行動関連項目（行動援護スコア）	・ 行動援護スコアの項目としていますが、判定データ等がない場合は、事業所の判断・判定で各項目を回答してください。
以前に利用していたサービス	・ 居宅訪問型児童発達支援を利用する前に、利用していたサービスを回答してください。 ・ 利用していたサービスがある場合は、利用していた時のおおよその利用量（居宅訪問型児童発達支援の利用前直近の利用量）も回答してください。 ・ また、そのサービスの現在の状況（利用中・利用終了）についても回答してください。

項目	回答時の注意事項
現在の併給・併用サービス	・ 現在、居宅訪問型児童発達支援と併給・併用しているサービスについて回答してください。 ・ 併給・併用しているサービスがある場合は、おおよその利用量（おおむね令和2年7月の利用量）も回答してください。
その他の併給・併用サービス	・ その他、併給・併用しているサービスがあれば回答してください。ない場合は回答不要です。
事業所から利用者宅の訪問にかか る移動時間（片道）	・ 訪問支援員が事業所から利用者宅を訪問する際の平均的な移動時間（片道）を回答してください。
通所サービスが利用困難な理由	・ 利用者が障害児通所支援サービスを利用することが困難な理由を回答してください。 ・ 「長時間の移動が困難」を回答した場合は、利用者宅から最寄りの通所事業所までの移動に要する時間（片道）も回答してください。 ・ 通所サービスを併給・併用している場合は回答不要です。

障害福祉サービス等報酬改定検証調査
障害児入所施設の支援の実態調査
【記入要領】

- ◆本冊子は、調査票へのご回答にあたって、調査の概要や回答にあたっての留意点、説明等をまとめたものです。回答時にご参照ください。
- ◆本調査は、インターネットを利用してオンラインで回答いただけます。調査専用ホームページを用意しておりますので、ぜひご利用ください。
(<https://www.shogaifukushi.jp/kensho/>)

調査に関するお問合せ先

「障害福祉サービス等報酬改定検証調査」事務局
(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

【電話】：0120-163-391

※受付時間 平日 9:30~17:30 (土・日・祝日を除く)

【FAX】：06-7637-1479

【メール】：jimukyoku@shogaifukushi.jp

【調査専用ホームページ】： <https://www.shogaifukushi.jp/kensho/>

<目次>

I 本調査について	1
II 調査票の項目説明と回答方法	3
§1. 施設の基本情報	3
§2. 小規模グループケアについて	3
§3. 重度障害児等の受け入れについて	4
§4. 入院・外泊について	6
§5. その他の加算の取得状況	8
§6. 職員の配置・充足状況等	8

I 本調査について

1. 調査の目的

本調査は、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の効果検証、並びに次期報酬改定に向けた障害福祉サービスのあり方や質の評価の検討に資するための基礎資料を得ることを目的として実施するものです。

2. 調査の実施主体

- 本調査は、厚生労働省より「障害福祉サービス等報酬改定検証調査」の委託を受けた「三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（プライバシーマーク付与事業者）が実施するものです。
- 本調査でご回答いただいた情報については、取り扱いに十分留意し、統計的に処理するとともに、上記目的以外に使用することは一切ありません。

3. 調査対象

- 本調査の対象は、全国の福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設です。

4. 調査票の提出方法・期限

- 本調査では、次の3通りの提出方法を用意しています。

- ① 調査専用ホームページ (<https://www.shogaifukushi.jp/kensho/>) より調査票ファイル (Microsoft-Excel) をダウンロードし、回答を入力・保存後、調査票ファイルを同ホームページにアップロードする方法
- ② 調査専用ホームページの回答フォームに直接入力・送信する方法
- ③ 送付した紙の調査票に手書きで記入いただき、同封の返信用封筒にて郵送する方法

※インターネットを利用できる環境をお持ちの場合は、①②の方法がたいへん便利です（秘密性・機密性の高い通信方式を採用しています）。是非、ご利用ください。

※ファイルのアップロードが困難な場合、事務局宛メール (jimukyoku@shogaifukushi.jp) にファイルを追加いただく形でも受付可能です。

- いずれかの方法で、**令和2年9月18日（金）までに**ご提出いただきますようお願い申し上げます。

- インターネットで回答される場合には、「調査票番号」と「オンライン提出用パスワード」の入力が必須となります。調査票には、あらかじめ1ページ右上に宛先等を記載したラベルを貼付していますが、ラベルの下部に「調査票番号」「オンライン提出用パスワード」を印字していますので、ご確認ください。

＜調査票貼付ラベル＞

施設・事業所所在地
施設・事業所名
(事業所番号)
(調査対象サービス)

上記の事業所・サービスの管理者 様

調査票番号 ***** | パスワード *****

5. 一般的な注意事項

- 調査票の記入は、対象事業所・サービスの管理者の方などをお願いいたします。
- 調査票の記入にあたり、不明な点がある場合は、下記までお問合せください。

「障害福祉サービス等報酬改定検証調査」事務局
(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)
【電話】：0120-163-391
※受付時間 平日 9:30~17:30 (土・日・祝日を除く)
【FAX】：06-7637-1479
【メール】：jimukyoku@shogaifukushi.jp
【調査専用ホームページ】：<https://www.shogaifukushi.jp/kensho/>

6. 回答上の留意点

- 特に時点を示してあるもの以外は、令和2年7月末現在でご回答ください。
- 金額は、円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。
(郵送で提出いただく場合の留意点)
- 紙の調査票に直接記入いただいた場合、必ず原紙を返送してください。
- 調査票の記入内容について確認させていただく場合がありますので、調査票は複写したものを1部お手元に保存してください。
- 調査票は、黒のHBの鉛筆か黒のボールペンで、楷書で明確に記入してください。
- 誤って記入したときは、消しゴムで消すか、二重線を引き、正しい数字を記入してください（訂正印等は不要です）。
- いったん提出した調査票について、修正等があり再提出を希望される場合は、必ず事前に調査事務局へご一報ください。(オンライン提出の場合、回答期限内の修正は何度でも可能です。調査事務局への連絡は必要ありません。)

II 調査票の項目説明と回答方法

S 1. 施設の基本情報

問1 主たる対象者

- ・福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の別で、施設の主たる対象者を回答してください。

問2 定員・実利用者数

- ・令和2年7月末時点での、施設の定員及び実利用者数を回答してください。
- ・定員は届出定員を回答してください。
- ・実利用者数は、契約と措置それぞれの実人数を回答してください。また、実利用者数のうち、児童数を内数として回答してください。なお、児童数は通学状況に関わらず、令和2年7月末時点で18歳未満の利用者となります。

問3 居室数

- ・施設の居室数を、個室、2人部屋、3人部屋等の利用人数別で、それぞれの室数を回答してください。

問4 居室面積

- ・前問で回答した居室の面積合計を回答してください。居室のみの面積で、施設全体の面積ではありません。

問5 直接支援職員数

- ・施設の直接支援職員数を、令和2年7月の常勤換算人数で回答してください。

S 2. 小規模グループケアについて

問6 小規模グループケア加算の算定状況

- ・令和2年7月の小規模グループケア加算の算定有無を回答してください。

問7 小規模グループケアの実施有無

- ・小規模グループケア加算の算定有無に関わらず、施設で小規模グループケアを実施しているかどうかを回答してください。

問8 小規模グループケアの実施状況

- ・小規模グループケア加算の算定に関わらず、小規模グループケアを実施している施設にお聞きする質問です。
- ・①では、施設での小規模グループケアの実施単位数、1単位の定員（単位で異なる場合は平均値としてください）、1人あたりの居室面積、実利用者数合計を回答してください。
- ・②では、小規模グループケア専任の職員数を実人数で回答してください。

問9 小規模グループケアの実施意向

- ・小規模グループケアを実施していない施設にお聞きする質問です。
- ・①では、施設での小規模グループケアの今後の実施意向を回答してください。実施を予定している場合は、その開始予定年月も回答してください。
- ・②では、小規模グループケアを実施しない・実施が難しいと回答した施設で、その理由として該当するものを回答してください。

S 3. 重度障害児等の受け入れについて

問10 重度障害児等の受け入れに関連する加算の算定状況

- ・重度障害児等の受け入れに関連する加算について、令和2年7月の算定状況を回答してください。

問11 重度障害児入所棟の有無

- ・施設における重度障害児入所棟の有無について回答してください。なお、「重度障害児入所棟」とは、重度障害児支援加算の施設基準に該当するものです。

問12 重度障害児入所棟の状況

- ・重度障害児入所棟のある施設にお聞きする質問です。
- ・重度障害児入所棟の定員、1人あたりの居室面積、実利用者数を回答してください。

問13 重度障害児入所棟の整備意向

- ・重度障害児入所棟のない施設にお聞きする質問です。
- ・①では、施設での重度障害児入所棟の今後の整備意向を回答してください。整備を予定している場合は、その完成予定年月も回答してください。
- ・②では、重度障害児入所棟を整備しない・整備が難しいと回答した施設で、その理由として該当するものを回答してください。

問14 小規模グループケアと重度障害児入所療育の両方を有する施設の状況

- ・小規模グループケアを実施しており、かつ、重度障害児入所療育を有する施設にお聞きする質問です。
- ・①では、小規模グループケアの実施場所と重度障害児入所療育の配置について、該当するものを回答してください。
- ・②では、施設内で定員小の小規模グループケアと、定員大の重度障害児入所療育の運営を同時に実施することについて、工夫していることなどを回答してください。特に、両方の加算を算定している場合は、加算取得にあたっての工夫等を紹介してください。

問15 強度行動障害児の受け入れに関する職員配置人数

- ・強度行動障害児の受け入れに関し、施設で強度行動障害児支援者養成研修（実践研修）修了者等の配置をしている場合、令和2年7月末時点での人数を回答してください。

問16 強度行動障害のある入所児童への対応

- ・①では、令和2年7月の状況で、強度行動障害判定基準（11項目）に該当する入所者の人数を回答してください。また、該当者がいる場合、令和2年7月の1か月間で、身体拘束を行った人数を回答してください。
- ・項目ごとに人数を記入し、1人で複数項目に該当する場合は、各項目に重複計上してください。回答欄最下行の「上記に該当する実人数」は、重複計上を除外した実人数としてください（1～11の合計値ではありません）。
- ・②では、強度行動障害判定基準に該当する入所者がおり、身体拘束以外の方法で入所者に対応している場合に、その具体的な対応方法等の概略を回答してください。
- ・③では、身体拘束に関し、明文化され、職員全員が参照できる手続きやガイドライン、マニュアル等の整備状況について、該当するものを回答してください。文書等を定めていない場合は、その理由も回答してください。
- ・④では、身体拘束の廃止・適正化に向けた取組として施設で実施していることについて、該当するものを回答してください。

問17 医療型障害児入所施設における強度行動障害児の受け入れ

- ・医療型障害児入所施設にお聞きする質問です。
- ・①では、保健医療機関として、令和2年7月における診療報酬の強度行動障害児入院医療管理加算の算定有無について回答してください。
- ・②は、強度行動障害児入院医療管理加算を算定している施設にお聞きする質問です。算定対象の患者数、医療型障害児入所施設の利用者に該当する人数を回答してください。
- ・③は、強度行動障害児入院医療管理加算を算定していない施設にお聞きする質問です。加算を算定しない理由について、該当するものを回答してください。
- ・④では、医療型障害児入所施設に対し、福祉型障害児入所施設の「強度行動障害児特別支援加算」等と同種の加算（福祉的な観点・基準に基づき強度行動障害児支援を評価する加算）を認めることについて、考えとして最も近いものを回答してください。加算があった方がよいと考える場合は、その理由も回答してください。

§4. 入院・外泊について

問18 福祉型障害児入所施設における入院・外泊の状況

- ・福祉型障害児入所施設にお聞きする質問です。
- ・①では、令和2年4月～令和2年7月の期間における、施設全体での利用者の入院・外泊の延べ日数を記入してください。
- ・②では、入院・外泊をした利用者の個別の状況を回答してください。令和2年4月～令和2年7月の期間の入院・外泊者で、直近の10人分について回答してください。なお、10人の中に、同じ人が複数回入ってもかまいません。
- ・ほぼ同じ時期に複数の利用者が外泊するなどして順序をつけることが難しく、該当者が10人を超える場合は、その中から10人をランダムに選んで回答してください。

(例)

- ◆令和2年7月にAさんが3回外泊、Bさんが2回外泊、Cさんが1回入院・2回外泊、Dさんが2回入院し、これが直近である場合、この4人の方の7回外泊、3回入院分を記入します。
- ◆令和2年7月にほぼ同時期に15人が外泊し、これが直近である場合、この中から10人を選んで記入します。

(回答表の項目)

- ・回答表では、1人分を1行で記入します。
- ・「年齢」には、該当者の令和2年7月末時点の年齢を記入してください。入院・外泊時の年齢ではありません。
- ・「障害区分」には、利用者の主たる障害種別を回答してください。重複の場合も主たる障害1つとしてください。なお、施設の指定種別ではありません。
- ・「入院・外泊区分」は、入院か外泊かの区分を選んでください。
- ・「入院・外泊期間」は、入院・外泊の初日と終了日を、西暦年、月、日で記入してください。
- ・「外泊先」は、外泊の場合に、外泊先が自宅か自宅以外かを選んでください。外泊先の「自宅以外」は、移行を目的とした短期入所等も含みます。なお、入院の場合は回答不要です。
- ・「加算算定」は、その入院・外泊について加算算定をしている場合に、該当する加算を回答してください。
- ・③では、利用者の入院・外泊にあたり、施設として利用者・家族等に支援等を行っていることや、入院・外泊が円滑に行われるように工夫していることなどがあればある場合に、②で回答した入院・外泊者の個別に記入してください。
- ・回答欄は医療型障害児入所施設の問と共通としており、ページが離れていますがご注意ください。

問19 医療型障害児入所施設における外泊の状況

- ・医療型障害児入所施設にお聞きする質問です。
 - ・①では、令和2年4月～令和2年7月の期間における、施設全体での利用者の外泊の延べ日数を記入してください。
 - ・②では、外泊をした利用者の個別の状況を回答してください。令和2年4月～令和2年7月の期間の外泊者で、直近の10人分について回答してください。なお、10人の中に、同じ人が複数回入ってもかまいません。
 - ・ほぼ同じ時期に複数の利用者が外泊するなどして順序をつけることが難しく、該当者が10人を超える場合は、その中から10人をランダムに選んで回答してください。
- (回答表の項目)
- ・回答表では、1人分を1行で記入します。
 - ・「年齢」には、該当者の令和2年7月末時点の年齢を記入してください。入院・外泊時の年齢ではありませぬ。
 - ・「障害区分」には、利用者の主たる障害種別を回答してください。重複の場合も主たる障害1つとしてください。なお、施設の指定種別ではありません。
 - ・「外泊期間」は、外泊の初日と終了日を、西暦年、月、日で記入してください。
 - ・「外泊先」は、外泊先が自宅か自宅以外かを選んでください。外泊先の「自宅以外」は、移行を目的とした短期入所も含みます。
 - ・「外泊時入院基本料の上乗せ有無」は、その外泊について、医療報酬の外泊時入院基本料で認められている上乗せを算定しているかどうかを回答してください。

- ・③では、利用者の外泊にあたり、施設として利用者・家族等に支援等を行っていることや、外泊が円滑に行われるように工夫していることなどがある場合に、②で回答した外泊者の個別に記入してください。
- ・回答欄は福祉型障害児入所施設の問と共通としており、設問文と場所が離れていますのでご注意ください。

- ・④では、利用者の外泊により、1人1日あたりの給付費・入院費（1人1日あたりの収入）が、どの程度減少するかを回答してください。通常の1人1日あたりの収入を100とした場合に、外泊時の収入が例えば平均で30になる場合は、「30%」と回答します。なおよその概算割合で結構です。
- ・⑤では、医療型障害児入所施設に対し、福祉型障害児入所施設の「入院・外泊時加算」と同種の加算（利用者の外泊等の支援を評価する加算）を認めることについて、考えとして最も近いものを回答してください。加算があった方がよいと考える場合は、その理由も回答してください。

§5. その他の加算の取得状況

問20 各種加算の算定状況

- ・令和2年7月の福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設に関する各種加算の算定状況を回答してください。

§6. 職員の配置・充足状況等

問21 職員の充足状況

- ・施設の職員の現在の充足状況で最も近いものを回答してください。
- ・人員配置基準とはかわりなく、現場における人材の過不足感を回答してください。

問22 保育士・児童指導員の配置や補充等に関し感じていること

- ・保育士・児童指導員について、配置や補充に関して感じていること（不足感など）があれば、回答してください。
- ・人員配置基準とはかわりなく、現場での感覚として回答してください。
- ・該当するものがない場合は回答不要です。

令和2年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査
調査結果報告書

発行：令和3年3月

発行者：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話 03-5253-1111（代表）